早稻田大學出版部

明治四十四年十一月二十二日印刷
明治四十四年十一月二十五日發行

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地　高田早苗
印刷者　東京市牛込區榎町七番地　渡邊八太郎

發行所　東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
早稻田大學出版部
振替東京一一二三番　電話番町三七四・二四二三番

日清印刷株式會社印刷

爾、則亦無有乎爾、藻洲謙、

墨子國字解跋

墨翟之道、孟子闢以無父、荀卿黜以蔽於用、世皆已知之矣、吾獨怪世之言忠孝者、率資儒教、而詩書六經、竝稱忠孝、未之有也、今觀墨子、乃曰、忠以利君、孝利親也、吁彼所謂無父蔽於用者、顯然竝稱忠孝、而詩書六經未之有者、豈不亦異乎、曩者予從解于墨子、其初志以謂、墨子之書、譌挩最衆、自古學者多舍而無講、且其經經說諸篇、文詭旁行、字缺錯簡、尤不可讀、願務爲考訂、闡發奧賾、以俟來賢也、不圖中途、逢南北朝正閏論之起、予妄不自揣、竊與同志有所謀也、幸賴　祖宗靈鑑　聖明宸斷、而千古疑案、一朝大定矣、當是之時、予殊極草忙、而剞劂期迫、督促星火、急遽下筆、以付于梓、未能盡如初志而止、是爲可憾也、雖然墨子有言、治於神者、衆人不知其功、則予之區區致力于正閏論、而考訂闡發未能盡如初志者、墨子有知乎、亦不必謂予爲孟荀之徒故然也、噫斯道也、今之世可與語者、其誰也歟、蓋無有乎

[illegible]

歸之、因有齊國、子孫享之、至今不絕、若實名貧僞名富、曰、實無名、名無實、名者、僞而已矣、昔者堯舜僞以天下讓許由善卷、而不失天下、享祚百年、伯夷叔齊、實以孤竹君讓、而終亡其國、餓死於首陽之山、實僞之辨、如此其省也、楊朱過宋東之於逆旅、逆旅人有妾二人、其一人美、其一人惡、惡者貴、而美者賤、楊子問其故、逆旅小人對曰、其美者自美、吾不知其美也、其惡者自惡、吾不知其惡也、楊朱曰、弟子記之、行賢而去自賢之行、安往而不愛哉、楊朱之弟曰布、衣素衣而出、天雨、解素衣、衣緇衣而反、其狗不知、迎而吠之、楊布怒將扑之、楊朱曰、子無扑矣、子亦猶是也、嚮者使汝狗白而往、黑而來、豈能無怪哉(說符篇)

說苑

楊子曰、事之可以之貧、可以之富者、其傷行者也、事之可以之生、可以之死者、其傷勇者也、僕子曰、楊子智而不知命、故其知多疑、語曰、知命者不惑、晏嬰是也、

墨子國字解附錄　終

膚微於一節省矣、然則積一毛以成肌膚、積肌膚以成一節、一節一毛固一體萬分中之一物、奈何輕之乎、禽子曰、吾不能所以答子、然則以子之言問老聃關尹、則子言當矣、以吾言問大禹墨翟、則吾言當矣、孟孫陽因顧與其徒說他事、楊子之鄰人亡羊、既率其黨、又請楊子之豎追之、楊子曰、嘻、亡一羊、何追之者衆、鄰人曰、多岐路、既反、問獲羊乎、曰、亡之矣、曰、奚亡之、曰、岐路之中、又有岐焉、吾不知所之、所以反也、楊子戚然變容、不言者移時、不笑者竟日、門人怪之請曰、羊賤畜、又非夫子之有、而損言笑者何哉、楊子不答、門人不獲所命、弟子孟孫陽出以告心都子、心都子他日與孟孫陽偕入而問曰、昔者有昆弟三人、游齊魯之間、同師而學、進仁義之道而歸、其父曰、仁義之道若何、伯曰、仁義使我愛身而後名、仲曰、仁義使我殺身以成名、叔曰、仁義使我身名爲全、彼三術相反、而同出於儒、孰是孰非邪、楊子曰、人有濱河而居者、習於水、勇於泅、操舟鬻渡、利供百口、裹糧就學者成徒、而溺死者幾半、本學泅、不學溺、而利害如此、若以爲孰是孰非、心都子默然而出、孟孫陽讓之曰、何吾子問之迂、夫子答之僻、吾惑愈甚、心都子曰、大道以多岐亡羊、學者以多方喪生、學非本不同、非本不一、而末異若是、唯歸同反一、爲亡得喪、子長先生之門、習先生之道、而不達先生之況也、哀哉、（說符篇）

楊朱游於魯、舍於孟氏、孟氏問曰、人而已矣、奚以名爲、曰、以名者爲富、既富矣、奚不已焉、曰、爲貴、既貴矣、奚不已焉、曰、爲死、既死矣、奚爲焉、曰、爲子孫、名奚益於子孫、曰、名乃苦其身、燋其心、乘其名者、澤及宗族、利兼鄉黨、況子孫乎、凡爲名者必廉、廉斯貧、爲名者必讓、讓斯賤、曰、管仲之相齊也、君淫亦淫、君奢亦奢、志合言從、道行國霸、死之後、管氏而已、田氏之相齊也、君盈則己降、君斂則己施、民皆

智之人、量利害、料虛實、度人情、得亦中、亡亦中、其少智之人、不量利害、不料虛實、不度人情、得亦中、亡亦中、量與不量、料與不料、度與不度、奚以異、唯無所量、無所不量、則全而亡喪、亦非知全、亦非知喪、自全也、自亡也、自喪也、(力命篇)

楊朱見梁王、言治天下、如運諸掌、梁王曰、先生有一妻一妾而不能治、三畝之園而不能芸、而言治天下、如運諸掌何也、對曰、君見其牧羊者乎、百羊而羣、使五尺童子荷箠而隨之、欲東而東、欲西而西、使堯牽一羊、舜荷箠而隨之、則不能前矣、且臣聞之、吞舟之魚、不游枝流、鴻鵠高飛、不集汙池、何則其極遠也、黃鍾大呂、不可從煩奏之舞、何則其音疎也、將治大者、不治細、成大功者不成小、此之謂矣、孟孫陽問楊子曰、有人於此、貴生愛身、以蘄不死、可乎、曰、理無不死、以蘄久生、可乎、曰、理無久生、生非貴之所能存、身非愛之所能厚、且久生奚爲、五情好惡、古猶今也、四體安危、古猶今也、世事苦樂、古猶今、也、變易治亂、古猶今也、既聞之矣、既見之矣、既更之矣、百年猶厭其多、況久生之苦也乎、孟孫陽曰、若然速亡愈於久生、則踐鋒刃、入湯火、得所志矣、楊子曰、不然、既生則廢而任之、究其所欲、以俟於死、將死則廢而任之、究其所之、以放於盡、無不廢、無不任、何遽遲速於其間乎、楊朱曰、伯成子高、不以一毫利物、舍國而隱耕、大禹不以一身自利、一體偏枯、古之人損一毫利天下、不與也、悉天下奉一身、不取也、人人不損一毫、人人不利天下、天下治矣、禽子問楊朱曰、去子體之一毛、以濟一世、汝爲之乎、楊子曰、世固非一毛之所濟、禽子曰、假濟爲之乎、楊子弗應、禽子出語孟孫陽、孟孫陽曰、子不達夫子之心、吾請言之、有侵若肌膚獲萬金者、若爲之乎、曰、爲之、孟孫陽曰、有斷若一節得一國、子爲之乎、禽子默然、有間、孟孫陽曰、一毛微於肌膚、肌

已也、季梁曰、良醫也、且食之、盧氏曰、汝疾不由天、亦不由人、亦不由鬼、稟生受形、既有制之者矣、亦有知之者矣、藥石其如汝何、季梁曰、神醫也、重貺遣之、俄而季梁之疾自瘳(力命篇)

楊布問曰、有人於此、年兄弟也、言兄弟也、才兄弟也、貌兄弟也、而壽夭父子也、貴賤父子也、名譽父子也、愛憎父子也、吾惑之、楊子曰、古之人有言、吾嘗識之、將以告若、不知所以然而然、命也、今昏昏昧昧、紛紛若若、隨所爲、隨所不爲、日去日來、孰能知其故、皆命也、夫信命者、亡壽夭、信理者、亡是非、信心者、亡逆順、信性者、亡安危、則謂之都亡、所信、都亡所不信、眞矣慤矣、奚去奚就、奚哀奚樂、奚爲奚不爲、黃帝之書云、至人居若死、動若械、亦不知所以居、亦不知所以不居、亦不知所以動、亦不知所以不動、亦不以衆人之觀、易其情貌、亦不謂衆人之不觀不易其情貌、獨往獨來、獨出獨入、誰能礙之、墨屎單至嘽咺憋懯四人、相與遊於世、胥如志也、窮年不相知情、自以知之深也、巧佞愚直婩斫便辟、四人、相與遊於世、胥如志也、窮年而不相語術、自以巧之微也、㺧㤜情露謇極凌誶四人、相與遊於世、胥如志也、窮年不相曉悟、自以爲才之得也、眠娗諈諉勇敢怯疑、四人相與遊於世、胥如志、也、窮年不相謫發、自以行無戾也、多偶自專乘權隻立、四人、相與遊於世、胥如志也、窮年不相顧盼、自以時之適也、此衆態也、其貌不一、而咸之於道、命所歸也、佹佹成者、俏成也、初非成也、佹佹敗者、俏敗者也、初非敗也、故迷生於俏俏之際、昧然於俏而不昧然、則不駭外禍、不喜內福、隨時動、隨時止、智不能知也、信命者、於彼我無二心、於彼我而有二心者、不若揜目塞耳、背坂面隍、亦不墜仆也、故曰、死生自命也、貧窮自時也、怨夭折者、不知命者也、怨貧窮者、不知時者也、當死不懼、在窮不戚、知命安時也、其使多

厚爾、爲聲色爾、而美厚復不可常厭足、聲色不可常翫聞、乃復爲刑賞之所禁勸、名法之所進退、遑遑爾競一時之虛譽、規死後之餘榮、偊偊爾愼耳目之觀聽、惜身意之是非、徒失當年之至樂、不能自肆於一時、重囚纍梏何以异哉、太古之人、知生之暫來、知死之暫往、故從心而動、不違自然所好、當身之娛非所去也、故不爲名所勸、從性而遊、不逆萬物所好、死後之名、非所取也、故不爲刑所及、名譽先後、年命多少、非所量也、　楊朱曰、萬物所異者生也、所同者死也、生則有賢愚貴賤、所以異也、死則有臭腐消滅、是所同也、雖然賢愚貴賤、非所能也、臭腐消滅、亦非所能也、故生非所生、死非所死、賢非所賢、愚非所愚、貴非所貴、賤非所賤、然而萬物齊生齊死、齊賢齊愚、齊貴齊賤、十年亦死、百年亦死、仁聖亦死、凶愚亦死、生則堯舜、死則腐骨、生則桀紂、死則腐骨、一矣、孰知其異、且趨當生、奚遑死後、　楊朱曰、伯夷非亡欲、矜清之郵、以放餓死、展季非亡情、矜貞之郵、以放寡宗、清貞之誤善之若此、　楊朱曰、行善不以爲名、而名從之、名不與利期、而利歸之、利不與爭期、而爭及之、故君子必愼爲善、　楊朱曰、利出者實及、怨往者害來、發於此而應於外者、唯請、是故賢者愼所出、

楊朱之友曰季梁、季梁得疾、七日大漸、其子環而泣之請醫、季梁謂楊朱曰、吾子不肖、如此之甚、汝奚不爲我歌以曉之、楊朱歌曰、天其弗識、人胡能覺、匪祐自天、弗孽由人、我乎汝乎、其弗知乎、醫乎巫乎、其知之乎、其子弗曉、終謁三醫、一曰矯氏、二曰兪氏、三曰盧氏、診其所疾、矯氏謂季梁曰、汝寒溫不節、虛實失度、病由饑飽色慾精慮煩散、非天非鬼、雖漸可攻也、季梁曰、衆醫也、亟屛之、兪氏曰、女始則胎氣不足、乳湩有餘、病非一朝一夕之故、其所由來者漸矣、弗可

稱之弗知、此與株塊奚以異矣、彼四聖、雖美之
所歸苦以至終、同歸於死矣、彼二凶雖惡之所
歸樂以至終、亦同歸於死矣、　楊朱曰、原憲窶
於魯、子貢殖於衞、原憲之窶損生、子貢之殖、累
身、然則窶亦不可、殖亦不可、其可焉在、曰、可在
樂生可在逸身、故善樂生者不窶、善逸身者不
殖、(楊朱篇)　楊朱曰、古語有之、生相憐、死相捐、
此語至矣、相憐之道、非唯情也、勤能使逸、機能
使飽、寒能使溫、窮能使達也、相捐之道、非不相
哀也、不含珠玉、不服文錦、不陳犧牲、不設明器
也、晏平仲問養生於管夷吾、管夷吾曰、肆之而
已、勿壅勿閼、晏平仲曰、其目奈何、夷吾曰、恣耳
之所欲聽、恣目之所欲視、恣鼻之所欲向、恣口
之所欲言、恣體之所欲安、恣意之所欲行、夫耳
之所欲聞者音聲、而不得聽、謂之閼聰、目之所
欲見者美色、而不得視、謂之閼明、鼻之所欲向
者椒蘭、而不得嗅、謂之閼顫、口之所欲道者是

非、而不得言、謂之閼智、體之所欲安者美厚、而
不得從、謂之閼適、意之所欲爲者放逸、而不得
行、謂之閼性、凡此諸閼、廢虐之主、去廢虐之主、
熙熙然以俟死、一日一月、一年十年、吾所謂養、
拘此廢虐之主、錄而不舍、戚戚然以至久生、百
年千年萬年、非吾所謂養、管夷吾曰、吾既告子
養生矣、送死奈何、晏平仲曰、送死略矣、將何以
告焉、管夷吾曰、吾固欲聞之、平仲曰、既死、豈在
我哉、焚之亦可、沈之亦可、瘞之亦可、露之亦可、
衣薪而棄諸溝壑亦可、袞衣繡裳而納諸石椁
亦可、唯所遇焉、管夷吾顧謂鮑叔黃子曰、生死
之道、吾二人進之矣、　楊朱曰、百年壽之大齊、
得百年者、千無一焉、設有一者、孩抱以逮昏老、
幾居其半矣、夜眠之所弭、晝覺之所遺、又幾居
其半矣、痛疾哀苦亡失憂懼、又幾居其半矣、量
十數年之中、逌然而自得、無介焉之慮者、亦無
一時之中爾、則人之生也奚爲哉、奚樂哉、爲美

室綿纊狐貉、顧其妻曰、負日之暄、人莫知者、以獻吾君、將有重賞、里之富室告之曰、昔人有美戎菽甘枲莖芹萍子者、對鄕豪稱之、鄕豪取而嘗之、蜇於口、慘於腹、衆哂而怨之、其人大慙、子此類也、　楊朱曰、豐屋美服、厚味姣色、有此四者、何求於外、有此而求外者、無厭之性、無厭之性、陰陽之蠹也、忠不足以安君、適足以危身、義不足以利物、適足以害生、安上不由於忠、而忠名滅焉、利物不由於義、而義名絕焉、君臣皆安、物我兼利、古之道也、(以上楊朱篇)　楊朱曰、天下之美、歸之舜禹周孔、天下之惡、歸之桀紂、然而舜耕於河陽、陶於雷澤、四體不得蹔安、口腹不得美厚、父母之所不安、弟妹之所不親、行年三十、不告而娶、及受堯之禪、年已長、智已衰、商鈞不才、禪位於禹、戚戚然以至於死、此天人之窮毒者也、鯀治水土、績用不就、殛諸羽山、禹纂業事讎、惟荒土功、子產不字、過門不入、身體偏枯、

手足胼胝、及受舜禪、卑宮室、美紱冕、戚戚然以至於死、此天人之憂苦者也、武王既終、成王幼弱、周公攝天子之政、召公不說、四國流言、居東三年、誅兄放弟、僅免其身、戚戚然以至於死、此天人之危懼者也、孔子明帝王之道、應時君之聘、伐樹於宋、削迹於衞、窮於商周、圍於陳蔡、受屈於季氏、見辱於陽虎、戚戚然以至於死、此天民之遑遽者也、凡彼四聖者、生無一日之歡、死有萬世之名、名者固非實之所取也、雖稱之弗知、雖賞之弗知、與株塊無以異矣、桀藉累世之資、居南面之尊、智足以距羣下、威足以震海內、恣耳目之娛、窮意慮之所爲、熙熙然以至於死、此天民之逸蕩者也、紂亦藉累世之資、居南面之尊、威無不行、志無不從、肆情於傾宮、縱欲於長夜、不以禮義自苦、熙熙然以至於誅、此天民之放縱者也、彼二凶也、生有從欲之歡、死被愚暴之名、實者固非名之所與也、雖毀之不知、雖

蹵然變容曰、敬聞命矣、其往也、舍者迎將、家公執席、妻執巾櫛、舍者避席、煬者避竈、其反也、舍者與之爭席矣、

楊朱曰、太古之事滅矣、孰志之哉、三皇之事、若存若亡、五帝之事、若覺若夢、三王之事、或隱或顯、億不識一、當身之事、或聞或見、萬不失一、目前之事、或存或廢、千不識一、太古至于今日、年數固不可勝紀、伏羲已來三十餘萬歲、賢愚好醜、成敗是非、無不消滅、但遲速之間耳、矜一時之毀譽、以焦苦其神形、要死後數百年中餘名、豈足潤枯骨、何生之樂哉、

楊朱曰、人肖天地之類、懷五常之性、有生之最靈者人也、人者爪牙不足以供守衞、肌膚不足以自捍禦、趨走不足以逃利害、無毛羽以禦寒暑、必將資物以爲養、性任智而不恃力、故智之所貴、存我爲貴、力之所賤、侵物爲賤、然身非我有也、既生不得不全之、物非我有也、既有不得而去之、身固生之主、物亦養之主、雖全生身、不可有其身、雖不去物、不可有其物、有其物、有其身、是横私天下之身、横私天下之物、其惟聖人乎、公天下之身、公天下之物、其惟至人矣、此之謂至至者也、

楊朱曰、生民之不得休息、爲四事故、一爲壽、二爲名、三爲位、四爲貨、有此四者、畏鬼畏人、畏威畏刑、此之謂遁人也、可殺可活、制命在外、不逆命何羨壽、不矜貴何羨名、不要勢何羨位、不貪富何羨貨、此之謂順民也、天下無對、制命在内、故語有之曰、人不婚宦、情欲失半、人不衣食、君臣道息、周諺曰、田父可坐殺、晨出夜入、自以性之恒、啜菽茹藿、自以味之極、肌肉粗厚、筋節腃急、一朝處以柔毛綈幕、薦以粱肉蘭橘、心痟體煩、内熱生病矣、商魯之君、與田父侔地、則亦不盈一時而憊矣、故野人之所安、野人之所美、謂天下無過者、昔者宋國有田夫、常衣縕黂、僅以過冬、暨春東作、自曝於日、不知天下之有廣厦隩

是れ行仁の過ちにして、墨の偏へに兼愛に傾けるは是れ行義の過ちなり、仁義の道は、惟だ聖人能く得て之を完具すと爲す者あり、乃ち前きに論辯門に錄せし宋の王安石が楊墨辯の如きは即ち是れなり、蓋し楊と墨とを問はず、凡そ諸子、其の說の當否は姑く置き、要するに其の中亦自から幾分の眞理を含有せずして、焉んぞ能く百世の下、尙能く其の教學を言ふ者、此の如くなるを得んや、墨子の書は、漢代以來中廢して缺佚ありと雖へども、今日尙ほ成書の得て尋繹すべき者あり、楊子に至りては、徒に其の名と、教旨の大體を傳ふるのみにして、復た其の如何なる言行の詳かなることありしを知る能はず、今や淸の馬驌が著はせる繹史に、列莊諸子より蒐輯せる楊子の事項を鈔寫し、名けて楊子輯語と曰ひ以て讀墨者が比觀幷攷の便に供すること左の如し、但莊列諸子の文は、元來概ね寓言的にして、楊子が答問せる人物の如きも、其の時代の他書と合はざる者亦多し、然れども唐の柳宗元が列子辯に楊朱力命（共に列子中にありて楊朱の言行を錄せる篇の名）疑其楊子書、と云ひ宋の朱子の語錄に楊朱之學、出レ於二老子一、蓋是楊朱曾就二老子一學來故莊列之書皆說二楊朱一（中畧）列莊本楊朱之學故其書多引二其語一と云へるに據るときは、彼の老子一派の相傳ふる寓言的文章は、必しも莊列二子のみに始まりしにあらずして、蓋し或は楊子其書の本文、既已に此の如くにありしやも亦知るべからず、

莊子

陽子居見二老聃一曰、有レ人於レ此、嚮疾彊梁、物徹疏明、學レ道不レ勸、如レ是者可レ比二明王一乎、老聃曰、是於二聖人一也、胥易技係、勞レ形怵レ心者也、且也虎豹之文來レ田、猨狙之便、執斄之狗來レ藉、如レ是者可レ比二明王一乎、陽子居蹵然曰、敢問二明王之治一、老聃曰、明王之治、功蓋二天下一、而似レ不レ自レ己、化貸二萬物一、而民弗レ恃、有レ莫レ擧レ名、使二物自喜一、立二乎不測一、而遊二於無有一者也、

列子

楊朱南之レ沛、老聃西遊二於秦一、邀二於郊一、至レ梁而遇二老子一、老子中道仰レ天而歎曰、始以レ汝爲レ可レ敎、今不レ可レ敎也、楊朱不レ答、至レ舍、進二涫漱巾櫛一、脫二履戶外一、膝行而前曰、向者夫子仰レ天而歎曰、始以レ汝爲レ可レ敎、今不レ可レ敎、弟子欲レ請二夫子辭一、行不レ間、是以不レ敢、今夫子間矣、請問二其過一、老子曰、而睢睢、而盱盱、而誰與居、大白若レ辱、盛德若レ不レ足、楊朱

者、上說下教、强聒而不已、猶宋鈃尹文也、當其時、君務於戰、士死於利、生人之理絕、而天地腥聞、雖今之世又何愧焉、夫儒者自高其道、非聘不往、時君將相、因而貧賤之、槁死陋巷、號爲寒士、莊惠之徒、曳尾泥中、游羿彀以爲樂、視伏尸如無覩也、墨子獨憂之、有宋鈃尹文之心、而加之以技術、凡今器工、無所不能、起阡陌編氓之中、排閶闔、捋虎鬚、蒙詬辱而不肯止、羣凶竊位、怙其勢力、富厚逞志縱欲、曾無采聽、身死之後、兵亂未已、策士縱横、因以求利、然後追悟墨子無幾希自爲之心、辭五百里之封、無孟子十萬之祿、退勝綽之仕、況孫卿蘭陵之宰、其所言悲痛惻怛、發於至誠、有利無害、坦然易見、然後知天下之士不必皆求富貴也、固有懷仁抱義以謀人家國者、王公始屈節以禮士、引羈旅以謀國政、處士尊由此起、而無事坐食之誚、莫能中傷疏間之、十世之後、九州之外、釋迦耶蘇、皆無位而奉爲聖師、墨子之賜哉、然墨子本欲止兵、不能則治守、反更言兵、慘刻煩擾、盡反其所學、恃利器以自衞、亦有類乎近日恃礮之爲敵未至而先自亂、非知兵者、自備城門以下廿篇、皆非其本旨也、今之所注、釐爲二卷、後爲附篇、區以別之、班固論墨家出于淸廟之守、抱朴書有墨子符、蓋本出於巫家、夏殷之世典、固先王之所貴也、至今西洋祖其制器、而去其節用明鬼不便己者、其學乃遂大昌、而儒者因敢以非先王、則又孟子所不及料者夫、癸卯立秋後三日、

王闓運敍、

楊子輯語

楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君是禽獸也と即ち其の教を黜けて、無君無父となし、以て禽獸に比視せしは、是れ孟子が楊墨二子の弊毒を痛論せし語なるが、此より其後ち世の異端邪說を語る者は、必らず楊墨を竝び擧げて、稱首となさざるはなし、而して後儒は或は以て楊の事ら爲我を主とするは、

問墨文子爲子夏弟子以定其時後孔子今又據公輸般會見季康子康子先孔子卒則墨子後孔子未能六十年先於孟子不過四十年而天下之言歸焉何與之暴與孔子之學未衰而墨乃獨自爲學鄙人漸楚越遠無師承故然亦以其時大義已乖儒不勝其敝也莊子亟稱墨子以爲才士孟子乃詆爲禽獸邪說自漢以來兩存之而以墨配孔學爲專家趙宋以來孟書行而墨學微隨唐所傳墨子書十五卷及宋樂臺注三卷本皆不可見畢沅云有明刻本蓋子彙之編也沅別有校本云鈔自道藏闕宋諱字知爲宋本今亦未校原鈔姑以畢本爲据其所校注列盧文弨諸人名淺率陋略不識句讀見一近似古字輒引字書以爲新奇疑其僮妄所爲今通行唯有此本余求之十年乃得之忠州李士棻暇或解釋題之眉端經說四篇未悉條理并書失之又命從子諆鈔親士至節用將注釋未暇復棄去頗聞同時注墨有數家吾友曹郎中耀湘般運同家雋竝言經說中有光重諸學爲西洋術所本所謂巨子者矩子制器之用夷教所奉十字架也南方之墨由南洋而越海島故墨學被於海西自惟數萩之學概乎無聞其精者不能發明自餘皆儒者之常談兵家之芻狗無取推說以爲贅疣不屑措意久矣然諸子可觀者少既注莊校孫錄管定荀評韓呂別淮南寫龍子鈔鶡冠黜僞列詮老子獨闕墨書家本不備及旅天津長夏無營重復手錄取充日課餘二篇未訖者到吳成之又十年以乞從甥曾紀元頗有箋補紀元夭逝家本爲兒子取去檢之未得又三年避暑東洲又自寫定起四月至六月中曆閏夏凡百日寫成蓋始於庚午之夏再則己丑之夏三在癸卯之夏皆以銷暑故曰墨之色黑可以敵杲杲之日也三十四年時事變遷已非治經之時況諸子乎然爲墨學

禦而非攻、而西人逐逐焉惟衆幷是務、其宗旨蓋絕異、今西書官私譯潤、碎覽日衆、況於中國二千年絕學、强本節用、百家不能廢之書、知言君子、其惡可過而廢之乎、往讀鎭洋畢氏注本、申證頗多、而疑滯尙未盡釋、蓋墨書、多引古書古事、或出孔子刪修之外、其難通一也、奇字之古文、旁行之異讀、譌亂迻竄自漢以來、殆已不免、加以誦習者稀、楮槧俗書、重馳牲謬、無從理董、其難通二也、文體繁變、有專家習用之詞、有雅訓簡質之語、有名家奧衍之情、有兵法藝術隱曲之文、其難通三也、江都汪氏中、武進張氏惠言、皆嘗爲此學、勒有成書、而傳本未覯、世丈孫仲頌先生、旁羅異本、博引古書、集畢氏及近代諸儒之說、從善匡違、增補闕略、取許叔重淮南閒詁之目、以署其書、太史公曰、書缺有閒、其軼乃時時見於他說、鄭康成尙書大傳敍曰、音聲猶有譌誤、先後猶有差舛、重以篆隸之殊、不能無失、數子各論所聞、以己意彌縫其閒、別作章句、所謂閒者、卽指音聲之譌誤、先後之差舛、篆隸之殊失而言、彌縫其閒、猶云彌縫其闕也、先生此書、援聲類以訂誤讀、宋文例以迻錯簡、推篆籀隸楷之遷變、以刊正譌文、發故書雅記之晻昧、以疏證軼事、其所變易、灼然如晦之見明、其所彌縫、奄然若合符復析、許注淮南全袠、不可得見、以視高誘張湛諸家之書、非但不愧之而已、紹箕幸與校字之役、旣卒業、竊喜自此以後、孤學舊文、盡人通曉、亦淵如先生所云、不覺僭而識其末也、黃紹箕謹跋、

墨子敍

清　王闓運

墨子者、魯人、當春申取魯時、其徒多在、故或從後言之、以爲楚人、鄒陽司馬遷謂其與孔子同時、以孟子書推之也、今考所言、皆分爭已成之形、時君皆稱王、則與莊孟同時、故別錄据文子

不易理董、覃思十年、略通其誼、凡所發正、咸具於注（凡譌[illegible]之文、舊校精塙者、徑據補正、以資省覽、其以愚意訂定者、則箸其說於注、不敢專輒增改、以昭詳慎、）世有成學治古文者、儻更宣究其恉、俾二千年古子、釐然復其舊觀、斯亦達士之所樂聞與、校寫既竟、復記於後、貽讓、

墨子間詁跋

清　黃紹箕

漢志、墨子書、列在爲墨學者我子及隨巢子胡非子之後、其敍錄備墨家出於清廟之守、茅屋采椽、是以貴儉、養三老五更、是以兼愛、宗祀嚴父、是以右鬼、以孝視天下、是以上同、及蔽者爲之、見儉之利、因以非禮、推兼愛之意、而不知別親疏、其文蓋出別錄、然則詳劉向之意、七十一篇之書、多弟子所論纂、孟荀孔鮒諸所據以排斥墨氏者、抑亦有蔽者增坿之言、其本師之說、不盡如是也、墨子生當春秋之後、戰國之初、憤文勝之極敝、欲一切反之質家、乃遂以儒爲詬病、其立論不能無偏宕失中、故傳其說者、益倍譎不可訓、然其哀世變而恤民殷之心、宜可諒也、南皮張尚書嘗語紹箕曰、荀卿有言矯枉者必過其直、諸子志在救世、淺深純駁不同、其矯枉而過直一也、自非聖人、誰能無過、要在學者心知其意斯可矣、自太史公敍六家、劉向條九流、各以學術名其家、獨墨家乃繫以姓、豈非以其博學多方、周於世用、儒家之匹亞、異夫一曲不該姝姝自悅者與、今觀其書、務崇儉約、又多名家及兵技巧家言、（備城門以下二十□篇、今亡九篇、漢志兵技巧家注云、省墨子不言篇數、省者別錄有而志省也、西漢諸子多別行本、篇數多寡不一、觀管子晏子孫卿書錄可見、任宏因楊僕兵錄之舊、專輯兵書、與劉向所定箸、未必一本、漢志兵家都數注云省十家二百七十一篇、以兵權謀家省九家二百五十九篇、計之則技巧家之墨子僅十二篇、疑字有挩誤、）明鬼非命、往復以申福善禍暴之義、與佛氏果報之說同、經上以下四篇、兼及幾何算學光學重學、則又今泰西之所以利民用而致富強者也、然西人覃思藝事、期於便己適用、爲閎侈以自娛樂而已、墨子備世之急、而勞苦其身、又善守

訂補經說上下篇旁行句讀、正兵法諸篇之譌文錯簡、尤私心所竊自喜以爲不繆者、輒就畢本、更爲增定、用遺來學、昔許叔重注淮南王書、題曰鴻烈間詁、（據宋槧本淮南子及晁公武讀書志）間者、發其疑啎、詁者正其訓釋、今於字誼、多遵許學、故遂用題署、亦以兩漢經儒本說經家法、箋釋諸子、固後學所睎慕而不能逮者也、光緒十有九年歲在癸巳十月、瑞安孫詒讓序、

墨子書、舊多古字、許君說文、擧其羛𢀓二文、今本並改易不見、則其爲後人所竄定者、殆不知凡幾、蓋先秦諸子之譌舛不可讀、未有甚於此書者、今謹依爾雅說文、正其訓故、古文篆隸、校其文字、若尚同篇引術令、卽書說命之佚文、魏晉人作譌古文尚書、不知術爲說之叚字、遂撫其文、竄入大禹謨矣、兼愛篇注、召之邸虖池之瀆、召之邸、卽孫炎本爾雅釋地之昭餘祁、今本召譌爲后、其義不可解、畢氏遂失其句讀矣、非攻篇之不著何、卽周書王會之不屠何、畢氏不憭、依俗本、改爲中山、遂與墨子舊文不合矣、明鬼篇、迓無罪人乎道路術徑、迓卽孟子禦人於國門之外之禦、非樂篇、折壤坦、折卽周禮哲蔟氏之哲、今本迓譌爲退、折譌爲拆、畢蘇諸家、各以意校改、遂重惟貤繆、不可究詰矣、公孟篇、夏后啓使蒜蔪雉已卜於白若之龜、蒜卽嗌之籒文、亦卽伯益、與漢書述尚書古文伯益字正合、今本蒜蔪雉已、譌作翁難雉乙、又挩雉字、遂以翁難乙爲人姓名矣、非攻下篇、說禹攻有苗、有神人面鳥身、奉珪以侍、此與秦穆公所見句芒同、奉珪者東方之玉、與禮經祀方明東方以珪之義合、而今本奉珪誤作若瑾、其義遂不可通矣、若此之類、輒罄蠡管、證厥違迕、它若經說篇之蠙爲蚼、虎爲霍、兵法諸篇之愼爲順、又爲類、芒爲芸、桴爲杯、其跂互尤

陽文子公輸般相問答、而晚及見田齊太公和、又逮聞齊康公興樂、及楚吳越之亂、身丁戰國之初、感悕於獷暴淫侈之政、故其言諄復深切、務陳古以剴今、亦喜稱道詩書及孔子所不修百國春秋、惟於禮則右夏左周、欲變之而反之質、樂則竟屏絕之、此其與儒家四術六藝必不合者耳、至其接世務爲和同、而自處絕艱苦、持之太過、或流於偏激、而非儒尤爲乖盭、然周季道術分裂、諸子舛馳、荀卿爲齊魯大師、而其書非十二子篇、於游夏孟子諸大賢、皆深相排笮、洙泗斷斷、儒家已然、墨儒異方、跬武千里、其相非甯足異乎、綜覽厥書、釋其紕駁、甄其純實、可取者蓋十六七、其用心篤厚、勇於振世救敝、殆非韓呂諸子之倫比也、莊周天下篇之論墨氏曰、不侈於後世、不靡於萬物、不暉於數度、以繩墨自矯、而備世之急、又曰、墨子、眞天下之好也、將求之不得也、雖枯槁不舍也、才士也夫、斯殆持平之論與、墨子既不合於儒術、孟荀董無心孔子魚之倫、咸排詰之、漢晉以降、其學幾絕、而書僅存、然治之者殊尟、故捝誤尤不可校、而古字古言轉多、沿襲未改、非精究形聲通叚之原、無由通其讀也、舊有孟勝樂臺注、今久不傳、近代鎭洋畢尚書沅、始爲之注、藤縣蘇孝廉時學、復刊其誤、㮣通涂徑、多所諟正、余昔事讎覽、旁摭衆家、擇善而從、於畢本外、又獲見明吳寬寫本、黃丕烈所景鈔者、今藏杭州丁氏、缺前五卷、大致與道藏本同、顧千里校道藏本、藏本、明正統十年槧、畢本亦據彼校定、而不無舛屌、顧校又有季本傳錄或作李本、未知孰是、明槧諸本、大氏皆祖藏本、畢注略具、今並不復詳校、又嘗得委宛曆間放刻明茅坤本、并爲六卷、而篇數尚完具、冊耑附校異文、間有可采、惜所見本殘缺、僅存後數卷、用相勘覆、別爲寫定、復以王觀察念孫、尚書引之父子、洪州倅頤煊、及年丈俞編修樾、亡友戴茂才望所校、參綜攷讀、竊謂非儒以前諸篇、誼恉詳焯、畢王諸家、校訓略備、然亦不無遺失、經說兵法諸篇文尤奧衍淩襍、檢攬舊校、疑滯殊衆、研覈有年、用思略盡、謹依經誼字例、爲之詮釋、至於

樂臺舊本、久絕流傳、闕文錯簡、無可校正、古言古字、更不可曉、而墨學塵薶終古矣、國朝鎮洋畢氏、始爲之注、嗣是以來、諸儒益加讎校、涂徑既闢、奧窔粗窺、墨子之書、稍稍可讀、於是瑞安孫詒讓仲容、乃集諸說之大成、著墨子閒詁、凡諸家之說、是者從之、非者正之、闕略者補之、至經說及備城門以下諸篇、尤不易讀、整紛剔蠹、衇摘無遺、旁行之文、盡還舊觀、訛奪之處、咸秩無紊、蓋自有墨子以來、未有此書也、以余亦嘗從事於此、聞序於余、余何足序此書哉、竊嘗推而論之、墨子惟兼愛、是以尚同、惟尚同、是以非攻、惟非攻、是以講求備禦之法、近世西學中光學重學、或言皆出於墨子、然則其備梯備突備穴諸法、或即泰西機器之權輿乎、嗟乎今天下一大戰國也、以孟子反本一言爲主、而以墨子之書輔之、儻足以安內而攘外乎、勿謂仲容之爲此書、窮年兀兀、徒敝精神於無用也、光緒二十一年夏、德清兪樾、

墨子閒詁序

清　孫詒讓

漢志墨子書七十一篇、今存者五十三篇、魯問篇墨子之語魏越云、國家昏亂則語之尙賢尙同、國家貧則語之節用節葬、國家憙音湛湎、則語之非樂非命、國家淫僻無禮、則語之尊天事鬼、國家務奪侵凌、則語之兼愛非攻、今書雖殘缺、然自尙賢至非命三十篇、所論略備、足以盡其指要矣、經說上下篇、與莊周書所述惠施之論及公孫龍書相出入、似原出墨子而諸鉅子以其說綴益之、備城門以下十餘篇則又禽滑釐所受兵家之遺法、於墨學爲別傳、惟修身親士諸篇、誼正而文靡、校之它篇、殊不類、當染篇又頗涉晚周之事、非墨子所得聞、疑皆後人以儒言緣飾之、非其本書也、墨子之生、蓋稍後於七十子、不得見孔子、然亦甚老壽、故前得與魯

禹者、兼愛也、尊天明鬼尙同節用者、其支流也、非命非樂節葬、激而不得不然者也、天下之人、唯惑其兼愛之說、故雖（文編有他說之三字）誖于理不安于心、（文編有二者字）皆從而和（文編作則）之、不以爲疑、孟子不攻其流、而攻其本、不誅其說、而誅其心、斷然（文編無此二字）被之以無父之罪、而其說始無以自立、嗟夫藉使墨子之書盡亡、至于今何以見孟子之辯、嚴而審、簡而有要如是哉、孟子曰、我知言、嗚呼此其驗矣、後之讀此書者、覽其義、則于孟子之道、猶引弦以知矩乎、乾隆五十七年十二月一日、張惠言書、

孫詒讓曰、案孫志祖讀書脞錄云、墨子經說四篇、丁小疋與許周生、互相闡繹、大有端緒、是此四篇、又有丁許二家校本、今未見、並志之、以竢訪錄、（小疋、名杰、周生、名宗彥、並德清人、）

墨子間詁序

清　俞樾

孟子以楊墨並言、辭而闢之、然楊非墨匹也、楊子之書不傳、略見於列子之書、自適其適而已、墨子則達於天人之理、熟於事物之情、又深察春秋戰國百餘年間時勢之變、欲補弊扶偏以復之於古、鄭重其意、反復其言、以冀世主之一聽、雖若有稍詭於正者、而實千古之有心人也、尸佼謂孔子貴公、墨子貴兼、其實則一、韓非以儒墨並爲世之顯學、至漢世猶以孔墨並稱、尼山而外、其莫尙於此老乎、墨子死、而墨分爲三、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、今觀尙賢尙同、兼愛非攻、節用節葬、天志明鬼、非樂非命、皆分上中下三篇、字句小異、而大旨無殊、意者此乃相里相夫鄧陵三家相傳之本不同、後人合以成書、故一篇而有三乎、墨氏弟子、網羅放失、參考異同、具有條理、較之儒分爲八、至今遂無可考者、轉似過之、乃唐以來韓昌黎外、無一人能知墨子者、傳誦既少、注釋亦稀、

楚惠王接時、後必不能歷一百九十餘年、尚未即化、此固不然也、中山諸國之亡、蓋墨子之徒、續記而竄入其師之說、以貽此謬、何可依也、予故爲撫其時地始末如是、以附于篇、庶覽者得以詳焉、

墨子經說解後　茗柯文編　清　張惠言

右墨子經上下及說、凡四篇、晉書魯勝傳云、勝注墨辯、引說就經、各附其章、即此也、墨子書、多與言錯字、而此四篇爲甚、勝注既不傳、世莫得其讀、今正其句投、通其旨要、合爲二篇、略可指說、疑者闕之、古者楊墨塞路、孟子辭而闢之、自孟子之後、至今千七百餘年、而楊氏遂亡、墨氏書雖存、讀者蓋鮮、大哉聖賢之功、若此盛矣、墨氏之言、脩身親士、多善言、其義託之堯禹、自韓愈氏以爲與聖賢同指、孔墨必相爲用、向無孟子、則後之儒者、習其說而好之者、豈少哉、老氏之言、其始也微、不得孟子之辨、而佛氏之出、又絕在孟子後、是以蔓蔓延延、日熾月息、而楊墨泯焉遂微、吾以悲老佛之不遭孟子也、當孟子時、百家之說衆矣、而孟子獨距（文編作拒）楊墨、今觀墨子之書、經說大小取、盡同異堅白之術、蓋縱橫名法家惠施公孫龍申韓之屬皆出焉、然則當時諸子之說、楊墨爲統宗、孟子以爲楊墨息、而百家之學、將銷歇而不足售也、獨有告子者、與墨爲難、而自謂勝爲仁、故孟子之書、亦辯斥之、嗚呼豈知其後復有烈于是者哉、墨子之言、誖于理而逆于人心者、莫如非命非樂節葬、此三言者、偶識之士、可以立折、而孟子不及者、非墨之本也、墨之本、在兼愛、而兼愛者、墨之所以自固而不可破、兼愛之言曰、愛人者、人亦愛之、利人者、人亦利之、仁君使天下聰明耳目、相爲視聽、股肱畢强、相爲動宰、此其與聖人所以治天下者、復何以異、故凡墨氏之所以自託于堯

楚、古人于地名兩字、或單擧一字、是其例也、路史國名紀魯汝之魯山縣、非兗地、詒讓案、此說誤、與畢同、詳前、翟見諸傳記、多稱爲宋大夫、以予考之、亦未盡擧其實、蓋墨子居于魯陽、疑嘗爲文子之臣、觀魯問一篇、首言吾願主君之上者尊天事鬼、下者愛利百姓、厚爲皮幣、卑辭令、亟徧禮四鄰諸侯、毆國而以事齊、又言願主君之合其志功而觀焉、詒讓案、魯問篇魯君、自是魯國君、非魯陽文君也、詳本篇、案春秋左氏傳昭二十九年、春公至自乾侯、處于鄆、齊侯使高張來唁公稱主君、注比公于大夫、周禮太宰九兩六曰主以利得民、注鄭司農謂公卿大夫調人主友之讐、注主大君也、呂氏春秋愛士篇陽城胥渠處廣門之官夜欵門而謁曰主君之臣胥渠有疾、注趙簡子晉大夫也、大夫稱主者也、然則翟之尊文子爲主君、意其屬于文子也、禮記禮運仕於家爲僕、方氏曰、僕者對主之稱、故仕于家曰僕、而大夫稱主是也、詒讓案、此說亦誤、辯詳魯問篇、翟在魯、曉然知鄉邦之重、始勸文子屈禮事齊、詒讓案、文子楚臣、何必毆國事齊、此於事勢亦不合、繼止文子攻鄭、皆反覆言之、冀以誡人、其後文子卒能受聽、故于時魯陽之民、身不致重困于兵役、以保恤其家室、皆翟之賜也、史記荀卿列傳云、翟或曰、並孔子時、或曰、在其後、索隱按別錄云、墨子書有文子、文子子夏之弟子、問於墨子、如此則墨子者在七十子後也、案外傳楚語、惠王以梁與魯陽文子、注、文子平王之孫、司馬子期子、魯陽公也、惠王十年爲魯哀公十六年、孔子方卒、又翟本書貴義篇、子墨子南遊于楚、見楚獻惠王、楚世家無此名、是獻惠卽惠王誤、衍一獻字、審是則翟當楚惠王時、上接孔子未卒、詒讓案、墨子之生、必在孔子卒後、此說亦誤、故太史公一云並孔子時、說非無據、自班志專謂在孔子後、後人益爲推衍、至如畢氏據本書稱中山諸國亡于燕代胡貊之國、以中山之滅在趙惠文王四年、當周赧王二十年、則翟實六國時人、至周末猶存、愚竊以翟既與

但、袒行而但廢矣、唯耕柱篇、羊牛犓豢、雍（與饔同、今本雍譌作維）人但割而和之、其字尚作但、又有傳寫之譌可以考見古字者、城郭之郭、說文本作𩫏、今經典皆以郭代𩫏、郭行而𩫏廢矣、唯所染篇云、晉文染於舅犯高偃、案國語晉有郭偃、無高偃、郭即𩫏之借字、知高爲𩫏之譌也、說文、𢼸古文殺字、今經典中、有殺無𢼸、殺行而𢼸廢矣、唯尚賢中篇云、率天下之民以詬天侮鬼、賤傲萬民、案賤傲二字、語意不倫、賤乃賊字之譌、殺字古文作𢼸、與敖相似、知𢼸譌作敖、又譌作傲也、（說詳本篇）說文、佚（以證反）送也、呂不韋曰、有侁氏以伊尹佚女、今經典皆以媵代佚、媵行而佚廢矣、唯尚賢下篇云、昔伊尹爲莘氏女師僕、案有莘氏以伊尹佚女、非以爲僕也、佚僕字形相似、知僕爲佚之譌也、說文、衝突字本作𧗾、今經典皆以衝代𧗾、衝行而𧗾廢矣、唯備城門篇云、以射衛及櫳樅、衛𧗾、形相似、知衛爲𧗾之譌也、（𧗾謂衝車、）是書最古、故假借之字亦最多、如胡作故（尚賢中篇、故不察、尚賢爲政之本也、故與胡同）、降作隆（尚賢中篇、稷隆播種、非攻下篇、天命融隆火于夏之城、隆竝與降同）、誠作情、又作請（尚同下篇、今天下王公大人士君子中情將欲爲仁義、求爲上士、節葬下篇、今天下之士君子中請將欲爲仁義、求爲上士、情請竝與誠同）、拂作費（兼愛下篇、即此言行費也、下文費作拂）、知作智（節葬下篇、智不智、下智字與知同）、志作之（天志中篇、子墨子之有天之下之字與志同、天之即天志、本篇之名也）、宇作野（非樂上篇、高臺厚榭邃野之居、野與宇同）、佗作也（小取篇、辟也者、擧也物而以明之也、也物即佗物、佗俗作他、）晞作欣（耕柱篇、譬若築牆然、能築者築、能實壤者實壤、能欣者欣、欣與晞同）、管作關（耕柱篇、古者周公旦非關叔、公孟篇、關叔爲天下之暴人、關竝與管同、）悖作費（魯問篇、豈不費哉、上文費作悖）、從作松、（號令篇、松上不隨下、松與從同）皆足以見古字之借、古音之通、佗書所未有也、其脫誤不可知者、則槩從闕疑、以俟來哲、道光十一年九月十三日高郵王念孫敍、旹年八十有八、

跋墨子（授堂文鈔）

清　武億

漢書藝文志墨子七十一篇、注云墨翟爲宋大夫、在孔子後、而不著其地、惟呂氏春秋愼大覽高誘注、墨子名翟、魯人也、魯即魯陽、春秋時屬

是其篤終也、先王制禮、其敢有不至者哉、墨子者、蓋學焉而自爲其道者也、故其節葬曰、聖王制爲節葬之法、又曰、墨子制爲節葬之法、則謂墨子自制者是也、故曰墨之治喪、以薄爲其道、孟子滕文公篇曰、墨子生不歌、死不服、桐棺三寸而無椁、以爲法式、莊子天下篇曰、墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、韓非子顯學篇使夏后氏有是制、三子者不以之蔽墨子矣、

墨子雜志敘 讀書雜志

王念孫

墨子書舊無注釋、亦無校本、故脫誤不可讀、至近時、盧氏抱經、孫氏淵如、始有校本、多所是正、乾隆癸卯、畢氏弇山、重加校訂、所正復多於前、然尚未該備、且多誤改誤釋者、予不揣寡昧、復合各本及羣書治要諸書所引、詳爲校正、是書傳刻之本、唯道藏本爲最優、其藏本未誤、而佗本皆誤、及盧畢孫三家已加訂正者、皆不復羅列、唯舊校所未及、及所校尚有未當者、復加考正、是書錯簡甚多、盧氏所已改者、唯辭過篇一條、其尚賢下篇、尚同中篇、兼愛中篇、非樂上篇、非命中篇、及備城門備穴二篇、皆有錯簡、自十餘字、至三百四十餘字不等、其他脫至數十字、誤字衍字顚倒字、及後人妄改者尚多、皆一一詳辨之、以復其舊、此外脫誤不可讀者、尚復不少、蓋墨子非樂非儒、久爲學者所黜、故至今迄無校本、而脫誤一至於是、然是書以無校本而脫誤難讀、亦以無校本而古字未改、可與說文相證、如說文亯字、篆文作亯、隷作享、又省作亨、以爲亨通之亨、又轉爲普庚反、以爲亨煮之亨、今經典中、亨煮字皆作亨、俗又作烹亨行而享廢矣、唯非儒篇子路享普庚反豚、其字尚作享、說文、苟讀若亟其乘屋之亟自急敕也、今經典皆以亟代苟、亟行而苟廢矣、唯非儒篇曩與女爲苟生、今與女爲苟義、其字尚作苟、說文、但、裼也、今經典皆以袒代

孤學、得二三好古君子、與我同志、於是有三喜焉、既受而卒業、意有未盡、乃爲後敍、以復於季仇曰、季仇謂墨子之學出於禹、其論偉矣、非獨禽滑釐有是言也、莊周之書則亦道之曰、不以自苦爲極者、非禹之道、是皆謂墨之道與禹同耳、非謂其出於禹也、昔在成周禮器大備、凡古之道術、皆設官以掌之、官失其業、九流以興、於是各執其一術以爲學、諱其所從出、而託於上古神聖、以爲名高、不曰神農則曰黃帝、墨子質實、未嘗援人以自重、其則古昔、稱先王、言堯舜禹湯文武者六、言禹湯文武者四、言文王者三、而未嘗專及禹、墨子固非儒而不非周也、又不言其學之出於禹也、公孟謂君子必古言服然後仁、墨子既非之而曰、子法周而未法夏、則子之古非古也、此因其所好而激之、且屬之言服、甚明而易曉、然則謂墨子背周而從夏者非也、惟夫墨離爲三、取舍相反、倍譎不同、自謂別墨、

然後託於禹、以尊其術、而淮南著之書爾、雖然謂墨子之學出於禹未害也、謂禹制三月之喪、則尸子之誤也、從而信之非也、何以明其然也、古者喪期無數、黃帝堯舜垂衣裳而天下治、則五服精粗之制立矣、放勳殂落、百姓如喪考妣、其可見者也、夏后氏三年之喪既殯而致事、則夏之爲父三年矣、禹崩、三年之喪畢、益避禹之子於箕山之陰、則夏之爲君三年矣、從是觀之、它服術可知也、士喪禮、自小斂奠大斂奠朔月半薦遣奠大遣奠、皆用夏祝、使夏后氏制喪三月、祝豈能習其禮以贊周人三年之喪哉、若夫陵死葬陵、澤死葬澤、此爲天下大水不能具禮者言之也、荒政殺哀、周何嘗不因於夏禮以聚萬民哉、行有死人、尙或殣之、此節葬也、斂首足、形還葬而無槨、此又節葬也、豈可執是以言周禮哉、若然、夏不節喪、史佚固節喪與、夫下殤墓遠、棺斂於宮中、召公爲言於周公而後行之、若

之絀墨子者、孟氏荀氏、荀之禮論樂論、爲王者治定功成盛德之事、而墨之節葬非樂、所以救衰世之敝、其意相反而相成也、若夫兼愛、特墨之一端、然其所謂兼者、欲國家愼其封守而無虐其鄰之人民畜產也、雖昔先王制爲聘問弔恤之禮、以睦諸侯之邦交者、豈有異哉、彼且以兼愛敎天下之爲人子者、使以孝其親、而謂之無父、斯已枉矣、後之君子、日習孟子之說、而未覩墨子之本書、其以耳食無足怪也、世莫不以其誣孔子爲墨子辠、雖然自今日言之、孔子之尊、固生民以來所未有矣、自當日言之、則孔子、魯之大夫也、而墨子、宋之大夫也、其位相埒、其年又相近、其操術不同、而立言務以求勝、雖欲平情覈實、其可得乎、是故墨子之誣孔子、猶孟子之誣墨子也、歸於不相爲謀而已矣、吾讀其書、惟以三年之喪、爲敗男女之交、有悖於道、至其述堯舜、陳仁義、禁攻暴、止淫用、感王者之不作、而哀生人之長勤、百世之下、如見其心焉、詩所謂凡民有喪、匍匐救之之仁人也、其在九流之中、惟儒足與之相抗、自餘諸子、皆非其比、歷觀周漢之書、凡百餘條、並孔墨儒墨對舉、楊朱之書、惟貴放逸、當時亦莫之宗、躋之於墨、誠非其倫、自墨子沒、其學離而爲三、徒屬充滿天下、呂不韋再稱鉅子、韓非謂之顯學、至楚漢之際而微、孝武之世、猶有傳者、見於司馬談所述、於後遂無聞焉、惜夫、以彼勤生薄死而務急國家之事、後之從政者、固宜假正議以惡之哉、乾隆上章困敦涂月、選拔貢生江都汪中述、

墨子後序

清　汪　中

中既治墨子、牽於人事、且作且止、越六年、友人陽湖孫季仇星衍、以刊本示余、則巡撫畢侍郎盧學士咸有事焉、出入羣籍、以是正文字、博而能精、中不勞日力、於是書盡通其癥結、且舊文

好戰之國、齊晉楚越、又言唐叔呂尚邦齊晉、今與楚越四分天下、節葬下篇、言諸侯力征、南有楚越之王、北有齊晉之君、明在句踐稱伯之後、秦獻公未得志之前、全晉之時、三家未分、齊未爲陳氏也、檀弓下、季康子之母死、公輸般請以機封、此事不得其年、季康子之卒、在哀公二十七年、楚惠王以哀公七年即位、般固逮事惠王、公輸篇、楚人與越人舟戰於江、公輸子自魯南游楚、作鉤强以備越、亦吳亡後、楚與越爲隣國、事惠王、在位五十七年、本書既載其以老辭墨子、則墨子亦壽考人與、親士修身二篇、其言淳實、與曾子立事相表裏、爲七十子後學者所述、經上至小取六篇、當時謂之墨經、莊周稱相里勤之弟子五侯之徒、南方之墨者苦獲已齒鄧陵子之屬、以堅白異同之辨相訾、以觭偶不仵之辭相應者也、公孫龍爲平原君客、當趙惠文孝成二王之世、惠施相魏、當惠襄二王之世、二子實始爲是學、是時墨子之沒久矣、其徒誦之、竝非墨子本書、所染篇亦見呂氏春秋、其言宋康染於唐鞅田不禮、宋康之滅、在楚惠王卒後一百五十七年、墨子蓋嘗見染絲者而歎之、爲墨之學者增成其說耳、故本篇稱禽子、呂氏春秋竝稱墨子親士篇、錯入道家言二條、與前後不類、今出而附之篇末、又言吳起之裂、起之裂、以楚悼王二十一年、亦非墨子之所知也、今定其書爲內外二篇、又以其徒之所附、著爲襍篇、倣劉向校晏子春秋例、輒於篇末述所以進退之意、覽者詳之、墨子之學、其自言者曰、國家昏亂、則語之尚賢尚同、國家貧、則語之節用節葬、國家喜音沈湎、則語之非樂非命、國家淫僻無禮、則語之尊天事鬼、國家務奪侵陵、則語之兼愛非攻、此其救世亦多術矣、備城門以下、臨敵應變、纖悉周密、斯其所以爲才士與、傳曰、世之學老子者、則絀儒學、儒學亦絀老子、惟儒墨則亦然、儒

墨子序

清　汪中

墨子七十一篇、亡十八篇、今見五十三篇、明陸穩所叙刻、視它本爲完、其書多誤字、文義昧晦不可讀、今以意粗爲是正、闕所不知、又采古書之涉於墨子者、別爲表微一卷、而爲之叙曰、周太史尹佚、實爲文王所訪、（晉語）克商營洛、祝筴遷鼎、有勞於王室、（周書克殷解書洛誥）成王聽朝、與周召太公同爲四輔、（賈誼新書保傅篇）數有論諫、（淮南子主術訓史記晉世家）身沒而言立、東遷以後、魯季文子（春秋傳成四年）惠伯（文十五年）晉荀偃（襄十四年）叔向（周語）秦子桑（僖十五年）后子（昭元年）及左邱明、（宣十二年）竝見引重、遺書二篇、（詒讓案原作十二篇、今據漢書蓺文志校刪十字、）劉向校書、列諸墨六家之首、說苑政理篇、亦載其文、莊周述墨者之學、而原其始曰、不侈於後世、不靡於萬物、不暉於數度、以繩墨自矯、而備世之急、古之道術有在於是者、（天下篇）可謂知言矣、古之史官、實秉禮以成國典、其學皆有所受、魯惠公請郊廟之禮於天子、桓王使史角往、惠公止之、其後在於魯、墨子學焉、（呂氏春秋當染篇）其淵源所漸、固可攷而知也、劉向以爲出於清廟之守、夫有事於廟者、非巫則史、史佚史角、皆其人也、史佚之書、至漢具存、而夏之禮存周、已不足徵、則莊周禽滑釐傳之禹者、（莊子天下篇列子楊朱篇）非也、司馬遷云、墨翟宋大夫、或曰竝孔子時、或曰在其後、今按耕柱魯問二篇、墨子於魯陽文子、多所陳說、楚語、惠王以梁與魯陽文子、韋昭注、文子、平王之孫、司馬子期之子、其言實出世本、故貴義篇、墨子南游於楚、見獻惠王、獻惠王以老辭、獻惠王之爲惠王、猶頃襄王之爲襄王、由是言之、墨子實與楚惠王同時、其仕宋、當景公昭公之世、（詒讓案、墨在昭公世不得于仕宋、當及景公、汪誤、）藝文志以爲在孔子後者是也、非攻中篇、言知伯以好戰亡、事在春秋後二十七年、又言蔡亡、則爲楚惠王四十二年、墨子竝當時及見其事、非攻下篇、言今天下

韓非子顯學稱、墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、而此書公孟篇、墨子謂公孟曰、子法周、而未法夏也、子之古、非古也、又公孟謂子墨子曰、子以三年之喪為非、子之三日（當爲月）之喪、亦非也、云云、然則三月之喪、夏有是制、墨始法之矣、孔子則曰、吾說夏禮、杞不足徵、吾學周禮、今用之、吾從周、又曰、周監於二代、郁郁乎文哉、吾從周、周之禮尚文、又貴賤有法、其事具周官儀禮春秋傳、則與墨書節用兼愛節葬之旨甚異、孔子生於周、故尊周禮而不用夏制、孟子亦周人而宗孔、故于墨非之、勢則然焉、若覽其文、亦辨士也、親士脩身經上經下、及說、凡六篇、皆翟自著、經上下、略似爾雅釋詁文、而不解其意指、又怪漢唐以來、通人碩儒、博貫諸子、獨此數篇、莫能引其字句、以至于今、傳寫譌錯、更難鉤乙、晉書魯勝傳云、勝注墨辯、存其敍曰、墨子著書、作辯經以立名本、惠施公孫龍祖其學、以正刑名、顯於世、孟子非墨子、其辯言正詞、則與墨同、荀卿莊周等、皆非毀名家、而不能易其論也、又曰、墨辯有上下經、經各有說、凡四篇、與其書衆篇連第、故獨存、今引說就經、各附其章、疑者闕之、又采諸衆雜、集為刑名二篇、略解指歸、以俟君子、如所云、則勝曾引說就經、各附其篇、恨其注不傳、無可徵也、備城門諸篇、具古兵家言、惜其脫誤難讀、而弇山先生于此書、悉能引據傳注類書、匡正其失、又其古字古言、通以聲音訓故之原、豁然解釋、是當與高誘注呂氏春秋、司馬彪注莊子、許君注淮南子、張湛注列子、並傳於世、其視楊倞盧辯空疏淺略、則倜然過之、時則有仁和盧學士抱經大興翁洗馬覃谿及星衍三人者、不謀同時、共為其學、皆折衷于先生、或此書當顯、幸其成帙以惠來學、不覺僭而識其末也、陽湖孫星衍撰、

作境、皆傳寫者亂之、非舊文、乃若賊販百姓之爲殺字古文、遂而不反、合于遂亡之訓、關叔之即管叔、實足以證聲音文字訓詁之學、好古者、幸存其舊云、如其疏略、以俟敏求君子、乾隆四十八年歲在昭陽單閼涂月、敍於西安節署之環香閣、

墨子後敍

孫星衍

乾隆四十八年癸卯十二月、弇山先生既刊所注墨子成、以星衍涉于諸子之學、命作後敍、星衍以固陋辭、不獲命、敍曰、墨子與孔異者、其學出于夏禮、司馬遷稱其善守禦爲節用、班固稱其貴儉・兼愛・上賢・明鬼・非命・上同、此其所長、而皆不知墨學之所出、淮南王知之、其作要略訓云、墨子學儒者之業、受孔子之術、以爲其禮煩擾而不說、厚葬靡財而貧民、服傷生而害事、故背周道而用夏政、其識過于遷固、古人不虛作、諸子之教、或本夏、或本殷、故韓非著書、亦載棄灰之法、墨子有節用、節用、禹之教也、孔子曰、禹菲飲食、惡衣服、卑宮室、吾無間然、又曰、禮與其奢、寧儉、又曰、道千乘之國、節用、是孔子未嘗非之、又有明鬼、是致孝鬼神之義、兼愛是盡力溝洫之義、孟子稱、墨子摩頂放踵、利天下爲之、而莊子稱、禹親自操橐耜、而襍天下之川、腓無胈・脛無毛、沐甚風、櫛甚雨、列子稱、禹身體偏枯、手足胼胝、呂不韋稱、禹憂其黔首、顏色黎墨、竅藏不通、步不相過、皆與書傳所云予弗子、惟荒度土功、三過其門而不入、思天下有溺者猶己溺之同、其節葬亦禹法也、尸子稱、禹之喪法、死於陵者、葬於陵、死於澤者、葬於澤、桐棺三寸、制喪三日、當爲月 見後漢書注、淮南子要略稱、禹之時、天下大水、死陵者葬陵、死澤者葬澤、故節財薄葬、閑服生焉、又齊俗稱、三月之服、是絕哀而迫切之性也、高誘注云、三月之服、是夏后氏之禮、

不著、蓋必當時爲墨學者流爲橫議、或類非儒篇所說、孟子始嫉之、故韓非子顯學云、墨離爲三、取舍相反不同、而皆自謂眞孔墨、韓愈云、辯生于末學各務售其師之說、非二師之道本然、其知此也、今惟親士修身及經上經下、疑翟自著、餘篇稱子墨子、耕柱篇、幷稱子禽子、則是門人小子記錄所聞、以是古書不可忽也、且其魯問篇曰、凡入國、必擇務而從事焉、國家昏亂、則語之尚賢尚同、國家貧則語之節用節葬、國家憙音湛湎、則語之非樂非命、國家淫僻無禮則語之尊天事鬼、國家務奪侵凌、則語之兼愛、是亦通達經權、不可訾議、又其備城門諸篇、皆古兵家言、有寔用焉、書稱中山諸國、亡於燕代胡貉之間、致中山之滅、在趙惠文王四年、當周赧王二十年、則翟實六國時人、至周末猶存、故史記云、或曰並孔子時、或曰在其後、班固亦云、在孔子後、司馬貞按別錄云、墨子書有文子、文子、子夏之弟子、問於墨子、如此則墨子者在七十子後、李善引抱朴子亦云、孔子時人、或云在其後、今按、其人在七十子後、若史記鄒陽傳、鄒陽曰、宋信子罕之計、而囚墨翟、司馬貞云、漢書作子冉、不知子冉是何人、文潁曰、子冉、子罕也、荀卿傳云、墨翟、孔子時人、或云、在孔子後、又襄公二十九年、左傳宋饑、子罕請出粟、時孔子適八歲、則墨翟與子罕、不得相輩、或以子冉爲是、不知如何也、又文選亦作子冉、注云、文子曰子罕也、冉音任、善曰、未詳、沅亦不能定其時事、又司馬遷班固以爲翟宋大夫、葛洪以爲宋人者、以公輸篇有爲宋守之事、高誘注呂氏春秋、以爲魯人、則是楚魯陽、漢南陽縣、在魯山之陽、本書多有魯陽文君問答、又亟稱楚四竟、非魯衞之魯、不可不察也、先秦之書、字少假借、後乃偏旁相益、若本書源流之字作原、一又作源、金以溢爲名之字作益、一又作鎰、四竟之字作竟、一又

是之由、而巨細悉舉、本末必備、不假精思、無有餘蘊、諸子之體爲然、至其名語譬諭、使人忘寢食、而有大益於世道者可誦、文辭漫漶、如不可曉、而特極其妙者可玩、用兵數篇、孫吳所未肯言、後之用兵者、日取不知所以然者、間復有之、其書雖僅數萬言、該旨浩博如此、宜乎哉鉅儒碩師有時乎與夫子並稱也、井孝德題、

墨子敍

清　畢沅

墨子七十一篇、見漢藝文志、隋以來爲十五卷目一卷、見隋經籍志、宋亡九篇、爲六十一篇、見中興館閣書目、實六十三篇、後又亡十篇、爲五十三篇、即今本也、本存道藏中、缺宋諱字、知即宋本又三卷一本、即親士至尙同十三篇、宋王應麟陳振孫等、僅見此本、有樂臺注、見鄭樵通志藝文略、今亡、案通典、言兵有守拒法、而不引墨子備城門諸篇、玉海云、後漢書注、引墨子備突篇、詩正義、引墨子備衝篇、似亦未見全書、疑其失墜久也、今上開四庫館、求天下遺書、有兩江總督採進本、謹案亦與此本同、自此本以外、有明刻本、其字少異、皆以意改、無經上下及備城門等篇、蓋無足觀、墨書傳述、甚少、得毋以孟子之言轉多古言古字、先是仁和盧學士文弨、陽湖孫明經星衍、互校此書、略有端緒、沅始集其成、因徧覽唐宋類書、古今傳注所引、正其譌謬、又以知聞疏通其惑、自乾隆壬寅八月、至癸卯十月、踰一歲而書成、世之譏墨子、以其節葬非儒、說墨者、既以節葬爲夏法、特非周制、儒者弗用之、非儒、則由墨氏弟子尊其師之過、其稱孔子諱及諸毀詞、是非翟之言也、案他篇亦稱孔子、亦稱仲尼、又以爲孔子言亦當而不可易、是翟未嘗非孔、孔子之言、多見論語家語及他緯書傳注、亦無斥墨詞、至孟子始云、能言距楊墨者、聖人之徒、又云、楊墨之道不息、孔子之道

苦獲已齒鄧陵子鉅子腹䵍之屬、各誦師說、倍譎不同者哉、豈莊周所謂別墨邪、非邪、又篇分上下、重言錯出、似作口吃之狀者有之、其譬喩與孟出入者有之、其辭氣隱然若與孟相抗者有之、是或夷之之徒之所爲、亦未可知也、要之墨子、眞諸子之傑也、形勢天下、枯槁不休、其志卓然、其言往往切時弊、實非區區腐儒者所能及也、莊周既言巨子爲聖人、況於其師乎、適知當時已至孔墨儒墨並稱焉、豈特賈生之罪哉、蓋聖人之道、譬之穀粟、民生日用、萬世滋利、墨惟異饌、備世之急、一喫則可、再之害人、雖然後世奢侈日長矣、莫有底止、有善讀者、墨術或可一薦也歟、余嚮與岡士騏、會數本、校讐一過、惟諸家屢歷傳寫、亥豕非一、未易臆斷、後獲鹿門茅氏本、與松子文井子章再閱之、彼此參合、得失互有、茅本難必盡從、因稽諸藝文、訂其可訂者、其疑者闕之、附以所見、揭之上層、觀者思之、或是一適也、予歲從我公、往還東西、不遑寧處、盍簪有闕、故再閱之功、子文子章居多、韓讀墨舊刻既附、詁墨書世多有、故今不贅云、寶曆七年丁丑秋九月、東肥秋儀子羽書於江都龍門邸舍、

書墨子後

日本　井　孝德

或曰、墨之於孔、猶公穀之於春秋、可並行也、余曰、不然、公之與穀、猶夫子之於先聖王、夫子之於先聖王如何、曰、述而不作、曰、蓋闕如、不啻信可信、雖不可信者、不容臆其間、公穀之於春秋、亦唯奉承惟謹、恐有遺失、是以有不相悖者存、大抵諸子之自信、過于信古、墨有見於先聖王之敎、曰兼愛、曰尙同、曰尙賢、曰尊天、曰事鬼、孰非先聖王立敎之要耶、唯其意以爲古之善者則述之、今之善者則作之、欲善之益多也、不折衷于古而折衷于心、其極至流而不知返者、職

哉、夫孟子當二氏、豈故爲此曉曉不倦、則以其說蓋嘗尙賢祖義、本仁尊德、所謂鍮石亂金、碔砆溷璧、明道先生、埒之淫聲豔色、易蠱人聽睹、數百載後、崇正道、若昌黎、尙儕墨於孔、它何責已、繇今按其言、墨氏有尙同兼愛取以校孔子、如其不善而莫違之戒、與夫汎愛親仁者奚似、墨氏有尙賢明鬼、顧謂惟賢爲尙、親戚則不可使富貴、又率天下萬民、祭祀天鬼、正與吾儒親親尊賢報本反祭之義、竟相枘鑿、昌黎偶說其文、與竝孔而稱、迄今學者競相沿襲、莫敢拆、嘻若而人、於尊韓當矣、詎知背孟子歟乎哉、或者曰、則老莊蘇張申韓孟氏猷默耶、曰、諸說雖高虛可聽、而洸洋捭闔、人而識其畔道、奚所事贅、其盡力與楊墨辯、亦逆謂後有若韓氏者、出而尊之已耳、吾固因韓氏、輒忼慨、敢繹孟氏旨、而爲次孔墨、校概如此、即有以獲戾昌黎氏者、我其何敢辭、其何敢辭、西呉陸弘祚識、

墨子序

日本　秋山儀

墨之道、孟闢之於前、荀非之於後、而昌黎氏獨曰、孔必用墨、墨必用孔、余竊疑焉、夫墨繩墨自矯、大觳不類、其術蔽於用而不知文、過儉約而優差等、耳聾竽瑟、反緣往埋、異懸君臣、傷害和氣、是以節用而彌貧、非攻而日爭、是豈夫子所用哉、然墨兼愛、恕也、仁之術也、孟子推類、比之無父則刻矣、世謂孟墨相反、殊不知有相同者存、孟說仁義、墨亦說仁義、孟稱堯舜、墨亦稱堯舜、孟好詩書、墨亦好詩書、孟患處士横議、墨亦患十入十義、而其論湯武放伐也無異、此類不勝枚擧、是豈可盡廢哉、韓之所取、其在斯乎、今夷考其書、非出一手、余讀諸子、墨兼愛節用非樂非攻、皆有其目、則知古所謂墨經者、大意不過如此、其他堅白異同之辯、觭偶不仵之辭、器械城門諸備之說、吾安知其非禽滑釐相子勤

蓋雖至于蘇張范蔡之徒、其人雖反覆變詐而難信、其言利害、則曉然分晰而可審、但非無用之言、即爲有德之言、即爲聖人之言、不可以蘇張目之明矣、而況申商吳起數子乎、而況不爲申商吳起者乎、墨子是已、予讀墨子、謬爲批選而意其言之可用者如此、雖然予又何敢言之、言之則其罪大矣、

新刻墨子序

明　茅坤

余讀賈生過秦論、至孔墨並稱、竊疑焉、以爲墨非聖人類也、賈生特言之過耳、及觀韓昌黎讀墨篇、謂其道與聖人相爲用、又疑焉、昌黎宗孟氏之學者、孟氏闢墨甚嚴、而昌黎乃稱取至此、何其言之殊耶、抑果墨之道可尙、而無所背於聖耶、余既不敢以墨爲是、而亦不敢以昌黎爲非、惜乎不見墨氏之書以決胸臆之疑、而徒懸兩可之見、前年居京師、幸於友人家覓宋本讀之、乃知墨之道、果異於自私自利之徒、而其言足以鼓動天下之人、尊而信之、不在於孔子下、其與孔並稱、宜也、孟氏出其後、獨取天下之所尊信者、闢而絕之、得無防其流歟、嗚呼子夏之後、有子方、子方之後、爲莊周、謂周之學出於孔可乎、學者資稟趨向、自人人殊、而其師學術、或有未端、果能導其流乎、否也、別駕唐公、博學聞於世、視郡暇、訪余於山堂、得墨原本、將歸而梓之、故余効昌黎之說、表章之云、萬曆辛巳歲孟夏、歸安鹿門茅坤書、

新刻墨子序

陸弘祚

余觀昌黎氏之言、孔子必用墨子、墨子必用孔子、而且以尙同兼愛尙賢明鬼諸篇與孔子歷歷互證、嗟夫何惑哉、夫自孔子沒、異喙起、老莊楊墨蘇張申韓諸家、並以其知舛馳、至孟子七篇、始辭楊墨闢之、究其所流、無父無君、蓋其詳

有無序之辯、是有不是、可有不可、是名兩可、同而有異、異而有同、是之謂辯同異、至同無不同、至異無不異、是謂辯同辯異、同異生是非、是非生吉凶、取辯於一物而原極天下之汙隆、名之至也、自鄧析至秦時、名家者世有篇籍、率頗難知、後學莫復傳習、於今五百餘歲遂亡絕、墨辯有上下經、經各有說、凡四篇、與其書衆篇連第、故獨存、今引說就經、各附其章、疑者闕之、又采諸衆雜集、爲刑名二篇、(刑當作形)略解指歸、以俟君子、其或興微繼絕者、亦有樂乎此也、

墨子批選序

明　李贄

古之聖人、言必可用、用必其言、雖所言不同、然未嘗有一言而不可用、雖所用不同、然未嘗有欲用而不如其言者、則吳起申韓其最著也、吳子一書、吳起之言也、當時用之魏則魏彊、用之楚而楚伯矣、韓非之擬申商曰、申子專任術、商君純用法、韓子之擬二子、亦二子之自擬也、今觀商君相秦才十年、卒至富彊、而令秦成帝業、雖能殺其身而終不能不用其法、申子輔弱小之韓、以當暴秦之衝、終其身國治兵彊、秦至不敢加兵者、一十五年、則三子之言之用何如也、而況不爲三子者乎、而況不爲刑名法術之家者乎、自今觀之、太上者、學無學爲無爲事無事者也、故其道不道、其德不德、人不用我、我固不用人、或用我、我亦不用、此其人其言其用也如此、予烏能知之哉、予又烏能言之、而又何敢言之歟、姑置是、管夷吾者無學爲學無爲爲爲無用爲用者也、故道則因道、德即因德、用我、我未嘗用、不用我、我未嘗不用、此其道微眇而難知、其爲術明白而難測、其爲法也轉圓而不可窺以涯涘、予又烏能知之、予又烏能言之、而又何敢言之歟、夫上而無爲如仲父、而下至有爲如申吳、其中言而必可用、用而必當言者、何多也、

厲、俱誦墨經而倍譎不同、相謂別墨、又云、以巨子爲聖人、皆願爲之尸、呂氏春秋、墨者有鉅子腹䵍居秦、墨者鉅子孟勝、善荊之陽城君、孟勝曰、我將屬鉅子於宋之田襄子、此卽莊子所謂巨子也、

以丙丁殺赤龍于南方、以庚辛殺白龍于西方、以壬癸殺黑龍于北方、若子之言、不可用也、史記作日者列傳、蓋本于此、徐廣曰、古人占候卜筮、通謂之日者、如以五行所直之日、而殺其方龍、不知其旨安在、亦可謂怪矣、墨翟以兼愛無父之故、孟子辭而闢之、至比于禽獸、然一時之論、迨于漢世、往往以配孔子、列子載惠盎見宋康王曰、孔丘墨翟無地而爲君、無官而爲長、天下丈夫女子、莫不延頸擧踵而願安利之、鄒陽上書于梁孝王曰、魯聽季孫之說、逐孔子、宋任子冉之計、囚墨翟、以孔墨之辨、不能自免于讒諛、賈誼過秦云、非有仲尼墨翟之知、徐樂云、非有孔曾墨子之賢、是皆以孔墨爲一等、列鄒之書不足議、而誼亦如此、韓文公最爲發明孟子之學、以爲功不在禹下者、正以闢楊墨耳、而著讀墨子一篇云、儒墨同是堯舜、同非桀紂、同修身正心、以治天下國家、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用、不足爲孔墨、此又何也、魏鄭公南史梁論、亦有抑揚孔墨之語、

○序跋

墨辯注敍

晋　魯勝

名者所以別同異明是非、道義之門、政化之準繩也、孔子曰、必也正名、名不正則事不成、墨子著書作辯經、以立名本、惠施公孫龍祖述其學、以正別（孫星衍校改刑）名、顯於世、孟子非墨子、其辯言正辭、則與墨同、荀卿莊周等、皆非毀名家、而不能易其論也、必有形、（當作名必有形）察（疑捝形字）莫如別色、故有堅白之辯、名必有分明、分明莫如有無、故

其志已在於爲人也、則亦可謂謬用其心矣、謬用其心者、雖有志於爲人、其能乎哉、由是言之、楊子之道雖不足以爲人、固知爲己矣、墨子之志雖在於爲人、吾人其不能也、嗚呼楊子知爲己之爲、而不能達於大禹之道也、則亦可謂惑矣、墨子者、廢人物親疎之別、而方以天下爲己任、是其所欲以利人者、適所以爲天下害也、豈不過甚哉、故楊子近於儒、而墨子遠於道、其異於聖人則同、而其得罪、則宜有間也、

讀墨子一則　容齋續筆　宋　洪邁

墨子書貴義篇云、子墨子北之齊、遇日者、日者曰、帝以今日殺黑龍于北方、而先生之色黑、不可以北、墨子不聽、遂北至淄水、不遂而反、日者曰、我謂先生不可以北、子墨子曰、南之人不得北、北之人不得南、其色有黑者、有白者、何故皆不遂也、且帝以甲乙殺青龍于東方、而分未甚析爾、奚至害仁如夷之語耶、噫後之謂墨者、殆師墨而失其眞者也、孔孟之非之、亦知末流之必弊而嚴之歟、然則是書也可少哉、故重壽諸梓、以博同志、江藩七十七翁白貢柄書

王應麟漢書藝文志考證　子類

墨子七十一篇　館閣書目十五卷、自親士至雜守、爲七十一篇、亡節用節葬明鬼非樂非儒等九篇、晉魯勝注墨辯、其叙曰、墨子著書、作辯經以立名本、惠施公孫龍、祖述其學、以正刑名、顯於世、墨辯有上下經、經各有說、凡四篇、與其書衆篇連第、故獨存、史記云、墨翟、宋之大夫、善守禦爲節用、或曰、並孔子時、或曰、在其後、索隱曰、按別錄云、墨子書、有文子、文子、子夏之弟子、問於墨子、如此則墨子在七十子之後、莊子天下篇云、相里勤之弟子、五侯之徒南方之墨者苦獲已齒鄧陵子之

辯晏子春秋

柳宗元

司馬遷讀晏子春秋、高之、而莫知其所以爲書、或曰、晏子爲之、而人接焉、或曰、晏子之後爲之、皆非也、吾疑其墨子之徒有齊人者爲之、墨好儉、晏子以儉名於世、故墨子之徒尊著其事以增高爲己術者、且其旨、多尚同兼愛非樂節用非厚葬久喪者、是皆出墨子、又非孔子、好言鬼事、非儒明鬼、又出墨子、其言問棗及古冶子等、尤怪誕、又往往言墨子聞其道而稱之、此其顯白者、自劉向歆班彪固父子、皆錄之儒家中、甚矣數子之不詳也、蓋非齊人、不能具其事、非墨子之徒、則其言不若是、後之錄諸子書、宜列之墨家、非晏子爲墨也、爲是書者、墨之道也、

楊墨辨

宋王安石

楊墨之道、得聖人之一而廢其百者、是也、聖人之道、兼楊墨、而無可無不可者、是也、墨子之道、摩頂放踵、以利天下、而楊子之道、利天下拔一毛而不爲也、夫禹之於天下、九年之間、三過其門、聞呱呱之泣、而不一言其子、此亦可謂爲人矣、顏回之於身、簞食瓢飲、以獨樂於陋巷之間、視天下之亂、若無見者、此亦可謂爲己矣、楊墨之道、獨以爲人爲己得罪於聖人者、何哉、此蓋所謂得聖人之一而廢其百者也、是故由楊子之道則不義、由墨子之道則不仁、於仁義之道、無所遺而用之不失其所者、其唯聖人之徒歟、二子之失於仁義、而不見天地之全、則同矣、及其所以得罪、則又有可論者也、楊子之所執者、爲己、爲己、學者之本也、墨子之所學者爲人、爲人、學者之末也、是以學者之事、必先爲己、其爲己有餘、而天下之勢、可以爲人矣、則不可以不爲人、故學者之學也、始不在於爲人、而卒所以能爲人也、今夫始學之時、其道未足以爲己、而

端之學、安能抗吾道哉、按自夫子沒而異端起、老莊楊墨蘇張申商之徒、各以其知舛馳、至孟子始辭而闢之、然觀七篇之書、所以距楊墨者甚至、而闊略於餘子何也、蓋老莊申商蘇張之學、大概俱欲掊擊聖人、鄙堯笑舜陋禹、而自以其說勝者、莊之蔑棄仁義禮法、生於憤世嫉邪、其語雖高虛可聽、而實不可行、料當時亦無人宗尙其說、故鄒書略不及之、蘇張之功利、申商之刑名、大抵皆枉尋直尺、媚時取寵、雖可以自售、而鄉黨自好、少知義者、亦羞稱之、故孟子於二家之說、雖斥絕之、而猶未數數然者、正以其與吾儒旨趣、本自冰炭薰蕕、遊於聖門之徒、未有不知其非者、固毋俟於辯析也、獨楊朱墨翟之言、未嘗不本仁祖義尙賢尊德、而擇之不精、語之不詳、其流敝遂至於無父無君、正孔子所謂似是而非、明道先生所謂淫聲美色、易以惑人者、不容不深鋤而力辯之、高氏略之言得之矣、而其說猶未暢、愚故備而言之、韓文公謂、儒墨同是堯舜、同非桀紂、以爲其二家本相爲用、而咎末學之辯、嗚呼孰知惟其似同而實異者正所當辯乎、

墨家小序 經籍志

明　焦竑

墨氏見天下無非我者、故不自愛而兼愛也、此與聖人之道濟何異、故賈誼韓愈、往往以孔墨並名、然見儉之利、而因以非禮、推兼愛之意、而不殊親疏、此其弊也、莊生曰、墨子雖獨任、如天下何、其太穀而難遵、有以也夫、墨子死、有相里氏之墨、相芬氏之墨、鄧陵氏之墨、世皆不傳、晏子春秋、舊列儒家、其尙同兼愛非樂節用非厚葬久喪非儒明鬼、無一不出墨氏、柳氏宗元以爲墨子之徒、尊著其事以增高爲己術者、得之今附著於篇

著錄、崇文總目以後、諸家書錄並用、（並詳畢氏篇目考）鄭樵通志藝文略、全錄漢隋唐諸志、徒存虛目、無關攷證、今並不錄（晁公武郡齋讀書志本列子楊朱篇張湛注及唐柳宗元說、以晏子春秋、入墨家、與各史志並異、亦不足據、）

○論辯

墨家考（文獻通考）　宋　馬端臨

墨子十五卷　晁氏曰、宋墨翟撰、戰國時、爲宋大夫、著書七十一篇、以貴儉兼愛尊賢右鬼非命上同爲說、荀孟皆非之、韓愈獨謂辨生於末學、非二師之道本然也、高氏子略曰、韓非子謂、墨子死、有相里氏之墨、相芬氏之墨、鄧陵氏之墨、孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、其爲說異矣、墨子稱堯曰、采椽不斲、茅茨不剪、稱周曰嚴父配天、宗祀文王、又引若保赤子、發罪惟均、出於康誥泰誓篇、固若依於經據於禮者、孟子方排之不遺餘力、蓋聞之夫子曰、惡似而非者、惡莠恐其亂苗也、惡鄭聲、恐其亂雅也、惡紫恐其亂朱也、惡鄉原、恐其亂德也、墨之爲書、一切如莊周、如申商、如韓非惠施之徒、雖不闢可也、惟其言近乎僞、行近乎誣、使天下後世人盡信其說、其害有不可勝言者、是以不可不加闢也、巽巖李氏曰、墨子十五卷、所傳本甚古、然多脫誤、或次第混亂、章句顚倒、往往斷爛、不可復讀、反覆尋究、稍加是正、使相聯屬、十厘得一二、當其合處、猶符節也、乃知古書訛謬、正坐學者弗習耳、博觀深攷、尙庶幾識其純全云、陳氏曰、漢志七十一篇、館閣書目、有十五卷六十一篇者、多訛脫、不相聯屬、又二本止存十三篇者、當是此本也、方楊墨之盛、獨一孟軻誦言非之、諄諄焉惟恐不勝、今楊朱書不傳、列子僅存其餘、墨氏書傳於世者、亦止於此、孟子越百世益光明、遂能上配孔子、與論語並行、異

墨家者流、蓋出於清廟之守、茅屋采椽、是以貴儉、養三老五更、是以兼愛、選士大射、是以上賢、宗祀嚴父、是以右鬼、（如淳曰、右鬼、謂信鬼神如杜伯射宣王、是親鬼而右之、師古曰、右猶尊尚也、詒讓案、右鬼、即本書明鬼三篇、）順四時而行、是以非命、（蘇林曰、非有命者、言儒者執有命、而反勸人修德積善、政教與行相反、故譏之也、如淳曰、言無吉凶之命、但有賢不肖善惡、）以孝視天下、是以上同、（如淳曰、言皆同可以治也、師古曰、墨子有節用兼愛上賢明鬼神非命上同等諸篇、故志歷序其本意也、）此其所長也、及蔽者為之、見儉之利、因以非禮、推兼愛之意、而不知別親疏、

阮孝緒七錄子錄

墨部四種四帙一十九卷（廣弘明集三）

案、阮錄久佚、其細目、弘明集未載、以隋志攷之、蓋墨子十五卷、目一卷、隋巢子一卷、胡非子一卷、田俅子一卷、（隋志云、梁有、即據阮錄言之、）通為四帙一十九卷、與都數正合、

隋書經籍志子

墨子十五卷、目一卷、（宋大夫墨翟撰）隨巢子一卷（巢似墨翟弟子）胡非子一卷（非似墨翟弟子、梁有田俅子一卷亡）右三部、合一十七卷、

墨者、強本節用之術也、上述堯舜之道、夏禹之行、茅茨不翦、糲粱之食、桐棺三寸、貴儉兼愛、嚴父上德、以孝示天下、右鬼神而非命、漢書以為本出清廟之守、然則周官宗伯、掌建邦之天神地祇人鬼、肆師、掌立國祀及兆中廟中之禁令、是其職也、愚者為之、則守於節儉、不達時變、推心兼愛、而混於親疎也、

舊唐書經籍志丙部子錄

墨子十五卷（墨翟撰）胡非子一卷　右墨家二部凡一十六卷

唐書藝文志、丙部子錄

墨子十五卷（墨翟）隨巢子一卷胡非子一卷　右墨家類、三家三部、一十七卷、

馬總意林（高似孫子略、載梁庾仲容子鈔目同、）

胡非子一卷　墨子十六卷　纏子一卷　隨巢子一卷

案宋史藝文志、墨家唯存墨子一種、餘均不

辯生於末學、各務售其師之說、非二師之道本然也、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用、不足為孔墨、（韓愈昌黎集讀墨子、右通論）

墨家諸子鉤沈

清　孫詒讓

劉歆七略、諸子十家、墨為第六、漢志箸錄六家、自墨子書外、史佚遠在周初、為墨學所從出、（史佚書、漢以後不傳、近馬國翰輯本一卷、僅錄左傳周書所載史佚語及遺事數條、無由定其為二篇之佚文、今不錄、）胡非隨巢二子、皆墨子弟子、田俅與秦惠王同時、似亦逮見墨子者、我子、則六國時、為墨學者、（我子書、漢以後不傳、古書亦絕無援引、）時代或稍後、與田俅書、惟阮孝緒七錄、尚箸錄、唐初已亡、（見隋志）隋經籍志、唐經籍藝文志、及梁庾仲容子鈔、（見意林及高似孫子略、）馬總意林、僅錄胡非隨巢二家、餘並不存、而別增纏子一家、即漢志儒家董無心之書也、至宋崇文總目而盡亡、（惟纏子為董子、宋時尚存、崇文目及宋史藝文志、並入儒家、）使非墨子本書具存、則九流幾絕一、甚足悕也、田俅以下四家之書、近世有馬國翰校輯本、（田俅隨巢書、別有仁和勞格輯本、不及馬本之詳、）檢覈羣書、不無遺闕、今略為校補、都為一篇、孤文碎語、不足以致其閎恉、然田俅盛陳符瑞、非墨氏徵實之學、與其自對楚王以文害用之論、亦復乖牾、或出依託、隨巢胡非、則多主於明鬼非鬭、與七十一篇之恉、若合符契、而隨巢之說兼愛曰、有疏而無絕、有後而無遺、則尤純篤無玼、是知愛無差等之論、蓋墨家傳述之末失、後人抵巇蹈瑕、遂為射者之的、其本意固不如是也、授而錄之、以見先秦墨家沿流之論、或亦網羅放失者所不廢乎、

墨家諸子箸錄

漢書藝文志諸子

尹佚二篇（周臣、在成康時也、）田俅子三篇（先韓子）我子一篇（顏注引劉向云、為墨子之學、）隨巢子六篇（墨翟弟子、）胡非子三篇（墨翟弟子）墨子七十一篇（名翟、為宋大夫、在孔子後、）右墨六家八十六篇、

服喪三月、世主以爲儉而禮之、（主字舊本捝、今據盧文弨顧廣圻校補、）儒者破家而葬、服喪三年、大毀扶杖、世主以爲孝而禮之、夫是墨子之儉、將非孔子之侈也、是孔子之孝、將非墨子之戾也、今孝戾侈儉、俱在儒墨、而上兼禮之、（韓非子顯學篇）

夫弦歌鼓舞、以爲樂、盤旋揖讓以脩禮、厚葬久喪以送死、孔子之所立也、而墨子非之、兼愛尙（宋本作上）賢右鬼非命、墨子之所立也、而楊子非之、（淮南子氾論訓）

墨子學儒者之業、受孔子之術、以爲其禮煩擾而不悅、（許注云悅易也、王念孫云當爲倪）厚葬靡財而貧民、服傷生而害事、（王云當云久服此捝久字）故背周道而用夏政、禹之時、天下大水、禹身執虆臿、（今本譌垂、據宋本正）以爲民先、剔河而道九岐、鑿江而通九路、辟五湖而定東海、當此之時、燒不暇撌、濡不給扢、死陵者葬陵、死澤者葬澤、故節財薄葬、閑（宋本作間）服生焉、（淮南子要略）

蓋墨翟、宋之大夫、善守禦、爲節用、或曰、並孔子時、或曰、在其後、（史記孟子荀卿傳）

墨者儉而難遵、是以其事不可偏循、然其彊本節用、不可廢也、墨者亦尙堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、（集解、徐廣曰、一作塯、）啜土刑、糲粱之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死、桐棺三寸、擧音不盡其哀、敎喪禮必以此爲萬民之率、使天下法若此、則尊卑無別也、夫世異時移、事業不必同、故曰、儉而難遵、要曰彊本節用、則人給家足之道也、此墨子之所長、雖百家弗能廢也、（史記自序司馬談論六家要指）

儒譏墨以上同兼愛上賢明鬼、而孔子畏大人、居是邦、不非其大夫、春秋譏專臣、不上同哉、孔子泛愛親仁、以博施濟衆爲聖、不兼愛哉、孔子賢賢、以四科進褒弟子、疾沒世而名不稱、不上賢哉、孔子祭如在、譏祭如不祭者曰、我祭則受福、不明鬼哉、儒墨同是堯舜、同非桀紂、同修身正心、以治天下國家、奚不相悅如是哉、余以爲

子易執業、以是縣天下、一四海、何故、必自爲之者、役夫之道也、墨子之說也、論德使能、而官施之者、聖王之道也、儒之所謹守也、荀子王霸篇

墨子有見於齊、無見於畸、楊注云、畸、謂不齊也、墨子著書、有上同兼愛、是見齊而不見畸也、有齊而無畸、則政令不施、楊注云、夫施政令所以治不齊者、若上同、則政令何施也、荀子天論篇、

墨子蔽於用、而不知文、楊注云欲使上下勤力、股無胈、脛無毛、而不知貴賤等級之文飾也、宋子蔽於欲而不知得、愼子蔽於法而不知賢、申子蔽於執而不知知、楊云下知、音智、惠子蔽於辭而不知實、莊子蔽於天而不知人、故由用謂之道盡利矣、楊云、由、從也、若由於用、則天下之道、無復仁義、皆盡於求利也、由俗謂之道盡嗛矣、楊云、俗當爲欲、嗛與慊同、快也、由法謂之道盡數矣、由執謂之道盡便矣、由辭謂之道盡論矣、由天謂之道盡因矣、此數具者、皆道之一隅也、夫道者、體常而盡變、一隅不足以擧之、曲知之人、觀於道之一隅、而未之能識也、故以爲足而飾之、內以自亂、外以惑人、上以蔽下、下以蔽上、此蔽塞之禍也、荀子解蔽篇

世之顯學、儒墨也、儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也、自孔子之死也、有子張之儒、有子思之儒、有顏氏之儒、有孟氏之儒、有漆雕氏之儒、有仲良氏之儒、道藏本、良作梁、聖賢羣輔錄同、今從宋本、良梁字通、有孫氏之儒、顧廣圻云、即荀卿、案顧說是也、羣輔錄作公孫氏、疑不足據、有樂正氏之儒、自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、取舍相反不同、而皆自謂眞孔墨、孔墨不可復生、將誰使定世之學乎、孔子墨子、俱道堯舜、而取舍不同、皆自謂眞堯舜、堯舜不復生、將誰使定儒墨之誠乎、殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能定儒墨之眞、今乃欲審堯舜之道於三千歲之前、意者其不可必乎、無參驗而必之者愚也、弗能必而據之者誣也、故明據先王、必定堯舜者、非愚則誣也、愚誣之學、襍反之行、明主弗受也、墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、

此敎人、恐不愛人、以此自行、固不愛己、未敗墨子道、（釋文云、敗或作毀、墨子是一家之正、故不可以爲敗也、崔云、未壞其道、）雖然歌而非歌、哭而非哭、樂而非樂、是果類乎、其生也勤、其死也薄、其道大觳、（郭註云觳無潤也）使人憂、使人悲、其行難爲也、恐其不可以爲聖人之道、反天下之心、天下不堪、墨子雖獨能任、奈天下何、離於天下、其去王也遠矣、墨子稱道曰、昔者（成本無者字）禹之湮洪水、決江河、而通四夷九州也、名山三百、支川三千、（釋文云、支川本或作支流、）小者無數、禹親自操槖耜、而九雜天下之川、腓無胈、脛無毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國、禹大聖也、而形勞天下也如此、（釋文、槖作稾、云、稾、舊古考反、崔郭音託、字則應作槖、崔云、囊也、司馬云、盛土器也、九、音鳩、本亦作鳩、聚也、雜、本或作粂、音同、崔云、所治非一、故曰雜也、崔本、甚作湛、音淫、貽讓案、此當從槖爲是、釋文本非、成本亦作槖、疏同、司馬義又云、舟檝往來、九州雜易、又解凡經九度言九雜也、又本作鳩者、言鳩雜川谷、以導江河也、案、九雜猶言九帀也、成引一解云、經九度者、是也、諸說並未得其恉、）使後世之墨者、多以裘褐爲衣、以跂蹻爲服、日夜不休、以自苦爲極（釋文云、李云、麻曰屩、木曰屐、屐與跂同、屩與蹻同、）曰不能如此、非禹之道也、不足謂墨、相里勤之弟子、五侯之徒、南方之墨者苦獲己齒鄧陵子之屬、俱誦墨經、而倍譎不同、相謂別墨、以堅白同異之辯相訾、以觭偶不仵之辭相應、以巨子爲聖人、（釋文云巨子向崔本作鉅）皆願爲之尸、冀得爲其後世、至今不決、墨翟禽滑釐之意則是、其行則非也、將使後世之墨者、必自苦、以腓無胈脛無毛相進而已矣、亂之上也、治之下也、雖然墨子眞天下之好也、將求之不得也、雖枯槁不舍也、才士也夫、（莊子天下篇）

駢於辯者、纍瓦結繩、竄句遊心於堅白同異之間、而敝跬譽無用之言非乎、而楊墨是已、（莊子駢拇篇、）

不知壹天下建國家之權稱、上功用、大儉約、而優差等、曾不足以容辨異縣君臣、然而其持之有故、其言之成理、足以欺惑愚衆、是墨翟宋鈃也、（荀子非十二子篇）

今以一人兼聽天下、日有餘而治不足者、使人爲之也、大有天下、小有一國、必自爲之、然後可、則勞苦耗顇莫甚焉、如是則雖臧獲不肯與天

死者審有知、如有知而薄葬之、是怒死人也、情欲厚而惡薄、以薄受死者之責、雖右鬼其何益哉、如以鬼非死人、則其信杜伯非也、如以鬼是死人、則其薄葬非也、術用乖錯、首尾相違、故以爲非、非與是不明、皆不可行、（王充論衡薄葬篇、右難明鬼節葬）

儒家之宗、孔子也、墨家之祖、墨翟也、且案儒道傳而墨法廢者、儒之道義可爲、而墨之法議難從也、何以驗之、墨家薄葬右鬼、道乖相反、違其實宜、以難從也、乖違如何、使鬼非死人之精也、右之未可知、今墨家謂鬼審人之精也、厚其精而薄其屍、此於其神厚而於其體薄也、薄厚不相勝、華實不相副、則怒而降禍、雖有其鬼、終以死恨、人情欲厚惡薄、神心猶然、用墨子之法、事鬼求福、福罕至而禍常來也、以一況百、而墨家爲法、皆若此類也、廢而不傳、蓋有以也、（論衡案書篇、右難明鬼）

墨子貴兼、孔子貴公、皇子貴衷、田子貴均、列子貴虛、料子貴別、囿其學之相非也、數世矣而已、（何焯校云、而下疑脫不字）皆弇於私也、（爾雅釋詁邢昺疏、引尸子廣澤篇、呂氏春秋不二篇云、老耽貴柔、孔子貴仁、墨翟貴廉、關尹貴淸、子列子貴虛、陳駢貴齊、陽生貴己、孫臏貴勢、王廖貴先、兒良貴後、案呂覽云、墨子貴廉、廉、疑即兼之借字、）

孟子曰、楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也、（孟子滕文公上篇）　孟子曰、墨子兼愛、摩頂放踵、利天下爲之、（告子下篇）

不侈於後世、不靡於萬物、不暉於數度、（釋文云、暉崔本作渾、）以繩墨自矯、而備世之急、古之道術有在於是者、墨翟禽滑釐聞其風而說之、（說、成玄英本作悅、）爲之大過、（大成本作太）己之大順、（釋文云、順或作循、案成本作循、疏云、循順也、）作爲非樂、命之曰節用、生不歌、死無服、墨子氾愛兼利而非鬬、其道不怒、又好學而博、不異、不與先王同、毀古之禮樂、黃帝有咸池、堯有大章、舜有大韶、禹有大夏、湯有大護、文王有辟雍之樂、武王周公作武、古之喪禮、貴賤有儀、上下有等、天子棺槨七重、諸侯五重、大夫三重、士再重、今墨子獨生不歌、死不服、桐棺三寸而無槨、以爲法式、以

墨家之議、右鬼、以爲人死輒爲神鬼而有知、能形而害人、故引杜伯之類、以爲效驗、儒家不從以爲死人無知、不能爲鬼、然而賻祭備物者、示不負死以觀生也、陸賈依儒家而說、故其立語不肯明處、劉子政擧薄葬之奏、務欲省用、不能極論、是以世俗內持狐疑之議、外聞杜伯之類又見病且終者、墓中死人、來與相見、故遂信是、謂死如生、閔死獨葬、魂孤無副、丘墓閉藏、穀物乏匱、故作偶人以侍尸柩、多藏食物以歆精魂、積浸流至、或破家盡業、以充死棺、殺人以殉葬、以快生意、非知其內無益、而奢侈之心外相慕也、以爲死人有知、與生人無以異、孔子非之而亦無以定實、然而陸賈之論、兩無所處、劉子政奏、亦不能明儒家無知之驗、墨家有知之故、事莫明於有效、論莫定於有證、空言虛語、雖得道心、人猶不信、是以世俗輕愚信禍福者、畏死不懼義、重死不顧生、竭財以事神、空家以送終、辯士文人有效驗、若墨家之以杜伯爲據、則死無知之實可明、薄葬省財之教可立也、今墨家非儒、儒家非墨、各有所持、故乖不合、業難齊同、故二家爭論、世無祭祀復生之人、故死生之義、未有所定、實者、死人闇昧、與人殊途、其實荒忽難得深知、有知無知之情不可定、爲鬼之實不可是、通人知士、雖博覽古今、窺涉百家、條入葉貫、不能審知、唯聖心賢意、方比物類、爲能實之、夫論不留精澄意、苟以外效立事是非、信聞見於外、不詮訂於內、是用耳目論、不以心意議也、夫以耳目論、則以虛象爲言、虛象效、則以實事爲非、是故是非者、不徒耳目、必開心意、墨議不以心而原物、苟信聞見、則雖效驗章明、猶爲失實、失實之議難以教、雖得愚民之欲、不合知者之心、喪物索用、無益於世、此蓋墨術所以不傳也、墨家之議、自違其術、其薄葬而又右鬼、右鬼引效、以杜伯爲驗、杜伯死人、如謂杜伯爲鬼、則夫

爲孔子門人、（尚、晏子春秋作嘗、古通、）門人且以爲貴、則其師亦不賤矣、是則晏子亦譽孔子、可知也、夫德之不修、己之罪也、不幸而屈於人、己之命也、伐樹削迹、絶糧七日、何約乎哉、（明刻本作故、據宋本正、）若晏子以此而疑儒、則晏子亦不足賢矣、

墨子曰、景公祭路寢、聞哭聲、問梁丘據、對曰、魯孔子之徒也、其母死、服喪三年、（喪宋本作哀、）哭泣甚哀、公曰、豈不可哉、晏子曰、古者聖人、非不能也、而不爲者、知其無補於死者而深害生事故也、（畢云、疑非儒上篇佚文、）詰之曰墨子欲以親死不服三日哭而已、於意安者、卒自行之、空用晏子爲引而同乎己、適證其非耳、且晏子服父禮、則無緣非行禮者也、曹明問子魚曰、觀子詰墨者之辭事義相反、墨者妄矣、假使墨者復起對之乎、答曰、苟得其理、雖百墨吾益明白焉、失其正、雖一人猶不能當前也、墨子之所引者、矯晏子、晏子之善吾先君、先君之善晏子、其事庸盡乎、曹明曰、可得聞諸、子魚曰、昔齊景公問晏子曰、吾欲善治、可以伯諸侯乎、（伯明刻作霸、今從宋本、）對曰、官未具也、臣亟以聞而君未肯然也、臣聞、孔子聖人、然猶居處勌惰、廉隅不修、則原憲季羔侍、氣鬱而疾、（宋本作一食血氣不休、今從明刻本、與晏子春秋內篇問上合、）志意不通則仲由卜商侍、德不盛、行不勤則顏閔冉雍侍、今君之朝臣萬人、立車千乘、不善之政、加於下民者衆矣、未能以聞者、臣故曰、官未備也、此又晏子之善孔子者也、子曰、晏平仲善與人交、久而敬之、此又孔子之貴晏子者也、曹明曰、吾始謂墨子可疑、今則決妄不疑矣、（孔叢子詰墨篇、右難非儒、）

三年之喪、是強人所不及、而以爲輔情也、三月之服、是絶哀而迫切之性也、夫儒墨不原人情之終始而務以行相反之制、（淮南子齊俗訓、高注云、三月之服、夏后氏之禮、右難節葬）

聖賢之業、皆以薄葬省用爲務、然而世尙厚葬、有奢泰之失者、儒家論不明、墨家議之非故也、

則何言乎厄斯不然矣、且子路爲人勇於見義、縱有豚酒、不以義、不取之可知也、又何問焉、

墨子曰、孔子諸弟子子貢季路、輔孔悝以亂衛、陽虎亂魯、佛肸以中牟叛、漆雕開形殘、（見非儒下篇）詰之曰、如此言、衛之亂、子貢季路爲之耶、斯不待言而了矣、陽虎欲見孔子、孔子不見、何弟子之有、佛肸以中牟叛、召孔子、則有之矣、爲孔子弟子未之聞也、且漆雕開形殘、非行己之致、何傷於德哉、

墨子曰、孔子相魯、齊景公患之、謂晏子曰、鄰有聖人、國之憂也、今孔子相魯、爲之若何、晏子對曰、君其勿憂、彼魯君、弱主也、孔子、聖相也、不如陰重孔子、欲以相齊、則必強諫魯君、魯君不聽、將適齊、君勿受則孔子困矣、（今本書無、畢沅云、疑非儒上篇佚文）詰之曰、按如此辭、則景公晏子、畏孔子之聖也、上乃云、（乃、宋本作而、）非聖賢之行、上下相反、若晏子悖可也、否（宋本作不然）則不然矣

墨子曰、孔子見景公、公曰、先生素不見晏子乎、對曰、晏子事三君而得順焉、是有三心、所以不見也、公告晏子、晏子曰、三君皆欲其國安、是以嬰得順也、聞君子獨立、不慙於影、今孔子伐樹削迹、不自以爲辱、身窮陳蔡、不自以爲約、始吾望儒貴之、今則疑之、（畢云疑非儒上篇佚文）詰之曰、若是乎、孔子晏子、交相毀也、小人有之、君子則否、孔子曰、靈公汙、而晏子事之以潔、莊公怯、而晏子事之以勇、景公侈、而晏子事之以儉、晏子、君子也、梁丘據問曰、晏子事三君而不同心、而俱順焉、仁人固多心乎、晏子曰、一心可以事百君、百心不可以事一君、故三君之心、非一也、而嬰之心非三也、孔子聞之曰、小子記之、晏子以一心事三君、君子也、如此則孔子譽晏子、非所謂毀而不見也、景公問晏子曰、若人之衆、則有孔子乎、對曰、孔子者、君子行有節者也、晏子又曰、盈成匡、（晏子春秋外篇、作盆成适、此疑誤、）父之孝子、兄之弟弟也、其父尙

白公謀而奉之以石乞、勸下亂上、敎臣弑君、非聖賢之行也、（見非儒下篇、）詰之曰、楚昭王之世、夫子應聘如荆、不用而反周、旋乎陳宋齊衞、楚昭王卒、惠王立、十年令尹子西、乃召王孫勝以爲白公、（宋咸注云史云二年此云十年）是時魯哀公十五年也、夫子自衞反魯居五年矣、白公立一年然後乃謀作亂、亂作在哀公十六年秋也、夫子已卒十旬矣、墨子雖欲謗毀聖人、虛造妄言、奈此年世不相値何、墨子曰、孔子至齊見景公、公悅之、封之於尼谿、晏子曰不可、夫儒浩居而自順、（浩、宋本作法、明刻本作浩、與非儒篇同、今從之）立命而怠事、崇喪遂哀、盛用繁禮、其道不可以治國、其學不可以導家、（非儒篇作衆、此疑誤、）公曰、善、（見非儒下篇）詰之曰、即如此言、晏子爲非儒惡禮不欲崇喪遂哀也、察傳記晏子之所行、未有以異於儒焉、又景公問所以爲政、晏子答以禮云、景公曰禮其可以治乎、晏子曰禮於政與天地並、此則未有以惡於禮也、晏桓子卒、晏嬰斬衰枕草苴經帶杖菅菲食粥、居於倚廬、遂哀三年、此又未有以異於儒也、若能以口非之而躬行之、晏子所弗爲、

墨子曰、孔子怒景公之不封己、乃樹鴟夷子皮於田常之門、（見非儒下篇）詰之曰、夫樹人爲信己也、記曰、孔子適齊、惡陳常而終不見、常病之、亦惡孔子、交相惡而又任事、其然矣、記又曰陳常弑其君、孔子齋戒沐浴而朝、請討之、觀其終不樹子皮審矣、

墨子曰孔子爲魯司寇、舍公家而奉季孫、（見非儒下篇）詰之曰、若以季孫爲相、司寇統焉、奉之自法也、若附意季孫、季孫既受女樂則孔子去之、季孫欲殺囚則孔子赦之、非苟順之謂也、

墨子曰、孔子厄於陳蔡之間、子路烹豚孔子不問肉之所由來而食之、剝人之衣以沽酒、孔子不問酒之所由來而飲之（見非儒下篇）詰之曰、所謂厄者沽酒無處、藜羹不粒、乏食七日、若烹豚飲酒

樂廢而邪音起者、危削侮辱之本也、故先王貴禮樂而賤邪音、其在序官也、曰修憲命、審誅賞、禁淫聲以時順修、使夷俗邪音不敢亂雅、太師之事也、墨子曰樂者聖王之所非也、而儒者爲之過也、君子以爲不然、樂者聖人之所樂也、而可以善民心其感人深其移風易俗、故先王導之以禮樂而民和睦、夫民有好惡之情、而無喜怒之應則亂、先王惡其亂也故修其行、正其樂而天下順焉、故齊衰之服、哭泣之聲、使人之心悲、帶甲嬰軸、歌於行伍、使人之心傷、姚冶之容、鄭衛之音、使人之心淫、紳端章甫、舞韶歌武使人之心莊、故君子耳不聽淫聲、目不視女色、口不出惡言、此三者君子愼之、凡姦聲感人而逆氣應之、逆氣成象而亂生焉、正聲感人而順氣應之、順氣成象而治生焉、唱和有應、善惡相象、故君子愼其所去就也、君子以鐘鼓道志、以琴瑟樂心、動以干戚、飾以羽旄、從以磬管、謝云元刻作簫管與禮記同、故其清明象天、其廣大象地、其俯仰周旋、有似於四時、謝云、元刻、周旋作隨還、故樂行而志清、禮修而行成、耳目聰明、血氣和平、移風易俗、天下皆寧、莫善於樂謝云、宋本作美善相樂、故曰、樂者樂也、君子樂得其道、小人樂得其欲、以道制欲則樂而不亂、以欲忘道則惑而不樂、故樂者所以道樂也、金石絲竹所以道德也、樂行而民鄉方矣、故樂者治人之盛者也、而墨子非之、且樂也者和之不可變者也、禮也者理之不可易者也、樂合同、禮別異、禮樂之統、管乎人心矣、窮本極變、樂之情也、著誠去僞、禮之經也、墨子非之、幾遇刑也、明王已沒、莫之正也、愚者學之、危其身也、君子明樂乃其德也、亂世惡善、不此聽也、於乎哀哉、不得成也、弟子勉學無所營也、謝云、勉、元刻作免、古通用、荀子樂論篇、古難非樂、墨子稱、景公問晏子以孔子、而不對、又問三、皆不對、公曰以孔子語寡人者衆矣、俱以爲賢人、今問子而不對何也、晏子曰、嬰聞孔子之荊、知

動靜、性術之變盡是矣、故人不能不樂、樂則不能無形、形而不爲道則不能無亂、先王惡其亂也、故制雅頌之聲以道之、使其聲足以樂而不流、使其文足以辨而不諰、（謝墉云、禮記樂記作論而不息、史記樂書作綸而不息、此作諰、乃諰之訛、莊子人間世篇、氣息茀然、向本作諰、崔本亦同、）使其曲直繁省廉肉節奏足以感動人之善心、（謝云繁省、史記同、禮記作繁瘠）使夫邪汙之氣無由得接焉、是先王立樂之方也、而墨子非之奈何、故樂在宗廟之中、君臣上下同聽之、則莫不和敬、閨門之內、父子兄弟同聽之、則莫不和親、鄉里族長之中、長少同聽之、則莫不和順、故樂者審一以定和者也、比物以飾節者也、合奏以成文者也、（謝云禮記、作節奏合以成文、史記同、）足以率一道、足以治萬變、是先王立樂之術也、而墨子非之奈何、故聽其雅頌之聲、而志意得廣焉、執其干戚、習其俯仰屈伸、而容貌得莊焉、行其綴兆、要其節奏、而行列得正焉、進退得齊焉、故樂者出所以征誅也、入所以揖讓也、征誅揖讓其義一

也、出所以征誅、則莫不聽從、入所以揖讓、則莫不從服、故樂者天下之大齊也、中和之紀也、人情之所必不免也、是先王立樂之術也、而墨子非之奈何、且樂者先王之所以飾喜也、軍旅鈇鉞者先王之所以飾怒也、先王喜怒皆得其齊焉、（謝云、禮記、齊作儕、）是故喜而天下和之、怒而暴亂畏之、先王之道、禮樂正其盛者也、而墨子非之、故曰墨子之於道也、猶瞽之於白黑也、猶聾之於清濁也、猶之楚而北求之也、夫聲樂之入人也深、其化人也速、故先王謹爲之文、樂中平則民和而不流、樂莊肅則民齊而不亂、民和齊則兵勁城固、敵國不敢嬰也、如是則百姓莫不安其處、樂其鄉以至足其上矣、然後名聲於是白、光輝於是大、四海之民莫不願得以爲師、是王者之始也、樂姚冶以險則民流僈鄙賤矣、流僈則亂、鄙賤則爭、亂爭則兵弱城犯、敵國危之、如是則百姓不安其處、不樂其鄉、不足其上矣、故禮

瘠則不足欲、不足欲則賞不行、墨子大有天下、小有一國、將少人徒、省官職、上功勞苦與百姓均事業、齊功勞、若是則不威、不威則賞罰不行、賞不行則賢者不可得而進也、罰不行則不肖者不可得而退也、賢者不可得而進也、不肖者不可得而退也、則能不能不可得而官也、若是則萬物失宜、事變失應、上失天時、下失地利、中失人和、天下敖然、若燒若焦、 楊云敖讀爲熬 墨子雖爲之衣褐帶索、嚽菽飲水、 楊云嚽與啜同 惡能足之乎、既以伐其本、竭其原、而焦天下矣、故先王聖人爲之不然、知夫爲人主上者、不美不飾之不足以一民也、不富不厚之不足以管下、不威不强之不足以禁暴勝悍也、故必將撞大鐘、擊鳴鼓、吹笙竽、彈琴瑟、以塞其耳、必將錭琢刻鏤黼黻文章以塞其目、 楊云、錭與彫同 必將芻豢稻粱五味芬芳以塞其口、然後衆人徒備官職、漸慶賞、嚴刑罰、以戒其心、使天下生民之屬、皆知己之所願欲之舉在是于也、故其賞行、 楊云、是于、猶言于是、言生民所願欲皆在于是也、說苑、亦作是于也 皆知己之所畏恐之舉在是于也、故其罰威、賞行罰威、則賢者可得而進也、不肖者可得而退也、能不能可得而官也、若是則萬物得宜、事變得應、上得天時、下得地利、中得人和、則財貨渾渾如泉源、汸汸如河海、 楊云汸讀爲滂水多貌也 暴暴如山丘、不時焚燒、無所臧之、夫天下何患乎不足也、故儒術誠行、則天下大而富、使有功、 楊云大讀爲泰優泰也 撞鐘擊鼓而和、詩曰、鐘鼓喤喤、管磬瑲瑲、降福穰穰、降福簡簡、威儀反反、既醉既飽、福祿來反、此之謂也、 謝墉云管磬瑲瑲元刻作磬筦將將 故墨術誠行、則天下尙儉而彌貧、非鬭而日爭、 楊云墨子有非攻篇、非攻、即非鬭也、 勞苦頓萃而愈無功、愀然憂戚、非樂而日不和、 楊云萃與顇同、 詩曰天方薦瘥、喪亂弘多、民言無嘉、憯莫懲嗟、此之謂也、 荀子富國篇右難節用

夫樂者樂也、人情之所必不免也、故人不能無樂、樂則必發於聲音、形於動靜、而人之道、聲音

務以相勝、則不得其平、豈非勢之所必至乎、今觀墨之非儒、固多誣妄、其於孔子、亦何傷於日月、而墨氏兼愛、固諄諄以孝慈爲本、其書具在、可以勘驗、（班固論墨家亦云以孝視天下是以尙同）而孟子斥之、至同之無父之科、則亦少過矣、自漢以後、治敎嫥一、學者咸宗孔孟、而墨氏大絀、然講學家剽竊孟荀之論、以自矜飾標識、綴文之士、習聞儒言、而莫之究察、其於墨也多望而非之、以迄於今、學者童丱治學業、至於皓首、習斥楊墨爲異端、而未有讀其書深究其本者、是曖昧之說也、安足與論道術流別哉、今集七國以還於漢諸子之言涉墨氏者、而殿以唐昌黎韓子讀墨子之篇、條別其說、不加平議、雖復申駁襍陳、然否錯出、然視夫望而非之者、固較然其不同也、至後世文士衆講學家之論、則不復甄錄、世之君子有秉心敬恕、精究古今學業純駁之故者、讀墨氏之遺書、而以此篇證其離合、必有以持其是非之平矣（秦漢諸子及史傳涉儒墨者甚夥華文汜論無所發明及荀韓諸子剿節莽兼愛之論而未明斥墨子者今並不錄）

墨子之言、昭昭然爲天下憂不足、夫不足、非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、今是土之生五穀也、人善治之、則畝數盆、一歲而再獲之、（楊注云獲讀爲穫）然後瓜桃棗李一本數以盆鼓、然後葷菜百疏以澤量、然後六畜禽獸、一而剸車、（楊云剸與專同言一獸滿一車）黿鼉魚鼈鰌鱣以時別、一而成羣、然後飛鳥鳧鴈若烟海、然後昆蟲萬物生其間、可以相食養者不可勝數也、夫天地之生萬物也固有餘、足以食人矣、麻葛繭絲鳥獸之羽毛齒革也、固有餘足以衣人矣、夫有餘不足、非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、天下之公患、亂傷之也、胡不嘗試相與求亂之者誰也、我以墨子之非樂也、則使天下亂、墨子之節用也則使天下貧、非將墮之也、說不免焉、墨子大有天下、小有一國、將蹙然衣麤食惡憂戚而非樂、若是則瘠、

相侯、子欲何求、墨子曰、願得長生、與天地相畢耳、於是神人授以素書、朱英丸方道靈教戒五行變化凡二十五篇、告墨子曰、子有仙骨、又聰明、得此便成、不復須師、墨子拜受、合作遂得其驗、乃撰集其要、以爲五行記、乃得地仙隱居、以避戰國、至漢武帝時、遣使者楊違、束帛加璧、以聘墨子、墨子不出、視其顏色、常如五十許人、周游五嶽、不止一處、（葛洪神仙傳右附）

案墨子法夏宗禹、與黃老不同術、晉宋以後、神仙家、妄撰墨子爲地仙之說、於是墨與道、乃合爲一、阮孝緒七錄、有墨子枕中五行要記一卷、五行變化墨子五卷、（隋志並云、梁有今亡、案抱朴子內篇遐覽云、變化之術、大者唯有墨子五行記、本有五卷、昔劉君安未仙去時、鈔取其要、以爲一卷、葛氏所說甚詳、蓋五行變化、即五卷之全書、要記即劉安所鈔一卷也、隋書經籍志醫方類、有墨子枕內五行記要一卷、宋史藝文志神仙類、有太上墨子枕中記二卷、皆即是書、抱朴子神仙金汋經、又載墨子丹法、蓋皆道家僞託之書、五代史唐家人傳云、魏州民自言、有墨子術、能役鬼神、化丹砂水銀、即此術也）蓋即葛傳所謂五行記者、明鬼之論、忽變爲服食鍊形、而七十一篇之外、又增金丹變化之書、斯皆展轉依託、不可究詰、魏晉之間、俗尙浮靡、嫁名僞冊、榛薉編錄、此亦其一矣、（開元占經引墨子占、疑亦叚託、）稚川之傳、惟與公輸般論攻守、事見本書、餘皆肊造不足論、以其晉人舊帙、姑錄附於末、以識道家不經之談所由肇耑、至於年代彌遠詭說日孳生、有夢烏之徵、（伊世珍瑯嬛記、引賈子說林謂、墨子姓翟、名烏、其母夢日中赤烏入室、驚覺生烏、遂名之、其說謬妄不足辯、說林、古亦無是書、蓋即世珍所肊撰也、）終以服丹而化、（陶弘景眞誥稽神樞篇云、墨狄子、服金丹而告終、）若茲之類、誣誕尤甚、今無取焉、

墨學通論

清　孫詒讓

春秋之後、道術紛岐、倡異說以名家者十餘、然惟儒墨爲最盛、其相非亦最甚、墨書既非儒、儒家亦闢楊墨、楊氏晚出、復擯儒墨而兼非之、然信從其學者少、固不能與墨抗行也、莊周曰、兩怒必多溢惡之言、（人間世篇）況夫樹一義以爲橥楬、而欲以易舉世之論、沿襲增益、

公旦而問焉、（呂氏春秋博志篇）

繞梁之鳴、許史鼓之非不樂也、墨子以爲傷義故不聽也、（文選七命李注引尸子、右墨子瑣事、）

墨子者、名翟、宋人也、仕宋爲大夫、外治經典、內修道術、著書十篇、號爲墨子、世多學者、與儒家分途、務尚儉約、頗毀孔子、有公輸般者、爲楚造雲梯之械、以攻宋、墨子聞之、往詣楚、脚壞、裂裳裹足、七日七夜到、見公輸般而說之曰、子爲雲梯以攻宋、宋何罪之有、有餘於地、而不足於民、殺所不足而爭所有餘、不可謂智、宋無罪而攻之、不可謂仁、知而不爭、不可謂忠、爭而不得、不可謂彊、公輸般曰、吾不可以已言於王矣、墨子見王曰、於今有人、捨其文軒、隣有一弊輿而欲竊之、舍其錦繡、隣有短褐而欲竊之、舍其梁肉、隣有糟糠而欲竊之、此爲何若人也、王曰、若然者、必有狂疾、翟曰楚有雲夢之麋鹿、江漢之魚鼈、爲天下富、宋無雉兎鮒魚、猶梁肉與糟糠也、楚有杞梓豫章、宋無數丈之木、此猶錦繡之與短褐也、臣聞、大王更議攻宋、有與此同、王曰、善哉、然公輸般已爲雲梯、謂必取宋、於是見公輸般、墨子解帶爲城、以褋爲械、公輸般乃設攻城之機、九變、而墨子九拒之、公輸之攻城械盡、而墨子之守有餘也、公輸般曰、吾知所以攻子矣、吾不言、墨子曰、吾知子所以攻我、我亦不言、王問其故、墨子曰、公輸之意、不過殺臣、謂宋莫能守耳、然臣弟子禽滑釐等三百人、早已操臣守禦之器、在宋城上、而待楚寇矣、雖殺臣、不能絕也、楚乃止、不復攻宋、墨子年八十有二、乃歎曰、世事已可知、榮位非常保、將委流俗以從赤松子游耳、乃入周狄山、精思道法、想像神仙、於是數聞左右山間有誦書聲者、墨子臥後、又有人來、以衣覆足、墨子乃伺之、忽見一人、乃起問之曰、君豈非山岳之靈氣乎、將度世之神仙乎、願且少留、誨以道要、神人曰、知子有志好道、故來

言、不用吾道、雖全越以與我、吾無所用之、越王不聽吾言、不用吾道、而受 舊校云一作愛 其國、是 舊校云一作退 以義翟也、義翟何必越、 畢云、兩翟字、當是糴字之誤、 雖於中國亦可、 呂氏春秋高義篇本書魯問篇文略同、

墨子至郢、獻書惠王、王受而讀之曰、良書也、是寡人雖不得天下、而樂養賢人、請過 此上下有挩文 進曰百種、 疑當作進粟百鍾、 以待官舍人不足須天下之賢君、墨 下挩子字 辭曰、翟聞賢人進、道不行、不受其賞、義不聽不處其朝、今書未用、請遂行矣、將辭王而歸、王使穆賀以老辭、 余注云、時惠王在位已五十年矣 魯陽文君言於王曰、墨子北方賢聖人、君王不見、又不爲禮、毋乃失士、乃使文君追墨子、以書社五里 疑當作五百里 封之、不受而去、 渚宮舊事二 案首數語、與貴義篇及文選注所引本書佚文略同、見附錄、 右墨子遺事

墨子爲木鳶、三年而成、蜚一日而敗、弟子曰、先生之巧至、能使木鳶飛、墨子曰、不如爲車輗者巧也、用咫尺之木、不費一朝之事、而引三十石之任、致遠力多、久於歲數、今我爲鳶三年而成、蜚一日而敗、惠子聞之曰、墨子大巧、巧爲輗拙爲鳶、 韓非子外儲說左上、淮南子齊俗訓云、魯般墨子、以木爲鳶而飛之、三日不集、而不可使爲工也、論衡儒增篇云、儒書稱魯般墨子之巧、刻木爲鳶、飛之三日而不集、案本書魯問篇、說公輸子削竹木以爲鵲、與此略同、疑傳聞之異、

夫班輸之雲梯、墨翟之飛鳶、 張注云墨子作木鳶飛三日不集 自謂能之極也、弟子東門賈禽滑釐聞偃師之巧、以告二子、二子終身不敢語藝、而時執規矩、 列子湯問篇 案、東門賈蓋班輸弟子、故云以告二子、或謂亦墨子弟子、非是

墨子服役百八十人、皆可使赴火蹈刃、死不旋踵、化之所致也 淮南子泰族訓 案、主術訓又云、孔丘墨翟、脩先聖之術、通六藝之論、口道其言、身行其志、慕義從風而爲之服役者、不過數十人、與此小異

墨子見歧道而哭 呂氏春秋疑似篇高注云、爲其可以南、可以北、言乖別也、賈子新書審微篇云故墨子見衢路而哭之、悲一跬而繆千里也、 案荀子王霸篇又云、楊朱哭衢涂、蓋傳聞之異、

墨子非樂、不入朝歌之邑、 淮南子說山訓、史記鄒陽傳云、邑號朝歌、而墨子廻車、又說山訓高注云、墨子尚儉、不好樂、縣名朝歌、墨子不入、

墨子見荊王、錦衣吹笙、因也、 呂氏春秋貴因篇高注云、墨子好儉非樂、錦與笙、非其所服也、而爲之、因荊王之所欲也、 藝文類聚四十四引尸子云、墨子吹笙、墨子非樂而於樂有是也、

蓋聞孔丘墨翟、晝日諷誦習業、夜親見文王周

昔者楚欲攻宋、墨子聞而悼之、自魯趨而往、（舊本挩、王念孫據北堂書鈔補、）十日十夜、足重繭而不休息、裂裳裹足、（裂下、舊本衍衣字、王據書鈔刪、）至於郢、見楚王曰、臣聞、大王舉兵將攻宋、計必得宋而後攻之乎、亡其苦衆勞民、（亡、宋本作忘、）頓兵剉銳、（剉舊本作挫、今從宋本正、）負天下以不義之名、而不得咫尺之地、猶且攻之乎、王曰、必不得宋、又且爲不義、曷爲攻之、墨子曰、臣見大王之必傷義而不得宋、王曰、公輸天下之巧士、作爲雲梯之械、（爲字舊本挩、據宋本補、）設以攻宋、曷爲弗取、墨子曰、令公輸設攻、臣請守之、於是公輸般設攻宋之械、墨子設守宋之備、九攻而墨子九卻之、弗能入、於是乃偃兵、輟不攻宋、（淮南子脩務訓）

公輸般爲雲梯之械、將攻宋、墨翟行自齊、行十日夜、至郢、獻千金於般曰、北方有侮臣者、願子殺之、般不悦曰、吾義固不殺人、墨子再拜曰、吾聞子之梯以攻宋、楚有餘於地、不足於民、殺所不足、爭所有餘、不可謂智、宋無罪而攻、不可謂仁、子義不殺少而殺衆、不可謂知類、般子服、翟曰、何不已乎、曰、既言之王矣、曰、何不見吾於王、遂見之、墨解帶爲城、以褋爲械、般設九攻、而墨九卻之、般詘而曰、吾知所以距子矣、問其故、墨曰、般意不過欲殺臣、殺臣則宋莫能守、然臣弟子禽滑釐等三百人、持臣守器、在宋城上、以待楚矣、王曰、請無攻宋、（渚宮舊事二）

子墨子游公上過於越、公上過語墨子之義、越王說之、謂公上過曰、子之師、苟肯至越、請以故吳之地、陰江之浦、書社三百、以封夫子、公上過往復於子墨子、子墨子曰、子之觀越王也、能聽吾言用吾道乎、公上過曰、殆未能也、墨子曰、不唯越王不知翟之意、雖子亦不知翟之意、若越王聽吾言、用吾道、翟度身而衣、量（舊校云、一作褭、）腹而食、比於賓萌、未敢求任、（高注云、賓、客也、萌、民也、）越王不聽吾

短褐也、臣以王之攻宋也、爲與此同類、王曰、善哉、請無攻宋、藝文類聚八十八、引尸子、又太平御覽三百三十六引尸子云、般爲蒙天之階階成、將以攻宋、墨子請獻十金、般曰、吾義固不殺人、墨子再拜　本書公輸篇文、略同、

公輸般爲楚設機、將以攻守、墨子聞之、百舍重繭、往見公輸般、謂之曰、吾自宋聞子、吾欲藉子殺人、宋本作𤯔、吳師道云、一本作𤯔、唐武后人字、黃丕烈云、公輸篇文略同、　公輸般曰、吾義固不殺人、墨子曰聞公爲雲梯、將以攻宋、宋何罪之有、義不殺王而攻國、是不殺少而殺衆、敢問攻守何義也、公輸般服焉請見之王、墨子見楚王曰、今有人於此、舍其文軒、隣有弊輿而欲竊之、舍其錦繡、鄰有短褐、鮑本、短作裋、　而欲竊之、舍其粱肉、鄰有糟糠而欲竊之、此爲何若人也、王曰、必爲有竊疾矣、墨子曰、荊之地方五千里、宋方五百里、此猶文軒之與弊輿也、荊有雲夢、犀兕麋鹿盈之、江漢魚鼈黿鼉、爲天下饒、宋所謂無雉兎鮒魚者也、此猶粱肉之與糟糠也、荊有長松文梓楩柟豫樟、鮑本樟作章　宋無長木、此猶錦繡之與短褐也、臣以王吏之攻宋、臣、宋本作悪、黃云、即悪字、案、悪武后臣字、　爲與此同類也、王曰、善哉、請無攻宋、戰國策宋策

公輸般爲高雲梯、欲以攻宋、墨子聞之、自魯往、裂裳裹足、日夜不休、十日十夜而至於郢、見荊王曰、臣北方之鄙人也、聞大王將攻宋、信有之乎、王曰、然、墨子曰、必得宋乃攻之乎、亡其不得宋、且不義猶攻之乎、王曰、必不得宋、且有不義、則曷爲攻之、墨子曰甚善、臣以宋必不可得、王曰、公輸般、天下之巧工也、已爲攻宋之械矣、墨子曰、請令公輸般試攻之、臣請試守之、於是公輸般設攻宋之械、墨子設守宋之備、公輸般九攻之、舊本挩公輸般三字、畢沅據御覽三百二十校補、墨子九却之、不能入、故荊輟不攻宋、墨子能以術御荊、免宋之難者、此之謂也、　呂氏春秋愛類篇、　案呂氏春秋愼大覽高注云、墨子曰、使公輸般攻宋之城、臣請爲宋守之備、公輸般九攻之、墨子九郤之、又令公輸般守備、墨子九下之、諸書並止言輸攻墨守、惟此注更有輸守墨攻事、不知何據、謹附識於此、

之若流水、今衰世君人者、辟邪阿黨、故讒諂羣徒之卒繁、厚身養薄視民、故聚斂之人行、侵大國之地、耗小國之民、故諸侯不欲其尊、劫人以甲兵、威人以衆彊、故天下不欲其彊、災害加於諸侯、勞苦施於百姓、故讐敵進伐、天下不救、貴戚離散、百姓不與、（元槧本譌興、據盧文弨校正）公曰、然則何若、悠曰請卑辭重幣、以說於諸侯、輕罪省功、謝於百姓、其可乎、公曰諾、於是卑辭重幣、而諸侯附、輕罪省功而百姓親、故小國入朝、燕魯共貢、墨子聞之曰、晏子知道、道在爲人、而失在爲己、（元本挩在字、據孫星衍校增、）爲人者重、自爲者輕、景公自爲、而小國不爲與、爲人而諸侯爲役、則道在爲人、而行在反已矣、（黃以周云、行、晉得之譌文）故晏子知道矣（晏子春秋內篇問上）

景公與晏子立于曲潢之上、晏子稱曰、衣莫若新、人莫若故、公曰、衣之新也信善矣、人之故相知情、（有挩誤）晏子歸負載、使人辭于公曰、嬰故老耄無能也、請毋服壯者之事、公自治國、身弱于高國、百姓大亂、公恐、復召晏子、諸侯忌其威、而高國服其政、田疇墾辟、蠶桑豢收之處不足、（元本牧譌收、據盧文弨校正）絲蠶於燕、牧馬于魯、共貢入朝、墨子聞之曰晏子知道、晏公知窮矣（晏子春秋內篇雜上　右墨子遺說）

公輸般爲蒙天之階、階成、將以攻宋、墨子聞之、赴於楚、行十日十夜、而至於郢、見般曰、聞子爲階、將以攻宋、宋何罪之有、無罪而攻之、不可謂仁、胡不已也、公輸般曰、不可、吾既以言之王矣、墨子曰、胡不見我於王、公輸般曰、諾、墨子見楚王曰、今有人於此、舍其文軒、隣有敝輿、而欲竊之、舍其錦繡、鄰有短褐、而欲竊之、舍其粱肉、隣有糟糠而欲竊之、此爲何若人、王曰、此爲竊疾耳（汪繼培云、一作必竊疾矣、）墨子曰、荊之地方五千里、宋之地方五百里、此猶文軒之與敝輿也、荊有雲夢、犀兕麋鹿盈溢、江漢之魚鼈黿鼉、爲天下饒、宋所謂無雉兎鮒魚者也、猶粱肉之與糟糠也、荊有長松文梓楩柟豫章、宋無長木、此猶錦繡之與

墨子緒聞

清　孫詒讓

墨氏之學微矣、七國時、學者以孔墨並稱、孔子言滿天下、而墨子則遺文佚事、自七十一篇外、所見殊尟、非徒以其爲儒者所擯絀也、其爲道瘠薄而寡澤、言之垂於世者、質而不華、務申其意、而不馳騁其辭、故莊周謂其道大觳、使人憂、使人悲、其行難爲、而楚王之問田鳩、亦病其言多而不辯、田鳩答以墨子之說、傳先王之道、論聖人之言、若辯其辭、則恐人懷其文、忘其用、（韓非子外儲說左上）蓋孟荀之議未與、世之好文者、固已弗心慊矣、秦漢諸子、若呂不韋淮南王書、所采摭至博、至其援擧墨子之言、亦多本書所已見、絕無異聞、然孔氏遺書、自六蓺外、緯候之誣、家語孔叢之僞、集語之襍、眞贋糅莒、不易別擇、而墨氏之言行、以誦述者少、轉無叚託傅益之弊、則其僅存者雖不多、或尚碻然可信與、今采本書之外、秦漢舊籍所紀墨子言論行事、無論與本書異同、咸爲甄緝、或一事而數書並見、亦悉附載之、以資譬勘、而七十一篇佚文、則畢氏所述略備、固不勞綴錄也、

齊王問墨子曰、古之學者爲己、今之學者爲人、何如、對曰、古之學者、得一善言、以附其身、今之學者、得一善言、務以悅人、（北堂書鈔八十三、太平御覽六百七引新序、案齊王、當即齊太王、此與意林引本書佚文略同、而文較詳、故錄之、說苑反質篇、又有禽滑釐問墨子語、畢氏已采入佚文、今不錄、）

景公外傲諸侯、內輕百姓、好勇力、崇樂以從嗜欲、諸侯不說、百姓不親、公患之、問於晏子曰、古之聖王、其行若何、晏子對曰、其行公正而無邪、故讒人不得入、不阿黨、不私色、故羣徒之卒、不得容、薄身厚民、故聚斂之人不得行、不侵大國之地、不耗小國之民、故諸侯皆欲其尊、不劫人以甲兵、不威人以衆彊、故天下皆欲其彊、德行敎訓、加於諸侯、慈愛利澤、加於百姓、故海內歸

時不可及、日不可留、(見文選注、)

備衛篇、(見詩正義、)

備衛法、絞善麻長八丈、內有大樹則繫之、用斧長六尺、令有力者斬之、(見太平御覽、疑備衛篇文、)

申徒狄謂周公曰、賤人何可薄也、周之靈珪、出於土石、隨之明月、出於蚌蜃、少豪大豪、出於汚澤、天下諸侯、皆以爲寶、狄今請退也、(見太平御覽、又一引云、周公見申徒狄曰、賤人強氣則罰至、申徒狄曰、周之靈珪出於土口、楚之明月出口蚌蜃、五象出於汙澤、和氏之璧、夜光之珠、三棘六異、此諸侯之良寶也、疑今耕柱篇脫文、)

桀女樂三萬人、晨譟聞於衢、服文綉衣裳、(見太平御覽、)

秦穆王遺戎王以女樂二八、戎王沈於女樂不顧國亡、政國之禍、(見太平御覽)

良劒期乎利、不期乎莫邪、(見太平御覽)

禹造粉、(見太平御覽、)

子禽問曰、多言有益乎、墨子曰、蝦蟆蛙蠅、日夜而鳴、舌乾擗、然而不聽、(一引作口乾而人不聽之)今鶴鷄時夜而鳴、天下振動、多言何益、唯其言之時也、(見太平御覽、)

昔夏之衰也、有推侈大戲、殷之衰也、有費仲惡來、足走千里、手制兕虎、(見太平御覽、)

神機陰開、剞劂無迹、人巧之妙也、而治世不以爲民業、又工人下漆而上丹、則可、下丹而上漆則不可、萬事由此也、又神明鉤繩者、乃巧之具也、而非所以爲巧、又神明之事、不可以智巧爲也、不可以功力致也、天地所包、陰陽所嘔、雨露所濡、以生萬殊、翡翠瑇瑁、碧玉珠文、采明朗澤、若濡摩而不玩、久而不渝、奚仲不能放、魯般弗能造、此之大巧、又夫至巧不用劒、又大匠大不斲、又夫物有以自然、而後人事有治也、故大匠不能斲金、巧冶不能鑠木、金之勢不可斲、而木之性不可鑠也、埏埴以爲器、刳木而爲舟、鑠鐵而爲刃、鑄金而爲鍾、因其可也、(見太平御覽、而文不似墨子、或恐誤引他書、)

右二十一條、今本所脫、由沅採摭書傳附十五卷末、其意林所稱、已見篇目考中、不更入也、

年踰十五、則聰明思慮無不徇通矣、（見裴駰史記集解、索隱、十五作五十、無不、作不云、作十五、非是、）禽滑釐問於墨子曰、錦繡絺紵、將安用之、墨子曰、惡是非吾用務也、古有無文者得之矣、夏禹是也、卑小宮室、損薄飲食、土階三等、衣裳細布、當此之時、黻無所用、而務在於完堅、殷之盤庚、大其先王之室、而改遷於殷、茅茨不翦、采椽不斲、以變天下之視、當此之時、文采之帛、將安所施、夫品庶非有心也、以人主爲心、苟上不爲、下惡用之、二王者、以化身、先于天下、故化隆於其時、成名於今世也、且夫錦繡絺紵、亂君之所造也、其本皆興於齊景公、喜奢而忘儉、幸有晏子、以儉鐫之、然猶幾不能勝、夫奢安可窮哉、紂爲鹿臺、糟邱酒池肉林、宮牆文畫、彫琢刻鏤、錦繡被堂、金玉珍瑋、婦女優倡、鐘鼓管絃、流漫不禁、而天下愈竭、故卒身死國亡、爲天下戮、非惟錦繡絺紵之用邪、今當凶年、有欲予子隨侯之珠者、不得賣也、珍寶而以爲飾、又欲予子一鍾粟者、得珠者不得粟、得粟者不得珠、子將何擇、禽滑釐曰、吾取粟耳、可以救窮、墨子曰、誠然、則惡在事夫奢也、長無用、好末淫、非聖人之所急也、故食必常飽、然後求美、衣必常暖、然後求麗、居必常安、然後求樂、爲可長行可久、先質而後文、此聖人之務、禽滑釐曰、善、（見說苑、疑節用中下篇文、）

吾見百國春秋史、（見隋李德林重荅魏收書、）

禽子問、天與地孰仁、墨子曰、翟以地爲仁、太山之上則封禪焉、培塿之側、（太平御覽作沉、）則生松柏、下生黍苗莞蒲、水生黿鼉龜魚、民衣焉食焉死焉、地終不責德焉、故翟以地爲仁、（見藝文類聚、又見北堂書抄太平御覽、吳淑事類賦、文徵異、）

申徒狄曰、周之靈珪、出於土石、楚之明月、出於蚌蜃、（見藝文類聚、）

畫衣冠、異章服、而民不犯、（見文選注、）

墨子獻書惠王、王受而讀之曰、良書也、（見文選注、）

然詩正義引備衡篇、則尚存其目、而不知刻在第幾、太平御覽引、有備衡法正在此篇、則宋初尚多存與、南宋人所見十三篇一本、樂臺曾注之、卽自親士至上同是、而潛谿諸子辯云、上卷七篇、號曰經、下卷六篇、號曰論、共十三篇、又有可疑、夫墨子自有經上下、經說上下、在十三篇之後、此所謂經乃親士修身所染法儀七患辭過三辯七篇、與下尚賢尚同各三篇、文例不異、似無經論之別、未知此說何据、以意求之、或以經上下經說上下、及親士修身六篇爲經、其說或近、以無子墨子云云故也、然古人亦未言之、至樂臺所注、見鄭樵通志藝文略、而焦竑國史經籍考亦載之、似至明尚存、卒亦不傳、何也、若錢曾云藏會稽鈕氏世學樓本、共十五卷七十一篇、內亡節用等九篇者、實卽今五十三篇之本、內著闕字者八篇、錢不深核耳、

墨子佚文

清　畢沅

樂者、聖王之所非也、而儒者爲之過也、（見荀子、當是非樂篇文、）

孔子（子字、皆鮒所更、墨本用孔子諱、）見景公曰、先生素不見晏子乎、對曰、晏子事三君而得順焉、是有三心、所以不見也、公告晏子、晏子曰、三君皆欲其國安、是以嬰得順也、聞君子獨立不慙于影、今孔子伐樹削迹、不自以爲辱、身窮陳蔡、不自以爲約、始吾望儒貴之、今則疑之、景公祭路寢、聞哭聲、問梁邱據、對曰、魯孔子之徒也、其母死、服喪三年、哭泣甚哀、公曰、豈不可哉、晏子曰、古者聖人非不能也、而不爲者、知其無補於死者而深害生事故也、（見孔叢詰墨篇、疑非儒上第三十八篇文、）

堂高三尺、（索隱云、自此已下、韓子之文、故稱曰也、）土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、啜土刑、糲粱之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死、桐棺三寸、舉音不盡其哀、（見史記太史公自序又見文選注後漢書注文皆微異今韓非子雖有之然疑節用中下篇文）

按、舊本皆無目、隋書經籍志云、墨子十五卷、目一卷、馬總意林云、墨子十六卷、則是古本有目也、考漢書藝文志云、墨子七十一篇、高誘注、呂氏春秋云、七十二篇、疑當時亦以目爲一篇耳、藏本云、闕者八篇、而有其目、節用下、節葬上・中、明鬼上・中、非樂中・下、非儒上、是也、當是宋本如此、而館圖書目云、自親士至襍守、爲六十一篇、亡九篇、恐是八譌爲九、又七十一篇亡其九、當存六十二、而云六十一、亦二之譌也、其十篇者、藏本幷無目、亦當是宋時亡之、然則宋時所存、實止五十三篇耳、

墨子目

畢沅

馬端臨文獻通考經籍考

墨子十五卷

王應麟玉海

晁公武郡齋讀書志、

書目云、墨子十五卷、自親士至雜守爲六十一篇、（亡九篇）一本、自親士至上同、凡十三篇、

墨子十五卷、宋墨翟撰、戰國時爲宋大夫、著書七十一篇、以貴儉兼愛尊賢右鬼非命尙同（衢本作上同）爲說云、荀孟皆非之、而韓愈獨謂、辨生於末學、非二師之道本然也、陳振孫直齋書錄解題

墨子三卷、宋大夫墨翟撰、孟子所謂邪說詖行、與楊朱同科者也、韓吏部推尊孟氏、而讀墨一章、乃謂孔墨相爲用、何哉、漢志七十一篇、館閣書目、有十五卷六十一篇者、多訛脫、不相聯屬、又二本止存十三篇者、當是此本也、方楊墨之盛、獨一孟子詆言非之、諄諄焉惟恐不勝、今楊朱書不傳、列子僅存其餘、墨氏書傳於世者、亦止於此、孟子越百世益光明、遂能上配孔氏、與論語並行、異端之學、安能抗吾道哉、

錢曾讀書敏求記

墨子十五卷、潛溪諸子辨云、墨子三卷、戰國時、宋大夫墨翟撰、上卷七篇、號曰經、中卷下卷六篇、號曰論、共十三篇、考之漢志、七十一篇、館閣書目、則六十一篇、已亡節用節葬明鬼非樂非儒等九篇、今書則又亡多矣、潛溪之言如此、予藏宏治己未舊抄本、卷篇之數、恰與其言合、又藏會稽鈕氏世學樓本、共十五卷七十一篇、內亡節用等九篇、蓋所謂館閣書目本、或即此歟、潛溪博覽典籍、其辨訂不宜聊且命筆而止、題爲三卷、豈猶未見完本歟、抑此書兩行于世、而未及是正歟、姑識此、以詢藏書家、

焦竑國史經籍考

墨子十五卷又三卷（樂臺注）

斷指以存腕、（原作取、下云利之中、取大、害之中取小也、害之中取小、非取害也、取利也、）以免於身者利、（原作遇盗人而斷指以免身、利也、言雖受傷而身得免、即謂之利、）大取篇

君子如鐘、扣則鳴、不扣則不鳴、美（原作義）女處不出、則爭求之、行而自衒、人莫之娶、公孟篇

墨子勸弟子學、曰、汝速學、君（原作吾）當仕汝、弟子學朞年、就墨子責仕、（二字補、責、求也、）墨子曰、汝聞魯人（原作語）乎、有昆弟五人、父死、其長子嗜酒、不肯預葬、其四弟、曰兄若送葬、我當為兄沽酒、（此下、與原文小異、）葬訖、就四弟求酒、四弟曰、子葬父、豈獨吾父也、吾恐人笑、欺以酒耳、今不學人自笑子、故勸子也、遂不復求仕、墨子謂門人曰、汝何不學、對曰、吾族無學者、墨子曰、不然、豈謂欲好美而曰吾族無此、辭不欲耶、欲富貴而曰吾族無此、辭不用耶、强自力矣、

甘瓜苦蒂、天下物無全美、（二句原書闕、見埤雅引、下二條、亦原書所無、）

古之學者、得一善言、附於其身、今之學者、得一善言務以說人、言過而行不及、（書鈔引新序、齊王問墨子曰古之學者為己、今之學者為人何如、對曰、古之學者云云說人、則為墨子之言甚明、）

君子服美則益敬、小人服美則益驕、

案、史記墨翟、或曰並孔子時、或曰在其後、張衡謂當子思時、出仲尼後也、抱朴子、小司馬、皆言在七十子後、史鄒陽書曰、宋信子罕之計、囚墨翟、漢書子罕作子冉、意其生稍後孔子而先於孟子者歟、竊謂儒與楊墨、猶陰與陽、而墨較近理、故與楊同塞路、同經孟子辭闢、而墨氏之書、至今猶有傳者、甚至尸佼謂孔子貴公、墨子貴兼、其實則一、韓非子顯學篇、孔墨並尊、史傳以墨附孟、范書言墨孟之徒、韓昌黎謂孔子必用墨子、墨子必用孔子、是豈特秦越同舟已哉、荀卿書雖不醇、其禮論篇、譏墨子薄葬、反覆數百言、大旨謂、以倍叛之心事親、棺槨三寸、衣衾三領、為刑餘罪人之喪、又謂刻死而附生、所見實出孔鮒詰墨之上、唐開元、從祀孔庭、其以此歟、

唐書經籍志

墨子十五卷（墨翟撰）

新唐書藝文志

墨子十五卷（墨翟）

宋史藝文志

墨子十五卷（宋墨翟撰）

鄭樵通志藝文略

墨子十五卷（宋大夫墨翟撰、墨翟與孔子同時、漢志注、在孔子後、）又三卷（樂臺注、唐志不載、當考、）

墨子國字解附錄

墨子篇目考

清　畢沅

藻洲　牧野謙次郎　編

漢書蓺文志

墨子七十一篇（名翟、爲宋大夫、在孔子後、）

隋書經籍志

墨子十五卷目一卷（宋大夫、墨翟撰、）

馬總意林

墨子十六卷（案、墨子名翟、高誘曰、魯人、一曰宋人、爲宋大夫、善守禦、務儉嗇、所著書、漢志七十一編、隋唐志十五卷、目一卷、宋志十五卷、楊倞荀子注云、三十五篇、宋潛溪曰、二卷、親士至經說十三篇、明堂策檻刊本、十五卷七十一篇、與舊志合、闕節用下、節葬上、中、明鬼上中、非樂中下、非儒上、共八篇、蓋楊據篇名總計之、宋則未見全書也、明刻文多重複、似亦非古本、但次弟正與此同、）

君子自難而易彼、（彼字補、同下）衆人自易而難彼（親士篇）

靈龜先灼、神蛇先暴、（先、原作近、）

君子雖有學、行爲本焉、戰雖有陳、勇爲本焉、喪雖有禮、哀爲本焉、（脩身篇）

墨子見染絲而嘆曰、染於蒼則蒼、染於黃則黃、非獨染絲然也、國亦有染、舜染許由、桀染干辛（于舊作子、說苑作于、辛原有推哆、韓非子曰、桀有侯哆、）紂染崇侯也（所染篇）

聖人爲舟車、完固輕利、可以任重致遠、（辭過篇）

子自愛、不愛父、欲虧父而自利、弟自愛、不愛兄、欲虧兄而自利、非兼愛也（句非原文）盜愛其室、不愛異室、故竊異室以利其室、亦非（舊訛能）兼愛、（兼愛上篇）

節葬之法、三領之衣、（原作衣三領）足以朽肉、（節葬篇作蔽形）三寸之棺、（原作棺三寸）足以朽骸、深則通於泉、（原作掘穴深不通於泉流、不發洩則止、節葬篇亦云、下無及泉、上無通臭、節用中篇）

諸侯不得恣己爲政、有三公政之、（政之之政原作正下同）三公不得恣己爲政、有天子政之、天子不得恣己爲政、有天（舊有下字）政之（天志下篇、案此文兩見、皆作有天政之、）

墨子國字解附錄目次

後に附することとなせり、庶幾くは讀者涉獵通覽して、其の說の是非得失を知ると、同時に又彼の國學者が時代思想の近時に至りて如何に、推移變遷し來りし歟の一斑を窺測することを得べきなり、

墨子國字解附錄小引

墨子の書、西漢以來、久しく中廢して著はれず、近時に至りて滿清の學者往々心を此に潜め、訓詁解釋稍稍出づ、而して畢氏沅の經訓堂本墨子夙に我が邦に流傳し、孫氏貽讓尤も力を墨子に用ひて、閒詁の著あり、此れ本國字解の據りて底本と爲せし者なることは、前に已に辯ぜり、孫氏又墨語と題せる上下二篇の述ありて、閒詁の後に附著せり、其の上篇は乃ち墨子の傳略と年表を錄せる者にして、予は既に採擇して前卷序說中に收めたれば、今や其の墨子に關する雜聞諸家の評論、墨學一流諸子が著書の解說を蒐めたる下篇を、本書の後に附錄として載せ、尙ほ讀者溯沿參考の便宜を思ひ、畢本に特に載せる墨子篇目考・目・佚文の三者を、其の前に置き、更に晋の魯勝以下歷代學者の墨學墨書に關する論辯及び序跋を以てし、其の

三十六石】舊本に斗を升に作る、今畢校に據りて改む、【四食終歲】舊本に四の字なし、今孫校に據りて改む、【五食終歲十四石四斗】舊本に四の字なく斗を升に作る今蘇校兪校に據りて補訂す、【斗食食五斗】舊本に斗を升に作る、今蘇校に據りて改む、【參食食參升小半】舊本に小半の二字なし、今兪校に據りて補ふ、【寇近亟收諸離鄉金器】舊本に亟を函に離を雜に作る今茅本王校に據りて改む、【令著其事】舊本に著を若に作る、今孫校に據りて改む、【以參驗之】舊本に參を劒に作る今同上、【墉善其上】上の字の下に舊本は先德計謀合乃入葆葆入守無行城無離舍諸守者審知卑城淺池而錯守焉晨暮卒歌以爲度用人少易守の四十三字あり、今孫校に依りて備城門篇に移す、【烏喙株葉】舊本に株を袜に作る、今孫校に據りて改む、【皆令鑿而幎竅之】舊本に幎を類に作る、今同上、下の二幎の幎亦同じ、【后蘭爲衡杜】舊本に后蘭を后箭に作り衡杜を衡枉に作る今同上、【令掘外宅材】舊本に材を林に作る、今同上、【吏各擧其部界】舊本に部界を步界に作る、今同上、【可以左守備者上之】舊本に之の字なし今同上、【有善鬥人者】鬥を舊本に門に作る、今蘇校に據りて改む、【皆札書藏之】舊本に札を禮に作る、今王校に據りて改む、【載矢以軺車】舊本に載矢を城矣に作る、今孫校に據りて牧む、【爲四輪廣六尺】舊本に四を三に作る、今同上【長與轅等高四尺】舊本に高四を四高に作る今同上、【治中令可載矢】舊本に中の字なし、今茅本に據りて補ふ、

らざることなり、【率萬家而城方三里】必しも此れに一定せるにはあらず、但理想的大概の事を云ふ、故に本文に率とあり、「尉繚子」の兵談篇に「量地肥墝而立邑、建城稱地、以城稱人、以人稱粟、三相稱、則內可以固守、外可以戰勝」とあり、孫貽讓は、方三里とは、積んで九里となり、地の面積たるや、八千一百畝となる、萬家を以て之に分居するときは、蓋し每宅の廣さ一畝に及ばず、貧富相補ひ、以て之を容るゝに足れりと云へり、

存異

【遠攻則遠圍近攻則近圍】舊本に攻を城に圍を害に作る今孫校に據りて改む、【害不至城】舊本に害の字なし今同上、【作士不休】舊本に士を士に作る今同上、【凡待堙衝雲梯臨之法】舊本に堙を煙に作る今同上、【則以木椁之】舊本に椁を梈に作る今王校に據りて改む、【恚恚高憤】舊本に恚を瘱に作る今同上、【或欲從兄弟智識者】舊本に識の字なし今孫校に據りて改む、【則使積門內】內の下に候無過五十寇至隨棄去唯弇逮の十三字あり、今孫校に據りて削る、【介倚毅】舊本に倚を侍に作る今孫校に據りて改む、【連版三尺】舊本に版を門に作る、今孫校に據りて改む、【言寇所從來者少多毋厭建】舊本に毋厭建を旦弇還に作る、今孫校に據りて改む、【射要擧三烽三鼓】舊本に要を妻に作る、今同上、三鼓を藍の一字に作る今王校に據りて改む、【擧四烽四鼓】舊本に四鼓を二藍に作る今同上、下句の五鼓も亦同じ、【候無過五十人】以下九字舊本になし、王校に依りて移し補ふ、【迹者各無下三人】舊本に者無下三人の五字なし、今王校に依りて補ふ、【城上應之】舊本に城字の上に下の字あり、今之を削る、城上應之を舊本に城之應之に作る、今王校に依りて改む、【即有驚擧外表】舊本に外を孔に作る、今孫校に據りて改む、【見寇擧次表】舊本に次を牧に作る、今孫校に據りて改む、【斥坐鼓整旗】舊本に坐を步に作り、旗の下旗の字を衍す、今蘇校に據りて改刪す、【以戰備從麾所止】舊本に戰備の二字倒し止を指に作る、今孫校に據りて改む、【女子亟走入】舊本に亟を函に作る、今茅本王校に據りて改む、【即見寇到】舊本に寇到を放到に作る、今王校に據りて改む、【鼓傳到城止】舊本に鼓を到に作り止を正に作る今同上、【有以知其所爲】舊本に其を爲に作る、今蘇校に據りて改む、【斗食終歲

あると同じ、【爲解車以枱】解車は車の名也、孫注には疑らくは下句の軺車ならんと曰ふ、今之に從ふ、枱は備穴篇に𣑱に作る、共に梓の異字ならんと、亦孫注に云へり、【以軺車】軺は小車なり、「ヲグルマ」と訓ず、「漢書」の注に服虔が說を載せて、軺音瑤、立乘小車也とあり、【輪軲廣十尺】軲は胡と同じ、車前の胡なり乃ち輈の前下に當る地にて此れは廣度あるを得ず、疑らくは車前の軓が胡に當る處に就いて云ふならんと、孫注に說けり、【轅長丈】下文に箱長與轅等とあれば、箱に當れると箱前とを通計すれば、長さ二尺となる、此に長丈と曰へるは轅の箱前に出る者の尺度を言ふなり、【爲四輪廣六尺】凡そ輪の廣さは崇さと等しければ、廣六尺とあれば、其の高亦六尺たることは、固より推して知るべし、【爲板箱長與轅等】箱は車箱なり、其の長さ轅と等しく、各共に一丈なるを言ふ而して之を上文の輪軲廣十尺に照らすときは、其の正方形の者たるや亦推知すべし、

子墨子曰、凡不守者有五、城大人少、一不守也、城小人衆、二不守也、人衆食寡、三不守也、市去城遠、四不守也、畜積在外、富人在虛、五不守也、率萬家而城方三里、

【通釋】　子墨子曰く、凡そ城として守るべからざる者は五あり、城の大なる割りに人員は少し、是れ一つの守るべからざる者なり、城の小なる割りに人員の衆きは是れ二つの守るべからざる者なり、人員は衆くして食物は寡きは、是れ三つの守るべからざる者なり、市街が城を去ること遠きときは、日用の不便となり、守護の不周到とあり、是れ四つの守るべからざる者なり、蓄積せる財穀は城外に在り、富人は郊墟に在りて、城下に在らず、是れ五つの守るべからざる者なり、大率人戶一萬にして城は四方三里の割合なれば、守るべき者となす、

【解義】　【富人在虛】虛は墟と同じ、墟は丘なり、郊墟などと云うて、郊外の高地を指す、在墟とは城中に居

官府若舍、藺石厲矢諸材器用、皆謹部、各有積分數、爲解車以枱載矢以軺車、輪軲廣十尺、轅長丈、爲四輪、廣六尺、爲板箱、長與轅等、高四尺、善蓋上、治中令可載矢、

【通釋】 讒人あり、利を營む人あり、惡人あり、善人あり、長人あり、謀士あり、智巧の士あり、使者として往來すべき士あり、內に於て事を務むる人あり、外に於て事を治むる人あり、善き人あり、善く鬥ふ人あり、右の如くに人は各〻所長あれば、守將は必らず其の然る所以の者を察し、其の名に其の實が相應したれば、乃ち之を採納して用ふ、人民相互に惡しく、又は人民が官吏を彼れ此れと議論し、又は人民相互に讐怨あるを官吏が爲めに仲裁して之を和解したる者は、皆札に書き留めて之を藏め置きて、他の告者の至るを待ち、以て之を參驗して、其の得失是非を判す睨者とて子供の五尺許りの身幹にして兵卒として用ふべからざる者は、署吏即ち吏員心得の役に申し付けて、官府若くは官舍內に於て事を辨じ給さしむ、藺石又は厲矢の諸材器用は、皆謹で部分をなし、各〻其れ〳〵に積める分數ありて整頓を爲す、解車を爲るには梓の材を以てし、矢を載す即ち其の車は軺車とて立ちながら乘ることを得る車を以てし、輪と軲と廣さ十尺、轅の車箱の前に出る長度は一丈、其の輪は四輪を爲り廣さ六尺、板箱を爲る、長さ轅と等し、高さ四尺、善く其の上を蓋ひ、其の中を治めて矢を載す可きやうになさしむ、

【解義】 【應名乃內之】前述の名に相應したる實材ある者にして、始めて納れて用ふるなり、內は納と同じ、【睨者小五尺】睨は婗の假字なり、或は倪に作る、「廣雅」の釋親に婗兒子也とあり、者は一說に諸と同じ、本文改めて諸小倪に作るべしと云へり、五尺は「孟子」の滕文公篇に五尺之童とあるが如く、年十四以下の小兒が身幹の尺度也、【藺石厲矢】倶に備城門篇に見ゆ、【各有積分數】號令篇に輕重分數各有」請と

【解義】【雞狗梟雁】梟は鴟なり、雁は梟と連屬して、梟雁とあるときは、鵝なり、鴻雁の雁即ち「カリ」にはあらず、辨は「間詁」に詳かなり、今略す、【脂葪羽】葪は剻の字と同じ、即ち腦の字の譌なりと、畢注に見ゆ、【毳皆剝之】上の牛羊雞狗の類は或は皮革筋角を取り、或は脂腦羽を取りて、各〻其の用となすべき者を收むれども、毳は悉く肉體の物を剝ぎ取るなり、孫注には毳の字を以て上句の牛羊雞狗の間に廁すべしと云へども、恐らくは然らず、【使檟桐卣】卣の字畢注に未詳とあり、然れども本文尙脫字あり解すべからず、【爲鐵錍】凡そ箭の廣長にして薄鐮なるを錍と謂ふと、「方言」に見ゆ、【后蘭爲衡柱】后は後なり蘭は欄と同じ、備城門篇に兵弩簡格あり、即ち蘭格なり、此れ亦其れと同じ、衡柱は橫柱なり、上文に蘭爲柱後とあり、此れ即ち之と同じ、【爲擊三隅之】擊は鬲と同じ、吏卒民の控へ室は隔ありて一々之を界するを以て之を鬲と謂ふ已に前篇に解せり、號令篇に五十步一擊とあるは、即ち是れなり、三隅は三角形なり、【渥水中】渥は漬なり、「ヒタス」と訓ず、【無過一茷】畢注に「說文」を引いて橃海中大船、臣鉉等曰今俗別作筏と、此によれば茷は筏と通じて大船なり、又竹木を編して大なる者を栰と曰ひ、小なる者を桴と曰ふこと、「論語集解」の馬融の說に見えたり、【各擧其部界】吏に各〻部あり部に各〻界あり、故に部界と曰ふ、號令篇にも因城中里爲八部部一吏とあり、又諸吏卒民非其部界而擅入とあり、

有讒人、有利人、有惡人、有善人、有長人、有謀士、有勇士、有巧士、有使士、有內人者、有外人者、有善人者、有善門人者、守必察其所以然者、應名乃內之、民相惡、若議吏、吏所解、皆札書藏之、以須告者之至、以參驗之、睨者小五尺不可卒者、爲署吏、令給事

【芫芸烏喙椒葉】芫は一に魚毒と曰ふ、草の名なり、漁者之を煮て水に投ずれば、魚は死して浮び出づと云ふ、芸は香草の名にて以て蠹を辟くべし、烏喙は烏頭とも云ふ、亦毒艸なり、椒は椒と同じ、【不可置此其中】通典の兵守拒法に凡敵欲攻、即去城内五百步内井樹牆屋並塡除之、井有塡不盡者、投藥毒之とあり、亦以て相參すべし、【令皆鑿而幎竅之】幎は一に冪に作る、幔なり「トバリ」と訓ず、又轉用し蔽の義となし、「オホフ」と訓ず、竅は孔なり、幎竅之とは幎且竅之の意にて鑿ちたる竅を幎を以て蔽ひ、又幎の上に竅を鑿ち爲ることなり、備城門篇に客至諸門戶皆令鑿而冪孔孔之各爲二冪一、一鑿而繫繩、長四尺とあるは、正さに此の文及び下句の義と同じ、

寇至先殺牛羊雞狗鳧鴈、收其皮革筋角脂腦羽、彘皆剝之、使櫝桐㫐爲鐵錍、后蘭爲衡柱、事急卒不可遠、令掘外宅材、謀多少、若治城上爲擊、三隅之、重五斤已上諸材木、渥水中無過一茷、塗茅屋若積薪者厚五寸已上、吏各擧其部界中財物可以左守備者上之、

【通釋】　敵來り至るときは、先づ牛羊雞狗鳧雁を殺し、其の皮革筋角脂腦羽を收め、彘は皆悉く之を剝ぎ去り、櫝桐㫐をして（此處本文闕文あり故に講も亦闕く）又鐵錍を爲る、后蘭は衡柱を爲る、事急猝にして遠くに兵を遣はすべからざるときは、外宅の材を發掘して城内に入れしめ、其の數の多少を課して配り當つることをなす、城上を治めて擊を爲くるには、三角形に造る、又重さ五斤以上の諸材木は、水中に漬たすに其の積量は一筏を過ぐることなからしむ、茅屋若くは積薪を塗るには、厚さ五寸以上となす、吏は各、其の部界即ち所轄中の財物にて城の守備を佐くべき價値ある物を取り調らべて、之を上る、

三年畜蔬食、以備湛旱、歲不為、常令邊縣豫種畜芫芸烏喙椒葉、外宅溝井可窴塞、不可置此其中、安則示以危、危示以安、寇至諸門戶令皆鑿而幎竅之、各為二幎、一鑿而屬繩、繩長四尺、大如指、

【通釋】小門ありて守將の私舍に通じ門と舍と相互に錯り入りて、室を穿ちて之に通じ、複道を治め、墉を築き、墉は善く其上を蓋うて雨露等を防ぎて往來に便にす、又蔬を取りて食料に供するには、民家をして三年間の用に供する蔬食を蓄へしめ、以て久雨大旱歲の不作なる時の豫備となさしむ又常に邊縣の民をして、豫じめ芫芸烏喙椒葉の毒草を種ゑ蓄へしむ、一旦戰興り敵來り攻むるに當りて外宅の溝井の中、塞ぎ得べきは之を塞ぎ、急に塞ぐべからざるものは此の毒草を溝井の中に置き以て汲水の利を敵に得せしめざらしむ、平生無事にして安きときは、人民に示すに萬一危き時の覺悟を以てし、事興りて危き時は、亦之に示すに安んじて懼れ騷がざるやう為すべきとを以てす、敵押し寄せて來らば、諸の門戶は皆竅を鑿ち而して幎にて蔽うて、其の上に又竅を開く、其の幎は各二幎を作りて、內外の二竅共に之を用ふ、一たび鑿して作りし竅、即ち內竅に繩を屬し繫ぎて上げ下げをなす、其の繩は長さ四尺、大さは人指大のものとす、

【解義】【治復道】復は複と通ず、複道已に上に見ゆ、【墉善其上】善の字の下に蓋の字、又は塗の字を脫せしならんと孫注は云へり、蘇時學は善は繕と通ずとなす、【取疏】疏は蔬の正字なり、【有三年畜蔬食】畜は蓄の字と通ず、下句亦同じ、【以備湛旱】久雨を湛となすこと「論衡」の明雩篇に見ゆ、【歲不為】為は成なり、歲不為とは年穀の實のらず凶作なること「禮記」の玉藻篇に年不順成とあり、賈子の孼產子篇に歲適不為とあるが如きは、是れ其の證なりと孫注に見ゆ

寸程の下に植つ、長短を雜へて一齊ならず、前池の外廉に三行に植て、外は外方に向け内は亦内方に向けて植つ、三十步に一つの弩廬あり、廬の廣さは十尺、長さ丈二尺、敵の攻隧に當る處、敵兵來りて急なるときは、亟かに其の近きに居る者を發遣し往きて之を佐けしむ、其の次ぎに居る者は、今迄近者の居りし處に繼ぎ移り居て應援をなす、

【解義】【池外廉】廉は外側なり、已に旗幟篇に見ゆ、池外廉とは、池水の外邊にして敵に近き處なり、【謀其疏者】謀防也と王闓運は説けり孫注には蘇時學の説を引きて謀の字を誅の字に作るべしとあり今孫説に依る、【爲竹箭】竹箭は竹籤なり、竹を削りて之を水中に布く盜涉を防ぐなり、【外外鄕】鄕は嚮と同じ、【一弩廬】弩廬は即ち連弩車を置ける廬なり、【袤丈二尺】袤は長なり、

守節出入、使主節必疏書、署其情、令著其事、而須其還報、以參驗之、節出、使所出門者輒言節出時摻者名、

【通釋】守將の符節を持する者が出入には、主節と云へる小吏をして、必らず疏し書しめ、其の誠實なることを署し、其の事柄を明著ならしめ、而して其の符節を持する者が城內へ還りて報ずるを待ちて其の事を取り調ぶることをなす、符節を持する者が出づるときは其を出づる所の門を監する者をして、符節者の出づることを言はしめ、同時に符節を持して門を出づる人は、當さに自から其の名を記して屆け置くべし、

【解義】【守節出入】守の節を持する者の出入することを謂ふ、古文の簡なるよりして略して守節出入と云へるなり、【使主節】主節は小吏にして符節を掌る者なり、「周禮」に掌節の官あり、地官に屬す、蓋し墨子の時、都邑にも亦之ありしならん、【時摻者名】摻は操と同じ、

閤通守舍、相錯穿室、治復道、爲築墉、墉善其上、取疏、令民家有

吏日五閲之、上逋者名、

【通釋】城の守りは司馬の官以上父母昆弟妻子の人質として、主將の所にある者は乃ち心も固まりて堅く、各〻の其の署を守るべし、都司空は大城に四人候は二人縣の候は四方の各面に一人、亭尉次司空は亭ごとに一人、吏の守の所に侍する者は財は足り淸廉忠信にして父母昆弟妻子ありて葆宮の中に在りて人質同樣になりて居る者乃ち守の侍吏となることを得べし、諸吏必らず其の親戚妻子が人質となる者ありて、乃ち事を任して用ふるを得、大門を守る者は二人、門を夾みて立ち、行く者をして疾行せしめ、以て内部を窺伺することなからしむ、其の外各〻戟を持ち門を夾みて立つ者四人あり、而して守衞の人は其の下に控へ居り、吏日に五たび之を撿閲し、若し逋逃者あるときは、逋逃者の名を上申す、

【解義】【都司空】蓋し五官の一にして、已に號令篇に見ゆ、【亭尉】備城門篇の帛尉及び號令篇の百長と同じ、蓋し縣尉に次げる職秩なり、【次司空】都司空に次げる職秩なり、【在葆宮中】葆宮は保宮と同じ、保人を置ける家なり、已に備城門篇に見ゆ、

池水廉有要有害、必爲疑人令往來行夜者射之、謀其疏者、牆外水中爲竹箭、箭尺廣二歩、剪下於水五寸、雜長短、前外廉三行、外外鄕、内亦内鄕、三十歩一弩廬、廬廣十尺、袤丈二尺、隊有急、極發其近者往佐、其次襲其處、

【通釋】池水の外邊に要害の處あれば必らず藁人形を爲り、往來して夜廻りを爲す者をして之を射らしめ、其の備への疏稀にして薄き者を誅す、牆外水中には竹箭と申して竹の杙を爲りて植つ竹箭は長さ一尺植る處は廣さ二歩、竹箭は水平線より下だること五

府の不用なる者を調べ、材木の大小長短及び其の概數を計へ、即ち急に先づ之を徵發し、敵益〻迫り近づく時は民人の家屋を發き撤し、樹木を伐り、たとひ如何なる賴みごとがありて猶豫を乞ふ者あるとも、敢て聽許すること勿れ、小木を入るゝには、餘り亂雜に積みて魚鱗の簪の如く、互に累ね複ぬること勿れ、敵の攻路に當りて取り易きやうに爲さしむべし、材木の盡く城中に入るゝこと能はざる者は之を燒棄し、敵兵をして之を利用するを得せしむる勿れ、材木を積むには各〻其の長短なり大小なり美惡なりを以て別ち、形ちの樣々なるに從うて區分し置くべし、城の四面の外に於ては、各〻其の方面に屬する城内に積むべし、例へば東方にある材木は城内の東方に積み、城外の南方にある材木は城内の南方に積むが如し、諸木の大なる者は、皆以て關鼻とて互に紐を用ひて連ね、事の急なる時は直ちに曳き出だし得る樣に爲して、之を積み聚むべし、

【解義】【縣官室居】史記の絳侯世家の注に縣官謂天子也王者官天下故曰縣官也とあり、但此所にては、縣の官吏と云ふことなり、號令篇には縣廷の稱あり、【及凡數】凡數は大概なる總計數のことと「周禮」の外史にも凡數從政者の語あり、【勿積魚鱗簪】已に備蛾篇に解せり、【當隊】當隧と同じ、備城門篇に詳かなり、【皆以爲關鼻】畢注に言爲之紐令事急可曳とあり、

城守司馬以上、父母昆弟妻子、有質在主所、乃可以堅守署、都司空大城四人、候二人、縣候面一、亭尉次司空亭一人、吏侍守所者、財足廉信、父母昆弟妻子、有在葆宮中者、乃得爲侍吏、諸吏必有質、乃得任事、守大門者二人、夾門而立、令行者趣其外、各四戟夾門立、而其人坐其下、

參食とて一斗を三分にして、其の二分を食ふときは、終歳に二十四石となりて、十二石を延ばす、四食にして四分の二を食ふときは、終歳に十八石となりて十八石を延ばす、五食にして五分の二を食ふときば、終歳に十四石四斗となりて、二十一石六斗を延ばす、六食にして六分の二を食ふときは、終歳に十二石にして二十四石を延ばす、尙ほ其の內譯を云へば、概算に於て斗食の者は半減して五升を食らひ、參食になると參升小半を食らひ、四食は二升半を食らひ、五食は二升を食らひ、六食は一升大半を食らふ、此皆な毎日再度の食事となす、敵軍圍み重さなりて城中食乏く援絶へて纔かに露命を繫ぐ時は、毎日二升即ち毎食一升にて凌ぐ者二十日、毎日三升即ち毎食一升半にて凌ぐ者三十日毎日四升、即ち毎食二升にて凌ぐ者四十日、右の如くする時は、城中の民は九十日間の危厄を免るゝことを得、即ち兎にも角にも九十日間の命脈を維持するを得べし、

【解義】【參升小半】小半は半數弱なり、大半は半數強なり、【九十日之約】約は厄なり、

寇近、亟收諸離鄕金器若銅鐵及他可以左守事者、先擧縣官室居官府不急者材之大小長短及凡數、卽急先發、寇薄、發屋伐木、雖有請謁勿聽、入柴勿積魚鱗簪、當隊令易取也、材木不能盡入者燔之、無令寇得用之、積木各以長短大小惡美形相從、城四面外、各積其內、諸木大者皆以爲關鼻、乃積聚之、

【通釋】敵近づく時は我が軍は先づ亟かに諸の離鄕にありて守り難き金錢器具若くは銅鐵及び其他守備の事を佐く可き者を收め、又先づ縣官の家室居宅、官

に至れば、候の必要なき故に去る、厭ひ怠ること勿れ、候は日の暮れに之を出だす、皆な微幟を爲らしむ、大阜山林皆以て迹ぬべし、平明にして迹づぬ、迹づぬる者各〻一里に三人より下だることなく、各〻表を立て、城上より之に應ず、候者出でて田表を置き、斥者は郭門の內外に控へ居りて、旗幟を立つ、卒の半は內に在り、外人をして其の多少を知らしむること勿らしむ、即し警あらば、外表を擧げ、敵を見るときは次表を擧げて報ず、城上麾を以て之を指揮す、斥者は坐して鼓を擊ち旗を整へ、戰備を以て城上の麾の指す所に從ひ活動す、郭外の男子は戰備を以て斥者たる軍卒に從ひて敵を禦ぎ、女子は亟かに城中に入る、若し敵を見れば、鼓を擊ちて之を傳へ、敵が城に到れば止む、其の鼓は守表の者三人の割りにて一表に屬し、順番に表を立てゝ望む、守將は數〻騎若くは吏をして行きて旁く視察せしめて其の所爲の勤惰を知ること有り、守表者の曹毎に一鼓あり、寇を望見すれば、鼓を擊て之を傳へ報ず、敵が城に到れは止む、

【解義】　此の節已に號令篇に見ゆる文と大同小異にして解義亦已に彼に載せたれば此には略す、

斗食終歲三十六石、參食終歲二十四石、四食終歲十八石、五食終歲十四石四斗、六食終歲十二石、斗食食五升、參食食參升小半、四食食二升半、五食食二升、六食食一升大半、日再食、救死之時、日二升者二十日、日三升者三十日、日四升者四十日、如是而民免於九十日之約矣、

【通釋】　兵糧の方を述べんに、一人每日一斗の食にて終歲に三十六石となるが、城中之食の事よりして、

を傳へ、又火を以て寇の從りて來る者の多少を問ひ合はす、此の事氣を附けて厭怠すること勿れ、去來共に屬け次ぎて烽を罷むる勿れ、先づ寇を望見すれば、一烽を擧げ、境に入れば二烽を擧げ、要塞を目蒐けて赴くときは三烽を擧げ、三たび鼓を鳴らして郭に會し集るときは四烽を擧げて四たび鼓を鳴らし、城下に會し集るときは、五烽を擧げて五たび鼓を鳴らす、夜は火を以て之に代ふること亦此の數の如くす、

【解義】【聾竈亭一鼓】亭に一聾竈一鼓あることを言ふ、亭の字を其の中に挿みて、上下の字に繋けて言ふ、此の文例古文往々あり、【烽火以擧】以は已と同じ、【射要】要は要害なり、射は急速の義なること、周禮の野盧氏の鄭注に見ゆ、射要とは急に要害に趨くことなりと、孫注に見ゆ、

候無過五十人、寇至葉隨去之、無厭逮、日暮出之、令皆爲微職、距阜山林皆令可以迹、平明而迹、迹者無下里三人、各立其表、城上應之、候出置田表、斥坐郭內外、立旗幟、卒半在內、令多少無可知、即有驚、擧外表、見寇擧次表、城上以麾指之、斥坐鼓、整旗以戰備從麾所指、田者男子以戰備從斥、女子亟走入、即見寇到傳到城止、守表者三人、更立捶表而望、守數令騎若吏行旁視、有以知其所爲、其曹一鼓、望見寇鼓、傳到城止、

【通釋】候者は五十人に過ぐるなし、敵兵迫りて堞

甚だ唐突、着するなきを覺ふ、孫注に疑うて他文の錯入となせり、蓋し然らん、

築郵亭者、圜之高三丈以上、令倚殺、爲辟梯、梯兩臂長三尺、連版三尺、報以繩連之、塹再雜爲縣梁、

【通釋】郵亭を築くには環りの高さ三丈以上にして其の形ちは邪めに殺ぎ薄くして梯となす、梯、臂梯を爲くる梯に兩臂あり左右に出づ長さ三尺連版三尺互に板を繋ぎ合はすに繩を以てし、塹は再び匝り縣梁を爲る、

【解義】【令倚殺】倚殺は邪殺なり備城門篇にも倚殺如城の語あり互に參稽すべし、【報以繩連之】報は彼此互に報ずるなり、即ち繩の甲乙互に錯入して繋ぎ合はすこと、【塹再雜】雜は帀と音を以て相通ず、經上篇に詳かなり、

聾竈亭一鼓、寇烽驚烽亂烽、傳火以次應之、至主國止、其事急者、引而上下之、烽火以舉、輒五鼓傳、又以火屬之、言寇所從來者少多、毋厭建、去來屬次烽勿罷、望見寇、舉一烽、入境舉二烽、射要舉三烽三鼓、郭會舉四烽四鼓、城會舉五烽五鼓、夜以火如此數、

【通釋】聾竈は毎亭に一つあり、亭に又一の鼓あり、烽に寇烽驚烽亂烽の三種あり、火を傳へ報をなすには、次序を以て之に應じ、敵兵が國都に至りて止む、其の事火急に迫るときは、烽を引きて之を桔槹にて上下す、烽火已に舉がれば、五つの鼓は順番を以て警

文意連屬せず、疑らくは脱誤あらん、今姑く諸の字の上に擧の字を加へたる意にて通釋をなせり、【阡陌】南北の路を阡となし、東西の路を陌となす、【闔術】闔は里中の門なり術は道路なり、【及爲徵職】徵職は徽幟と同じ、已に屢次前に見ゆ、

葆民、先擧城中官府民宅室、署大小調處、葆者或欲從兄弟知識者許之、外宅粟米畜產財物諸可以佐城者、送入城中、事即急則使積門內、民獻粟米布帛金錢牛馬畜產、皆爲置平賈、與主券書之、

【通釋】保護を加ふる外民は、先づ城中の官府民の宅室を擧げ、其の大小を計度して均調に之を分ち處く被保者の中にて或は兄弟若くは知り合ひの人に就きて世話にならんと欲する者は之を許可す、外宅の粟米畜產財物其他諸の以て城の守りを佐くべき者は、送りて城中に入れ、事若し火急にして其の置き處に運ぶに暇あらざるときは、城の門內に積ましむ、民より粟米布帛金錢牛馬畜產を軍用として献ずるあらば、皆爲めに其の價を平直にして、主券の役人に與へて之を書し、他日戰罷むとき其の報酬をなす、

使人各得其所長、天下事當、鈞其分職、天下事得、皆其所喜、天下事備、彊弱有數、天下事具矣、

【通釋】人をして各自に其の長ずる所を得せしめ、即ち適材を適處に用ふれば、天下の事は至當を得、其の人人の分職を均くして、相應に役割りを當つれば、天下の事は捗か取りて行くなり、其の爲せる事皆人人の喜ぶ所なるときは、天下の事は備はる、强弱數ありて、互に移り變はるを以て、天下の事は取り揃ふなり、

【解義】なし、但此の一節文義前後の文と關聯せず、

【通釋】敵の攻め來る衝臨雲梯は、我が軍皆衝の機械を以て、之を衝きて禦ぎ止むべし、渠の長さ一丈五尺、其の土中に埋まる者は三尺とす、趺の長さ丈二尺渠の廣さ丈六尺、其の梯即ち渠に梯ある渠梯と云へる者は、一丈二尺、渠の垂るゝ者四尺、渠を立つるに城堞に傅着するなきやうにし、五寸の距離に於て立つ、梯渠は十丈に一梯あり、渠荅は大概一里なれども、此の場は二百五十八歩の一里となし、即ち一里弱の里程に於て渠荅の配置數は百二十九箇とす、諸の外道に當りて要害險塞にして敵兵を惱ますべき處の中に於て、其の殊に甚だ要害たる者は、爲めに三つの亭を其の處に築く、亭は三角形に構造し、宛かも織女の三星が三角形を成せるが如くにして、能く相互に救はしむ、又諸の大阜山林溝瀆丘陵阡陌郭門若くは里門中道路の要害險塞とすべき處、及び徽幟を爲りて往來者の多少、及び伏藏する所の場處等を取り調べ置くべし、

【解義】【皆以衝衝之】衝は備城門篇に、禽滑釐が十二の攻具を擧げて問ひし中にも、有り、本文にも又衝梯臨とある如く、もと當時の攻具にして、墨子の書に備衝篇あるべき筈なれども、今は佚して傳はらず、其の制詳かにせず【渠長丈五尺】渠は渠荅なり、【其弟丈二尺】弟は梯と同じ、下文には梯に作る、【無傅葉五寸】葉は堞と同じ、備城門篇に去堞五寸とあり、此れ相同じ、【梯渠十丈一梯】孫注に據れば渠の梯ある者を梯渠と曰ふ、但十丈の數は上文と合はず、若し設置の距離を以て言へば、城上二歩一渠其廣丈二尺なるときは二十歩にして十渠あれば、梯渠二十丈と曰ふべし、姑く疑を存して可なり、【渠荅大數】大數は大概の數なり、【里二百五十八歩】里法はもと三百歩を一里となす、今二百五十八歩にして定數に不足なれば、故に其の實數を擧示して二百五十八歩と云へるなり、乃ち餘の四十二歩は或は門隅樓園等に當りて、盡く渠荅を設くる能はざれば、省きしならんと、孫注は云へり、【織女之】織女は星の名なり、織女の三星は、形ち三角を成す、故に三角形を織女と名づくるなり、「六韜」の軍用篇にも、兩鏃蒺藜參連織女とあり、古書には多く織女星を以て三角形を形容せしことと思はると孫注に云へり、【諸距阜】距は鉅と通ず、鉅は大なり、本句より及所伏藏之處の句に至るまでに、上下と

したりとせんか、此の時は之を禦ぐに雲梯を禦ぐの法を以て、敵兵に屬すべし、凡そ敵より攻め來る堙・衝・雲梯・臨の四者を待ち取り扱ふ法は、必らず我が城の大小險易に相應したる遣り方を以て之を禦ぐべし、若し我が兵足らずとの事ならば、材木を以て其の堙衝雲梯臨を撞き禦ぐ手段を取るべし、左百歩右百歩に繁く矢石沙炭を下だして雨の如くし、薪火、水湯を投げ灌ぎて、之が氣勢を助け、鋭卒を選び勵まし、愼みて彼をして顧慮せしむるなく、思ひ切りたる働きをなさしめ功は賞を審にして與へ、罪は罰を嚴にして行ひ靜かに事を爲し、發動することは迅急を以てし、因循遲疑して異慮を生せしむるなければ、我が兵敵の無狀を恚り、勇を儲へ高く奮うて、民心は百倍の强度を加へん、而して多く敵兵を執ふれば、數々賞譽を與ふることとなさば、兵卒は怠らずして力を盡くし戰ふべし、

【解義】【以靜爲故】已に備高臨篇に解せり、【恚恙高憤】恚は怒なり、恙は養と古字相通す、憤は奮と同じ、即ち上文に養勇高奮民心百倍と、大體同意なり、○此外の解義は備高臨篇を參考すべし、

衝臨梯皆以衝衝之、渠長丈五尺、其埋者三尺、夫長丈二尺、渠廣丈六尺、其弟丈二尺、渠之垂者四尺、樹渠無傅葉五寸、梯渠十丈一梯、渠荅大數、里二百五十八步、渠荅百二十九、諸外道、可要塞以難寇、其甚害者、爲築三亭、三亭隅織女之、令能相救、(此の間脫字あらん)諸距阜山林溝瀆邱陵阡陌郭門若閻術可要塞、及爲微職可以迹知往來者少多、及所伏藏之處、

攻則近圍、害不至城、矢石無休、左右趣射、蘭爲柱後、望以固、厲吾銳卒、愼無使顧、守者重下、攻者輕去、養勇高奮、民心百倍、多執數賞、卒乃不殆、

【大意】別に解を爲さず、以下皆之に倣ふ、

【通釋】此の解已に備高臨篇の首に見ゆ、故に今は省く、

【解義】【以爲羊坽】備城門篇に羊坽を羊黔に作る、同じ、【左右趣射】趣は促なり、【蘭爲柱後】蘭は欄に通ず、疑らくは備城門篇にある兵弩簡格にして、兵弩を置ける場ならん、柱は榰柱を謂ふと、孫注は云へり、榰は支なり、【望以固】畢注に此句一字を脫せしならんと云ふ、但今其の脫字は、何の字たるを詳かにせず、【多執數賞】敵兵を執ふること多ければ賞譽を數々予ふることなり、【卒乃不殆】殆は怠と古字相通ず、【作土不休】土を積み高くすることを作土と云ふ、「商子」の兵守篇にも客至而作土以爲險阻とあり、

作土不休、不能禁禦、遂屬之城、以禦雲梯之法應之、凡待堙衝雲梯臨之法、必應城以禦之、曰、不足則以木揨之、左百步、右百步、繁下矢石沙炭以雨之、薪火水湯以濟之、選厲銳卒、愼無使顧、審賞行罰、以靜爲故、從之以急、無使生慮、恚恚高憤民心百倍、多執數賞、卒乃不怠、

【通釋】我が兵は敵の侵入を防がんが爲めに、土を積み高くし之に抵抗して日夜休まざるも敵方勢強くして禁禦すること能はず敵兵は遂に之を城に連屬

じ、【矜色謾舌】矜は舊本に務に作る今蘇校に據りて改む、【奕棋軍中】舊本に奕棋を奕騏に作る、今孫校に據りて改む、【不使士卒民聞誓令】舊本に士を去に作る今兪校に據りて改む、【死三日徇】舊本に死上目行に作る今孫校に據りて訂す、【上侍者名】舊本に名を民に作る今茅本孫校に據りて改む、【守堂下有高樓】舊本に堂を室に作り有の字なし今同上、【守以須城上候】舊本に須を順に作る今蘇校に據りて改む、【立如雞足】舊本に如を初に作る今意を以て改む、【置卒挾視葆舍】舊本に卒を夾に作り舍を食に作る今孫校に據りて改む、【術衢街皆爲樓】舊本に爲の字なし、今孫校に據りて補ふ、【必謹案視參驗】舊本に驗を食に作り之を者に作る、今王校に據り改めて驗に作り意を以て者を之に改む、【即不法止詰之】舊本に即を節に作り止詰を正請に作る今孫校に據りて改む、【吏至而止】止を舊本に正に作る今茅本に據りて訂す、【諸有罪過】舊本に諸を請に作る、今孫校に據りて改む、【令抒廁利之】舊本に抒を杼に作る、今孫校に據りて改む、

襍守第七十一

襍は雜なり、雜守とは守備に關する雜事を説述せしを以て、篇に名づく亦本と片段拉雜して、篇を成す者なれば、別に章節を分ちて解くべき者にもあらず、且つ前篇に既出の文多ければ、今は其の重複に屬する者は多く解義を省くことゝなせり、

禽子問曰、客衆而勇、輕意見威、以駭主人、薪土俱上、以爲羊黔、積土爲高、以臨民、蒙櫓俱前、遂屬之城、兵弩俱上、爲之柰何、子墨子曰、子問羊坽守邪、羊坽者攻之拙者也、足以勞卒、不足以害城、羊坽之攻、遠攻則遠圉、近

を同に作る今孫校に據りて改む、【城禁吏卒民下】舊本に吏を使に作り下を不に作りて下句に屬す今同上【效寇徵職】舊本に效を欲に作る今同上、【倚戟下城】舊本に下を不に作る今蘇校に據りて改む、【縱失者斷】舊本に縱を總に作る今孫校に據りて改む、【守入臨城】入を舊本に人に作る今茅本に據りて改む、【皆時賜酒肉】舊本に賜の字なし今王校に據りて改む、【門閭者幷衞司馬門】舊本に幷を非に作る今孫校に據りて改む、【巫與望氣者】舊本に巫を無に作り者の字なし今王校蘇校に據りて改む、【令民各自占家五種石斗數】舊本に令を食に斗を升に作る、玉山の校に據り令に改め、王校に據りて斗に改む、【其在薄者】舊本に薄者を導害に作る今孫校に據りて改む、【令士卒敳】舊本に敳を款に作る今王校に據りて改む、【收粟米布帛錢金】舊本に收を牧に作り布の字なし、今王校孫校に據りて改む、【與主券人書之】舊本に券人を人券に作る、今王校に依りて訂す、【贖出親戚所知罪人】舊本に出を士に作る今王校に據りて改む、【令葆宮見】舊本に宮を官に作る今蘇校に據りて改む、【守宮三雜】舊本に雜を難に作る今孫校に據りて改む、【許之三百石之吏】舊本に百の字なし吏を矦に作る今王校に據りて改む、【令其見守之任】舊本に見其守之任に作る、今王闓運の說に據りて訂す、【其構賞贖出罪人】舊本に贖出の二字なし今王校に據りて補ふ、【比至城者五表】比を舊本に北に作り五を三に作る今王校に據りて改む、【空隊要塞人之所往來者】舊本に人之を之人に作る今蘇校に據りて改む、【平明而迹】舊本に明の字なし、今王校に據りて補ふ、【令卒之半居門內】舊本に半を少に作る今王校に據りて改む、【令其少多無可知也】舊本に可知倒す今同上、【遮坐擊鼓】舊本に遮を迹に作り鼓の字なし蘇校に據りて改め且つ補ふ、【望見敵擧一郵】舊本に見敵の二字なし今王校に據りて補ふ、【入郭擧四垂】舊本に郭の字なし今同上、【外宅井盡窒之】舊本に宅を空に作る今王校に據りて改む、下句の外宅も亦同じ、【無令可汲也】舊本に令の字なし今同上、【吏爲之券】舊本に吏を事に作る今蘇校に據りて改む、【當遂材木】舊本に材を枚に作る今王校に據りて改む、【著之其署中】舊本に中を忠に作る今孫校に據りて改む、【從淫之法其罪聅】聅を舊本に射に作る、下今孫校に據りて訂す、下句の聅の字皆同

る、今蘇校に據りて改む、【舍之官府】舊本に府を符に作る今王校に據りて改む、【百步一人守之】舊本に一人一人守之に作る、今蘇校に據りて一の一人を削る、【使重室子】室舊本に宇に作る今王校に據りて改む、【吏從卒四人有分守者】舊本に守の字なし今同上、【諸男子有守於城上者】舊本に子を女に作る、今孫校に據りて改む、【皆遝父母妻子同產】舊本に遝を還に作る今王校に據りて改む、【離守者三日狗】舊本に日の下に而一の二字あり今孫校に依りて削る、【里舌與有守者】舊本に有守者を皆守の二字に作る、今孫校に據りて訂補す、【及窮巷幽閒無人之處】舊本に幽の字なし今兪校に據りて補ふ、【必罪車裂】舊本に必を心に作る、今意を以て改む、【大將使信人】舊本に信を使に作る、今孫校に據りて改む、【其舌及父老有守者】者の字舊本に此に作り下句に屬す今孫校に據りて改む、【亟使人謁大將】亟は舊本に函に作る今同上、【三冣並行】舊本に冣を最に作る今王校に據りて改む、【輔將如令】舊本に令を今に作る今蘇校に據りて改む、【男女老少无分守者】舊本に无を先に作る今孫校に據りて改む、【餔食皆於署】舊本に餔を鋪に作る、今畢校に據りて改む、【繫而詰故】舊本に繫を擊に作り詰を請に作る、今孫校に據りて改む、【日三閱之】舊本に五日官に作る今同上、【符不合收守言】舊本に收を牧に作る、今蘇校に據りて改む、【必繫問行故】舊本に繫を擊に作る今孫校に據りて改む、【令出輒人隨省】舊本に人を入に作る今同上【名有號】舊本に名を夕に作る、今我が秋山玉山校に據りて改む、【置署術街衢】舊本に術を街に作る、今孫校に據りて改む、【而擅取之】舊本に而擅之取に作る、今王校に據りて改む、【弃父母去者】舊本に弃を事に作る、今孫校に據りて改む、【卒以平賈予】舊本に平の字なし今同上、【亟以疎傳言守】舊本に亟を函に作る今同上下句又同じ、【吏稽留不言請者】舊本に請を諸に作る今畢校に據りて改む【皆詣縣廷】舊本に廷を延に作る今茅本孫校に據りて改む、【勿令入里中】舊本に入の字なし、今蘇校に據りて補ふ、【令繕厲矢】舊本に令厲繕夫に作る今孫校に據りて訂す、【若以他事徵者】舊本に若以事者徵者に作る、今蘇校に據りて訂す、【羽在三老所】舊本に老の字なし、蘇時學は以つて差は老の訛にして所老は老所に作るべしとなす、今之に據りて訂す、【著之其署鬲】舊本に鬲

と往復の書札を得るときは、必らず謹みて按視して參驗し、若し不法のことあれば差し止めて、之を詰責すべし、屯道の垣の外、術街は皆(ミナ)樓を爲り、高く里中に臨み、樓には一の鼓と一の壟竈とあり、若し事變あれば鼓を撃ち吏に報知す、吏至らば鼓は撃つことを止む、夜は竈を以て火を擧げて鼓所を指示す、又城下には五十歩毎に一の廁あり、廁は上と圂を同くす、諸の罪過あれども其の罪斬ること無くして濟(ス)む者、即ち輕罪の人は刑罰として廁の不潔を除去し、廁圂の中を通利せしむ、

【解義】【謁者】官の名、外に使ひし内にありて主命を傳達し、使者に接伴することを掌る、【侍令門外】王闉運は令門を正門なりと解せり、【鋪食更無空】鋪は晩食のこと、王闉運は舊本に仍りて鋪に作り、鋪は臥眠なり、鋪食とは眠食のことと解せり、其の説亦通ず、無空とは其の曹中互に更代して空しからしめざることを謂ふ、【夾散門外坐】散門は側門なり、【術衢】術は道路なり、衢は四達を衢と謂ふ、【爲埤院】一に睥睨に作る、小窓のこと、其の外を睥睨して見るべきよりして睥睨と云ふとの説あり、既に前に見ゆ、【立如雞足】垣の立つこと、雞足の形の如くなるを謂ふ、即ち垣の後ちに短き柱ありて支ふること、雞足の距あるに似たるを形容せしならん、【夾視葆舍】即ち葆宮なり、質子等を入るゝ處にて、既に前に見ゆ、【屯陳垣外】陳は道なり、屯陳は屯道と同じ、【樓一鼓壟竈】壟は壟の假字なり、壟は土の高き處「ヲカ」と訓ず、竈は平地より高きを以て壟竈と云へること、既に備城門篇に見ゆ、樓に一竈あり夜は以て火を擧ぐる者とす、【即有物故】物故は事故なり、【廁與上同圂】城上五十歩一廁、與(ト)下同(クス)圂と備城門篇に見ゆ、此れと略ぼ同じ、【令抒廁利之】抒は除なり、利は通利すること、

存異

【必出於王公】舊本に公王に作る今孫校に據りて訂す、【草蓋少車乘】舊本に車乘を用桑に作る、今孫校に據りて訂す、【得稽留而止其旁】舊本に稽の下に一の稽の字を衍す、而の字なく止を心に作る、今孫校に據りて訂す、【敵人且至千丈之城】且の字舊本に但に作る今同上、【必郭迎之】迎を舊本に近に作る、今畢校に據り改む、【皆以術與人事】以を舊本に心に作る、今孫校に據りて改む、【必能之乃守城】必を舊本に不に作

為埤院、立如雞足、置卒挾視葆舍、而札書得必謹案視參驗、即不法止詰之、屯陳垣外術衢街皆為樓、高臨里中、樓一鼓聾竈、即有物故鼓、吏至而止、夜以火指鼓所、城下五十步一廁、廁與上同國、諸有罪過而可無斷者、令抒廁利之、

【通釋】通事の役たる謁者は、正門の外に侍し、二曹を為り左右に門を挾みて控へ居りて餔食のときと雖へども、更代して其の番を敢て空くするなし、門下の謁者には一長者ありて之を總ぶ、太守は數、之をして入りて其の下の逃亡する者あるか否かを視察せしめ、以て門衛を司る門尉と其の官長とを監督し、亡者あるに及んでは、中に入りて太守に報告せしむ、又謁者の內、四人は正門の內を夾んで坐し、其の二人は散門の外を夾みて左右に控へ居り又外來の客が見ゆるときは、謁者は兵器を持して前に立ちて護衛をなす、餔食の時は同僚吏代し、侍者即ち其の日の當番の者の氏名を太守に上申す、太守の堂の下に高樓を為り、候者物見をなして、車に乘り若くは騎馬にて外方より來る者、及び城中に非常の人徘徊するあるを望見すれば、輙ち之を太守に言上す、太守は城上に居て物見せる候者、城門の吏及び邑吏の來りて、其の同事件を告ぐる者を待ち合せて、之を參驗して、其の眞否如何を確むることをなす、樓下の人々は候者來告の言を受けて、之を太守に通報す、中涓とて庭番の如き役の者あり、散門の內を夾みて左右に控へ居りぬ、散門は不斷に閉づ亦餔食の時は更代して空くせず、中涓に一人の長者ありて之を總ぶ、太守の宮を環れる術衢には、屯道なる者を置く、屯道は各、其の兩旁に垣を造り、高さ一丈埤倪と云へる小窓を為りて、外を窺ひ見ることを得べきやう為し、垣の立つる形ちは宛かも雞足の距あるが如くにして柱の後ちに又短柱ありて之を支ふ、卒は挾みて葆舍を夾みて視察して、他

【解義】【從淫之法其罪射】從は縱と同じ、淫は過度なること此所は其の行の縱肆過度なるを謂ふ、射は軍法に矢を以て耳を貫くを射となすこと、「說文」の耳部に見ゆ又「司馬法」に小罪射中罪刖大罪剄とあり「左傳」の僖公二十七年に楚子玉蔿に治兵し、鞭七人貫三人之耳とあるも、亦此の法を用ひしなり、【矜色謾舌】矜は矜誇なり、矜色は誇りたる顏色を爲すこと、謾は欺謾なり、舌は正と同じ、正人君子なり、【當路尼衆】尼は止なり、【踰時不寧】踰時は三月を踰ゆること、春夏秋冬を四時とす、一時は三月なり、不寧とは休暇を請うて親の喪に歸らざるなり、「漢書」の高帝紀の注に李斐云休謁之名吉曰告凶曰寧とあり、【讙囂駴衆】讙は喧なり、駴は駭の異字なり、【死三日徇】徇は徇の古字なり、尸を市に陳らぬること三日、以て衆人に徇ふるなり、【代之服罪】士卒吏民誓令を聽かざる者は、其の罪斬なるを、有司代りて之を受くることとす、

謁者侍令門外、爲二曹、夾門坐、鋪食更無空、門下謁者一長者、守數令入中視、其亡者以督門尉與其官長及亡者入中報、四人夾令門內坐、二人夾散門外坐、客見持兵立前、鋪食更、上侍者名、守堂下有高樓、候者望見乘車若騎卒道外來者及城中非常者、輒言之守、守以須城上候城門及邑吏來告其事者、以驗之、樓下人受候者言以報守、中涓二人夾散門內坐、門常閉、鋪食更、中涓一長者環守宮之術衢置屯道、各垣其兩旁高丈、

罪聅、飲食不時、其罪聅、無敢歌哭於軍中、有則其罪聅、令各執罰盡殺、有司見有罪而不誅同罰、若或逃之亦殺、凡將率鬭其衆、失法殺、凡有司不使士卒吏民聞誓令、代之服罪、凡戮人於市、死三日徇、

【大意】軍中の法刑罰嚴重なるを尚ぶことを言ふ、

【通釋】城中の人々自から版に所屬の部隊姓名を大書し之を其の署鬲の中に著示す、有司各〻自己擔任の部あるを侵し、其の己が治むる所の以外に出でて干涉することあらば、權限踰越の法に照らし、其の罪は聅と申して矢を以て耳を貫くなり誇りたる顏色をなして正人君子を欺き侮り淫邪喧囂にして靜かならず、其の役柄に當りながら、衆人の事を行ふを妨げ止め物事急を要するに後れて爲す者、即ち役義を緩慢にする者と竝に時季を踰えて三月四月も暇を請うて親を歸省せざる者は其の罪は聅す、喧囂にして衆人を駭かす者は其の罪は殺す、上を非謗すれども諫むることを爲さず、君主を刺りて不吉の言論を爲す者は其の罪は殺す、敢て軍中に音樂の器を持ち又は博奕を爲すこと有るべからず若し之あるときは、其の罪は聅す有司の命令にあらざれば敢て軍中に於て車が馳せ人が趨ること有るを得ず、若し之あるときは其の罪は聅す飲食時ならず其の罪は聅す、軍中に於て敢て或は歌ひ或は哭すること有るべからず若し之有るときは其の罪聅す、各〻をして罰を執行し盡く殺さしむ、有司人の罪あるを見ながら、怠りて之を誅せざれば本犯者と同罪たるべし、若し或は之を逃れ避くるときは亦殺す、凡そ將帥己が率ゐ居れる衆兵を相互に鬭はしめて之が處分の法を失ふときは殺す、凡そ有司怠りて士卒吏民をして誓令を聞かしめざる時は士卒吏民に代りて其の責めに任じ罪に服して罰を受く、凡そ人を市中に誅戮するは死後三日之を市中に曝らして、稠人群衆に戒め示す、

人各有以記之、事以、各以其記取之、使爲之券、書其枚數、當遂材木不能盡內、旣燒之、無令客得而用之、

【大意】城外の物にて敵の利益となる者は、先づ速かに收め取りて城中に置くべきことを言ふ、

【通釋】郭を去ること百步以內の牆垣、若くは樹木の敵に利用せられて掩護物となる恐れある者は、小となく大となく盡く之を伐除し、外宅の井は盡く之を窒ぎ敵をして汲むを得せしむる勿れ、外宅の室屋は盡く、之を發き除き、樹木は盡く之を伐り、諸の以て攻むべき者は、盡く城中に收め納れ、各、其の持ち主をして各、之を記し置かしめ、戰事が已めば、各、其の記し置ける目錄に照らして、城中より手元に引き取らしむ、吏は之が證文を作製し其の物件の數を書して、後日の參據となす敵兵攻め來るべき隧道に當れる材木の盡く城內に收め納るゝ能はざるときは、概括して之を燒棄し、敵兵に得られて利用さるゝこと無きやうに爲すべし、

【解義】【事以】以は已と同じ、戰守の事畢はるを謂ふなり、【當遂材木】遂は隧と同じ、道なり備城門篇に當隊に作る、內は納と同じ、

人自大書版著之其署中、有司出其所治、則從淫之法其罪聅、矜色謾舌、淫囂不靜、當路尼衆舍事後就、踰時不寧、其罪聅、讙囂駴衆、其罪殺、非上不諫、刺次主凶言、其罪殺、無敢有樂器奕棋軍中、有則其罪聅、非有司之令、無敢有車馳人趨、有則其罪聅、無敢散牛馬軍中、有則其

【解義】【比至城者】比は及なり、【烽燧相望】烽は米簍を覆へしたるが如き形ちの器物を、桔槔に懸け、寇あるときは、之に火を焚きて高く擧げ、燧は薪を積み寇あれば之を焚き燃す者なり、共に「ノロシ」と訓ず、【愼無厭建】建は楗と同じくして、劵と聲近し、因りて通用す、劵は倦の字と同じきことと「周官」考工記の輈人左不楗とある杜子春鄭康成の注に見ゆ、【爲徽職】徽職は幑幟と同じ、假借の字なり、絳帛の幟なり、本文は此れ候者の用ふるが爲めに之を作ることを謂ふ、即ち上下の文にある表とは是を指すなり、【空隊要塞】隊は隧と古字相通ず、要塞は險隘の處なり、【令可以迹】迹は跡なり其の跡に因りて尋ね窮はむること、【遮坐郭門之外內】遮は遏なり斥と通ず、雜守篇に斥に作る、斥と候とは本と二者にして同じからず、候は郭を出づる十里敵の往來多少を迹して知り、斥は郭門を守りて遠くは出でず、候斥各〻表ありて、城上と相應ず、候は表を郭外に置き、斥は表を郭內に置くなりと、孫注に解せり、【即有驚】即は如と同じ「モシ」と訓ず、驚は警と同じ、【見寇越陳表】陳は田と音通ず、齊の陳氏を田氏と云ふが如きは即ち其の證也、田表とは田間の表にして、即ち候者が置きし郭外の表なり、【望見寇擧一垂】兪曲園の說に據るに垂は郵の壞字にして、郵は即ち表なり、「禮記」の郊特牲篇に郵表畷の語あり、古は疆界の地に木を立て表となし、物を其の上に綴ること、宛かも旌旗の旒の如し、之を郵表畷と謂ふ、郵は旒と通じ畷は綴と通ず、郵畷は即ち綴旒なり、其の用を以て言へば、表識する所以なり、其の形を以て言へば、綴旒の如く然り、此れ郵表綴の語ある所以なり、故に之を重言すれば郵表と曰ひ、之を單言すれば或は表と曰ひ郵と曰ふ、其の實は一物なりとあり、【入竟擧二垂】竟は境と同じ、【狎郭擧三垂】狎は近なり、又狎は甲と同じ、甲は會なり、甲郭とは郭外に會するなりと孫注に云へり、

去郭百步、牆垣樹木小大盡伐除之、外宅井盡窒之、無令可得汲也、外宅窒盡發之、木盡伐之、諸可以攻城者、盡內城中、令其

垂、狎城擧五垂、夜以火、皆如此

【大意】候者遮者の配置及び其の任務を言ふ、

【通釋】　候者を出だすこと城外十里の遠きより過ぐるなし、候者は高く且つ便利なる所に居りて表を立て、表は三人で之を守る、其の場處より城に至るまでに、都合五ッの表を立て、城上の烽燧と相望みて互に報道をなす、晝間は烽を擧げ夜間は火を擧ぐ、敵の從て來る所の道筋を聞き、敵の現狀より推し測りて、必らず某處を攻むべき事を審かにし知り、小城の力薄弱にして自から守ること能はざる者若くは自から大城に通じて聲勢相援くること能はざる者を取調べ詮議して盡く其の老弱の人粟米畜產を保護す卒を遣はし候するには五十人を過ぐるなし、敵兵城の堞に逼らば、最早や候を遣はすの必要なければ、候を去りて用ひず然しながら愼みて之を厭怠して最早や用事なきとて疎略になすこと勿れ、又候者は一曽に三百人より過ぐることとなし、日暮れて物色を辨へざる時に乘じて之を出だす、徽幟を爲り、空隧要害險塞の地にして人の往來する所は、候を以て其の迹方を尋ね求むることをう可きやうに爲さしむ、迹方を尋求むる掛りの人數は、里に三人より少からざる割りにして、平明即ち夜の明けて天が白くなりし後に、迹を尋ね各〻其の表を立て、城上より之に應じて承知せる答報をなす、是に於て候者出で陳表即ち郭外に立てたる表を越えて前進す、又別に遮者と名づくる一種の任務を負へる兵士あり、遮者は郭門の內外附近に居りて、其の表を立て、兵卒の半數をして門內に居らしめ、其の人員の多少は外より窺ひ知るべきやうの事なからしむ、如し非常の警あり、敵兵進んで候者の建てし陳表を越えて來るを見れば、城上よりは指揮の旗を以て遮者を指揮す、其の時は遮者は郭門の內外に居りて鼓を擊ち衆兵を警め必ず戰ひの準備を整へ城上より指麾する所に從うて進退活動す城中と城外と通報の關繫は、先づ最初に敵の來るを望見すれば、一垂を擧げて之を知らせ、敵が國境に入れば二垂を擧げて之を知らせ外郭に接近すれば三垂を擧げ、郭內に入れば四垂を擧げ、城に接近すれば五垂を擧ぐ、夜間は代用するに火を擧ぐることを以てす、其の數は皆晝間の垂と同じ、

特に之を優待す、

【解義】【無與員同所】員は衆なりと「廣雅」に見ゆ、【相參審信】參は驗なり信は不妄なり、【二百石之吏】戰國時代に千石八百石七百石六百石の吏ありしこと「商子」の境內篇に見ゆ此所に二百石之吏あり下文に又三百石の吏あり蓋し俱に小吏の年俸を受くる者なり「韓非子」の外儲說篇に燕王收吏璽自三百石以上皆效之子之とあり、【守珮授之印】珮は佩と同じ佩授は佩ばしめ授くるなり、【皆如前】令を以て之を許すことを謂ふ上文に其不欲爲吏而欲以受賜賞爵祿以令許之とあり、【扞士受賞】扞は衞なり、【其構賞爵祿】構は購と同じ、

出候無過十里、居高便所、樹表、表三人守之、比至城者五表、與城上烽燧相望、晝則擧烽、夜則擧火、聞寇所從來、審知寇形、必攻、論小城不自守通者、盡葆其老弱粟米畜產、遣卒候者、無過五十人、客至堞去之、愼無厭建、候者曹無過三百人、日暮出之、空隊要塞人之所往來者、令可以迹者、無下里三人、平明而迹、各立其表、城上應之、候出越陳表、遮坐郭門之外內、立其表、令卒之半居門內、令其少多無可知也、卽有驚、見寇越陳表、城上以麾指之、遮坐擊鼓、期以戰備從麾所指、望見敵、擧一垂、入竟擧二垂、狎郭擧三垂、入郭擧四

に收めて養ひ、候に吾が守衛の備へを知らしむる勿れ、何んとなれば候は亦敵にも利用せられ易ければ、其の時の患へを防ぐ也、候者は各自に異宮をなして、別處に置き、父母妻子共は皆な其の宮を同くし、衣食酒肉を賜ひ、信吏をして善く之を待遇せしむ、候が外より歸らば、此の所に復た閑を得て休息せしむ候の父母妻子共を置ける葆宮は、三重の墻を廻らし設け、外は其の隅を引き廻はして之が樓を爲り內は環らして樓を爲り、樓は葆宮に入り一丈五尺に複道とて上下二重の道を爲り、葆宮の內は室あることを得ず、打ち通したる大廣間となす、三日に一たび席蓐を發し擧げて秘密物の隱匿を大略檢查し、又茅を宮中に布くこと厚さ三尺以上とす、候者を發遣するには、必らず鄕邑の忠信善重の士にして親戚妻子ある者を使用し、厚く之に財物を奉げ贈ることをなす、必らず重さねて候を發遣せんとするときは、爲めに其の親若くは妻子共を養ひ、夫れ夫れに異宮を爲りて之を置き、衆人と所を同くすることなく、之に酒肉を給與して、食はしめ、又他の候者を發遣すること前の如くし、候が反れば相互に前後二者の言を參驗して審かに信なれば、厚く之に賞を賜ひ、候者が三び發遣せられて參驗の結果、三びながら審かに信なれば、又重ねて之に賞を賜ひ、本人に於て賜を受くるを欲せずして、官吏たらんと欲する者は之に年俸二百石の吏たることを許し、太守が親く之に印を佩ばしめ授く、其の官吏たるを欲せずして、購賞爵祿を受けんと欲する者は、皆前の如く之を許し與へ候者となりて能く敵地に入り込みて國都に至る者ありて、之を問ひ調べたる結果、審かに信なれば、之を賞すること他の候者に倍す、其の賞を受くるを欲せずして吏たらんと欲する者は之に年俸三百石の吏たることを許す、扞衞して能く敵を擊退せし士が、賞賜を受くるときは、守將必らず自身に之を授與し、守將の扞士を親むことは特別なることであることを示して、扞士をして守將の親任せる情態を看取せしむ、扞士の復た力を竭くして、上を佐けんと欲する者には、其の官よりして購賞を與へ、爵祿を授け、若くは罪人を贖ひ出さんとするには、之を倍にして與へ授け、又罪人は他の人が一人を贖ひ出だすを得る額の品物を以て、扞士が贖ひ出だすときは、二人を贖ひ出すを得ると云ふやうな割合にて、

之勿令知吾守衞之備、候者爲異宮、父母妻子、皆同其宮、賜衣食酒肉、信吏善待之、候來若復就閒、守宮三雜、外環隅爲之樓、內環爲樓、樓入葆宮丈五尺、爲復道、葆不得有室、三日一發席蓐略視之、布茅宮中厚三尺以上、發候、必使鄕邑忠信善重士有親戚妻子、厚奉資之、必重發候、爲養其親若妻子、爲異舍、無與員同所、給食之酒肉、遣他候、奉資之、如前、候反相參審信、厚賜之、候三發三信、重賜之、不欲受賜而欲爲吏者、許之二百石之吏、守珮授之印、其不欲爲吏而欲受構賞爵祿、皆如前、有能入深至主國者、問之審信、賞之倍他候、其不欲受賞而欲爲利者、許之三百石之吏、扞士受賞賜者、守必身自致之、其親之、令其見守之任、其欲復以佐上者、其構賞爵祿贖出罪人倍之、

【大意】候者を待する方を言ふ、

【通釋】太守城に入るとき、先づ候を以て手始めに仕事をなさしむ、候能く敵情を探り得れば之を宮中

【大意】 糧食の事に關する賞罰を言ふ、

【通釋】 糧食の多少を度りて不足なる時は、民をして各自に己が家の五穀の石斗の量數を見積らしめて、官に差し出さしむ、其れは日限を定め、其の帳簿に載れる者は吏が與に立會ひて量り、期日の盡くるに仍ほ隱匿して見積り書を差し出さず、或は見積り書を差し出すとも十分に悉さず、仍ほ匿くす者は、吏卒をして伺察せしめ、其の手元を押ふるときは皆斬す、能く捕告する者あれば、其の隱匿せる三分の一を賞賜す、粟米布帛金錢を收め、畜産を出納するには、皆其の價格を平かにし正直にす、券證を司れる役人に與へ之が穀高金高の價を書し、戰爭巳めば皆各其の價を賠償す、又其の價格相當に貴賤多少の差に因り、爵を賜ふ、又其の人にして吏とならんと欲する者は之を許可す、其の吏たるを欲せずして賜賞爵祿を受けんと望み若くは其の代りとして親戚知れる者の罪人となりしを贖ひ出だして刑罰の宥赦を乞ふ者は、特に命令を以て之を許す、其の購償を受くる者は保宮に於て相見えしめて、其の親しき者に引き渡たすことをなす、官より購償する者を受けずして復た官を佐けんと欲する者は、皆其の爵償を倍す、某縣某里の某子の家は食口二人にして積粟六百石、某里の某子の家は食口十人にして積粟百石と自から見積りを立てゝ、官に差し出すことゝせり、粟米を出だすに期日あり、期日を過ぎて出ださゞる者王公に之ありて、他の人能く之を取押へ若くは告發すること有れば、之に其の十分の三を賞す、愼みて人民をして吾が粟米の多少を知ら令むることなく、秘密的に取り扱ふべし、

【解義】 【自占家五種】自占は自から見積りをなすこと、「史記」の平準書に各以其物自占とあるを、「索隱」に郭璞が說を引きて占自隱度也と解せり、五種は五穀なり、黍稷菽麥稻を指す、【其在薄者】薄は簿と古字相通ず、【令吏卒敳】敳は覹と同じ、音は「シ」伺なり、【各以其價倍償之】倍は賠と同じ、【某里某子】某子とは某と云へる男子の意なり、乃ち其物の持主の姓名を書す、【食口二人】穀物を食らふ人員は二人と云ふ意なり、

守入城、先以候爲始、得輒宮養

も重複して同一の事を說けるは、墨子の文往々率ね然り、本句は上文の葆宮之牆必三重牆之垣の義を申說せし者にして、乃ち彼句と相待ちて互に啓發する者と承知すべし、必しも脫誤あるにあらず、【門閨者幷衞司馬門】門閨者は、城の大門及び閨門を守る人なり、大城丈五廣四尺爲閨門と、備城門篇に見ゆ、司馬門は宮の外門なり、天子門有兵欄曰司馬門と「史記」の索隱に見ゆ、但し此れは當時諸侯の宮門を謂ふ、【告民以請】請は情と同じ、

度食不足、令民各自占家五種石斗數、爲期、其在薄者吏與雜訾、期盡匿不占、占不悉、令吏卒𢼸得、皆斷、有能捕告、賜什三、收粟米布帛錢金、出內畜產、皆爲平直其賈、與券人書之、事已皆各以其賈倍償之、又用其賈、貴賤多少賜爵、欲爲吏者許之、其不欲爲吏、而欲以受賜賞爵祿、若贖出親戚所知罪人者、以令許之、其受構賞者、令葆宮見、以與其親、欲以復佐上者、皆倍其爵賞、某縣某里某子家、食口二人、積粟六百石、某里某子家、食口十人、積粟百石、出粟米有期日、過期不出者、王公有之、有能得若告之、賞之什三、愼無令民知吾粟米多少、

干渉して禁ずることなく、自由に任かせ、金錢布帛財物は各、自から之を守り、愼みて相互に盜むこと勿らしむ、葆宮即ち質人の居る家の牆は、必らず三重に牆の外を周ぐる垣を設け、守るには皆瓦や釜を牆上に累ね積みて萬一私かに牆を踰越する時は、崩落して聲が聞ゆるやうにして、私かに出入することを無らしむ、門には門吏あり、主者の里門の管閉には、必らず太守の符節を得て爲す、決して妄に開閉するを得ず、保宮の護衞は必らず戍卒の重厚の行ある者を採用し、謹みて吏の忠信にして規則を守り間違なくして事に任ふべき者を擇びて、斯の護衞の監督たらしむ、又高さ十尺の垣を築き周く牆を還らして、警衞の助けとなす、葆宮の門閭を護衞する者は、又幷せて城の正門たる司馬門を衞らしむ、乃ち專ら葆宮に屬するにあらず、固より城兵の本務をも勤むるなり、又望氣者の舍は必らず太守に近くし、巫の舍は必らず公社に近くす、必らず之を敬し神として崇め、巫祝史と望氣の者とは必らず善言を以て人民に告げ、上は情實の事を以て太守に報告し、太守獨り其の情實を知るのみ、巫と望氣の者と妄に不善なる言をなし、人民を驚恐せしむる者は斬りて赦さず、

【解義】【常請之】請は謁なりと說文に見えたり、【上數選具之】選は饌と通ず、饌は具なり食なり、具は供具なり、【連質之】其の親屬を質とするを連質と曰ふ、連は即ち連坐の連なり「ツラヌ」と訓ず、【術鄉長者】術は遂と通ず、郊外を遂とし、郊內を鄉とすること予旣に本書の序說に解せり、【臨質宮而善周】古代は貴賤通じて其の家を稱して宮と曰ふ、質宮とは質人妻子の居處を謂ふ、周は周防なり、注意を拂うて防ぐこと、【無害可任事者】無害とは、循直公平にして、間違ひなきこと、「史記」の蕭相國世家に以文無害爲沛主吏掾とあり、集解に漢書音義の文無害有文無所枉害也如今言公平吏と云へるを引きて、之を解せり、【里門筦閉】筦は管と古字通用す、管は管籥の管にして「カギ」と訓ず、【葆衞】葆宮の衞卒なり、【自築十尺之垣】自築とは、獨立的に築くなり、特に自の字を用ひしは下句の門閭者幷令衞司馬門とある幷の字に對して言へるなり、乃ち垣は他の垣と關聯せず、特別に築き、衞卒は兼ねて司馬門をも衞ることを謂へるなり、孫注は此の本句を疑有脫誤と云へり、然れど

取戍卒有重厚者、謹擇吏之忠信無害可任事者、令將衞、自築十尺之垣、周還牆、門閨者幷令衞司馬門、望氣者舍必近太守、巫舍必近公社、必敬神之、巫祝史與望氣者、必以善言告民、以請上報守、守獨知其請而已、巫與望氣者妄爲不善言、驚恐民、斷勿赦、

【大意】保人質子竝に巫祝望氣者を待接する方を言ふ、

【通釋】土地の豪傑で能く外方に向ひ諸侯の國に交際多き者は、常に之を請待し、相近か寄せ親み、上たる者をして、通じて之の豪傑が如何なる者なるかを知らしめ置き、又之を其の豪傑が居れる地の役人に善く囑して注意を加へしめ、上たる者に於ては數、此の豪傑を招きて饌を具へ饗應をなし、一方に此の如く懷柔策を取ると同時に、一方は監視を嚴にし、豪傑をして擅に出入するを得ること無からしめ、彼の親戚共を取りて連質とす、連質とは關係の故を以て質子となすなり、さて又遂鄕の長者父老豪傑共の親戚妻子は、必らず之を尊寵なし、若くは又貧人にして自から食を得る能はざる者は、上に於て之を養ひ、及び勇士の親戚妻子共は皆時に酒肉を賜ひ、必らず之を敬重し、之を止宿せしむるには、必らず太守の官邸に近からしめ、太守の邸內に在る樓は右の質子として置ける諸人の親戚妻子共の居れる家に臨みて、而も善く之を周く注意して、必らず巧みに塗りて樓下よりは樓上を仰ぎ見ることなくして、樓上からは樓下が見ることを得せしめ、樓下からは樓上に人が有るか人が無きかを知るを得ること無らしむ、太守の親む所の者即ち上述の豪傑の徒に對しては、吏の貞廉忠信にして規則を守りて間違ひなき者を擇び擧げて之に隨はしめ、其の本人が酒を飲み肉を食ふが如きは、

として他の人々と離隔せしめ相聚り居ることを禁ずるを謂ふ、乃ち其の亂を爲さんことを慮ればなり【其以城爲外謀者】下文に據りて見れば、此れ守將の敵に内通する者を謂ふ、【三族】父族母族妻族を三族となす、「史記」の秦本紀に據れば秦文公二十年に初め三族を滅す罪あれども、「家語」「史記」の楚世家に已に夷三族罪及三族の文あり、酷吏傳に光祿徐自爲の言を載せて古有三族とあれば、三族を亡すことは、是れ古しへの軍法にして、秦に始まれるにはあらずと、畢注に見ゆ、【小大封之】其の邑大なれば、大邑を以て封じ、邑小なれば小邑を以て封ずるを謂ふ、【守還授其印】守將たる者が親く其の印を之に還し授くることを謂ふ下文に守珮授之印とあると、文例相同じ、

豪傑之外多交諸侯者常請之、令上通知之、善屬之所居之吏、上數選具之、令無得擅出入、連質之術、鄉長者父老豪傑之親戚妻子、必尊寵之、若貧人食不能自給食者、上食之、及勇士父母親戚妻子、皆時賜酒肉、必敬之、舍之必近太守、守樓臨質宮而善周、必密塗樓、令下無見上、上見下下無知上有人無人、守之所親、舉吏貞廉忠信無害可任事者、其飲食酒肉勿禁、錢金布帛財物、各自守之、愼勿相盜、葆宮之牆、必三重牆之垣、守者皆累瓦釜牆上、門有吏、主者里門莞閉、必須太守之節、葆衞必

怨害城若吏事者、父母妻子皆斷、其以城爲外謀者三族、有能得若捕告者、以其所守邑、小大封之、守還授其印、尊寵官之、令吏大夫及卒民皆明知之、

【大意】守將職務の一部と其の誅戮懲戒のことを言ふ

【通釋】定時以外に行く者は、唯守將と及び太守の符節を操りて使ひする者とに限る、守將入りて城に臨むときは、必らず謹みて父老吏及び居大夫を問うて慰勞し、諸の怨み仇讎ありて相解けず、其の仲惡しき者に對しては、其の人を召し明白に之が爲めに和解す、守將は必らず自から其の人を他人と別異にして、之が姓名を書記し、他の組合連中と懸け離し孤立せしめて、聚り居るを得ざらしむ、又私怨を以て城の守り若くは吏の仕事に危害を與ふる者は、父母妻子皆斬す、本人は勿論の事なり、其の城を利用し即ち味方を引き連れて外方敵軍へ内通の謀計を企つる者は、三族を誅滅す、能く此の事情を聞き出だし、若しくは本犯人を捕らへ告ぐる者あれば、其の犯人の是れ迄守れる邑を以て小邑大邑に相應して之を封じ、守將は其の封を受けし人に印を還し授け之を尊寵して官を授け吏大夫及び卒民の徒をして皆之を明らかに知らしめ以て忠勤奬勵の助けとなす、

【解義】【摻太守之節】摻は操と同じ、太守は土地を守る長官なり「漢書」の百官公卿表に郡守秦官景帝中二年更名太守とあれば、漢代の官に似たれども、戰國策の趙策「史記」の趙世家に已に太守の官あるを見れば、周の末代には有りと孫注には云へり、【明白爲之解之】解は和解なり、仲裁をなすこと「周禮」の地官調人の鄭衆が注に今二千石以令解仇怨後復報移徙之とあり、是れ漢以前には吏たる者が、令を以て民の爲めに怨を解くの法ありしなりと、孫注に見ゆ、【藉之孤之】藉は籍と通ず、即ち襍書篇にある札書藏之のことにて、蘇時學は其の姓名を記するを謂ふなりと云へり、孤之とは之を孤立せしむ、即ち別物

令者皆斷、禁無得擧矢書、若以書射寇、犯令者父母妻子皆斷、身梟城上、有能捕告之者、賞之黃金二十斤、

【大意】外敵に對して內姦を防ぐべきことを言ふ、

【通釋】外より來援せる客兵城下に在れば因りて數々其の詰め所を取り易へて、一處に永く置かず、叉之に附屬せる斷養卒を易ふることなく、以て敵兵へ內應する道を防ぎ、亦我が方にありては彼が動靜伺察の便宜を圖るべし、敵の小勢を譽めて衆多となし、亂れたるを譽めて治まれりとなし、敵の攻め方の拙きを譽めて巧みとなし、敵の勢力を言ひ立て味方を欺く者は斬す、客軍と城內の主人たる兵とは擅に相與に言語を交換し及び相互に借貸をなすことを得ず、客軍より矢文を以て城外の敵方の事を擧げて城內に示すに敵方の善き事を以て通ずるを禁ず、若し左樣なることあるとも城內より返事を送ることを得ず、此の禁令に從はざる者は斬す、敵より射たる矢文を取り上げ若しくは矢書を以て敵中に射ることを得ず、若し此の禁令を犯す者は父母妻子皆斬し、身は城上に首を梟す、能く此の犯罪人を捕らへ告ぐる者あるときは之に黃金二十斤を賞賜す、

【解義】【客在城下】客は來援の客兵なり、上文に客卒守主人とある客卒を指す、【而無易其養】養は斷養の卒を謂ふ、備城門篇に詳かにす、【及相藉】藉は借なり、【身梟城上】畢注に賈侍中の說を引きて此斷首到縣とあり、到縣は倒懸なり、說文には梟从鳥頭在木上とあり、乃ち首を木の上に置き曝らして、衆人を戒むるなり、我が邦往時獄門に懸くる類なり、

非時而行者、唯守及摻太守之節、而使者守入臨城、必謹問父老吏大夫、諸有怨仇讎不相解者、召其人、明白爲之解之、守必自異其人而藉之孤之、有以私

す者は斬す、敵方の優勢なるを譽め、我が味方を毀りて軍氣を沮喪する者は斬す、己が詰め所を擅に離れて他人と聚り語り、本職を忽かせにする者は斬す、城鼓の聲を聞きながら、同じ組合の出でたる後に詰所に上る者は斬す、人々自から氏名を版に大書し之を其の詰所の界限として各部に仕切れる處に著けて目標となす、守將は必らず自から其の先後の順序を割り當つることをなす、若し自分の署にあらずして、妄に之に入る吏卒民あれば斬す、己が詰め所の左右を離れて、左右諸共に他人の詰め所の左右に入り、又は私書を挾み持ち賄賂賴みごとを行ひ、及び文書の取り遺りを爲す者を知りながら捕へず、守城の事を釋きて私家の事を治め卒と民と相互に盜竊をなすときは、家人嬰兒に至るまで皆斬して容赦することなし尤も家室嬰兒の人々は擧げて、之を官に收め符節なくして橫に軍中を行く者は斬す、

【解義】【爲外謀者】外謀は城外の謀即ち敵國內通の謀計なり、【徽職和旌】徽職は徽幟の借字、和旌は軍門の旌なり、軍門を和と謂ふことは、「周禮」の大司馬職に以旌爲左右和之門とあり、鄭注に軍門曰和今謂之壘門立兩旌以爲之と云へり、【倚戟縣下城】縣は懸の本字なり城を下だるには階陛に由るべきを、戟に倚り身を之に懸けて飛び下るなり、【著其署隔】隔は障なり、署隔とは署と署との界限として設けたる隔なり已に前に見ゆ、【擧而藉之】藉は籍と通ず、簿籍に載せて沒收すること、【家室嬰兒皆斷無赦】皆斷無赦とは上文にある非其罪云々より以下數件の犯罪人は皆倶に斷して赦さゞるなり家室嬰兒の處分は下句の人擧而藉之の句を以て說けり混視して誤解することなかれ或は卒民相盜家室嬰兒と點ずる者あれども非なり、

客在城下、因數易其署、而無易其養、譽敵少以爲衆、亂以爲治、敵攻拙以爲巧者斷、客主人無得相與言及相藉、客射以書、無得擧、外示內以善、無得應、不從

者斷、倚戟縣下城、上下不與衆等者斷、無應而妄讙呼者斷、縱失者斷、譽客內毀者斷、離署而聚語者斷、聞城鼓聲而伍後上署者斷、人自大書版、著之其署隔、守必自謀其先後、非其署而妄入之者斷、離署左右、共入他署左右、不捕挾私書行請謁及爲行書者、釋守事而治私家事、卒民相盜、家室嬰兒皆斷、無赦、人擧而藉之、無符節而橫行軍中者斷、

【大意】城內互に糾察して、敵兵と內通する患を防ぐべく、又公私の區別を嚴にすべきことを言ふ、

【通釋】城上の卒若くは吏に於ては、各〻互に其の左右の人を保任し、連帶責任の事となす、若し城中の其の儘に敵方に引き渡たす考へにて外敵に心を通ずる謀計を企つる者は、本犯の父母妻子兄弟は皆斬す、左右に隣接せる人之を知りながら捕へ告げざる者、皆與に同罪となす、城下里中に於て家人皆相保任する法は、城上の掟の如くす、能く罪人を捕へ告ぐる者有れば、之を封ずるに千家の邑を以てし、若し其の保任中の左右にあらず、及び他の伍の內にて捕らへ告ぐる者は、之を二千家の邑に封ず、城上は吏卒民の妄に城を下ることを禁止す、我が兵に於て敵方の徽幟及び軍門に建つる旗を摸倣する者は人心惑亂の罪を以て斬す、軍令に從はざる者は斬す、擅に軍令を非難する者は斬す、軍令を失ひ誤る者は斬す、城を下だるには、階に由るべきに戟に倚り身を之に懸けて下だり、城の上り下りに他の衆人と等く階よりせざる者は斬す、指揮者の叫びの聲ありて之に應ずるにあらずして、擅に讙しく呼ぶ者は斬す、私かに罪人を縱し逃が

賜ひ、吏をして數、里閭に行き病氣を見舞はしめ、病氣愈ること有らば、復た守所に至りて、軍役に服す、若し詐りて自から身を賊ひ傷けて癈疾となりて兵役を忌避する者は、本人は言ふまでもなく、親族共に誅滅し以て深く其餘を懲戒す、戰事が已めば守將は吏をして身親く死傷者の家に赴き、其の戶に臨みて之を弔慰し、寇は去り事が已む時は、爲めに祈禱をし守は又戰事の功勞を以て、邑中の豪傑竝に力鬪して諸の功ある者に爵若くは田を益し與へ、必らず守將身親く死傷者の家に行きて之を弔哀し、身親く戰事に死せし者の後嗣を見て之を慰問す、城の圍み解けて敵兵退去の後は、君主は亟かに使者を遣はし往きて慰勞し、有功の人及び死傷者の數を取り調らべ、之に爵祿を予へ、守將身親ら之を尊寵し、又之を貴ぶことを世に明白に示し、有功者及び死傷者が益〻此方の恩義に感ずる度を深くすると共に其れをして益〻怨恨敵愾の思ひを敵方に向うて堅く結ばしむ、

【解義】【次司空】解は襍守篇に見ゆ、【有瘳趣造】瘳は疾の愈ゆるなり、造は至なり、【以辟事者族之】辟は避と同じ、族は三族を滅すなり、【事已塞禱】「史記」の封禪書にも冬塞禱祠の文あり、顏注に塞與賽同賽今報神福也とあり、乃ち謝恩の祭りなり、【以令益邑中豪傑云云】益は賞賜を加益することなり、「商子」の境內篇に能得爵首一首賞爵一級益田一頃益宅九畝とあるが如く、爵祿を加增するなり、

城上卒若吏、各保其左右、若欲以城爲外謀者、父母妻子同產皆斷、左右知不捕告、皆與同罪、城下里中、家人皆相葆、若城上之數、有能捕告之者、封之以千家之邑、若非其左右及他伍捕告者、封之二千家之邑、城禁使卒民下、敵寇微職和旌者斷、不從令者斷、擅非出令者斷、失令

奏事書若行急則挿羽謂之羽檄言如飛之疾也とあり、又史記の漢高紀にも羽檄徵天下兵とあり、【大書於傑】傑は桀の假字なり、「爾雅」の釋宮に雞棲於弋(杙と同じ)爲榤とあり榤は即ち桀の俗字にして桀は楬と通ず、周禮職幣皆辨其物而奠其錄以書楬之鄭注楬之若今時爲書以著其幣とあり、【著之其署鬲】鬲は隔と同じ、署隔とは署の分界たる隔なり既に上に見ゆ、【壹發席蓐】蓐も席なり、【令相錯發】錯は互なり相互に稽察することなり、

吏卒民死者、輒召其人、與次司空葬之、勿令得坐泣、傷甚者令歸治病家、善養、予醫給藥、賜酒日二升肉二斤、令吏數行閭視病、有瘳輒造事上、詐爲自賊傷以辟事者族之、事已守使吏身行死傷家臨戸而悲哀之、寇去、事已塞禱、守以令益邑中豪傑力鬭諸有功者、必身行死傷者家、以弔哀之、身見死事之後、城圍罷、主亟發使者往勞、擧有功及死傷者數、使爵祿、守身尊寵明白貴之、令其怨結於敵、

【大意】　戰時竝に戰後に於て吏卒民を愛撫し、賞賜を怠るべからざることを言ふ、

【通釋】　吏卒民の戰死者あるときは、其の家族の人を召し、次司空なる役人に渡し之を埋葬せしむ、たとひ族人と雖へども、坐して泣き哀むことを許すなし、以て軍氣を沮喪することを防ぐ、又負傷の甚しき者は歸りて家中に養生せしめ、善く氣を附けて醫者を遣はし藥を給し、酒を賜ふこと日に二升肉は二斤を

令若稽留令者斷、家有守者治食、吏卒民無符節而擅入里巷官府、吏三老守閭者失苛止、皆斷、諸盜守器械財物及相盜者、直一錢以上皆斷、吏卒民各自大書於傑、著之其署隔、守案其署、擅入者斷、城上三日壹發席蓐、令相錯發、有匿不言人所挾藏在禁中者斷、

【大意】　三老及保任の制を以て里閭を監治することを言ふ、

【通釋】　三老たる者、閭門を守り礪石又は矢を繕め渠荅を爲らしめ、以て防戰の備をなす、若し他事を徵す者は里中に入るを得ず、三老も亦擅に他人の家に入ることを得ず、官令を里中に傳ふるには、羽を以て識となす、羽は三老の手許に預り置く、一家の主人各自に己が家中に令を傳達す、令を失ひ忘れ若くは令を稽留する者は斬す、家に留守の者ありて食事を治めて出勤者に饋くる、吏卒人民符節なくして擅に里巷官府に入り、三老の閭を守る者呵して止むることを失念したる者は皆斬す、諸の人々守將の器械財物を盜む者及び人々相互に盜む者は價一錢以上に當る物なるときは、皆斬す、吏卒人民各自から氏名を楬に大書し、之を其の署隔即ち自分の詰め所に著け、守將は其の署を按驗して視察をなす、若し守將にあらずして擅に他人の署隔に入る者は斬す、城上には三日に一たび席蓐を發し擧げ、相互に其の下に秘密物を潜め藏し居るや否やを視察せしむ、他人の禁制中に在る物を挾み藏むるを知りながら、匿して官に上申せざることある者は發覺次第斬す、

【解義】　【三老守閭】三老は備城門篇に詳かなり、【令繕厲矢爲荅】厲は礪と同じ、刀刃を磨する石なり、「トイシ」荅は渠荅也鐵蒺藜の類亦俱に備城門篇に詳かなり、【有以羽】後世謂はゆる羽檄也、「正字通」に魏武

ぎ立つる者は何れも皆斬す、諸の城門若くは亭に於て、謹みて往來を伺察し、道路を行く者は符を給し、符傳の疑はしく曖昧なるもの、若くは符を持たざる者は、皆な縣の役所に引き連れ來りて、其の事を言はしめ、其の何處に使ひするかを詰問す、又其の符傳を持する者は、善く氣を附けて官府に舍す、其の官府に舍する者が、知識兄弟などありて之を見んと欲する者あらば、爲めに其の人々を官府に召して對面せしむ、但し里巷の中に入らしむることは許さず、以て敵方間諜の窺伺を防ぐなり、

【解義】【及之傳者斬】之傳とは爲めに通ぜざることを謂ふ、【亟以疏傳言守】疏は「漢書」の蘇武傳の顏注に疏謂條錄之とあり即ち一打箇條書となすこと、【居大夫】家居せる大夫なり、秦の爵に大夫官大夫公大夫五大夫等の名あり、乃ち唯だ大夫の名位を賜へるのみにして、職掌は有ることなし、想ふに此れ亦其の類なり、其の人甚だ衆くして上たる者一一悉く知ること能はず、故に縣をして各其の姓名を上申せしむるなり、【重厚口數】重厚は富厚のことにて、財産家なり、口數は尋常民家人口の數なり、【火發自燔】燔は爇也とあり「ヤクル」こと、「燔曼延燔人」曼は引なり、延は行なり、曼延は古語にして、後世は蔓延に作る、【諸城門若亭】亭は十里に一亭あり、非常を警備す、備城門篇に見ゆ、【符傳疑】傳は今の旅行劵の如き類にして、執りて信となす者なり、崔豹の「古今注」に凡傳皆以木爲之長五寸、書符信於上又以一枚封之皆封以御史印章所以爲信也とあり、此れ後世の制なれども、周代即ち墨子當時の制も亦此の類なるべし、其の傳と名けしは、傳轉也轉移所求執以爲信也と「釋名」の釋書契に見えたり、【皆詣縣廷】縣廷は縣廳なり廷とは正なり廳廷郡廷朝廷は何れも皆平均正直の義を取りて廷と稱すること、孫注に風俗通を引きて解せり、

三老守閭令繕厲矢爲荅、若以他事徼者、不得入里中、三老不得入人家、傳令里中者以羽、羽在三老所、家人各令其宮中、失

傳言者十步一人、稽留言及乏傳者斷、諸可以便事者、亟以疏傳言守、吏卒民欲言事者、亟爲傳言請之、吏稽留不言請者斷、縣各上其縣中豪傑若謀士居大夫重厚口數多少、官府城下、吏卒民家、前後左右相傳保火、火發自燔、燔曼延燔人斷、諸以衆彊凌弱少、及彊姧人婦女以讙譁者皆斷、諸城門若亭、謹候視往來、行者符、符傳疑若無符、皆詣縣廷言、詰問其所使、其有符傳者、善舍官府、其有知識兄弟欲見之爲召、勿令入里巷中、

【大意】上下の事情を疏通し、人民互に監察し、火を愼み姦を糾だすことを言ふ、

【通釋】言を取り次ぎする者は、十步に一人づつあり、若し言を稽留して速かに傳へず、及び傳へざる者は斬す、諸の行うて便利なるべき事件は亟かに書き留めて言を守將に傳へしむ、吏卒民の事を言はんと欲する者は傳言者に於て亟かに言を傳へて守將に申し之を請ふべし、若し傳言の掛りたる吏が稽留して言を傳へ請はざる者は斬す、縣は各〻其の所管中の豪傑(勢力名望ある者)若くは謀士又は非役にて家居せる大夫、又は重厚とて土地の富豪家の人數又は人口の多少を上申して軍政上の參考に供ふ、官府城下吏卒人民の家各互に前後左右に傳へ注意し火災を保任し、萬一火災が發して自から己が家を焚き、又は延燒して人家を焚く者は斬す、諸の衆强の力を以て、弱少の者を凌ぎ、及び人の婦女を强姦し、以て喧譁して騷

置石其上、發以機以搥敵とあり、【皆構之】構は購と通ず、貨を以て物を求むるなり、此にては賞を謂ふ、

城外令任、城內守任、令丞尉、亡得入當、滿十人以上、令丞尉奪爵各二級、百人以上、令丞尉免以卒戍、諸取當者、必取寇虜乃聽之募民、欲財物粟米以貿易凡器者卒以平賈予、邑人知識昆弟有罪、雖不在縣中、而欲爲贖、若以粟米錢金布帛他財物免出者令許之、

【大意】補充兵員に關して守令分任の事を言ふ、

【通釋】城を守る事に關して、城外の事は縣令之に任じ、城內の事は守將之に任ず、縣令及び丞尉の屬僚に於て兵士の逃亡することある時は、補充することを得、若し逃亡兵滿十人以上ありたるときは、令丞尉は罰として、爵位を奪うて階級を降すこと各〻二級づゝとす、百人以上の逃亡兵ありたるときは、令丞尉は免職となり、更に兵卒として衞戍に服役せしむ、諸の補充兵を取るには、必らず寇虜たる者を降參せしめて取る、其の寇虜を得ざる時は、令丞尉の手にて、人民の中に於て募集するを聽す、財物粟米を以て凡ての器と貿易せんと願ふ民あるときは、之を聽きて公平なる價格にて買ひ上ぐることをなす、同邑人若くは互に知り合ひたる間柄又は兄弟の罪科ある者は縣中に在らずとも、科料を出だして、其の罪を贖はんと欲し若くは本人に於て粟米錢金布帛其他の財物を以て罪を免出せんと請ふ者は之を許可せしむ、

【解義】【亡得入當】亡は逃亡なり、當は抵當にて、代りの品物なり、此れ兵卒が逃亡すれば補充兵を入れて代りとすることを得るを謂ふ、【免以卒戍】免は免職なり、戍は遣戍とて遠方へ遣はして戍らしむるなり、

【大意】城內吏卒人民の謀反、其他の犯罪を處罰し、竝に罪人告發者を褒賞することを言ふ、

【通釋】諸の吏卒人民其の將長を殺傷せんと謀る者あらば、謀反と同罪とす、能く斯の犯人を捕へ申し出づる者あれば、黃金二十斤を賞賜す、謹で其の職分以外の事に立ち入りて、擅に之を行ふ者、若くは其の當さに治むべき事に非ざるに擅に治めて之を取り計らへる者を罪して斬す、諸の吏卒人民其の管轄なる部界に非るに、擅に他の部界に入るときは、輙ち收捕して都司空若くは候に相渡して、候は之を守將に上申す、罪ある人を收め捕へず、而も擅に之を縱し放つ者は斬す、能く謀反し或は城を敵人に渡して、己が私利を營み、又は城を踰えて敵に歸服する者一人を捕得するときは、其の功勞に免じて死刑四二人城旦の刑囚四人を赦免せしむ、本城に叛きて父母を棄てゝ他に降り、或は逃る者は本人の父母妻子は相當の刑に處す、（父母妻子の下本文脫字あり解すべからず姑く意を以て云々す）又悉く民家の材木瓦若くは藺石の數を取調べて、其の長短大小を一々に書き留めて、萬一の時の徵發の準備とす、若し之を擧げ取調ぶべくして而も怠りて取調べざる時は、掛りの吏員は相當の罪を科せらる、諸の卒若くは民の城上に居る者、各、其の左右の人を保任し、互に糺察の責任を分擔す、若し其の左右に罪あるに知らざるときは、其の次ぎの五人組は連坐として罪あり、若し能く身自ら犯罪人を捕らへ、若くは之を吏に告發する者は皆之を賞譽して金若くは品物を與ふ、若し其の當の伍組にあらずして、先づ他の伍の罪を知りて報告に及ぶときは、皆之に其の倍數の賞譽を與ふ、

【解義】【非其分職】分職は職分と同じ、【若非其所當治】當治とは己が上に立ちて治むべき者を謂ふ、【都司空若候】都司空は、「漢書」の百官公卿表の注に據るに水及び罪人を主る官なり墨子時代も亦同じきならん、候は小吏なり、【城旦四人】城旦は每日旦に起行して城を繕治することを課せらるゝ刑罰なり、此の所は城旦の刑に處せられたる者四人を謂ふ、【若藺石數】藺石は既に備城門篇に見ゆ「漢書」の鼂錯傳に具藺石布渠荅とあり、注に服虔の說を載せて藺石可投人石とあり如淳は藺石は城上の雷石と云へり、李廣傳には壘石に作る、「說文」の㫃部には旝建大木

ふと、孫注にあれども、上下の文と接續せず、亦脫文あるならん、今姑く考を缺く、【皆以執】執は上文の執將と同じく符節の類を執るを謂ふ、【毚昏鼓】毚の義疑ふべし、但、毚は疾なり、「左傳」に聲盛致志鼓儳可也とありと、王闓運は云へり、姑く一說として用ふ、【各入請籥】籥は鍵を揷する器なり、「カギ」と訓ず、【五有周鼓】有は又と通ず、周は徧なり、【雜小鼓乃應之】「尉繚子」の勒卒令に商將鼓也、角帥鼓也小鼓伯鼓也とあり、【程而署之】程は式なり、署は識なり、「シルス」と訓ず、此れ法式を定めて之を識すことなり、【皆視而放】放は依倣なり、

諸吏卒民有謀殺傷其將長者、與謀反同罪、有能捕告、賜黄金二十斤、謹罪、非其分職而擅取之、若非其所當治而擅治爲之、斷、諸吏卒民非其部界而擅入他部界、輒收以屬都司空若候、候以聞守、不收而擅縱之斷、能捕得謀反賣城踰城歸敵者一人、以令爲除死罪二人城旦四人、反城弃父母去者、去者之父母妻子（脫文あり考ふ可らず）悉舉民室材木瓦若藺石數、署長短小大、當舉不舉、吏有罪、諸卒民居城上者、各葆其左右、左右有罪而不智也、其次伍有罪、若能身捕罪人、若告之吏、皆構之、若非伍而先知他伍之罪、皆倍其構賞、

失號斷、爲守備、程而署之、曰某程、置署術街衢階若門、令往來者皆視而放、

【大意】城門の警戒及び軍隊部署のことを言ふ、

【通釋】若し城上に在る者にして、衣服其他が已に定められてある號令の如くならざる者は云云、(此間本文缺くれば講義亦省く)守將の居れる本營の大門の中に在りて、騎乘せしむること莫れ、若し急に使ひする者ならば符節を操らしむべし、城門を閉づる者は皆其の符節を執れる者を以てすべし、符節なき者は妄に開閉を爲すを得ず、日暮に及べば疾かに昏時の鼓を撃ち、鼓を十たび撃てば、諸門亭倶に皆之を閉づ、若し門限を破りて行く者あらば斬す、其の節は必らず輕々しく殺さず先づ之を拘執して如何なる故ありて行くかを詮議し、事情を聽き取りたる上にて其の罪を處分す、晨曉になりて物の模様も明らかになるときに、文鼓を掌る者を見て、其の曉鼓を撃つを待ち始めて行く者を縱るして勝手に出入せしむ、諸の城門を預れる吏、各〻入りて管籥を上司に請うて受け取りて門を開き、已に開きたるときは輙ち復た管籥を上司に上る、去れど此は平時の現則なり、若し守將より臨時の公用の爲めに出入する使にして、符節を持する者に對しては、此の規則を適用する限りにあらず、寇が至るときは、先づ樓上の鼓は撃つこと五度、又次ぎて周く衆鼓を撃ち、雜鼓小鼓乃ち之に應じて撃つ、小鼓は五たび之を撃つ、時刻後れに軍に從ふ者は斬す、守將の命令は必ず威信ありて畏るに足り賞譽は必らず衆人を利益するに足るべく、即ち恩威竝びに行はるやうに心掛くべし、號令は必らず行はるやう爲すべし、號令が軍中に出づる時は、必らず人を其の後に付けて果して行はるゝかと行はれざるかとを省察すべし、凡そ號令は名に就きて信號あり、若し信號を誤り失ふときは斬す、守備の規則を定め、法式として之を書記し、一々に何の事件に關する法式と曰ひ、其の書記せる法則を術街衢の往來繁き處に掲かげ置きて、往來の者をして皆倶に之を視て、其の法式に依り倣はしむ、

【解義】【宿鼓】宿は宿衞にして、夜中戒守の鼓を謂

べて注意をさ〳〵怠るべからず、又同邑の人同志は共に同じ場處を守らしめず、是れ亦種々の情弊生じ易ければなり、階吏門吏には符節を與へ、符節が合ふときは、入りて勞らひ、符節合はざれば之を收捕して、守に上申して其の處分を請ふ、

【解義】【有以執將之】執將は旗章符節の屬を言ふ、【常司上之】司は伺と同じ、之は志と同じ、【松上不隨下】松は從と通ず、學記に待其從容とあり、鄭注に從或爲松と云へり、是れ其の例證なりと、王引之は云ふ、【客卒守主人】客卒は城外の兵卒にして來りて助け守る者を謂ふ、主人は城内の人にして守卒たる者を謂ふ、此の所は主客の二者は相互に守察せしめて、其の姦謀を爲すを防ぐを謂ふ、【其邑或以下】以は已と同じ、【數錄其署】署は其の居り場處のこと、錄は「漢書」の董仲舒傳の顏注に、錄謂存視之也とあり取調ぶること、此の所、上文に城中戍卒云々とあるは、客卒を守るの事なり、蓋し戍卒の入りて衞る者、或は其の郷邑已に敵人に取らるゝ時は、必らず謹みて其の卒を防ぐべきを言ふ内變を生ぜんことを恐れてなり、【階門吏】階吏門吏の二者なり、階吏は即ち迎敵祠篇に云へる城上當階有司とある有司を指す、

若上城者、衣服他不如令者、宿鼓、在守大門中、莫令騎、若使者操節、閉城者皆以執毚昏鼓、鼓十、諸門亭皆閉之、行者斷、必繫問行故、乃行其罪、晨見掌文鼓、縱行者、諸城門吏、各入請籥開門、已輒復上籥、有符節不用此令、寇至、樓鼓五、有周鼓、雜小鼓乃應之、小鼓五、後從軍斷、命必足畏、賞必足利、令必行、令出輒人隨省其可行不行、號名有號、

る職なり、執楯は楯を執りて陛衞をなす職なり、中涓は涓は潔なり、宮中に居て掃潔を掌る職なり、我邦往時掃除番の如き者謁者より以下皆倶に親近の人なり【使令言語之請】請は情と通ず、「孫子」の用間篇に必先知其守將左右謁者門者舍人之名」とあり、乃ち敵より間諜內通の便に利用し易き者なれば、此方にても宜く其の擧動言語等に注意して油斷すべからざるを言へるなり、【斷之衞之】斷は斬なり、衞は撞なり、

諸人士外使者來、必令有以執將、出而還、若行縣、必使信人先戒舍室、乃出迎門、守乃入舍、爲人下者、常司上之、隨而行、松上不隨下、必須□□隨（譌脫あり）客卒守主人、乃以爲守衞、主人亦守客卒、城中戍卒、其邑或以下寇、謹備之、數錄其署、同邑者勿令共所守、與階門吏爲符、符合入勞、符不合收言守、

【大意】　外使及び戍卒に對して警備をなすことを言ふ、

【通釋】　諸の人士外方より使となり來る者は、來るとき必らず旗章符節の如き標識となる者を執持せしむ、出るときは之を有司に還付す、守將若し縣を巡行する時は必らず信人をして先づ舍室に入りて準備をなさしめ、用意整ひ乃ち出でゝ門に迎ふ、守將乃ち舍室に入る、人の下たる者は常不斷に上たる者の志意を伺ひ隨うて行ふ、上志に從うて下に隨はず、（此間本文缺文あれば講亦省く）城外より來れる客卒は、城內の守兵を助けて守る、乃ち以て守衞となし、主人たる城兵亦客卒を守り相互に警戒伺察す、城中に居る戍卒即ち客卒は、其の故郷が或は已に敵に降りたる者は萬一如何なる內亂を起すも計られざるが故に城內にあるも謹んで之を備へ、數〻其の居場處を取調ら

驗せしむ、其の時彼の署位を離れしを以て戮に處すべき者の姓名を上申す、朝晩の食事は、皆其の位署に於て爲し、位署を離れ外處に於て食することを得ず、守將は又必らず謹んで伺察して、謁者執盾中涓などと云へる傍近く用事を勤むる人々、及び婦人の我が前に侍する者が、志意なり顏付なり命令向きの用を給し、又は言語應答の誠實なるか否かを注視して果して敵方内通の患なきか否かを考慮し、及び飮食を下より己に上つるときは、必らず人をして一應毒味をなさしむべし、若し以上の事件が皆な誠實ならずして怪むべき時は、早速召し捕り繫ぎて、其の事故を詰問詮議に及ぶべし、又守將に於て謁者執盾中涓及び婦人の前に侍する者に悅びざること有りて、守將が之を斬れ又は之を撞け若くは之を縛せよと云へるに關せず、部下の有司が其の命令の如く取り計らはず、及び遲滯して縛することを迷にせざる者は、皆何れも其の有司を斬罪にして、守將の威力を示すべし、守將は又必らず時に平素に於て部下の將吏士卒を誡め、萬事の心得を諭し置くべし、諸の門下に朝夕に立ち、若くは坐して事を取り扱ふには、各〻の處に隨ひ年齒の少長を以て順序をなさしめ、即ち長者は少者の上席となす、且夕に表立たる位に就くときは、先づ有功有能の士を尊びて上席に置き、其の餘皆其れ〳〵に相當の順序を以て立つこととなす、又毎日三度づゝ部下の掛り官をして吏卒民の嬉戲をなして職務に怠り又は居處の不謹愼若くは好んで他人を侵侮する者の姓名を上申せしめ、以て衆人の勤惰善惡を監視して、軍紀の嚴肅を維持するに勉むべし、

【解義】【曹無過二人】曹は治事の處なり、役所番所の類、【勇敢爲前行伍坐】此れ衛兵に就いて言ふ、伍坐とは五人並坐のことにて、即ち伍中の一人罪あるときは、他の四人連坐して罰を蒙ることを謂ふ、【門尉晝三閲之】門尉は守衛を監督する吏なり、「說苑」の尊賢篇「漢書」の高祖功臣侯表にも門尉の官あり、【莫鼓擊】莫は暮と同じ、【時令人參之】參は驗なり、【餔食皆於署】餔は晩食なり、「說文」に餔日加申時食也とあり、【守必謹微察】微は伺なり、【謁者執盾中涓】謁者は謁は請なり、白なり、「漢書」の百官公卿表に謁者掌賓贊受事とあり、「國策」の齊策にも齊王使謁者延入の文あり、我が邦往時の使番の如く應接通事を掌

吏卒侍大門中者、曹無過二人。勇敢爲前行、伍坐、令各知其左右前後、擅離署戮、門尉晝三閲之、莫鼓擊門閉一閲、守時令人參之、上逋者名、餔食皆於署、不得外食、守必謹微察、視謁者執盾中涓及婦人侍前者志意顔色使令言語之請、及上飲食必令人嘗、皆非請也、繫而詰故、守有所不說謁者執盾中涓及婦人侍前者、守曰斷之衝之若縛之、不如令及後縛者、皆斷、必時素誡之、諸門下朝夕立若坐、各令以年少長相次、旦夕就位、先右有功有能、其餘皆以次立、日三閲之、各上喜戲居處不莊好侵侮人者名。

【大意】　守將たる者は、近侍せる者に就いて、其の非常を警戒すべきことを言ふ、

【通釋】　吏卒の大門の中に於て近く守將を衞る者は、詰所に二人を限りとす、凡そ衞兵勇敢の士を前列に置き、以て榮譽を示し、五人づゝ組合をなし、其の内の一人罪あるときは餘人も連坐して罰せらる、右の法を設け各自に己が左右前後の事を注意せしめ以て互に糾察し非違を爲さざらしむ、若し擅に其の位署を離るゝときは、刑戮に處す、門尉たる官吏が、晝間は三度之を檢閲し、日の暮れの鼓を擊ちて門が閉ぢたる頃又一度檢閲す、城の守將は時に使者をして之を案

租稅、此所以勸吏民堅守勝圍也、

【大意】 戰守中賞譽勸勉の事を言ふ、

【通釋】 城兵の疾速に闘うて敵を當隧より却け、敵は隧を下りて復た上り來ること能はざる大敗に至るときは、疾速に闘へる者は、一隊に二人づゝ、上級の俸を賞賜す、如し敵の圍みに勝ち城の周り一里以上敵兵を退却せしむる者は、其の城將を三十里の面積地に封じ關內侯の爵位を授け、輔將如くは縣令には上卿の位階を授け、下役なる丞及び吏の丞に比準する資格ある者には五大夫の爵を賜ひ、官吏若くは地方の勢力家の相與に堅守を計る者には、十人を選擇し、城上の吏の五官の職に比準する者とには、皆公乘の待遇を賜ひ、男子の守禦の役を務むる者には、爵を人ごとに各、二級を陞し、女子には錢五千を賜ひ、男女老小の軍籍に入らずして、分ち守る役目なき者には、人ごとに各錢千を賜ひ、之が賦役を免除し、三歳間は賦役の事に預ることなく、租稅を取立つることを爲さず、此れ吏民に堅く城を守り敵の圍みに勝つことを勸奬する所以なり、

【解義】 【賜上奉】奉は俸と同じ俸祿なり、【而勝圍】而は如と通ず、【爲關內侯】關內侯は爵位を有して、京畿に居り、而も所領の國邑は無き者、戰國時代の支那に行りし一の榮爵なり、或は曰く秦の世に始まると、然れども「韓非子」の顯學篇「史記」の春申君傳に已に倶に關內侯あれば、秦に始まりしにあらず、【輔將如令】輔將は次將なり、即ち上文の四面四門の將なり、令は縣令にして一縣の長官なり、縣令も秦世に始まれりとの說あれども、「戰國策」の趙策に、趙受上黨千戶封縣令」とあれば、亦戰國時代の列國にありし官なり、【爵五大夫】「漢書」の百官志に據れば、秦の爵の名なり、然れども「呂氏春秋」の直諫篇には、荊國に五大夫あり、「戰國策」の趙魏楚の三策共に、五大夫の官あれば、亦獨り秦の爵のみにあらず、【比五官者】五官は名なり、上に見ゆ、【皆賜公乘】「漢書」の百官表に據れば、公乘は秦の爵の第八たり、顏注に言其得乘公家之車也と云へり、【復之三歲】復とは、其の賦役を除くことなり、

し降ることあれば、降りし人の隊吏は斬す、軍卒が隊吏と與に敵軍に歸し降るときは、其の隊長は斬す、敵軍に歸し降りし本人の父母妻子兄弟は皆倶に車裂の刑に行ふ、本人の敵軍に歸し降らざるに先だちて、之を覺りて申し出づるときは其の父母妻子兄弟は罪を免除す、

【解義】【三冣並行】冣は聚と通ず、三人相聚るときは二人並行することを謂ふ、【相靡以身及衣】靡は摩と通ず、切靡なり「スル」と訓ず、「莊子」の馬蹄篇に喜則交頸相靡とあり、「釋文」に靡摩也と云へり、【伍人不得】五家を伍とす、伍中罪あるときは相連坐するとは、古の法なり、「尉繚子」の伍制令に伍有干令犯禁者、揭之免於罪、知而弗揭全伍有誅とあり、又、同書に吏自什長以上至左右將上下皆相保也、有干令犯禁者揭之免於罪　知而弗揭者皆與同罪とあり、【與伯歸敵】伯は百と通ず、此れ百人の組合を謂ふ、【隊吏斬】隊吏は上文にある伯長にして、即ち百人長なり、【隊將斬】隊將は即ち四面四門の將なり、【當術需敵】術は隧に通ず、當術とは即ち備城門篇にある當隊のことにして、敵兵の城を攻むるに當れる道なり、需は懦と同じ、畏懦の懦を需に作ること、「考工記」の輈人馬不契需の鄭衆が注に見ゆ、需敵とは、敵を畏るるなり、

其疾鬭却敵於術、敵下終不能復上、疾鬭者隊二人賜上奉、而勝圍、城周里以上、封城將三十里地、爲關內侯、輔將如令賜上卿、丞及吏比於丞者、賜爵五大夫、官吏豪傑與計堅守者十人、及城上吏比五官者、皆賜公乘、男子有守者爵人二級、女子賜錢五千、男女老小无分守者、人賜錢千、復之三歲、無有所與、不

即ち上文にある城中八部部一吏の吏にして、其の官は里正より尊けれども適まく是の巷に居る者は、亦往きて火を救ふことを得るを言ふ、

圍城之重禁、敵人卒而至、嚴令吏民無敢讙囂、三㝡並行、相視坐泣流涕、若視擧手相探相指、相呼相麾相踵相投、相撃相靡、以身及衣、訟駮言語、及非令也、而視敵動移者斬、伍人不得斬、得之除、伍人踰城歸敵、伍人不得斬、與伯歸敵、隊吏斬、與吏歸敵、隊將斬、歸敵者父母妻子同產皆車裂、先覺之除、當術需敵離地斬、伍人不得斬、得之除、

【大意】　別に說かず、

【通釋】　敵人猝かに至れば、城内には嚴重に警戒し、吏民に輕しく喧囂して騒ぎ立つること無らしむべし、成るべく多人の寄り集まることを禁じ、三人以上は一處に聚ることなからしめ、假りに三人相聚るときは、二人を並行せしめ、以て靜肅を保持すべし、叉方相互に視て坐し泣き涕を流して哀み、若くは目配せして手を擧げ、相互に手を延ばして物を探り相互に物を指さし示し相互に呼び相互に手招ぎをなし相互に踵を接して踊み合をなし相互に物を投げ付け相互に靡れ合をなすに身體及び衣服を以てし物事を訟ふるに言語を雜駁にして曖昧なる辭を使ひ、及び上長官の命令に非るに敵を視て擅に動移する者は斬す同伍の人に於て以上の犯人を得ざるときは、同伍の者を斬す、犯人を得るときは同伍者の罪は免除す、同伍の人、城を踰え敵軍に歸し降ることあれば、降りし人と同伍の者に於て、降りし人を捕らへ得ざれば斬す、自己一人のみならず、百人の組合と與に敵軍に歸

愼無敢失火、失火者斬、其端失火以爲事者車裂、伍人不得斬、得之除、救火者無敢讙譁、及離守絕巷救火者斬、其缶及父老有守者、巷中部吏皆得救之、部吏亟令人謁之大將、大將使信人將左右救之、部吏失不言者斬、諸女子有死罪及坐失火、皆無有所失逮、其以火爲亂事者如法、

【大意】軍中火禁の事を言ふ、

【通釋】諸の竈は必らず屏蔽をつくる、火突即ち烟突は高くして屋上を出ること四尺となす、愼み警めて火を失すること無からしむ、若し不謹愼にして火を失する者は斬す、若し失火が端緒となりて他の事件を惹起したる者は車裂の刑に處す、當該五人組に於て失火の本人を捕らへ得ざる時は、連坐の罰として亦斬す、又其の組中の人の手にて本人を捕らへ得るときは、組中の人の罪を赦免す、火災を救ふ者は靜肅に救ふべし、敢て喧譁して騷ぐこと無らしむ、若し之に違ひて騷ぎ立て及び擅に己の守備の線内を離れ巷街を亂だして火災を救ふ者は斬す、但し其の里正及び父老の守備の任ある者、巷街中の部吏は皆往きて火を救ふことを得、部吏は又亟かに人を遣はして火災を大將に上申せしむ、大將は信人をして左右の人を召し連れて、火災を救はしむべし、若し部吏が怠りて上申せざる者は斬す、諸の女子惡事をなして死罪ある者及び失火の罪に坐すべき者は女子なりとて容赦をなさず皆失ひ逃すこと無く、必らず之を捕獲して罪を正だすべし、其の火災を端緒にして事を亂だす者を逮捕して、法律の如く重罪に行ふべし、

【解義】【絕巷救火】絕は亂と云ふが如し、絕巷は巷中の往來を妨害することを言ふ、【巷中部吏】部吏は

里缶與有守者宿里門、吏行其部、至里門、缶與開門內吏、與行父老之守及窮巷幽間無人之處、姦民之所謀爲外、必罪車裂、缶與父老及吏主部者不得皆斬、得之除、又賞之黄金人二鎰、大將使信人行守、長夜五循行、短夜三循行、四面之吏亦皆自行其守、如大將之行、不從令者斬、

【大意】部曲巡行夜間視察の事を言ふ、

【通釋】里正は每里に四人あるが、他の相手になりて守り居る者と與に里門に宿り監察し、吏が其の部を巡行して里門に至れば、里正は與に門を開きて、吏を門內に納れ案內して、與に里の父老が守れる處及び窮巷幽僻にして無人の處を視察し、姦民の敵方に內通する者あるときは、必らず捕らへて罪に行ひ車裂の刑罰に處す、若し里正父兄及び其部を主どれる吏に於て、其の姦民を捕らへ得ざるときは、皆斬に處す、之を捕らへ得るときは、其の罪を赦免し、又之に黄金を賞とし人每に二鎰を下賜す、大將が使者をして守地を巡行せしむるは、長夜五たび巡行し、短夜は三回巡行せしむ、四面を警衛する吏も亦皆それ〲に其の守備地を自から巡行すること、大將の巡行の如くす、若し令に從はざる者は斬す、

【解義】【開門內吏】內は納と同じ、【必罪車裂】車裂は車に兩足を繫ぎ、左右身體を引き裂くる酷刑なり、一に車轘と曰ふ「周禮」の條狼氏に見ゆ、【人二鎰】二十兩を鎰と曰ふ、又二十四兩を鎰となすの說もあり、【大將使信人】信人は使者なり、其の符信を執るを以て信人と曰ふ、【長夜五循行】循は徇と通ず、

諸竈必爲屛、火突高、出屋四尺、

り、吏各、四人を從へ以て衜術即ち街衢及び里中を行る里中の父老にして、守衞の事及び會計の事に與からず、卽ち隱居して世事に携さはらざる者も、戰時中は又一里を分ちて四部となし、部に一の部長あり、卽ち每一里に四人の長あり、以て往來するに定まりの時間を以て行かず、時間中に行くとも、他の怪むべき事ある者は視察訊問して、其の姦狀を聞き糾すことを得、吏及び從卒四人以上分れて守ること有る者は、大將必らず爲めに信符を爲くり、大將命じて人をして行きて守らしむるときは、信符を操らしむ、若し信符が合はず、及び夜中の暗號が互に應ぜざるときは、其の犯人が百人長以上の者なれば輙ち之を差し止めて、大將に上申す、怪しくして當さに差し止むべきに止めず、及び從へる吏卒が之を縱して問はざるときは、皆斬罪に處す、諸の罪ある者にて死罪以上の重き者は、皆其の父母妻子兄弟にまでを罪す、諸の男子の城上に守りある者は、十人の中に六人は弩手となり、四人は矛戟等の兵を持つ役に服す、丁年の女子老少の者は、人每に一の矛を授く、猝かに警急の事あらば、中軍は疾く鼓を擊つ者三たびす、城上の道路里中の巷術は、皆行くことを得るなし、若し犯して行く者あらば斬す、女子の大軍に到るときは、路を行く者をして男子は左側を行き、女子は右側を行きて並び行くこと無らしむ、凡そ守りに服役する者は皆各、其の持ち場に就かしむ、若し令に從はず卽ち守りに就かざる者あれば斬す、擅に守りの持ち場を離るゝ者は嚴科に處し、たゞ斬のみならず、三日間其の死體を曝らして、衆人に示す、是れ乃ち姦に備へて萬一の時の警戒をなすなり、

【解義】【以行衜術】衜は通道なり、術は巷術の術にして、既に旗幟篇に解せり、衜術とは街衢のこと、【不擧守之事】擧は與と古字相通ず、與は一に預に作る、【以苛往來不以時行】苛は譏訶なり、視察して姦を叱呵するを、【伯長以上】伯は百と通ず、伯長とは上文にある百長なり、【妻子同產】同產は兄弟を謂ふ、【丁女子老少】丁女子は既に備城門篇に見ゆ、【卒有驚事】卒は猝と同じ、驚は警と通ず、【三日徇】徇は徧なり徧く衆人に戒めとして示すこと、乃ち其の尸を肆すこと三日なるを謂ふ、

と同數の人を以て守るなり、【五十歩一擊】孫注に據れば擊は隔と古字相通ず、「文選」の長楊賦の李注に韋昭の說を引て、古文隔爲擊と云へるを以て其の證となせり、蘇時學は擊當作樓と云へり、

因城中里爲八部、部一吏、吏各從四人以行衝術及里中、里中父老不擧守之事及會計者、分里以爲四部、部一長、以苛往來不以時行、行而有他異者、以得其姦、吏從卒四人以上有分守者、大將必與爲信符、大將使人行守、操信符、信不合及號不相應者、伯長以上輒止之、以聞大將、當止不止、及從吏卒縱之、皆斬、諸有罪自死罪上、皆遝父母妻子同產、諸男子有守於城上者、什六弩四兵、丁女子老少、人一矛、卒有驚事、中軍疾擊鼓者三、城上道路里中巷街、皆無得行、行者斬、女子到大軍令行者男子行左、女子行右、無並行、皆就其守、不從令者斬、離守者三日徇、而所以備姦也、

【大意】城中に自治的警備を設け並に信符點檢の制ありて姦人に備ふることを言ふ、

【通釋】城中の里に因りて八部となす、部に一吏あ

重者、從卒各百人、門將幷守他門、他門之上、必夾爲高樓、使善射者居焉、女郭馮垣百步一人守之、使重室子、五十步一擊、

【大意】守將の道は、善く人を選用すべきことを言ふ、

【通釋】凡そ守城の者は敵兵を扞ぎ傷くるを以て上策となす、其の日を延ばし、久きを持して救援の至るを待つは、守りの道に明かならざる者なり、必らず此の上策を能くして乃ち能く城を守る者なり、守城の法は、敵兵邑を去ること百里以上なる時は、城將乃ち令を傳へて盡く五官及び百人長を召し軍事を指麾し、富人重室の親族を以て之を官府に舍し、謹んで信任せる人をして之を守衞せしめ、務めて謹密を主として事を取り扱はしむ、敵兵の城に逼るに及んでは、守將の營は少くも護衞兵三百人に下るべからず、四面四門を守る大將には、必らず之を選擇して任ずべし、功勞ある臣及び戰死をなせる將校の相續者若くは重室の相續者を用ひ、從卒は各百人を附し、又四門の將幷せて他の城門を守ることあり、他の城門の上は必らず門を夾みて兩脇に高樓を爲くり、善射の者をして之に居らしむ、女郭馮垣と云うて、城の內垣は一步毎に一人之を守る、重室の子をして之を守らしむ、而して五十步に一の隔部ありて、之が部曲を分つ、

【解義】【以函傷敵爲上】函は扞禦なり、王闓運は函は陷なりと云へり、【城將如令盡召五官百長】如は乃の字と同義に解す、五官は都邑の小吏なり、「韓非子」の十過篇にも趙襄子至晉陽、行其城郭及五官之藏とあり、其の一一は衆說區々未だ詳かならず、百長は前の亭長なり、【謹密爲故】故は事なり、務めて謹密に事を爲すことを言ふ、【女郭馮垣】女郭は即ち女垣なり、其の大城の外に在るを以て郭と曰ふ、「釋名」に城上垣亦曰女牆、言其卑小比之於城、若女子之與丈夫也とあり、馮垣は旗幟篇に解せり、【一步一人守之】一步舊本に一人に作る、孫注其の重複なるを以て、下の一人を削る、今意を以て改む、備城門篇に城下樓卒一步一人二十步二十人とあり、蓋し此の女垣馮垣亦此れ

大屋草蓋少車乘と各、首に親の字を冠すべきを略せしなり、【田不辟少食】辟は闢と通ず、少の下に則の字あるべきを亦略せしなり、【無大屋草蓋少車乘】草蓋は草を以て屋を蓋へること草葺き屋根の家なり、小の字亦則の字を略せり、【多財民好食】民の上に則の字あるべし、亦之を略せしなり、【內堞內行棧】既に備城門篇に解せり、【城上吏卒養】養は即ち廝養の養なり、炊亨曰養と、公羊傳宣公七年の何注に見ゆ、今の炊事掛の類なり、【道內各當其隔部】道は即ち城中の道なり、五人を伍とし、二伍を部とすと、「太白陰符經」に見ゆ、部は隊なり、隔部は即ち城上吏卒什人の守る分地に皆隔ありて、其の疆界を別つことを謂ふ、下文に人自大書版著之とあり參攷すべし、【養吏一人】養吏は養を掌り符信を爲くる吏なり、【辨護諸門】辨は治なり、護は監視なり、乃ち諸門の事を辨治監視すること、【千丈之城】雜守篇に率萬家而城方三里とあり、千丈之城は方五里有奇の城たれば、邑城の大なる者なり「尉繚子」の守權篇に千丈之城則萬人守之とあり、「戰國策」の趙策に今千丈之城萬家之邑相望也とあり、同書の齊策にも、千丈之城拔之尊俎之間とあるを觀れば、千丈之城は當時に通行せし稱號なり、【視敵之居曲】畢注に居る所の曲隘と云ひ、孫注には曲は部曲なりとあり、又曲は與の字の誤ならんとも疑へり、

凡守城者以亟傷敵爲上、其延日持久、以待救之至、不明於守者也、必能此乃能守城、守城之法、敵去邑百里以上、城將如今盡召五官及百長、以富人重室之親、舍之官府、謹令信人守衞之、謹密爲故、乃傅城、守將營無下三百人、四面四門之將、必選擇之有功勞之臣及死事之後、

ること無し、人々心が思ひ〳〵になりて一致せざることは、其の責任皆之が上たる將と長との人に在り、凡そ諸の賞罰を治め及び事を治むること有る者は、必らず王公の身より出づ、即ち王公は一國人民治亂安危の源たる者なり、されば數(シバ〳〵)己が信任せる人をして巡り行きて、邊城關塞(サイ)を守り、蠻夷の來寇に備ふる勞苦者を慰勞して物を賜はり、又其守將軍卒の財用が餘りあるか闕乏不足なるか、地形上邊疆を守るに相當せる者、即ち邊疆要害の地の器械手當(テアテ)の常に多き者は、果して何れの地方なるかを視察して報告せしむ、其の他邊地に在る縣邑は、其の樹木の惡しきを視ては、器用に乏きを思ひ、田園闢けざるを見ては、農業の惰りて食物に乏きを思ひ、大屋なくして草葺き屋根の家を視ては民貧くして車乘に乏きを思ひ、又之に反して財が多くあれば民は良き食物を好むことを思ふべし、敵の來攻防備の具としては、內堞內行棧を爲り、軍器を其上に備へ置き、城上を守れる將吏兵卒廝養(コモノ)は皆な平生の宿舍を爲りて宛(アテ)がひ、彼の城中の道の內には各〻其の隔部と申して引き受けて守るべき地を割り付けて與へ、廝養は一兵卒十人に付き、二人を給して雜用を辨じ、又符を爲るには、如何なる法を用ふるかと云はんに、曰く養吏と云へる吏員一人あり、諸門の出入を監護す、門を守る者及び守將の禁ありて、特に張り番をなす者は、皆無用の者をして稽留して、其の傍に止まることを得しむること無からしむ、若し令に從はざる者は誅戮に處す、敵人且(マサ)に至らんとする時は、千丈の大城ならんには、敵の城下に逼まるを待たず、必らず此方よりして敵を郭に迎へ擊つべし、然しながら城主の方が未だ千丈の城の利益都合を、盡く利用するに至らざる者即ち千丈の城の名實が相伴はざる時は、輕しく出で敵兵を迎へ擊つこと勿れ、先づ敵軍の如何なる陣構へをなせるか、戰士は衆きか少きかを能く視察して、後ちに之に應じて戰略を運らすべし、此れ守城の大體なり、其の此の中にあらず、即ち此の以外の事は、皆其の術策と人事とを以て、之を參考して臨機應變の處置を取るべし、

【解義】【道任其地始】道は從と同義に用ふ、【邊縣邑視其樹木】視の字は下にある無大屋草蓋少車乘の句に至るまでを管す、乃ち下文も視㆓田不㆑辟少㆑食、視㆑無

功、人亦如此、備不先具者無以安主、吏卒民多心不一者、皆在其將長、諸行賞罰及有治者必出於王公、數使人行勞賜守邊城關塞備蠻夷之勞苦者、擧其守卒之財用有餘不足、地形之當守邊者其器備常多者、邊縣邑視其樹木、惡則少用、田不辟少食、無大屋草蓋少車乘、多財民好食、爲內牒內行棧、置器備其上、城上吏卒養皆爲舍、道內各當其隔部、養什二人、爲符者、曰養吏一人、辨護諸門、門者及有守禁者、皆無令無事者得稽留而上其旁、不從令者戮、敵人且至千丈之城、必郭迎之、主人利不盡千丈者勿迎也、視敵之居曲衆少而應之、此守城之大體也、其不在此中者、皆以術與人事參之、

【大意】先づ守城の常備の大體を述べ常備外の事は臨時の畫策を要するを言うて下文を起す、

【通釋】國家を安んずる道は、地の宜きに任じて、即ち自然の筋道に叶ふやうに爲すより始まる、若し然るときは、其の仕事は成就し、然らざるときは仕事は成就せず、今人を治むるに於ても、亦此の如し、備へ先づ具はり揃はざれば、以て主吏兵卒人民を安んず

て改む、【物足而下旗】物の字、舊本に二に作る、今孫校に據りて改む、【萑茅有積】舊本に萑を藿に作る、今孫校に據りて改む、【廣半幅者六】者六を舊本に有大に作る、今孫校に據りて改む、【城將爲隆職】舊本に將の字職の字なし、今孫校に據りて改む、【高無下十五尺】舊本に十の上に四の字あり、今孫校に據りて削る、【城上吏置之背】舊本に吏の下に卒の字あり、今王校に據りて削る、【左施於左肩】施を舊本に他に作り、畢本は軍に作る、今孫校に據りて改む、【右施於右肩】舊本に此句なし、今王校孫校に據りて補ふ、【各一鼓中軍三】舊本に軍の下に一の字あり、今孫校に據りて削る、【當應鼓而不應鼓不當應鼓而應鼓】舊本に當應鼓而不應不當應而不應鼓に作る、今蘇校に據りて改む、【其中置鐵雍】舊本に雍を讙に作る、今孫校に據りて改む、【而爲之囷】囷を舊本に圜に作る、今孫校に據りて改む、【皆辨異衣章微識】舊本に辨を莂に作り、職の字なし、今王校に據りて改め且つ補ふ、【諸守柞格者】柞を舊本に牲に作る、今孫校に據りて改む、下文亦倶に同じ、【衺以地形爲度】衺を舊本に表に作る、今兪校に據りて改む、【勒卒中敎】舊本に勒を靳に作る、今孫校に據りて改む、【卒勞者更休之】舊本に休を修に作る、今茅本に據りて改む、

號令第七十

號令は軍中の號令なり、此篇多く之を述ぶるを以て名づく、然れども汎く城守の法を云へる處もあり、蘇時學は本篇中に言へる令丞尉三老五大夫太守關內侯公乘は皆秦時の官名にして、其の號令も秦時の法なれば、蓋し商鞅輩の爲くる所に出で世の墨學を爲す者、取りて其の書に益せしなり、倘し以て墨子の言と爲さば誤ると云へり、孫貽讓は其の說を以て未塙とし、令丞尉三老五大夫等の制、並に商君以前に在りとなせり、然れども予は蘇氏の說を取らんとす、此れ別に說あり、文長ければ今は姑く之を省く、

安國之道、道任地始、地得其任其功成、地不得其任則勞而無

旗、其署令皆明白知之曰某子旗、柞格內廣二十五步、外廣十步、袤以地形爲度、勸卒中教、解前後左右、卒勞者更休之、

【大意】城中の守禦は男女の別を明かにし、紀律を嚴にし、恩威並行を務むべきを言ふ、此れ亦本篇の旗幟を論ずるに於ては附帶の言なり、

【通釋】凡そ城中の吏卒人民男女皆各、衣服の章徽を辨別にして、男女をして一見して之を知らしむべし、諸の網羅を張れる柞格を守る者、三度も出でて敵兵を卻くれば、守將は命令を傳へ召し寄せて、食物を守將の面前に賜ひ、以て光榮なる面目を施さしめ、大旗を予へ、百戶の邑を授け、以て賞譽とすべし、若し他人の財物ならば、其の署識に皆明白に之を知らしめて、某子の記の旗と所有主の名を示し、以て兵の奪掠を禁じ、柞格の內廣さ二十五步柞格の外廣さ十步延袤は地形の便宜を以て度となし、即ち地形相當に周圍を規定し、兵卒を手分して取締りをなし、大將は中に居て訓練し前後左右の緩急に應じて、其の難を解き、兵卒の疲勞する者は、更代して之を休息せしむ、

【解義】【辨異衣章徽職】辨異は辨別なり、衣章は衣服の章なり、徽は幑と通ず、幑は識なり、又徽に作る、職は幟と同じ、此れ男女の衣服徽章をして判然と區別あらしむべきを言ふ、【諸守柞格者】柞格の解、已に備蛾傳篇に見ゆ、【三出卻適】適は敵と通ず、三出とは唯だ多く出づることを云ふ、必しも三度と限りしにはあらず、【予大旗署百戶邑】署は記すことゝ「尉繚子」の兵教上篇に乃爲之賞法、自尉吏而下、盡有旗、戰勝得旗者各視其所得之爵、以明賞勸之心とあり、今此れは大旗を予へ、其旗に百戶の邑を賜ふべきことを書し衆に示し勸賞となすなり、【解前後左右】解の字孫注は疑ふべしとなす、今姑く王闓運の說を用ひて、通釋をなせり、

存異

【食爲茜旗】舊本に茜を菌に作る、今孫校に據りて改む、【竟士爲虎旗】虎を舊本に雩に作る、今孫校に據り

とあり、

道廣三十步、於城下夾階者各二、其井置鐵𦉪、於道之外爲屏、三十步而爲之圂、高丈、爲民圂、垣高十二尺以上、巷術周道者必爲之門、門二人守之、非有信符勿行、不從令者斬、

【大意】此れ又前節に主者斬の語あるを承けて、道路の往來に關しても其の罪斬に處せらるゝ者あることを言ふ亦附帶して言へるなり、

【通釋】斬罪に處せらるゝ者、又此の外にあり、大道の廣さ三十步にして、城下に於て階を夾みて開設する者、各二條あり、其の井には鐵製の甕を置き、貯水の用となす、大道の外に於て屏蔽を設け爲り、三十步にして之が圂即ち便所を設く、其の屏高さ一丈とす、民の使用する便所を爲くる、垣の高さ十二尺以上となす、巷術即ち邑中の街路が大道に通ずる者は必らず之が門を爲くる、門は二人の門番之を守る、往來人に信符有るにあらざれば、通行を許すことなし、若し令に從はずして妄に通行する者は、亦斬罪に處す、

【解義】【其井置鐵𦉪】𦉪は甕と同じ、備城門篇に百步一井井十甕とあり、【於道之外爲屏】屏は圂を障する爲めに設くるなり、孫注に「開元占經」に天溷七星在外屏とあるを引いて南注には天溷廁也外屏所以障天溷也と解せりと云へり、蓋し天象に象どりて、此れを設けし者の如し、姑く疑を存す、【巷術周道】術は邑中の道なりと「說文」に見ゆ、周道は城を周れる大道なり、備城門篇に解せり、

城中吏卒民男女皆辨異衣章微職、令男女可知、諸守牲格者、三出却適、守以令召賜食前、予大旗、署百戶邑、若他人財物、建

之肩、左施於左肩、右施於右肩、中軍置之胷、

【大意】城將以下旗幟を作くるに、制度あることを言ふ、

【通釋】城の總大將は絳帛の幟長け五十尺即ち五丈なるを爲くる、四面四門を守る大將は、總大將に亞ぐ者なるが、之は同じ幟にて長け四十尺なる者を爲くる、其の次ぎの將は三十尺、其の次は二十五尺、其の次は十五尺の者を爲くる、幟の高さは少くも十五尺を下だること無きものとす、又別に小なる絳帛の識を爲くり、城上の吏卒は背部に着け、兵卒は頭上に着け、城下の吏卒は肩に着け、左軍は之を左肩に施し右軍は之を右肩に施し、中軍は之を胸部に着け倶に以て識となす、

【解義】【爲隆幟長五十尺】隆は古しへ絳降と音近く、絳降隆の三字共に通用す、「左傳」の成十八年に、魏絳の樂記に、孔疏は世本を引きて絳を降に作ると爲せり、又本書尙賢中篇に隆を降の義として用ひしこと既に前に辨ぜり、隆幟は即ち絳幟なり、

各一鼓、中軍三、毎鼓三十擊之、諸有鼓之吏、謹以次應之、當應鼓而不應鼓、不當應鼓而應鼓、主者斬、

【大意】前節を承けて擊鼓の法を附言す、

【通釋】大鼓を擊ちて警備をなすには左右各軍は一たび鼓を擊ち、中軍は三たび鼓を擊つ、毎鼓或は三たび擊ち十たび擊つことが、時宜によりては有り、然れども少くは三たび多くは十たびを以て制限となす、諸の大鼓を掌る吏は、謹みて順序を以て中軍より擊ち、始めたる鼓音に應じて、甲より乙へ乙より丙と云ふ樣に順送りに擊つべし、若し怠りて應じて鼓すべきを應じ鼓せず、或は順序を誤りて應じ鼓すべからざるに應じて鼓することあらば、其の鼓を主どれる役人は斬罪に處す、

【解義】【毎鼓三十擊之】三十は三と十なり、號令篇に中軍疾擊鼓者三とあり、又昏鼓鼓十、諸門亭皆閉之

竿の長け丈五尺、帛の長け一丈五尺、廣さ半幅なる者總計六本となす、敵兵逼りて城前の池の外邊まで攻め寄せ來たるときは、城上に於ては之を味方に報ずるが爲めに敵が隧道に當りて入らんとするときは鼓を擊つこと三たびし一本の幟を擧ぐ、敵進んで水の中洲に至るときは鼓を擊つこと四たびし二本の幟を擧ぐ、更に進んで池內涯岸の竹木を編みて牆とせる藩の處に至るときは、鼓を擊つこと五たびし、三本の幟を擧ぐ、又進んで馮垣の處に至るときは、鼓を擊つこと六たびし、四幟を擧ぐ、女垣の處に至るときは鼓を擊つこと七たびし五幟を擧ぐ、大城に到るときは鼓を擊つこと八たびし、六幟を擧ぐ、大城の半以上の處に乘れば、鼓を擊つこと止むなく、夜は幟に代ふるに火を以てし、此の幟の數の如く、即ち敵が前池に至れば、三火を擧げ、水中の洲に至れば四火を擧ぐると云ふやうに爲し、敵兵退却して解き去るときは、輒ち幟を踣し下ぐること敵兵の初め進みし時報じたる數の如くす即ち大城を卻くときは六幟を踣し女垣を卻くときは五幟を踣すが如く退却の度合により幟を踣す數の多少をなすなり但し進むに報ずる時の如くに鼓を擊つことは無し、

【解義】【亭尉各爲幟】亭尉は即ち備城門にある帛尉のことと迎敵祠篇には百長とあると同じき者にして、百人の長なり、【前池外廉】廉は邊也、【到水中周】周は州と音近くして、通用す、又俗に洲に作る、水中可居曰州と、說文に見ゆ、【到藩鼓五】池內涯崖は、竹木を編み樹て牆落となす、之を藩と云ふ、雜守篇に牆外水中爲竹箭とあり即ち是れなり、【到馮垣鼓六】馮垣は外堞の外に在る卑垣なり、【到女垣鼓七】城上の女垣なり、一に堞と曰ふ、【輒部幟如進數】部は讀んで踣と爲す、踣は仆なり、部幟とは其の立つる旗を仆すことなり、

城將爲隆幟、長五十尺、四面四門將、長四十尺、其次三十尺、其次二十五尺、其次二十尺、其次十五尺、高無下十五尺、城上吏置之背、卒於頭上、城下吏卒置

一片を識となすあり、法令は各〻物事を正だすことあり、輕重分數は各〻誠實ありて詐り欺くべからず、道路を巡視するを主どる者は、遠近を計りて里程を定むることあり、以上の事物を表白して示すには、咸な旗幟の信號を待つことあり、

【解義】【菅茅有積】菅は滑澤にして毛のなき一種の茅なり、「スゲ」と訓ず、【藋葦有積】藋一に萑に作くる、音は「クワン」、「ヲギ」と訓ず、【重質有居】重質は重く大切なる人質なり、城内に留め置ける軍人の妻子を謂ふ、【五兵各有旗】五色を表別するにも、旗幟を用ふることを謂ふ、畢注に「通典」の守拒法に城上四隊之間、各置八旗、若須木標拯板擧蒼旗、須灰炭稕鐵擧赤旗、須檑木樵葦擧黃旗、須沙石甎瓦擧白旗、須水湯不潔擧黑旗、須戰士銳卒擧熊虎旗、須戈戟弓矢刀劍擧鷙旗、須皮氈麻鍱鍬钁斧鑿擧雙兎城上擧旗主當之官隨色而供とあるを引きて、蓋し墨子此法の遺なりと云へり、【節各有辨】辨は判なり、凡そ符節其の半を判析して之を合はして信驗となす、【法令各有貞】貞は正なり、【經重分數各有請】請は誠と通ず、物の輕重多少を計りて、詐りなく誠實なること、【主愼道路者有經】愼は循の假字なり、愼道路は道路を循行すること、經は里數を定むることなり、

亭尉各爲幟、竿長丈五、帛長丈五、廣半幅者六、寇傳攻前池外廉、城上當隊鼓三、擧一幟、到水中周、鼓四、擧二幟、到藩鼓五、擧三幟、到馮垣、鼓六、擧四幟、到女垣、鼓七、擧五幟、到大城、鼓八、擧六幟、乘大城半以上、鼓無休、夜以火、如此數、寇卻解、輒部幟如進數而無鼓、

【大意】敵兵來り逼るとき、旗幟の防禦上效用あることを言ふ、

【通釋】每亭に亭尉の職あり、亭尉は各〻幟を爲る、

【解義】【木爲蒼旗】木の色は青なり、故に木の信號には蒼旗を用ふ、以下皆此例に倣ふ、【食爲茜旗】茜は茅蒐にて染めたる絳色なり、【倉英之旗】英は古音央の如し、倉英は倉央と同じ、即ち青色なり、水には滄浪と曰ひ、竹には篬篔と曰ふ、皆青色なり、倉央滄浪篬篔皆音同じと、孫注に云へり、【竟士爲虎旗】竟は競と同じ、强士の義なり、【梯末之旗】梯末は義未だ詳かならず、【戟爲菈旗】菈は旌の字と通ずと云ひ、又旌の譌字なりと云ふ、【劔楯爲羽旗】羽旗は全羽を以て飾れる旞と曰へる旗なり、【騎爲鳥旗】騎は騎兵なり、「左傳」の昭二十五年に左師展將以公乘馬而歸とあり、孔疏に古服牛乘馬馬以駕車不單騎也、至六國之時始有單騎、蘇秦所謂車千乘騎萬匹是也、劉炫謂此左師展欲共公單騎而歸、此騎馬之漸也と云へり、今墨子本文に據れば蓋し單騎は春秋の季に起りて、六國の初めに盛なりしならん、

凡守城之法、石有積、樵薪有積、菅茅有積、雚葦有積、木有積、炭有積、沙有積、松柏有積、蓬艾有積、麻脂有積、金錢有積、粟米有積、井竈有處、重質有居、五兵各有旗、節各有辨、法令各有貞、輕重分數各有請、主愼道路者有經、

【大意】守城の法は器物財粟の積貯を必要とすることを言うて、上文の旗幟を以て之を求索するは亦必らず免るべからざるを述ぶ、

【通釋】凡そ守城の法、石は積むあり、樵薪は積むあり菅茅は積むあり雚葦は積むあり、木は積むあり、炭は積むあり、沙は積むあり、松柏は積むあり、蓬艾は積むあり、麻脂は積むあり、金錢は積むあり、粟米は積むあり、井と竈とは各〻定處あり、人よりして大切なる人質として預りたる妻子は、其の居處あり、五兵には各〻之を表別する旗あり、符節は各〻判ちて

り、旗と名けしは旗は期なりの義にて、衆人と其の下に會合するに取りしなり、幟は一に職に作る、音は「シ」、

守城之法、木爲蒼旗、火爲赤旗、薪樵爲黃旗、石爲白旗、水爲黑旗、食爲茜旗、死士爲倉英之旗、竟士爲虎旗、多卒爲雙兎之旗、五尺男子爲童旗、女子爲梯末之旗、弩爲狗旗、戟爲旌旗、劍盾爲羽旗、車爲龍旗、騎爲鳥旗、凡所求索旗名不在書者、皆以其形名爲旗、城上擧旗、備具之官致財物、物足而下旗、

【大意】各種の旗あり、各〻事物信號となりて、軍用を給することを言ふ、

【通釋】守城の法には、旗を以て信號と爲すことあり、木は蒼旗を以て表はし、火は赤旗を以て表はし、薪樵は黃旗を以て表はし、石は白旗を以て表はし、水は黑旗を以て表はし、食を茜旗即ち赤色を以て表はし、死士を倉英即ち青色の旗を以て表はし、競勇の士は虎旗を以て表はし、多くの兵卒は、雙兎を畫ける旗を以て表はし、五尺の男子即ち十三四歲の男子は、童旗を以て表はし、女子は梯末の旗を以て表はし、弩は狗旗を以て表はし、戟は折羽の旌旗を以て表はし、劍楯は全羽を以て飾れる旞旗を以て表はし、車は龍旗を以て表はし、騎兵は鳥旗を以て表はす、此の外、凡そ求索する所にして旗の名が本書に在らざる者皆各〻臨時に其の事物の形或は名を以て意思表白の旗を爲り城上に於て其の旗を擧ぐるときは備具を掌る官吏は各〻之に應じて城上求索の財物を輸致供給す求索する財物が足るときは城上に擧ぐる其の旗を下だして撤去す、此れ乃ち守城中旗幟を利用して軍事の供給を足する一法なり、

見ゆ、【役司馬射自門右】役司馬は、官名にして、蓋し役徒を掌る者と、孫注に云へり、【校自門左】校は軍の部曲の吏、今の我が邦隊長の類なり、「管子」の度地篇にも部校長官あり「商子」の境內篇に軍爵自二一級一以下至二小夫一命曰二校徒操士一とあり、【先以揮】上文先以戒と同例の筆法なり、或は揮の下に何等かの器物の名を脱するに似たりとの說もあり、【祝史宗人】宗人は「左傳」の哀二十四年の杜注に、宗人禮官也とあり、禮式を掌る官なり、【覆之以甑】甑は瓦器なり、「コシキ」と訓ず、此れ蓋し厭勝の術ならん、未だ其の義を詳かにせずと、孫注は云へり、

存異

【堂突八】舊本に突を密に作る、今兪校に據りて改む、【具藥宮養之】舊本に養の字なし、今孫校に據りて補ふ、【守獨智巫卜望氣之請而已】舊本に之氣の二字倒す、今王校に據りて訂す、【收賢大夫及有方技者】舊本に收を牧に作る、今孫校に據りて改む、【二人掌右閹】二を舊本に三に作る、今兪校に據りて改む、【多卒中處擇急而奏之】舊本に多卒を移中に作る、今孫校に據り改む、擇急を澤急に作る、今畢校に據りて改む、【矢之所遝】舊本に遝を還に作る、今王校に據りて改む下同じ、【薪蒸材木皆入內】材木を舊本に水に作る、今孫校に據りて改む、【曰某人爲不道】舊本に某を其に作る、今蘇校に據りて改む、【唯力是正】舊本に唯乃是王に作る、今孫校に據りて改む、【尙夙夜自厲】舊本に夙の字なし、今蘇校に據りて補ふ、厲を厦に作る、今畢校に據りて改む、【百官具御乃升】升の字舊本に斗に作る、今孫校に據りて改む、【乃下出俟】舊本に俟を挨に作る、今畢校に據りて改む、【矛參發】舊本に矛を茅に作る、今孫校に據りて改む、【校射自門左】舊本に射の字なし、今孫校に據りて補ふ、

旗幟第六十九

此の篇、旗幟を以て信號となすことを論ぜるを以て、旗幟の字を取りて篇名となす、旗幟とは共に「ハタ」と訓ず、「釋名」に熊虎爲二旗軍將所一レ建、象二其猛如一レ虎、與レ衆期二其下一也とあり、乃ち旗の模様には、熊虎の形を畫きて、其の猛勇なるに象

官に役司馬と云ふ者あり、是の時門右より、矢を射る、其の矢は先づ蓬矢を射て、矛を三たび發揮し、弓弩之に繼ぎて射る、各部曲の長たる將校は門左より射る、先づ或る兵器を揮ひ、木石之に繼ぎて發す、祝史並に宗人の官は、戰勝の事を社に告げて祈り、畢りて其の告文を覆ふに皷を以てして、厭勝の法を行ふ、

【解義】　【祝史乃告於四望山川】祝と史と共に神事を掌る官なり、既に明鬼篇に見ゆ、四望とは、四方の山川を遠く望みて祭れること五岳（泰山華山衡山恆山嵩山）四瀆（江淮河漢）の類にして、皆大山大川なり、又單に山川とあるは其他の中小の山川を謂ふ、【先以戒乃退】戒の下に脫字あるに似たれども、下文の先以揮と同例にて、故らに其の事を指示せざるなり、乃ち自然に前後の文より推して戰事を戒むることを知らしむる筆法と承知すべし、【不脩義詳】詳は祥と同じ、【唯力是正】正は政と同じ、明鬼篇に諸侯力正の語見ゆ、【二參子尙夙夜】參は三と同じ、二三子とは後世の諸子と云ふが如し、【兼左右各死而守】左右とは助くること、而は爾と同じ「ナンヂ」と訓ず、此の句兼の下に脫字ありと、孫注は云へり、【公乃退食】退食は詩經に出づ、食事の爲めに退くことにて、公式の場より退きて休息する義となる、【舍於中太廟之右】中太廟とは、中の太廟なり、諸侯の廟制は、太祖の廟中央に南面して位し二昭は東に位し、二穆は西に位し、廟門は各、別に設く、【百官具御】具は倶と同じ、御は進なり、【右置旂左置旌】旂は「ハタ」と訓ず、「周禮」に據れば諸侯の建つる一種の旗にして、縿は幅を用ひ其の斿に升龍を畫く、「爾雅」に有鈴爲旂とあり、旌も「ハタ」と訓ず、折羽とて鳥羽を分折して爲り、其の竿頭には綴ぬるに旄牛の尾を以てしたる者なり、【于隅練名】隅は末を謂ふ、練は練帛なり、「ネリキヌ」と訓ず、名は銘と古字相通ず、此れ練帛を用ひて、旂旌の旒となし、名を其の上に書することを謂ふ、「周禮」の司勳に銘書於王之大常（旗）とあり、古昔、戰功ある者の姓名を旌旂の旒に書して、表彰することあり、【五兵咸備】五つの兵器、弓殳矛戈戟を五兵と曰ふ、節用上篇に解せり、【升望我郊】侯國の宮廟には門臺あり、故に升りて國郊を望むべしと孫注は云ふ、【乃命俄升】俄とは須臾の間を謂ふと「公羊傳」の桓二年の何注に

守、既誓、公乃退食、舍於中太廟之右、祝史舍于社、百官具御、乃升、鼓于門、右置旂、左置旌、于隅練名、射參發告勝、五兵咸備、乃下出俟、升望我郊、乃命鼓俄升、役司馬射自門右、蓬矢射之、矛參發、弓弩繼之、校射自門左、先以揮□、木石繼之、祝史宗人告社、覆之以甑、

【大意】　上文の望氣の節を承け、祝史告神の事と國君太廟に誓ひ戰備をなす事とを言ひ、以て一篇の局を結ぶ、

【通釋】　祝史の官、乃ち四望の祀りに列なる大山大川其の外中小の山川並に社稷の神に奉告し、先づ戒めを以て衆人に傳へて退出す、それより國君は素服を着け、祖先の太廟に於て誓って曰く、某と云へる人、道義善事を脩めず、唯だ專ら蠻力を奮うて是れ政を爲し隣國を苦しめ宣言して曰く、予は必らず爾が國家を亡ぼし爾ぢが百姓を滅さんと思ふなりと、右の如き次第なれば、今我が臣民たる諸子には、尙くは夙に起き夜に寢ね、以て寡人の爲めに勤勉し、皆共に心を和らげ力を合はせて、我を助け各、爾が職守に斃るゝ覺悟を以て盡されん事をと、以上の如く誓かひ畢はりて、國君は乃ち退出して中央の太廟即ち太祖の廟の右に止まり舍し、祝史は土地の神を祭れる社に止まり舍し、百官は倶に進みて乃ち太廟に升り、廟門に鼓を擊ち、將士を戒め、右に升り龍を畫ける旂を建て、左に鳥の折羽を以て飾れる旌を建て、練帛を垂れて旒となし、旒の隅末に戰功ある者又は戰死者の姓名を書すべき設備をなし、矢を射ること三發して戰捷を祈り、武器たる五兵が悉皆備はり、乃ち太廟を下り出でて、命令の下だるを俟ち、宮廟の門臺に升りて、國の郊邑を望み、乃ち鼓を伐つ掛りの者に命じて急に升りて鼓を擊たしめ役徒を掌る

積める薪蒸廬室にて敵矢の屆く危險なる處は、皆之を防ぐが爲めに、土を塗り蔽ひをなして、火箭等の燒き打ちを防ぐべし、又命令を傳へて昏時には、狗を束ね馬を繫ぎて、堅く束縛を加へて、夜分に驚き擾ぐことなからしむべし、靜かなる夜は味方の者をして鼓の聲を聞き、それを相圖として鯨波の聲を揚げしむ、敵の兵氣を遏めて阻喪せしめ、我が味方の意氣を固くし壯んにする所以なり、故に時に聲を揚げて譟ぐときは久く圍城中に在る我が味方の人民は因りて心機の一轉を得、元氣附きて疲れ苦まざるなり、

【解義】【縣師受事】縣師は司馬の屬僚なり軍旅ある時は司馬の命を受け衆庶及び馬牛車輦を整へ卒伍を會し旗鼓兵器の備へに從事せしむるを掌ると、周禮の地官に見ゆ、【出葆循溝防】葆は保と通ず、小城を保と曰ふ此にては城を出づる意に用ふ、【築薦通塗】薦は荐と通ず、荐は栫と同じ、壅なり、「左傳」の哀八年にも栫之以棘とあり、杜注に栫雍也と解し、釋文に栫一に荐に作ると云へり、雍は壅と同じ、【百官共財】共は供と同じ、【二人掌右閣】閣は閤の借字にして、閤は門扉なり、【其贊三人】贊は佐なり、【旁有大率】旁は四傍なり、【擇急而奏之】奏は趨向也、【無以爲客菌】菌は翳蔽也、客は敵を謂ふ、【薪蒸材木】薪蒸は小材也、材木は大木なり、【食其宍】宍は肉の別字也、【腹病者以起】醢を食へば腹病を癒すべしとの說、既に前篇に見ゆ、【皆爲之涂菌】涂は塗と同じ、「ヌル」と訓ず、【令命昏緯狗纂馬掔緯】昏は閽と通ず、閽人は門衞なり、又字の如く、昏時と解するも可なり、緯は束なり、纂は繫なり、掔は固なり、【聞鼓聲而諑】諑は譟と同じ、譟は噪なり、【所以閼客之氣也】閼は遏なり、「トヾム」と訓ず、【則民不疾矣】疾は疲なり、倦なり、

祝史乃告於四望山川社稷、先於戎乃退、公素服誓于太廟曰、某人爲不道、不脩義詳、唯力是正、曰予必懷亡爾社稷滅爾百姓、二參子尙夙夜自厲、以勤寡人、和心比力、兼○左右各死而

擇急而奏之、士皆有職、城之外、矢之所遝、壞其牆、無以爲客菌、三十里之內、薪蒸材木皆入內、狗彘豚雞食其宍、斂其骸、以爲醢、腹病者以起、城之內、薪蒸廬室、矢之所遝、皆爲之涂菌、令命昏緯狗纂馬掔緯、靜夜聞鼓聲而譟、所以閹客之氣也、所以固民之意也、故時譟則民不疾矣、

【大意】　守城法の一部を言へども、此れ他篇の錯簡なることは、已に前に辯せり、

【通釋】　凡そ守城の法、縣師たる役人上長官の命令を承け、保を出で溝防を巡り通達せる道途を土を築き、壅塞し城を脩む、百官各〻其の材を供し、百工各〻其の仕事に即き從ふ、司馬の官は城を視察し、卒伍の組々を脩めて整頓し、守門の兵を配置す、一門每に二人右方の門扉を掌り、二人左方の門扉を掌り、都合四人で門の開閉を掌る、百人の甲兵は之に居りて、警衞す、城上には一步每に一人の甲士と、一人の戟を持てる士とあり、其の介添は三人とす、以上の五人にて五步を分守し、五步には五長即ち五人の長あり、十步には什長即ち十人の長あり、百步には百長即ち百人の長あり、四方には大率とて、方面の將帥あり、中央には總大將あり、皆司吏卒長の官あり、城上の階に當りて、升降の處は有司ありて之を守り、多くの兵士は其の中に居り、何れの方面を問はず、急あるときは速かに之に赴く、士皆各〻職務によりて、役々の引受けあり、城外の地にて、城中より射放す弓矢の屆く處は、其の墻壁を取り除けて敵兵に利用せられて矢面の蔽ひ翳ざしとなすことと無らしむべし、城より三十里の內、薪蒸材木即ち小材大木は皆城內に移し入れて敵用となす勿れ、狗彘豚鷄は其の肉を食料とし、其の骸を仕舞置きて肉醬となすべし、腹の病ある者は之を食ふときは全癒して起ち働きを爲すを得、城內に

にして、他人に知らしむること勿れ、若し巫卜が出で入りをなし、流言を作り、吏民を驚かし恐れしむることあらんも計りがたければ、善く謹みて之が擧動を伺察し、萬一左樣の者有りたるときは、毫も躊躇せず速かに斬罪に處して、容赦するなく以て軍民の恐慌疑惑を防ぐべし、望氣者の舍は、守將の官府に近かづけ、賢士大夫及び方技ある者若くは百工を收め、屠肉賣酒の者を擧げ、厨を置き事を給し、之を扶持して養ひ置くべし、

【解義】【具藥宮養之】具藥とは神秘呪嗝等に用ふる靈藥也、宮は古代は上下通じて家を宮と曰ふ、宮養は居家を與へて養ふなり、號令篇にも守入レ城先以レ候爲レ始、得輒宮二養之一とあり、【望氣之請】請は情と通ず、即ち望氣上の打ち明けたる話を言ふ、望氣の情報なり、【謹微察之】微は覹の省字にして、覹は伺なり、「史記」の廉頗藺相如傳に趙使二人微捕一得二李牧一とあり、漢書の游俠傳に使三人微二知賊處一とあり、顏注に微伺二問之一也とありと、孫注に見ゆ、【斷罪不赦】古しへは斬を斷とも曰ふ、「商子」の賞刑篇に晉文公斷二顛頡之脊一以狥とあり、孫注に見ゆ、【舉屠酤者】屠は肉を料理するなり、酤は酒を賣るなり、【置厨給事弟之】給事は望氣者の爲めに其の用事を給するなり、即ち賄方を勤むること、弟は鮷の略子にして、鮷は秩と同じ、弟之とは之に秩祿を與へて養ふこと、

凡守城之法、縣師受レ事、出レ葆、循二溝防一、築二薦通塗一、脩レ城、百官共レ財、百工即レ事、司馬視レ城、脩二卒伍一、設二守門一、二人掌二右閹一、二人掌二左閹一、四人掌レ閉、百甲坐レ之、城上步一甲一戟、其贊三人、五步有二五長一、十步有二什長一、百步有二百長一、旁有二大率一、中有二大將一、皆有二司吏卒長一、城上當レ階、有司守レ之、多卒中處、

用ふ、【黒旗黒神】水の色は黒とす、故に黒旗を用ひ、其神を黒神と曰ふ、月令に其帝顓頊其神玄冥とあり、注に此黒精之君、水官之臣（玄冥は少昊氏の子水官たり）と云へり、【其牲以彘】月令注に彘水畜とあり、畢注に已上與黄帝兵法說同見北堂書鈔と云へり、孫注も亦孔叢子儒服篇に、孔子高の語を擧げ、祈勝の事を言へるは、即ち此に本づくとせり、【從外宅諸名大祠】從は循なり、宅は居なり、

凡望氣、有大將氣、有小將氣、有往氣、有來氣、有敗氣、能得明此者可知成敗吉凶、擧巫醫卜有所長、具藥宮養之、善爲舍巫必近公社、必敬神之、巫卜以請守、守獨智巫卜望氣之請而已、其出入爲流言、驚駭恐吏民、謹微察之、斷罪不赦、望氣舍近守宮、收賢大夫及有方技者若工弟之、擧屠酤者、置廚給事弟之、

【大意】　望氣の術以て成敗吉凶を知るべければ平生其の術に明かなる者を厚遇し有事の際に用ふべきことを言ふ、

【通釋】　凡そ運氣を望むに、大將の氣あり、小將の氣あり、往く氣あり來る氣あり、敗北の氣あり、能く此の種類ある運氣を明かに別つことを得る者は、此を推し考へて、事の成敗吉凶を豫知すべし、故に平生に於て巫醫卜巫の其術に長ずる者を擧げ、藥を具へ之に家屋を給し扶持を與へ養ひ置きて他日の用に備ふべし、巧みに巫を留め置くことを爲す者は、必らず其の家を公社とて即ち國土の神を祀れる社に近かづけて、必らず國君よりして其の巫卜を尊敬して神とし崇め、以て臣民の信仰心を之に萃め、巫卜は運氣を望み伺ひて、守將に打ち明かし、其の事は極めて秘密にして守將獨り巫卜が望氣より得たる實際を知るのみ

令篇に東方の數を擧げて其數八とあり、鄭注に數者五行佐天地生物成物之次也、易曰天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十、而五行自水始火次之木次之金次之土爲後、木生數三、成數八、但言八者擧其成數と云へり、乃ち木火土金水五行の氣が、天地の作用を助佐し、萬物を生成するに於て、易の繋辭に示されたるが如く、木は天三の數にて、東方に生れ地は八の數にて東方に成る者となせり、故に東方に關する祭祀の禮は、凡ての器物の數量、概ね八の數を用ふることとなせり、尙ほ詳細の義は、月令の孔疏に見ゆ、文長ければ略す、【堂突八】突は、說文に深也とあり、單に八と云うて尺を記せざるは、上句の八尺を蒙らしめたるなり、下文竝に同じ、【青旗青神】木の色は青なれば、東方は青色とす、故に其の旗青を用ひ、其の神を青神と曰ふ、月令に春令を記して、其帝大皥、其神句芒とあり、鄭注に此蒼精之君、（太皥）木官之臣（句芒は少昊氏の木官たり）と云へり、【其牲用雞】月令の注に、雞木畜とあり、犧牲に用ふる畜類を、五行に配當するときは、雞は木氣に屬する畜となるが故に、東方は木なれば、其の氣に屬する雞を牲として供ふるなり、【壇高七尺】上述の如く天二火を南方に生じ、地七火を南方に成し、七は火の成數にして、火は南方なれば、南壇の高さは七尺とし其の外凡て七の數を用ふ、【赤旗赤神】五行の火を、五色に配すれば赤色たり、南方の火たるに因りて、赤旗を用ひ、其の神を赤神と曰ふ、月令に其帝炎帝其神祝融とあり、注に此赤精之君（炎帝）火官之佐（祝融は顓頊の火官たり）と云へり、【其牲用狗】「賈子新書」の胎敎篇にも青史氏記云南方其牲以狗、狗者南方之牲也と云へり、月令には犬を秋に屬し、注に犬金畜とあれども、狗犬を夏に屬し、火畜となすは、古代に有りしことを見るべし、【壇高九尺】金は天四を以て生じ、地九を以て成る、九は金の成數にして金は西方なれば、西壇の高さは九尺とし、他の祭具亦九の數を用ふ、【白旗素神】素は白なり、金の色は白し、故に白旗を用ひ、神を素神と曰ふ、月令に其帝少昊其神蓐收とあり、注に此白精之君（少昊）金官之臣（蓐收は少昊の子金官たり）と云へり、【壇高六尺】天一を以て、水を北方に生じ、地六を以て水を北方に成す、六は水の成數にして、水は北方なれば、北壇の高さ六尺とし、其他祭具皆六の數を

方來、迎之北壇、壇高六尺、堂突六、年六十者六人、主祭、黑旗黑神、長六尺者六、弩六、六發而止、將服必黑、其牲以彘、從外宅諸名大祠、靈巫或禱焉、給禱牲、

【大意】 神を祀りて敵を攘ふことは、宜く敵の來路によりて其の神其の祀りを異にすべきを言ふ、其の青赤素黑の色彩に就いて說を立つるは、支那古代の五行學說の由來に基づきしなり、

【通釋】 敵兵東方より攻め來る時は、我は之を東方の壇に迎へて攘ふべし其の式法は壇の高さ八尺堂の深さも八尺とし、年齡八十の者八人祭を主どる、青旗を建て青神を降だす、其の旗長け八尺の者八ッ、弩が八張矢は八發して止む、將帥の服裝は必らず青色を用ひ、其の牲は雞を用ふ、敵兵南方より攻め來る時は、我は之を南方の壇に迎へて攘ふべし、其の式法は壇の高さ七尺堂の深さも七尺、年齡七十の者七人祭を主どる、赤旗を建て赤神を降だす、長け七尺の者七ッ、弩が七張、矢は七發して止む、將帥の服裝は必らず赤色を用ひ、其の牲は狗を用ふ、敵兵西方より攻め來る時は、我は之を西方の壇に迎へて攘ふべし、其の式法は壇の高さ九尺、堂の深さも九尺、年齡九十の者九人祭を主どる、白旗を建て素神を降だす、長け九尺の者九ッ、弩が九張、矢は九發にして止む、將帥の服裝は必らず白色を用ゆ、其の牲は羊を用ふ、敵兵北方より攻め來る時は、我は之を北方の壇に迎へ攘ふべし、其の式法は壇の高さ六尺、堂の深さも六尺、年齡六十の者六人祭を主どる、黑旗を建て黑神を降だす、長け六尺の者六ッ、弩が六張矢は六發にして止む、將帥の服裝は必らず黑色を用ひ、其の牲は彘を用ふ、其の他外宅諸名大祠とて城外に居れる諸々の名高き大なる神社に就きて、靈驗新なる巫子が、戰爭の祈禱をなすことあらば、各〻之に祈禱の資料若くは犧牲を給し、以て廣く神助を請ひ、國民防戰の心を冥加信仰の下に統一し、奮起せしむることを圖るべし、

【解義】 【壇高八尺】五行說に據れば木火土金水を四方に配當するときは、木は東方の氣たり、「禮記」の月

墨子卷之十五

□□第六十四（闕）

□□第六十五（闕）

□□第六十六（闕）

□□第六十七（闕）

迎敵祠第六十八

迎敵祠とは、祠は祀と通ず、敵の攻め來る方面に迎へて、鬼神を祀り戰捷を祈ることを篇首に述ぶるを以て、其の義を取りて迎敵祠を篇名となせり、然れども篇中に載する所は此に止らず、守城の法、望氣の事の類あり、蓋亦墨學者流の雜記に成りし者ならん、而して守城の法を叙する一段は、孫詒讓は他篇の錯著せしならんと疑へり、今其の文辭の前後と關聯せざるを以て推せば、孫氏の說洵に然り、

敵以東方來、迎之東壇、壇高八尺、堂突八、年八十者八人主祭、青旗青神、長八尺者八、弩八、八發而止、將服必青、其牲以雞、敵以南方來、迎之南壇、壇高七尺、堂突七、年七十者七人主祭、赤旗赤神、長七尺者七、弩七、七發而止、將服必赤、其牲以狗、敵以西方來、迎之西壇、壇高九尺、堂突九、年九十者九人主祭、白旗素神、長九尺者九、弩九、九發而止、將服必白、其牲以羊、敵以北

す者なり一種の防禦法なり、【一殺有墟】殺墟皆已に上文に解せり、【一鈎樴】識は樴と同じ樴は杙なり「クヒ」と訓ず、【希薄門而置揭】希は睎と同じ望なり楬は杙なり、【敵引師而楡】楡は偸と通ず逃也、【令賁士主將】賁は奔と同じ奔士は健脚の勇士なり、【敵人必或】或は惑と同じ、疑惑を生じて敢て來り攻めざるなり、

存異

【敢問適人强梁】梁舊本に弱に作る、今一本に據りて訂す、【以爲法程】法を舊本に浛に作る、今孫校に據りて改む、【將之忿者也】忿を舊本に忽に作る、今洪校に據りて改む、【輪徑尺六寸】舊本に輪を轉に作る、今蘇校に據りて改む、【操二丈四矛】矛を舊本に方に作る、今孫校に據りて改む、【敷縣縣陴上衡】下の縣の字舊本に二に作る、今孫校に據りて改む、【令有力者四人下上之勿離】舊本に離を難に作る、今兪校に據りて改む、【六步一爲壘】舊本に壘を纍に作る、今畢校に據りて改む、【苔廣從各丈二尺】舊本各丈の二字倒す、今王校に據りて改む、【沙火皆救之】舊本火を大に作る、今孫校に據りて改む、【以木束輪】舊本に木の字なし、今孫校に據りて補ふ、【偏編塗其上】舊本に編を偏に作り複す、今蘇校に據り訂す、【大圍半以上】圍を舊本に園に作る、今畢校に據りて訂す、【犬牙樹之】舊本に犬牙を大耳に作る、今孫校に據りて改む、【勿令魚鱗簪】簪を舊本に三に作る、今蘇校に據りて改む、【押以盧薄】舊本に押以倒す今意を以て改む、【盧薄如木】舊本に如を於に作る、【徑尺二】徑を舊本に經に作る、【徑一鈎木】舊本に徑を經に作る、今孫校に據りて改む、木を舊本に禾に作る、今諸葛校に據りて改む、【樓案石縣苔】案を舊本に羅に作る、今孫校に據りて改む、【柞格貍四尺】柞を舊本に杜に作る、今孫校に據りて改む、【樓必再重】再重舊本に曲裏に作る、今孫校に據りて改む、【毋下二十纍】下を舊本に其に作る、今孫校に據りて改む、【下堞三尺】堞を舊本に壞に作る、今孫校に據りて改む、【伐薄之法】舊本に薄を操に作る、今畢校に據て補ふ、【門廣五尺】舊本に尺を歩に作る、今孫校に據りて改む、【上希薄門而置揭】舊本に揭を搗に作る、今孫校に據りて改む、【縣火四尺一樴】樴を舊本に椅に作る、今畢校に據りて改む、【車火熏門】舊本に熏を燒に作る、今孫校に據りて改む、【敵引師而楡】舊本に師を哭に作る、今孫校に據て改む、

師而揄、則令吾死士左右出穴門擊遺師、令賁士主將皆聽城鼓之音而出、又聽城鼓之音而入、因素出兵將施伏、夜半而城上四面鼓噪、敵人必或、破軍殺將、以白衣爲服、以號相得、

【大意】蛾傳の法を概述して本篇を結ぶ、

【通釋】凡そ敵の蛾傳して城を攻むる者を撃殺する法は、薄と云へる者を、城外に設け、木を植ゑて藩蔽となす、城を去ること十尺の處に之を置く、薄の厚さは十尺となす、木を伐りて薄を作る法は、大木小木となく、木を一揃に斷ち、之を斷つに十尺を以て寸法となして斷ち離して土中に深く埋め、又堅固に土を盛りて確め拔くべからしむること毋く、二十歩毎に一の殺あり、それに鬲ありて仕切をなし、厚さ十尺となす、殺に兩門あり、門の廣さは五尺となす、薄門の板梯は之を埋めて、土を築き上ぐることなく、拔くに容易ならしむ、城上には薄門を見蒐て、橛即ち杙を置く、縣火は四尺に一つの鉤樴ありて、之を懸け五歩に一の竈あり、竈門には爐炭あり、火が傳へ到る仕掛になし、火を熏し門を燒き、縣火之に次ぎて出で、車に載りて立つ、其の廣さは隊を終ふ、即ち隊と相當するなり、兩載即ち兩車の間に一の縣火あり、皆車上に立ち、鼓音を相圖として火を燃し、即ち皆一時に之を發す、敵人火勢を避けて復た攻むれば、縣火復た下だし、敵人師さを引きて逃るれば、吾が軍の死士をして或は左より或は右より穴門より出で、逃潰の師を撃たしめ、虎賁の勇士主將をして皆城中の鼓音を聽きて出で戰ひ、又其の鼓聲を聽きて城に入らしめ、素より定めたる法に因りて兵を出だし又將た伏兵を設け、夜半の人定まる時に、城上にて四面鼓噪して、早くも打ち出でん勢を示しなば、敵人は必らず疑惑して來り攻めざるべし、凡そ軍を破り將を殺すには、白衣を服として暗號を以て互に味方たることを識別すべし、

【解義】【置薄城外】薄は城外に木を植ゑて藩蔽とな

即ち礧石なり、亦備城門篇に見ゆ、【植內毋植外】植は柱なり樓の內部に向けて柱を立て、外部に露はさゞるを謂ふ、【柞格貍四尺】柞格は削格と同じ、削格所以施羅網也と、「莊子」の駢拇篇の釋文に見ゆ、叉穽獲の類なりとも云ふ、【兌其上】兌は銳と同じ、【前行棧】行棧は備城門篇に見ゆ、【二十畾】畾は虆と同じ、土を盛る籠なり、【爵穴十尺二】爵穴の制は備城門篇に詳かなり、【轉䏝城上】䏝の字未だ詳かならず、畢注は傳の字の誤ならんと云ひ王闓運は䏝は塹なりと穴を造りて獲たる土を以て城上を塞ぐと云へども未だ疑なき能はず愚按は䏝は逼の誤にあらざるかとも思へり今通釋は姑く愚見によりて解すれども尙ほ後考を俟つことゝなせり、以下疑らくは脫誤あらん、姑く孫注及び臆を以て解す、【革盆】備城門篇に見ゆ、【卒攻其後】卒は猝と同じ、【緩失治】緩は上の卒に對して言ふ、緩慢にして敵を失すれば、其の罪を治するなり、【車革火】前後の語と連屬せず、疑らくは訛脫ならん、

凡殺蛾傳而攻者之法、置薄城外、去城十尺、薄厚十尺、伐薄之法、大小盡木、斷之、以十尺爲斷、離而深貍堅築之、毋使可拔、二十步一殺、有壚、厚十尺、殺有兩門、門廣五尺、薄門板梯、貍之勿築、令易拔、城上希薄門而置揭、縣火四尺一樴、五步一竈、竈門有爐炭傳、令敵人盡入、車火熏門、縣火次之出、載而立、其廣終隊、兩載之間一火、皆立而待鼓音而燃、即俱發之、敵人辟火而復攻、縣火復下、敵人甚病、敵引

兵車の上より人を殊離するに用ふ、孫注に說文殳以杖殊人也、禮殳以積竹八觚長丈二尺建於兵車旅賁以先驅とあり、【索長二尺】此の語によれば此の梃は即ち備城門篇の連梃にして、凡そ本書に連る又連梃と云へるが如きは、蓋し皆索を以て之を係連するなり、【兩端接尺相覆】此れ荅を爲る法を言へるなり、木の兩端を以て、相銜接せしめ、尺を以て度とするなり、【勿令魚鱗簪】簪は槮の假字なり、槮は柴を水中に積みて魚を取るを槮と曰ふと、字典にあり、此の所は魚鱗の相覆なりて列なるが如くなるべからざるを言へるなり、【斵植以押盧薄】斵は斲と同じ、盧は櫨と同じ、柱上の枅なり、薄は壁柱なり、【爲上下釫】釫は鏵に同じ、鏵は鍫なり、「ヌキ」と訓ず、

木樓縈石縣荅、植內、毋植外、柞格貍四尺、高者十尺、木長短相雜、兌其上、而外內厚塗之、爲前行行棧縣荅、隅爲樓、樓必再重、土五步一、毋下二十畾、爵穴十尺一、下堞三尺、廣其外、轉傭城上、樓及殺與池、革盆、若轉攻、卒擊其後、緩失治、「車革火」

【通釋】　木樓に累石を備へ渠荅を懸け內に柱を建て外に建つること毋れ、羅網を張り設くる柞格は、土中に埋むること四尺、高さは十尺、木の長短相雜へて、其の上端を尖銳にして、外內共に厚く土を塗るべし、前行行棧を爲り、荅を懸けて防備をなし、隅には樓を爲る、樓は必らず再重にす、土を積むこと五步に一處とし、少くも二十蘽を下ることなかれ、爵穴は十尺に一穴とし、城堞を下ること三尺許にして、其の外部を廣くすべし、敵若し轉じて城上城池に逼らば樓及び殺に於て（以下本文脫文ありて詳かならず）若し敵轉じて他方を攻むるときは、猝かに出で其の後を擊つべし緩く後れて機を失ふときは、其の罪を治すべし、

【解義】　【木樓縈石】木樓は備城門篇に見ゆ、縈石は

簪其後衡、中央大繩一、長二丈六尺、荅樓不會者、以牒塞、數暴乾、荅爲格、令風上下、堞惡疑壞者、先貍木十尺一枚一節、壞斲植押以盧薄、盧薄如木、盧薄表八尺、廣七寸、徑尺、一數施、一擊而下之、爲上下、釫而斲之、徑一鈞木、

【通釋】杙の長さ五尺大さ一圍半以上皆其の端末を剡り尖し、五行に植つ、行と行との間は、廣さ三尺、杙を土中に埋むること三尺許り、犬牙の如く錯互して之を樹つ、連殳と云へる者を爲る、長さ五尺大さ十尺、梃の長さ二尺大さ六寸、索の長さ二尺、椎の柄長さ六尺、其の首は長さ一尺五寸、斧の柄長さ六尺、(此の下原文誤脱あれば省く)荅の廣さ丈二尺、□□は丈六尺、前に垂る、衡は四寸、荅は木の兩端を以て相銜み接し、尺を以て度とすべし、但し餘り重複して魚鱗の覆なりつゝ並べるが如くなるべからず、其の後衡の中央に大繩一つ長さ二丈六尺、荅と樓と相合はざる處は、牒板を以て其の壁隙を塞ぐ、宜く數、曝乾して火に燒け易からしむべし、荅は格を爲り、風をして上下流通せしむべし、堞は其の未だ壞れざるも、或は其の將に壞れんとするを疑ふ者を惡む即ち危險なる堞を忌み惡むときは、先づ木を埋ること十尺、堞一枚に木一節の割りになすべし、若し堞壞るゝときは別に植を斲り輔くるに盧薄を以てす、盧薄は木の如く亦徑り一尺也、盧薄は長さ八尺廣さ七寸、徑り一尺、一植に一薄盧と相割り當てゝ、一擊して之を下だして、地中に打ち込み、或は上り或は下りて必しも齊一ならず、釫とて兩刃の臿にて之を斲りて徑りは必らず一尺として木に鈞くす、

【解義】【大圍半以上】「六韜」の軍用篇に、委環鐵杙長三尺以上三百枚とあり、【爲連殳長五尺】殳は一種の武器の名なり、「ホコ」と訓ず、長さ一丈二尺の梃、

【以木束輪】備突篇にも吏主塞突門、用車兩輪以木束之、塗其上とあり、【室中以榆若蒸】室は窒と同義に用ふ、「ミツル」と訓ず、備城門篇に室以樵可燒之以待敵とあり、亦窒の義として、室の字を用ふ、榆は木の名、蒸は「周禮」の甸師の鄭注に、木大曰薪小曰蒸とあり、「コマギ」、【以棘爲旁】棘は木の名、「イバラ」と訓ず、又棘は戟と通ず、「ホコ」と訓ず、此所は二者未だ孰か是なるを知らず、旁は傍と同じ垣なり、棘を以て垣と爲すと諸葛氏は說けり、蓋し上文に独其兩端とあれども、何物を以て独其兩端かは前句の二丈四矛とあるが如く詳明ならず、乃ち此の戟を指して云へるにて、上文に之を脫せしにあらざるか、姑く錄して考を俟つ、【客則乘隊】則は即と同義に用ふ、若なり、「モシ」と訓ず、擬定の辭なり、【斬維而下之】備突篇に輪轀のことを說きて、維置之と云へり、此所の傳湯は即ち車兩走を以て作れる器械にして、亦輪轀の如き者なれば、故に必らず維を斬りて乃ち走らすことを得べし、【以爲勇士前行】孫注は當さに以勇士爲前行に作るべしと云へども、非なり、此れ傳湯を以て勇士の前行となすを云ふなり、上句に令勇士隨而擊之とあるは乃ち此の句の前提なり、【城下足爲下說鑱】說は銳の借字、「說文」に鑱銳也とあり、是れ銳鑱は二字同義なり、恐らくは注文竄入して、此の重複を致せしならん、此所は上句の城上云云に對して、城下にありては城下にある兵氣の銳を助くるに足ることを云へるなり、諸葛氏は上城輒壞塞城下城則足爲下說に作るべしと云へども、謬れり、

杙長五尺大圍半以上、皆剡其末爲五行、行閒廣三尺、貍三尺、犬牙樹之、爲連殳、長五尺、大十尺、梃長二尺、大六寸、索長二尺、椎柄長六尺、首長尺五寸、斧柄長六尺、刃必利皆葬其一、後苔廣丈二尺□□丈六尺垂前衡四寸、兩端接、尺相覆、勿令魚鱗

くること大概二十步に一縣陴の割りとなす、尤も敵の攻隊の所在地は、六步に一縣陴を設く、乃ち敵の模樣により多少ありて一定せず、壘を爲るには、苔の廣さ縱て各、一丈二尺木を以て上衡となし大なる麻索を以て之を編み、其の索を染め中を塗り、鐵鎖を以て其の兩端の懸け所を鉤して保持す、敵兵若し城に蛾の如く簇り傳くときは、燒苔にて之を上より被せ掛け連筵とて長柄の扇を以て火を遮り煽して我が兵の危きを救ひ、車兩輪の軸間廣大なる者を以て敵兵の之を犯すを禦ぐ、其の兩端に独と云へる一種の矛を裝置し、木を以て輪に結束し、徧く麻索を以て編みて其の上を塗りて火に燒けざるやうに爲し、其の中に窒るに楡若くは小薪の蒸を以てし、蕀戟を以て旁を繞らして車垣となし、名けて火捽と曰ひ、一に傳湯と曰ひ、以て隧に當る敵若し隧に乘じて進むときは、前の傳湯を燒き維を斬りて之を下だし、勇士をして其後より隨うて之を擊たしむ、乃ち傳湯は以て勇士の前行に便宜を與ふるなり、是れ城上に在ては輙ち敵の城を攻め壞らんとするを塞ぎ止め、城下にありては我が軍の鋭を助くるに足るなり、

【解義】【備蛾傳爲縣陴】縣は懸と同じ、陴は城上の女垣なり、懸陴とは釣り屏の如き者なり、【爲下磨車】磨は曆鹿即ち轆轤にて、轆轤なり、已に備高臨篇に見ゆ、蓋し重物を懸けて機となし、其の上げ下げを利するには、皆此の車を用ふと、孫注に云へり下文に「爲之機」とあるは即ち是なり、【輪徑尺六寸】圓徑尺六寸なるときは、其の周り四尺八寸强と知るべし、【二丈四矛】「考工記」に夷矛三尋とあり、鄭注に八尺四尋とあり、二丈四尺は即ち三尋なれば、此の矛は夷矛を指すなり、【敷縣陴上衡】敷は傳と通ず縣は懸くるなり、衡は陴の横木なり、【鉤其兩端之縣】「之縣は縣」之の倒なりと、葛箋に見ゆ、「六韜」の軍用篇に環利鐵鎖長二寸以上、千二百枚、環利大通索大四寸長四寸以上六百枚とあり、【連筵抄火】筵は長柄の扇なり、抄は遮なり、筵を以て火を遮り煽して我が軍士卒を救ふなり、【以圍犯之】圍は禦と同じ、敵の蛾傳して火を犯し來る者を禦ぐなり、【蝕其兩端】蝕は独の變體なり、「廣雅」の釋詁に独刺也とあり、玉篇の矛部に独刺矛也とあり、此の句上文にある二丈四矛、刃其兩端と同語法なれば、乃ち其の兩端に刺を設くることなるべし、

折爲下磨車、輪徑尺六寸、令一人操二丈四矛、刃其兩端、居縣陴中、以鐵璅敷、縣縣陴上衡、爲之機、令有力四人下上之、勿離、施縣陴大數二十步一、攻隊所在、六步一爲壘苔廣從各丈二尺、以木爲上衡、以麻索大徧之、染其索塗中、爲鐵鏁鉤其兩端之縣、客則蛾傅城、燒苔以覆之、連箠抄火皆救之、以車兩走軸閒廣大「以圍犯之」〔脫文あり〕觸其兩端、以木束輪、徧編塗其上、室中以楡若蒸、以棘爲旁、命曰火捽、一曰傳湯、以當隊、客則乘隊、燒傳湯、斬維而下之、令勇士隨而擊之、以爲勇士前行、城上輒塞壞城、城下足爲下說、

【大意】　縣陴燒苔等の設備、以て蛾傅を敗る方法を言ふ、

【通釋】　蛾傅に備ふるは縣陴と云へる者を爲る、陴とは城上の女墻なるが、木板の厚さ二寸前後は三尺、傍の廣さは、五尺高さは五尺なるを以てす、下磨車とて轆轤裝置の車を爲りて物の上げ下げに便利にし、車の輪は徑り一尺六寸とす。而して一人をして二丈四尺の夷矛と云へる一種の長矛を操り、其の兩端に刄を付け陴中に懸けしむ、其懸け樣は鐵の鎖鑰を以て懸陴の上に附け懸くるなり、而して之が機械を設備して、有力の者四人をして轆轤車を以て之を上げ下げをなして、其の傍を離れざらしむ、懸陴を施し設

止、後射既疾、爲之柰何、子墨子曰、子問蛾傳之守邪、蛾傳者、將之忿者也、守爲行臨射之、校機藉之、擢之、太氾迫之、燒荅覆之、沙石雨之、然則蛾傳之攻敗矣、

【大意】禽子備蛾傳の方を問うて墨子之に答ふるなり、先づ其の大要を概述す、

【通釋】禽子滑釐謹みて墨子に向うて再拜す、再拜既に了り問うて曰く、敢て問ふ、今若し敵人强梁にして遂に我が守れる城に押し寄せ、其の軍令や森嚴にして鄙怯畏縮して衆人より後れて城に上らば眞先に之を斬り殺さんと軍中に觸れ以て法則となし、士卒をして悉く決死して戰はしめ、城壘の下部にはこつこつと穴を鑿ちて基礎を作り、地下を掘りて室を作り、半永陣的に構へをなし、前軍の上ることは止まず、後軍の弓射ることは既に疾くして頻りなり、此の如く敵兵に迫らるゝときは、之を爲すこと奈何せんと、子墨子之に答へて曰く、子は何にかの質問と思ひしに、蛾傳に對する守りを問へるか、蛾傳とは將帥の敵城が捗ばかしく落城せざるを自烈たく思へるより起る者なり、故に城を守る方にて、行臨とて假設的高臨の場處を設けて、敵軍目蒐けて射校機を發して之を壓迫し、又之を引き火や湯を以て之に迫り燒荅とて燒き熱くしたる渠荅を以で之を上より被せ掛け、砂や石を之に雨の如く降らし掛けて防禦の術を施しなば蛾傳なる城攻めの事は失敗に歸するなり、

【解義】【適人强梁】强梁は强暴なること、「金人銘」に强梁者不得其死とあり、【後上先斷】斷は斬なり、號令篇に不從令者斷擅出令者斷失令者斷とあり、【斬城爲基】斬は塹の省字なりと云ひ、亦說文に鑿小鑿也とある鑿と、同義に假借して用ひしなりと云ふ說あり、今後說を用ふ、【守爲行臨】行は假設の義なり【校機藉之擢之】已に備高臨篇に解せり、擢は引なり、【燒荅覆之】燒荅は、其の制下文に見ゆ、

備蛾傳爲縣陴、以木板厚二寸、前後三尺、旁廣五尺、高五尺、而

氏の說に依りて改む、【俟其穿井且通】穿を舊本に身に作る、今王校に據りて改む、【而敷鉤丌其兩端】舊本に敷を數に作り、丌を亦に作る、今王校孫校に據りて改む、【攻穴爲傳土之器】舊本に穴を內に傳を傳に作る、今孫校に據りて改む、【受六絫】絫を舊本に參に作る、今孫校に據りて改む、【約枲繩以絆】絆を舊本に半に作る、今孫校に據りて改む、【鑿穴取城外池脣木瓦】舊本に鑿を難に作り、木瓦を月瓦に作る、今孫校に據りて改む、【金與鈇椑】鈇椑舊本に扶林に作る、今孫校に據りて改む、【財自足】財を舊本に則に作る、今孫校に從ひ道藏本吳鈔本に據りて訂す、【斲以金爲蓸】舊本に以金劔爲難に作る、今孫校に據りて改む、【貍穴中三丈一】舊本に貍を狸に作る、今畢校に據りて改む、三の字なし、今孫校に據りて改む、【善爲傅埴】埴を舊本に直に作る今孫校に據りて改む、【具鑪牛皮槖】舊本に具全牛交槖に作る、今孫校に據りて改む、【及瓦缶】舊本に皮及坛に作る今孫校に據りて改む、【穴徹以熏之】以熏之を舊本に熏之以に作る、今孫校に據りて改む、【斧以金爲斫】舊本に以の字なし今孫校に據りて補ふ、【四爲薑】薑を舊本に壘に作る、今孫校に據りて改む、【盆具槀枲】盆を舊本に蓋に作る、今孫校に據りて改む、【盆持醯】盆を舊本に蓋に作る、醯を醘に作る、今孫校に據りて改む、【救目之方】之方舊本に分方に作る、今意を以て改む、【鑿穴大盆毋少四斗】舊本に鑿を鼕に作り大を文に作る今孫校に據りて改む、【及以酒目】酒を舊本に洒に作る今孫校に據りて改む、

備蛾傳第六十三

蛾は螘と同じ、螘は蟻なり、蟻の物に傅き聚るが如くに簇り押し寄せ來たる敵兵に備ふる法を說けるを以て、取りて篇名とし、備蛾傳と云へるなり、亦禽滑釐一派の記錄せる者なり、

禽子再拜、再拜曰、敢問適人強梁、遂以傅城、後上先斷、以爲法程、斬城爲基、掘下爲室、前上不

孫校に據りて改む、【鑿其版令容矛】矛を舊本に予に作る、今畢校に據りて改む、【以版當之】版を舊本に攸に作る、今畢校に據りて改む、【引版而郤】引を舊本に弓に作る今畢校に據りて改む、【遇一竇而塞之】遇を舊本に過に作る今王校に據りて改む、【從穴內聽穴之左右】從を舊本に徒に作る畢校は徙に作る、今王校に據りて改む、【高廣各十尺爲殺】舊本に高の上に高の字あり、今孫校に據りて削る、殺の上に爲の字なし、今孫校に據りて補ふ、【聯板以聽】舊本に聯を䏶に作る、今孫校に據りて訂す、又以聽の間に井の字あり、今蘇校に據りて井の字を移して下句の首に置く、【用梓若松】梓を舊本に桸に作る、今孫校に據りて改む、【戶內有兩蒺藜】戶內の內舊本に穴に作る、今孫校に據りて改む、【壘石外埻】埻を舊本に塼に作る、今孫校に據りて改む、【以橋鼓之百斤】斤を舊本に十に作る、今孫校に據りて改む、【毋下重四十斤】毋下重を舊本に每亦熏に作る、今孫校に據りて改む、【適人疾近吾穴】吾穴を舊本に五百穴に作る、今蘇校に據りて改む、【即以倚鑿】舊本に倚を伯に作る、今孫校に據りて改む、【戰且北】舊本に且戰北に作る今孫校に據りて改む、

【斬艾與柴長尺】以下下文の男女相半に至るまで、凡そ三百九十四字、舊本には錯りて備城門篇に入る、今王校孫校に據りて改訂す、【迎穴爲連版】舊本に版の字なし、今王校に據りて補ふ、【鑿井城下】舊本に下を上に作る今孫校に據りて改む、【內新甀井中】甀を舊本に斬に作る今孫校に據りて改む、【審知穴之所在】審の下舊本に之の字あり今孫校に據りて削る、【必以堅材爲夫】材を舊本に杖に作る、今俞校に據りて改む、【置艾丌上七八員】舊本に員を分に作る、今孫校に據りて改む、【以車輪爲轀】舊本に爲の字を脫す、今孫校に據りて補ふ、【一束樵染麻索】染を舊本に梁に作る、今蘇校に據りて改む、【五寸廣柱間七尺】七を舊本に也に作る、今孫校に據りて改む、【二柱共一負土】負土を舊本に員十一に作る、今孫校に據りて改む、【必固丌負土】負を舊本に員に作る、今孫校に據りて改む、本句の下に舊本は無柱與柱交者の六字あり、諸注瞶通せず、疑らくは錯句ならん、今之を削る、【皆爲丌瓦屋】丌瓦を舊本に穴月に作る、今王校に據りて改む、【令丌密入】下に伏尺の二字あり、今一本に據りて削る、【大如鐵鈇鉞】鈇鉞を舊本に服說に作る、今諸葛

ず、【木杘杘有鹿轤收】杘は丑利切音「シ」柄なり、鹿轤收は一本に盧枚に作る、盧は鑪の省字にて、鑪は銅鐵を錯るなり、「ヤスリ」と訓ず、此所は木柄に齒を刻み鑪錯の如くになすを云ふと解せりされども枚の字は解すべからず、【以左客穴】左は佐と同じ、左の字もと脫字あらん、今攷ふべからず、【貍丌中】貍は埋と同じ、【高八尺廣□□】□□とあるは脫字なり、今攷ふべからず、【善爲傅埴】埴は黏土なり、「ネバツチ」と訓ず、傅は附著するなり、上文にある善周塗其傅柱者と同義なり、【益陳靃及艾】益は多なり、靃は藿と同じ、藿は豆葉なり、【屬四爲斤斧鋸鑿鑼】屬は钃と同じ、钃は鉏の一種「スキ」と訓ず、斤は木をきるに用ふる柄の曲れるきれ物なり、「ヲノ」と訓ず、斧は木をあら伐りにするに用ふる斤なり、「ヲノ」「マサカリ」と訓ず、鋸は「ノコ」と訓ず、鑿は「キリ」と訓ず、鑼は銶の字の轉聲にて、此にては銶の義に用ふ、銶は鑿の屬なり、「詩經」豳風の破斧の毛傳に、鑿屬曰錡木屬曰銶とあり、【爲鐵校】校は欄柵の類なり、「說文」に校木囚也とあり、徐注校者連木也とあり、孫注に鐵校蓋鑄鐵爲闌校以禦敵とあり、【益持醓】醓は醯の俗字にして、醯は酸なり、「ス」と訓ず、孫注に醯蓋可以禦煙、春秋繁露郊語篇云人之言醯去煙、今本繁露醯作醓、醓亦字之誤と云へり、

存異

【敢問敵人】舊本に敵人を古人に作る今王校に據りて改む、【城中人爲之奈何】城の字諸本に或に作る、今意を以て改む、爲之奈何より下文の爲高樓以謹に至るまで凡そ二十四字舊本は誤りて備城門篇に入る今王校に據りて改訂す、【候望敵人】本句より下文の然則穴土之攻敗矣に至るまで凡そ三百四十五字舊本は誤りて備城門篇に入れり今王校に據りて改訂す、【固幎之以薄輅革】幎の字舊本に順に作る今孫校に據りて改む、【鑿穴迎之】穴舊本に內に作る今王校に據りて改む、【令陶者爲瓦罌】瓦罌の字舊本に月明に作る今王校に據りて改む、【長二尺五寸大六圍】舊本に大の字を脫す、今王校に據りて補ふ、【善周塗丌傅柱者勿燒柱】舊本に丌を亦に作る今畢校に據りて改む、勿燒柱の下に者勿燒の三字あり今之を削る、【置康若灰】舊本灰を矢に作る畢阮は疾に作るべしと云へり、今王校に據りて改む、【康長亙寶】亙を舊本に五に作る、今

目之方、鑿穴以盆盛醯、置穴中、大盆毋少四斗、即熏以目臨醯上、及以洒目、

【通釋】木を斫る斵と云へる器は、銅を以て其の刄首となす、長さは柄と共に五尺となす、之を以て穿ちて孔を爲る、木の柄あり、其の柄は轆轤がありて收め、以て敵穴を破ることを佐く、罌の三十斗以上を容るゝ者を調のはしめ、之を穴中に埋むること三丈一尺ばかりにして、其の中に居て敵の穴を爲る者の聲を聽き取りて、其の穴路の所在を察し知る、穴を爲ること高さは三尺廣さは若干尺にして、善く傅埴とて、柱に附接する者を善く周く塗りて火に燒かるゝこと勿らしむ、冶鑪竝に牛皮を以て作れる排橐と及び鑪に附屬せる二の瓦缶を具備せしむ、穴を衞る者二あり、多く蓄及び艾を陳らね具へて、穴が貫通すれば以て之を燻して烟を起し、敵の來擊を防ぐ、斧は銅を以て斧の刄となす、柄の長さは三尺とす以て穴を衞る者四あり、纍を爲りて穴を衞る者四十、物を斫る鋸鐫は四つあり、又斤斧鋸鑿钁を爲る此れは恰度自から衞るに足るを以て限度とす、鐵校とて鐵製の闌を設けて、穴を衞る者四あり、大ならず小ならざる中樓を爲る高さ十尺半にして廣さ四尺とす、又橫穴竝に大樓を爲る槀枲の燃料となるべき者を具へ、恰度自から之を燭として穴中を照らすに足るを以て限度となす、多く醯を儲へ置かしむ、敵兵若し烟を燻して我を困しむるときは、醯を以て目を救ふべし、目を救ふ方法は、穴を鑿つに方りて盆を以て醯を盛りて穴中に置き、大盆に少くも四斗を入るべし、若し敵兵より烟を燻すときは、自から己が目を以て醯上に臨み、又は醯を以て目に洒ぐべし、是れ穴中目を救ふ方法なり、

【解義】【斵以金爲斮】斵は斫なり、斫は擊なり、斮は鐯の俗字にして、「爾雅」の釋器に斫謂之鐯とあり、されば斵と斮とは、均く斫の義にて、「キル」と訓ずれども、此所にては名詞とし看るべし、乃ち物を斫る斵と云へる器は、金を以て鐯と云へる刄となすことを言ふなり、【長五尺】刄及び床を合計したる尺度なり、【爲銎】銎は斤斧の穿なり、孔の本字なり「アナ」と訓

字を以てせり、之の下字闕く、恐らくはもと持せる器の名稱を記せしならん、【受六絭】絭は橐の假字なり、橐とは土を盛る籠なり、【約枲繩】枲繩は麻繩なり、【爲大廡】廡は甒の古字「儀禮」の注に方言を引きて罌周魏之間謂之甒とあり、【取城外池脣】池脣は池邊なり、【散之外斬】斬は塹の省字なり、【深到泉】泉は黄泉なり、備城門篇にも下地得泉三尺而止とあり、宜く參考とすべし、【爲鐵鈇】鈇は斧なり「ヲノ」と訓ず、又說文に鈇莝斫刀也とあり、【金與鈇枋】枋は柄なり、鈇枋とは鈇の柄を謂ふ、【財自足】財は纔と同じ、「漢書」の揚雄傳に財足以奉郊廟とあり、顔注に財讀爲纔同と云へり、乃ち適度に足りて過多ならざる意なり、【客即穴】即は若なり「モシ」と訓ず、【爲鐵鉤距】鉤距は鉤なり、「クマデ」と訓ず、孫注には鉅與距通「荀子」の議兵篇所謂宛鉅とあり、【穴徹以鉤客穴者】徹は通なり、客穴者とは敵の穴を爲る者を言ふ、【短矛短戟】戟は雙枝の者を戟と爲し、單枝の者を矛と爲すと、増韻に見ゆ、【短弩虻矢】虻矢は短矢なり、「方言」に箭其三鐮長尺六者謂之飛虻とあり此の虻矢疑らくは即ち飛虻のことならんと、孫注に云へり、

斲以金爲斲、長五尺、爲鋻、木尿、尿有鹿盧收、左客穴、戒持罌容三十斗以上、貍穴中三丈一、以聽穴者聲、爲穴高八尺、廣□□、善爲傅埴、具鑪牛皮橐、及瓦缶、衞穴二、葢陳霍及艾、穴徹以熏之、斧以金爲斫、尿長三尺、衞穴四爲壟衞穴四十、屬四、爲斤斧鋸鑿钁財自足、爲鐵校、衞穴四、爲中櫓、高十尺半、廣四尺、爲横穴大櫓、葢具槖枲、財自足、以燭穴中、葢持醯、客即熏以救目、救

旁爲槖充竈伏柴艾とあり、【以槖守之】槖は「フイガウ」と訓ず、既に見ゆ、備突篇に鼓槖而熏之とあり、熏は爐なり、

攻穴爲傅士之口、受六參、約枲繩以絆下、可提而擧投、已則穴中之人退守壘、中爲大廡一、藏穴、具丌中、難穴、取城外池脣木瓦、散之外、斬丌內、深到泉難近穴、爲鐵鈇、金與鈇、柄長四尺、財自足、客卽穴、亦穴而應之、爲鐵鉤鉅長四尺者、財自足、穴徹以鉤客穴者、爲短矛短戟短弩䖟矢、財自足、穴徹以鬬、

【通釋】 穴を攻むるには土を持ち運ぶ器を爲る、其の容量は六藟とて六つの土を盛る籠の量を受け容るる者とし、麻繩を以て其の下方を約束し、提げて擧げ投ぐることを得べきを限度となす、已むときは穴中の人退きて壘を守り、穴中に留る人は大なる甒一つを爲り、穴に藏め其の中に物を取り揃へて、敵兵の穴を鑿ちて進入に備ふ、穴を鑿ち難きときは城外池邊にある木瓦を取りて、之を外に散し、其の內に塹を造り其の深さ泉水のある處に至りて、穴に近づき難くなすべし、鐵の鈇を爲る金屬の部と柄部とが長さ四尺あれば、恰度自から足るなり、敵若し穴を鑿たば、我も亦鐵鈇を以て之に應じて防がんのみ、鐵鉤距の長さ四尺なる者を爲れば、恰度自から足るなり、穴が貫通すれば、鐵鉤鉅を以て、敵の穴を鑿ちて進む者を鉤に掛けて倒さんのみ、短矛短戟短弩飛䖟箭を爲れば、恰度自から足れり、穴が貫通すれば、以上の矛、戟弩矢を以て之と鬪はんのみ、

【解義】 【傅士之口】傅士は土を附着するなり、或は持土に作るべしとも云へり、持は備城門篇にある持水持沙の持にて、墨子多く物を儲ふるを言ふに、持の

下に鑿ち敵兵が井を鑿ち隧道を開きて通せんとするを俟ち伺がひ、版を其の上に置き、其の一偏方を鑿ち畢れば版を移し易へて其の一偏方を鑿ち、桔槔に兩趺を付け、井傍に其の植柱を立て、鉤を桔槔の兩端に附着し、或は俯し或は仰ぎて敵を銜き、又は敵の人員及器物を勾きて取るなり、以上諸の穴を作る者五十人にて、其の人足は、男子は穴を鑿ち、女子は土を運ぶの用ありて、恰度何れも相半數なりとす、

【解義】【偪穴高七尺】偪穴は鼠穴と同じ、爵穴の如き類にて即ち備梯篇にある熏鼠なりと孫注に云へり、【柱間七尺】穴牆の兩傍各、柱を爲り、其の間七尺なりと孫注に解せり、【二尺一柱】穴牆の一邊二尺に一柱あること、【柱下傅舃】柱碣を礎と曰ふ、舃は碣の古字なり、「イシズヱ」と訓ず、此所は柱の下部直ちに舃に傅着することを謂ふ、【二柱共一負土】負土は「周禮」の家人の賈疏に隧道上有負土と云へるが如く、此所の穴を爲くるとあるは、即ち隧道のことなれば、亦負土あるなり、負土とは板を横に張りて天井の如くになして、隧道の上にありて土を負へるなり、本句は其の負土を二柱にて、共に之を支ふることを云ふ、【兩柱共質】質は礩と同じ、「廣雅」に碣礩也とあり、即ち上文の傅舃の舃と同じ、亦「イシズヱ」と訓ず、備城門篇に樓四植植皆爲通舃とあるが如く、此所も兩柱俱に礩を共同にし謂ゆる通舃なる者なり、【皆爲其穴門屋】穴門の上に瓦屋を爲ることなり、備突篇にも突門各爲窯竈竇入門四五尺爲其門上瓦屋とあり宜く參攷すべし、【爲置吏舍人】舍人は召し使ひの人なり「漢書」の高帝紀の顏注に舍人親近左右之通稱とあり、【以車兩走爲轀】兩走は兩輪なり、備突篇に吏主塞突門用車兩輪以木束之塗其上とあり、蓋し輪誤りて走に作りしならん、【以穴高下廣狹爲度】車輪を轒轀となすは、穴の廣狹に從うて、尺度を定め、鐵鎖の長さ三丈も亦穴の高下を以て度となす、【當穴者】當穴者の三字を句となし、一頓すべし、是れ當穴者は下文の轉而下之と窑入伏傅突一旁云々との兩事をなさしむべきを云へるなり、【轉而下之】轉は車輪を轉ずるなり、備突篇に寇即入下輪而塞之とあり、「後漢書」の注に引きて輔を輪に作る、此の轉の字亦當に輔の字の誤なるべしと、葛注に云へり、【伏傅突一旁】傅は付と同じ、旁は傍の古字なり、備突篇に門

長四尺半、大如鐵鈇鉞、即刃之、二矛穴去竇尺、邪鑿之、上穴當心、亓矛長七尺、穴中爲環、利率穴、二鑿井城下、俟亓穿井且通、居版上而鑿亓一偏、已而移版、鑿一偏、頡皐爲兩夫、而旁貍亓植、而斂鉤其兩端、諸作穴者五十人、男女相半、

【通釋】　偪穴は地を穿ち隧道となしたる一種の穴なるが、高さ七尺にして五寸廣度の柱ありて、穴の兩傍に立ち、其の間は七尺の廣さあり、各〻一邊に二尺を距離として一柱あり、柱は下も舄礎に傅き隧道なるが故に、道の上に負土と號して板を横に載せたる天井の如き者あり、兩柱は共に之を支へて立てり、兩柱は下に於ては同じ礩に立てり、負土の横板を横土と號するが、さて其の横負土の柱は、大さ二圍半にて必らず、其の負土の板を固む穴に二窯あり、皆其の瓦屋を爲し水潦の入るを防ぐことをなす、爲めに吏及び舍人と稱する小役人各〻一人を置く、又必らず水を置きて渇飲の用に備ふ、穴門を塞ぐには車兩輪を以て轒轀と爲し、其の上を塗り、穴の高下廣狹を以て度となし、穴中に入ること四五尺ばかりにして、之を維ぎ掛けて置かしめ、穴に當りて守る者は敵兵爭うて穴に伏し入りて鬭はんとするに臨んでは兼ねて維ぎ置ける車輪を轉じ下して穴路を塞ぎ、又窯の能く三丸許りの艾を容るべき者を爲り、穴の番に當る者をして密に穴に入り突の一邊傍に伏して傅しめ、二つの橐籥を以て之を守りて眞逆の時は火を吹き起すべく用意して其の處を離ることなからしむ、矛は鐵の長さ四尺半にて頗る短く大さは鐵の鈇鉞の如くにして即ち刄を付け二矛穴は竇を去ること一尺邪めに之を鑿つ、穴は柱間の上下にあり、上穴は恰も鑿者の心胸の邊に當る、即ち穴高きが故に亦長矛を用ふべし、故に矛の長さ七尺となす、穴中に環を施し索を繫け循うて出入するに便宜をなせり、又一法には井を城

繫ぎて鉤は柴葦蕉草を束ねて之を燃やし外の穴中に墜して敵を焚殺す、

【解義】【傳城足三丈一】城足は城脚なり、既に上に見ゆ、上文に五歩一井とあり、六尺を歩となせば五歩は即ち三丈なり、【必以堅材爲夫】夫は趺と同じ、其の形ち足の兩分せるが如くになる臺なり、即ち堅固の材を以て頡皐の趺となすなり、【趣伏柴井中】趣は促と同じ、急促なり、【以車爲轒轀】轀は轒轀なり、兵車なり、其の製は備城門篇の初めに解せり、備水篇に以船爲轒轀の文あり、轒轀は水陸の戰共に用ふることありて、水戰は船を以てし、陸戰は車を以てすと、孫氏は云へり、【一束樵】樵とは汎く柴葦焦草の類を云ふ、【染麻索塗中】備蛾篇にも以木爲上衡以麻索大徧之染其索塗中爲鐵鏁鉤其兩端之縣とあり、參照すべし、【端環一端鉤】鐵鎖の一端に環あり、一端に鉤あるなり、「通典」の守拒法に先爲桔槹縣鐵鏁長三丈以上、束柴葦蕉草而燃之墜於城外所穴之孔以煙燻之敵立死とあるは、亦其の遺法なり、孫注に通典の鐵鎖を說くに據れば、蓋し環を以て桔槹に繫け鉤は以て柴葦焦草を束ねて、之を燃燒する用に供するなりと云へり、

偎穴高七尺五寸、廣柱間七尺、二尺一柱、柱下傅舃、二柱共一負土、兩柱同質、橫負土、柱大二圍半必固亓負土穴二窯、皆爲穴門上瓦屋、爲置吏舍人各一人、必置水、塞穴門以車兩走、爲蓋、塗亓上、以穴高下廣陜爲度、令人穴中四五尺維置之、當穴者客爭伏門、轉而塞之、爲窯容三員艾者、令亓密入伏傅突一旁、以二槖守之、勿離穴、亓以鐵

迎之、穴且遇、爲頡皐、必以堅材爲夫、以利斧施之、命有力者三人、用頡皐衝之、灌以不潔十餘石、趣伏柴井中、置艾丌上七員、盆蓋井口、毋令煙上泄、旁丌橐口、疾鼓之、以車輪爲轀、一束樵、染麻索、塗中、以束之鐵鎖、縣正當寇穴口、鐵鎖長三丈、端環、一端鉤、

【大意】別に說かず、

【通釋】穴壘の中に、各丶一匹の狗を蓄ふ、若し狗吠る時は敵人の來ること有るなり、艾と柴とを斬り、長さ一尺ばかりとして窯竈の中に置く、先づ窯の壁を壘ねて築き、穴に向うて連版を裝置し、井戸を鑿ちて城の脚下に傅き、三丈の距離每に一箇處の井戸を造る、尤も外部の廣さ狹さを視て恰當の處に井を鑿つことをなし、愼んで餘りに場所が迫り過ぎ亦開き過ぐること無きやうに爲すべし、城が卑く穴が高くて穴に穴より城內に入ること難きときは、井を城下に鑿ち三四の井を爲り、新なる缻を井中に納れ伏して、之を注意して聽かば、敵方の穴師の鑿つ聲を認めて敵の穴の所在を知るを得べし、其の時は我が味方にも穴を鑿ちて敵の穴に逆寄せに近づくときは、穴中にて敵味方相遇はん、味方は桔槔を作爲し、必らず堅牢なる木材を以て桔槔の踋付を爲り銳利なる斧を之に施し、有力者三人に命じ此の桔槔を用ひて之を衝くべし、又穴中に灌ぎ込むに不潔物なる糠灰の類を以てすべし、趣かに此の井中に伏して艾を其の上に七員八員ばかり置き、盆を以て井口を蓋ひ烟をして上り泄しむることなくして、其の裝置せる橐籥の口に傍て疾く之を鼓す、又車輪を以て轒轀となし一に樵薪を束ね麻索を染め、中を塗りて之を束ね、鐵鎖は懸けて正に寇の出づべき穴口に當て、鐵鎖は長さ三丈にして兩端あり、一端は環あり一端は鉤あり、環を桔槔に

倚めなる鑿ち方をなして敵の前に來る穴路を測りて、其路に出で遇ふことを務むべし、若し穴中にて敵人と出で遇ふときは、双方と共に相持ちに禦ぎて之を逐ひ去ること勿れ、且つ戰ひ且つ北て敵を誘き深く穴中に入らしめ、以て兼ねて準備せる鑪火が燃ゆるを須べし、其の時味方は即ち去て穴を擁して左右に横出せる殺と名くる處に入るべし、扨て此の殺には⿰亻鼠⿰亻竄と名くる一の潜匿處あり、之が戶及び管鑰を設けてあれば、外よりは入ること能はざるも、內よりは獨り順能其の中よりして往來して行くことを得るなり、即ち內部よりは能く外に出づることを得るなり、

【解義】【以橋鼓之】橋は桔槹なり、既に備城門篇に見ゆ、【即以倚鑿】倚は邪なり邪は不直なること吾が穴が敵穴と正確には相直らざるを以て、此方より斜に穴を鑿ちて之と相遇ふことを求むるなり、【圉而勿逐】圉は禦と同じ、【戰且北】北は背と同じ敗走を北と曰ふ「ニグ」と訓ず、戰うて佯り北げて敵を深穴中に誘くなり、【入壅穴殺】壅は擁の俗字なり、壅穴殺とは即ち穴を擁せる殺と云ふ意味なり、上文に十步擁レ穴左右横行高廣各十尺爲レ殺とあり、【有⿰亻鼠⿰亻竄】⿰亻鼠は鼠の訛にして、⿰亻竄は竄の變文なり、鼠竄は鼠穴のことにて、人の穴中に在る鼠の竄伏せるが如くなるより名けしならん、【爲之戶及關籥】關籥は管籥と同じ、即ち鎖鑰なり「カギ」と訓ず、【獨順得往來行亓中】行二亓中一の行の下に、自の字ある意味にて看るべし、乃ち其外よりは內へ入ることが出來得ざるも、內より外へは自由に出づることが出來得ることを云へるなり、獨の字は即ち其の中獨り得ることを示せるなり、

穴壘之中各一狗、狗吠即有レ人也、斬二艾與一レ柴長尺、乃置二窯竈中一、先壘二窯壁一、迎レ穴爲レ版、鑿レ井傅二城足一、三丈一、視二外之廣陜一而爲レ鑿レ井、愼勿レ失、城卑穴高、從レ穴難、鑿二井城下一、爲二三四井一、內二新甀井中一、伏而聽レ之、審知二穴之所一レ在、穴而

井は五歩に一つとなす、是れ亦敵の穴を鑿つを防ぐ爲めなり、又梓若くは松の木を用ひて穴の戸を爲る、戸内に兩箇の鐵蒺藜あり皆長さは其の戸を極めて戸と同じき長さとす、戸に環を付けて開閉に便利にす、石を穴外の周圍に壘み積みあげて、敵人が吾が穴に集るを防ぐ手當となす、其の高さは七尺とす、堞垣を其の上に加へ、陛階を常設すること勿れ、若し用事あり出入する時は石に懸け梯子をなし縋りて上下すべし、

【解義】【穴高十尺】穴高は穴の深度を謂ふ、既に前に見ゆ、【鑿如前】如は而と通ず、【歩下三尺】此所疑らくは脱誤あらんと、孫注に云ふ、今姑く孫氏の解を用ふ、【俚兩罌】俚は埋と通ず、【聯板以聽】備城門篇に罌容三十斤以上埋穴中、丈一以聽穴者聲とあり、參考とすべし、【壘石外埻】壘は積みあぐるなり、埻は郭と同じ、【與石以縣陛上下】與石とは於石と云ふと同じ縣は後世の懸の字なり縣陛とは懸け梯子の類なり縋りて上り下りをなすことを云ふ、

具鑪槖、槖以牛皮、鑪有兩甀、以橋鼓之、重百斤毋下重四十斤、然炭杜之、滿鑪而蓋之、毋令氣出、適人疾近吾穴、穴高若下、不至吾穴、即以伺鑿而求通之、穴中與適人遇、則皆圉而毋逐、戰且北、以須鑪火之然也、即去而入壅穴殺、有鼠竄、爲之戶及關籥、獨順得往來行亓中、

【通釋】穴中に冶鑪の排槖を具ふ、其の槖は牛皮を以て製し、鑪に兩箇の甀あり、桔槹を橋と云へるが、その橋を以て之を鼓動す、橋の重さは百斤とす、百斤ならずとも四十斤より下ること毋れ、炭を燃して之を杜ざ鑪に滿てゝ之を蓋ひ、火氣を外に出さしむることなかれ、敵人疾く穴を穿ちて進み吾が味方の穴に近き來り、穴が高く若くは下くして吾が味方の穴と正く相出で逢はざるときは、味方は即ち穴中にて

らず、且、上文に備穴者城內爲高樓と曰ひ、下文に然則穴土之攻敗矣とあれば、備穴篇の文たること明かなりと王引之は曰へり、今之に從ふ、

寇至吾城、急非常也、謹備穴、穴疑有應寇、急穴、穴未得、愼毋追、凡殺以穴攻者、二十步一置穴、穴高十尺、鑿十尺、鑿如前、步下三尺、十步擁穴、左右橫行、高廣各十尺爲殺、俚兩甖、深平城、置板亓上、聯板以聽、井五步一、密用梓若松爲穴戶、戶內有兩蒺藜、皆長極亓戶、戶爲環、壘石外埻、高七尺、加堞其上、勿爲陛、與石以縣陛、上下出入、

【大意】別に說かず、

【通釋】寇の吾が城に至り迫ること急速にして非常なるときは、吾に於ては謹みて穴に備へ手當をなせよ、即ち地中の道より城內に攻め入る虞あればなり、若し穴に潛り居て外より來る兵に應じて起る寇あらんかと疑ふときは、穴を急に防備をなせよ敵の攻め來る穴が何處に在るかを未だ知り得ざるときは、注意して備へ、輕しく敵兵の奔るを追ふこと勿れ、或は吾が兵の空虛に乘じて穴中より城內に攻め入るかも圖られず、凡そ殺に對して穴を鑿ちて之を攻むる者は二十步に一箇處穴を設く、穴の高さは十尺鑿つ深さも亦十尺とす、鑿ちて前方に進む每步下ること三尺十步ばかり進みたる處にて穴を擁して中心點とし、其れより左右に橫行して、高さ廣さ方十尺の別穴を作る、是を名づけて殺と曰ひ、以て眞逆の時に傍に出づる準備と爲す、又兩箇の甖を埋め、深さは城と平均にし、即ち城內の地平線と對待的に埋め、板を其の上に置く、其板を聯ねて地中に穴を鑿つの聲を聽く、

に此の如くなして穴師即ち穴を鑿つ者と倶に前ましむ、糠若くは灰を穴中に置く然れど宜き程度に止めて滿つること勿れ、灰糠長く竇中に行き亘り滿ち左右相币りて平均に相如くなり、穴の內口に竈を爲り瓦を燒く窯の如くならしめ、七八束の柴艾を容るゝ大さならしめ、左右皆此の如くす、竈は四つの火を吹き起す道具の橐籥を用ひ、穴中にて將さに敵に遇はんとするときは、頡橰の仕掛を以て之を衝き疾かに橐籥を鼓し火を吹き起して之を燻す、其の時は必らず橐籥の取扱に熟練なる者をして之に當らしむ、擅に竈の前を離れて他處に行かしむること勿れ、連板は穴の高さ下さ廣さ狹さを計りて度を定め、穴師をして連版と同時に前ましむ、其の版に空穴を鑿ち矛を容れしむ、其の版上に鑿てる空穴の數は其の疏にして間あると密にして間なきとを三つ分になして、疏もあり密もありて、竇を救ひ防ぐことを得せしむ、穴中にて若し敵に遇ふときは、連板を以て之に當り、矛を以て竇を救ひ敵に竇を塞がしむるなかれ、竇若し敵に塞がるゝときは、連版を引きて後方に退却す、一の竇內に敵と相遇うて敵之を塞ぐときは、其の竇を鑿ちて其の烟を通じ、烟通ずると共に橐籥を鼓し動かし火を吹き起して之を燻し、穴內よりして穴の左右の模樣如何を聽察し、急に敵の前むを絕ち行くことを得しむる勿れ、若し敵兵來りて穴に集り入らんとするときは、其の穴を塞ぐに柴を以てし、土にて塗り我が連版を焚く可きこと無らしむ、左するときは敵が土に穴を穿ち寄せ來ることは失敗に歸するなり、

【解義】【置康若灰】康は糠と同じ、【令容七八員艾】員は丸なり艾は山野に自生する草の名「ヨモギ」と訓ず「論衡」にも一丸之艾と順鼓篇に見ゆ、【竈用四橐】橐は冶爐の排橐なり「フイガウ」と訓ず、【以頡皐衝之】頡皐は桔橰と通ず、一種の轆轤仕掛の機械なり又刎ね釣瓶のこと、「莊子」の天運篇に桔橰者引レ之則俯舍レ之則仰とあり、【廣陝爲度】陝は狹と同じ、【穴則遇】則は即と同義に用ふ、【引版而郤】郤は退なり、【若客集穴】客は敵人を謂ふ、既に上に見ゆ、【然則穴土之攻敗矣】上文の候望適人より本句に至る、凡そ三百四十五字は、舊本に亦誤て備城門篇に入れり、以謹候望適人の六字は文義緊に相承接し、他篇に分屬すべか、

革可以爲縷束也とあり、固く罌口を覆ふに皮革を以てすると、畢注に「通典」に以新罌用薄皮裹口如鼓也と云へり、

柱之外、善周塗、丌傅柱者、勿燒柱、善塗丌竇際、勿令泄、兩旁皆如此、與穴俱前、置康若灰丌中、勿滿、灰康長互竇、左右俱雜相如也、穴內口爲竈、令如窯、令容七八員艾、左右竇皆如此、竈用四橐、穴且遇、以頡皐衝之、疾鼓橐熏之、必令明習橐事者、勿令離竈口、連版以穴高下廣陜爲度、令穴者與版俱前、鑿丌版令容矛、參分丌疏數、令可以救竇、則遇、以版當之、以矛救竇、勿令塞竇、竇則塞、引版而郄、遇一竇而塞之、鑿丌竇、通丌煙、煙通、疾鼓橐以熏之、從穴內聽穴之左右、急絕丌前、勿令得行、若客集穴、塞之以柴塗、令無可燒版也、然則穴土之攻敗矣、

【大意】　別に說かず、

【通釋】　穴を鑿つて造くるには、柱を設けて支持す、然るに敵は此の柱を燒きて穴を潰し崩すことあり、故に柱の外は善く其の柱に傅屬する者を塗りて、敵をして、柱を燒かしむること勿れ、善く其の竇穴の合せ目を塗り、氣を外に泄らさしむること勿れ、兩旁共

【解義】【縛柱施火】薪を柱に縛り着け火を掛けて焼き打ちにすること、孫注に「商子」の境内篇に穴通則積薪積薪則燔柱とあり、又「通典」の兵門に距闉の方を述べて鑿地爲道行於城下攻城建柱積薪於其柱圜而燒之柱折城摧とあるは、即ち古の穴攻の法なりと云へり、【候望適人】適は敵と同じ、既に屢見ゆ、【若彭有水】彭は旁と通ず「アマネク」と訓ず、王闓運は彭は暴なり、土多く水中に投ずれば故に暴に水の濁るなり、【急壍城内】壍は塹と同じ、【穴丌土直之】直は當なり、正見なり、

穿井城内、五歩一井、傳城足、高地丈五尺、下地得泉三尺而止、令陶者爲罌、容四十斗以上、固幎之以薄鞈革、置井中、使聽耳者伏罌而聽之、審知穴之所在、鑿穴迎之、令陶者爲瓦罌、長二尺五寸、大六圍、中判之、合而施之穴中、偃一覆一、下迫地、

【大意】別に說かず、

【通釋】井を城内に穿つことは、五歩每に一の井を穿つ、城の脚下に井を作る、高き土地は深さ一丈五尺を度とし、下き土地は泉水を得ること深さ三尺なれば止む、陶匠をして罌を作らしむ、其の容量は四十斗以上を容るべく作り、固く其の口を覆ふに薄き革皮を以てして、井水の入るを防ぎ、井の中に置き耳聰者をして罌中に伏匿して之を聽かしめ、以て審かに敵兵の鑿ち造りつゝある穴の所在を知りて、此の方より穴を鑿ちて逆寄に之を迎ふることゝなせり、又陶匠をして瓦罌を作らしむ長さ二尺五寸大さ六圍中ごろより之を半分し、合せて之を穴中に施し、一箇を仰向けにし、一箇を偃せ覆うて其の下は地に近づき迫らしむ、

【解義】【傳城足】傳は附と同じ、城足は城脚なり、井を城の脚下に近づき穿つなり、【固幎之以薄鞈革】幎は音「ベキ」覆なり、鞈革は皮革なり、鞈は「說文」に生

改む、【充竈伏柴艾】伏を舊本に狀に作る、今畢校孫校に據りて改む、

備穴第六十二

備穴は穴を備ふるなり、然れど此篇亦脱簡ありて全文にあらず、孫注に據れば備城門篇に攻具十二穴を說くこと突前に在り、此の次序、彼と同じからず、疑らくは亦傳寫移易して其の舊にあらず、

禽子再拜再拜曰、敢問適人有善攻者、穴土而入、縛柱施火、以壞吾城、城壞、城中人爲之奈何、子墨子曰、問穴土之守邪、備穴者、城内爲高樓、以謹候望適人、適人爲變、築垣聚土非常者、若彭有水濁非常者、此穴土也、急壍城内穴亓土直之、

【大意】禽子の穴攻の守禦を問ふに對ふる、先づ適人候望の方を以てするなり、

【通釋】禽子滑釐再拜をなし、再拜して子墨子に教を乞うて曰く、敢て問ふ敵人に善く敵を攻むる者あり、土地に穴を穿ち隧道を爲して入り柱を結び付けて建て、薪を積みて火を掛けて、吾が城を燒き打ちになし壞るとき吾が城壞れん其の時城中の人、如何に防禦をなして可なるや、子墨子曰く何にかの尋ねなるかと思へば、穴土に對しての守りの方法を問はるるか、いざ之を語らん、備穴の方法は、城内に高樓を爲りて謹みて敵方の人を候望すべし、敵方の人平常と變りたることを爲し、垣を築き土を聚むること非常なる者若くは彭に水の濁ること非常なる者は、此れ敵人土地に穴を穿ち地中に道を作ればこそ、右の如く土が澤山聚り又は水中に投じて濁れるなり、其の時は此の方にても、急に城内に塹を穿ち其の土に穴を作り敵の入り來るに當るべし、

前後闕文あらんと、諸注家皆云へり、

城百步、一突門、突門各爲窯竈竇、入門四五尺、爲丌門上瓦屋、毋令水潦能入、門中吏主塞突門、用車兩輪、以木束之、塗其上、維置突門內、使度門廣狹、令人入門中四五尺置窯竈、門旁爲橐、充竈、伏柴艾、寇卽入、下輪而塞之、鼓橐而熏之、

【大意】別に解說を要せざれば省く、

【通釋】城の百步每に一の突門あり、突門には各、一突門每に窯竈竇を爲る、其の位置は突門を入ること四五尺の內の處に爲る、其の突門上を蔽へる瓦屋を爲り、外方の雨水をして能く入ること毋らしむべし、門中の吏ありて突門を閉塞することを主どり、平生は車の兩輪を以て木を束ね、土にて其の上を塗り維ぎて突門の梁の下に置くことをなす、而して其の車輪の大小の度は門の廣狹の度を以て度となさしむ、又人をして門中に入ること四五尺の處に窯竈を置き、門傍に橐籥を爲り、竈內に充ちて柴艾の燃料を伏し藏め置かしめ、敵兵若し入り來らば、豫て用意したる輪を上より下だして之を塞ぎ、一方は橐籥を鼓かし火を柴艾に付けて、之を熏べ敵を苦しましむ、

【解義】【一突門】突門は城內より敵に備ふるが爲めに設くる門を言ふ、「後漢書」の竇融傳に公孫述令守突門とあり、註に突門守城之門と解せり、【各爲窯竈竇】窯は窰に同じ、瓦を燒く竈なれども、此所にては竈と相熟して唯だ「カマド」と訓ず、竇は穴なり、諸葛氏は竈に作る、【毋令水潦】潦は行潦なり、路上の流水にて「タマリミヅ」と訓ず、「門旁爲橐」橐、橐籥なり、「フイガウ」又は「フイガウバコ」と訓ず、火を吹き起す具なり、

存異

【令人入門中】人の字舊本に入に作る今孫校に據りて

を作り、疾く之を佐けて進行をなさしむ、

【解義】【令巨万内】巨は渠の省字なり、渠は溝渠なり、【深穿之令漏泉】泉は地中より出づる水なり、此の所深き井戸を作りて他泉を引き寄することを謂ふ、畢注に「通典」の守拒法に如有洩水之處即十歩爲一井井之内潛通引洩漏とあるは、即ち其の遺法なりと云へり、【置則瓦井中】則は側と同じ、【以爲十臨】臨とは高處に臨むの義にて、轒轀を作りて城上より臨み下だすの意味を含みて名けしならん、王闓運は本と以爲十臨に作りしならんと云へり、【人擅弩什四酋矛】擅は揮と同じ、提げ持つこと、既に上に見ゆ什は十と同じ酋は長さ二丈ある矛なり、【以船爲轒轀】轒轀は兵車なり、船を轒轀の効力同様に活動せしむるを謂ふ、陸に車を以て轒轀となすことは、既に備城門篇に見ゆ、【劍甲鞮瞀】瞀は鍪と通ず、鞮鍪は即ち兜鍪にて冑なり、亦鞮鍪に作る、「漢書」の韓延傳にも被甲鞮鍪の語あり、【城上爲射機疾佐之】射機は既に備城門篇に見ゆ、王闓運は自城上浮船と解せり、畢注に「通典」の守拒法を引きて城中速造船一二船載三十人自暗門銜枚而出潛往斫營決隄堰覺即急走城上鼓噪急出兵助之とあるは、即ち其の遺法なりと云へり、

存疑

【城中地偏下】舊本に城地中偏下に作る今孫校に據りて改む、【令巨万内】舊本に令巨を令耳に作る今同上、【鑿城内水巨】巨舊本に耳に作る今同上、【人擅弩什酋矛】舊本に人擅弩計四有方に作る今同上、【万十二人】舊本に万二十人に作る今同上、【人擅酋矛】酋矛舊本に有方に作る今同上、【十八人人擅弩】舊本に十八人擅苗に作る、今王校孫校に據りて改む、【城上爲射機】舊本に機を撲に作り畢校は檥に改む、今孫校に據りて改む、

□□第五十九（闕）

□□第六十（闕）

備突第六十一

突門を備ふるを以て篇に名づく、されど此の篇

置則瓦、井中視外水深丈以上、鑿城內水巨、並船以爲十臨、臨三十人、人擅弩什四酋矛、必善以船爲轒轀、二十船爲一隊、選材士有力者三十人共船、丌廿二人、人擅酋矛劍甲鞮瞀、十八人人擅弩、先養材士爲異舍、食丌父母妻子以爲質、視水可決、以臨轒轀、決外隄、城上爲射機、疾佐之、

【大意】別に解説を用ひずして明かなれば略す、

【通釋】城內塹湟の外周廻せる道路は、廣さ八歩とす、水を備へて萬一の用となすには謹で四方竝に高下の度合を度り、城中の地にて偏より卑下なる處は、之を利用し、渠を作り、及び卑く平坦なる處にも渠を作る、又土地は深く或る處を穿ちて、他の出で水を漏らして其の處に引き寄せ、又側瓦を井中に置きて他より內漏の水を防ぎ、外方の水の深度一丈以上の處を見計らひて、城內の水渠を鑿ちて、外水を城內に引き入れ、竝べる船十隻で臨と名づくる一と備へをなし、一臨每に三十人を載せ、人ごとに弩十張と四の酋矛とを持ち必らず善く船を轒轀の用に供へ、二十船を一の隊となし、材士の力能ある人を選拔し船を共にし、其の內十二人酋矛を持ち劍や甲や鞮瞀と名くる一種の兜を着け、十八人は人ごとに弩を持ちて之と同乘す、此の三十人は決死の士にして大切なる用向を帶びて城外に出づることなれば、先づ材士を養ひ異なりたる屋舍を爲り、其の父母妻子家族を養ひ出征の者をして後顧の憂なく、亦一方には以て貳心なきを表して質子となす、城內に貯へ備ふる水が最早決潰して宜かるべき度合を計り、水力の恰度頃合を視定めて、轒轀となせる船を以て、高處より卑き處に臨み、外隄を決して舟を浮かべ出だし城上より射機

俗通義」の正失篇に猛怒如₂虎之奔₁赴也とあり、以て賁士とは勇武ある士を言へることを知るべし、【適人必或】或は惑と同じ、【以號相得】號は稱號なり、號令篇に名有レ號とあり、「六韜」の金鼓篇に以レ號相命勿レ令レ之音とあり、

存異

【子墨子甚哀之】舊本に甚を其に作る、今畢校に據りて改む、【登酒摶脯】舊本に管酒塊脯に作る、今孫校に據りて改む、【昧菜坐之】昧を舊本に味に作る、今孫校に據りて改む、【問雲梯之守邪】舊本に守の字を闕く、今王校に據りて補ふ、【機衝棧城】棧舊本に錢に作る、今王校に據りて改む、【校機藉之】校の字舊本に拔に作る、今孫校に據りて改む、【下矢石沙灰】灰舊本に炭に作る、今王校に據りて改む、【施斲爪面】斲を舊本に斂に作る、今孫校に據りて改む、【必當隊而立】舊本に當の字なし、隊を遂に作る、今孫校に據りて補改す、【置裾城外】舊本に置の字なし、今畢校孫校に據りて補ふ、【伐裾之法】舊本に之法の二字なし、今畢校諸葛校に據りて補ふ、【小大盡木】木舊本に本に作る、今畢校孫校に據りて改む、【以十尺爲劃】劃舊本に傳に作る、今畢校に據りて改む、【竈門有鑪炭】舊本に竈門の二字なし、今畢校孫校に據りて補ふ、【兩載之間】此下舊本に載之門の三字あり、今畢校に據りて削る、【皆立而待鼓而然火】舊本に待を持に作り、然を撚に作る、今王校に據りて改む、

□□第五十七（闕）

備水第五十八

此の篇城中豫め水を備へて守戰の用となすべきを言ふ、但文章篇幅甚短し、語未だ周詳ならざるに似たり、疑らくは闕脫あるならん、

城內塹外周道廣八步、備レ水、謹度₂四旁高下₁、城中地偏下、令レ巨₂丌內₁、及下地、地深穿レ之、令レ漏レ泉、

【通釋】　縣火と云へる一種の火を利用して敵を防ぐ者あり、其の仕方は四尺に一の鉤樴と云うて、杙に釣したる鉤ありて、之に火を懸くるなり、五歩に一の竈あり、竈門には火を焚くべき鑪炭あり敵人をして盡く入らしめて、火を熏て門を燒き、縣火は之に次ぎて出で、車に載りて立ち、其の廣さは隊を終ふ、即ち隊一杯になるなり、此の車と車との間に一の縣火あり之を取り扱ふ者は、皆立ちて鼓音の聞ゆるを待ち、之を相圖として、火を燃し着け即ち倶に一時に之を發して、敵人を燒き討になす、若し敵人其の火を除き消して復た攻むるときは、城上より縣火を復た下さば敵人は非常に苦み疲るゝ故に、兵を引きて去らん、其の時味方決死の士をして左右より穴門より出でて敵の殘兵を擊たしむべし、吾が勇士主將をして、將士共に皆城中にて打ち鳴らす進擊を相圖せる鼓音を聽きて出で、又其の引き揚げを相圖せる鼓音を聽きて、城中に入らしめ、平素の掟に因りて兵を出だし、伏兵を施し、夜半城上に於て四面鼓噪して用意怠りなきときは、敵人必らず惑ひ恐るゝならん、此の如きことあらば、必らず能く敵軍を破り敵將を殺さん急擊不意打ちのときは白き衣を以て服とし互に呼ぶに稱號を以てして、相確むることを得ば對手の敵か味方かは目に視別け耳に聽き別くることあり、此の如く味方の防備が能く整ふときは、敵の雲梯の攻め方失敗に歸し何等の功なかるべし、

【解義】　【縣火四尺一鉤樴】縣は懸と同じ、縣火は空中に吊し懸たる焚火なり、樴は杙と同じ、鉤樴は樴に釣り下げたる鉤なり、【竈門有鑪炭】鑪は爐と同じ、竈門は竈の口なり、【煇火燒門】煇は熏と同じ、火烟上出するなり、「ケムリダテ」と訓ず、【載而出】「說文」に載は乘也とあり、此所は戰車を謂ふに似たり、【即具發之】具は倶と通ず、【適人除火而復攻】除は屏除なり、敵兵城上より下だせる火を屏除するを謂ふ「左傳」の昭十八年にも振除火災の語あり、【出穴門擊遺師】穴門は即ち隧中の門なり、遺師は遺せる師さなり、蘇氏は遺は潰の誤りならんと云ひ、孫注は遺は遁に作るべしと云へり、【令賁師主將】王引之は賁は者の誤にして、者は諸と同じ、諸師とは諸の師さなりと云ひ、孫注は賁は虎賁と義同じ、「宋書」の百官志に虎賁を皆、虎奔に作る、虎の奔至するが如きを言ふなり、「風

なりと云へり、未だ孰か是なるを知らず、【伐裾之法】葛箋は伐を代の誤とせり、【小大盡木】小木大木を盡くして、其の別なきなり、【二十步一殺】殺の義未だ詳かならず、葛箋には殺は草を薙ぎ地を拂ふ處と云へり、孫注には裾を擁し左右横出爲之と云へり、蓋し裾を中心として、左右に横出する處ならん、【殺有一鬲】鬲は備蛾傅篇には墉に作る、隔と通ず、號令篇に隔部又は署隔の文字あり、蓋し裾を擁し殺をなし、殺中に隔をなし、以て守圍の人及び器具を藏め、又門を爲りて、出て敵を擊つに備ふるなり、【裾門一施】以下七字疑らくは脫字あらん、一說に每門に一裾を施すの義ありと解すれども既に上句に堅築毋使可拔と云ひ、又此所に淺埋弗築令易拔と云ふときは、前後矛盾して叶はず、【城希裾門而直桀】希は睎と同じ、「ミル」と訓ず、直は置と同じ、桀は楬と同じ、楬は杙なり、城上より裾門を望みて楬を置き識別とし、以て敵兵を出擊する便に備ふるなり、

縣火、四尺一鉤樴、五步一竈、竈門有鑪炭、令適人盡入煇火燒門、縣火次之、出載而立、亓廣終隊、兩載之間一火、皆立而待鼓而然火、卽具發之、適人除火而復攻、縣火復下、適人甚病、故引兵而去、則令吾死士左右出穴門擊遺師、令賁士主將皆聽城鼓之音而出、又聽城鼓之音而入、因素出兵施伏、夜半城上四面鼓噪、適人必或、有此必破軍殺將、以白衣爲服、以號相得、若此則雲梯之攻敗矣、

【大意】　縣火敵兵を敗るの法を說き、兼ねて上文の意旨を總緻し、雲梯の攻亦畏るゝに足らざるを言ふ、

【大意】行堞置裾等の備へ、以て敵の攻を守り禦ぐべきを言ふ、

【通釋】城を守るに行堞を爲ることあり、行堞は高さ六尺にして一等級となす、斲を其の外面に施し、機器を以て之を發動して梯を破るべし、但衝車には敵し難ければ敵兵の衝が至るときは、此の施せる斲を去り、衝が至らざるときは此を施す、竇穴は、堞を下ること三尺にして一箇あり、蒺藜の投ずべきは必らず隧道に當りて立つ、而して車を以て之を推し引くことをなす、又城外に別に木を植て遮蔽物とせる裾と名づくる者を置き、城を去ること十尺の處に設け、裾の厚さは十尺となす、裾を伐る法は、小木大木の別なく、盡く之を斷ち長さ十尺を以て斷の程度となす、之を雜へて深く土に埋め堅く築き固めて、敵兵に容易に拔く可から使むること無き樣にすべし、二十步に左右兩旁に橫出せる一の殺あり、殺に一の鬲と云へる番人及び器具を藏むる處あり、鬲の厚さ十尺、殺に又內外の兩重門あり、門の廣さは五尺とす、裾門は（以下本文闕脫あれば釋を省く）城上より裾門を睎望みて、楬を置きて表識とし、敵兵を出擊する便に備ふ、

【解義】【守爲行堞】行堞は活動的の女垣なり、釣り屏の類【六尺而一等】六尺の高さにて一級あるを云ふ、【衝至則去之】孫注に依れば、行堞の斲を施せる者は以て梯を破るべきも、衝は當るべからず、故に之を去ると解すれども、諸葛氏の箋には我衝車至則去行堞とありて、即ち以て衝を助くる者となせり、此解優に似たり、【置裾城外】裾は已に備城門篇に見ゆ、備蛾傳篇に置薄城外去城十尺、薄厚十尺云々と云へる本文と全く相同き文句あり、註家皆以て同一の物となせり薄は「說文」に林薄也とあり、段注に林木相迫不可入曰薄、引伸凡相迫皆曰薄、凡物之單薄不厚者、亦無間可入故引伸爲薄とあり、蓋し此所は城外に於て別に木を植て薄となし藩衞となすなりと、孫注に云へり、諸葛氏は裾恐くは襜の誤にして、厚は廣の誤ならん、襜は帷なり、幨と通ず、「後漢書」の劉盆子傳に乘詳車屏泥絳襜絡之とあるは、是なり、襜を城外に長く引き城を去ること十尺なるは「武經總要」の布幔制に布幔以複布爲幕、以弱竿掛之去城七尺、居女牆之外、以折矢石勢とあるは、此れ襜の遺制

と、畢注に云ふ、【高城二十尺】高城とは城上に高く出づることなり、二十尺は備高臨篇には行城三十尺とあり、未だ孰か是なるを審にせず、【爵穴煇鼠】爵穴は其の大さ僅に爵を容るべき穴なり煇は熏と通ず、「詩經」の豳風七月に穹窒熏鼠とあり、蓋し火烟を以て穴を熏して鼠を去るなり、之に因りて小なる空穴も、亦熏鼠と名づくと、孫注に云へり、【施荅丌外】荅は渠荅なり、已に前に見ゆ、【機衝棧城】衝は衝車、襍守篇に見ゆ「六韜」の發啓篇に無衝機而攻とあり、蓋し攻守共に通用するなり、棧城は備城門篇に城上の備に行棧あることを說けり、即ち此所の棧と同じ、城は即ち行城なり、【以鐫斲】鐫は鑿なり、斲は削なり、皆敵の梯を斫り破る器械なり、【令案目者視適】案は按と同じ、按は止なり、按目とは目を止め注視することを謂ふ、淮南子の「泰族訓」に欲知遠近而不能教之以金目則射快とあり、許注に、金目深目所以望遠近射準也と云へり、孫注に此の案目疑らくは金目と同じと云へり、【校機藉之】校機一に鐵校と云ふ、一種の機械其制未だ詳かならず、藉は笮の借字、迫也、發機壓迫して敵を殺すなり、【以靜爲故】故は事なり、

【毋使生慮】兵は神速を貴ぶ、久しければ變の生じ易きことを謂ふ、上文の故の字と共に押韻とす、

守爲行堞、堞高六尺而一等、施斷刀面、以機發之、衝至則去之、不至則施之、爵穴三尺而一、蒺藜投、必當隊而立、以車推引之、置裾城外、去城十尺、裾厚十尺、伐裾之法、小大盡本斷之、以十尺爲斷、離而深埋之、堅築毋使可拔、二十步一殺、殺有一鬲、鬲厚十尺、殺有兩門、門廣五尺、裾門一施、淺埋勿築、令易拔、城希裾門而直桀、

きを言ひ、以て守禦の道あることを明かにす、

【通釋】子墨子乃ち答へて曰く、如何なる問ならんかと案じたりしが、乃ち雲梯の攻め方に對する守禦の方を問はるゝか、其は格別の難事にあらじ、一體に雲梯と申す者は、中々に重き器械なり、其の移動も甚だ難事にして容易にあらず、故に城を守れる者が、行城と申して城上に構ふる假り城や又は雜樓と申して、大小樓を構へて相互に望見すべくやうに間はり設け、其の中央を本位として之を引き環らし、各、其の向き向きの方面により、廣さ狹さの都合に適するを以て定度となし、其の引き環らせる中、藉幕を張り、其の處を餘り手廣く大にすること毋きやうにすべし、さて又、其の行城を構ふる法は、本城より高きこと二十尺許高く構へ、其の上に女垣を加へ、其の廣さは十尺を限度とす、左右に傍支の横出せる雞距を出だすこと、各、二十尺とす、其の高さ廣さは倶に行城の定めの如く、乃ち高さは二十尺廣さは十尺となす、爵穴又は煇鼠などと申す窓穴を設け、渠荅を其の外に施し置きて、防敵の用に備ふ、又機衝行棧などと申す設備の器あり、廣さは隧道と等しく、其の間に鑿又は斵の如き雲梯を斫り破るべき器械を以てし、而して城内に設けある衝機を取り扱ふ者は十人、斵を取り扱ふ者は五人と、右は何れも皆相當に力量ある者を以て之に任ず、案目と申して、初中終に目を止めて能く物を注視する者をして、敵の動靜を視察せしむ、衝機を發するには、鼓を撃ちて相圖となして之を發ち夾みて、之を射重ねて、射機を校して之を壓迮し、城上より繁く矢石沙灰を下だして、之を雨の如くふらし、又燃ゆる薪火若くは水湯を以て城下の敵に投げて其の勢を助け增し、賞すべきは功を審にして之を賞し罰すべきは罪を糾だして之を罰し平生は靜かにして躁ぎ立たざるを以て事となし、一旦其の場に臨みては、之に從ふに急速を以てし、一刻も狐疑躊躇して敵味方共に變りたる思慮を生ぜしむる餘暇なからしむべし、此の如くなれば如何に敵兵雲梯を以て攻め來るとも、其の攻め方は固より失敗に歸するなり、

【解義】【雜樓相見】相見とは相間はりて有ることとなり、【以適廣陜】陜は狹と通ず、已に備城門篇に見ゆ、【毋廣丌處】上文の度の字、幕の字と共に押韻なるこ

も勇氣あり、吾が城池を堙め塞ぎて、軍卒同時に進み、高きに攻め上る雲梯の器械は盡く施し、攻むる設備は何から何にまで最早行き渡り、武士又多く爭うて吾が守れる城に上りて來り攻むるときは、如何に爲せば宜きかと、

【解義】【煙資吾池】煙は堙と其の音通ず義も亦同意に用ふ、資は茨と通ず、「淮南子」の泰族篇に茨其所決而高之とあり、高注に茨積土塡滿之也と云へり、【雲梯既施】雲梯は一種の高き梯子なり、孫注に「通典」の兵門に以大木爲床下置六輪上立雙牙、牙有檢梯節長丈二尺、有四桄、桄相去有三尺、勢微曲遞互相檢、飛於雲間以窺城中、有上城梯首冠雙轆轤枕城而上、謂之飛雲梯とあるを引きて、其の遺法ならんと云へり、

子墨子曰、問雲梯之守邪、雲梯者重器也、亓動移甚難、守爲行城雜樓相見、以環亓中、以適廣陜爲度、環中藉幕、毋廣亓處、行城之法、高城二十尺、上加堞、廣十尺、左右出巨各二十尺、雜樓高廣、如行城之法、爲爵穴煇鼠、施苔亓外、機衝棧城、廣與隊等、雜亓間以鐫劒、持衝十人、執劒五人、皆以有力者、令案目者視適、以鼓發之、夾而射之、重而射之、披機藉之、城上繁下矢石沙灰以雨之、薪火水湯以濟之、審賞行罰、以靜爲故、從之以急、毋使生慮、若此則雲梯之攻敗矣、

【大意】墨子の答を叙し、雲梯の器械を以て敗るべ

下笑、子亓愼之、恐爲身薑、

【大意】禽滑釐の問によりて、守道の容易に語るべからざるを言ひ、以て非戰の意を漏らす、

【通釋】禽子滑釐は子墨子の慰問に因りて、再拜して厚意を謝し、又太息をつきて嘆けり、子墨子之を聞き咎めて曰く凡て人は意に求むることありて未だ得ざるときは、嘆息する者なるが、今子も矢張り何をか欲し求むることあるかと、是に於て禽子は再拜して之が厚意を謝せり、その再拜せしとき曰く、私が欲し求むる所は敵軍押し寄せ來るときは、之を守り禦ぐ道は如何にせば可なるを問はんとするなりと、子墨子曰く、姑く其れは無用に致すべし、古しへ其の守禦の術を有する者は、即ち善く戰ふ者なり、善く戰ふ者は内に向つては、己が常に愛撫すべき人民を親み近づけず、外に向うては國の治め方を整頓せず、味方の少數を以て敵方の衆き方に夾り雜はり、弱き兵を以て強き軍を輕んじその結果は一身は死して國家は繼ぎて滅亡し、徒に天下萬民の咲ひ物と爲りて、何等の寸益なし、子も之を愼しむべし、吾恐らくは子が爲めに失敗して一身を僵さんことを、

【解義】【姑亡姑亡】亡は無と同じ、此所は姑く守の道を問ふこと無れと云へるなり、此の語亦公孟篇にも見ゆ、【外不約治】約は飾なりと、「呂氏春秋」の本味篇の高注に見ゆ、【以少間衆】間は厠なり、「マジハル」と訓ず、「左傳」の隱三年にも、石碏の語を載せて遠不間親とあり、【恐爲身薑】薑は僵と同じ、强と薑とは共に押韻たり、

禽子再拜頓首、願遂問守道、曰、敢問客衆而勇、煙資吾池、軍卒並進、雲梯既施、攻備已具、武士又多爭上吾城、爲之柰何、

【大意】禽滑釐の遂に守道を問うて、其の志を達せしことを言ふ、

【通釋】禽子は猶屈せず再拜頓首して、熱心に是非共守禦の道を問ひしことを遂げんと願ひ、墨子に問うて云ひけるは、敢て問ふ寄せ來る敵兵は衆くして而

胼胝、面目黧黑、役身給使、不敢問欲、子墨子甚哀之、乃登酒摶脯、寄于大山、昧葇坐之、以樵禽子、

【大意】禽滑釐苦學の狀と墨子憫憐の態とを敍し、下文答問の引子となす、

【通釋】墨子の門人禽滑釐は、子墨子に事へ學ぶこと三年の久きに及べり、其の間手足は胼胝りて面目は黎黑く自から己の一身を役して、子墨子の用事を足し、敢て自分が欲し望むとは尋ね問はず、只一心不亂に勉め居れり、子墨子は非常に之を氣の毒に思ひ、乃で酒を澄し脯を摶にし、太山に寄せ贈り、茅を排て席とし之に坐せしめ、以て禽滑釐に酒を飲ましめ、以て彼が平日の勞を慰せり、

【解義】【手足胼胝】胼胝は「タコ」と訓ず、手足の皮の厚くなること、又「アカヾリ」と訓ず、手足の裂け傷るゝこと、【面目黧黑】黧は黎と同じ、黑なり【登酒摶脯】登は澄と同じ、澄酒とは濁れる酒を澄まして清からしむること、摶はたゝきて物に著け燥かしたる肉なり、「ホジシ」と訓ず、脯は薄く析きて乾したる肉なり、「ホジシ」と訓ず、摶脯とは脯肉を脯肉として製造すること、【寄于大山】大山は即ち泰山にて齊魯に跨れる大なる山の名なり、孫注に此時墨子或在齊魯也と云へり、【昧葇坐之】昧は滅と音相近し、滅は搣の借字にて搣は「ウツ」と訓ず、擊なり、又「ヌク」と訓ず拔なり、葇は茅と同じ、搣茅とは茅草を薙搣すること、【以樵禽子】樵は醮の借字、酌みて、酬酢すること無きを醮と曰ふ、乃ち禽子に返杯をせしめずして、獨り酒を飲ましむるなり、

禽子再拜而嘆、子墨子曰、亦何欲乎、禽子再拜、再拜曰、敢問守道、子墨子曰、姑亡姑亡、古有亓術者、內不親民、外不約治、以少閒衆、以弱輕强、身死國亡、爲天

の烽燧は、寇の來るを見て發することを謂ふ、雜守篇に望見寇擧一烽とあり、

存異

【足以勞卒】舊本に卒を本に作る、今王校に據りて改む、【强弩射之校機藉之】舊本に强弩之技機藉之に作る、今孫校に據りて改む、【備高臨以連弩】備高舊本に備矣臨に作る、【然則羊黔之攻敗矣】舊本に本句の上に奇器□□之の五字あり、疑らくは脫文若くは他篇の竄入ならん、未だ詳かならず、今之を削る、【材大方一尺】方一の下舊本に方一の二字を衍す、今兪校蘇校に據りて改訂す、【兩軸四輪】四を舊本に三に作る、今兪校に據りて訂正す、【以距鉤弦】舊本に距を鉤に作る、今孫校に據りて改む、【連弩機郭用銅】舊本に用を銅に作る、今孫校に據りて改む、【引絃鹿盧收】盧收を長奴に作る、今孫校に據りて改む、【可上下爲武】武を舊本に趺に作る、今孫校に據りて改む、【以材大五圍】舊本に以材大圍五寸に作る、今孫校に據りて改訂す、【以繩堅縛矢端】舊本に堅縛の二字なし、但□□に作る、今其字を詳かにせず、姑く諸葛鑫の說に依りて補ふ、【如弋射】舊本に如の下に如の字を複し弋を戈に作る今孫校に據りて改訂す、【以磨鹿卷收】舊本に磨鹿を磨鹿に作る、今王校に據りて改む、【矢人六十枚】矢を舊本に出に作る、今孫校に據りて改む、【用小矢無數】數の字舊本に留に作る、今孫校に據りて改む、【遂見寇】見の字、舊本に具に作る、今孫校に據りて改む、【爲高樓以射適】適の字、舊本に道に作る、今孫校に據りて改む、

□□第五十四（闕）

□□第五十五（闕）

備梯第五十六

本篇は禽滑釐が墨子に向うて、敵兵より雲梯を施し城に上り攻むるときは、何の道を以て守るべき乎を問ひたるに對して、其の守禦の道を論述したれば、備梯を以て篇に名づけしなり、

禽滑釐子事子墨子三年、手足

端に繋ぎ其の狀態は宛かも弋射に用ふる矰矢の如し、之を爲すには轆轤を以て、繩を矢端に卷きて收む、矢を弩に着くる場處は、弩臂即ち弩の柄より上にして弩臂より高き三尺の處に於てす、弩を使用すること無數にして、一定の度なし、便宜に任せて用ふ、大矢は人ごとに六十箇とす、小矢は別に制限なく無數とす、十人にて此の連弩の車を主どりて、運轉使用す、又烽燧を具へて敵が見ゆるときは、之を打ち揚げて、敵兵の見ゆることを報知す又高樓を爲りて敵を下に射ることあり、【以下本文脫佚あれば闕く】

【解義】【弩臂前後】臂とは即ち下文にある橫臂なり、「說文」に弩弓有臂者也とあり、「釋名」の釋兵に、弩其柄曰臂似人臂也とあり、「吳越春秋」に琴氏乃橫弓著臂施機設樞とあるを觀れば、弩の柄にして人の用ひて矢を射る者を臂と曰ふなり、【連弩機郭用銅】弩の矢筈を受くる口を機と曰ふ、郭は廓と同じ、輪廓なり、【一石三十斤】三十斤を一鈞とし四鈞を一石とす、一石三十斤は即ち五鈞にして百五十斤なり、【引弦歷鹿收】歷鹿は轣轆と同じ、轆轤なり機の力強きが故に、轆轤を以て結び着るなり、下文にも以歷鹿卷收の語あり、【筐大三圍半】筐材の圓圍の度を謂ふ、「韻會」に五尺爲圍又一抱爲圍とあり、【左右有鉤距】鉤距は已に上文及び備穴篇に見ゆ、【外蚤五寸】蚤は爪と同じく、臂端の刻りて細かなる處なり、已に備城門篇に見ゆ、【有距博六寸】距は雞距なり、「ケヅメ」又は「カケヅメ」と訓ず、鷄の脛後にある爪なり、臂に橫出せる旁枝ありて、其狀雞距に似たるを以て距と名づく、【有儀有詘勝】儀は表なり、表となして弩を發するよりして儀と名づく、詘は屈と通ず、勝は伸の轉聲孫注に、「通志」に申屠氏の音轉じて勝屠氏に作れるが如き、是れ勝と伸と相通ずる證なりと云へり、有詘勝とは或は屈すべく或は伸すべきを謂ふ、【可上下爲夫】夫は趺と同じ、又跗に作る、趾なり、「アシ」又は「ダイ」と訓ず、已に上に見ゆ、【如弋射】弋は繳射なり、繩を以て矢に繫ぎて鳥を射るを繳射と曰ふ、「イグルミ」と訓ず、又「漢書」の司馬相如傳の顏注に、以繳係矰仰射高鳥謂之弋射とあり、【以歷鹿卷收】歷鹿は轣轆にして、轆轤なり、已に上に見ゆ、【遂見寇】遂は燧と通ず、燧烽のことにて、「ノロシ」と訓ず、非常の時、警報の爲めに擧ぐる火なり、此所

弩臂前後與筐齊、筐高八尺、弩軸去下筐三尺五寸、連弩機郭用銅、一石三十斤、引弦鹿盧收、筐大三圍半、左右有鉤距方三寸、輪厚尺二寸、銅鉅臂博尺四寸、厚七寸、長六尺、横臂齊筐、外蚤尺五寸、有距博六寸、厚三寸、長如筐、有儀有詘勝、可上下爲趺、重一石、以材大五圍、矢長十尺、以繩堅縛矢端、如如弋射、以磿鹿卷收、矢高弩臂三尺、用弩無數、矢人六十枚、用小矢無數、十人主此車、遂見寇、爲高樓以射適、（以下有脫佚）城上以荅繁矢

【大意】上文を承けて、弩矢の制を言ふ、又燧燧高樓の事あれども文闕けて詳かならず、

【通釋】弩に柄あり之を臂と名づく、弩臂の前後は、筐と其の長さ齊し、筐の高さは八尺、弩の軸は上下に重なれる筐の下筐を去ること三尺五寸の處にあり、連弩の機括の處の規廓は、銅を用ひて之を固たむ、其の銅は重さ一石三十斤とす、弩の弦を引くには、轆轤を以て之を巻き收む、車筐の材は大さ三圍半となす、其の左右に鉤距と云へる者あり、方形にして三寸の長さあり、輪の厚さは尺二寸、鉤距の臂は博さ尺四寸、厚さ七寸長さ六尺とす、横臂は長さ筐に齊し、外に爪あり、長さ尺五寸とす、亦横に出たる旁枝の雞距の如き狀ちにて距と名づくる者あり、博さ六寸厚さ三寸、長さは筐の如し以て表儀として弩を發す、又詘勝と云ふ者あり、之を上げ下げして、趺臺となすべきやうに裝置を爲す、其の重さは一石とす、材の大さ五圍なるを以てす、弩の矢は長さ十尺、縄を以て堅く矢

以て敵兵を殺すことを謂ふ、

備高臨以連弩之車、材大方一尺、長稱城之薄厚、兩軸四輪、輪居筐中、重下上筐、左右旁二植、左右有衡植、衡植左右皆圜內、內徑四寸、左右縛弩皆於植、以距鉤弦、至於大弦、

【大意】備高臨の機器を開陳す、

【通釋】獨り羊黔の攻に對する設備のみならず、敵の高きより臨み攻むるに備ふるには、亦種々の備へあり、先づ云へば連弩の車を以てす、材の大さは方一尺角にして長さは城の薄厚に相當して差あり、車は兩軸にして四輪あり、輪は車箱の中に居り、箱は上筐と下筐とを重ねて左右の兩旁に二植とて二つの柱あり、衡植とて左右に横になりたる柱あり、衡植の左右は皆圓き枘あり、枘の徑りは四寸左右に弩を縛り付く、皆植の上にて弦を施す、弦に鉤弦あり、大弦あり、竝に植に於て之を施すものとす、

【解義】【連弩之車】連弩は弩の一種にして、「六韜」の軍用篇にも絞車連弩の文あり、又大黃參連弩の語あり、「淮南子」の氾論訓に連弩以射、銷車以鬪とあり、高注に連車弩通一弦、以牛挽之、以刀著左右、爲機關發之曰銷車とあり、「文選」の閒居賦の李注に、「漢書音義」の張晏が說を引きて、連弩三十、綦共一臂とあり、乃ち多數の弩を車に連らね載せ、機を引きて共に發する者なるが如し、【輪居筐中】筐中は車箱中なり、「詩經」の小雅鹿鳴の毛傳にも、筐篚屬車の語あり、【左右有衡植】衡は横と同じ、植は柱なり、已に備城門篇に見ゆ、【左右皆圜內】圜は圓なり、內は枘と同じ、【鉤弦至於大弦】鉤弦は通常の如く張れども、弦を謂ふ、孫注は上句の以弦の二字を下に屬し、弦を改めて距に作り、下文の鉤距と同じとなし、又距は即ち弩牙のことにて、弩牙とは「釋名」の釋兵を引きて弩鉤弦者曰牙似齒牙也と云へり、王闓運は本は施弦於植紘有鉤有大竝於植施之也と云へり、今王說を用ふ、

黔者將之拙者也、足以勞卒、不足以害城、守爲臺城、以臨羊黔、左右出巨、各二十尺、行城三十尺、强弩射之、校機藉之、然則羊黔之攻敗矣、

【大意】墨子先づ羊黔の設の恐るゝに足らざることを說き、以て下文備高臨の術を喚起す、

【通釋】子墨子之に答へて曰く、吾子は何に事を問はるゝかと思へば、彼の羊黔に對しての守禦の方を問はるゝにや、何に彼の羊黔と云ふ者は、左程畏るゝに足らず申さば羊黔の攻め方をなす者は大將の中にても拙き者也、先づ羊黔と云へる兎に角に一つの丘山を築き立つることは、中々の業にあらず、之に役使する人も多數を要して我が兵卒を勞疲するに足りて、其の割りには以て攻め取らんとする敵城を害するに足らず、乃ち結局は利益は損害を償ふに足らず、守れる者は臺城とて假り城を作りて之に當り、更に高くして羊黔を上より見下しになし、左右に、距と云へる者にて、大木を編み連ね、兩旁に横へ出だして、雞距の形ちに似たる者を出だすこと、各、二十尺、行城は其れより更に十尺を高くして高さ三十尺となす、而して强き弩は之を射て敵を殺し、校機と云へる一種の射器は之を壓笮して機を發し、敵に射て之を殺し、其の外種々なる機械を以て之に當るときは、敵軍羊黔の攻め方は失敗するなり、

【解義】【守爲臺城】臺城は即ち行城なり、假設の城にて、創築の勞少ければ、隨處に設くることを得べし、【左右出巨】巨は距と通ず「說文」に距雞距也とあり、「ケヅメ」又は「カケヅメ」と訓ず「儀禮」の少牢饋食禮に俎拒あり、鄭注に拒讀爲介距之距、俎距脛中當橫節也と云へり、此所の行城は大木を編連して兩旁に橫出したれば、故に亦之を距と謂ふ、蓋し俎距の距と、意義略同じと、孫注には解せり、【校機藉之】校機は備穴篇にある鐵校ならん、然れども其の形制未だ詳かならず、藉は笮と聲近ければ、假借して用ひしなり、笮は迫なり、此所校機を壓迫して之を發せしめ、

據りて改訂す、【百步一積薪】薪を舊本に藉に作る、今孫校に據りて改む、【尉必取有重厚忠信】有重厚の三字、舊本に有序の二字に作る、今王校に據りて改補す、

備高臨第五十三

備高臨とは、高臨に備ふるなり、本篇は墨子が門人禽滑釐の問に答へて敵の高處より下臨して攻むるに備ふることを說くを以て、備高臨と名づく、

禽子再拜、再拜曰、敢問適人積土爲高、以臨吾城、薪土俱上、以爲羊黔、蒙櫓俱前、遂屬之城、兵弩俱上、爲之柰何、

【大旨】禽子敵兵來攻の設備を說きて、防禦の術を問ふ、

【通釋】墨子の弟子禽滑釐將さに墨子に敎を乞はんとして再拜し、再拜の後ち曰く、敢て問ふ敵人來攻の時、彼若し土を積み累ねて高き場處を爲し、高處よりして吾が守れる城を見下し、薪や土を俱に積み上げて又其の上に羊黔とて、小なる岑の如く高き物を爲し、大盾を蒙りて弓矢を冒しつゝ俱に前進し、遂に之を吾が城內に連屬し、兵器や弩を以て俱に城に上り來るときは、甚だ切迫なる場なるが、之を防禦なすことは如何せんと、

【解義】【禽子再拜】禽子は禽滑釐なり、墨子の弟子、既に前に見ゆ、【必爲羊黔】羊黔の義未だ詳かならず、畢注には褋守篇に羊坽に作れば、此と同じ、但其の器を詳かにせずとあり、孫注には王念孫を引きて、褋守には羊坽に作る、羊坽にあらず、坽は上下の兩の城の字と韻たれば、坽に作くるを是となす、又集解に坽峻岸也とありと云へり、王闓運は羊小也黔岑通用字と注せり、今姑く其の說を用ふ、【蒙櫓俱上】櫓は大盾なり、敵の大盾を蒙りて矢石を蔽ひ以て俱に前みて城を攻むるなり、

子墨子曰、子問羊黔之守邪、羊

作る、今孫校に據りて改む、【必以大繩爲箭十步一】舊本に十步一の三字なし、今諸葛校に據りて補ふ、【盆蠡各二財自足】舊本に自足の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【令守者爲城內外】舊本に者の字なし、今孫校に據りて補ふ、【以柴爲藩】舊本に藩を燔に作る、今孫校に據りて改む、【杙高丈二】舊本に杙を棧に作る、今孫校に據りて改む、【馮垣內外】垣舊本に埴に作る、今孫校によりて改む、【犬牙施之】舊本に牙を耳に作る、今孫校に據りて改む、【救熏火】舊本に熏を車に作る、今孫校に據りて改む、【爲標矢】舊本に標を烟に作る、今孫校に據りて改む、【鑿扇爲杙】杙舊本に棧に作る、今孫校に據りて改む、【持水麻斗革盆】斗革舊本に升草に作る、今王校に據りて訂す、【必堅杙關】舊本に杙を梳に作る、今孫校に據りて訂す、下亦同じ、【令人行視封】視、舊本に貌に作る、今畢校に據りに改む、【即毋竹箭以楛桃樜楡可】舊本に節毋以竹箭楛趙椵楡に作る、今孫校に據りて改訂す、【益求齎鐵矢】舊本に益を蓋に作り、齎を齊に、矢を夫に作る、今孫校に據りて改む、【播以射衝】舊本に衝を衛に作る、今王校に據りて改む、【盛水有奚蠡】舊本に蠡の字なし、今王校に據りて補ふ、【衰以茅】茅舊本に弟に作る、今孫校に據りて改む、【兌其端】兌舊本に兌に作る、今孫校に據りて改む、【積摶大二圍】摶舊本に搏に作る、今孫校に據りて改む、【毋下一石】舊本に一を千に作る、今諸葛校に據りて改む、【廣三尺長四尺】長を舊本に廣に作る、今俞校に據りて改む、【五十步一戶】戶舊本に房に作る、今孫校に據りて改む、【以木爲擊遝】擊遝舊本に繫連に作る、今孫校に據りて改む、【到六斗者百】斗舊本に什に作る、今蘇校に據りて改む、【樓輣居坫】輣舊本に軔に作る、今孫校に據りて改む、【出拒五尺】拒舊本に樞に作る、今孫校に據りて改む、【百步爲幽隫】隫を舊本に贖に作る、今俞校に據りて改む、【道廣各六尺】道を舊本に遂に作る、今孫校に據りて改む、【重廣高五尺】重廣舊本に童異に作る、今孫校に據りて改む、【內徑五寸】舊本に徑を後に作り、下に長の字あり、今孫校に據りて改刪す、【冬日以馬矢塞】以の下畢注は息の字を脫せしならんと云ふ、今從はず、塞舊本に寒に作る、今孫校に據りて改む、【當隊不用此數】舊本に此數の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【樓撕必再重】舊本に玐勇勇必重に作る、解すべからず、今孫校に

き、橋上に薪土を布き列らねて道路の如く見せ掛け、以て敵を誘き致し、又傍に溝や壘を設けて踰越の出來得ざるやうに爲し、而して出でて敵を挑み戰ひ且つ佯りて敗れ走るべし、敵人勝ちに乘じて遂に深く入らば、是に於て前に施せる機を引きて、橋梁を發し除くときは、敵人は得て擒にすべし、適人恐懼して疑心あらば、因りて其の機に乘じて之を離つべし、

【解義】【施棧丌中】棧は棚なり、此の所は棚を塹中に設くることを云ふ、【上爲發梁】梁は橋なり、發梁とは上文に云へる縣梁なり、縣梁に機ありて發し或は設け或は撤することの自在なるよりして、之を發梁とも云ふ、【比傳薪土】傳は敷と義同じ、【使可道行】道路の行くべきが如くならしめ、以て敵を誘致するなり、【出佻且北】佻は挑と同じ、「イドム」と訓ず、出でゝ戰を挑み、且つ佯り敗れ以て敵を誘くなり、北は敗なり、

存異

【樵粟足】樵舊本に推に作る、今孫校に據りて改む、

【凡守圍城之法】守圍舊本に守園に作り、下に城の字あり今孫校に據りて改刪す、【城厚以高】舊本に城の字なし、今孫校に據りて補ふ、【壕池深以廣】舊本に池の字なし、今孫校に據りて補ふ、【民亦宜丌上】宜丌舊本に不宜に作る、今兪校に據りて改む、【爲縣門涜機】涜舊本に沈に作る今孫校に據りて改む、【以方爲度】方舊本に力に作る、今兪校に據りて改む、【我亟使穴師選士】亟舊本に函に作る、今王校に據りて改む、士の字亦本の字に作る、又王校に據りて改む、【爲之具內弩】具舊本に且に作る、今孫校に據りて訂す、【可以益城之備】益舊本に蓋に作る、今王校に據りて改む、【民室材木瓦石】材舊本に杵に作る、今王校に據りて改む、【十步一斲長椎】斲舊本に鬬に作る、今畢校に據りて改む、【三步一大鋋】鋋舊本に鋌に作る、今孫校に據りて改む、【如不平不利】舊本に如不を不如に作る、今孫校に據りて訂す、【必審知攻隊之廣隊】知の字舊本に如に作る、今孫校に據りて改む、【令穿斷城】令穿の二字、舊本に酴穿に作る、今王闓運の說に依りて改む、【城內有傳堞】傳堞舊本に傳壤に作る、今孫校に據りて改む、【袤二尺】舊本に此の下に爲寧の二字あり、今意を以て之を削る、【中藉莫】莫舊本に苴に作る、今孫校に據りて改む、【敝絡新布】舊本に絡を裕に

を以て原料となせばなり、而して其の數へ方は、十人の力にて擧ぐる所を十挈となし、五人の力にて擧ぐる所を五挈となす、挈とはもと契の字と同じ字にて、一々其の數を契の齒に刻して記するよりして名くる也、凡そ輕重の量は、挈の數より割り出だして、人員の數を極むるなり、薪樵を擔任するに、上文の規定により、挈の數よりして其の量の數を極むるに、矢張り十人の擧ぐる者は十挈とし、五人は五挈とす、而して壯者に壯者相當の挈あり、弱者は弱者相當の挈あり、皆各〻其の擔任の力に稱ふべきやうに爲す、凡そ挈は量の輕重によりて爲す所同一ならず、要する人々をして各〻其の任相當のことを得せしむ、城中に食物なきときは、大に減殺をなして、何にかに涉りて不利益の事多し、

【解義】【爲十挈】挈は契の字と同じ支那の古代に用ふる契は齒ありて、物を記する時、之に刻して心覺となすことは、已に前に見ゆ、【凡挈輕重】此以下各得其任に至るまでは、孫注に上文の皆稱其任の句を釋する者にして、疑らくは亦舊注の正文に錯入せしならんと云へり、【則爲大殺】殺は減殺の殺にして大殺とは大に減少することを云ふ、

去城門五步、大塹之高地丈五尺、下地至泉三尺而止、施棧丌中、上爲發梁而機引之、比傅薪土、使可道行、旁有溝壘、毋可踰越、而出佻戰且北、適人遂入、引機發梁、適人可禽、適人恐懼而有疑心、因而離、（以下闕文）

【大意】塹上發梁を設け敵を誘くの法を言ふ、然れども闕文あり未だ詳かにする能はず、

【通釋】城門を去ること五步にして大塹あり、大塹は平地より高きこと一丈五尺許り築き上げて、亦地より下ぐること地下泉の深さ三尺許りの處に至り、棧棚を其の中に施し、上に發梁とて機械を以て架け解しの自在なる橋を施し、而して機械を以て之を引

中に置きて、或る者を以て合せて之を覆ひ、而して藉車を以て之を投ず、又蒺藜を爲し、機械にて之を投ず、其の長さは二尺五寸、其の大さは二圍以上となす、杙を椓つ、杙の長さは七寸にして杙と杙との間は六寸とし、其の末端を剡りて鋭利ならしむ、狗走とて一種の守禦の械あり、廣さ七寸長さ一尺八寸、爪の長さは四寸なり、犬牙の互に入り組み合ふが如くに相互に入り交りにして、之を施し設く、

【解義】【敵闉池】闉は堙なり、池は城の池なり、【爲作水甬】水甬は漏水の器なり、禮記の月令に角斗甬とあり、鄭注に甬今斛也中空可通水者と云へり、【堅幕貍之】幕は覆なり、貍は埋なり、【爲疾犁投】疾犁は蒺藜と同じ、已に上に見ゆ、孫注に蓋亦爲機投之とあり、【涿弋】涿は椓の借字にして、弋は杙と同じ、亦已に上に見ゆ、【狗走】畢注によれば狗の出入をなすべき位の大さの穴を謂ふが如くなれども、孫注は下文に蚤長四寸とあるによりて、穴にはあらず、上文にある狗屍又は狗犀などと稍〻尺度を異にせる同一の物ならんと云へり、【蚤長四寸】蚤は爪と同じ、其の末端を剡りて鋭利にすることなり、【犬牙施之】錯互して之を設くることを云ふ、

子墨子曰、守城之法、必數城中之木、十人之所擧爲十挈、五人之所擧爲五挈、凡輕重以挈爲人數、爲薪蕉挈、壯者有挈、弱者有挈、皆稱丌任、凡挈輕重所爲、使人各得丌任、城中無食、則爲大殺、

【大意】　木材の用の守禦に必要たることを云へるなれども、上下の文義と相連屬せず、孫注は疑らくは當に雜守篇にある斗食終歲三十六石の上に在るべき者の、誤りて此に錯著せしならんと云へり、蓋し或は然らん、

【通釋】　子墨子曰く、守城の法は、必らず城中の木を數へ調ぶることを爲す、即ち守禦の械は、皆多く木材

丈七尺にして、貍まる者四尺とすれば、上に在る者丈三尺にして、下の趺の四分の三に較ぶるに、上に在ては徵贏とす、或は長さ丈七尺の七は當に六に作るべし、則ち上下の𤓰に於て正に同じと、孫注には云へり、【夫長三丈】夫は趺と同じ、「ダイ」又は「アシ」と訓ず、【馬頰長二尺八寸】頰は面傍なり、馬頰とは橫材旁出して、宛かも馬頰骨が橫出の形ちに似たるを以て名づく、【而爲之困】困は梱と同じ、說文に梱、門橛也とあり、門の兩旁にありて門を挾める短限なり「トジキミ」と訓ず、然れども此の所にては車の一局部なるべし、【桓長丈二尺半】桓は直木にて、桓楹などとあるが如く、柱の一種なり、藉車に四つの直木ありて、其の二は埋まる者にて柱と爲し、其の二は埋まらざる者にて桓となす、上文に柱長七尺薶者四尺とあれば、不薶の者丈三尺なり、此の度脑五寸は未だ詳かならず、如し柱の長さ當に丈六尺に作るべしとすれば、不薶の者亦丈二尺にして、桓は五寸を贏す、或は枘を爲して趺に入るゝならんと、孫注は云へり、

寇闉池來、爲作水甬深四尺、堅冪貍之十尺、一覆以瓦而待令、以木大圍長二尺四分、而中鑿之、置炭火丌中、而合冪之、而以藉車投之、爲疾犁投、長二尺五寸、大二圍以上、涿弋、弋長七寸、弋間六寸、剡丌末、狗走廣七寸、長尺八寸、蚤長四寸、犬牙施之、

【大意】‥敵兵の城池を堙め來り迫るを防ぐの法を言ふ、

【通釋】　寇が我を攻め城池を塞ぎて來るときは之を防ぐに水甬とて中空にして水を通ずべき器械を作り、深さ四尺許りにして堅く其の上を覆うて之を埋め、十尺を隔つる每に一箇所づゝ瓦を以て之を覆うて命令を待つ、又木の大さ一圍長さ二尺四寸なる者を以て、其中に穴を鑿ちて之を空虛にし、炭火を其の

あり、旗幟篇に牲格あり、皆同じ、城外に木を樹ゑて敵人の城に傅くを遏むる者なり、【爲縣梁】木を塹に懸けて橋梁となし敵來る時は發して之を禦ぐなり、「刎ね橋」の類、【城箋陜】箋は笮と同じ、笮は狹なりと「玉篇」にあり、陜は狹と通ず、【一聾竈】聾竈は聾は田中の高處なり、竈の高きこと聾丘の如くなるを以て聾竈と云ふ、已に前に見ゆ、【人擅苣】擅は撣と通ず「說文」に撣は提持也とあり、【內苣爵穴中】內は納と同じ、

諸藉車皆鐵什、藉車之柱、長丈七尺、丌貍者四尺、夫長三丈以上、至三丈五尺、馬頰長二尺八寸、試藉車之力而爲之困、馬頰在三分中、馬頰長二尺八寸、夫長二十四尺以下不用、治困以大車輪、藉車桓長丈二尺半、諸藉車皆鐵什、後車者佐之、

【大意】 藉車裝置の方を言ふ、

【通釋】 諸の藉車は皆鐵を以て縫ひ合はせをなせり、藉車の柱は長さ一丈七尺にして、其の中にて下に埋まる者は四尺とす、即ち上に在る者一丈三尺の割りなり、趺の長さは三丈以上乃至三丈五尺とす、藉車の局部に馬頰と云へる處あり、其れは長さ二尺八寸とす、藉車の力を試み、其の力相應に之が梱を爲す、馬頰は邪に趺の外を夾みて、上の三分の中にあり、馬頰の長さは二尺八寸とす、而して趺の長さ二丈四尺より以下は、其の程度に及ばざるを以て用ひず、梱を治むるには大なる車輪を以て之を爲す、藉車に直立の柱あり、桓と曰ふ、長さ丈二尺半とす、諸の藉車は皆鐵什にして、後車ありて之を佐く、

【解義】 【皆鐵什】上文に藉車必爲鐵纂とあり、畢注に說文を引きて纂治車軸也、纂假音字と云へり、什は畢注に鍣と字音近し、說文に鍣以金有所冒也とあり、孫注は鐵纂と同じとなせり、【丌貍者四尺】柱長け

ふ、【具以聞於上】斬りし後上聞するなり、事急なれば報可を待たずして處分すること、

城上爲爵穴、下堞三尺、廣其外、五步一爵穴、大容苣、高者六尺、下者三尺、疏數自適爲之、塞外塹、去格七尺爲縣梁、城筵陝不可塹者、勿塹、城上三十步一聾竈、人擅苣五尺、即寇在城下、聞鼓音、燔苣、復鼓、內苣爵穴中照外、

【大意】　爵穴を爲る法を言ふ、されど顧千里は此れ以下は備高臨篇の技機藉之を釋する文の錯入ならんと云へり、孫詒讓も同說なれども、今何の處に在りしかを審かにせざれば、姑く舊に仍るべしと云へり、

【通釋】　城上に爵穴とて城堞の間に、其の大さ僅に爵を容るゝ位の穴を爲る、其の法は堞を下ること三尺許の處に穴を明け、其の外面を廣くし內部を狹くして、下よりは上を見ることを得ず、上より下を見ることを得せしむ、五步每に一の爵穴あり大さは炬を容るゝやうに爲し、高きは六尺、下きは三尺、或は疏に或は促に、自然に地形に適するやうに之を爲す、塞外に塹を穿ちもと城外に木を樹ゑて城に迫る敵兵を遏むる格と云ふ者あり、其の格を去ること七尺許の處に、縣梁とて木を懸けて刎ね橋を造り、機械の巧みによりて敵兵來るときは之を發して禦ぐべし、然し城の窄狹にして塹を穿つ可らざる者は、必しも塹を穿つなかれ、城上は三十步每に一の聾竈あり、人々每に炬の長さ五尺なる者を提げ持ち、寇の兵が城下に在るときは、味方より打ち出だす鼓の音を聞き、之を合圖として炬火を燔き、二度目の鼓音を聞くに及んで、其の炬を爵穴の中に納れて、外向を照らすべし、

【解義】　【大容苣】苣は炬の古字、說文に苣束葦燒也とあり、【疏數自適】數は促なり、疏數は疏密と同じ、【去格七尺】格は一種の守禦の設備也、備蛾篇に杜格

れ其の廣さ百五十步の下術に及ばざる者を謂ふ、

使老小不事者守於城上不當術者、城將出必爲明旗、令吏民皆習知之、從十人百人以上將出不操旗章、從人非其故人、及非其旗章也、千人之將以上止之勿令得行、行及吏卒從之皆斬、具以聞於上、此守城之重禁也、夫姦之所生也、不可不審也、

【大意】　老少の守御に任ずる方と內外出入の法とを言ふ、亦守御の必須要件なり、

【通釋】　城は凡て堅固に備へを爲すべし、敵が來り攻めざるとも、決して油斷すべからず、城の敵衝に當る者の防備は上述の如く勿論なるが、又老者少者の仕事あらざる輩をして、城上の敵兵來攻の隧道に當らざる處を守禦せしむべし、又城中の將校外へ出づるときは、必らず識しの旗を作り、我が味方の吏民をして、皆共に之を習ひ知らしむべし、十人若くは百人より以上の將校にて出るとき其の旗章を操らず、從へる人々其の故より屬せる吏卒にあらず及び旗を建つるとも其の當さに建つべき形式の者にあらざるときは千人以上の將なれば之を止めて行くことを得せしむる勿れ、若し止むるを聽かずして行き及び吏卒の之に從うて行く者は何れも皆斬に處し後ちに具に其の趣を以て上に申上ぐべし、此れ守城の重き禁制なり、全體に城の出入を寬慢にすることは、姦邪の生ずる所なれば審かに取調をなさゞるべからず、

【解義】　【必爲明旗】味方を表明する旗なり、【千人之將以上云云】若し千人之將より以下なるときは、唯だ止めて行かしめざるのみならず、直ちに收めて處分に付するなり、古文簡に過ぎて往々此の語弊あり、讀者宜く心を以て逆へ解すべし、【不操旗章】旗一に塡に作る、畢注に疑らくは印章の類ならんとあり、上文の明旗亦明塡に作る、王闓運は今の護票の如しと云

人、老小千人、凡四千人、而足以應之、此守術之數也、

【大意】守禦用人の法を言ふ、

【通釋】守禦の法は、五十歩每に丈夫即ち男子が十人と、丁女子即ち壯年の女子が二十人と、老人少者が十人と、之を合計するに五十歩に四十人の配置となす、城上の樓は守卒率ね一歩に一人、二十歩に二十人の配置とす、其の外城の小と大とに因り、此の數を以て率となして割り出だすときは、乃ち以て守り禦ぐに足れり、寄手若し城の四面に依りて、蛾の集り附くが如くに叢り來るとき、味方の者先づ之を知れば、味方利益ありて寄せ手は病み疲れて行着なり、寄せ手が攻むるに隧道よりするときは、たとひ十萬の多數なるも、攻むるは四隧に過ぐることを得ず、而して上等の隧は、廣さ五百歩中等の隧は廣さ三百歩下等の隧は、廣さ百五十歩を定則とす、此の外、諸の百五十歩に足らざる隧道は、來道狹きに失する故に、禦ぎ守るに便なれば、味方は利益ありて寄せ手は病み疲れて行着なり、以上の如くなるが故に、今隧道を利用して攻むると爲すとも、城の東西南北の方面に各、一隧を穿つに過ぎざるなり、而して味方の防禦は幾何人を要するかと云はんに、乃ち廣さ五百歩の隧道即ち上等の隧としても、丈夫千人丁女子二千人老者少者千人凡そ四千人あらば、之に應じて禦ぎ守るに足れり、此れ隧道を禦ぎ守る人員なり、

【解義】【丁女二十人】「釋名」に丁壯也とあり、丁女は壯年の女子なり、蓋し當時女子亦兵役に服する一法ありしならん、「商子」の兵守篇にも、守城の時三軍に分つことを說きて、壯男を一軍となし、壯女を一軍となし、男女の老弱者を一軍となせり、【計之五十歩四十人】此れ城下にありて、隧道來攻の敵に當らざる者なれば、下文の城上城下にありて之に當る者と、其の人數同じからず、【老小十人】小は少と古字相同じ、【足以守圉】圉は禦と通ず、【客馮面而蛾傳之】客は他土より來る人にして、乃ち敵兵を謂ふ、馮は依也、面は四面なり、蛾は蟻と古字相通ず「アリ」と訓ず、蛾傳は蟻傳と同じ、【客攻以遂】遂は隧と同じ、地道なり、【上術廣五百歩】術は隧の轉音にして、上術とは最大なる隧道なり、【諸不盡百五十歩】不盡は不足なり、是

とを自ら覺悟して、錯更代して之を守るべし、晨朝暮夜は、軍卒に於て鼓を撃ち以て時刻報告の度とす、凡て人を用ふること少ければ自然に節制號令行き渡りて守り易し、

【解義】【守堂中爲大樓】守堂は將帥堂下なりと王闓運は解せり、【高臨城】候望の用となすなり、【爲周宮植吏】周宮回環して築ける大宮なり植は置の借字、【四尺爲倪】倪は小兒なり孟子の梁惠王篇に反其旄倪とあり趙注に倪弱小繫倪者也と云へり、本書の襍守篇に睨者小五尺不可卒者爲署吏令給事官府とあり倪は睨と相通ず彼れ五尺とあれば十四歲に相當す乃ち本文四尺は又彼より少き者なり、【堂下周散道】王氏又、四周留道と解せり、【時召三老】三老は職名なり、漢書高祖紀に擧民年五十以上有脩行能率衆爲善置以爲三老鄉一人擇鄉三老一人爲縣三老與縣令尉以事相教復勿繇戍とあり、後世の制と雖へども、亦以て其の職を推知すべし、漢書の百官公卿表に秦制鄉三老掌教化とあり、本書の號令篇にも三老守閭とあれば、邑中閭にも又、三老の設ありしなり、【在葆宮中】葆は保と同じ葆宮とは保任者の宮なり一に質宮と曰ふ號令篇に詳かなり、

守法、五十步、丈夫十人、丁女二十人、老小十人、計之五十步四十人、城上樓卒、率一步一人、二十步二十人、城小大以此率之、乃足以守圍、客馮面而蛾傅之、主人則先知之、主人利、而客病、客攻以遂、十萬之衆、攻無過四隊者、上術廣五百步、中術三百步、下術百五十步、諸不盡百五十步者、主人利、而客病、廣五百步之隊、丈夫千人、丁女子二千

たり、【收諸盆甕】盆は盎なり、甕は汲瓶なり、【葺積之城下】葺は積草なり、【除城場外】「爾雅」の釋詁に場は道なり、城下の周道を謂ふ、旗幟篇に道廣三十步、於城下夾階者各二とあるは、是れなり、【昵道近傒】昵は近なり、傒は蹊と通ず、「釋名」に步所用道曰蹊とあり「ミチ」と訓ず、【皆爲扈樓】扈は廣なり大なり、【立竹箭水中】襍守篇にも、牆外水中所設之竹箭とあり、蓋し當時戰具の一なり、

守堂下爲大樓、高臨城、城門內不得有室、爲周宮植吏、四尺爲倪、堂下周散道、中應客、客待見、時召三老在葆宮中者、與計事得失、行得計謀合乃入葆、葆入守、無行城、無離舍、諸守者審知卑城淺池、而錯守焉、晨暮卒鼓、以爲度、用人少易守、

【大意】守堂大樓客に應接し、葆宮に豪傑を入れて其の智謀を假り其の身を檢束することを言ふ、

【通釋】一城の守たる將帥の堂下に、大樓を作る、其の樓は高くして、城內を下に俯臨す、城門の內は室あることを得ず、周宮とて回環せる大屋を造り、係りの官吏を置きて之を守らしめ、別に一室一室と小區分をなさず、又給事として使役する者は、身幹長さ四尺の者を倪と曰ふ、乃ち年齡にて十歲內外の者を用ふ、堂の下は四周せる道路あり、堂の中は應接所として、賓客に應接し、又待合所として他客あるか或は主人に差支あるときは、來客は此所に控へて接見を待つものとす、又主人は時に三老なる名譽職の人にして保任者の居る宮中に在る者を召し、與に事務の得失を計り、行ひが既に宜きを得て計謀が相叶ふときは、乃ち復た元の葆宮に入らしめ保宮は三老が既に宮に入れば之を守りて擅に出入せしめず、三老をして城を行りめぐること無く若くは舍を離るゝこと無らしむ、諸の守者は審に己が守れる城池は卑き城淺き池なる

去池百步、牆垣樹木、小大俱壞伐除去之、寇所從來若昵道近傒、若城場皆爲扈樓、立竹箭水中、

【大意】城下里中の守禦の法を説く、

【通釋】城下里中に於て一家の人々各、其の左右前後を保ち守ることは城上即ち城内に於けると同一の法とす、若し居る城は小にして城中の人衆き時は其の郷里を離れて來り投ぜる老弱を保護す、又は國都の中若くは他の大城に寇至るときは、たとひ自分の城へは未だ來り攻めざるも、其の必らず來り攻むるを度り國を守る味方勢は先づ城に附ける室廬を除き去り唯だ注意して敵の兵火に罹らしむること毋れ、寇已に城下に迫り來らば、時に吏卒の部署を換へ、一處に定在せしめず、但其廁養の卒即ち炊夫を妄に換ふることなく、必らず定處に居らしめよ、廁養の卒は城上に上ることを得せしむる毋れ、敵兵城下に在る時は、諸の盆盎甕瓿を收めよ、蕃は之を城下に積む、百步毎に一積し、其の數五百箇を以て一積となす、行棧は内に閉ぢ二關一堞あり、城道を除く外、城池を去ること百步、牆垣樹木の戰鬪に妨げある者は、小大の別なく、俱に之を壞伐し除去し、敵の從て來る道若くは近道間道若くは城下の周道には、皆大樓を作り、又竹箭を水中に立て、守禦の用意油斷すべからず、

【解義】【各葆其左右前後】葆は保任なり即ち責任を以て其の他なきことを保證するなり、號令篇に城上卒若吏各保其左右(中略)城下里中家人皆相葆若城上之數とあり此の文と互に參稽すべし、【各葆離鄉老弱】離鄉老弱は鄉を離れて他より來れる老人弱年の者を謂ふ、號令篇に城中戍卒其邑或已下寇謹備之數錄其署とあれば、此所も他鄉の人は老弱と雖へども、亦保任の法を設けて、防備を嚴にするなり、孫注に葆を保守と解するは非なり、【及也大城】也は他と同じ、【先削城編】城編は城に附ける室廬を云ふ、【換吏卒署】署は部署なり、手配りのこと、【而毋換丌養】丌は其と同じ、養は廝養の養なり、炊烹する者を養と曰ふこと、春秋宣公十二年の公羊傳の何休の注に見え

熟せざる穀實なり、「シヒナ」と訓ず、杯は杯と同じく、稃と通ず、皮なり又糠なり、【渠幨藉車】渠は渠荅なり、已に上に見ゆ、幨は幔幕の類、【行棧行樓】行棧は上文に解せり、行樓は木樓ならんと、孫注に云ふ、蓋し我が邦の火の見矢倉の如き假設的粗造なる樓ならん、【斲頡皐】斲は木を削る器なり、頡皐は桔槔と同じ、「ハネツルベ」と訓ず、已に上に見ゆ、【連梃長斧】連梃は、上文に見ゆ、【長椎長茲】長椎は長き槌なり、茲は鎡と同じ、鎡錤なり鉏なり「クハ」と訓ず、【距飛衝】距は鐵鉤距の類ならん、飛衝は衝車なり、「韓非子」の八說篇にも距衝の字面あり、蓋し攻守共に通用の具ならん、【縣梁批屈】縣梁は「ハネバシ」と訓ず、已に上文に見ゆ、批屈は諸注家皆倶に詳かならず、蓋し一種の器械ならん、【堞下爲爵穴】爵穴は城堞間に穿てる穴孔なり、後文に城上爲爵穴下堞三尺とあり、【而一爲薪皐】薪皐は未だ詳かならず、或は頡皐の誤にして、下文の長四尺半は四丈半の訛ならんといへり、【必有㮚】有㮚は有挈の誤也と、畢注に見ゆ、挈は提挈なり、【與沙同處】孫注に上文說鐵鐕爲湯及持沙故與沙同處とあり、【名曰長從】孫注に依れば上文にある櫓樅と同義なり、【毋下二十】孫注に依れば、此の下に脫文あるに似たり、【以蓋瓦覆之】之は壁壘を指す、蓋瓦は蓋覆の用に供する瓦なり、【用瓦木罌】罌は大瓮なり、「方言」に自關而東、趙魏之郊謂之瓮或謂之罌とあり、罌は甖と同じ「史記」の韓信傳に以木罌缻渡軍の語あり、是れ罌は或は瓦にて作り、或は木にて作れることを見るべし、

城下里中家人、各葆亓左右前後、如城上、城小人衆、葆離鄉老弱國中及也大城、寇至、度必攻、主人先削城編、唯勿燒、寇在城下、時換吏卒署、而毋換亓養、養毋得上城、寇在城下、收諸盆甕、構積之城下、百步一積、積五百、行棧內閉、二關一堞、除城場外

一爲薪皐二圍、長四尺半、必有挈、瓦石重二斤以上、城上沙五十步一積、竈置鐵鐕焉、與沙同處、木大二圍、長丈二尺以上、善聯刀本、名曰長從、五十步三十木橋、長三丈、毋下二十、復使卒急爲壘壁、以蓋尾復之、用瓦木罌容十升以上者、五十步而十、盛水且用之、五斗以上者、十步而二、

【大意】衆雜の守具を設くることを言ふ、

【通釋】什長百尉の居る二舍は、一つの井戸と爨を共にし、灰糠秕稃及び馬矢は皆謹て之を收藏して、斂兵の目に擲ち眯する用に備ふべし、城上の備へは渠荅と幨と藉車行棧行樓と斲と、頡皐連梃長斧長椎長鎡鉤距飛衝縣門批屈の如き、守禦の器械あり、又樓は五十步毎に一つあり、堞の下に爵穴とて、孔穴を作り、堞より三尺ばかり低く下げて作る　薪皐を爲る、大さ二圍長さ四尺半とし、必らず挈げ擧ぐべき所、即ち手の掛け所あり、瓦石重さ二斤以上と城上の沙とは、五十步毎に一積す、又湯を沸さんが爲めに、竈に鐵製の大釜を据ゑ置く、沙の置き處と共に、五十步毎に置く、木の大さ二圍長さ二尺以上の者を以て、善く其の本を聯らね、名けて長從と曰ふ、五十步に三十の木橋あり、長さ三丈即ち三十木ならざるとも、少くも二十木を下ることとなし、復た徒卒をして急に壘壁を作り、蓋瓦を以て之を覆はしむ、瓦又は木にて作れる罌を用ふ、其の容量に於て斗以上を容るゝ者は五十步にして十箇を備へ置き、平生水を其の中に盛り、有事の時に間に合ふやうにすべし、又其の量に於て五斗以上を容るゝ者は其の數を多くし、十步毎に二箇を備へ置くべし、

【解義】【灰康粃杯】康は糠と同じ、粃は秕と同じ、成

門と注し、發を令可出入と注せり、姑く兩說を存す、【若也可依匿者】也は他と古字相通ず、【城下州道內】州道は州途又は環涂と大略相同じ、市朝を環りて作れる道路にして、周道のことなり、「周禮」の量人に營軍之壘舍、量其州涂とあり、「考工記」の匠人に、環涂七軌とあり、涂は途と同じ、

城上十人一什長、屬十吏士、一帛尉、百步一亭、亭垣丈四尺、厚四尺、爲閨門、兩扇令各可以自閉、亭一尉、尉必取重厚忠信可任事者、

【大意】什長亭尉を置く法を言ふ、

【通釋】城上には十人每に一人の什長ありて之を率ゐ、屬吏として十人の吏士と一人の錢帛を典どる尉あり、百步に一つの亭あり、亭の垣高さ丈四尺厚さ四尺とし、閨門を爲る、兩門扇ありて、各自に閉づることを得せしむ、亭に一人の尉あり、尉は必らず重厚にして輕卒ならず、忠信にして事務に任ずべき者を取り用ふ、

【解義】【一什長】城上は一步に一人の兵を配置すれば、十步に十人の割り合ひなり、此の十人に一の長あり、即ち什長と云ふ、迎敵祠篇にも城上五步有伍長十步有什長とあり、【一帛尉】帛は錢帛なり、錢帛の出入を典る役人なるが故に帛尉と云ふと、是れ王闓運の說なり、孫注は帛は亭の誤ならんと云へり、【爲閨門】閨門は小門なり、其の形ち圭の如く、上は小にして下は大なれば、閨と名づく、已に上文に見ゆ、

二舍共一井爨、灰康粃杯馬矢、皆謹收藏之、城上之備、渠幨藉車行棧行樓斲頡皐連梃長斧長椎長茲距飛衝縣梁批屈、樓五十步一、堞下爲爵穴、三尺、而

右渠之、爲樓加藉幕棧上出之以救外、城上皆毋得有室、若也可依匿者、盡除去之、城下州道內百步一積薪、毋下三千石、以土善塗之、

【大意】表厠藉車道陛樓撕積薪を設くる法を言ふ、

【通釋】城上は十步毎に一の表あり、長さ一丈水を棄つる者は、表を操りて之を搖かし、人に告げ以て濺ぎ汚すの患を避けしむ、又城上は五十步に一つの厠あり、城下の厠と其の圂を同くす、厠に往く者は、他の物を操ることを得ず、城上は三十步に一つの藉車あり隧に當る者は必らずしも此の數を用ひず、城上は五十步に一つの道に當る陛あり、高さ二尺五寸、長さ十步とす、城上は五十步毎に一つの樓撕あり、樓撕は必らず再重す、土樓は百步に一箇所あり、外門は樓に縣門として設け、機械仕掛にて上より下に落つるやうになす、左右は渠塹ありて敵の踰越を防ぐ、樓に藉幕を加ふるときは、棚上之を出だして外方を救ふ、城上に室を有することを得るなし、若し他の依り匿るべき者は盡く之を除き去る、城下の周道の內には、百步毎に一つの積薪ありて、少くも三千石を下ることなく土を以て善く之を塗りて、火災を防ぐべし、

【解義】【與下同圂】圂は厠なり、下は城下なり、號令篇に城下五十步一厠與上同圂とあり、孫注に依れば圂は不潔を積む處にして、旗幟篇に云はゆる民圂なり、蓋し城の上下厠は異にして、圂は同じきならん、【之厠者不得操】之は往なり、不得操とは挾持することあるを得ずと、畢注は解すれども、孫注は此の下に脫文あるならんと云へり、然れども何等の物に拘らず、危險物を操ることを得ずと解して可なり、墨子は此樣の筆法往々其例あり、【當隊者不用】隊は隧と通ず、已に上に見ゆ、【一樓撕】樓撕の解、已に上文に見ゆ、【外門發樓】義未だ詳かならず、孫注は疑らくは縣門を爲るならんと云へり、縣門とは寇來るときは機を發して之を下だし閉づる門なること、「左傳」の孔疏に見えたり、王闓運は樓の字を下句に屬し、外門を暗

さと各、六尺、城上の四隅に重廡と云ふ重なりたる行屋あり、四尉之に舍す、城上七尺毎に一の渠荅あり、長さ一丈五尺、土中に埋むること三尺、堞を去ること五寸の處に立つ、跌即ち臺脚の長さ丈二尺、横木たる臂の長さは六尺半となす、直木たる植に一つの鑿と枘あり、枘の徑り長さ五寸、渠荅の跌の前端は、堞より下ること四寸にして相適當す、渠を土中に埋むること三尺、坎を地上に鑿つこと廣さ五尺、上を覆ふに石を以てす、冬日は馬矢を以て塞ぐ、皆命令を待ちて施行す、若し或る場合によりては、瓦を以て地坎を覆ふことあり、

【解義】【俾倪】城上の女垣なり、又睥睨に作る、城上の垣を睥睨と云ふは、孔中より非常を睥睨するを以てなること、「釋名」に見ゆ、【遠廣各六尺】孫注によれば、遠廣は義通ぜず、遠は道の誤にして、下文道陛高二尺五寸長十歩とあるを觀て、此所は城の上下の地陛に當れる道の廣度を言へる者なれば、遠の字は道の字の誤なりと云へり、王闓運は遠即長也、出外故言遠と云へり、今王説に依りて解す、【四隅重廡】廡は行屋なり、「ヤタイ」と訓ず、又廡は婁に作るべし、婁は樓と同じとの説あり、【四尉舍焉】尉は官の名下文にある帛尉なり、四尉とは、四人の尉なり、然れども五尺の重廡は、人を容るべからず、此所姑く疑を闕きて可なり、【一渠】渠は渠荅なり、已に上文に解せり、【夫長丈二尺】夫は跌と同じ、「アシ」又は「ダイ」と訓ず、【植一鑿內】横木を臂と曰ひ、直木を植と曰ふ、已に上文に見ゆ、內は枘の古字相同じ、鑿に入るゝ端を刻める木なり、「ホゾ」又は「エ」と訓ず、「楚辭」の九辨に圜鑿而方枘兮とあり、

城上廿歩一表、長丈、棄水者操表搖之、五十歩一廁、與下同圂、之廁者不得操、城上三十歩一藉車、當隊者不用此數、城上五十歩一道陛、高二尺五寸、長十歩、城上五十歩一樓撕、樓撕必再重、土樓百歩一、外門發樓、左

阽と同じ、近邊なり、【爲擊邊】頡皐と通ず、又頡頏に作る、水を汲む器なり、「ハネツルベ」と訓ず、【一積雜秆】秆一に稈に作る、禾莖なり「ワラ」と訓ず、【百步爲櫓】櫓は玉篇に城上守禦望樓とあり「釋名」に櫓露也、露上無覆屋也とあり、「總要」に有白露屋其制於城上以江竹或楡柳條編如窮廬狀、外塗石灰有門有竅中容一人以爲候望とあり、孫注に櫓大盾也と解するは非なり、【爲衝術】孫注によれば、衝術は即ち上文の衝隊にして、隊術は一聲の轉なりとし、此より下の所爲は皆以て衝隊に當るが爲めなりと解すれども非なり、諸葛氏は本書の號令篇に以行衝術及里中とあるを引きて、衝は四達の衢なり、術は邑中の道なり、是れ四達康衢の處に、櫓を爲り候に備ふと解せり、今之に從ふ、【百步爲幽隫】隫は瀆と通ず、幽瀆は暗溝なり、【出拒五尺】拒は橫距なり、備高臨篇に詳かなり、

城上廣三步、到四步、乃可以爲使鬭、俾倪廣三尺、高二尺五寸、陛高二尺五、廣長各三尺、遠廣各六尺、城上四隅重廣、四尉舍焉、城上七尺一渠、長丈五尺、貍三尺、去堞五寸、夫長丈二尺、臂長六尺半、植一鑿、內徑五寸、夫兩鑿、渠夫前端、下堞四寸而適、貍渠鑿坎、覆以瓦、冬日以馬矢塞、皆待命、若以瓦爲坎、

【大意】　堞內地の廣度俾倪道陛重廣渠の法を言ふ、

【通釋】　城堞の內に就いて云ふときは、城上の廣さ三步乃至四步の廣度ありて、乃ち以て守卒の行止及器械の備へ付け運搬等の都合に就きて鬭はしむるを爲すべし、俾倪と云へる城上の小垣は、廣さ三尺高さ二尺五寸を度とす、高に升る陛階の高さは二尺五寸廣さ長さと各、三尺にして遠く外に出づる處と其廣

稱議衰殺之、百步一木樓、樓廣前面九尺、高七尺、樓䡘居坫出城十二尺、百步一井、井十甕、以木爲擊遬、水器容四斗到六斗者百、百步一積雜秆、大二圍以上者五十枚、百步爲櫓、櫓廣四尺、高八尺、爲衝術、百步爲幽隫、廣三尺高四尺者一、二百步一立樓、城中廣二丈五尺、長二丈、出拒五尺、

【大意】樚樅樓櫓等の設備を言ふ、

【通釋】百步に一の樚樅と云へる守禦の器械あり、地面より起ること高さ五丈、三層ありて最下の廣さは前面を八尺後面を十三尺とし、後面の前面より廣きこと五尺とす、其の上層及び最上層は之の最下層を標準として稱りて減却す、又百步に一の木あり、樓の廣さ前面は九尺高さは七尺となす、樓䡘とて木造の樓車が居坫即ち阽邊に近づき居る者は、城外に出づること十二尺とす、又百步に一井あり、一井に十甕あり、木を以て擊遬とて頡皐を造り水器即ち盆甖の類は水を四斗より乃至六斗を容る者百箇を具へ置くべし、又百步に一の雜稈を積み置きて、燒火の用に備ふ、大さ二圍以上の者五十枚とす、百步に又櫓即ち望樓を設く、櫓の廣さは四尺高さは八尺となす、又櫓を衝術とて、四達の道、邑中の道に設け、候望に備ふ、百步每に幽隫とて暗溝を作る、廣さ三尺高さ四尺の者一箇所あり、二百步に樓を立つ、樓の廣さ城堞内に在る度は、二丈五尺長さは二丈、橫拒を城外に出すこと五尺を度とす、

【解義】【百步一樚樅】樚樅は蓋し守械の一種、其の制は即ち本文に見ゆ、【稱議衰殺】衰殺は減殺なり、乃ち其の上部は前後の廣度に相當して、減殺することを云ふ、【樓䡘居坫】䡘は兵車なり、樓䡘は樓車なり、坫は

周垣之高八尺、五十步一戸、戸尙必爲關籥守之、五十步積薪、毋下三百石、善蒙塗、毋令外火能傷也、

【大意】坐候樓藉車積薪の法を言ふ、

【通釋】三十步毎に一つの坐候樓とて、物見の櫓樓の者あり樓は女垣の外に出づること四尺廣さ三尺長さ四尺とし、板を以て其の三面を周らし、密に之を土にて塗り、夏の炎天には其の上に蓋をなして、暑威を避け、五十步に一の藉車あり、藉車は必らす鐵纂とて鐵製の軸を爲し、又五十步毎に一の井屛とて、不潔なる厠圂を障屛する垣あり、四周の垣の高さは八尺となす、五十步に一つの戸あり、戸の上は必らず管籥を爲して之を守る、又五十步に薪を積むこと、少くも其の重量は三百石以下に下ること毋らしむ、善く其の上を土にて覆ひ塗りて、外間の火をして能く燬き傷ふことを毋らしむ、

【解義】【置坐候樓】坐候樓は一に堠樓とも云ふ物見櫓なり「通典」の守拒法篇に卻敵上建堠樓以版跳出爲櫓與四外烽戍晝夜瞻視とあり、【樓出於堞】堞は堞の省字、城上の女垣なり、【密傅之】傅は附着すること、塗なり、以て火を防ぐ爲めなり、【五十步一藉車】藉車の解已に上文に見ゆ、畢注は藉車巢車の訛ならんと云へり、巢車は兵車の一種なり、【必爲鐵纂】鐵にて作れる車軸を作ること纂は纂の假借字なり、【五十步一井屛】孫注に井屛即屛厠非汲井也と云ひ、又「周禮の宮人に爲其井匽とあるを、鄭衆が注に匽路厠也とあるを引きて證となし、厠圂は不潔なるが故に、屛垣を以て之を障蔽し、汲井は韓ありて、屛なければ、必しも垣を爲さずと論ぜり、【五十步一方】兪樾は方は房の假字にして、五十步に一房を置きて、守者入息の所となす故に、必らず關籥をなして之を守るなりと云へり、而して孫詒讓は方は戸の誤となせり、今孫に從ふ、

百步一櫳樅、起地高五丈三層、下廣前面八尺、後十三尺、丌上

百枚狗屍とは一種守禦の器にして之を掩ひ藏くすに茅を以てし、其の端を鋭尖にして堅く杙に約す、又十步に積摶とて、束ねたる木を積むこと、大さ二圍以上長さ八尺なる者二枚を積み置き、又二十五毎に一つの竈あり、竈に鐵鐕とて鐵製の大釜にて、一石以上を容るゝ者一箇あり、掛りの者を戒むるに事ある時は火を焚き湯を沸かさしめ、及び沙を持たしむ、其の沙は少くとも一石を下ること毋らしむ、

【解義】【以亢疾犁】亢は抗と同じ抗敵すること、疾犁は即ち蒺藜の正字なり「通典」の守拒法に敵若木驢攻城用鐵蒺藜下而敎之とあり、敎は投擲すること にて、上より鐵蒺藜を投下して木驢に擲ちて禦ぐなり、今此所は重石を代用して之に當つることを云ふ、【壁皆可善方】畢注は善方は繕方ならんと云ふ、然れども義亦通じ難たし、王闓運は壁を甓に改め、甓皆可を一句とし、甓なれば必しも石を用ひざるも可なりと解し、善方を一句とし、然れども方さに石を積むを尤も善となすと解せり、姑く一説となす、【二步積笠】笠は「カサ」と訓ず「左傳」の注に兵車無蓋篴人執笠依轂而立以禦寒暑とあり、此所の積笠は蓋し士卒が雨を禦ぐに備ふるならんと、諸葛氏は云ふ、【一罌盛水】罌は缶瓶の大腹にして、小口なる者なり、【盛水有奚蠡】奚は大腹なり、蠡は瓠瓢なり、「漢書」の東方朔傳に以蠡測海とあり、【積狗屍五百枚】狗屍は一種の守械なり、【喪以茅】孫注によれば狗屍は木を以て作り、掩覆するに茅を以てす、敵を欺き誤らしめ陷擠して出づることを得ざらしむる なり、【積摶大二圍】摶は束木の名なり、【竈有鐵鐕】鐕は大釜なり、鬵の假借なり、又鼎の上は大にして下は小なる者、甑の如きを鬵と曰ふ、【戒以爲湯】事あるときは 水を煮て湯となし、敵に沃がしむ、【及持沙】以て敵の目を眯せしむるなり、

三十步置坐候樓、樓出於堞四尺、廣三尺、長四尺、板周三面、密傅之、夏蓋亓上、五十步一藉車、藉車必爲鐵纂、五十步一井屛、

るに射衝と、櫳樅なる戰具を以てす、

【解義】【二步一木弩】木弩は黃樺桑柘の材を以て造れる弓にして、長さ一丈二尺、徑り七寸、兩弰三寸、絞車之を張る、大弓自から副ふ、一發すれば聲は雷吼の如く、隧中の卒を敗る械なること、「通典」に見ゆ、【楷趙櫨檢】楷は木の名、以て箭と爲すべし、趙は「方言」に杠南楚之間謂之趙」とあり郭注に趙當作桃聲之轉也とあり、此所の趙も亦同じと、孫注は云へり、櫨は柘の借字、【益求齋鐵矢】弩の箭足らざるときは、鐵矢を求めて之を補ふなり、「總要」に弓弩制を說きて、箭則或鐵とあり、【播以射衝及櫳樅】衝は衝の或字なり、射衝は戰具なり、今其制を詳かにせず、櫳樅は下文に見ゆ、

二步積石、石重千鈞以上者五百枚、毋下百、以亢疾犁、壁皆可善方、二步積笠、大一圍、長丈二尺者十枚、五步一罌、盛水、有奚蠡、奚蠡大容一斗、積狗屍五百枚、狗屍長三尺、喪以茅、兌其端、堅約弋、十步積摶、大二圍以上長八尺者二十枚、二十五步一竈、竈有鐵鐕、容石以上者一、戒以爲湯、及持沙、毋下一石、

【大意】　積石積笠積狗屍積摶及び爲湯持沙の諸法を言ふ、

【通釋】　二步每に、石を積む、石の重さ千鈞以上なる者五百枚を置く亦少くも百枚より、下ること毋らしむ、以て敵軍の來攻を防ぐ、蒺藜に對抗して代用す、壘壁は皆四方の固めを善くすべし、又二步每に笠を積む、其の大さは一圍にて長さは丈二尺數は十枚となす、五步每に一罌あり、水を貯へ置き飲むときは水を盛るには奚蠡と云へる大なる瓢あり、奚蠡の大さは一斗の水を容るべし、又五步に狗屍を積むこと五

荅廣九尺、袤十二尺、

【大意】 渠荅の法を言ふ、

【通釋】 城上に二歩を隔て一つの渠荅と云へる防戰の具を設く、渠荅は梃を立て、其の梃は長さ一丈二尺とす、其の上に渠荅の首あり、之を冠と曰ふ、長さ十丈あり、其の横に出づる木を臂と曰ふ、長さ六尺あり、此を一つの渠荅の造り方となす、二歩を置きて此の渠荅一箇あり、一渠荅の廣さは九尺にして、長さは十二尺となす、

【解義】【二歩一渠】渠は即ち渠荅のことにて、渠荅は金木を以て作れる防守の械なり、蘇林は鐵蒺藜と同じき物となせること、漢書の注に見えたり、

二歩置連梃、長斧長椎各一物、

槍二十枚、周置二歩中、

【大意】 襍守の法を言ふ

【通釋】 又二歩毎に連梃と云へる一種の敵を打つ器械及び長き斧長き椎各一箇を置く、木の兩端を鋭らしたる槍は、二歩の中に周く置くこととす、

【解義】【二歩置連梃】連梃は禾を打つ連枷の狀の如き者にて、女牆外の城に上る敵人を打つ器械なること、「通典」の守拒法に見ゆ、【槍二十枚】槍は橛なり、「クヒ」と訓ず、木の兩端を鋭らしたるを槍と曰ふこと、一切經音義に見ゆ、

二歩一木弩、必射五十歩以上、

及多爲矢、即毋竹箭、以楛趙㯳

榆可、益求齎鐵矢、播以射衝及

櫳樅、

【大意】 木弩の法を言ふ、

【通釋】 二歩に一の木弩を置く、其の射力は必らず五十歩以上に達するを以て定度とす、其れ以下に止まるときは、固より失錯なるが、去りとて、五十歩以上に過ぎて餘り多きに及ぶときは勢弱くして亦失錯となす、若し射る時に竹箭なくんば、楛趙㯳榆の矢を以て代用するも亦妨げなし、又鐵矢を益〻求め齎らし來りて、之が勢力を助くることあり、又廣く分布す

【通釋】 城門を閉鎖するには、先づ門を支持する直木と横木とあり、直木を植と云ひ横木を關と云ふ、此の植と關とは、必らず金屬を以て四方を固め塞ぎ、乃ち銅若くは鐵を以て板金として冒せ被らしむ、門に横たふる關木は二重となし冒せ被らすに板金とせる鐵を以てし、必らず堅く枕關とて木鎖を以て控へ、その枕關の長さは二尺となす、此の枕關と云ふ木鎖の外に、又一管とて一つの鎖ありて、更に之を固ため、封鎖するに守者の印を押せる者を以てし、時を計らひて人に遣し行きて其の封の安全なるか否かを視察し、及び關木が直に立てる植木に入ること淺きか深きかを視察せしむ、門を守る者は斧斤鑿鋸椎の如き關鎖を破る利器を挾み持つを得ざる者となす、

【解義】 【門植關】植は門を持する直木なり「タテクワンノキ」と訓ず關は門を持する横木なり「クワンノキ」と訓ず、【以銅若鐵鍱之】鍱は鍱なり、「正字通」に銅鐵鍊成片曰鍱とあり、「イタガネ」と訓ず、【必堅枕關】枕は充なり、枕關とは關に充つる者にて即ち楗なり、楗は門戸を閉ぢ固むる横木、亦「クワンノキ」と訓ず、「淮南子」の繆稱訓に匠人斲戸無一尺之楗不可以閉藏」とあり、即ち楗の尺度は短き者と知るべし、此所は下文に二尺と云へる城門の故を以て大なるのみ、「說文」の門部に閉の字を解して曰く 閉闔門也从門才所以距門也とあり蓋し門字の下にある才の字に就いて推すに其の上形なる「十」は、直木の植と横木の關とが交互せる形ちに象り、下形なる「ノ」は、正に楗が横互せる形ちに象るなり、乃ち閉の字を參互審繹すれば、自然に古代の門を楗する制を見るべしと、孫注に云へり、【枕關一莧】莧は管の字或は筦に作る、筦は莧と聲形相近し、故に通じて莧に作る、管は管鑰にて鎖也、蓋し木鎖の外更に金鎖を加へ、以て固めとなす、故に詳かに之を著はすなり、【及視關入植淺深】植は門の兩扉の旁の直木なり、凡そ門を持する木は横直相交り、而して關又兩植を横貫して固めとなす、故に其の植に入る淺深を視る、其の入ること淺きときは、固からざるを恐れてなり、

城上二步一渠、渠立程丈二尺、冠長十丈、辟長六尺、二步一荅、

距ることにして、前後の行は相互に距ること七寸となす、厚く泥を塗り以て火災に備ふ、城門の上鑿ちて門火を救ふ處、即ち上文の門扇を鑿ち上に杙を琢ちし處、又各、一甀あり、水は三石以上を容れ其の他小大の器相雜りて一樣ならず、

【解義】【爲㯹矢】㯹は火の飛ぶこと後世火箭の類ならん、【鑿扇上爲棧】棧は棚なり、杜氏の「通典」の守拒法に「門棧以泥厚塗之、備火柴草之類、貯積泥厚塗之、防火箭飛火」とあり、孫注には棧の字を疑うて杙の字の誤となし、弋と同じ、即ち下文の琢弋なり、然れども杜氏が所見の本已に棧に作れば未だ敢て輙く改めずと云へり、【持水麻斗革盆救之】持水の二字を句絶とし、麻斗革盆救之の六字亦一句となす、持水は汎く言ひ、麻斗革盆は專ら水の容器に就いて言ふ、麻斗革盆は解已に上文にあり、【門扇薄植】薄は欂と同じ、壁柱なり、植は戸植なり、戶に立つる直木なり、【皆鑿半尺】鑿は孔を穿つことなれども、半尺とは何の故を以てなるかを詳かにせず、孫注には「蓋即鑿孔以琢弋、然不當」云、「半尺」疑有誤と云へり、今姑く孫注を用ふ、【一寸一琢弋】琢は椓と通ず椓は擊なり、弋は杙と同じ、「クヒ」と訓ず、【間一寸相去七寸】間は一行中の杙と杙との間を云ふ、相去七寸とは前行の杙と後行の杙と相去る尺度を言ふ、【城門上所鑿以救門火者】鑿の字、下文に垂水と云へば、當らずと孫注は云ひ、以て誤ありとなす、王闓運は上句の厚塗之以備火の備を救の字に作り、城門上所鑿以救火の八字を其の注文となし、者の字を有の字に改め、下句に屬し、有名一垂水となし、垂小口也有名每人也と解せり、姑く疑を存す、【各一垂水】垂は甀と同じ、「方言」に「甇周洛韓鄭之間謂之甀」とあり、「カメ」と訓ず、

門植關必環錮、以銅若鐵鍱之、門關再重、鍱之以鐵、必堅梳關、關二尺、梳關一莧、封以守印、時令人行視封、及視關入桓淺深、門者皆無得挾斧斤鑿鋸椎、

【大意】城門閉鎖の法を言ふ、

具内弩以應之とあるを引きて證となし、下句に脱文あるなりと云ふ、諸葛蠡は居柴内弩を柴内に居りて弩すと讀みて、即ち十歩毎に一人柴内に居りて、弩を以て敵を禦ぐことなりと云へり、未だ孰か是なるを知らず、【弩半爲狗犀】狗犀は狗走狗屍の類ならん、狗屍狗走、共に下文に見ゆ、孫詒讓曰く、木を以て之を爲し、掩覆するに茅を以てし、敵を誤り陷擠して出づるを得ざらしむる所以なりと、弩半は義未だ詳かならず、孫注は弩は柴の誤ならんと云へども、義亦明瞭ならず、諸葛氏は上文に十歩一人居柴内弩とあれば、弩は十歩に一つあるものとす、故に弩半とは、乃ち十歩半のことなりと云ふ、今姑く之に從ふ、【墻七歩而一】七歩に一狗走あるを謂ふ、乃ち十歩の半なる五歩と、人の居る所の一歩と、合はして、六歩となる、次ぎに一の狗走を作ることなれば、七歩目に一狗走ありとの意味にて、本文の如く云へるなりとなせり、孫注に上文の大鋌より以下七百字は、舊本に備穴篇の城壞或中人の下に錯入す、今顧校によりて、此に移著すと云へり、今姑く其の説を用ひて、本文の如く改訂をなし、以て他日の再攷を待つこととなせり、

救熏火、爲熛矢射火城門上、鑿扇上爲棧、塗之、持水、麻斗革盆救之、門扇薄植、皆鑿半尺、一寸一涿弋、弋長二寸、間一寸、相去七寸、厚塗之以備火、城門上所鑿以救門火者、各一垂、水容三石以上、小大相雜、

【大意】熏火を救ふの法を言ふ、

【通釋】敵軍より熏火とて火を城門に付けて燒くを味方に於て救ひ防ぐには敵より熛矢とて火を含める矢を城門の上に射るに對して、味方は先づ門扇を鑿ち杙を爲り、其の上を泥土を以て厚く塗り水を持し麻料若くは革盆に水を盛りて之を救ふ、門扇及び薄植とて壁柱や戸植などは皆孔を鑿つこと半尺一寸づゝに杙を涿込み、杙の長さは二尺一行間にて一寸づゝ

合せ束ぬること、【堅爲斗】斗は坏斗の斗なり、【城上隔】隔は署隔なり即ち城上の吏卒組合と組合との間に分界ありて之を別つ之を署隔と曰ふ、襍守篇に爲内堞内行棧置器備其上城上吏卒養（厮養）皆爲舍道内各當其隔部とあり、亦此の本文と同義なり、【杙高丈二】杙は橜なり、「クヒ」と訓ず、【剡丌末】剡は削なり、削りて其の末を鋭にするなり、【令可以各自閉也】兩扇をして、一は閉ぢ一は開かしむることを謂ふ、

救闉池者、以火與爭鼓橐、馮垣外內、以柴爲藩、靈丁三丈一、犬牙施之、十步一人居柴內弩、弩半爲狗犀者環之、牆七步而一、

【大意】闉池を救ふ法を云へども文意未だ全くは明かならず、疑らくは脱誤あらん、

【通釋】敵兵の城池を堙めんとするを救ふには、味方よりは火を利用して之と與に爭ひ、橐籥を鼓動す、馮垣とて女垣の外にある低き垣の外內に、小木を以て藩籬を爲し、靈丁とて一種の杙を立て、其の割り當ては、三丈を隔てゝ、一つ宛となし、形ち犬牙の如く、錯互して之を施し、相銜み接せしむ、十步に一人づつ柴藩の處に居り、內弩を具へて警備し、弩と弩との中央即ち相距ること五六步の處に、狗犀とて一種の阱を爲りて之を環らし、牆には七步にして一つの割り當てとなす、

【解義】【救闉池】闉は堙と同じ、【以火與爭鼓橐】橐は橐籥とも云ふ韛なり火を起す器にして「フイゴ」と訓ず、本文敵兵を退くるに火を以てすることを云はれしなれども、今は闕文にて詳かならず、鼓橐の字の下恐らくは脱字あらんと古人も云へり、【馮垣外內】馮垣は女垣の外にある卑き垣なり、馮は陪と其の聲相近きを以て、陪の意義に用ふ、陪は陪貳なり、【以柴爲藩】柴は小木なり、小木を附して、馮垣の外に藩籬を造るなり、【靈丁三丈一】靈丁は孫注に依れば、椓弋の屬となし、「クヒ」と訓ず、王闓運は樓窗ならんと云ふ、「マド」と訓ず、【十步一人居柴內弩】內弩は孫注によれば、短弩なりとなし、上文の備穴を說くに、爲之

じ、屈曲なり、【必以大繩爲箭】孫注には未詳と云へり、諸葛氏の説に依れば、此れ後世の喞筒の法なり、喞筒の制、長竹を用ひ下に竅を開き、絮を以て水桿を裹み、竅より水を喞かしむ、其の絮を用ふるは敝襦新布に代ふるなり又今の喞筒は、大竹の圍み一尺長さ二尺許なる者を用ひ、中間の節を去りて、下節を留め、竅を開き布絮を以て、水を貯へて、其の內に容れ、長竿の一丈許なる者を以て大繩を用ひて、其の末に絡ひ以て箭となして之を接し、大に竹筒に貯ふる水を射ることをなす、乃ち其の遺法ならんと云ふ、【一鈂水甑】鈂は鬵と通ず、音は「シン」にて大釜なり、甑は「カメ」と訓ず、水を汲む器なり、【盆蠡各二】蠡は韻會に音「黎」瓠瓢也とあり、瓢の一種、【人二斗】二斗、大概我が邦今の一升三合有奇に當ると云ふ、

置器備、殺沙礫鐵、皆爲坏斗、令陶者爲薄甀、大容一斗以上至二斗、即用絫施合束、堅爲斗、城上隔栰高丈二、剡丌一末、爲閨門、閨門兩扇、令可以各自閉也、

【大意】 器備を置くの法を言ふ、

【通釋】 器備を內堞內行棧の上に置く、砂礫若くは鐵を搗きて粉末となし皆な坏斗なる土器に納め置く、陶者をして薄き甀を爲らしむ、其の大さは一斗以上乃至二斗を容る即ち用ひ取りて累ねて合せ束ぬるとをなし堅く坏斗をなす、城上に隔とて部伍と部伍との守界を分つ劃限あり之に代ふる栰は高き一丈にして、其の末を剡りて尖銳ならしむ、又閨門を爲くる、閨門に左右兩扇あり、以て各、自から閉づべき樣になす、

【解義】 【置器備】器備は器の備へなり、號令篇にも爲內堞內行棧置器備其上とあり、此と同じ、【殺砂礫鐵】殺は𢿥の省字、𢿥は說文に糅殺散之也とあり、放散すること、【皆爲坏斗】土の未だ燒かざるを坏と曰ふ「スヤキ」と訓ず斗は柄なり坏斗とは蓋し坏器の柄ある者即ち下文に其の製を言へり、【絫施合束】絫は累と同じ、亦縲と通ず、縲は大索なり、大索を以て

長丈、必以大繩爲箭、十步一、城上十步一、鈂水甀、容三石以上、小大相雜、盆蠡各二、財自足、爲卒乾飯、人二斗、以備陰雨、而使積燥處、令守者爲城内堞外行餐、

【大意】別に解説を要せず、

【通釋】城上には二十步毎に一處に車を置く、但敵の隧道を攻むるに當りては、多くの車を用ふることなれば、必ずしも二十步一車の制に拘らず、城上には三十步毎に一つの行竈ありて、炊事の用に供せり、水を持ち運ぶ者には、油漆を加へたる麻布の枓杓又は革盆とて、革を用ひて造れる水入れの器を以てせり、而して麻枓は十步に一つあり、其の柄の長さは八尺にして、斗の大さは二斗以上を容れ、乃至三斗を容る弊れたる衣服新しき布は用ひて濕布となして、火災を防ぐべし、長さ六尺を定めとす、中頃にて屈曲せる柄は、長さ一丈あり、必らず大繩を以て柄端に結び付けて箭となし以て所貯の水を射て吐き出ださしむべし、城上十步を隔てゝ一つの水を蓄ふる鈂若くは甀と云へる器あり、水三石以上を容る、小器大器相互に雜りて一ならず、又盆蠡と云へる器あり、各、二つあり、裁に自から足る兵卒の爲めに飯を乾かして食用となす、人毎に二斗づゝとし、陰雨の時、火を擧ぐる能はざれば、以て其の豫備となし、而して乾燥なる處に積み貯へしむ、又守者をして城内堞外を戍れる人人に食物を餽り配らしむ、

【解義】【當隊不用】隊は隧なり、【一聾竈】聾は一に礱に作る、倶に壟に通ず「史記」の滑稽傳に以壟竈爲椁とあり、壟竈は即ち聾竈にして此の所は城上にありて火を焚く行竈を云ふ、【布麻斗革盆】斗は料と同じ料は杓なり、布麻斗は布麻を以て造れる杓なり、革盆は革にて製せる盆、亦水を盛る器なり、【敝裕新布】裕は衣物の多きことにて、敝裕とは敝衣なり、孫注に裕は綌の誤なりと云ふ、諸葛注は裕は襘に作るべしと云ふ、【中拙】拙は詘の借字にして、詘は屈と同

きは、一人をして此の幕を上げ下げせしめて、其の處を離るゝことなからしむ、

【解義】【樓四植】四植は四楹なり楹は大柱なり、【植皆爲通舃】舃は磶と同じ、磶は柱下の石なり、四大柱皆同一の磶を用ふるを云ふ、【下高丈上九尺】上文に依れば再重樓なるが故に、上下の高度各同じからざるなり、【廣袤各丈六尺】袤は長さなり、【皆爲寧】寧は亭の字と同じ、每樓皆亭ありて屬す、後文にも城上百步一亭とあり、【一突九尺】突は窓なり、下文に廣高の二度を示しあれば、此の九尺は當さに長度なるべしと、孫注は云へり、【城上爲攢火】攢は聚なり、「太白陰經」の烽燧臺篇及び「通典」の兵守拒法にも並に火鑽の法あり、當時の戰具なり、【夫長以城高下】夫は矢の誤なりと云ひ、又趺の省字なりと云ふ、後說可なり、即ち趺と同じ、攢火器の足なり、【一斧一㓨】㓨は刈の借字にして鎌なり、【皆積絫石蒺蔾】絫は礨と同じ、礨石は敵兵を擊つ石也、「前漢書」に匈奴乘隅下礨石とあり、蒺蔾は防敵の具なり木蒺蔾と鐵蒺蔾とあり、皆其の形ち蒺蔾に似たるよりして名づく、【渠長五尺】渠又は渠答とも云ふ、守城の械の名なり、【樹渠毋傳堞五寸】渠毋は即ち渠答なり、此れ渠と堞と相去ること五寸なるべきことを云ふ、本書の襍守篇にも樹渠毋傳葉五寸とあり、葉は堞と同じ、【藉莫長八尺】藉幕は幔幕の一種、藉は置なり、莫は幕と同じ、「說文」に帷在上曰幕とあり、孫注に通典兵守拒法に布幔複布爲之以弱竿縣挂於女牆八尺、折拋瓦之勢と云へるを引きて、即ち此の藉幕の遺制となせり、【中藉莫爲之橋】橋は曲禮の鄭注に、橋井上桔槹とあるが如く、或は上げ或は下ぐる機械なり、「ハネツルベ」と訓ず、此所は即ち幕を張れる木は廣さ五尺なるが、其の中に藉幕を張り、桔槹の制を設け、其の幕端に麻繩を通して上下することを云ふ、

城上二十步一藉車、當隊者不用此數、城上三十步一礱竈、持水者必以布麻斗革盆、十步一、柄長八尺、斗大容二斗以上到三斗、敝裕新布、長六尺、中拙柄

廣十尺、高八尺、鑿廣三尺、袤二尺、城上爲攢火、夫長以城高下爲度、置火亓末、城上九尺一弩一戟一椎一斧一艾、皆積絫石蒺藜、渠長五尺、廣丈六尺、夫長丈二尺、臂長六尺、亓貍者三尺、樹渠毋傳堞五寸、藉莫長八尺廣七尺、亓木也、廣五尺、中藉莫爲之橋、索亓端、適攻令一人下上之、勿離、

【大意】城上樓亭の設攢火弩戟絫石蒺藜等の具あることを言ふ、亦防敵守禦の無かるべからざる者なり、

【通釋】城上には百步を隔つる每に、一樓あり、其の樓は四柱あり、四柱は皆同一の基礎を用ふ、而して樓は重屋なれば、上下の高度同じからず、下は高さ丈五尺にして、上は高さ九尺也、廣さ長さは何れも各丈六尺となす、一樓每に皆な亭ありて附屬す、又三十步每に一突ありて外間を窺ふべし、長さは九尺廣さは十尺高さは八尺なり、鑿ちたる窓は廣さ三尺長さ二尺とす、城上に攢火とて、火を聚め焚きて夜襲の警備をなすことあり、其の火を焚くべき臺の長さ城の高下によりて其の度同じからず、即ち一定せざる也、而して火を其の臺の端末の處に置く者とす、又城上には九尺每に一つの弩一つの戟一つの椎一つの鎌ありて其の用に備ふ、皆壘石とて敵を擊つべき石や、蒺藜とて、敵の來攻を防ぐべき械を積み置く也、又渠毋とて一種の防敵の械あり、其の臺の長さは一丈六尺、橫たはれる木材は長さ六尺、其の械が土中に埋まることは三尺を程度となす、此の渠毋を樹つるには、堞を去ること五寸なるべし、又藉幕とて布幔を張ることあり、幕の長さは八尺廣さは七尺之を張れる木は廣さ五尺にして、其の中に藉幕を張り、桔槹の仕掛けに拵へて、其の幕の端に綱を附け、若し敵兵が來り攻むると

る様に造る也、又其の轉射機は二十歩毎に之を置き、善射の者をして之を佐けしむ、其の配置は一處に一人の割り當てとなし、皆擅に其の場を離るゝこと勿らしむ、

【解義】【令耳】王闓運曰く、令耳は溝瓦備水と、蓋し土管通水の類ならん、孫注は令耳未詳或與襍守篇羊坽義同とあり、羊坽の解は、襍守篇にあり、【爲再重樓】「爾雅」の釋宮に、四方而高曰臺、陜而脩曲曰樓とあり「説文」の木部に樓重樓也とあり、【佐以厲矢】厲は礪と同じ、助佐の人を置きて矢を礪しむるなり、【治裾諸延】未だ詳かならず、孫注亦嘖々たり、諸葛氏は裾を襜の誤となし、延は筵なり、城門篇に城筵狹不可塹とある筵と同く、城場を指す者にして、即ち襜を再重樓の諸筵に張ることを言ふとなせり、今姑く之を用ふ、蓋し下文に籍幕を以て敵の射撃を防ぐが如く、幨帷を城場に張りて、我が兵を護することを云へるならんか、諸は於と同じ、【部廣四尺】孫注に據れば、部とは、城堞間に守者の居立する所の分域にして、號令篇に城上吏卒養皆爲舍道內、各當其隔部とあるが如く、蓋亦一堞に一部を爲すを云ふ、【皆爲兵弩簡格】簡は闌と同じ、弩を納むる者なり、格は歧閣なり「タナ」と訓ず、【貍一尺】貍は薶の假字にして、薶は瘞なり、俗に埋に作る、【而爲之輼】孫注に依れば、輼は輐と通じ、大車の後壓なり、即ち此所は兩の木材を合せて鎭壓杜塞の用と爲すことを云ふ、【中鑿夫二爲通臂】中は輐の中なり、夫は趺なり、又跗に作る、足なり「アシ」又は「ダイ」と訓ず、通臂とは一長木を用ひて同一に造れる臂なり、趺の中を鑿ちて二空を爲し、以て射機の臂を闒するなり、【臂長至桓】趺の兩旁に直桓を造り、臂の長さ之に接することなり、桓とは直材を云ふ、上句及び本句を按ずるに、蓋し輼の制作たるや、趺ありて二空穴を鑿ち機射機に用ひたる横材を管し、又趺の旁に兩直材ありて、横材の長さ之に接し、以て一の輼てふ者を成すことを云ふ、

城上百歩一樓、樓四植、植皆爲通舄、下高丈、上九尺、廣袤各丈六尺、皆爲寧、三十歩一突、九尺、

は横なり、此所は木を横へて門を杜ぐこと、【維敷上堞】維は繫なり、敷は傅と通ず、上堞は城上の堞なり、【爲斬縣梁】斬は塹の省字なり、縣は懸と同じ、梁は橋梁なり、塹上に橋梁を爲くること、【倚殺如城埶】倚殺は邪殺と同義にして斜めに殺ぐこと、【室以樵】室は實なり、又室は窒と通ず塞なり、【可燒之以待適】適は敵と同じ、

令耳屬城、爲再重樓、下鑿城外堞內、深丈五、廣丈二、樓若令耳、皆令有力者主敵、善射者主發、佐以厲矢、治裾諸延、堞高六尺、部廣四尺、皆爲兵弩簡格、轉射機、機長六尺、貍一尺、兩材合而爲之轀、轀長二尺、中鑿夫二、爲通臂、臂長至桓、二十步一、令善射者佐之一人、皆勿離、

【大意】別に解説を要せずして明白なり、

【通釋】一種の器械なる令耳と曰ふ者を城内に屬し、再層樓を爲り、下は城外堞內の地を鑿つこと深さ丈五尺廣さ丈二尺、重樓若くは令耳のある處は、皆相當なる有力者をして敵に主として當らしめ、善く射る者發射を司り、佐くる人を置きて矢を礪ぎ磨くことをなさしめ、又襜帷を城場に張らしむ、又堞の高さ六丈、城堞の間に守者が居る處の分域あり、之を部と名づく廣さ四尺となし、何れも皆な兵弩を置くべき棚及び弩を包める籣を爲る、轉射機とて一種の機械を運轉して動かせる弩あり、長さは六尺にて、其の中土中に埋まる者を一尺とす、兩箇の木材を合はせて之が後壓器なる轀と云へるものを造る、轀の長さは二尺にして、其の趺たる即ち臺脚には二穴を鑿ち以て射機中の横材なる臂と云ふ者を一長木にて造る、之を通臂と名づく通臂の長さは、機の臺脚の兩旁に直立せる柱の桓と云ふ者に接する樣に製作をなす、即ち趺傍に兩箇の直柱を爲し、通臂の長さ之に接す

謂ふ、【疏束樹木】疏束は束縛すると、【以爲柴摶】柴は小木なり散材なり鄭玄は大者可析謂之薪小者可束謂之柴と云へり摶は考工記に鮑人卷而摶之とあるを鄭衆が注に、摶讀爲縛と云へるが如く、束縛すること、柴摶は縛りたる小薪なり、【毋前面樹】前面樹は城外にある樹木なり、毋は貫と同じ、貫穿なり、【以爲外面】爲は作爲なり、外面を粧ひ爲すこと、

大城丈五、爲閨門廣四尺、爲郭門、郭門在外爲衝、以兩木當門、鑿亓木維敷上堞、爲斬縣梁、令穿斷城、以板橋、邪穿外、以板次之、倚殺如城埶、城内有傅堞、因以内堞爲外、鑿亓間深丈五尺、室以樵、可燒之以待適、

【大意】　閨門郭門塹縣梁板橋内外堞を造る法を言ふ、亦備城の一方なり、

【通釋】　大城の門に又閨門あり、凡そ高さ丈五尺を高度として、閨門を爲る、而して其の門扇は一扇の廣さ四尺となす、又郭門を爲る、郭門は外部に在りて、衝を爲る、即ち木を横たへて門を杜ぎ、兩木を以て門に當て、其の木を鑿ちて穴を造り、繩を以て貫きて城上の堞に附着す、又塹及び縣梁を爲くる、塹は穿ちて城と外との地を斷たしめ縣梁は塹上に板橋を架し以て往來に便にす、又塹の造り方は、邪に穿ち橋は板を連らね次ぎて造り斜に殺ぎたる形ちを成して、宛かも城の形ちと相當をなし、又城内には傅堞と云ふ者ありて内堞の内に又一堞を設け因りて内牒を以てその外部となす、即ち再重せる堞を置きて、其の堞と堞との間を鑿つこと深さ丈五尺となす、其の中に充實するに薪を以てし、萬一の時は之を燒きて敵兵の來襲に備ふべし、

【解義】　【爲閨門】閨門は城の小門なり「爾雅」に宮中之門其小者謂之閨門とあるとは異れり、「説文」に閨特立之戶、上圜下方有似圭とあり、【爲郭門】郭門は城の外門也、郛郭の門とは同じからず、【在外爲衝】衝

客隊、疎束樹木、令足以爲柴搏、毋前面樹、長丈七尺一、以爲外面、以柴搏從橫施之、外面以强塗、毋令土漏、令亓廣厚能任三丈五尺之城以上、以柴木土稍杜之、以急爲故、前面之長短、豫蚤接之、令能任塗足以爲堞、善塗亓外、令毋可燒拔也、

【大意】防禦法中の備穴の法と柴搏の法とを言ふ、

【通釋】我が軍穴を地中に鑿ち以て敵兵の隧道より來襲するを防ぐことは、宛かも隧中に入りて敵を衝くが如く、必らず審かに敵の攻め來るべき隧道の廣度を知りて、斜に其の穴を穿たしめ、彼れの隧道をして廣からしむるときは、必らず敵の來り攻むべき隧道は崩れ壞れ因りて平らげ滅すことを得べし、是を備穴の法となす、樹木を或は疏にし或は束ねて、縛りたる薪柴、即ち薪搏となすには、前面の大樹の長さ一丈七尺もある者を連貫して、之を外部に植ゑ外面を繕ひ其の内に柴搏を以て縱橫に之を積み重さね、外面は强性なる土を用ひ、之を塗り固ためて、土をして漏れ落つることなからしめ、其の廣さ厚さをして、能く高さ三丈五尺の城以上に持ち耐へしめ、城外に於て之を爲し、城の屏蔽とし、柴木土の三者を以て、稍く其の漏れ落つるを塞ぎ止むることをなす、其の之を爲すや、急速を以て仕事をなし、前面の長短の釣り合ひは豫め蚤く之を調和接合して、能く强土を塗るに堪へしめ、以て城の堞牆と爲すに十分ならしめ、善く其の外面を塗りて、敵をして之を燒き拔くことを爲すべからざらしむべし、

【解義】【穴隊若衝隊】隊は隧と同じ、穴隊は敵兵隧道の所在地を探り得て、味方より穴を鑿ちて之を破壞することなり、衝隊は隧中の敵兵を衝き擊つなり、【而令邪穿亓穴】邪は斜面也、正面より穿たずして斜面より穿つときは、自然に穴の廣さ大になりて崩れ易きなり、【必夷客隊】夷は平なり、客隊は敵の隧道を

長鎌、柄長八尺、十步一斲、長椎、柄長六尺、頭長尺、三步一大鋋、前長尺、蚤長五寸、兩鋋交之、置如平、如不平不利、兌亓兩末、

【大意】本文昔築の二字解すべからず、古人皆前後に脱誤あらんと云へり、されば此所未だ何義を主として説きしかを詳かにせざれども、蓋し守禦の器械を具ふべきことを言へるならん、

【通釋】守禦をなすに相當なる器械を備ふべし、乃ち七尺に一の鋸欘を置き、五步に一の土籠を置き、五築の間には鐵鋤あり、長斧は柄の長さ八尺なるを置き、十步に一長鎌を置き柄の長さ八尺、十步に一の斫あり、長錐を置く柄の長さ六尺其の頭の長さ一尺、三步に一大鋋あり、前方の長さ一尺其の末叉子の如くに細くして、長さ五寸、兩鋋を交はして立て置くことと平等なれば善し、若し不平等なるときは、之を用ふるに利ならず、其の兩末を鋭らし置くものとす、

【解義】【七尺一居屬】七尺は其の距離を言ふ、居は鋸と同じ、「ノコギリ」と訓ず、屬は欘と同じ、斫なり「テヲノ」と訓ず、【五步一壟】壟は籠畚の類、土を盛る器なり、「モツコ」と稱す、【五築有銕】五築は其の距離未だ幾何なるを詳かにせず、銕は夷の字に通じて、此所にては鐵の古字と同じからず、夷は平也、草地を削平するよりして夷と名づく、鋤なり、「スキ」と訓ず、【一長鎌柄長八尺】「六韜」にも芟草木大鎌長七尺以上三百枚とあり、【十步一】斲は斫なり、「テヲノ」と訓ず、【三步一大鋋】鋋は箭の足の槀中に入る者、「ヤノコミ」と訓ず、孫注には鋌の訛となし、説文を引きて小矛なりと解せり、【蚤長五寸】蚤は叉に通じ、手足の甲なり、叉爪に作る、字彙に車輻入牙處爲蚤とあり、蓋し鋋末の鋭細なること爪の如き處を謂ふ、【置如平】如は而と同じ、【兌亓兩末】兌は鋭と同じ、亓は其と同じ、既に見ゆ、

穴隊若衝隊、必審知攻隊之廣狹、而令邪穿亓穴、令亓廣必夷、

城四面四隅、皆爲高磿撕使重室子居亓上候適、視亓能狀與亓進退左右所移處、失候斬、適人爲穴而來、我亟使穴師選士、迎而穴之、爲之具內弩以應之、民室材木瓦石可以益城之備者盡上之、不從令者斬、

【大意】守禦法中の敵人を窺候する方法及び材木瓦石を徴用する方法を言ふ、

【通釋】城の四方正面、又は四方の隅角に皆高き樓櫓欄檻を造り、貴族の子弟をして其の上に居て高處より敵人の動靜を斥候せしめ、敵の狀態と其の或は進み或は退き或は左し或は右して移動をなす處を視察報告せしむ、若し斥候の方法を誤り違ふ者は直ちに斬に處す、是を高樓斥候の方法となす、又敵人地中に穴を鑿ち隧道より來り攻むる時は、我が軍は速に穴係りの技師をして、善技の士を選び、此方より逆寄せに穴を鑿ち隧道を造り、之が爲めに穴內にて用ふべき短弩を具へて、敵兵の來襲に應ぜしむ、是を備穴の法となす、城の防備に供へんが爲めには、民家の材木石瓦の類にて、用ひて城の備へに益ある者は一切殘らず之を上らしむべし、若し頑固にして命令に從はざる者あらば、直ちに斬に處す、是を民室の物を徴發する方法となす、

【解義】【城四面四隅】四面は四方の正面なり、四隅は城の四方の隅角、即ち角浮思と名づけて通常の城より高きこと大率二雉(二丈)となす事、「考工記」の賈疏に見ゆ、【皆爲高樓磿撕】磿撕は欄檻なり、其の說孫注に見ゆ、文長ければ略す、【使重室子】重室子は貴族の子なり、號令篇にも富人重室之子とあり、【居亓上候適】亓は其の古字、適は敵の假字なり、【視亓能狀】能は態と同じ、能狀は狀態なり、

「昔築」七尺一居屬、五步一壘、五築有銻、長斧、柄長八尺、十步一

縣可容一人所、客至、諸門戶皆令鑿而冪孔、孔之各爲一冪一鑿而繫繩長四尺、

【大意】守禦法中の縣門を設くる法及ひ門戶を鑿冪する法を述ぶ、

【通釋】故におよそ城を守るの法は、城門に備へをなして縣門を爲る、其の方法は機關を設け、長さ二尺廣さ八尺を一扇の廣度となし、左右二門扇を造りて共に同度となし、門扇は其の編み方極めて密接を保ち、竹葦を銜接して三寸間の隙に過ぎず、又扇上に薄く泥土を塗りて、厚さ二寸に過ぐることなく、阬塹中の深さは一丈半にして、廣さは兩門扇を比ぶる尺度にして、即ち一扇の廣さ八尺の倍數なり、阬塹の長さ方形を以て度となし、阬塹の端に縣門を造りて、一人許を容れて通行せしむ可きを、通路の廣度となす、是を縣門設置の法とす、敵兵城下に至るときは、諸の門戶は皆鑿して孔竅を爲りて、弓矢を射る處となし、敵に知れざるやうに幕類の物を以て之を覆ひ隱し、毎門扇に各二孔づゝ鑿ちて、之を覆ひ隱して、更に又繩の長さ四尺ある者を繫ぎて、牽挽の用と爲して備へ置くべし、是れを門戶を鑿冪する方法となす、

【解義】【爲縣門涜機】縣は懸の古字、涜は關と通ず、又管に作る、縣門は版を編みて其の廣さ長さ皆眞の門と同くし、機關を施し、以て門上に懸く、寇の至るときは機を發して、之を下だす者なり、「左傳」の襄公十年の孔疏に見ゆ、「太白陰經」にも縣門縣木版以爲重門とあり、【兩相如】兩門扇の度相同きこと、【門扇數】扇は戶扉なり「禮記」の月令の鄭注に、用木曰闔用竹葦曰扇とあれども、此所は散文なれば、木を編みて造りし扉も亦扇と云へるなり、數は促と同じ迫ること、【施土扇上】城門扇及び樓堞は泥を塗り、以て火災に備ふること「通典」に見ゆ、【可容一人所】一人所は一人許と曰ふが如し、【客至】客は敵人なり、兵を起して人を伐つ者を客と曰ひ、敵の來るを以て捍禦する者を主と曰ふこと禮記の月令篇の孔疏に見ゆ、【皆令鑿而冪之】鑿は竅を鑿ち造るなり、冪は覆なり又幎に作る、孔は竅なり、

【大意】善く守る将帥ありと雖ども、亦方法なきときは守禦することと能はざるを言ふ、

【通釋】凡そ守禦の法は城壘は手厚くして高く城下の道を壕と曰ふ壕下に池あり、壕池は深くして幅廣く樓櫓は脩りて手入れ行き届き、守備は善く便利にして薪や食物は、少くも三月位は支ふるに足り、人數は衆くして選り抜きし者なり、吏民は和き睦く、大臣の國家に力を盡して功勞ある者は多くして、君主は之を信任して義理を守り、萬民は之を樂みて窮りなし、若し然らざれば其の地は父母の墳墓が存在する處にして、子孫として必らず守らざるべからざる處なるか、若し然らざれば山林草澤の物産が澤山ありて利益の十分ある處なるか、若し然らざれば地形の險阻にして味方は守り易く、敵方は攻め難き處なるか、若し然らざれば敵方に對しては骨髓に徹する深怨ありて、味方の上たる人に對しては大勳功ありて尊貴せらるゝ者なるか、若し然らざれば味方の賞譽は公明にして有功の者は必ず賞せられて信頼すべく、刑罰は嚴峻にして有罪の者必らず罰せられて、畏れ敬ふべき者なるか、以上の十四件と云ふ者が悉く具はるときは、國民悦服して亦其の上たる者に都合宜しかるべし、然る後ち敵軍に攻め寄せらるゝとも、城は大丈夫守るべし、之に反して若し十四件と云ふ者が、其の中一件なきときは、善き人あらんとも城を守ることと能はざるなり、

【解義】【守圉之法】圉は禦と同じ、【壕池深以廣】釋名」の釋道に、城下道曰」壕とあり、城下にある池上の道なり、【樓撕修】樓は物見矢倉の類なり、孫注によれば撕も樓の別名なり、【此十四者】本文の大臣有」功勞」より萬民樂」之無」窮に至るまでを合せて、一事件として他の城厚以高より以下の事件を列らね數ふるときは、十四となるべし、

故凡守城之法、備城門爲縣門浣機、長二丈、廣八尺、爲之兩相如、門扇數、令相接三寸、施土扇上無過二寸、塹中深丈五、廣比扇、塹長以方爲度、塹之末爲之

者不能而君用之、則猶若不可以守也、然則守者必善、而君尊用之、然後可以守也、

【大意】以下墨子守御の方法を答ふ、先づ大將其の人を得て採用するを務むべきを言ふ、

【通釋】子墨子曰く守御の法は、先づ內備を整ふにあり、我が城池修り守御の器械具はり、薪糧充足して、上下の間相互に親み、又四方鄰國諸侯の救援を得、此能く守る所以なり、且、守將たる者善く敵を禦ぐと雖ども、而して君主たるもの之を用ひざるときは、猶是守る可らず、若し君主能く之を用ふれば、守者又必らず能く守らん、守者不能にして而も君之を用ふれば、猶是守るべからず、然らば守者必ず善く守り而して君之を遵ひ用ひ、然る後ち以て敵を禦ぎ城を守るべきなり、

【解義】【而君尊用之】尊は遵と同じ、又字の如く解するも可なり、

凡守圍之法、城厚以高、壕池深以廣、樓撕脩、守備善利、薪食足、以支三月以上、人衆以選、吏民以和、大臣有功勞於上者多、主信以義、萬民樂之無窮、不然父母墳墓在焉、不然山林草澤之饒足利、不然地形之難攻而易守也、不然則有深怨於適而有大功於上、不然則賞明可信而罰嚴足畏也、此十四者具、則民亦宜丌上矣、然後城可守、十四者無一、則雖善者不能守矣、

敢て問ふ此の十二種の攻具に當りて、城を守る方法は如何と、

【解義】【鳳鳥之不出】鳳凰は靈鳥にして天下太平なれば至ると云ふ、「論語」に鳳鳥不至河不出圖吾已矣夫とあり、禽滑釐の言蓋し此類を指して云ふならん、【殷周之國】殷周共に天子の國なれば、唯王國の義に用ふ、深く拘らずして可なり、「呂氏春秋」の先己篇にも商周之國謀失於胸令困於彼とあり、商周は即ち殷周にして、亦當時天子の國を稱するの語なり、【臨鉤衝梯】臨は上より下に臨む義也、畢注に臨車也と解すれども亦水陸攻守の諸械、凡そ高を以て下に臨む、通じて臨と名づく、必しも臨車のみならずと云ふ、鉤は長鉤に縁りて城を攻むる器械の名なり、もと備鉤篇あり、今佚して傳はらず、衝は衝車なり、大鐵を轅端に著け、馬に甲を被らしめ、車に兵を被らしめて、敵城を衝く器械なり、孔潁達の說によれば、墨子に備衝篇あり、今佚すと、梯は雲梯なり、本書に備梯篇あり參攷すべし、【堙水穴突】堙は兵法に城を攻むるに土を築きて山となし、以て城内を窺望する者を距堙と曰ふとあり、即ち是なり、又煙に作り、闉若くは湮に作る、皆音相通ず、水は後文に備水篇あり參考すべし、穴は後文に備穴篇あり、突も穴の一種なれども、其の制詳かならず、後文に備突篇あり、亦攻法を審かにせず、【空洞蟻傅】空は竅なり、洞は通なり、亦穴突の類ならん、其の制詳かならず、蟻傅は「孫子」の注に使卒徐上城如蟻緣城殺人也とあり、後文に備蛾傅篇あり、即ち此法を述ぶるなり、【轒轀軒車】四輪車の上に、生牛皮を蒙らしめ、其の中十人を藏むべく、推して敵城の下に至り、攻掘すべく、金火木石も敗る能はざる者を轒轀車と謂ふこと通典に見ゆ、もと本書に備轒轀篇あり、今佚す、軒車は其の制詳かならず、或は樓車なりと云ふ說あり、

子墨子曰、我城池修、守器具、樵粟足、上下相親、又得四鄰諸侯之救、此所以持也、且守者雖善、而君不用之、則猶若不可以守也、若君用之、守者又必能守、守

備は愼なり具なり、孫注に據るに、本篇以下襍守篇に至るまで、凡そ二十篇、皆禽滑釐が受けし守城の兵法なり、李筌が「太白陰經」守城具篇に、禽滑釐問墨翟守城之具、墨翟答以六十六事」とあり、即ち以下數篇を指して言へるなり、六十六事一に五十六事に作る、呉鈔本墨子に本篇を第五十四に作る、乃ち前に兩篇の闕あるべし、要するに今兵法諸篇闕くる者多く、文字脫誤錯互頗る衆く篇中に記する兵械名制の詳も、亦得て質證すべき者なし、姑く其の大概を解し、以て後ちの解人を俟たん、

禽滑釐問於子墨子曰、由聖人之言、鳳鳥之不出、諸侯畔殷周之國、甲兵方起於天下、大攻小、强執弱、吾欲守小國、爲之奈何、子墨子曰、何攻之守、禽滑釐對曰、今之世常所以攻者、臨鉤衝梯堙水穴突空洞蟻傅轒轀軒車、敢問守此十二者奈何、

【大意】　禽滑釐先づ衰亂の世は、戰の免るべからざる事を述べて、守城の法を問ふ、

【通釋】　墨子が門人禽滑釐墨子に問うて曰く、聖人の言に由れば、世は衰亂に傾き、天下太平の祥瑞たる鳳鳥は來り至らず、國々の諸侯、各自に獨立して、天下の帝王たる殷周の國に離畔し、戰爭方さに天下に起り、大國は小國を攻め、强者は弱者を執らへ、力奪を是れ事とし喪亂已むことなし、是の時に於て吾れ小國を守らんと欲す之を爲すこと如何にせば可ならんか、子墨子曰く守りの法亦各種あり、一體に子は如何樣なる攻め方に對して守り禦がんとするか、禽滑釐曰く今世常に敵を攻むるに用ふる者は、一に臨あり、二に鉤あり、三に衝あり、四に梯あり、五に堙あり、六に水あり、七に穴あり、八に突あり、九に空洞あり、十に蟻傅あり、十一に轒轀あり、十二に軒車あり、

容易に里門の內に入れざりき、故に神妙にして人の知らざる內に事を治する者は人その功を知らず事の明白なる場處に是非を爭ふ者は衆人よく之を知れりと、古語にも曰へり、蓋し墨子が宋の爲めに齊の寇を防ぎしは、非常の功績なれども、事神妙に治めしため人の知る所とならず、閭中にだも入れられざりしなり、

【解義】【以牒爲械】牒は小さき木札なり、說文に「札牒也」といひ、廣雅に「牒版也」といへり、木札を以て械を作りしなり、【攻械盡】械は雲梯橦車飛石車弩等の具をいふ、【守圉有餘】守り捍ぎなほ餘力を殘せるをいふ、【詘而曰】詘と屈とは古字相通ず、盤、技已に盡き終に墨子に屈服せる也、【歸過宋】墨子は魯人なり、これ前に齊より起るとあれば亦齊に歸らんとて宋を過ぎしなり、【庇其閭中】庇は蔭なり、里門の蔭に雨を避けんとしたるなり、【守閭者不內也】里門には常に役人を詰めしめて、時を定めて開閉す、國に事ある時は、民をして各、里門を守つて政令を待たしむ、時に宋は楚の寇ある事を聞き居りし故、墨子を以て間諜と疑ひ入るを許さゞりしなり、【治於神者】極めて神妙に事を處する者をいふ、「尸子」の貴言篇に「聖人治於神愚人爭於明也」とあり、

存異

【曰然胡不已乎】舊本に胡を乎に作る今孫校に依りて改む、【必爲有竊疾矣】舊本に有の字なし今王校に據りて補ふ、【臣以三吏之攻宋也】舊本に三吏を三事に作る今孫校に據りて改む【臣見大王之必傷義而不得】舊本に此句なし今畢校に據りて補ふ、【以牒爲械】舊本に牒を褋に作る今孫校に據りて訂す、【乃可攻也】舊本に乃の字なし今畢校に依りて補ふ、【吾知子之所以距我者】舊本に者の字なし今同上、【在宋城上而待楚寇矣】舊本に待を侍に作る今蘇校に據りて訂す、

□□第五十一（闕）

墨子卷之十四

備城門第五十二

知所以距子矣、吾不言、子墨子亦曰、吾知子之所以距我者、吾不言、楚王問其故、子墨子曰、公輸子之意、不過欲殺臣、殺臣宋莫能守、乃可攻也、然臣之弟子、禽滑釐等三百人、已持臣守圉之器、在宋城上、而待楚寇矣、雖殺臣不能絕也、楚王曰善哉、吾請無攻宋矣、子墨子歸過宋、天雨、庇其閭中、守閭者不內也、故曰治於神者、衆人不知其功、爭於明者、衆人知之、

【大意】　墨子公輸盤と攻守の事を楚王の前に演じて公輸盤竟に屈せしことを言へり、

【通釋】　王曰く善い哉、先生の言、されど公輸盤已に我が爲に雲梯を作れり、必ず宋を取るべしと、是に於て墨子は公輸盤に面會し、帶を解いて城となし、小さき木札を以て樓櫓となす、公輸盤九たび城を攻むるの機變を設け、子墨子九度之を拒ぐ、公輸盤の攻具悉く盡き、子墨子の守禦なほ餘裕あり、公輸盤終に屈して曰く、吾れ子を拒ぐ所以を知らざるにあらねど言はずと、子墨子も亦曰く吾れ子の我を拒ぐ所以を知れども言はずと、楚王其故を問ふ、子墨子曰く、公輸子の意は臣を殺さんと欲するに過ぎざるなり、臣を殺さば宋は守ること能はず、之を攻むべきなりと思へるのみ、然れども臣の弟子禽滑釐等三百人は、已に臣が守禦器を持ち、宋城の上に在りて、楚の來り伐つを待てり、故に臣を殺すと雖も宋を絶つこと能はざるなりと、楚王曰く善い哉先生の言、我れ宋を攻むること無かるべしと、事既に罷んで、子墨子齊に歸らんとして、宋を過ぎれり、偶〻天雨降り、里門に雨宿りせんとせしが、里門を守る者、その間諜たるかと疑ひて

れ猶ほ粱肉の糠糟に於けるが如し、楚には長松文梓豫章等の樹木あり、宋の長木無きに比すれば、此れ猶ほ錦繡の短褐に於けるが如し、臣は三吏の宋を攻むるを以て、此の盜竊病のある人と類を同じくすとなす、臣は王縱令宋を伐つとも、義を傷ふことはありとも、得る所は毫も無しと信じて疑はざるなりと、

【解義】【文軒】文飾ある軒なり、軒とは車の兩旁に轓(オホヒ)ありて、轅曲がりたる車にて大夫の乘るべきものは是れなり、【敝轝】敝は弊に同じ、破損したるをいふ轝は輿に同じ、【短褐】短褐は短裋の借字なり、裋は音「シュ」にして、敝衣(ヤブレゴロモ)襦をいふ、一說に豎人の衣る布の長襦ともいふ、【粱肉】粱は粟の一種にて、其の粒の大なるものなり、【糠糟】糠は「ヌカ」なり、糟は滋味を取り去りたる殘物にて、「モロミ酒」「ニゴリ酒」等をもいふ、【荆有雲夢】雲夢は、南郡華容縣の東南巴丘湖是れなり、華容は今の湖北省の監利石首二縣の境に當れり、【犀兕麋鹿】犀は犀牛なり、兕は音「シ」にて、野牛に似たる一種の獸、說文に「狀如野牛而青」とあり麋は音「ビ」にて「ナレシカ」なり、鹿の屬にて水牛に似たるものなり、【魚鼈黿鼉】鼈は音「ベツ」、龜の屬にて、形圓く脊穹(タカ)し「スッポン」「ドロガメ」の類なり、黿は音「グン」、大鼈なり、鼉は音「ダ」、蜥蜴(トカゲ)に似て長さ丈餘にして鎧の如き甲あり、【楩枏豫章】楩は「クスノキ」に似たる大木にて、音は「ベン」なり、枏は音「ダン」にて、これも亦豫章に似たる一種の木なり、豫章は和名「クスノキ」といふ木なり、【三吏】三公に同じ、書經に「立太師太傅太保、茲惟三公論道經邦、燮理陰陽」とあり、西漢にては大司馬大司徒大司空をいひ、東漢にては太尉司徒司空を以て三公となす、

王曰、善哉、雖然公輸盤爲我爲雲梯、必取宋、於是見公輸盤、子墨子解帶爲城、以牒爲械、公輸盤九設攻城之機變、子墨子九距之、公輸盤之攻械盡、子墨子之守圉有餘、公輸盤詘而曰、吾

子墨子見王曰、今有人於此、舍其文軒、鄰有敝轝而欲竊之、舍其錦繡、鄰有短褐而欲竊之、舍其粱肉、鄰有糠糟而欲竊之、此爲何若人、王曰必爲有竊疾矣、子墨子曰、荊之地方五千里、宋之地方五百里、此猶文軒之與敝轝也、荊有雲夢、犀兕麋鹿滿之、江漢之魚鼈黿鼉、爲天下富、宋所爲無雉兎狐貍者也、此猶粱肉之與糠糟也、荊有長松文梓楩枏豫章、宋無長木、此猶錦繡之與短褐也、臣以三吏之攻宋也、爲與此同類、臣見大王之必傷義而不得、

【大意】 墨子攻宋の不可なるを陳べて楚王を諫めしことを言ふ、乃ち楚の大國を以て何の不自由なきに、宋の貧小國を貪るは竊盜僻ある病人と同じき理なるを説けり、

【通釋】 子墨子楚王に見えて曰く、今此に一人ありとし、己れの文ある車を舍てゝ、鄰の敝れたる粗末なる輿を竊まんとし、又己れの錦や繡にて作れる服を舍てゝ、鄰の短き粗布にて作れる服を竊まんとし、又己れの粟や肉を舍てゝ、鄰にある糠や糟を竊まんとすれば、此を名づけて如何なる人となすかと、王曰くこれ必ず物を盜む癖ある人たりと、墨子曰く楚の地方五千里にして、宋の地方五百里なるは、此れ猶ほ文軒の敝轝に於けるが如し、楚には雲夢とて犀兕麋鹿の滿てる處あり、又江漢に捿める魚鼈黿鼉は天下の富たり、宋の雉兎狐貍の類だに無き處に比すれば、此

既已言之王、子墨子曰、胡不見我於王、公輸盤曰、諾、

【大意】墨子攻宋の不可を公輸盤に諭せることを言ふ、

【通釋】公輸盤楚國の爲に、高き梯の敵を瞰るものを造り出來上りて、將に宋を攻めんとせり、墨子之を聞いて、齊より起り行くこと十日十夜にして、楚の都郢に到り、公輸盤に面會したり、公輸盤曰く先生何事を命せんとて、遠路を來られたるやと、墨子曰く、北方に君を侮る臣あり、願くは子の力を藉りて之を殺さんと欲すと、公輸盤之を聞きて顏色甚だ悅ばず、墨子曰く請ふ千金を獻ぜんと、公輸盤曰く吾れ人を殺すは義に於て忍びずと、墨子起ちて再拜して曰く、然らば請ふ姑く我が說く所を聞け、我れ北方より子が雲梯を作つて將に宋を攻めんとすと聞けり、宋何の罪か之れ有らん、楚國は土地に餘りありて人民足らず、然るにその足らざる人民を殺して、餘りある土地を得んと爭ふが如きは、之を智といふを得ざるなり、且つ宋に罪なくして之を攻むるは、仁と謂ふべからず、その不智不仁を知りながら、敢へて君と諫爭せざるは忠臣と謂ふべからず、假令爭ひても君を說き伏す能はざれば、强と謂ふべからず、僅に一人か二人かを殺すは義に於て忍びずとなし、而かも多數の人を殺して顧みざるが如きは、類推の理を知れりといふを得ずと、公輸盤一言以て之に讐ふる能はず、墨子の說に服したり、墨子曰く然らば胡ぞ宋を攻むるを止めざると、公輸盤曰く今となりて之を止むる譯に行かず、吾れ既に宋を伐つことを王に言ひたりと、墨子曰く然らば胡ぞ我をして王に見えしめざる吾爲めに之を諫止せんと、公輸盤曰く委細承知したりと、

【解義】【公輸盤】公輸は魯盤の號にして楚に在りたり、【雲梯之械】雲に入る程の高き梯にして、敵情を視察するに用ふ、「史記索隱」に「梯者構木瞰高也雲者言其昇高入雲故曰雲梯械者器也謂攻城之樓櫓也」とあり又「淮南子」兵略訓許愼の注に「雲梯可依雲而立所以瞰敵之城中」とあり彼此參酌して知るべし、【至於郢】郢は楚の都なり、この事實は「文選」廣絕交論注、「世說新語」文學篇注、「呂氏春秋」愛類篇等の諸書に散見すれども、多くは小異大同の間にあり、

依りて改む、【亟敗楚人】亟を舊本に函に作る同上、【拒之以恭】舊本に拒を揣に作る、今孫校に據りて補ふ、【弗拒以恭則狎】舊本に狎の字なし今畢校に據りて補ふ、【不如匠之爲車轄】舊本に匠を翟に作る今王校に據りて改む、【斲三寸之木】舊本に斲を劉に作る今孫校に依りて改む、

公輸第五十

公輸盤と墨子の辨難せし言論を載するを以て篇名となす「淮南子」に墨子爲守攻公輸盤服而不肯以兵知とあるは則ち此篇に本づきて云へるなり、

公輸盤爲楚造雲梯之械、成、將以攻宋、子墨子聞之、起於齊、行十日十夜而至於郢、見公輸盤、公輸盤曰、夫子何命焉爲、子墨子曰、北方有侮臣、願藉子殺之、公輸盤不說、子墨子曰、請獻千金、公輸盤曰、吾義固不殺人、子墨子起再拜曰、請說之、吾從北方聞子爲梯將以攻宋、宋何罪之有、荊國有餘於地、而不足於民、殺所不足、而爭所有餘、不可謂智、宋無罪而攻之、不可謂仁、知而不爭、不可謂忠、爭而不得、不可謂強、義不殺少而殺衆、不可謂知類、公輸盤服、子墨子曰、然胡不已乎、公輸盤曰、不可、吾

ことを欲し、我れ子を見るを得たるの後は、たとひ子に宋を與へんとすとも、不義なるときは、子は宋を取ることを爲さず、是れ我が敎を聽きて、子は宋を得ざるとも、格別遺憾に思はざるやうに爲りたれば、結果我が子に宋を與へたると同樣なり、尙ほ又子務めて義を行はゞ、將に子に天下をも與へんとすと、乃ち天下を得たると同樣なる快樂を覺ゆる義を子に得せしめん。

存異

【讐忠行暴】舊本に忠を怨に作る今兪校に據りて改む、【亟徧禮四鄰】亟舊本に函に作る、今孫校に據りて訂す、【非此顧無可爲者】舊本に非此顧を非願の二字に作る今孫校に據りて改む、【取國子】國子舊本に國太子に作る、今王校に據りて削る、【身爲刑戮】舊本に戮の下に用是の二字あり、今王校に據りて削る、【賊敖百姓】舊本に敖を殺に作る今畢校に據りて改む、【亓不至乎】舊本に亓を亦に作る、今孫校に據りて改む、【鄭人二世殺其君】舊本に二を三に君を父に作る今同上、【莫若我多亓可乎】舊本に亓を亦に作る今同上、【解而食之】舊本に解を鮮に作る今同上、【尙同而無下比】舊本に同の字なし今王校に據りて補ふ、【此翟之所謂忠臣者】舊本に所の字なし今孫校に據りて補ふ、【是以美善在上】舊本に是の字を脫す今同上、【吳慮謂子墨子曰】舊本に曰の字なし今同上、【而食天下之人】舊本に天下而食之人矣に作る今王校に據りて訂す、【救諸侯之患矣】舊本に矣の字を脫す今孫校に據りて補ふ、【次說匹夫徒步之士】舊本に說の字なし今畢校に據りて補ふ、【與不敎人耕而獨耕者】舊本に不の字なし今同上、【奚能以封爲哉】舊本に奚を不に作る今同上、【則將何先語】舊本に何の字なし今藤校に據りて補ふ、【兼愛非攻故曰擇務而從事焉】舊本に攻の字故の字を脫す、今王校に據りて補ふ、【子墨子士曹公子】舊本に士を出に作る今兪校孫校に據りて改む、【藜藿之羹】舊本に藜の字なし今王校に據りて補ふ、【弗得祭祀鬼神】舊本に弗得の二字なし今孫校に據りて補ふ、【有家享】舊本に享を原に作る、今孫校に據りて改む、【焉在不知來】舊本に焉在矣來に作る、今盧校に依りて訂す、【遂死而不爲王】舊本に死の字なし今孫校に依りて補ふ、王の字なし今意を以て補ふ、【越人因此若埶】舊本に埶を執に作る、今王校に

をけづり、轄を作りて之を車に用ふれば能く五十石の重さにも堪ふることを得、故に作る所のもの功あつて人を利するものを巧といひ、人に利する所なきものを拙といふ、子の鵲人に利する所なければ、決して巧といふを得ざるなりと、

【解義】【爲䧿】太平御覽には鵲となせり、䧿鵲共に相通ず、【三日不下】「列子」湯問篇に「墨翟之飛鳶」とありて、張注には「墨子作木鳶飛三日不集」といひ、又「淮南子」齊俗訓に「魯般墨子以木爲鳶而飛之三日不集」といひて、これ皆鵲を以て鳶となせり、孫注に見ゆ、畢注には文選長笛賦の注には「案墨子削竹以爲鵲鵲三日不行者彼誤」といへり、【車轄】説文に「轄鍵也」と見え、轂を貫きたる軸の端にある鍵にて、輪の解脱を防ぐものなり、「カリモ」「クサビ」などいふ、古へ轄は多く金屬にて作りしが、此によれば又木を用ひしものもあるが如し、【斲三寸之木】「淮南子」繆稱訓に「故終年爲車無三寸之轄不可以驅馳」といひ、又人間訓にも「車之所以能轉千里者以其要在三寸之轄」といへり、【五十石之重】「説文」禾部に「䄷百二十斤也」とあり、石は䄷の借字、

公輸子謂子墨子曰、吾未得見之時、我欲得宋、自我得見之後、予我宋而不義我不爲、子墨子曰、翟之未得見之時也、子欲得宋、自翟得見子之後、予子宋而不義子弗爲、是我予子宋也、子務爲義、翟又將予子天下、

【大意】富貴の快樂は義理の快樂に如かざることを言ふ、

【通釋】公輸子墨子に謂つて曰く、吾れ未だ子を見るを得ざるの時、我れは宋を得んことを欲せり、我れ子に見るを得るの後はたとひ我に宋を與へんとすとも、不義なるときは我は宋を取ることを爲さずと、是れ全く子が義を以て我に敎へられたる賜なり、墨子曰く、我が未だ子を見るを得ざるの時、子は宋を得ん

義は愛と恭とを以て節するなり、人を鉤するに愛を以てせざれば人互に相親まず、又拒ぐに恭を以てせざれば、餘りに早く狎れ過ぐるの嫌あり、狎るとも親むことなくば、又速かに相離るべし、故に交〻相愛し交〻相恭して交〻相利するなり、今子人を鉤して止むれば、人も亦鉤して子を止むべく、子强して人を拒がば、人も亦强して子を拒ぐべし、然らば交〻相鉤し交〻相强して、竟に交〻相害するなり、故に我が義の鉤强は子の舟戰の鉤强に賢れりと、

【解義】【因此若埶】若も亦此なり、故に此若は複語たるのみ埶は今の勢の字なり、【焉始爲舟戰之器】焉は猶ほ「於是」の如し、古人「焉始」と連文にして用ひたる例證は、極めて多し、月令に「天子焉始乘舟」といひ晉語に「焉始爲令大荒」といへるが如し、【作爲鉤强之備】太平御覽には之を鉤拒といへり、則はち退く者は物を以て之を鉤し、退くことを得ざらしめ、進む者は物を以て之を拒ぎ進むことを得ざらしむるなり、備穴篇に「有鐵鉤鉅備」といひ高臨篇に「說弩亦有鉤距」とあり、鉅、距、拒共に義同じ、疑ふらくは鉅は兵器の名か、强にては通せず、【楚之兵節】節の上に有の字ある意にて解すべし、節制あることなり、

公輸子削竹木以爲鵲、成而飛之、三日不下、公輸子自以爲至巧、子墨子謂公輸子曰、子之爲鵲也、不如匠之爲車轄、須臾斲三寸之木、而任五十石之重、故所爲功利於人謂之巧、不利於人謂之拙、

【大意】物を爲くるも人に利益せざれば巧となすべからざるを言ふ、

【通釋】公輸子竹木を削りて鵲を作り、出來上りて之を空に飛ばせしに、三日を經てなほ空より下らず、公輸子自ら至巧の作と思ひ、得意揚々たり、墨子公輸子に謂つて曰く、子の鵲を作るは、工匠の車の轄を作るに如かざるなり、彼の工匠は、須臾にして三寸の木

子曰、我舟戰有鉤强、不知子之義亦有鉤强乎、子墨子曰、我義之鉤强賢於子舟戰之鉤强、我鉤强、我鉤之以愛、拒之以恭、弗鉤以愛、則不親、弗拒以恭、則速狎、狎而不親、則速離、故交相愛交相恭、猶若相利也、今子鉤而止人、人亦鉤而止子、子强而距人、人亦强而距子、交相鉤交相强、猶若相害也、故我義之鉤强、賢子舟戰之鉤强、

【大意】義の厚き者は必しも兵力を恃まずして强きを言ふ○此より以下恐らくは次篇公輸篇の文錯入せしならん、

【通釋】 昔楚人越人江に舟戰せり、楚人は流に順うて進み、流に逆ひて退き、利ありと見れば直ちに進み、不利ありと見れば止むなく退くも、なほ退くことを難んじたり、越人は流に逆らひて進み、流に順ひて退き、利を見ては進み、不利なるを見ては退くこと甚だ速かなり、越人はこの勢に因りて、遂に亟〻楚人を敗りたり、公輸子魯より南の方楚に遊び、始めて舟戰の器を作り、又鉤强の備を爲しぬ、退く者は之を鉤して止め、進むものは之を拒ぎ、その鉤强の長短を量りて、制してその兵備を爲せり、楚の兵には「キマリ」法度ありて、越の兵には之れなし、楚人是の勢によりて、しば〳〵越人を敗りたり、公輸子鉤强の器を誇りとして、子墨子に語つて曰く、我れ舟戰の時には鉤强の備あり、子は義を重んずること甚しきが、子の義にも亦鉤强の如き備ありやと、子墨子答へて曰く、有り、而かも我が義の鉤强は、子の舟戰に用ふる鉤强に賢れること倍々たり、我が義の鉤强は、之を鉤するに愛を以てし、之を拒ぐに恭を以てするなり、即はち我が

いふ者を遣はし、項子牛に請うて勝綽をして仕へを退かしめんとして言ふやう、我れ（墨子）勝綽をして彼の驕を止めしめ、又僻を正さしめんとすと、然るに今勝綽は祿厚くして夫子（項子牛）を誑れり、夫子三度魯を侵して綽亦三度從へり、是れ鞭を馬の膺に加ふると同じく、有益以て之を助くること能はざる也翟嘗て聞けり、口に義を言ひて之を行はざるは明を犯す也と、勝綽これを辨へざるに非ざるも、而かも行ふ能はざるは、彼の心には祿の有難きことは義に勝れば也、

【解義】【三侵魯地】項子牛は齊人にして前に見えたり魯地を侵せし年月は詳に之を知るを得ず今史記六國年表及び田齊世家によりて之を攷ふれば魯元公十九年に齊は魯葛及び安陵を伐ちてその翌年魯の一城を取り穆公二年には郕を取り十六年には最を取れりこれ或は三侵の事か、【濟驕而正嬖】濟は止也、嬖は僻也、その驕を止めしめ僻を正さしむるなり、【是鼓鞭於馬靳也】說文に「靳當膺也」とあり、當膺とは馬の胸に當つる羈革にして「ムナガヒ」といふものなり、馬行かんと欲してその前を鞭てば馬進む能はず自ら困む所以なり、人をして仕へしめ反つて來つて我れを侵すは恰も馬靳に鞭つが如し、

昔者楚人與越人、舟戰於江、楚人順流而進、迎流而退、見利而進、見不利則其退難、越人迎流而進、順流而退、見利而進、見不利則其退速、越人因此若埶、亟敗楚人、公輸子自魯南游楚、焉始爲舟戰之命、作爲鉤強之備、退者鉤之、進者強之、量其鉤強之長、而制爲之兵、楚之兵節、越之兵不節、楚人因此若埶、亟敗越人、公輸子善其巧、以語子墨

之に答へて云ふやう、何ぞ我れを侮ることの甚だしきや、我が親を殺して而して我に楚國を與へて喜ばしめんとす、假令我れ天下を得とも、義ならざる事は決して爲さざるなり、況んや楚國に於ては、猶更の事なりとて、遂に死して王たることを聽かざりき、然らば王子閭如何んぞ不仁ならんやと、子墨子曰く如何にも普通の人にして、其れ丈けの事を爲すは難きに相違なし、然れども未だ不仁ならずとは謂ふを得ざるなり、若し王子閭は王無道なりと思はゞ、何故に位を受けて己れ仁政を施さゞる、若し白公不義なりと思はゞ、何故に一旦己れ王の位を受けて其權威によりて白公を誅し、然る後位を王に反さゞる、故に難きは則ち難きも、未だ仁ならざるなりと、

【解義】【白公之禍】非儒篇に詳なり、【執王子閭】「左傳」哀公十六年の傳に曰く「白公欲以子閭爲王子閭不可遂刧以兵」と杜注に「子閭平王子啓」といへり、【斧鉞鉤要】斧は「ヲノ」鉞は「マサカリ」なり、連文釋義に「戚爲斧揚爲鉞、斧小于鉞、鉞大于斧」とあり要は腰なり、斧鉞を腰にかけるをいふ、【直兵當心】直兵は劔矛の屬をいふ、「呂氏春秋」知分篇に「直兵造胷、曲兵鉤頸」とあり高誘の注に「直矛也」といへり、心は胸なり、

子墨子使勝綽事項子牛、項子牛三侵魯地、而勝綽三從、子墨子聞之、使高孫子請而退之曰、我使綽也、將以濟驕而正嬖也、今綽也祿厚而譎夫子、夫子三侵魯而綽三從、是鼓鞭於馬靳也、翟聞之言義而弗行是犯明也、綽非弗之知也、祿勝義也、

【大意】なし、

【通釋】墨子は其の弟子勝綽をして、項子牛に仕へしめたり、項子牛三度魯の地を侵せし時、勝綽は常に之に從ひたり、墨子之を聞き、その門弟たる高孫子と

とし、子をしてその何れかを擇ばしめば、子は將に何れにか乘らんとすと、對へて曰く、良馬固車に乘りて、一刻も速かに至るべしと、墨子曰く然らば焉んぞ將來を知らずと云はんやと、乃ち擇んで良馬固車を取ると云ふこと既往の實績に徵して將來の結果を豫想し得るを以てならずや、何んぞ來者を知るべからずと謂はん、

【解義】【彭輕生子】墨子の弟子ならん、【籍設】籍は藉の假字にして、「モシ」又は「タトヒ」と訓ずること、既に前に說きたり、【奴馬】駑は、古字にては只奴に作る、說文にも駑の字なし、四隅之輪とは四角なる車輪にして即ち運轉せざる車なり、

孟山譽王子閭曰、昔白公之禍、執王子閭、斧鉞鉤要、直兵當心、謂之曰、爲王則生、不爲王則死、王子閭曰、何其侮我也、殺我親而喜我以楚國、我得天下而不義不爲也、又況於楚國乎、遂死而不爲王、王子閭豈不仁哉、子墨子曰、難則難矣、然而未仁也、若以王爲無道、則何故不受而治也、若以白公爲不義、何故不受王誅白公然而反王、故曰難則難矣、然而未仁也、

【大意】王子閭の事に就いて論じ、以て仁者は必ず智あり、徒に公平潔白のみを以て未だ仁となすべからざるを言ふ、

【通釋】 弟子孟山王子閭を譽めて曰く、昔白公の禍ありし時、王子閭を執へて、斧鉞を腰にかけ、矛や劍を胸に當て丶、事によらば直ちに刺し殺さん樣子を見せながら、王とならば生かさんも若し言を用ひずして王とならずば直ちに殺さんと云ひしに、王子閭

如其貧也、

【大意】僅々の物を鬼神に供して多福を求むることの不可なるを言ふ、

【通釋】魯の祝人、一豚を供へ祭りて、百福を鬼神に求めたり、子墨子聞いて曰く、不可なり、今人に施す所は薄くして、却つて人に望むこと厚ければ、人は唯其の己に賜はるあらんことを恐る、何んとなれば、僅々の物を受くるが爲めに、非常なる厄介を負へばなり、今一豚を以て百福を鬼神に求むるは、是れ施す所薄くして求むる所厚く、唯其の牛羊を以て祀らんことを恐るゝなり、古へ聖王は鬼神に仕ふるには、唯祭るのみにて、他に求むる所なかりしなり、今豚を供へて祭り、百福を求むることならば鬼神は寧ろ一豚の富みを獲んより獲ざるの貧に如かざるなり、

【解義】【魯祝】魯の祝人なり、祝とは宗廟の官にて「ハフリ」といふ、【祭而已矣】ただ祭るのみにて、別に求むる所なきをいふ、禮器に「祭祀不祈」とあり、鄭注に「祭祀不爲求福也」と見ゆ、

彭輕生子曰、往者可知、來者不可知、子墨子曰、籍設而親在百里之外、則遇難焉、期以一日也、及之則生、不及則死、今有固車良馬於此、又有奴馬四隅之輪於此、使子擇焉、子將何乘、對曰、乘良馬固車、可以速至、子墨子曰、焉在不知來、

【大意】過去の跡に鑑みて未來の事も亦推知すべきことを言ふ、

【通釋】彭輕生子曰く、已往の事は知るべきも、將來の事は知るべからずと、子墨子曰く、譬へば我が親百里の外に在りて難に遇ひ、一日を期して、其處迄行かば、親の生命を救ふ事を得、若しその間にあはずば親は其儘死去す、然して今此處に堅固なる車と、駿良なる馬とあり、又同じく此處に駑馬と四隅の輪とあり

爵祿に處りながら、賢人に讓る事なきは、第一の不祥事なり、財多くして貧者に分與する事なきは第二の不祥事なり、今汝は鬼神に事ふるといふも、唯そは鬼神を祭れるに過ぎず、而して病何が爲に我身に及ぶやといふは、是れ猶ほ家に百門ありながら僅に一門を閉ぢおけるのみにて、盜人何れより入れるやといふが如し、是の如くにして如何ぞ百福を鬼神に求むる事を得んやと、

【解義】【士曹公子而於宋】士は仕と通ず、曹公子は墨子の弟子なり、【短褐之衣】褐は麤布の衣なり、即ち丈長からざる「アラヌノ」の着物なり、【藜藿之羹】藜は「アカザ」にして、其の葉を茹とす、藿は豆の葉なり、すべて粗食をいふ、【有家享】有は「マタ」と訓ず又と同じ、又家に於て享祀を爲すの意なり、周禮に「人鬼爲享」とあり、【六畜不蕃】六畜は「リクキク」と訓じ、牛馬羊豕犬鷄の六つの家畜をいふ、左傳に「爲六畜五牲三犧以奉五味」とあり、畜は音「チク」の時は蓄に通じ儲蓄の義とす、【湛於病】湛は「シヅム」と訓ず、內則鄭注に「湛猶漬也」とありて、絕えず病の爲めに苦むをいふ、【鬼神豈唯擢黍拑肺之爲欲哉】擢は手につかむと「禮記」の曲禮に飯黍毋以箸とあり鄭注に禮飯以手と云へり即ち擢の義なりと孫注に見ゆ、拑の義未だ詳かならず說文に拑脅持也とあり、今姑く挾持の義として解し仍ほ後考を俟つこととせり、【有怪之鬼】怪しげなる鬼神即ち正しき神祇にあらざる者を謂ふ、孫注には下文に據りて、本句を求百福於鬼神に作るべしと云へり、

魯祝以一豚祭、而求百福於鬼神、子墨子聞之曰、是不可也、今施人薄而望人厚、則人唯恐其有賜於己也、今以一豚祭而求百福於鬼神、唯恐其以牛羊祀也、古者聖王事鬼神、祭而已矣、今以豚祭而求百福、則其富不

家享、謹祭祀鬼神、然而人徒多死、六畜不蕃、身湛於病、吾未知夫子之道之可用也、子墨子曰、不然、夫鬼神之所欲於人者、多欲人之處高爵祿則以讓賢也、多財則以分貧也、夫鬼神豈唯擢黍拑肺之爲欲哉、今子處高爵祿而不以讓賢一不祥也、多財而不以分貧二不祥也、今子事鬼神唯祭而已矣、而曰病何自至哉、是猶百門而閉一門焉曰盜何從入、若是而求福於有怪之鬼豈可哉、

【大意】　鬼神の福を得んと欲すれば先づ務めて大道を行ふべく而も僅かに一二の小善あればとて必しも福を得べきにあらざることを言ふ、

【通釋】　子墨子は其の弟子曹公子をして宋に仕へしめたり、然るに三年にして歸り來り、子墨子に見えて曰く、吾れ始め先生の門に游びし時は、短き褐の衣を着て藜藿の羹を食ひしも、而かも朝に之を得て夕には得ず以て鬼神に供へ祭ることを得ざりし程の貧困なりき、今先生の我れをして宋に仕へしめし故を以て、家政始めに比ぶれば甚だ豐に厚くなりたり、又家に於て享祀を爲し、謹んで鬼神を祭祀す、然るに人徒は多く死し、家畜の類更に蕃殖せず、我が身も亦常に病の爲に湛めり、吾れ乃はち先生の道の用ある所を知らざるなりと、子墨子曰く然らず、夫れ鬼神の人に欲する所のものは、人の高き爵祿に處れば、以て賢人に讓り、又貨財多ければ以て貧者に分ち與ふることを欲するなり、夫れ鬼神豈に唯だ黍を擢み食ひ肝を挾み取り食ふことを欲するを爲さんや、今汝は高き

湎、則語之非樂非命、國家淫僻無禮、則語之尊天事鬼、國家務奪侵凌、即語之兼愛非攻、故曰擇務而從事焉、

【大意】君子の人を教へ世を救ふことは必しも一方のみならず其の人其の時によりて相異なるを言ふ然れども要は人を憐み愛するに歸するのみ、

【通釋】子墨子その弟子魏越をして游說せしめたり、魏越教を請うて曰く既に四方の君子に見ゆる事を得たり將に何れをか先きに語らんと、子墨子曰く、凡そ國に入りては必ずその務を擇びて事に從ふべきなり、昏亂せる國家に向つては賢人を尙び同心協力を尙ぶべきを說き、貧弱なる國家に向つては用途を節約し葬儀なども成るべく節儉に從ふべき旨を說き、又音樂を悅びて之に耽溺すれば非樂非命を語り、又淫僻にして禮なくば天を尊び鬼神に事ふべきことを語り、又奪掠を務むるときは兼愛非攻を語る、即ち病に因つて藥を投ずるが如く、その弱點を捕へて道を說くべきなり、故に曰く先づ務むべきを擇びて然して後事に從ふべしと、

【解義】【憙音湛湎】憙は悅ぶなり、湛は沈と相通ず、湎は說文に「沈於酒也」とあり、又「史記」宋世家に「紂沈湎于酒」と云へり、「初學記」には韓詩を引いて「齊顏色均衆寡謂之沈、閉門不出者謂之湎」とあり、事に耽溺するをいふなり、【尙賢尙同節用節葬非樂非命】既に各〻其の意義を論述せる本篇ありて本書に見ゆ、【兼愛非攻】同上【尊天事鬼】即ち本書の天志明鬼の二篇に說ける義なり、

子墨子仕曹公子而於宋、三年而反、睹子墨子曰、始吾游於子之門、短褐之衣、藜藿之羹、朝得之、則夕弗得、弗得祭祀鬼神、今而以夫子之故、家厚於始也、有

して利祿を貪らんが爲めにするにあらざることを言ふ、

【通釋】 子墨子公尙過をして越國に游說せしめたり、公尙過依つて越王に說きたり、越王大に悅び、公尙過に謂つて曰く、先生能く子墨子をして我が國に至り、而して寡人に敎を垂れしむれば、請ふ故の吳の土地方五百里を裂いて、以て子墨子を封ぜんと、公尙過之を許諾せり、越王は遂に公尙過の爲に車五十乘を束ねて、子墨子を魯に迎へしむ、公尙過子墨子に見えて曰く、吾れ先生の道を越王に說きしに、王大に悅んで若し先生越に至り親しく敎を垂れ給はゞ、故の吳の地方五百里を裂いて、以て先生を封ぜんと曰へりと、墨子公尙過に謂つて曰く、子越王の志を觀ること何若ん、我れ意ふに越王將に我が言を聽き我が道を用ひんとすれば、我れ將に越に往いて腹を量つて食ひ身を度つて衣自から群臣に比するを甘んぜん、奚んぞ廣大なる土地を以て我を封ずることを以てせんや、抑も越王吾が言を聽かず、吾が道を用ひざるに、我れ往かば是れ我れ義を以て自から賣るなり、等しく義を賣る程ならば我れ中國に於てせんのみ、何ぞ越に於てせんやと、

【解義】 【越王大說】說は音「エツ」悅に同じ、【故吳之地方五百里】其の時吳は已に亡ぼされて、越に入れり、故に故吳といふ、【束車五十乘】束は縛なり、車を數ふるには乘の名數を以てす、これ迎ひの行列をなせるなり、【量腹而食度身而衣】量は多少を計ること、故に食物に用ひて言ふ、度は長短を計ること、故に衣服に用ひて言ふ、此所は身の相當に食ひ衣きることを謂ふなり、【以義糶也】糶は賣るなり、先方に我が道を用ふる意なきに、我れ往かば是れ我が說く所の義を賣らんがために、往くが如しの意、

子墨子游魏越、曰、既得見四方之君子、則將何先語、子墨子曰、凡入國必擇務而從事焉、國家昏亂則語之尙賢尙同、國家貧則語之節用節葬、國家憙音湛

を攻めんとせんに、鼓を打ちて衆人をして進み戰はしむると、又かくせず唯己れ獨り進み戰ふ者と、其の功孰れか多きと、吳慮答へて曰く、そは鼓を鳴らして衆をして進みて戰はしむる者、其の功多しと、墨子曰く、天下の匹夫徒步の士にして、義を知れるものは極めて少なし、而して天下の人に敎ふるに義を以てする者、その功亦多し、然らば若し人を鼓舞して義に進ましむることを得ば、則ち己れの義豈に益〻進まざらんや、

子墨子游公尙過於越、公尙過說越王、越王大說、謂公尙過曰、先生苟能使子墨子至於越而敎寡人、請裂故吳之地方五百里、以封子墨子、公尙過許諾、遂爲公尙過束車五十乘、以迎子墨子於魯、曰吾以夫子之道說越王、越王大說、謂過曰、苟能使子墨子至於越而敎寡人、請裂故吳之地方五百里、以封子、子墨子謂公尙過曰、子觀越王之志何若、意越王將聽吾言用我道、則翟將往量腹而食、度身而衣、自比於羣臣、奚能以封爲哉、抑越王不聽吾言、不用吾道、而我往焉、則是我以義糶也、鈞之糶亦於中國耳、何必於越哉、

【大意】君子の進退出處は其の道を行はんが爲めに

なり、一説に盛は成と同じ、古字或は盛を以て成となす、此れ耕事已に成るの意なりといへり、【籍】籍は藉の假音、「モシ」又は「タトヒ」と訓す、【被堅執鋭】堅牢なる甲冑を身に纏ひ鋭利なる武器を手に執るなり、【不御三軍】御は「フセグ」と訓ず、御、禦相通用す、【大人】大德の人なり、「易經」の文言に「大人者與天地合其德」とあり、【匹夫徒歩之士】匹夫は庶人なり、既に前篇に見ゆ、徒歩の士とは乘るに車馬なき庶人をいふ、

吳慮謂子墨子曰、義耳義耳、焉用言之哉、子墨子曰、籍設而天下不知耕、教人耕與不教人耕而獨耕者、其功孰多、吳慮曰、教人耕者其功多、子墨子曰、籍設而攻不義之國、鼓而使衆進戰、與不鼓而使衆進戰而獨進戰者、其功孰多、吳慮曰、鼓而進衆者其功多、子墨子曰、天下匹夫徒歩之士、少知義、而教天下以義者功亦多、何故弗言也、若得鼓而進於義、則吾義豈不益進哉、

【大意】前節を承けて言ふ、

【通釋】吳慮子墨子に向つて曰く、子如何に云ふとも、我が自から陶し自から耕すは、義によりて爲せるのみ、多く言ふの要あるなしと、墨子曰く若し天下の人耕すことを知らずとせんに、人に教へて耕さしむると、又人に教へずして己れ獨り耕すと、其功孰れか多きと、吳慮答へて曰く、そは人に教へて耕さしむる者、その功多しと、墨子曰く、若し不義を行ふ國

我がかく爲せるは、義のみ義のみ、焉んぞ彼是言ふの要あらんと、墨子曰く子の謂はゆる義とは、人の爲めに我身を勞することを吝まず、又貨財を分與して人の貧苦を救ふが如き事ありやと、吳慮答へて曰く有りと、墨子曰く然らば我れ試みに果して斯くあるや否やを計らん、我れ慮ふに田畑を耕作して、天下の人を食ふ、其業極めて盛にして、然る後一農の耕に當る、これを天下の人に分つ時は、人は一升の粟を得る事も能はず、設令一升の粟を得るとするも一農の耕す所、天下の飢者をして悉く食に飽かしむること能はざるは、既に火を睹るよりも明かなり、我れ又慮ふに機織をなして、天下の人に衣を與へんとするに、その業極めて盛にして、漸く一婦人の織に當る、これを天下の人に分つ時は、人は一尺の布をも得る事能はず、假令一尺の布を得とするも、以て悉く天下の寒に泣ける者をして、煖を取らしむること能はざるは明かなり、我れなほ慮ふに堅甲を被り鋭利なる武器を執りて、諸侯の患を救はんとするに、盛にして一夫之戰に當り、一夫の戰ふ所三軍を禦ぐ能はざるは、既に明瞭なることなり、我れ乃はち以爲ふに斯く一人にて、或は陶し或は耕し以て天下の人を救ふ能はずとせば、これ先王の道を誦して、其說を求め、聖人の言に通じて其辭を察知し、以て上は王公貴人に說き、次は匹夫徒步の人に說くに若かざるなり、王公貴人吾が言を用ふれば、國必ず治まり、匹夫徒步の人、吾が言を用ふれば、その行ひ必ず修まるべし、故に我れ耕さずして而かも飢者に食はしめ、我れ織らずして而かも寒者に衣せしめ、而して其功は耕して食はしめ織て衣せしむるに賢ること遙かに遠し、故に我れは自から耕織はせずとも、其功は耕織せるよりも賢れること萬々なりと、

【解義】【冬陶夏耕自比於舜】冬は寒きが故に入りて陶し、夏は暑きが故に出て耕す、舜は虞舜にして、古しへ河濱に陶し歷山の野に耕せし事あり、故に吳慮以て自から之に比するなり、【有力以勞人】勞は人の爲に其の勞に任ずるなり、即はち他人の爲に我が身を勞して厭はざるなり、【嘗計之矣】嘗は「ココロミニ」と訓じ試と同じ、すべて物を食ふ時は始め嘗めて其味を試む、よりて試の義に用ふ、【盛】極盛なり、其業極めて盛にして而かも一農の耕に當るに過ぎざる

矣、盛然後當一農之耕、分諸天下、不能人得一升粟、籍而以爲得一升之粟、其不能飽天下之飢者、既可睹矣、翟慮織而衣天下之人矣、盛然後當一婦人之織、分諸天下、不能人得尺布、籍而以爲得尺布、其不能煖天下之寒者、既可睹矣、翟慮被堅執銳救諸侯之患矣、盛然後當一夫之戰、一夫之戰其不御三軍、既可睹矣、翟以爲不若誦先王之道、而求其說、通聖人之言、而察其辭、上說王公大人、次說匹夫徒步之士、王公大人用吾言、國必治、匹夫徒步之士用吾言、行必脩、故翟以爲雖不耕而食飢、不織而衣寒、功賢於耕而食之織而衣之者也、故翟以爲雖不耕織乎、而功賢於耕織也、

【大意】　君子の道は大體に志し行ふにあり、小人の必らず耕織の業を躬親く爲して然る後ち義となす者とは、其の撰を異にせることを言ふ、「孟子」の滕文公篇に有爲神農之言者許行の一章、宜く墨子が此論と互に啓發すべし、

【通釋】　魯の南鄙の人に吳慮と云ふ者あり、冬は陶器を作り夏は耕して自から古しへの大聖舜に比せり、墨子聞きて之に面會す、吳慮墨子に向つて曰く、

て爲し、必ずしも眞に好むにあらざるをいふ、【魡者之恭】魡は釣の俗寫なり恭は態度言語の靜肅を保つことを謂ふ「淮南子」の說山訓にも釣者使人恭とあり、【餌鼠以蠱】蠱は害毒なり、鼠に食はしむるに毒を以てす、故に之を愛するに非ずといへり、

魯人有因子墨子而學其子者、其子戰而死、其父讓子墨子、子墨子曰、子欲學子之子、今學成矣、戰而死而子慍、是猶欲糶糶讎則慍也、豈不費哉、

【大意】意義明白なれば略す、

【通釋】魯の人子墨子に就いて其子に學ばしめたる者あり、其子戰に出でゝ討死を遂げたり、其の父子墨子に向つて責めたり、子墨子曰く汝は汝の子をして學ばしめんと欲して我れに委ねたり、我れ敎ふるに忠孝節義を以てし、遂に學業成就して君國の爲に一身を捧げたり、かゝるは皆是れ學德の致す所、然るに汝慍りて我れを責むるは、是れ物を賣らんことを欲して、賣るれば却つて慍るが如きもの、豈に悖らずやと、

【解義】【讓】「セム」と訓じ責むの意なり、【糶】音は「テウ」賣るの義なり、【豈不費哉】費は「ハイ」と訓じ、悖るの義なり、費に作るは借字なり、

魯之南鄙人有吳慮者、冬陶、夏耕、自比於舜、子墨子聞而見之、吳慮謂子墨子曰、義耳義耳焉用言之哉、子墨子曰、子之所謂義者、亦有力以勞人、有財以分人乎、吳慮曰、有、子墨子曰、翟嘗計之矣、翟慮耕而食天下之人

影の字、「管子」心術篇にも「若影之象、形響之應聲也」と見え、「漢書」天文志にも亦「如景之象、形響之應聲」とあり、【微之以諫】微は覹の借字にて「說文」に「覹司也」とあり、司は伺と同じ、「漢書」游俠傳に「使人微知賊處」とありて、顏注に「微伺問之也」と說けり、故に「微之以諫」とは、君の間暇なるを伺ひて之を諫むるなり、【訪之上】「爾雅」釋詁に「訪謀也」とあり、即ちその謀を上に進めて、敢へて之を人に告げざるをいふ、【憂感】感は憂に同じ、

魯君謂子墨子曰、我有二子、一人者好學、一人者好分人財、孰以爲太子而可、子墨子曰、未可知也、或所爲賞與爲是也、魡者之恭、非爲魚賜也、餌鼠以蟲、非愛之也、吾願主君之合其志功而觀焉、

【大意】父の子を觀察するも、亦其の志功の一致するか否かを、注意すべきことを言ふ、

【通釋】魯君子墨子に謂つて曰く、我れに二人の子あり、一人は學問を好み、他の一人は人に貨財を與ふることを好めり、孰れを太子となして可ならんやと、子墨子曰く、未だその何れが是なるかを知る能はざるなり、賞賜名譽を求めんが爲めに勉學を粧ひ僞善を爲すならば必らずしも何れも眞に之を好めるにあらず、譬へば釣りする者が靜肅にして騷擾せざるは眞に魚を愛して然るにあらず目的は魚を釣るにあり鼠に食はしむるに毒を以てするが如く、矢張り一つの喰はせ物にして眞に之を愛する所以にあらざるなり、故に君は今二子の志と、而してその志に由りて爲したる行ひとを合せて、これを觀察し然して後に其の優劣を定められんことを願ふと、

【解義】【或所爲賞與爲是也】與は即ち譽の假字なり、其意は學を好むと、人に財を分つを好むとは、人に賞せられ譽められ、即ち名譽を得んがために僞つ

仰則仰、是似景也、處則靜、呼則應、是似響也、君將何得於景與響哉、若以翟之所謂忠臣者、上有過則微之以諫、己有善則訪之上、而無敢以告外、匡其邪而入其善、尙同而無下比、是以美善在上、而怨讐在下、安樂在上、而憂慼在臣、此翟之謂忠臣者也、

【大意】徒に君主の意旨を伺がひて、事を爲すは忠臣にあらず、而して、忠臣の道は、君の過ちを諫め、善は君に惡は己に任ずる者なるを言ふ、

【通釋】魯陽文君子墨子に謂ひて曰く、或人我に忠臣有り之を用ふべしと語ぐる者あり、其の人如何とならば之をして俯向しむれば則ち俯向き、之をして仰向しむれば則ち仰向き、處る時は靜肅にして、呼べば直ちに應じて我が命を受くと之を忠臣と謂ふべきかと、蓋し文君の意は、事々に己の命に從ひ毫も意に逆ふなき者を以て忠臣と爲せるなり、子墨子對へて曰く、之をして俯せしむれば則ち俯し、之をして仰がしむれば則ち仰ぐが如きは、是れ恰も影法師に似たり、影法師は己の意の儘にして毫も己の意に逆ふ所なきなり、又處るときは靜止し、呼べば直ちに應ずるが如きは、是れ恰も響に似たり、響は常にあるものにあらず、人求めて始めて生ずるものなり、君は景の如く響の如き者を得て、何の用に供せんとするか、我が謂ふ所の忠臣とは、若し上に過ちあらば時を見て之を諫め、己に善あらば之を上に謀つて濫りに之を外に洩らすことなし、君の邪を正して善に導き、公平を尙びて下に阿比することなく、以て美善は上の得る所となり、怨讐は皆我が一身に負ひ、上は常に安樂にして憂慼は常に我が身に在るが如き者、是れ即はち我が謂ふ所の忠臣なり、

【解義】【處則靜】處は居なり、【是似景也】景は古の

此と同じ、古へは此若を連言して此若と謂へり、此若言之謂也とは已に尚賢篇又節葬篇にも見えたり、【橋其國】義未だ詳かならず、王闓運は曰く橋猶擧也と云へりと乃ち擧其國と云ふと同じ、全國のこと、【之長子生】之は是と同じ是長子生の義なり、【解而食之】身體を解剖して食ふなり、【謂之宜弟】兄の命壽を縮むるときは、弟は二人分の壽福を幷有すること〻なるとの迷信なり、

魯君之嬖人死、魯人爲之誄、魯君因説而用之、子墨子聞之曰、誄者道死人之志也、今因説而用之、是猶以來首從服也、

【大意】　小材の大用に勝へざることを言ふ、

【解釋】　魯君の常に寵愛せる人死したり、魯人之が爲にその功德を稱する詞を作る、魯君因て悦びて之を用ひたり、子墨子之を聞いて曰く誄はもと死者の志を述ぶるものなるに、今悦んで之を用ふるは、是れ猶ほ貍の小獸を以て、車の大物を馬の代用として引かしむるが如し、到底其の任に堪へざるなり、

【解義】　【誄】音は「ルヰ」、釋名釋典藝に「誄累也、累列其事而稱之也」とあり、死者生前の功德を稱述して哀悼の意を表すること、又その文詞にも用ふ、【説】悦と相通ず、【是猶以來首從服也】來は𧳜と通ず「方言」に貔陳楚江淮之間謂之𧳜、關西謂之貍とあり來と貍と音近し來首は即ち貍首なり貍首は貍のこと「タヌキ」と訓ず服は服馬なり、此れ貍を以て車に駕して行かしむるが如し、到底其の任に堪へざることを謂ふ、一説には來首は即ち耜なりと云へり、

魯陽文君謂子墨子曰、有語我以忠臣者、令之俯則俯、令之仰則仰、處則靜、呼則應、可謂忠臣乎、子墨子曰、令之俯則俯、令之

陽文君語子墨子曰、楚之南有啖人之國者、橋其國之長子生、則解而食之、謂之宜弟、美則以遺其君、君喜則賞其父、豈不惡俗哉、子墨子曰、雖中國之俗亦猶是也、殺其父而賞其子、何以異食其子而賞其父者哉、苟不用仁義、何以非夷人食其子也、

【大意】今の人主在上者の小事に明かにして大事に暗く、人を責むるを知りて、自ら責むるを知らずして、攻戰を好むの非なるを言ふ、亦非攻篇の餘論なり、

【通釋】子墨子魯陽文君に謂ひて曰く、世俗の君子は皆小さき事柄はよく知れど、大なる事柄は知らざること多し、今此に一人ありて、其人もし一犬一彘を盜まば、直ちに不仁として之を非難す、然るに一國又は一都を侵略するは、却つて之を義となせり、これを譬ふれば小く白色のものを視たるときは之を白といひ、大に視たるときは正に相反して之を黒といふが如し、寔に矛盾の甚しくして大小の性質を顛倒するも亦甚しからずや、この故に世俗の君子小物を知りて大物を知らずといへるは此の如き言を謂ふなり、魯陽文君子墨子に語つて曰く楚の南に、人間を啖ふ國あり、其國の長子生まるれば、その體を解いて之を食ひ以て兄を殺せば弟に其の幸福を幷せて宜しくすといへり、又その肉美味なれば以て君に遺り、君喜べば良味の子を生めりとて、其父を賞す、豈惡しき風俗ならずやと、子墨子曰く、中國の風俗と雖も亦是れに類せるものあり、師さを興して其父を戰死せしめて一方には、有功者の後ちとして其子を賞するは、何を以て彼の蠻人が其子を食うて其父を賞する者に異ならん、苟くも仁義を用ひざれば、何を以て楚の南なる夷人が其子を食ふに異ならんやと、

【解義】【一彘】彘は雌豚なり、【此若言之謂也】若も

【解義】【魯陽文君】名は寬、楚の司馬たり、子期の子なり、【狗豕】狗には守狗、獵狗、豢狗の三種あり、食用に供するは豢狗なり、豕は「ブタ」又は「ヰノコ」なり、【寡人】助け少き孤寡の義によりて、王侯自から稱する謙辭なり、「老子」に王侯自稱孤寡とあり、【鄭人三世殺其君】史記鄭世家に「哀公八年鄭人弑哀公而立聲公弟丑是爲共公三十年共公卒子幽公已立幽公元年韓武子伐鄭殺幽公鄭人立幽公弟駘是爲繻公」とあり、【使三年不全】「呂氏春秋」本生篇の高誘の注に「全猶順也」とあり、三年不全とは年の順成せざることにて、「禮記」の玉藻に年不順成とあるが如く、凶年打ち續づくこと三年に及べるを謂ふ、【強梁】老子に「強梁者不得其死」といひ、「莊子」山林篇の釋文に「彊梁多力也」といひ、「詩」大雅蕩篇の毛傳に「強梁禦善也」といへり、又孔疏には「彊梁任威使氣之貌」と見えたり、一説に木の水に架するを梁といひ、又棟を負ふを梁といふ、倶に其の力の強き意に取ると云へり、【竹帛】竹は竹簡、帛は縑帛なり、古代は紙なきによりすべて竹帛に書きたり、轉じて書籍の意に用ふ、「鏤之於金石」鏤は「ヱル」又は「チリバム」と訓みて、文飾を刻み施すをいふ、此にては金石の類に刻み込むをいふ、【爲銘之鍾鼎】銘は名なり、其の功を記すをいひ、金石などの刻文をいふ、鍾は鐘に通ず、竹帛以下皆已に前篇に屢〻見えたり、【莫若我多】多とは戰功を謂ふ「周禮」の司勳に戰功曰多とあり、【衣裘】裘は皮衣又は毛衣なり、【席豆】俎豆なり、祭器の名、牲體を載するを俎といひ、葅醢を薦むるを豆といふ、俎は几の形にて木にて造り豆も亦木にて造る、

子墨子謂魯陽文君曰、世俗之君子、皆知小物而不知大物、今有人於此、竊一犬一彘、則謂之不仁、竊一國一都、則以爲義、譬猶小視白謂之白、大視白則謂之黑、是故世俗君子知小物而不知大物者、此若言之謂也、魯

の内に於て、大都は其の小都を攻め、大家は其小家を伐ちて、その牛馬狗豕布帛米粟貨財を奪取したりとせば、如何にと、魯陽文君曰く、魯の國内に住める者は、悉く寡人の臣なり、今大都は其の小都を攻め、大家は其の小家を伐ちて、その所有せる貨財を掠奪することあらば、寡人必ず之を處するに、重罰を以てすべしと、墨子曰く、夫の天が天下を兼有せるは、恰も君が一國を領有せるが如し、君の國内に於て以上の如くば、君兵を擧げて、同じく天の兼有せる鄭を攻めんとすれば、天誅其れ至らざることあらんやと、魯陽文君曰く、先生何が故にかく我が鄭を攻むるを止むるや、我が鄭を攻むるは、我が一己の利心より出でたるにあらずして、天の意に順ふなり、鄭人二代相續いて、其君を弑せり、天之に誅を加へしも、なほ三年の間順成せず、故に我れ天誅を相助けんが爲に、鄭を攻むるなりと、子墨子曰く、鄭人二代相引續きて其君を弑し、爲めに天之に誅に加へて、三年の間、國を順成せしめざれば、天誅はそれにて十分なり、然るに君は又兵を擧げて以て鄭を攻めんとし、吾が鄭を攻むるは天の意に順ふなりと宣ふ、これを譬ふれば此に一人ありて、その人の子强梁と申して威張り生意氣(ナマイキ)にして而かも不材なり故に其の父之を笞(ムチウ)ちて懲らしむるは當に然るべき事なれども、其の鄰家の父、木を擧げ之を擊ちて、吾れ之を擊つことは、其父の志に順ひて爲すなりと曰ふが如く、豈に理に於て悖りたる事ならずやと、子墨子又魯陽文君に謂ひて曰く、其鄰國を攻め、其人民を殺し、其牛馬粟米貨財を奪ひて、之を勳功と誇り竹帛金石に鏤刻し、銘を鍾鼎につくり、後世の子孫に傳へ遺して我が領地を多く取りしに及ぶものなしと曰ひ、又賤人も我が上たる國君が利己の事をなせば自分も此に倣らはんとてその鄰家を攻め其の家族を殺し其の狗豕食粮衣裘を奪ひ取りて之を竹帛に書し、以て銘を席豆に爲り、後世子孫に遺して、我が多く貨財を得たるに及ぶ者なしと云ふが如きは、可ならんや、必ず可ならざるなり、今國の君主たる者が天が不道を罰するに倣らはんと云うて妄に人の國を攻め亡して之を功として誇るは何を以て此に異ならんや、文君曰く然り、子の言によつて之を觀れば天下に可と謂へる所のもの必ずしも可ならざるものあるなり、

年不全、我將助天誅也、子墨子曰、鄭人二世殺其君、而天加誅焉、使三年不全、天誅足矣、今又擧兵將以攻鄭曰、吾攻鄭也、順於天之志、譬有人於此、其子强梁不材、故其父笞之、其隣家之父擧木而擊之曰、吾擊之也、順於其父之志、則豈不悖哉、子墨子謂魯陽文君曰、攻其隣國、殺其民人、取其牛馬粟米貨財、則書之於竹帛、鏤之於金石、以爲銘於鍾鼎、傳遺後世子孫曰、莫若我多、今賤人也亦攻其隣家、殺其人民、取其狗豕食糧衣裘、亦書之竹帛、以爲銘於席豆、以遺後世子孫曰、莫若我多、亓可乎、魯陽文君曰、然、吾以子之言觀之、則天下之所謂可者、未必然也、

【大意】　人主の同く暴虐をなしながら、妄に天命天誅を稱して、他國を侵略攻奪すべからざることを言ふ、「孟子」の公孫丑篇の沈同以其私問曰燕可伐與の章に爲天吏則可以伐之と云ひ、今以燕伐燕と云へると其主旨大に相似たり、但彼は未だ此譬喩の切なるに如かざるなり、

【通釋】　魯陽文君將に鄭を攻めんとす、子墨子聞いてこれを止めんと欲し、陽文君に謂ひて曰く、今魯陽

は俯し或は仰ぎ暫く考へて曰く、そは一國の主たる我れその不祥を受けんと、蓋し墨子齊大王の非道を自ら反省せしめんが爲に此の問答を用ひたるなり、

【解義】【齊大王】大公田和なり、蓋し齊僭王之を號して後、亦その祖を尊んで大王となす、大公は始めて國を有つものゝ稱、田氏始めて齊を簒ひ國を有てる者は田和なり、故に大公と稱す、猶ほ父を尊びて大公と稱するが如し、その後に至りて子孫王を稱すれば、亦それに應じて大王と稱す、史記の田敬仲世家及び六國年表に據るに田和が始めて立ちて諸侯となりしは周の安王十六年にあり、此れに由りて之を推せば、墨子が大王に見えしは其の後にあるべし、【倅然】卒と同じ倉卒の意、即ち「ダシヌケナルサマ」也、【不祥】不祥は禍也、罪なき人を殺し無道を行へば、必ず天禍を免れざるべし、【賊敖】説文に敖は殺の古文とあり、人を賊ひ殺すをいふ、

魯陽文君將攻鄭、子墨子聞而止之、謂魯陽文君曰、今使魯四境之內大都攻其小都、大家伐其小家、殺其人民、取其牛馬狗豕布帛米粟貨財、則何若、魯陽文君曰、魯四境之內、皆寡人之臣也、今大都攻其小都、大家伐其小家、奪之貨財、則寡人必將厚罰之、子墨子曰、夫天之兼有天下也、亦猶君之有四境之內也、今舉兵將以攻鄭、天誅亓不至乎、魯陽文君曰、先生何止我攻鄭也、我攻鄭順於天之志、鄭人三世殺其君、天加誅焉、使三

【國爲虚戻】居宅に人無きを虚といひ死して後無きを厲といふ、國滅亡せるをいふ、【取國子】國子は齊の大夫國書なり事は左傳の哀公十一年に見ゆ、【智伯】此事も亦非攻中篇に詳なり、智伯は晉の六卿の一人なり、六卿中の范氏と中行氏とを亡ぼして其地を分ち、又趙襄子を亡さんとして之を攻め、却て趙襄子に亡さる【三晉之地】三晉とは晉卿の三家、即はち智氏、范氏中行氏をいふ、この三家を並せて以て一家たりしなり、

子墨子見齊大王曰、今有刀於此、試之人頭、倅然斷之、可謂利乎、大王曰利、子墨子曰、多試之人頭、倅然斷之、可謂利乎、大王曰利、子墨子曰、刀則利矣、孰將受其不祥、大王曰刀受其利、試者受其不祥、子墨子曰、并國覆軍、賊敖百姓、孰將受其不祥、大王俯仰而思之曰、我受其不祥、

【大意】　人を殺す刀と其の刀を執りて人を試み殺す者との喩を以て師を興し、戰を爲すときは、結局國君たる者其の損失不利を受くることを言ふ、

【通釋】子墨子齊の大王に見えて曰く、今此に刀ありとし、之を人の頭に試みて、倅然之を切斷したらんには、その刀は鋭利といふを得べきやと、大王曰く如何にも鋭利といふべし、子墨子曰く然らば唯一人にあらずして、多くの人の頭に試み、なほ倅然として之を切斷すれば、鋭利といふべきや、大王曰く然り、子墨子曰く刀は如何にも鋭利ならん、然らば誰か其の多くの人を殺せし應報即ち不祥なる事を受くるものか、大王曰く刀その利を受け、刀を持ちて人の頭に試みたる者必ず不祥を受けん、子墨子曰く國を併呑し軍を喪ひ百姓を賊ひ殺さば、その不祥は誰か之を受くるものぞ、大王頗る其の返答に窮せるが如く、或

弗爲用、是以國爲虛戾、身爲刑戮也、昔者智伯伐范氏與中行氏、兼三晉之地、諸侯報其讐、百姓苦其勞、而弗爲用、是以國爲虛戾、身爲刑戮也、故大國之攻小國也、是交相賊也、過必反於國、

【大意】 戰を好みて敗亡せし呉王智伯の例を擧げて齊國も餘りに戰爭をなす時は自から敗亡を免れざるべきことを言ふ、

【通釋】 齊將に魯を伐たんとす、子墨子項子牛に謂ひて曰く、魯を伐つは齊の過りなり、昔呉王夫差、東の方越王勾踐を伐ちて、これを會稽山に閉居せしめ、西は楚を伐ちて昭王を隨に幽し、北は齊を伐ち其の大夫國子を虜として、國に歸れり、其の後諸侯その仇怨を報じて列國の師さが來り伐つに及び呉國の百姓は從來の戰爭に疲れたる上なればその勞に苦しみて國家の爲めに防禦の役に立たず、終に その國は空虛となりその身は刑戮に處せられたり、又昔晉の智伯は范氏と中行氏とを伐ちて、三晉の地を悉く兼有併呑したりしが、後諸侯その仇怨を報ずるに至り、百姓その勞を苦み疲れて役に立たず、終に國は空虛となりその身は刑戮となりたり、故に大國の小國を攻むるは、小國は爲めに亡ぼされ、大國亦仇怨によりて他に亡ぼされ、畢竟互に相害ふもの也、若し齊この過を犯さば、必ず應報はその國に反り、終に呉王夫差の如く、晉の智伯の如きに至らん、

【解義】 【項子牛】蓋し齊國の將ならんと孫注に云へり、【呉王東伐越】此事は非攻中篇に詳なり、【棲諸會稽】諸は於と同義に用ふ、國語韋注に「棲山處也」とあり、山に住むを云ふ、會稽は山の名、【葆昭王於隨】葆は保に通じ、「ヤスンズ」と訓ずれども、此の所にては封鎖する義に用ひたり隨は國の名なり左傳の定公四年に呉入郢楚鬪辛與其弟巢以王(昭王)奔隨とあり

りやと、子墨子曰く、救ふべき道あり、昔三代の聖王なる禹湯文武は、僅に百里の地を有せる諸侯なりしも、忠臣を悦び仁義を行ひ、終に天下を取れり、之に反して三代の暴王たる桀紂幽厲は、忠臣を却て讐敵となし、恣に暴虐を行ひ、終に天下を失へり、願くは君には、上に向つては天を尊び鬼神に事へ、下に向つては百姓を愛利し、厚く皮幣を爲り、身を謙遜して辭令を卑くし、速にすべての鄰邦諸國に禮を通ぜば、國を驅りて來り從はん、右の如く内外の援助を結び一國中の人を驅りて擧國一致して防禦の事に盡くさば齊の外患は毫も憂ふるに足らず、故に此事は固に救ふべき道なきものにはあらざるなり、唯行ふべき政の如何に因るべきのみ、

【解義】【魯君】これは魯陽文君にして楚縣の君ならんといへど、時代を以て攷ふるときは、或は魯の穆公を指せるなるべし、已に前に言へり、【三代之聖王】三代とは夏、殷、周をいふ、夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王なる事、屢、前に言へり、【百里之諸侯】百里とは土地方百里をいふ、百里の土地を有するは、もと大國の諸侯の國なれども墨子の時代には兼幷の政行はれて百里は小國の名稱となれり、【讐忠】忠臣を却つて讐となす也、上文の禹湯文武忠を悦び義を行ふといへるに相對していふ、【愛利百姓】人民に慈愛を垂れ利を得しむるをいふ、【厚爲皮幣】皮幣は貨幣に同じ、史記平準書に「以白鹿皮方尺縁以藻繢爲皮幣直四十萬」とあり、【卑辭令】辭令は「コトバヅカヒ」なり、言葉遣ひを丁寧にし謙遜の意を表するなり、【亟】亟は疾也速也、「スミヤカニ」と訓ず、【歐國而以事】歐は古文の驅の字、驅國は國を擧げての意なり、以事とは戰ひを爲すことを謂ふなり、【非此顧無可爲者】顧は固と通じ、「マコトニ」と訓ず、

齊將伐魯、子墨子謂項子牛曰、伐魯齊之大過也、昔者吳王東伐越、棲諸會稽、西伐楚、葆昭王於隨、北伐齊、取國太子、以歸於吳、諸侯報其讐、百姓苦其勞、而

子曰云云の語あり、故に取りて篇名となせり、然れども全篇盡く魯君との問答を錄せしにはあらず、其の例耕柱公孟の諸篇と同じ、唯だ篇首にあるを以て篇目となすに過ぎず、畢沅は此の魯君を以て楚王の臣にして魯陽縣の令たる者にして墨子の他篇に謂はゆる魯陽文君の事ならんと云へども、蘇時學は曰く魯國の君なり、故に齊の攻むるを以て患となす、畢注は非なりと、兪樾は曰く魯陽文君の事は耕柱篇に再び見え、此の篇亦屢見ゆ、墨子の意皆勸むるに小國を攻むる無き事を以てす、此れと同じからず、且此の篇に魯君あり、又魯陽文君あり、別ちて之を書せり、其の一人にあらざること甚だ明かなりと、孫注は蘇兪の二說を以て是なりとし、且つ此の魯君は即ち穆公のことならんと云へり、按ずるに此篇亦片段長短齊しからず、彼此の問答を拉雜して成す者也、乃ち墨學者流が隨聞隨記の文なることは、貴義篇と同じ、

魯君謂子墨子曰、吾恐齊之攻我也、可救乎、子墨子曰、可也、昔者三代之聖王禹湯文武、百里之諸侯也、說忠行義取天下、三代之暴王桀紂幽厲、讐忠行暴失天下、吾願主君之上者尊天事鬼、下者愛利百姓、厚爲皮幣卑辭令、亟偏禮四鄰諸侯、敺國而以事齊、患可救也、非此顧無可爲者、

【大意】魯君の齊の兵を禦ぐを問へるに答へて天を尊び鬼に事かへ國民を愛利し鄰國の交誼を厚くし擧國の一致の外別に長策なきことを言ふ、

【通釈】魯君、子墨子に謂ひて曰く、吾は齊の我國に來り攻めんことを恐れて止まず、之を救ふべき道あ

據りて俱に改む、【是子之所謂不扣而鳴者耶】舊本に所の字なし、今孫校に據りて改む、【譬若良巫處而不出有餘糈】舊本に巫を玉に作り精を糈に作る、今孫校に依りて改む、【若必將舍忽易章甫】舊本に必を不に作る、今蘇校に依りて改む、【而去丌冠也】舊本に丌を亦に作る、今王校に依りて改む、下の丌亦有之曰丌傲也の二の丌の字亦同じ、【戚族人五月】舊本に戚の字なし今孫校に據りて補ふ、【國之治治之故治也】舊本に治之以下の五字なし、今盧校に依りて補ふ、【君子必學祭禮】舊本に禮を祀に作る、今孫校に依りて改む、【子之三月之喪】舊本に月を日に作る、今畢校に據りて改む、【是猶倮謂撅】舊本に倮を果に作る、今畢校に依りて改む、【學吾子之慕父母】舊本に子の字なし、今兪校に據りて改む、【子墨子問於儒者曰】舊本に曰の字問の上にあり今蘇校に據りて改む、【宮以爲男女之別】舊本に宮を室に作る、今孫校に依りて改む、【樂以爲樂是猶曰】舊本に以の字なし今畢校に據りて改む、【天爲不明】舊本に天の字なし、今畢校に依りて補ふ、【必不聽治矣】舊本に必不を不必に作る、今孫校に據りて改む、【儒固無此若四政】舊本に若の字なし、今王校に據りて補ふ下同じ、【還之反復坐】舊本に還を迷に作り復を後に作る、今孫校に據りて訂す、【鄕者先生之言】舊本に生を王に作る今王校に依りて改む、【有可間者】間を舊本に聞に作る今畢校に據りて改む、【是丌當而不可易】丌を舊本に亦に作る、今兪校に據りて改む、下の丌父死の丌も同じ、【猶强爲之】此の下に舊本は爲善者富之云々の二百六十四字あり、今畢校に據りて後に移す、【何以必視人强爲之】必の字舊本は强の上にあり、今孫校に依りて改む、【爲善者賞之】爲の字舊本になし、今王校に據りて補ふ、【而閉一門焉】舊本に閉の字なし、今王校に據りて補ふ、【盜何遽無從入】舊本に入の字なし今同上、【墨子言義】舊本に墨子の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【我能治國】舊本に能の字なし今同上、

墨子卷之十三

魯問第四十九

魯問とは魯君の問なり、本篇の首に魯君謂子墨

蓋し二三子告子の言を聞きて之を師に告ぐるなり、墨子曰く、彼を斥くること不可なり、彼れ我が言ふ所を稱賛して我が行をこれ毀る、然らば言行の中其の一は取れり全く之無き者に比すれば大に愈れり、此に一人ありて我れ甚だ之を愛せざるも、天を尊び鬼神に仕へ衆人を博く愛する者ならんか、餘りに仁ならざるものといへども、全く仁無しといへるには愈れり、今告子の言談甚だ辯にして一方我が仁義を說くを稱し、而して他方我が行爲を毀る、告子の毀れるはなほ全く我が仁義を排斥して亡きに愈れり、又二三子墨子に復して曰く、告子勝は仁を行ふに足れりや、墨子曰く未だ必ずしも行ふに足れりといふべからず、告子の仁を行ふは、之を譬ふれば猶ほ踵を擧げて身の長高しとなし又身體を仰向けにして胸間を廣しとなすが如く、久しく勝ふべからざるなり、告子墨子に謂ひて曰く、我は能く國を治め政を爲すと、墨子曰く政を爲す人は、口之を言はゞ行之に伴ひ、言行一致せざるべからず、今子は口之を言へども身之を行はず、是れ人を治むる騷ぎにあらず、第一に子の身亂るゝなり、子自らを治むる能はずして惡んぞ國政を治むることを得ん、子姑く子の身を亂すことなきに努めよ、

【解義】【告子】姓は告、名は不害、儒墨の道を兼ね修め、嘗て孟子に師事せし事あり、子はすべて男子の通稱なり、【愈於亡】愈は「マサル」と訓じ、勝るに同じ、亡は無と同じ、【不仁】經說下に「仁愛也」と云へり、墨翟甚だ相愛せざるをいふ、仲尼燕居云ふ「食饗之禮、所以仁賓客也」と、仁賓客とは賓客を愛する義なり、この仁も義同じ、【勝爲仁】勝は「タフ」と訓じ堪ふに同じ、勝爲仁とは仁能くその任に勝ふの意なり、一說に勝は以て告子の名となせり、【跂】音は「キ」、企に同じ、說文に「企擧踵也」とあり、「ツマダツ」の意、【隱】文選の注には偃となせり、隱偃音相近く通用す、偃は仰ぐの意なり、

存異

【子乃今知其一耳】舊本に耳を身也の二字に作る、今王校に據りて改む、【然而大人之利有之也君得之則必用之矣】有之也より以下舊本に下文の以廣辟土地矣の下に在り、今蘇校に從うて移易す、【籍稅贜材】舊本に藉を著に作る、今孫校に據り贜を僞に作る、畢校に

るなり、今汝は國士にあらず、何ぞ學をなすと同時に射を爲さんや、

【解義】【國士】名聲一國を蔽ふ者をいふ、國中をすぐりて尤も優れる士の義、【不可及】及は猶ほ兼ぬといふが如し、

二三子復於子墨子曰、告子曰、墨子言義而行甚惡、請棄之、子墨子曰不可也、稱我言以毀我行、愈於亡、有人於此、翟甚不仁、尊天事鬼愛人、甚不仁猶愈於亡也、今告子言談甚辯、言仁義而吾毀、告子毀猶愈亡也、二三子復於子墨子曰、告子勝爲仁、子墨子曰、未必然也、告子爲仁、譬猶跂以爲長隱以爲廣、不可久也、告子謂子墨子曰、我能治國爲政、子墨子曰、政者口言之身必行之、今子口言之而身不行、是子之身亂也、子不能治子之身、惡能治國政、子姑亡子之身亂之矣、

【大意】善行の力むべきことを説く、仍前後二節に分つ、前節は不愛の人と雖ども、其の行善なれば君子亦之を取ることを言ひ、後節は誠ならず身の治まらざる者は、遂に永續すべからず又人を治むる能はざることを言ふ、

【通釋】二三の門弟又墨子に申して曰く、告子曰へり、墨子は口常に義を說くも、其の行爲甚だ善からざるものありと、彼れ禮を失したる者請ふ之を斥けん、

墨子曰、雖使我有病、鬼神何遽不明、人之所得於病者多方、有得之寒暑、有得之勞苦、百門而閉一門焉、則盜何遽無從入、

【大意】人の疾病禍殃を得るは、其の由來一にあらざれば、君子が福を得ずして疾を得たればとて、必しも鬼神賞罰の事を疑ふ可からざることを言ふ、

【通釋】子墨子疾せし時、弟子の跌鼻といふ者、進み問うて曰く、先生は常に鬼神は明知にして能く人に吉凶禍福を下し、善を行ふ者には福を與へ、不善を爲す者には罪を下すと曰へり、今先生は聖人なり、鬼神福をこそ下すべけれ、却て疾あるは何の故ぞ、疑ふらくは先生常に說き給へる所誤れるか、將又鬼神明知ならざるか、墨子曰く、たとひ我に病有るも、鬼神何ぞ不明なりといふを得ん、人の病を得る所ののものは其故多し、或は季節の寒暑によりて得ることあり、或は勞苦の爲に得る事あり、寒暑苦勞によりて得たる所の病、何ぞ鬼神の知る所ならん、これ宛かも家に多くの門あるに、たゞ僅かに一門を閉ぢたるのみにて以て盜の入るを防ぎ得ざるが如し、

【解義】【百門而閉一門】「淮南子」人間訓に「室有百戶、閉其一、盜何遽無從入」とあるは此語に本づく、

二三子有復於子墨子學射者、子墨子曰不可、夫知者必量亓力所能至而從事焉、國士戰且扶人猶不可及也、今子非國士也、豈能成學又成射哉、

【大意】學問は能く其力量を計りて爲すべく、而も妄に多岐に涉り專精を闕くべからざるを言ふ、

【通釋】二三の門生、子墨子に向つて射を學ばんと申すものあり、墨子曰く不可なり、夫れ知者は己の力量の爲し能ふ所を量りて事を爲す、國士戰爭をなしながら、人を扶くるが如きは之を兼ぬること能はざ

るものなれば苟も幸福を獲んと欲すれば誠意を盡くし大善を爲すべきことを言ふ、

【通釋】　墨子の門に游ぶ者、墨子に謂ひて曰く、先生は鬼神を以て明知にして能く人に吉凶禍福を施し、善を爲す者は之に富を與へ、暴を爲す者は之に禍を下すとなせり、今吾れ先生に師事せること已に久し、而して福未だ我身に及ばず、意ふに先生の言不善なるか、將又鬼神明ならざるか、何の故に我れ福を得ざるやと、墨子曰く汝未だ福を得ずと雖も、吾が言何ぞ不善ならん、又鬼神何ぞ不明なりといふを得ん、汝刑徒を匿す者の刑あることを聞けりや、對て曰く未だ之を聞くを得ざるなり、墨子曰く今此に一人の人ありて、其人の才、汝に十倍せば、汝十ながら我が力の及ぶ所にあらずとして之を稱譽して自から譽むることを一たびするか即ち人の長處を正直に世間に稱譽することを能くするか、對へて曰く能はず、時には自から譽むる方多きに過ぐることあり、墨子更に曰く此に人ありて、その才汝に百倍せば、汝能く終身その善を譽むるとも子は一も能く自から譽むることなきを得るか、對へて曰く能はず、時には自から我は彼に賢れりと云ふことあり、墨子曰く一人を匿す者すら猶ほ罪あり然るに今汝の匿す所此の如く多し、汝亦厚罪あるもの、何の福か之れ求むるを得ん、

【解義】　【福不至】福と富と同じ、【意者】「オモフニ」と訓ず、廣雅に「意疑也」とあり、即ち意者は疑辭なり、【何遽】「ナンゾ」と訓ず、遽も亦何也、連言していふは古人自ら複語あるのみ、「漢書」陸賈傳に「使我居中國何遽不若漢」とあり、【匿刑徒之有刑】「左傳」昭七年に謂ふ所の僕區の法にして、亡人を隱匿するの法是也、【什子】その人の賢、子に過ぐること十倍の意、次の「百子」も同じ、

子墨子有疾、跌鼻進而問曰、先生以鬼神爲明、能爲禍福、爲善者賞之、爲不善者罪之、今先生聖人也何故有疾、意者先生之言有不善乎、鬼神不明知乎、子

我れ之を好まずといふものあらんや、又夫の富貴を欲する者、我が族人之を欲する者なき故、我れ欲せずといふものあらんや、美を好む者富貴を欲する者は、他人の好むと好まざると、又欲すと欲せざるとを視るなり、強めて己れ美を好み富貴を欲せり、況んや義は天下の重器なり、その義を學び知るに於て、何ぞ之を他人に照し視て然る後之を行ふが如き事あらんや、

【解義】【不視人】人の好不好と欲不欲とを視ざるを言ふなり、【何以必視人】何以必は詰責の辭にして、上文の不視人云々と、正に相對していへるなり、

有游於子墨子之門者、謂子墨子曰、先生以鬼神爲明知能爲禍福人哉、爲善者富之、爲暴者禍之、今吾事先生久矣、而福不至、意者先生言有不善乎、鬼神不明乎、我何故不得福也、子墨子曰、雖子不得福、吾言何遽不善、而鬼神何遽不明、子亦聞乎匿刑徒之有刑乎、對曰未之得聞也、子墨子曰、今有人於此、什子子能什譽之、而一自譽乎、對曰不能、有人於此、百子子能終身譽亓善、而子無一乎、對曰不能、子墨子曰、匿一人者猶有罪、今子所匿者若此亓多、將有厚罪者也、何福之求、

【大意】小善を以て多福を求むるは天帝鬼神を誣ふ

子の爲に酒を買ひ與ふべしと、長子己に都合善き言に勸められ、葬りて後酒をかの四弟に求めたり、四弟曰く、我れ汝に酒を與ふべき筈なし、汝は汝の父を葬り、我れは吾が父を葬りたるにて、唯吾輩の父たるのみにあらず、子の爲にも亦父たり、若し汝父を葬らざれば、人は汝を不孝の子となして笑はん、故に我れ汝に葬禮を勸めて爲さしめたるなり、然らば汝は子として親に仕ふべき道を行ひ、我等も亦爲に義を行ふを得たり、豈に唯我等のみの義ならんや、汝も亦義を行ふを得たるなりと云へりとぞ、若し汝學ばずば、人汝を笑はん、故に我れ汝に勸めて學を爲さしめたるのみ、汝それが爲に仕を我に求むるは、彼の長子四弟に酒を求めたると何ぞ異ならん、

【解義】　【徇通】古へは徇と濬と假借によりて相通用したるなり、濬は深也、思慮深く事理に通せるをいふ【其年】其は期と同じ、期年又は朞年と同じく、一年をいふ、【魯語】魯は今の山東兗州府曲阜縣治これなり、【昆弟】兄弟なり、

有游於子墨子之門者、子墨子曰盍學乎、對曰吾族人無學者、子墨子曰不然、夫好美者、豈曰吾族人莫之好、故不好哉、夫欲富貴者、豈曰我族人莫之欲、故不欲哉、好美欲富貴者、不視人猶强爲之、夫義天下之大器也、何以必視人强爲之、

【大意】　學問は祖先親族の爲すと爲ざるとを以て、學ぶべく學ばざるべしと決すべきにあらず、既に學の必用たるを感ずれば、自己の獨斷力を以て邁進勉强すべきを言ふ、

【通釋】　墨子の門に游ぶ者あり、墨子曰く盍ぞ學ばざるやと、對へて曰く吾が族人にして學を爲すものなし、故に今迄學ばざりしと、墨子曰くそは不可なり、夫の美を好む者、吾が族人美を好む者なき故に、

と或と義同じ、禹湯之を如何ともする能はず猶ほその儘になせしが如し、【翟】墨子の名なり、

有游於子墨子之門者、身體強良、思慮徇通、欲使隨而學、子墨子曰、姑學乎、吾將仕子、勸於善言而學、其年而責仕於子墨子、子墨子曰不仕子、子亦聞夫魯語乎、魯有昆弟五人者、亓父死、亓長子嗜酒而不葬、亓四弟曰、子與我葬、當爲子沽酒、勸於善言而葬、已葬而責酒於其四弟、四弟曰吾末予子酒矣、子葬子父、我葬吾父、豈獨吾父哉、子不葬則人將笑子、故勸子葬也、今子爲義我亦爲義、豈獨我義也哉、子不學則人將笑子、故勸子於學、

【大意】人の學問を爲すは本と己が爲めにする者にして人の爲めにするに非ざれば世に用ひらるゝと用ひられざるとを以て學を廢すべきに非ることを言ふ、

【通釋】墨子の門に遊ぶ者あり、身體強壯にして思慮深く能く物に通ず、故に墨子に隨うて學ばんとせり、墨子曰く、汝先づ姑く學べよ、其の内に吾れ汝をして奉仕せしめんと、彼れ墨子の善言に勸められて學びたり、時漸く一年を經、墨子に向つて前言を踐み己れをして仕へしめんことを求む、墨子曰く不可なり、汝亦夫の魯の國にありし話を聞けりや、昔魯に兄弟五人の者あり、其父死すも、長子酒を嗜みて葬禮を爲さず、四弟曰く、請ふ汝我等が爲に父の葬式を行へ

て、猶ほ常語と云ふが如し、習熟の辭に應ずるには、その酬答は稱議を待たずして直ちに對ふ、故に下文に斂也といへり、【厚吾】禦は古へは通じて吾に作る、趙策に「王非戰國守吾之具、其將何以當之乎」とあり以てその證となすべし、【猶荷轅而擊蛾也】轅は車の「ナガエ」なり、蛾は音「ギ」、蟻に同じく、蟻なり、轅を荷ひて蟻の如き小蟲を擊つが如く、不恰好なることを云ふ、

子墨子與程子辯、稱於孔子、程子曰、非儒何故稱於孔子也、子墨子曰、是乃當而不可易者也、今鳥聞熱旱之憂則高、魚聞熱旱之憂則下、當此雖禹湯爲之謀、必不能易矣、鳥魚可謂愚矣、禹湯猶云因焉、今翟曾無稱於孔子乎、

【大意】千古不易の理を道破せし孔子は、儒家の故を以て排斥せざるを言ひ、以て眞理は彼我の別を問はず同一なることを說けり、

【通釋】子墨子程繁と辯じ、頻りに孔子の事を稱述せり、程子曰く、先生の說く所儒を非とす、何故にかく孔子を稱賛するかと、子墨子曰く孔子の說く所は道理に當りて、萬古不易なるものなればなり、見よかの鳥は熱旱の憂を聞く時は、それを避けんが爲に高く飛び去り、魚は水面熱するを見れば深き淵に入る、かくの如きは自然の然らしむる所にして、夏の禹王や殷の湯王の如き明君が如何に智謀を爲したりとて、必ず之を易ふること能はざるなり、鳥魚は實に愚なるものなりと雖も、禹湯なほ之を易ふる能はずして、自然の理に因れるあり、然らば千古不易の敎義を垂れたる孔子を我れ稱揚する所なくして可ならんや、

【解義】【稱於孔子】稱は稱述、稱賛、稱揚などの意なり、【聞熱旱之憂】聞は知るなり、【猶云因焉】古へは云

を習ひ爲せり、これ天下を喪ふに足るべき第三なり、又個人の貧富壽夭や國家の治亂安危は、すべて天命にして常あり、人力以て之を損じ以て之を益すこと能はずとなせり、故に上たる者之の說を持せば、必ず國家の治安を謀らんことを欲せず、下たる者この說を持せば必ず業務に從はざるべし、是れ己が勤勉努力は以て天意を枉ぐるに足らざるを知ればなり、然る時はこれ天下を喪ふに足るべき第四なり、說いて爰に至るや、程子曰く先生の儒者を非毀すること甚しいかなと、墨子曰く固に儒にこの四政なくして、我れ斯く言はゞ是れ儒を毀るといふも不當ならず、されど今儒道にこの四政ありて、我れ之を言ふは必ずしも毀るにあらずして、たゞ我が嘗て聞ける所を告ぐるのみと、程子應答に辭なくしてその儘出づ、墨子曰く坐に還れと、反りて復た坐につき進み申して曰く先刻の先生の言は承知せられざる所あり、先生の言の如きは是れ夏の明君なる禹王をも稱譽せず、又惡逆無道なる夏桀王殷紂王をも毀りて非難せざるべき說也と、墨子曰く然らず、夫れ我が習熟せる辭に應ずるには口にまかせて稱議するを待たずして答ふることを得、是れ敏なればなり、一體辯難攻擊の議論の性質たるや我れ厚く彼を攻むれば彼厚く禦ぎ我れ薄く攻むれば彼薄く禦ぐ者也、今よく習熟せる辭に應答するに彼是稱議するは入らざる準備なりこれ猶ほ轅を荷うて蛾を擊つが如く、その不敏も亦甚しきものなり、

【解義】【程子】程繁なり、已に三辯篇に見ゆ、【棺椁】棺は屍を納むる箱、內棺にて「ハダツキノヒツギ」なり、椁は棺の外郭にて「ウハヒツギ」なり、【衣衾】衣は衣服着物にして衾は寢臥の衣被、即ち「フスマ」「ヨギ」なり、【送死若徙】死者を葬送する用意の周到にして萬端行き屆ける恰も他に移轉する時の如き有樣なり、【弦歌鼓舞】絃を奏して歌ひ鐘鼓を擊ちて舞ふこと、【有極矣】有極は猶ほ有常と言ふが如し、【此若】若も亦此と同じ、墨子の書には此爲といふべきを此若といへる所多し、【進復】復は孟子に「有復於王者」とある復にて、申すの義なり、程子進んで墨子に復す也、【鄕者】「サキニ」と訓ず、【有可間者】可間は非難を容るべきことを謂ふ、孟子に「政不足與間也」とあり、趙注には間非也と解せり、【孰辭】習熟の辭にし

命爲貧富壽夭治亂安危有極矣、不可損益也、爲上者行之、必不聽治矣、爲下者行之、必不從事矣、此足以喪天下、程子曰、甚矣、先生之毀儒也、子墨子曰、儒固無此若四政者、而我言之則是毀也、今儒固有此四政者、而我言之則非毀也、告聞也、程子無辭而出、子墨子曰、還之、反復坐進復曰、鄉者先生之言有可聞者焉、若先生之言則是不譽禹不毀桀紂也、子墨子曰、不然、夫應孰辭不稱議而爲之敏也、厚攻則厚吾、薄攻則薄吾、應孰辭而稱議、是猶荷轅而擊蛾也、

【大意】儒者の天志を說かず、鬼神を無視し厚葬久喪の禮を行ひ音樂を喜び有命論を執るは、皆倶に亡國の道たることを言ひ、是れを攻擊することは、理非分明なれば、格別の思慮を要せざることを說けり、

【通釋】子墨子程子に謂ひて曰く、儒の道は以て天下を滅亡に歸せしむべき四の政あり、儒者は天を以て不明となし、鬼神を以て靈妙神通ならずとして、天鬼を合はして共に說かず、これ以て天下を喪ふに足るべき第一なり、又葬送を丁寧にし喪に服すること久しく鄭重に棺を作り、多く衣衾を作り、死者を送ること、恰も他に移徙するが如し、服喪三年間、號哭涕泣し爲めに精神耗し身體衰へ、他に扶けられて漸く起ち、杖ついて始めて行くことを得、その間耳に聞くなく目に見るなく、日夜一向死者を祭るに務む、これ天下を喪ふに足るべき第二なり、又弦歌鼓舞して聲樂

剴切なる應答を爲したるものにあらざるなり、今我れ何故に室を作るかと問はんに、冬は寒を避け夏は暑を避け、室は以て男女の別を爲すなりと答ふれば、然る時は子は我に室を作るの事由を告げたる者と謂ふべし、然るに今の如く、我れ何故に樂を爲すかと問へば無造作的に樂しきが故に樂を爲すなりと答ふるは、是れ猶ほ何故に室を爲るかの答に對して室は室の爲に爲るなりと答ふるが如し、

【解義】【樂以爲樂】「說文」に「樂五聲八音總名」とあり五聲とは宮商角徵羽をいひ、八音とは金石絲竹匏土革木をいふ、金を鐘とし石を磬とし絲を絃とし竹を管とし匏を笙とし土を壎とし革を鼓とし木を柷敔とす、樂は即ち聲律にかなへる音樂なり、樂の字はもと音樂を謂ふ音樂をなすは樂しきが故に樂の字義を引申して「タノシミ」又は「タノシキ」の意義に轉用す此の處上の樂の字は音樂なり下の樂の字は娛樂なり尙ほ今の字音は音樂の樂は「ガク」娛樂の樂は「ラク」と讀めども古代共に「ガク」と讀みたるが故に本文の如く樂以爲樂也と云はれたるなり「禮記」の樂記に故曰樂者樂也君子樂得其道小人樂得其欲とあり、荀子の樂論には樂者樂也とあり、皆墨子が黜くる儒者の說也、【室以爲男女之別】此の室の字を以て衍文なれば削るべしと兪曲園は云へども孫仲容は辭過篇に云ふ「宮牆之高足以別男女之禮」と、又節用上篇に云ふ「宮牆足以爲男女之別」と皆避寒避暑の外に分別して之を言へば削るべからずと云へり、

子墨子謂程子曰、儒之道足以喪天下者四政焉、儒以天爲不明、以鬼爲不神、天鬼不說、此足以喪天下、又厚葬久喪重爲棺椁、多爲衣衾、送死若徙、三年哭泣扶後起、杖後行、耳無聞、目無見、此足以喪天下、又弦歌鼓舞習爲聲樂、此足以喪天下、又以

に、儒者は知らざる事ありて、三年の喪の如き愚をなすは、嬰兒の亡父母の蘇生すべからざるを知りて號泣して止まざると同じく、其の情憐むべきも、其の知は笑ふべきことを言ふ、

【通釋】 公孟子子墨子に謂ひて曰く、偶〻一事人に賢るあらば、其人は知者といふを得べきやと、墨子之に答へて曰く必ずしも然らず、時あつて愚者の知亦人に賢れる事あり、而して愚者は豈に知といふを得べけんや、公孟子曰く、三年の喪は小兒の父母を慕ふ事を誌すなりと、墨子曰く夫の小兒の知は、たゞ父母を慕ふのみ、而して父母不在の時は、號泣して止まず、これ其の何故なるかといへば愚の至りなればなり、然らば儒者の知豈に小兒に賢る所あらんや、

【解義】 【吾子】「管子」海王篇に「吾子食鹽二升少半」とあり、然して尹知章の注に「吾子謂小男小女也」といへり、【嬰兒子】嬰兒子は即ち吾子なり、「釋名」に「人始生曰嬰兒、胸前曰嬰、抱之嬰前乳養之、故曰嬰」といへり、又一解に女を嬰といひ、男を孩といふ【號】號泣なり、聲を發して泣くをいふ、【亓】「其」の古字なること前に言へり、

子墨子、問於儒者曰、何故爲樂、曰、樂以爲樂也、子墨子曰、子未我應也、今我問曰、何故爲室、曰、冬避寒焉、夏避暑焉、宮以爲男女之別也、則子告我爲室之故矣、今我問曰何故爲樂、曰樂以爲樂也、是猶曰何故爲室曰室以爲室也、

【大意】 儒者の音樂を尊用するは別に深き理由あるにあらずして徒に俗尙に媚ぶるに過ぎざれば排斥すべきことを言ふ、亦非樂論の餘意なり、

【通釋】 子墨子曰く、我れ儒者に問うて曰く、何の故に音樂を爲すかと、彼れ答へて曰く、樂みて樂を爲すなりと、乃はち我れ曰く子なほ未だ我が問に對して

【大意】　無鬼論を執りて祭祀の禮を學び三年の喪を爲しながら三月の喪を否定するは矛盾の說たることを擧げて儒敎を駁擊す、

【通釋】　公孟子曰く、鬼神は無しと、又曰く在位の人は祭禮を學ぶと、墨子曰く無鬼の說を取りて、而かも鬼神を祭るの禮を學ぶは、是れ恰も客なくして客に應對するの禮を學ぶが如く、又魚なくして魚網を作るが如く、徒爲の業に屬せんと、公孟子墨子に謂ひて曰く、子は三年の喪を以て非となす、然らば子の三月の喪を主唱するも亦非ならん、墨子曰く子は三年の喪を以て三月の喪を非とするは、猶ほ己れ裸體にして、跳蹶者を不恭不禮なりと云ふが如しと、

【解義】　【祭禮】所謂五禮の中の吉禮なり、【客禮】五禮中の賓禮なり、【魚罟】說文に云ふ「罟网也」、魚罟は魚を捕ふる網なり、【三月之喪】「韓非子」顯學に云ふ「墨者之葬也冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月」高誘注に「三月之服、是夏后氏之禮」と見ゆ、【倮】說文には袒也といひ、玉篇には赤體なりといへり、赤裸のことなり、【撅者】撅は偃也、跳也、「禮記」鄭註に「撅揭衣也」とあり、袒衣と揭衣と共に、その體を露はし不恭なること一なり、「晏子春秋」に「吾譏晏子猶倮而高撅者也」とあるは、その義これと同じ、撅の不恭なること勿論なれども、倮は則ち更に甚し、故に「是猶倮謂撅者不恭也」といへり、

公孟子謂子墨子曰、知有賢於人則可謂知乎、子墨子曰、愚之知亦有以賢於人而愚、豈可謂知矣哉、公孟子曰、三年之喪、學吾子之慕父母、子墨子曰、夫嬰兒子之知、獨慕父母而已、父母不可得也、然號而不止、此亓故何也、即愚之至也、然則儒者之知、豈有以賢於嬰兒子哉、

【大意】　聖人は當さに知らざる所なかるべき筈なる

びて治下の人民を顧みず、遂にその身は刑僇に處せられ、其國は空虚となりしは、皆此の道に從りしが故なり、

【解義】【後子】後嗣即ち嗣子なり、【三年喪服】事は節葬下、非儒下二篇に詳也、【伯父叔父】伯父は父の兄をいひ叔父は父の弟をいふ、【期】期年即はち一年をいふ、期或は朞と書く、【戚族人】親戚なり節葬篇に解す、【詩三百】支那古代采詩の官あり、四方の詩を采りて、民情を察し、施政の參考となせり、かくて采り集めたる詩三千餘篇に就きて、孔子之を删りて三百五篇となせり、是れ今日傳ふる所の詩經也、【誦】聲を以て之を節するをいふ、【弦】琴瑟を鼓するをいふ、【舞】舞人詩を歌ひて以て舞を節するをいふ、左傳襄公十六年の傳に「晉侯與諸侯宴于溫使諸大夫舞曰歌詩必類」とあり、是れ舞に歌詩あるの證なり、【噎】音「イツ」或は「エツ」、説文に云く「噎飯窒也」と、食物咽喉に塞りてむせぶをいふ、【桀紂】夏の桀王無道にして殷湯王に滅ぼされ、殷紂王無道にして又周武王の爲に亡ぼさる、【幽厲】周の幽王無道にして、犬戎に殺され、厲王無道にして國人の爲めに彘に流さる、【薾】「サカンニ」と訓ず、説文に云く「薾華盛言盛也」と、【聲樂】音樂と同じ、すべて「ウタヒ物」を汎稱していふ、「虛戾」居宅に人無きを虛といひ、死して後無きを戾と爲す、戾は猶ほ厲のごとし、非命篇に曰く「國爲虛厲身在刑僇之中」と、是れ虛戾即はち虛厲なり、

公孟子曰、無鬼神、又曰君子必學祭禮、子墨子曰、執無鬼而學祭禮、是猶無客而學客禮也、是猶無魚而爲魚罟也、公孟子謂子墨子曰、子以三年之喪爲非、子之三月之喪亦非也、子墨子曰、子以三年之喪非三日之喪、是猶倮謂撅者不恭也、

故治也、治之廢則國之治亦廢、國之富也從事故富也、從事廢則國之富亦廢、故雖治國、勸之無饜、然後可也、今子曰、國治則爲禮樂、亂則治之、是譬猶噎而穿井也、死而求醫也、古者三代暴王桀紂幽厲、薾爲聲樂、不顧其民、是以身爲刑僇、國爲虛戾者、皆從此道也、

【大意】儒者の喪禮は長期に失し、音樂を崇ぶは民を游惰に導き共に國家社會の事業を障礙することを言ふ亦節喪非樂の餘意なり、

【通釋】子墨子公孟子に謂ひて曰く、喪の禮は君と父母と妻後嗣とは、死して三年の喪に服し、伯父叔父兄弟の喪は期年即ち一箇年、戚族の人は五箇月、姑姊舅甥等は皆數箇月の喪に服す、若しその喪に服せざる時即ち平常の時は、其間は或は詩經三百篇の詩を誦し、或は琴瑟を鼓し、或は歌ひ、或は舞ふ、蓋し喪せざれば、樂を習ひて以て其の日を曠くして業を廢せざるはなし、若し子の言を用ひなば、位に在るの人、何れの日か政治を聽き、又庶人何れの日か業務に從ふを得ん、公孟子曰く、國亂るれば之を治め、治まれば進んで禮樂をとゝのふ、又國家治安ならば業務に從事し、その結果國富まば則ち禮樂を治む、墨子曰く、一國の治安なるは之を治むるが故なり一たび之を治むることを廢さば、國の治亦廢れ壞亂に至るべし、又一國の富强なるは、人民業を務むればなり、一たび之を務むることを廢さば、國の富亦廢れ貧弱に至るべし、故に假令國治まれりと雖も、益〻業に勉めて已むなくんば則ち可なり、然るに今子曰く國治れば禮樂をとゝのへ、亂るれば之を治むと、是れ食物咽喉に塞り飮を欲して然る後井を穿つが如く、又死して後醫を求むるが如きと何ぞ異らん、到底間に合はざる事なり、古へ三代の暴王桀紂幽厲は、盛に聲樂を弄

ざ、墨子に謂ひて曰く、人の行爲に義不義ありて、鬼神の事に祥不祥なしと、蓋し公孟子の意は、壽夭貧富は皆天命にして、鬼神禍福を爲す能はずと思ふ故、人の行ひに義不義はあれども、夫れによりて祥不祥の應報あるべき理なしとなすなり、墨子は非命の說を執り、鬼神實に禍福を爲し、義なれば之に祥を下し、不義なれば之に不祥を降すと思ふ、故に答へて曰く、古の聖王は皆鬼神を以て神靈にして能く人の行爲によりて禍福を下すとなし、有祥不祥の說を取れり、是を以て天下の政は治り國は安かりしなり、之に反して桀紂より以下は、皆鬼神は神明ならず、能く禍福を爲す能はざるものとなし、無祥不祥の說を取れり、是を以て政は亂れ國は危かりき、故に先王の書に其れ亦かく曰へり、其の傲るや子が不祥に出づと、此れ不善を爲せば罰あり、善を爲せば賞あるをいへるなり、

【解義】　【壽夭】壽は長命なるをいひ、夭は若くして死すること、【齰然】齰は錯に同じ、交錯して入り交れるをいふ、【命人葆】葆は保と同じ頭髮を包裹するをいふ、【去亓冠】亓は其に同じ、王引之曰く、「古其字亦有作亓者」と、玉篇に「亓古文其」とあり、以て證とすべし、【有祥不祥】有祥不祥は墨子の說なり、行義なれば下すに祥を以てし、行不義なれば下すに不祥を以てするをいふ、天志明鬼の諸篇を參考すべし、

子墨子謂公孟子曰、喪禮、君與父母妻後子死三年喪、服伯父叔父兄弟期、族人五月、姑姉舅甥皆有數月之喪、或以不喪之間、誦詩三百、弦詩三百、歌詩三百、舞詩三百、若用子之言、則君子何日以聽治、庶人何日以從事、公孟子曰、國亂則治之、治則爲禮樂、國治則從事、國富則爲禮樂、子墨子曰、國之治治之

【解義】【人之齒】齒は契の齒なり、古は竹木を刻んで以て數を記せり、其刻む處の形ち齒の如し、故に之を齒といふ、「易林」に「符左契右相與合齒」とあるが如く、又「列子說符篇」に「宋人有遊於道得人遺契者歸而藏之密數其齒曰吾富可待矣」とあるが如き亦此の意なり、即ち此れ他人の證文の多寡を數へて以て富となすものにして、蓋し古へ已に此喩あるなり、

公孟子曰、貧富壽夭、齰然在天、不可損益、又曰君子必學、子墨子曰、教人學而執有命、是猶命人葆而去亓冠也、公孟子謂子墨子曰、有義不義、無祥不祥、子墨子曰、古聖王皆以鬼神爲神明而爲禍福、執有祥不祥、是以政治而國安也、自桀紂以下、皆以鬼神爲不神明、不能爲禍福、執無祥不祥、是以政亂而國危也、故先王之書亓亦有之曰、亓傲也出於子不祥、此言爲不善之有罰、爲善之有賞、

【大意】儒者の有命說を駁し、善を爲せば鬼神の賞あり惡を爲せば鬼神の罰あることを言ふ、亦明鬼篇の餘論なり、

【通釋】公孟子曰く、貧と富と長壽と若死とは、錯然として入り交りて天の命ずる所に在り、人力を以て或は寡くし、或は多くすべからず、又曰く、在位の人は必ず學を修めりと、墨子曰く、人に學を敎へながら何事も天命ありとの說を取るは、是れ恰も人に其の頭髮を裹むことを命じながら、却て其の冠を取り去るが如く、矛盾この上もなかるべし、公孟子なほ語をつ

孟子は德行を兼言し、公孟子は唯言服を擧げて德行に及ばず、故に墨子に折せらるゝ也、【卿士費仲】卿士は政を爲す官なり、【關叔】即ち管叔にして周公の兄なり、周に叛きしを以て周公に殺さる、關管の二字古音相通じ、互に假借すること、已に前篇に詳かにす、【而未法夏也】墨子の理想は、周代の文縟を矯めて夏代の質實に復へすにあれば公孟子の儒敎を奉じて周の禮を守れるを譏るなり、

公孟子謂子墨子曰、昔者聖王之列也、上聖立爲天子、其次立爲卿大夫、今孔子博於詩書、察於禮樂、詳於萬物、若使孔子當聖王、則豈不以孔子爲天子哉、子墨子曰、夫知者必尊天事鬼愛人節用、合焉爲知矣、今子曰、孔子博於詩書、察於禮樂、詳於萬物、而曰可以爲天子、是數人之齒、而以爲富、

【大意】聖人は必らず天を尊び鬼に事かへ用を節すべき者にして、孔子が徒に詩書禮樂萬物に詳かなればとて、尊ぶに足らざるを言ふ、亦非儒論の一意なり、

【通釋】公孟子墨子に告げて曰へらく、昔聖王の位するや、上聖は立つて天子となり、其次は立つて卿大夫となる、今孔子は詩書に博く通じ、禮樂に明に、尙且萬物に詳知せり、若し孔子をして聖王の世に當らしめば、豈に孔子を以て天子と爲さゞることあらんやと、墨子曰く、夫れ知者は必ず天を尊び鬼神に事へ人を愛し用を節約す、これ等を合するを以て知と爲せり、然るに今子曰く、孔子は詩書に博く禮樂に明に萬物に詳なり、以て天子たるを得べしと、是れ人の契符は齒の幾枚あるかを數へて、以て自己の富となすものにて、其訛甚しと謂ふべし、

を剪り身を文ることは越國の蠻俗なり、文身は身に入れ墨をなすなり、【宿善者不祥】宿は止なり、善と知りながら猶豫して行はざること、「論語」に子路無宿諾とあり、此の宿の字亦其れと同じ、

公孟子曰、君子必古言服、然後仁、子墨子曰、昔者商王紂、卿士費仲、爲天下之暴人、箕子微子、爲天下之聖人、此同言而或仁或不仁也、周公旦爲天下之聖人、關叔爲天下之暴人、此同服而或仁或不仁也、然則不在古服與古言矣、且子法周而未法夏也、子之古非古也、

【大意】　仁不仁の行必しも言語及び服裝の上に在らざることを云ふ、大體前文と同じ、

【通釋】　公孟子又曰く、君子は必らず言は古言を言ひ、服は古服を服し、即ち言語容態、古の賢聖に模擬し、然る後に始めて仁者たるなりと、子墨子曰く然らず、昔し商王の紂及び卿士の官たる費仲と云ふ者は、天下の暴人たり、箕子微子の二人は、天下の聖人たり、此れ共に同時代の言語を用ふれども、或は仁者たり或は不仁者たり、周の周公旦は天下の聖人たり、其の兄關叔は天下の暴人たり、此れ同時代の服裝を爲せども、或は仁者たり或は不仁者たり、然らば仁者たることは、必しも古服を服し古言を用ふることには關せざるなり、且や子は古代古代と云へども、子の古代は僅かに近き古代の周世に法る者にして、未だ遠き古代の夏世に法らざるなり、されば子の古代と云へるは、眞の古代にはあらざるなり、

【解義】　【古言服然後仁】「孝經」に卿大夫の孝を説きて非先王之法服不敢服、非先王之法言不敢言、非先王之德行不敢行と云ひ、孟子の告子篇にも、曹交に答へて子服堯之服、誦堯之言、行堯之行、是堯而已と云へり、今公孟子の言亦儒者の教より出づ、但孝經

公は粗き布にて造れる衣、牝羊の皮にて造れる裘を着て、韋にて劍を串し、斯の如く儉約をなして齊國を治めたりしが、齊國は賴りて治まれり、昔し楚莊王は玄冠（クロキカムリ）丹組（アカキイト）の纓を垂れ長袖の衣を蒙り、博大なる儒を着て、威儀堂々以て楚國を治めたりしが、楚國は賴りて治まれり、昔し越王勾踐は髮を斷ち身に入れ墨をなし、野蠻の風俗にて越國を治めたりしが、越國は賴りて治まれり、此の齊桓公以下四君は、其の服裝は同じからずして、其の行爲は宛かも同一也、余墨翟は是を以て君子の行爲は行爲にして必しも服裝と相關せざることを知るなり、公孟子曰く成程尤もなる次第なり、吾之を聞けり、善と知りながら之を止めて行はざる者は不吉なりと、請ふ此の儼めしき服裝を罷め、挿める笏を捨て、章甫の冠を易へ通常の冠を冠り、復び夫子に見えん可ならんか、子墨子曰く請ふ其の姿の儘にて相見えん、若し必らず笏を捨て章甫の冠を易へ通常の冠を冠り而して後に相見ゆるときは、行爲は果して服裝の如何に關して成り立つ者となりて、其の本旨にあらざるなり、

【解義】【戴章甫】章甫は殷代の冠の名なり、「禮記」の鄭注に章明也殷質言以表明丈夫也とあり、即ち甫は丈夫の稱にして丈夫たることを表明すとの意味にて、冠の名となせり、「禮記」の儒行篇に魯哀公問孔子儒服對曰丘長居宋冠章甫之冠とあり、公孟子は儒者なるが故に、亦儒服をなして章甫の冠を戴きしなり、【搢忽儒服】搢は挿なり「サシハサム」と訓ず、忽は笏と同じ、位ある人束帶の時に持ちし版にして「テイタ」と訓ず、手版なり、「釋名」に笏忽也、君有教命及所啓白則書其上備忽忘也、【金劍木盾】盾は「タテ」と訓ず、身を扞り目を蔽ふ器なれども、孫注には此所皆朝服を言へり、然るに朝服には盾を用ふることあらずと疑ひ、曶（笏と同じ）の字の誤ならん、然れども木笏は貴者の服にあらず、未だ詳かにせざる所也と云へり、【大布之衣】大布は麤布なり、【牂羊之裘】牂羊は牝羊なり【鮮冠組纓】鮮冠は鮮麗なる冠なり、組は黼の假字にして、五采を合せたる鮮色なること、「說文」に見ゆ、「詩經」に衣裳楚々とあるを、徐氏はもと黼黼に作ると云へり、乃ち組纓とは美しき冠紐なり、【絳衣博袍】絳或は逢に作る又撻に作る、大なり、絳衣は大袂の禪衣なり、袍は長襦なり、【剪髮文身】髮

見子墨子曰、君子服然後行乎、其行然後服乎、子墨子曰、行不在服、公孟子曰、何以知其然也、子墨子曰、昔者齊桓公高冠博帶、金劍木盾、以治其國、其國治、昔者晉文公大布之衣、牂羊之裘、韋以帶劍、以治其國、其國治、昔者楚莊王鮮冠組纓絳衣博袍、以治其國、其國治、昔者越王勾踐、剪髮文身、以治其國、其國治、此四君者、其服不同、其行猶一也、翟以是知行之不在服也、公孟子曰、善、吾聞之曰、宿善者不祥、請舍忽易章甫、復見夫子、可乎、子墨子曰、請因以相見也、若必將舍忽易章甫而後相見、然則行果在服也、

【大意】古しへの君子の道を學ぶは、其の精神に在りて、言語服裝の末に在らざることを云ふ、

【通釋】公孟子或る日殷代の禮冠なる章甫を戴き、笏を搢はさみ儒服して、子墨子に見えて曰く、君子は正き服裝をなし然る後正き行爲をなすか、然もなくて正き服裝をなし然る後正き行爲をなすか、子墨子曰く、行爲はもと服裝と相關せず服裝は如何樣にても先づ行爲を正くすべし、公孟子曰く何を以て其の然ることを知るか、子墨子曰く今其の事例を擧げんに、昔し齊の桓公は高き冠を戴き博き帶をなし、金造りの劍、木造りの盾を以て、身邊を固め扞り、以て齊國を治めたりしが、齊國は頼りて治まれり、昔し晉の文

に居て外に出さゞるも、人必らず之を知りて歸依し自然に十分して餘りある程の供米あり、譬へば美女のごとし、深窓中に居りて外に出でざるも、人必らず之を知りて、爭うて之を求めん、然るに若し美女が自身に出で行きて、自から其の美色を衒ひなば、世の人之を鄙みて娶ることなけん、今や子は偏く世の人に就き從ひて、子が意見を說き付くることは、何ぞ其れ自から苦勞することの甚しきや、豈に益なくして損ある者にあらざるか、子墨子之に對へて曰く、古しへの如く治世なれば、子の云へる如きは、尤もなる道理なれども、今夫現在の世は亂れて、子が理想通りには成らず、即ち世上の人にして美女を求むる者は澤山あれば、美女は外方に出でゝ自から衒はざるとも、人は多く之を求めん、而して今や善德を求むる者は寡きなり、此れ自身より進みて强めて世人に說き付けざるときは縱ひ我に善行ありと雖へども、世人は之れを知ること莫きなり、且例へば此所に二人の學者あらん、易者にして吉凶を筮ふことを善くするは二人共に同一なり、然るに此の二人の中にて、外處へ行きて人の依賴を受け事を筮へる者と、內方に居りて外處へ出でざる者と、其の利益を得ることは孰が多きか、公孟子曰く勿論外處へ行きて人の依賴を受け事を筮へる者は、其の利益を得ること多きなり、子墨子曰く、實に其の通りなる理なり、今仁義の道德は、双方何れも均くして甲乙なしと雖へども、內方に閉居して世に出でざる者よりは、外處へ出で掛けて廣く人に己が意見を說く者は、其の功績は善くして亦多し、然るに何の故に出で掛けて、廣く世人に己が意見を說かざらんや、是れ余の偏く人に從うて說く所以なり、

【解義】【處而不出】處は居なり置なり、【有餘糈】糈は米なり、「淮南子」の高注に糈祀神之米とあり、我が邦に云へる御洗米のことなり、此所にては喰ひ殘りの米があると云へる意にして、其の利益あることを形容して言へるなり、又「說文」には糈糧也とあり、【行而自衒】衒は說文に衙に作り、行且賣也と解せり、自から其の美を吹聽して賣り付くること、「列女傳」の辯通篇に、齊鍾離春衒嫁不賣の語あり、

公孟子戴章甫搢忽儒服、而以

則鳴、弗擊不鳴とあり、鍾は鐘と古字共に用ふ、【扣則鳴】扣はもと說文に牽馬也とあり、去れど亦敂の字と通用す、擊也と解す「タ・ク」と訓ず、【是言有三物】三物は下文に見ゆ、【擧不義之異行】不義にして異行ある人を擧げ用ふることを云ふ、即ち本書の公輸篇にある楚王が公輸班を用ひて宋を攻めんと欲するが如き者なり、【大巧之經】「墨子箋註」に大巧大謀也經者言歷過習熟之義とあり、乃ち經驗を歷たる大謀なり、【廣辟土地】辟は闢と同じ、【籍稅⿰貝爲財】籍は稅なり、節用上篇に其籍斂厚材の語あり、材は財と通ず、⿰貝爲は貨の古字なり、乃ち本句は貨財を稅として上に斂むることを云ふ、

公孟子謂子墨子曰、實爲善、人孰不知、譬若良巫、處而不出、有餘糈、譬若美女、處而不出、人爭求之、行而自衒、人莫之取也、今子徧從人而說之、何其勞也、子墨子曰、今夫世亂、求美女者衆、美女雖不出、人多求之、今求善者寡、不強說人、人莫之知也、且有二生於此、善筮、一行爲人筮者、與處而不出者、其精孰多、公孟子曰、行爲人筮者、其精多、子墨子曰、仁義鈞、行說人者其功善亦多、何故不行說人也、

【大意】亂世の時は、自から出でゝ其說を廣く天下に說き、以て人を救はざるべからざることを言ふ、

【通釋】公孟子子墨子に謂うて曰く、名は實に伴うて自然に起る者なり、今や實に善行をなすときは、世の人孰か之を知らざらんや、譬へば良巫のごとし、家

者己一人進みて諫言をなせば、之を不謙遜なる者と謂うて黜け罰せられ、君主の側にある近侍に因みて諫言を申し上ぐれば、之を尤なる言議と謂うて多く採用せらる、此れ均く事を言ひ議する者なれども、此の如く區別ある時は、君子は疑ひ惑うて敢て言を發せざる所なり、是乃ち叩かざれば鳴らざる一物なり、若し貴き人政を爲し、將に因りて國家の難義は起らんとする事、譬へば機辟の將に發せんとするが如く誠に危機一髮の時に際しては、君子たる者は必らず以て之を諫諍せん、此れ大人の旨に忤ふが如くなれども、其の實は大人を利益することあれば、大人は其の言を得れば必らず之を用ふるならん、以上の如き場合は、縱ひ先方より聽かざるとも必らず此方よりして自から進みて言ふ者なり、是乃ち叩かざるとも必らず鳴るの一物なり、若し大人不義なる異行を擧げて、大に巧みなる經略を得れども、反りて軍旅の事に應用し、無罪なる國を攻伐し、以て土地を廣め闢き、貨財を斂め取らんと欲し、出でゝ師さをなすときは、必らず辱められ、敵より攻めらるゝ者は利あらず、敵を攻むる者亦利あらず、是兩ながら利あらざるなり、此の若き場合は、縱ひ先方より聽かざるとも、必らず此方よりして自ら進みて言ふ者なり、是乃ち叩かざるとも必らず鳴るの二物なり、且子は曰く、君子は己一身を恭く謹みて物事の來るを待ち、人より問へば言ひ問はざれば言はず、譬へば鐘の若し、之を扣くときは鳴り叩かざる時は鳴らずと、然るに今何人も未だ子を叩きて意見を問へる者あらざるに、子は此の言を爲せり、是乃ち姑く子の言を假りて云はゞ、叩かざるに而も鳴る者なるか、是乃ち子が言を假りて云はゞ君子に非ざるか、是乃ち吾の子を目して未ㇾ知二其所一ㇾ謂と云へる所以なり、

【解義】【公孟子】公孟は姓なり「潛夫論」の志氏姓篇に、衞公族有二公孟氏一と云へり、「說苑」に公孟子高見二顓孫子一とあり、顓孫子は孔子の弟子子貢の事なれば、此所にある公孟子は即ち子高にして、疑らくは孔門七十子の弟子ならんと、孫注に云へり、【君子共己以待】共は恭と通ず、又共は拱と通じ、垂拱の事にして共己とは己は手を拱して何に事もなさゞることなりと解する說もあり、兩者共に通ず、【譬若鍾然】本書の非儒下篇の儒者の言を述べて、君子若ㇾ鍾、擊ㇾ之

大人爲政、將因於國家之難、譬若機之將發也然、君子之必以諫、然而大人之利、有之也、君得之則必用之矣、若此者雖不扣必鳴者也、若大人擧不義之異行、雖得大巧之經、乃行於軍旅之事、欲攻伐無罪之國、以廣辟土地、籍稅⿰貝爲材、出必見辱、所攻者不利、而攻者亦不利、是兩不利也、若此者、雖不扣必鳴者也、且子曰君子共己待、問焉則言、不問焉則止、譬若鍾然、扣則鳴、不扣則不鳴、今未有扣子而言、是子之所謂不扣而鳴邪、是子之所謂非君子邪、

【大意】　君子の言を吐き意を陳ずると否とは、其の言ふべき時と時ならざるとによる者にして、問へば答へ問はざれば答へずと、必しも一定せざることを云ふ、

【通釋】　公孟子は儒者なり、子墨子に謂うて曰く、君子は己を恭く謹みて物事の來るを待ち、人より己に問ふときは言ひ、問はざるときは默して止み、決して己より差し出でて口を開かず、譬へば鐘の如し、鐘は人ありて之を扣くときは鳴り、扣かざるときは鳴らず、其れと同じく君子は全く外よりの問ひ方によりて答ふるなり、子墨子之を駁して曰く、全體是言てふ者は三物即ち三通りの物あり、今子は乃今其の中の一物だけを知るのみ、又未だ其の謂はれを知らざるなり、いで此より其の譯を語らん、今や此所に貴き人ありて淫亂暴虐を國家に行ふ時に當りて、臣下たる

作る、今王校に依りて改む、【朝讀書百篇】舊本或は書の字なし、孫詒讓曰く道藏本呉鈔本並に書の字ありと、今據りて補ふ、【若取飾車食馬之費】舊本に若を吾に作る今兪校に依りて改む、【使數百人處於前】舊本に數の字なし、今王校に據りて補ふ、【數百人處於後】舊本に人處の二字なし、今畢校に據りて補ふ、【與吾言而不審】舊本に審を當に作る、今畢校孫校に依りて改む、【市賈倍徙】倍の字舊本に信に作る、今畢校に依りて改む、【以壬癸殺黑龍於北方】畢本に此句の下に以戊己殺黃龍於中方の句あり、孫注に此太平御覽の鱗介部に據りて補へるなりと、王引之は東西南北を四方となすは方は旁と通じて其の四旁に在るを以て四方と曰ふ今中央は四方の中たれば中方と稱するを得ずとなせり、墨子舊本にも其の句なし、因りて之を削る、【舍吾言革思者】舊本に吾の字なし、今孫校に據りて補ふ、【以他言非吾言者】他の字舊本に其の字に作る、今畢校に依りて改む、

公孟第四十八

公孟子は儒者なり、故に其の墨子と事を論ずるや合はず、墨子因りて之を指摘し、辨難頗る力む、亦非儒篇と參觀して儒墨二敎の相容れざりしことを想見すべし、本篇亦短章拉雜して、各章一義の觀あり、段節を成さず、

公孟子謂子墨子曰、君子共己以待、問焉則言、不問焉則止、譬若鍾然、扣則鳴、不扣則不鳴、子墨子曰、是言有三物焉、子乃今知其一耳、又未知其所謂也、若大人行淫暴於國家、進而諫、則謂之不遜、因左右而獻諫、則謂之言議、此君子之所疑惑也、若

也、盡天下之卵、其石猶是也、不可毀也、

【大意】　正義の言は竟に枉ぐべからざるを云ふ、

【通釋】　子墨子曰く眞理ある正義の說は、至極有益にして且堅固なる者なり、今例へば吾が言は固より眞理あり正義にして實際に用ふるに十分なり、然るに吾が言を捨てゝ吾が思想を變更するときは、折角有利有益の事に接しながら、之を棄つる者にして是れ猶ほ己が田の收穫ある者を舍てゝ、人の遺したる穀穗を拾ふがごとく、實に愚なる行なり、又外に人ありて他言を以て吾が眞理正義なる言を非難する者は、是猶ほ柔らかき卵を以て堅き石に投げ付くるが如し、今たとひ天下の卵を投げ盡すとも、堅固なる石は猶依然として舊形を保ち到底毀つべからず、其れと同じく、如何に非理非義の言を盡くすとも、竟に眞理正義の言を動かし易ふること能はざるなり、

【解義】　【子墨子曰】孫注に據れば、此の上に疑らくは脫文あるが如し、【舍吾言革思】革は變更なり、【是猶舍穫而攈粟】穫は「カル」と訓ず、收穫なり、攈は攟と同じ拾なり、穗を拾ふこと、

總評

零片の文相聚めて一篇をなす別に評を用ひず、

存異

【是義貴於其身】舊本に義貴の二字倒す、今孫校に依りて訂す、【則子宜勸我者也】舊本に宜を如に作る、今畢校に依りて改む、【以療其疾】療を舊本に順に作る、今畢校に依りて改む、【草之一本天子食之】舊本に一の字なし、今蘇校に據りて補ふ、【君若欲見之】舊本に君若の二字倒す今孫校に依りて改む、【今有藥於此】舊本に於の字なし、今蘇校に據りて補ふ、【不足以遷行而常之】舊本に不足の二字なし今王校に據りて補ふ、【使三者代御】舊本に使者三代御に作る、今兪校に據りて改む、【去愛去惡】舊本に去惡の二字なし今兪校に據りて補ふ、【手足口鼻耳目】舊本に目の字なし今孫校に據りて補ふ、【今瞽曰皚者】舊本に皚を鉅に作る今兪校に依りて改む、【故我曰瞽不能知白黑】舊本に能の字なし今孫校に據りて補ふ、【布不繼不敢苟而讐焉】舊本に布不敢繼苟而讐焉に作る、今王闓運の校に依りて改訂す、【今閑先王之道】舊本に道を遺に

【解義】【遇日者】日者は卜筮をなす者にして陰陽師の類なり、「史記」に日者傳あり、集解に古人占侯卜筮者通謂之日者と云へり、【不可以北】孫注に「淮南子」の要略訓に操舍開塞、各有龍忌とあるを引きて、此所に日者が五色龍の事を以て吉凶を定むるとは、疑らくは即ち淮南子の謂はゆる龍忌の事ならんと云へり、【至淄水】淄水は川の名にて、今の山東省益都縣臨淄縣壽光縣を流れて海に入る者なり、當時齊國の領域內にあり、【且帝以甲乙殺青龍於東方】帝は上帝也、支那古代の學說に、五行配當の說あり、木火土金水を五行となし、而して之を十幹に配當して甲を木兄乙を木弟とし、丙を火兄丁を火弟とし、戊を土兄己を土弟とし、庚を金兄辛を金弟とし、壬を水兄とし癸を水弟となす、又之を五色に配し青を木とし、赤を火とし、黃を土とし、白を金とし、黑を水とす、又之を方位に配し、東を木とし南を火とし、西を金とし北を水とし、而して中央を土となす、是れ五行配當の概略なり、孫注に陶弘景が「鬼谷子」の盛神法五龍を注して、五龍五行之龍也と解せるを引き、又「水經注」に引ける「遁甲開山圖」に五龍見敎天皇被迹とあるを、榮氏が注に五龍治在五方爲五行神と云へるを引きて、墨子の此所の文を、此即古五龍之說となせり、蓋し古しへ日者の法術として木の日を以て木の神を祓ひ木の方に於て殺し以て禍災を祓ふが如き一種の呪法ありしならん、次句の以丙丁殺赤龍於南方より以下、皆之に準じて看るべし、其の中央を言はず、即ち以戊己殺黃龍の事を云はざるは略せしなり、【是圍心而虛天下】圍は繞なり、物を中央に置きて四方を繞りて局限することを圍と曰ふ、圍心とは心を或る一處に局限して自由ならしめざるなり、「周易」の繫辭に範圍天地而不過とあるを、註に周備也、範如金之有模範、圍匡郭也と云へり、亦外廓を匝らして制限を立つる意なり、吳玉搢は曰く、圍は違と古字相通ず、圍心とは其の心に違ふなりと、

子墨子曰、吾言足用矣、舍吾言革思者、是猶舍穫而攈粟也、以他言非吾言者、是猶以卵投石

得南、其色有黑者、有白者、何故皆不遂也、且帝以甲乙殺青龍於東方、以丙丁殺赤龍於南方、以庚辛殺白龍於西方、以壬癸殺黑龍於北方、若用子之言、則是禁天下之行者也、是圍心而虛天下也、子之言不可用也、

【大意】日者の謬説を駁し以て世上の迷信を諭す、

【通釋】子墨子嘗て北方齊國に之かんとす、日者とて一種の卜筮者に遇へり、日者は墨子を相して曰く、天帝は今日を以て黑龍を北方に殺し給ふ、而して今先生の顏色は黑し、黑色に因緣あれば以て北に行くべからずと、子墨子之を聽かず、遂に北行して淄水と云へる川まで至りしが、事故の爲めに行くことを遂げずして引き返したり、日者曰く、我初めより先生に謂へり、今日は以て北行すべからずと、然るに先生從はず、今果して何如と、子墨子曰く、世上には固より南方の人にして北行することを得ず、北方の人にして南行することを得ざる者あり、又其の人の面色に黑き者あり、白き者あり、今我が黑き色あるを以て北行すべからずとなれば、此等の人々は何の故に皆行くことを遂げざる歟、乃ち此等の多くの人は、行くことを遂げ得べき筈にあらざるか、然るに遂げ得ざる者あるを以て觀れば、全く事故の爲めにして、黑龍に關聯して然るにあらず、且姑く子等、日者の說に據るときは、上帝は甲乙の日を以て青龍を東方に殺し、丙丁の日を以て赤龍を南方に殺し、庚辛の日を以て白龍を西方に殺し、壬癸の日を以て黑龍を北方に殺すべき筈なり、故に若し子が言を用ひて、今日黑龍を殺すを以て北行すべからずとせば、明日は青龍を殺すを以て東行すべからずと爲さざるべからず、此の如く毎日推して行くときは、是れ天下の旅行を禁止する者なり、是自から己が心を圍み束縛して自由に任さず、而して折角の廣き世界を空虛にし無視すると、同理なる者なり、

することゝ、説は悦と同じ、或は縦を縦令と解して、「タトヒ」と訓ずれども下句の又の字に至りて、其の説窮す、從ふべからず、

子墨子曰、商人之四方市、賈倍徙、雖有關梁之難、盜賊之危、必爲之、今士坐而言義、無關梁之難、盜賊之危、此爲倍徙、不可勝計、然而不爲、則士之計利不若商人之察也、

【通釋】 子墨子曰く、商人は遠く四方に之きて貿易をなし、二倍若くは五倍の利益を獲るが故に、たとひ途中關所や橋梁などの困難又は途中盜賊の危害あるとも、必らず遠く行きて貿易をなすなり、今や士君子は坐ながらにして義理の道を言ひ、彼の商人の如く途中關所橋梁の困難なく、又盜賊の危害もなくして、此の利益は二倍五倍となりて、一一計るべからず、然るにも拘らず、之を爲さゞるは則ち士君子が義の爲めに利益を計ることは、商人の商業の爲めに計るの熱心なるに如かざるなり、

【解義】 【市賈倍徙】市賈共に「アキナヒ」と訓ず、貿易のこと、徙は蓰と同じ、五倍を蓰と曰ふ、【關梁之難】關は關門なり、梁は水橋なり、「禮記」の月令に、孟冬謹關梁とあるが如く、もとは關を設けて非常を警め梁を造りて不通を渡せる者なるが、墨子時代には一々之に通行税を取り立つるを以て、商旅は皆之を疾苦となせり、故に關梁之難と云ふ、

子墨子北之齊、遇日者、日者曰、帝以今日殺黑龍於北方、而先生之色黑、不可以北、子墨子不聽、遂北至淄水、不遂而反焉、日者曰、我謂先生不可以北、子墨子曰、南之人不得北、北之人不

らず、乃ち衛の子に祿を與ふることが寡きが爲めなり、

【解義】【待女以千盆】盆は古代の量の名、但今の幾量に當るかを審にせず、以千盆とは千盆の粟を以てすること、「荀子」の富國篇に、今是士之生五穀也人善治之則畝數盆とあり「周禮」の考工記に、盆實二鬴とあり、皆倶に量名として用ふと、孫注に見ゆ、畢注には千盆は千益の誤となし、益は鎰の古字にして二十兩を鎰と爲す、或は二十四兩を鎰となすと云へり、二説倶に通ずれども、予は孫説を用ふ、

子墨子曰、世俗之君子視義士、不若負粟者、今有人於此、負粟息於路側、欲起而不能、君子見之、無長少貴賤、必起之、何故也、曰義也、今爲義之君子、奉承先王之道以語之、縱不説而行、又從而非毀之、則是世俗之君子之視義士也、不若視負粟者也、

【大意】 意義明白なれば略す、

【通釋】 子墨子曰く、世俗の君子は、義士を取り扱ふと甚だ輕くして、米粟を負うて往來する賤人より更に輕く視る者なり、今此所に人あらん、米粟を負うて路側に休息し起ちて行かんとするに臨みて、重きに堪へずして起つこと能はざるときは、世俗の君子之を見れば、年の長少の差なく、位の貴賤の別なく、皆必らず爲めに之を扶けて起たしむ、是何の故ぞと問はんに、曰く人の窮を救ひ難を助くるは義なればなりと、然るに今や常に正義を行へる君子が、先王相傳の道徳を奉承して、之に語るときは、打ち遣りて悅び行はず、又其れに引き連れて之を非毀す、然れば是れ世俗の君子が、常に正義を行へる士を取扱ふことは、米粟を負うて往來する賤人より更に輕く視るものなり、

【解義】【縱不説而行】縱は放縱なり、上文の必起之の必の字に對して云ふ、乃ち氣に留めずして抛遣に

し萬一にも患へ難義があらば、護衞として忠を盡す士百人をして、子の前に居り又數百人をして子の後に居らしむると、彼の婦人女中數百人が子の前後に居ると、二者果して孰れか安泰なるか、吾は以爲らく實用に立つべき士を養ひて、己が前後に居り、護衞の任に當らしむる方が安らかなることに如かざるなり、

【解義】【公良桓子】公良は姓なり、「史記」の孔子弟子列傳に公良孺あり、桓子は其の謚なり、衞國の大夫なり、【今簡子之家】簡は簡閲なり、檢閲と同義なり、子之家は、桓子の家なり、

子墨子仕人於衞、所仕者至而反、子墨子曰、何故反、對曰、與我言而不審、曰、待女以千盆、授我五百盆、故去之也、子墨子曰、授子過千盆、則子去之乎、對曰、不去、子墨子曰、然則非爲其不審也、爲其寡也、

【大意】人より物を受くるに寡き時は辭して受けず餘りある時は受けて辭せざるは、義に非ることを云ふ、

【通釋】子墨子嘗て或る人を衞國に仕官せしむ、其の人衞に至り久しからずして辭して返れり、子墨子之を問うて曰く、折角往いて仕へしに、何が故に今俄に返へりしかと、其の人對へて曰く、彼は我と約束をなしながら、其の言曖昧にして審かならざればなり、彼衞國の約束せる言は、今汝ちを待遇するに千盆の祿を以てせんと、而して彼は我に其の半數なる五百盆の祿を以てせり、其の言曖昧にして審かならざること此の如し、故に我は之を去れりと、子墨子因りて其の或る人に問うて曰く、然れば今若し彼が子に祿を授くること、初めの約束せる千盆以上の祿なりせば如何、子は亦之を其の言曖昧にして審かならずと云うて子は衞國を去らんか、對へて曰く去らずと、子墨子曰く其れ見たことか、左すれば子の衞を去れるは、衞の言語が曖昧にして審かならざるが爲めにあ

微】逆は此より意を以て彼を鉤き出だすこと、「周禮」の郷師の鄭注に、逆猶鉤考也とあり、

子墨子謂公良桓子曰、衛小國也、處於齊晉之間、猶貧家之處於富家之間也、貧家而學富家之衣食多用則速亡必矣、今簡子之家、飾車數百乘、馬食菽粟者數百匹、婦人衣文繡者數百人、若取飾車食馬之費與繡衣之財、以畜士必千人有餘、若有患難、則使數百人處於前、數百人處於後、與婦人數百人處前後、孰安、吾以為不若畜士之安也、

【大意】 徒に車馬婦女の奢に費さんよりは、養士の事に盡すに如かざるを云ふ、無益を去りて有益に就く、是れ即ち義なり、

【通釋】 子墨子或る時、衛國の大夫公良桓子と云ふ者に謂うて曰く、衛國は小國なり、而して齊晋二大國の間に居るは、宛かも貧家の富家の中間に居るが如し、己の貧家なることを揣らずして、徒に富家の贅澤なる衣食を見倣ひて、多く費用を消する時は、其の速かに亡びんことは必せり、今や吾は子が家の生活を檢閲するに美麗に飾れる車は、數百乘の多きあり、馬の贅澤なる食を極めて人類と同樣に菽や粟を食らへる者亦數百匹の多きあり、婦人女中が文采繡物の飾りある衣服を着る者又亦數百人あり、是固より莫大なる費用にして、其の國家を利益することは毫も無きなり、然るに若し今其の車を美麗に飾り馬を飼へる費用と文繡の衣に費やす財貨とを取りて、之を有益なる方面に轉用して、國家に忠を盡す士を養はんには必ず千有餘人なる多數の士を養ふことを得べし、而して若

の扃中に書籍を載すること非常に多し、弟子弦唐子之を見て怪み墨子に質問して曰く、嚮時吾が夫子は、某と同門なる公尚過に敎へて宣給ひけるに、左程澤山の書籍を要せず、唯だ物事の曲直を推量するが出來得れば足れるのみと、然るに今や夫子は此の如く書籍を車上に載せ給ふこと甚だ多し、何の譯ありて然るかと、子墨子之に答へて曰く、昔し周公名は旦と云へる聖人は、朝早く起きて百篇の書を讀み、又夕方には面會を求むる七十人の賢士に接見せられたり、此の如く大宰相で政事を聽く暇に於てすら、勉强をなせしが故に、周公旦は天子を輔佐し其の脩めし德は、今日に至りて傳へ衰へず、周公の如き多忙なる身すら勉學すること此の如し、今翟私しは上つ方には君上の仕事なく、下つ方には耕農の難義なし、斯程の身を以て、安んぞ敢て此の讀書を廢せんや、翟私しは之を聞けり、天下の道理は其の歸趣を同くすと雖へども、言語として陳ぶるに於ては、誤り無きこと能はざる者あり、然り而して人民の聽き方は、均く一樣ならずして、各〻其の聽きしことを記述するよりして、書籍が多く出來るなり、今や彼の公孫過が心の若きは、數々學理の精微を引き出だして考求し、歸趣を同くせる物事は、既に已に其の要領を知れり、予は是を以て彼には別段に讀書を敎ふる必要なければ、敎ふるに讀書の事を以てせずして、只物事の曲直を推し量れよと云へるなり、而も子は何ぞ之を怪むか、予の書を載すると、公尙過に別に書を敎へざりし道理とは、其の異なること此の如きのみ、

【解義】　【關中載書】畢注によれば、關中は扃中と同じき物にして、扃は車上の横木にして以て物を約する者なり、即ち車上の物置き處と承知すべし、孫注には「左傳」の宣十二年の孔疏に引ける服虔が説を擧げて、扃横木校輪間、蓋古乘車箱輢間、以木爲關、中可庋物、謂之扃、亦謂之關と云へり、【弦唐子】弦は姓なり、墨子の弟子、【公尙過】公尙は姓、過は名なり、墨子の弟子、【揣曲直】揣は量なり、【夕見漆十士】漆は七の假字、今俗に柒に作る、【同歸之物】歸は趣なり其の理趣を同くする物を云ふ、「周易」の繫辭に天下之物同歸而殊塗とあり、孔疏に言天下萬事終則同歸於一と云へり、【信有誤者】物事を陳述する上に於ては誤謬あるなり、【民聽不鈞】鈞は均と同じ、【數逆於精

ことを欲すればなり、聖王の後世の爲めに慮ること此の如し、然るに今の王公大人は、先王の道を聞きながら、而も怠りて之を爲し行はざるは、是れ先王が折角傳へ遺されし道を廢棄するなり、先王に對して誠に相濟まざる次第ならずや、

【解義】【欲傳其道】道とは道德なり、「孟子」の公孫丑篇に夫子加齊之卿相得行道焉とあるを趙注に如使夫子得齊卿相之位行其道德と解せり、焦循が「孟子正義」に大戴禮王言篇云道者所以明德也、又盛德篇云、冢宰之官以成道、司徒之官以成德、賈誼新書道德篇云、道者德之本也、故經(孟子本文)言行道、趙氏以行其道德解之と云へり、墨子此所に云へる其道も義亦同じ、【書之竹帛】竹は汗靑なり、竹帛は書籍のこと、解己に見ゆ、

子墨子南遊使衞、關中載書甚多、弦唐子見而怪之曰、吾夫子教公尚過曰、揣曲直而已、今夫子載書甚多、何有也、子墨子曰、昔者周公旦朝讀書百篇、夕見漆十士、故周公旦、佐相天子、其脩至於今、翟上無君上之事、下無耕農之難、吾安敢廢此、翟聞之、同歸之物、信有誤者、然而民聽不鈞、是以書多也、今若過之心者、數逆於精微、同歸之物、既已知其要矣、是以不教以書也、而子何怪焉、

【大意】讀書の力むべくして已むべからざると、及び其の要を得るを欲して徒に多きを貪るを欲せざることを云ふ、此の二者各、其の宜きを得る者は即ち義なり、

【通釋】子墨子南方に游びて衞國に使する時、車上

れば士君子が自から己が一身を取扱ふことは、彼の商人が一匹の布を取扱ふことの愼めるに如かざるなり、

【解義】【不敢苟而讐】苟は姑息なり、「カリソメ」と譯す、讐は售に同じ、賣なり、

子墨子曰、世之君子、欲其義之成、而人助之修其身則慍、是猶欲其牆之成而人助之築則慍也、豈不悖哉、

【大意】意義明白なれば略す、

【通釋】子墨子曰く、世上の士君子己が義を行うて成就せんことを欲しながら、而も他人が力を添へて其の身を脩むることを助くるときは、心中に己を侮辱するとか又は干渉が甚しきとか云うて、不平を含める者あり、是れ大なる謬りなり、是れ譬へば己が家の牆を築きて、其の成就せんことを望みながら、而も他人が傍より之を助けて牆を築くときは、心中に不平を含めるが如し、甚だ心得違ひの大なる者にして、戒め愼むべきことなり、

【解義】【修其身則慍】慍「イキドホル」と訓ず、恚恨なり、

子墨子曰、古之聖王欲傳其道於後世、是故書之竹帛、鏤之金石、傳遺後世子孫、欲後世子孫法之也、今聞先王之道而不爲、是廢先王之傳也、

【大意】意義明白別に解に及ばず、

【通釋】子墨子曰く、古しへの聖王は己が信ずる道を獨り現世に行へるのみならず、後ちの遠き世までに傳へ遺さんと欲するなり、是の故に其の道を記錄となして竹帛に書し、又之を金屬の器物盤盂の類、若くは石などに雕り込み、後世子孫に傳へ遺すことをなせり、是後世子孫が己の遺方を手本として行はん

名を付することは能はず、然れども試みに仁と不仁とを雑へ合はして、天下の君子をして之を擇び取らしむるときは、其の孰れか仁にして孰れか不仁たるかを知り別つこと能はざるなり、我故に天下の君子が仁を知らずと曰へることは、亦何にも彼が仁不仁の名を知らざるに就いて云ふにはあらず、乃ち彼れが黒白を擇び取る上に就いて云へるなり、即ち名を知らざるにあらず善惡を擇ぶこと能はざるなり、

【解義】【豈者白也】豈は皚の假借にして、皚は白なり、舊本に豈を鉅に作る、兪樾は皚の字省きて豈に作る、又誤りて巨に作り、因りて鉅に訛せりと爲す、【黔者黒也】黔は黎なり黒色のこと、【不能知也】孰れか果して白きか黒きかを自から知ること能はざるなり、「淮南子」の主術訓にも問瞽師曰白素何如曰縞然、曰黒何若、曰黮然、援白黒而示之則不處焉とあり、

子墨子曰、今士之用身、不若商人之用一布之愼也、商人用一布、不繼、不敢苟而讐焉、必擇良者、今士之用身則不然、意之所欲則爲之、厚者入刑罰、薄者被毀醜、則士之用身、不若商人之用一布之愼也、

【大意】身を用ふるは一布を用ふるに如かざることを陳べ、以て物の輕重を辨ぜざるべからざる意を明かにす、能く輕重を辨ずるは即ち是れ義なり、

【通釋】子墨子曰く、今や士君子が自から己の一身を取扱ふこと商人が一匹の布を取扱ふことの愼んで爲すに如かず、彼の商人が一匹の布を取扱ふや、時によりて其の布が繼がずして品物拂底せることあり、其の時は客人に實情を明かして斷はるとも、敢て當座の假り染めなることを爲して、他の粗品を賣り渡すことを爲さず、必らず良品を擇ぶなり、而して今や士君子が己の一身を取扱ふことは然らず、己が意の爲さんと欲することは、忌憚なく之を爲し、罪惡の厚き者は刑罰に入り、罪惡の薄き者は毀辱せらる、さ

ることを自覺するときは、之を辭退して其の任に當らざるなり、然るに若し之をして一國の卿相たらしむるときは己が才にて能はざることを自覺するとも、之に任じて辭退をなさず、是れ小事には明らかにして大事には暗き者なり、豈に悖らざるか、即ち矛盾の甚だしき者なり、

子墨子曰、今瞽曰皚者白也、黔者黑也、雖明目者、無以易之、兼白黑、使瞽取焉、不能知也、故我曰瞽不能知白黑者、非以其名也、以其取也、今天下之君子之名仁也、雖禹湯無以易之、兼仁與不仁、而使天下之君子取焉、不能知也、故我曰天下之君子不知仁者、非以其名也、亦以其取也、

【大意】仁道は知り難きにあらず、擇び難き者なれば、宜く選擇を勉むべきことを言ふ、

【通釋】子墨子曰く、凡そ物事は簡單なれば知り易きも、複雜なれば擇び難きなり、今瞽者に白黑の色は何如と問はんに、彼は必らず皚き者を白し、黔き者を黑しと云はん、此の評定は瞽者にあらざる明目の人と雖へども、之を取り易へて皚きを黑しと云ひ黔きを白しと云ふこと能はず、然るに白黑の二色を雜へて、瞽者をして之を擇び取らしむるときは、其の孰れか黑くして、孰れか白きかを知り別ること能はざるなり、故に我が瞽者は黑白を知る能はずと曰へることは、何にも彼が黑白の名を知らざるに就て云ふにはあらず、乃ち、彼が黑白を擇び取る上に就いて云へるなり、以上の例と同じく、今や天下の君子が仁の狀態を指して仁と名づくることは、能く的中して、たとひ昔しの聖人夏の禹王殷の湯王が再び生れ來るとも、此を不的當なりとて、仁と云へる名を易へて別の

就くべきことを云へるなり、「莊子」の德充符篇に惠子謂莊子曰人故無情乎、莊子曰然、惠子曰、人而無情、何以謂之人、莊子曰、道與之貌、(動作威儀の類)天與之形(六骸九竅の類)惡得不謂之人、惠子曰、既謂之人、惡得無情、莊子曰是非吾所謂情也吾所謂無情者言人之不以好惡內傷其身常因自然而不益生(益生は人爲的の事を加ふること)也とあり、是れ乃ち好惡の私情を去りて、天然の本性に依るべきことを云ふ、墨子の本句と其の意大概同じ、又「大學」に人之其所親愛而辟(僻と同じ)焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉之其所哀矜而辟焉之其所敖惰而辟焉、故好而知其惡惡而知其美者天下鮮矣とあるも、亦墨子の意と一致をなせり、

子墨子謂二三子曰、爲義而不能、必無排其道、譬若匠人之斲而不能、無排其繩、

【大意】　本文に明白なれば略す、

【通釋】　子墨子門人なる二三の人に謂うて曰く、今や義をなさんには、必らず一定の儀則ありて、之に合ふときは義、合はざるときは不義と分別をなす者なり、故にたとひ義を爲して之を成就すること能はざるとも、必らず其の道を妄に推し移すことあるべからず、譬へば匠人が木を削りて之を成し遂ぐること能はざるとも、其の曲直を定むべき墨繩を、妄に推し移すことあるべからざるが如し、

【解義】　【必無排其道】排は「莊子」の大宗師篇の郭注に、排者推移之謂也とあり、變更すること、畢注には排猶背とあり、背き違ふこと、二說孰れも皆通ず、

子墨子曰、世之君子、使之爲一䑋之宰、不能則辭之、使爲一國之相、不能而爲之、豈不悖哉、

【大意】　世人の小事には明かにして、大事には暗きを言ひ、以て其の輕重の義を知らざることを識る、

【通釋】　子墨子曰く、今や世上の位高き君子は、事體の輕重を知らざるなり、例へば之をして一匹の䑋を料理する人と爲らしめんに、若し己が才にて能はざ

れ、彼の以て行爲を改めて善に遷すに足らざる言語は、是れ蕩盡して空虚なる言語なり、即ち正身なき拔け殻とも云ふべき言語にして、一向用をなさゞるなり、

【解義】【是蕩口也】本書の經下篇に胥盡蕩也とあり、即ち蕩は消磨斂盡せる意義にして、蕩口とは、不可行の空言を弄びて、徒に口を荒らし弊ぶること、蓋し我が邦俗語に口に風を引かすと云へる類なり、無駄口のこと、

子墨子曰、必去六辟、嘿則思、言則誨、動則事、使三者代御、必爲聖人、必去喜去怒去樂去悲去惡去愛、而用仁義、手足口鼻耳目從事於義、必爲聖人、

【大意】偏僻の心を去りて正義を力行すべきことを云ふ、

【通釋】子墨子曰く、凡そ人は皆各〻多少の僻あり、今之を概括的に述ぶるときは必らず宜く六つの僻を去るべし、而して默して口を開かざるときは、宜く心に思ひ考ふべし、口を開きて言ふときは、宜く有益なる事を述べて人を誨ふべし、動きて行ふときは事功の認むべき者あることを務むべし、以上の三者をして代る〴〵に我が前に進用をなさしむるときは、必らず聖人とならん、必らず喜びを去り怒りを去り樂みを去り悲みを去り愛しみを去り、即ち凡俗なる僻陋心を取り除きて、高尚なる仁義の道德を行ふべし、是即ち謂はゆる六僻を去る者なり、而して我が手足口鼻耳目の有らん限りの力を働かして、正義を行ふことに從事すべし、然るときは必らず聖人とならん、

【解義】【必去六辟】辟は僻と同じ、六僻は下文に見ゆ、【使三者代御】三者とは、上文の默則思より以下の三者なり、御は用なり、乃ち更迭して此の三者を用ふることなり、「荀子」の禮論篇にも、時擧而代御とあり楊注に御進用也と釋せり、【必去喜怒云云】此即ち上文にある必去六辟のことなり、喜怒樂悲愛惡は、共に人の情なり、本句は情の僻する所を去りて、正義に

の意味を帯びて言へるなり、【彼苟然然後可也】彼は汎く世の人主を指して云ふ、苟は誠なり乃ち本句の意は彼の人君が有義の君子を尊び用ふることは、誠に湯王の如く爲すべし、斯てこそ始めて可なりと云へるなり、本句もと脱誤あらんと、盧孫の二氏は共に云へり、今姑く字に就いて解をなすのみ、

子墨子曰、凡言凡動、利於天鬼百姓者爲之、凡言凡動、害於天鬼百姓者舍之、凡言凡動、合於三代聖王堯舜禹湯文武者爲之、凡言凡動、合於三代暴王桀紂幽厲者舍之、

【大意】言動の義に合ふ者は之を爲し義に合はざる者は之を爲さざるを云ふ、

【通釋】子墨子曰く、義とは宜なり、凡そ言語凡そ動作各俱に、上は天鬼に都合宜く、下は百姓に都合宜く叶ふ者は之を爲し行ひ、凡そ言語凡そ動作各俱に、上は天鬼に都合惡しく、下は百姓に都合惡しき者は、之を罷めて爲さず、又凡そ言語凡そ動作、三代の聖王なる堯舜禹湯文武の言動に合ひ叶へる者は、之を爲し行ひ、三代の暴王なる桀紂幽厲の言動に合ひ叶へる者は之を罷めて爲さず、右の如く儀表を立て、裁斷して之を行ふことは、即ち是れ義なり、

【解義】なし、

子墨子曰、言足以遷行者、常之、不足以遷行者勿常、不足以遷行而常之、是蕩口也、

【大意】空言は義に非れば尙ぶに足らざることを云ふ、

【通釋】子墨子曰く、凡そ言論眞理に叶うて、其の感化の力以て吾が從前の行爲を改めて、善に遷すに足る者は、之を平常に唱道すべし、たとひ如何に奇言雄辯なりとも、其の力以て吾が從前の行爲を改めて、善に遷すに足らざる者は、之を平常に唱道すること勿

は賤人とは云へども、上は之を農夫に比し下は之を藥物に比するときは、曾て一草の根に若かざるか、賤人如何に微なりと雖へども、固より一草根に比敵すべき程の者にはあらず、且つ閣下は亦嘗て昔しの殷の湯王に關する說話を聞けるか、昔し湯王は將に往きて時の賢人伊尹を尋ねんとす、其の臣の彭氏と云へる家の若息をして馬車の御者たらしむ、其の若息は中途にて湯王に問うて曰く、我が君は將に何處に之かんと思召し給へるかと、湯王曰く將に往きて伊尹に會見せんとすと、若息は曰く此は意外の事なり、彼の伊尹は天下の賤き人なり、我が君に於て若し之を見んと思召し給はば、亦之を召して問はしめ給ふべし、彼は我が君の御召しを身に餘る光榮として受くることとなるべしと、然るに何ぞや今我が君より玉歩を運ばせ給ふとは、君の御威光を損じ給はざるやと、湯王之を叱して曰く、これには深き道理あることなり、汝等の知る所にあらず、譬へば今此所に良藥あらん、之を食ふときは、耳は聰きを加へ目は明るきを加ふとせば、吾は必らず悅びて之を食ふならん、今夫れ伊尹の我が國に於けるや、之を譬へば良醫善藥なり、而も子は我が彼の伊尹を見ることを欲せず、是子は吾が善なることを欲せざる者なりと、因りて彭氏の若息を車より下だして復び御者たらしめざりき、彼の人君たる者が有義の君子を禮待することは、誠に此の如し、此の如くにして然る後ちに可なり、然るに今賤き人の所爲なればとて、正義に叶ふとも用ひざるが如きは、實に心外なる事ならざるかと、

【解義】【見楚獻惠王】楚には惠王と云ふ王はあれども、獻惠王と云へる王はなし、或は獻の字を以て衍文ならんと云へり、孫注に「渚宮舊事」を引きて墨子至郢獻書惠王とあるを證とし、本文獻の字の下に書の字を脫せしならんと云ふ、姑く一說として存す、【則成善矣】王注に、成は誠と古字相通ずとなせり、【且主君亦嘗聞】主君は穆賀を指す、周の禮制に卿大夫を稱して主君と曰ふ、後ち汎く國君をも稱することあり、此所にては穆賀を謂ふ、【彭氏之子】彭氏は姓なり、子は男子なり、「春秋」の桓公五年に天王使仍叔之子來聘とあるを「左傳」仍叔之子弱也と解せり、杜注に稱仍叔之子本於父字幼弱之辭也と云へり、此所も彭氏之子とは、彭家の若息と云ふが如く、輕侮

見之、亦令召問焉、彼受賜矣、湯曰、非女所知也、今有藥於此、食之則耳加聰、目加明、則吾必說而强食之、今夫伊尹之於我國也、譬之良醫善藥也、而子不欲我見伊尹、是子不欲吾善也、因下彭氏之子、不使御、彼苟然、然後可也、

【大意】 正義の前には貴賤の別なければ、上たる者は有義の君子を尊び用ふべきことを云ふ、

【通釋】 子墨子南方に行きて楚國に游び、楚の獻惠王に見えたり、獻惠王は墨子の賢を知り重く用ふべき筈なれども、自分は老年なるが故に駄目なりと云うて之を斷はられたり、其の時王は穆賀と云へる人を使として、子墨子に接見せしめたり、子墨子は己が意見を穆賀に說きしに、穆賀は大に之を悅べり、因りて子墨子に謂うて曰く、子の言は成程善きなり、然れども我が君王が之を用ひ給はざるは、我が君王は天下の大王にして尊位の方なれば子の如き賤き人の所論なるを以て、之を用ひ給はざるにあらざるか、卽ち天下の大王とも有らう者が、匹夫風情の言を用ひたりとありては、御威光に拘はることと思召してならんと、子墨子之に答へて曰く、正義が正義たること明かなれば、唯だ其れ之を行ふべきのみ、譬へば藥を用ふると同じきなり、一草の根は微物なれども、庶人は愚か、至尊たる天子と雖へども之を食らひ、以て其の疾を療治し給へり、豈に一草の根微物なればとて、之を食はずと曰はんや、又今農夫が其の年貢の穀物を王公大人に納むれば、王公大人は其を以て酒醴粢盛の供へ物を造りて、上帝鬼神を祭れり、彼の上帝鬼神豈に此の原料は賤き農夫風情の作れる所なりと曰うて、之を享けざらんや、卽ち苟も疾を療すべき藥草なれば、微物と雖へども、天子猶且之を食ひ又供へ物として獻ずるときはもとは農夫の手に作りし物と雖へども、上帝鬼神は之を快く享けらるゝなり、故に今子

如上の道理と同じく、今や天下亂れて、誰れも正義を行ふ者なきときは、正義を行はんとする一人は益、勉强して油斷をなすべからず、然れば子は宜く我に益〻正義を行ふことを勸め勵ますべきに、何の故に我に正義を行ふことを左樣に止むるか、我は子の心を疑はざるを得ずと、

【解義】【則子宜勸我者也】宜、一本に如とあり、如は宜と古訓相通ずることあり、太平御覽に本文を引いて、如を宜に作れり、畢注に見ゆ、

子墨子南游於楚、見楚獻惠王、獻惠王以老辭、使穆賀見子墨子、子墨子說穆賀、穆賀大說、謂子墨子曰、子之言則誠善矣、而君王天下之大王也、毋乃曰賤人之所爲而不用乎、子墨子曰、唯其可行、譬若藥然、草之一本、天子食之以療其疾、豈曰一草之本而不食哉、今農夫入其稅於大人、大人爲酒醴粢盛、以祭上帝鬼神、豈曰賤人之所爲而不享哉、故雖賤人也、上比之農、下比之藥、曾不若一草之本乎、且主君亦嘗聞湯之說乎、昔者湯將往見伊尹、令彭氏之子御、彭氏之子中道而問曰、君將何之、湯曰、將往見伊尹、彭氏之子曰、伊尹天下之賤人也、君若欲

るか、則ち冠履は、己の手足の一身に取りて貴きには若かざればなり、是に於て又曰く、子に天下を與ふるに因りて、子が一身を殺して生命を申し受けんと、然る時は子は甘んじて身命を差し出ださんか、必らず左様なる事は爲さざるならん、是何の故なるか、則ち天下は冠履よりは大なれども、己が身に取りては矢張り外物にして、身命の貴きには若かざれば也、其の身命を貴重するや以上の如くに拘らず、今他人と僅かに一言の是非を爭ひ、場合によりては相互に殺して顧みざるは、是義理は己が身命より貴ければなり、故に曰く天下の萬事は、何に事を扨て置きても義理より貴きは莫きなり、

子墨子自魯即齊、過故人、謂子墨子曰、今天下莫爲義、子獨自苦而爲義、子不若已、子墨子曰、今有人於此、有子十人、一人耕而九人處、則耕者不可以不益急矣、何故、則食者衆而耕者寡也、今天下莫爲義、則子宜勸我者也、何故止我、

【大意】　耕す者至て少くして食ふ者多ければ、力耕を急にせざるべからざるが如く、義を爲す者少ければ益ゝ義を力め行はざるべからざることを云ふ、

【通釋】　子墨子或る時、魯國より齊國に赴けり、途中或る舊友の許に過ぎりしに、其の人子墨子に謂うて曰く、今や天下亂れて誰れも正義を行ふ者なし、然るに子獨り之に反抗して、自から刻苦し正義を行ふとも、到底衆寡敵せずして救ひ得べきにあらず、若かず時勢に鑑みて、正義を行ふことを斷然思ひ切りて止めんにはと、子墨子之に答へて曰く、然らず、例へば今此所に一人あらん其の人子供十人あり、其の中なる一人は勵精して耕しに從事し、餘の九人は怠惰にして家に居るときは、彼の耕しに從事せる人は、益ゝ勉強して油斷なく耕さざるべからず、何んとなれば食物を食らふ者は衆くして耕やす者は寡ければなり、

今畢校に據りて改む下同じ、【故我有殺彼以利我】舊本に故の下に有の字あり、利の字なし、今兪校に據りて有を削り利を補ふ、【無殺我以利彼】舊本に彼の字なし、今同上、【雍人但割】舊本に雍人を維人に作る、今孫校に據りて改む、【食之不可勝食】舊本に食之の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【呼虛數千不可勝入】舊本に呼虛を評靈に作り入の字なし、今孫校に據りて訂補す、【而祝於叢社曰】舊本に叢を禁に作る、今王校に據りて改む、曰を也に作る、今一本に據りて改む、

墨子卷之十二

貴義第四十七

本篇は天下の萬事、義より貴きこと莫きを論ずるを以て貴義と名づく、文章片段極めて短く、拉雜して篇を成す者にして蓋し亦墨門學者の隨聞隨記せし語ならん、

子墨子曰、萬事莫貴於義、今謂人曰、予子冠履而斷子之手足、子爲之乎、必不爲、何故、則冠履不若手足之貴也、又曰、予子天下而殺子之身、子爲之乎、必不爲、何故、則天下不若身之貴也、爭一言以相殺、是義貴於其身也、故曰萬事莫貴於義也、

【大意】冠履と手足と易ふ可からざるが如く、人の一身を殺すとも義を失ふ可からざることを言ふ、

【通釋】子墨子曰く、天下の萬事は、何に事を扨て置き、義理より貴き者はなし、今試みに人に謂はんに、子に頭に被る冠又は足にはける履を予ふるに因りて其の代りに子が手なり足なりを斷たんと、然る時は、子は甘んじて之を爲して手足を斷つことを任さんか必らず左樣なる事は爲さざるならん、是何の故な

殺すことに定め居れり、此の如く吾は人に負くることを欲せず、是れ吾が勇を好む事を知るべきにあらずやと、子墨子曰く其れは誠に案外なる次第なり、天下何人も皆己が好む所を興し己が惡む所を廢することを欲せざる者はなし、故に誠に其の好む事柄ならんには、吾より骨折りて興すべき筈なるに、今や子は其の郷里に勇士ありと聞くときは、必らず此方より推し掛け往きて之を殺すことに定め居る者は、是れ子は、まことゝ勇を好むにあらず、是れ勇氣を惡むなり、

【解義】【駱滑氂】駱は姓にして、滑氂は名なり、【我聞其鄉有勇士】其郷とは、或る郷と曰ふが如し、郷の所在地的確に指して言ふにあらず、

總評及文評

此の篇は本と片片的の雜話を集錄したる者なれば今一篇の總評文評は之を略す、

存異

【以驥足責】舊本に驥足以責に作る今王校に據りて改む、【我亦以子爲足責也】舊本に足責の間一の以の字あり、【是使益靳雉已卜於白若之龜】舊本に是使翁難乙卜於目若之龜に作る、今孫校に據りて改む、【鼎成四足而方】舊本に四を三に作る、今王校に據りて訂す、【已又吉兆之由】舊本に已を乙に作る、今孫校に據りて改む、【一西一東】舊本に一南一北の下にあり、今王校に依りて移す、【子墨子游耕柱子】舊本に游の下に荊の字あり、今王校に依りて削る、【人不見而助】舊本に助を耶に作る、今王校に據りて改む、【巫馬子謂子墨子曰】舊本に曰の字なし、今王校に據りて補ふ、【遠者近之而舊者新是】舊本に之を也に作る、今畢校に據りて改む、【衞君以夫子之故】舊本に衞の字なし、今一本に據りて補ふ、【苟陷人粻】舊本に苟陷人長に作る、今王闓運の說に依りて改む、【先人而有則往而已矣】舊本に先人有則三而已矣に作る、今意を以て改む、【孰曰先人而有則往而已矣】舊本に孰先人而曰有則三而已矣に作る、今藤校に依りて改む、【人之先有後往有反】舊本に往を生に作る今同上、【公孟子曰往而反者】舊本に公孟子を子墨子に作る今同上、舊本に曰の字なし往の字なし、今藤校に據りて補ふ、【人之其君子者】舊本に其君の間に不の字あり、今蘇校に據りて削る、【古之善者不訹】訹を舊本に誅に作る、今兪校に據りて改む下同じ、【古之善者不述】舊本に述を遂に作る、

邑なり、

子墨子曰、季孫紹與孟伯常治魯國之政、不能相信、而祝於䕺社曰、苟使我和、是猶弇其目而祝於䕺社曰、苟使我皆視、豈不繆哉、

【大意】別に解するに及ばず、

【通釋】子墨子曰く魯の大夫季孫紹は、孟伯常と共に魯國の政を治めしが、二人相互に信ずること能はず、疑心を以て相對せり、そこで䕺社の神に祈り祝して曰く、尙ねがはくは神よ、我が二人をして相互に和らがしめよと、此の二人が神に祝せし言は寔に無理なる話なり、猶ほ己が目を掩うて何等の物を視ること能はざらしめながら、䕺社に祝して尙くは我をして皆均く視ることを得せしめよと曰ふが如し、豈に繆らずや、

【解義】【季孫紹與孟伯常】季孫紹と孟伯常と二人共に、魯の大夫なり、蘇時學は墨子と同時の人なりと曰ふ、【祝於䕺社】䕺は叢と同じ、叢木中にある社を、叢社と曰ふ、已に明鬼下篇に見ゆ、【苟使我和也】王引之曰く、苟は猶ほ尙のごときなりと、

子墨子謂駱滑氂曰、我聞子好勇、駱滑氂曰、然、我聞其鄕有勇士焉、吾必從而殺之、子墨子曰、天下莫不欲與其所好、廢其所惡、今子聞其鄕有勇士焉、必從而殺之、是非好勇也、是惡勇也、

【大意】解釋に及ばず、

【通釋】子墨子駱滑氂と云へる人に謂うて曰く、我聞く子は勇を好むと、事實果して然るか、駱滑氂曰く然り、吾實に勇を好めり、我其の鄕里に勇士ありと聞くときは、吾は必らず此方より推し掛け往きて之を

る者と同じきことを言ひ、以て當時の兼弁をなす者を誡む、

【通釈】　子墨子楚の魯陽文君に謂うて曰く、今此所に或る一人あらん、其の食物の豐美なるや、羊牛又は犬豕の肉を、料理人が袒ぎで力を入れ割き切りて、其の味を調和し、美味となして進む、其の澤山なることは之を食らふも中々食らひ切れず、右の如く十分を爲しながら、他人が麵類を以て餅を作れるを見れば、さも驚き視詰めたる樣子にて之を竊みて曰く、我に此の食物を與へよと、知らず右の如きは日や月の數を以て之を計るに己が不斷の食物足らざるが故なるか、抑も彼れ盜竊の病氣あるか、魯陽文君曰く不足なき身にて此の如きは、全く竊盜の病氣あるなり、子墨子曰く、今楚の四方の境內にある田圃は曠く草原となりて、中々に闢き切れず、呼虛と申して隙地の廣々としたる場處は何千と澤山ありて、中々人民を入るゝも充ち切れず、右の如く土地には不十分はなきに、宋や鄭やの國中にある空地を見るときは、さも驚き視つめたる樣子にて之を竊む、此れ彼の食物上に盜竊の病氣ある者と異れりや、魯陽文君曰く、是れ猶ほ彼の食物上に竊盜の病あるが如く、亦全く間違ひたる致し方なり、

【解義】　【羊牛犓豢】犓豢は芻豢の俗字なり、犬豕を謂ふ、已に屢〻見ゆ、【雍人但割】雍はもと饔の字に作るを省きて雝に作り、又饔に作り、略して又雍に作る、雍人は割烹人のこと、但は袒と通ず、【見人之作餅】餅は說文に麪餈也とあり、麵類を用ひて造れる食物「モチ」の類、【則還然竊之】還は瞏の借字にて、說文の目部に瞏は驚視也とあり、驚きて見詰ること、【曰舍余食】孫注によれば、舍は與の借字にして、古しへは賜予の予の字を時には舍の字に作れり、舍余食とは我に食を與へよと云へるなりと、【不知日月安不足乎】安は語助にて意義なし、荀子の書中に安を用ふること特に多し、是れ日や月を以て計るに、食物が不足の故なるかと疑うて問へるなり、【楚四竟之田】竟は境と同じ、【不可勝辟】辟は闢と同じ、【呼虛數千】呼は墟の借字にして隙なり、呼虛は間隙虛曠の地を言ふ、非攻中篇に今萬乘之國虛數於千不勝而入廣衍數於萬不勝而辟とあり本文の義は正に此と同じと、孫注に云へり、【見宋鄭之間邑】間邑は間田と同じ空

の遠國なり、【愛魯人於鄒人】魯は巫馬子の國なり、【擊我則疾】疾は痛なり、【我何故疾者之不拂云云】もと我何故不拂疾者而拂不疾者也と云ふべきを、倒裝法を用ひ且つ也の字を省きしなり、拂は戾なり、反抗のことなり、全體の意は乃ち我は何の故に我が身に苦痛を感ずる者には反抗して禦がず、我が身に苦痛を感ぜざる者には反抗して禦ぐ道理があらうや無きなりと云ふ意なり、【意將以告人乎】意は抑と同じ、【然則一人說子】然則の二字は上句の我義將以告人の語を承けて說けり、即ち子の左樣なる義を人に告ぐるときはとの意なり、

是所謂經者口也、殺常之身者也、子墨子曰、子之言惡利也、若無所利而不言、是蕩口也、

本文脫誤あり、恐らくは上文の言足以復行常之云云の章の語句、錯佚して此に在る者ならん、今其の義攷ふべからず、

子墨子謂魯陽文君曰、今有一人於此、羊牛犓豢饔人但割而和之、食之不可勝食也、見人之作餅、則還然竊之曰、舍余食、不知日月安不足乎、其有竊疾乎、魯陽文君曰、有竊疾也、子墨子曰、楚四竟之田、曠蕪而不可勝辟、呼虛數千、不可勝入、見宋鄭之閒邑、則還然竊之、此與彼異乎、魯陽文君曰、是猶彼也、實有竊疾也、

【大意】國土を有つ者、己が土地人民の廣大衆多なるを善く治めずして、徒に他國を侵奪するは、盜病あ

我が親を家の人よりも愛し、我が身を吾が親よりも愛す、何に故ならば以つて鄒人は越人より魯人は鄒人より鄉人は魯人よりも我が家に近く、吾が親は一家の人より我が身は更に親より近きと爲せばなり、又今他人が我を撃つときは我が身に痛みを感じ、我が彼の他人を撃つときは我には痛みを感ぜざるに、我は何の故にか我に痛みを感ずる者即ち他人の我を撃つことは戻らずして受け、我に痛みを感ぜざる者即ち我が他人を撃つことは戻りて爲ざることやある、左樣なる譯はなきなり、故に我は都合場合によりて、彼の他人を殺して我が身を利することあるとも、我が身を殺して他人を利することはなしと、子墨子曰く吾子の右樣に尤もなる義と定めしことは、將に他人には匿して潛かに行はんとするか、抑も將に明白に人に告げんとするか、巫馬子曰く、我は何の故に匿さんや我が尤もとせる義理は將に明白に人に告げんとするなり、子墨子曰く、然らば今一人子の義を悅ぶときは、是れ其の一人子の說に從ひ、子を殺して己を利せんと欲するならん、十人子の義を悅ぶときは、是れ其の十人は子の說に從ひ子を殺して己を利せんと欲するならん、天下の人が皆子を說ぶときは、是れ天下の人が皆子の說に從ひ子を殺して己を利せんと欲するならん、又一人ありて、子の義を悅びざるときは、是れ其の一人は子を殺さんと欲するならん、何んとなれば子が言論を以て不祥なる言を施す者となせばなり、十人ありて子の義を悅びざるときは、是れ其の十人は子を殺さんと欲するならん、何んとなれば子が言論を以て不祥なる言を施す者となせばなり、天下の人が子の義を悅びざるときは、是れ天下の人は渾て子を殺さんと欲するならん、何んとなれば子の言論を以て不祥なる言を施す者となせばなり、右の如くなるときは、他人が子の定めたる旨義を悅んで贊成するとしても亦、「子が殺彼以利」我の言に據りて、他人自身は己が利なるときは子を殺さんと欲するならん、他人が子の旨義を悅ばず反對なるとも、亦子を殺さんと欲するならん、是れ子は詰(ツマ)り子の義により何れの途よりするも自から己を殺す者と云はざるべからず、果して然るときは、何んぞ己を愛することあらん、何ぞ己を利することあらんや、

【解義】【我愛鄒人於越人】鄒は魯の隣國、越は東南

我不能兼愛、我愛鄒人於越人、愛魯人於鄒人、愛我鄉人於魯人、愛我家人於鄉人、愛我親於我家人、愛我身於吾親、以爲近我也、擊我則疾、擊彼則不疾於我、我何故疾者之不拂、而不疾者之拂、故我有殺彼以利我、無殺我以利彼、子墨子曰、子之義將匿邪、意將以告人乎、巫馬子曰、我何故匿我義、吾將以告人、子墨子曰、然則一人說子、一人欲殺子以利己、十人說子、十人欲殺子以利己、天下說子、天下欲殺子以利己、一人不說子、一人欲殺子、以子爲施不祥言者也、十人不說子、十人欲殺子、以子爲施不祥言者也、天下不說子、天下欲殺子、以子爲施不祥言者也、說子亦欲殺子、不說子亦欲殺子、

【大意】他人を愛利せずして、專ら己が身を愛利するを爲すときは、反りて己が身を害して賊ふことを言ふ、

【通釋】巫馬子子墨子に謂うて曰く、我は吾子と異なり、我は天下の人を兼愛すること能はず、我は鄒人を越人よりも愛し魯人を鄒人よりも愛し、我が鄉人を魯人よりも愛し、我が家の人を鄉の人よりも愛し、

求むべからざることを言ふなり、

公孟子曰、君子不作、術而已、子墨子曰、不然、人之其君子者、古之善者不誅、今之善者不作、其次不君子者、古之善者不述、己有善則作之、欲善之自己出也、今誅而不作、是無所異於不好述而作者矣、吾以爲古之善者則誅之、今之善者則作之、欲善之益多也、

【大意】 創作と紹述と倶に偏廢すべからざることを言ふ、亦儒教に反抗の論にして、孔子の述而不作とは異なり、

【通釋】 公孟子曰く、君子は自から己が意を創作せず、唯だ古人の定め置かれしことを紹ぎ述ぶるのみと、子墨子曰く然らず、創作と紹述とは一は時代に因る可きなり、人の君子たる者古の善き者は述べずして作り、今の善き者は作らずして述ぶることをなす、其の次ぎにて君子ならざる者、古の善き者は述べずして作れども、其の作くるは己が爲めに計るなり、即ち己に善きことが有るときは之を作り、其の目的は唯だ善の己よりして出んことを欲して作るなり、去れども今の世の如く述ぶること計りにて自から作ることを爲さざるときは、是れ全く古の君子ならざる人が述ぶることを好まずして、彼の專ら己が作ることを好む者とは、直に一は積極的と一は消極的の差あるのみにて、其の過ちは竟に免るゝことを得ざるなり、吾は以爲らく古の善き者は、之を述ぶるにあり、今の善き者は之を作るにあり、要するに善き者が益、斯の世界に多からんことを欲するなり、若し然らずして唯だ述べて作らざることのみなる時は、後世の善き者、其れ何を以て世に著はれんや、

巫馬子謂子墨子曰、我與子異、

公孟子曰、先人而有則往而已矣、子墨子曰、孰曰先人而有則往而已矣、子未智人之先有後、往有反、公孟子曰、往而反者、我豈有罪哉、吾反後、子墨子曰、是猶三軍北走、後之人求賞也、

【大意】別に説くに及ばず、

【通釋】公孟子曰く、若し人に先だちて或る物を有すべきことと有らんには、思ひ切りて往かんのみと、子墨子因つて反問して曰く、如何なることを、人に先だちて有すべきこととあらんには往くのみと曰へるにや、一體子は未だ人の先だつ者に對しては亦、後るゝ者あり、往く者に對しては亦返るものありて先つのみ、返るのみにあらざることを知らざるなり、故に徒に斯の如き妄進的の言を發するならんと、公孟子曰く、先だつに對して亦後るゝ者あり、往くに對して亦返る者あることは、予と雖へども之を知れり、然しながら往くことのみを期して而も極處まで往かずして後へ引き返すとも返れる我は豈に罪あらんや、何となれば吾が引返すことは要するに他の衆人が引き返すよりは後るればなり、即ち他の衆人よりは詰り先だちて前進せしことは明瞭なりと、子墨子曰く然らず、是れ譬へば三軍の全隊敗走して逃げ遅くれて後より反りし人が、己も倶に敗走しながら我は他の衆人の早く返りしと異なりとて賞譽を求むるが如し、是れ亦均く敗走の罪に當るべき者なり、今子の後れて反ればとて、前進の功を誇るは、全く此の類なり、故に徒に人に先だち進めばとて、强ちに誇るべきにあらず、

【解義】【子未智人之先】智は知と同じ、【往有反】反は返と通ず歸なり、【吾反後】後は「論語」に孟之反の語を載せて非敢後也馬不進也と云へる後の字と同じ、其の返ること衆人の最後にあるを言ふ、【是猶三軍云々】是れ孟子に云へる以五十歩笑百歩則何如曰不可直不百歩耳と其の意味大概相同じ、均く倶に走れる人なれば、後に返へればとて、功となし賞を

人の糧を啗ふ者、即ち他人の厄介者と同然なることなりと、子墨高石子が此の高潔なる話を聞き悦びて弟子の子禽子を召し謂うて曰く、先づ兎もあれ之を聽けよ、夫れ今の世間に義理に反き離れて利祿に嚮ひ就く者は我れ不斷に之を聞けり、然るに祿利に反き離れて義理に嚮ひ就く者は、我が黨の高石子に於てか始めて之を見るなり、實に見上げたる人物ならずやと、

【解義】【管黔敖】管は姓にして黔敖は名なり、墨子の弟子、【高石子】高は姓なり石は名なり、子は男子の通稱是れ墨學者の追稱なり、【設之於卿】設は列位に置くこと、【三朝必盡言】三朝の三は三復三人の三と同じ、唯だ多數の意味にて、必ずしも三度と限れるにはあらず、朝は朝見なり、盡言は遠慮なく心に言はんと欲することを盡くして口に言ふなり、【周公旦】旦は周公の名なり、【非關叔】非は誹なり、關は管の假音にて、古代通用す、左傳に「掌其北門之管」とあるは、即ち關は管に通ずる證なりと畢注に云へり、【去之苟道】苟は誠なり、【石去之】石は高子の名、【苟啗人粻】苟は苟且なり、粻は糧なり、【姑聽之乎】姑は乃の假借なり、我が俗語の「ヤットコサ」の意なり、【夫倍義而鄉祿】倍は反なり、鄉は後世の字は、嚮に作る、向と同じ、【於高石子焉】焉は乎と同義なり、「詩經」の杕杜篇に嗟行之人、胡不比焉とあり、周語に先王豈有賴焉とあり、「左傳」の昭三十二年に遲速衰序於是焉在とあり「莊子」の秋水篇に、於是焉河伯欣然自喜とあるが如き、皆乎の字と同義に用ふ、

子墨子曰、世俗之君子、貧而謂之富則怒、無義而謂之有義則喜、豈不悖哉、

【大意】別に説くに及ばず、

【通釋】子墨子曰く、有を有とし無を無とするは常理なり、然るに今世俗の君子己が家貧きに而も人が之を富むと謂ふときは、侮辱せしとて怒り、己が行不義なるに、而も人が之を義ありと謂ふときは譽められたりとて喜ぶは、是れ一方には常理に明かにし、一方は然らざる者にて、豈亦常理に悖らずや、

【大意】君子の出處進退は義を以て重しとなし、利を輕しとなすことを言ふ、

【通釋】子墨子其の弟子管黔敖をして、同弟子なる高石子を衞國に先觸(サキブレ)をなして仕かへしむ、衞君高石子を尊信して俸祿を致すこと甚だ厚く、之を卿の位に置き即ち大臣となして取り扱へり、高石子三たび朝して君に謁見し、其の都度(ツド)思ひ付きの次第を腹藏なく言へり、而して言ふこと君に採用せられざれば、衞國を辭し去り、去りて齊の國に赴き、子墨子に見えて曰く、衞君は自分の出仕は我が夫子(墨子)の御世話なる故を以て、自分に對しては特別の禮遇をなして俸祿を賜ふことは甚だ厚く、自分を卿の位に置かれたり、されば自分も三たび朝して君に見え、其の都度思ひ付きの次第を腹藏なく君に言へり、而して言ふこと君に採用せられざれば、衞國を辭し去れり、然しながら衞君は何んと自分を以て如何にも狂暴なる者となさゞるか、自分ながらに疑へりと、子墨子曰く、君子の行は道理なるか否かを顧るのみ、今一國に仕ふる者が去るか去らざるかの問題に接到するときは、之を去るが誠に道理に叶ひなば、宜く速に去るべし、たとひ其れが爲めに狂人也との評判を受くるとも、何ぞ傷まんや、古しへ周の攝政周公旦は其の兄管叔に誹られ、三公の位を辭し嫌疑を避けて商奄と云へる僻地に居りて、謹愼をなせり、其の當時の人はみな周公を狂人と謂へり、されど後世に至りては周公の德を稱し、周公の名譽を吹聽し、今日に至るも尙ほ熄(ヤ)まざるなり、是れ豈に誠に道理に叶ひなば、竟には世に知らるゝ證にあらずや、且つ翟自分は之を聞けり、義をなすことは、何にも世の毀りを避けて譽れに就くが目的にあらず、故に之を去ることが、去るべき時に去りて、誠に道理に叶ひなば宜く去るべし、たとひ狂人なりとの評判を受くるとも何ぞ傷まんやと、高石子曰く、其の義は願くは安心なし給へ、石自分が之を去るに、焉ぞ敢て道理に叶はざることを爲さんや、昔し自分は夫子の言を聞けり、夫子は斯樣(カクヤウ)仰せられたり、曰く天下無道なるときは、仁德ある士君子は萬民の苦みを視ながら、己獨り高官大祿を貪りて都合宜き場處には居らずと、今や衞君は無道にして自分が意見は採用せられざる僻(クセ)に、其の大祿高位を貪るときは、是れぞ自分は苟且(カリソメ)にも唯だ他

て徒に空言を弄ぶ者にて其の口を消し盡くすに過ぎざるなり、

【解義】【言足以復行】復は履なり、復行は履行すること、又復は覆なり、反覆して行ふとも解すべし、兩説倶に通ず、【是蕩口也】蕩口は口を消滅すと云ふが如し、經上篇に脣盡蕩也とあり、即ち消磨歛盡の義なり、

子墨子使管黔敖游高石子於衞、衞君致祿甚厚、設之於卿、高石子三朝必盡言、而言無行者、去而之齊、見子墨子曰、君以夫子之故、致祿甚厚、設我於卿、石三朝必盡言、而言無行、是以去之也、衞君無乃以石爲狂乎、子墨子曰、去之苟道、受狂何傷、古者周公旦非關叔、辭三公、東處於商蓋、人皆謂之狂、後世稱其德、揚其名、至今不息、且翟聞之、爲義非避毀就譽、去之苟道、受狂何傷、高石子曰、石去之、焉敢不道也、昔者夫子有言曰、天下無道、仁士不處厚焉、今衞君無道、而貪其祿爵、則是我爲苟啗人粻也、子墨子說而、召子禽子曰、姑聽此乎、夫倍義而鄕祿者、我常聞之矣、倍祿而鄕義者、於高石子焉見之也、

攻篇の意と同じ、

【通釋】　子墨子楚國の魯陽と云へる縣を治むる大夫の文君と云へる者に謂うて曰く、誠に戰爭は氣の毒なる者なり、今大國が小國を攻むることは、譬へば童子が共に馬の眞似して戯るが如し、童子が馬の眞似をなすには、乘る人と馬となりて乘せる人と共に、自から勞苦するに足るのみにて別に爲めに受くべき利益は何等もなし、其れと同じき道理にて、今大國が小國を攻むるや、攻めらるゝ小國は固より之が爲めに農夫は田を耕すことを得ず、婦人は機を織ることを得ず、只管國を守る方のみを己が仕事となし、其の他を顧るに遑あらず、人を攻むる大國も、亦之が爲に農夫は田を耕すことを得ず、婦人は機を織ることを得ず、只管敵を攻むる一方のみを仕事となして、其の他に及ぶ遑なし、それ故に大國の小國を攻むることは、譬へば童子が馬の戯を爲すが如し、徒に共に自から勞苦せる有様は豈に憫笑の至りならずや、

【解義】　【魯陽文君】一に魯陽文子とも稱す、魯陽は地の名、魯山の陽にあるを名づく、畢沅は文選注にある賈逵が「國語」の注を引いて、魯陽文子楚平王之孫、司馬子期之子、魯陽公即此人と云へり、【童子之爲馬】畢注に幽求子の語に、年五歳間、有鳩車之樂、七歳有竹馬之歡」とあるを引いて、「爲馬」を竹馬をなすと解せども、孫注には直に童子が戯れに馬に倣ふことをなすと解せり、孫説を是とす、【足用而勞】畢沅は自から其の足を勞することにて、竹馬を謂ふなりと解せども、亦馬となるときは勞するに足れりと、解して可なり、

子墨子曰、言足以復行者常之、不足以擧行者勿常、不足以擧行而常之、是蕩口也、

【大意】　明白なれば解に及ばず、

【通釋】　子墨子空言の實行に及ばざる者を戒めて曰く、口に言ふことが、身に履み行ふに足る者即ち實行と相伴ふべき言語は、之を常久的に言ふべし、之に反して身に擧げて行ふに足らざる言語は、之を常久的に言ふこと勿れ、身に擧げて行ふに足らざる言語なるに、而も之を常久的に言ふことは、是れ蕩口と申し

ふる要領を得ず、何ぜならば葉公子高ともあらう者が、豈に善く政をなす者が遠き者は之を近づけ舊き者は之を新たにする位の事を知らざらんや、即ち之を爲し行ふ方法は如何にせば宜きやと問ふべき也、孔子の對へも、其の方法に就いて答ふべきを、乃ち彼れが知り氣附かざることを以て、彼れに告げずして、彼れが既に知れることを以て之に告げたり、されば葉公子高は未だ其の問ひ方を得ず、孔子も亦其の對ふる要領を得ずと曰ふべきなり、

【解義】【葉公子高】葉は楚國の邑の名なり、子高は人の字なり、其の名未だ詳かならず、楚國の君は、もと周の諸侯にして子爵なれども、强大なるを恃み、僭して王と稱す、因りて其の邑を治むる大夫を公と稱す、「論語」にも葉公問レ政子曰近者説遠者來、とあり、孔安國の注に、葉公名諸梁、楚大夫食二采於葉一僭稱レ公とあり、【仲尼】孔子の字なり、【舊者新之】新之とは、舊者を視ること新者を視るが如くして厭ひ倦むことを爲さずと、孫注に解せり、諸葛蠡は舊俗を一新にするを言ふとなせり、又書の金縢に親迎を新迎に作れるが如く新は親と通ずれば、是れ遠き者は之を懷け、近づけ、舊き者は、更に益、親むを云ふと解する者もあり、今其の説を用ふ、但し新を字の如く解するも亦通ず、【問所以爲之若之何也】問の上に當さに當の字あるべし、然らざれば上下の葉公子高未レ得二其問一也の句通じ難し、

子墨子謂二魯陽文君一曰、大國之攻二小國一、譬猶二童子之爲一レ馬也、童子之爲レ馬、足用而勞、今大國之攻二小國一也、攻者農夫不レ得レ耕、婦人不レ得レ織、以レ守爲レ事、攻レ人者、亦農夫不レ得レ耕、婦人不レ得レ織、以レ攻爲レ事、故大國之攻二小國一也、譬猶二童子之爲一レ馬也、

【大意】戰爭の勞多くして功少きことを言ふ、亦非

みて隋侯に奉げ以て其の恩を報せし事、淮南子覽冥訓の高注に見ゆ、【三棘六異】天子の寶器たる九鼎のことなり、棘は翮と同く、異は翼と同じ、翼は鉞と同じ、爾雅の釋器に、附耳外謂之鉞とあり、鼎耳の近旁にありて翼となる者なり、翮は其内容空虛なる鼎足なり、史記の楚世家にも、居三代之傳器吞三翮六翼以高世主とあり、索隱に三翮六翼亦謂九鼎也と云へり、又漢書の郊祀志にも鑄九鼎其空足曰鬲以象三德とあり、

葉公子高問政於仲尼曰、善爲政者、若之何、仲尼對曰、善爲政者、遠者近之、而舊者新之、子墨子聞之曰、葉公子高未得其問也、仲尼亦未得其所以對也、葉公子高、豈不知善爲政者之遠者近之、而舊者新是哉、問所以爲之若之何也、不以人之所不智告人、以所智告之、故葉公子高未得其問也、仲尼亦未得其所以對也、

【大意】葉公と仲尼との共に問答の失あるを擧げ、以て政事を論ずるは空理を避けて實行の方法に注意すべきことを言ふ、

【通釋】楚の大夫に葉公子高と云ふ者あり、政の爲方を孔子に問うて曰く、善く政を爲す者は、政事を如何に取り扱へることとなるやと、孔子對へて曰く、貴問の如く善く政を爲す者は、其の民に臨むや遠方の人は之を仁德を以て懷け近づかしめ、舊く從ひ居る者は厭倦して疎略にすることなく、新き人を待遇するが如く、萬事に注意し鄭重になす者なりと、後ち子墨子此の話を傳聞して曰く、此の問ひと云ひ答と云ひ、葉公子高は未だ其の問ひ方を得ず、孔子も亦其の對

以利民也、而義可以利人、故曰、義、天下之良寶也、

【大意】此れ如何なる貴重品と雖へども、人に利益を與ふる者にあらざれば、眞實の寶にあらざることを言ひ、惟だ義は人に利益を與ふること莫大なれば、眞實の寶となすべきを言ふ、

【通釋】子墨子天下の寶たる物は何になるかを論じて曰く、世に名高き和氏の璧、隋侯の珠、又は三棘とか六異とか名づくる玉は、此れ諸侯の間にて謂ゆる良寶なり、去れども吾試に問はん、此等の寶は果して以て國家を富裕にし人民を衆多にし刑政を治め整へ社稷を安寧ならしむ可き乎、答へて曰く不可と、さらば謂ゆる良寶を良寶として貴重することは、何の爲めぞと云はんに、彼の良寶は以て人民に利益を予ふ可きが爲めなり、而も今や和氏の璧隋侯の珠三棘六異の寶は、以て人民に利益を予ふ可からずとなさば、是れぞ此等の物は天下の良寶にあらざるなり、去らば何に物か果して天下の良寶なるかと云はんに、今や義理を用ひて政事を國家に向うて爲すときは前に述べし希望の如く、人民は必らず多く、刑政は必らず治り、社稷は必らず安らかなることとなり、前に謂はゆる良寶を貴重することは、以て人民に利益を與ふべきが爲めなりと云ひしが、誠に以上の如くんば義は以て天下の人を利益すべし、故に曰く義は天下の良寶なりと、吾等の義を貴ぶことは、是れが爲めなり、

【解義】【和氏之璧】寶玉の名なり、楚人に和氏と云ふ者あり、玉璞(玉の石中に在る者)を楚山の下に得て、之を厲王に獻ず、王玉人(玉工)をして之を相せしめしに、石なりと曰へり、王は和を以て誑かすとなし、其の左足を刖る、後ち武王の世に和又其の璞を奉りしに、玉人又石なりと曰へるを以て、王又和を以て誑かすとなし、其の右足を刖る、文王位に卽くに及んで、和乃ち其の璞を抱いて楚山の下に哭す、王乃ち玉人をして其の璞を理めしに、果して寶玉を得たり、遂に命じて和氏之璧と曰ふ、此の事「韓非子」の和氏篇に見ゆ「淮南子」覽玄訓の高注には、和氏の獻ずる所の玉を楚武王文王成王となせり、【隋侯之珠】隋侯は隋國の君なり、隋侯大蛇の傷斷せらるゝを見て、藥を以て之に傅しに、後ち江中に於て、蛇は大珠を口に銜

【大意】　先王を譽むるは現世を維持せんが爲めにして、徒に古人崇拜の意より出づるに非ざることを言ふ、

【通釋】　巫馬子又子墨子が常に先王の言行を引證して事を論ずるを見て、子墨子に謂うて曰く、今世の偉き人を捨て置きて先王を譽め、何事も古人を崇拜するは是れぞ死せし人を慕はしとて、槁れて肉落ちたる骸骨を立派なるとか偉き物とかと譽むる道理にて、之を譬へば匠人の智識と同じきなり、今匠人は唯、既に枯れたる木の良否は知れども、現に生きたる木の事は知らず、今子等の徒に古人のみを知りて、今人を知らざるは、何ぞ之と異ならんやと、子墨子曰く然らず、天下の人民が斯世に生存する所以は、先王が立て定められたる道を以て之に敎へ、風俗人心を維持し政刑法令を布き行へばなり、左すれば今や先王を譽むるは、是れぞ天下人民の斯世に生存する所以の本を譽むる道理なり、もと譽むべきことは譽め、誹るべきことは誹るが公理公道なり、然るに今や先王の事は當さに譽むべきに而も譽めざるときは、公平無私にして愛情に富める仁にあらざるなり、されば今吾等が先王を譽むることは、彼の匠人が既に枯れし木を譽めて生きたる木を省みざるとは、其の比較の標準を豈に同一になすべけんや、

【解義】　【是譽槁骨】槁は枯と同じ、【譬猶匠人】匠人は工匠なり、【智槁木也】智は知と同じ、

子墨子曰、和氏之璧、隋侯之珠、三棘六異、此諸侯之所謂良寶也、可以富國家衆人民治刑政安社稷乎、曰、不可、所謂貴良寶者、爲其可以利也、而和氏之璧、隋侯之珠、三棘六異、不可以利人、是非天下之良寶也、今用義爲政於國家、人民必衆、刑政必治、社稷必安、所爲貴良寶者、可

則稱於湯文、行則譬於狗豨、傷矣哉、

【大意】君子の無鬪を說きて、儒者の相爭ふことあるを譏る、亦非儒篇の意なり、

【通釋】孔子の門人卜子夏の徒弟あり、子墨子に問うて曰く、鬪は相爭ふに起れり、人誰か爭ふことなからんや、されば君子も時と場合によりて、人と鬪ふことありやと、子墨子曰く、君子は物と爭はざれば、絕對的に人と鬪ふことなし、子夏の徒弟は曰く狗や豕は獸類にて、其の智力固より人に及ぶべくもあらず、それすらも物を爭ひ鬪ふことあり、況や人類中の優者たる士君子ともあらう者が、鬪ふこと無くして、何に事も劣敗を甘んずる道理あらんやと、子墨子曰く、さても傷しいかな、人は斯までに卑屈なる者にや、今彼の儒者を見られよ、其の唱ふる言論は、古しへの聖人般湯周文の事を稱して、堂堂正正たるに拘らず、彼の行狀は物の譬へ樣もあれ、何に事ぞや、無知無德の獸類たる狗豨に譬へて、狗豨が行ふ故に、吾も負けず劣らず之を行はんとの心掛けこそ、實に淺ましくも傷ましきかなと、

【解義】【子夏之徒】子夏は孔子の弟子なり、姓は卜、名は商と曰ふ、徒は門人若くは一流の人を言ふ、子夏文學を以て著はれ、魏の文侯の師となり、門人尤も衆し、「荀子」の非十二篇に、其の徒を譏りて正其衣冠齊其顏色嗛然而終日不言是子夏氏之賤儒也とあり去れば今此所にある其の徒も蓋し外觀を飾りて威儀を粧へる一人なるべし、【狗豨猶有鬪】豨は豬なり、「ヰノコ」と訓ず、

巫馬子謂子墨子曰、舍今之人、而譽先王、是譽槁骨也、譬若匠人然、智槁木也、而不智生木、子墨子曰、天下之所以生者、以先王之道教也、今譽先王、是譽天下之所以生也、可譽而不譽、非仁也

事者、子墨子曰、然則是子亦貴有狂疾也、

【大意】義は人道の當に爲すべき者なるを以て爲すなり、報酬の如何によりて決すべきにあらざるを言ふ、

【通釋】巫馬子嘗て子墨子に謂うて曰く、子は夙に兼愛を唱へて義を爲せるが、吾は人が汝を助けしことを見ず、又鬼神が汝に福を授けて富ませしことを見ず、乃ち義を爲せばとて別段の利益なきに、子は義を爲すことを好めるは、是れ常識にあらず、亦一種の狂疾ありと、子墨子因りて之に問うて曰く、今子をして此所に二人の臣あらしめんに、其の一人は主人たる子を見るときは、精を出だして仕事をなし、子を見ざるときは怠りて仕事をなさず、亦其の一人は子を見るときも仕事をなし、子を見ざるも仕事をなさんには、子は此の二臣に向うて孰れを貴ぶかと、巫馬子答へて曰く、其れは云ふまでもなく、我は二臣の内にて、我を見るときも仕事をなし我を見ざるも仕事をなす蔭日向なく働く者を貴ばんと、子墨子乃ち曰く、それ見られよ、それならば是れぞ子も矢張り狂疾ある者を貴べるなり、

【解義】【巫馬子】已に前に見ゆ、【人不見而助】而は汝なり「ナンヂ」と訓ず、是れ吾は人が汝を助けしを見ずとの意味なれば、もと不見人助而と書すべきを、例の倒字法を用ひて、本文の如く書せしなり、下句亦同じ、【今子有二臣】臣は家臣とて、大夫に仕ふる者なり、【是子亦貴有狂疾也】巫馬子曩に墨子が人鬼の助くると否とに拘らず、獨り義を爲すを以て狂疾ありとせるが故に、墨子も巫馬子が其の臣の主人の見ると見ざるとに拘らず、己が爲すべき務めを忠實に行へることを貴ぶを以て、亦狂疾ある人を貴ぶ者とせるなり、乃ち彼の我を譏る語を以て、我亦彼を誨へしなり、

子夏之徒問於子墨子曰、君子有鬬乎、子墨子曰、君子無鬬、子夏之徒曰、狗豨猶有鬬、惡有士而無鬬矣、子墨子曰、傷矣哉、言

【解義】【游耕柱子於楚】墨子が紹介して楚國に耕柱子を差し向け仕かへしむるなり、畢注に游謂游揚其名而使之仕とあり、【食之三升】三升は量の數なり、物徂徠の「度量衡考」に依れば、墨子時代の一升は、大約今の八勺九撮有奇に當れり、此所に三升とあるは、蓋し毎食の量數を謂ふなり、「莊子」の天下篇に宋鈃尹文の力行にして少食なることを說いて、請欲固置五升之飯足矣先生恐不得飽弟子雖飢不忘天下とあり、今此の量數は叉彼より少きこと二升なれば、二三子の空腹を飽かしむるに足らざるや推して知るべし、【復於子墨子】復は復命の復にして、報告することなり、【未可智】智は知と同じ、【而遺十金】黃金一斤を一金となす、畢沅は十金は多數の金にもあらざれば、千金の誤ならんと云へるを、兪曲園は「戰國策」齊策に乃使操十金とあるを、高注に二十兩爲一金と云へるを據とし、十金は二百兩なれば、平生儉素を崇べる墨子に、其の弟子より十金を餽遺することは、豐祐ならずとせずと駁正せり、當時墨子の世にありては、十金も亦大金なれば、此所の十を千に改めずして可なり、【後生不敢死】後生は師を先生と稱するに對して、弟子自から稱して云へる辭なり、已に非儒下篇に見ゆ、不敢死とは、後生は先生の後に存して其の道を守らんが爲めに、敢て死せざるを言ふ、又一說に後生は前途長ければ、貧苦は厭ふべきにあらず、故に某には今差し當りて金を要せずとの意なりと云へり、二說倶に通ず、畢注に稱不敢死者、猶古人書疏稱死罪常文とあるは謬れり、

巫馬子謂子墨子曰、子之爲義也、人不見而助、鬼不見而富、而子爲之、有狂疾、子墨子曰、今使子有二臣於此、其一人者、見子從事、不見子則不從事、其一人者、見子亦從事、不見子亦從事、子誰貴於此二人、巫馬子曰、我貴其見我亦從事不見我亦從

意は之に反すればなり、

【解義】【巫馬子】巫馬は姓なり、子は男子の通稱なり、其の名未詳、【今有燎者於此】燎は放火なり、【一人摻火】摻は操と同じ、

子墨子游耕柱子於楚、二三子過之、食之三升、客之不厚、二三子復於子墨子曰、耕柱子處楚無益矣、二三子過之食之三升、客之不厚、子墨子曰、未可智也、毋幾何而遺十金於子墨子曰、後生不敢死、有十金於此、願夫子之用也、子墨子曰、果未可智也、

【大意】自から非薄倹約にして道の爲めに忠實なるべきことを言ふ、

【通釋】子墨子嘗て耕柱子をして楚國に游びて仕官をなさしむ、耕柱子の同學の友即ち墨子の弟子なる二三人は、耕柱子の處へ過ぎりしに、耕柱子は此の二三子に僅に三升の飯を食はしめ、之を賓客として取扱ふこと厚からず、二三子還りて子墨子に告げて曰く、耕柱子は我が夫子の尊命によりて楚に居れども其の益はなけん、我れ我れ同志二三人、彼が所に立ち寄りしに、僅に之に三升の飯を食はしむるのみ、之を賓客として取り扱ふこと厚からず、是れ全く耕柱子の無能なる證なりと、子墨子は二三子を喩して曰く、姑く之を俟てよ、耕柱子の楚國に居ることの無益なるか、否かは未だ知るべからずと、果して幾何もなくして、耕柱子より十金を子墨子の手許に寄せ贈りて曰く、後生の某共は、必らず夫子の道を繼ぎて敢て輕しくは死せざらんと思ふなり、今此所に十金の儲あり、謹んで奉呈す、願くは夫子之を用ひ給はんことをと、子墨子之を見て曰く、果して吾の前言の如し、彼の楚に居ることは無益なるか否かは未だ知るべからず、吾は思ふに彼は必らず益あることならんと、

下、未云利也、我不愛天下、未云賊也、功皆未至、子何獨自是而非我哉、子墨子曰、今有燎者於此、一人奉水將灌之、一人摻火將益之、功皆未至、子何貴於二人、巫馬子曰、我是彼奉水者之義、而非夫摻火者之意、子墨子曰、吾亦是吾意、而非子之意也、

【大意】兼愛を以て志となすときは、縱ひ盡く行ふ能はざるも、亦自然に多少の利益あるを言ふ、

【通釋】巫馬子と云ふ人あり、子墨子に謂うて曰く、子は人を兼愛することを主張すれども、天下の人未だ其れが爲めに利を受くることあらず、我は人を愛せざるも、天下の人亦未だ其れが爲めに賊はるゝことあらず、是れ子と我と其の功並に至らざればなり、然さすれば兼愛と云ひ不愛と云ふも、倶に空言なり、然るに子は何んぞ獨り自から己を是として我を非とするやと、子墨子曰く然らず、譬へば今や此所に火を放つ者あらんに、或る一人は水を捧げて將に之に灌ぎて消さんとし、亦或る一人は態々火を操りて、將さに之が勢を益し強くせんとす、されども此の二人共に其功並に至らずして、火が爲めに消えもせず、亦爲めに益しもせざるときは、子は何れか此の二人の中に於て貴ばんとするか、巫馬子曰く水を捧げて將に之に灌がんとする者は、其の力は未だ及ばざるも、其の意は人の禍を救はんと欲する者なり、火を操りて將さに之を益さんとする者は、其の意人の禍を救はざるのみならず、又將さに其の禍あることを樂み願ふ者なり、我は彼の水を捧げて灌がんとする者の意を尤もとして、彼の火を操りて益さんとする者の意を尤もならずとして黜けん、子墨子曰く、乃ち其の道理と同じき次第なり、吾も亦吾が兼愛の意を尤もとし、子が不愛の意を尤もならずとせん、乃ち兼愛せんと思へる意は人を救ふにありて、兼愛せざらんと思ふ

猶是也、能談辯者談辯、能說書者說書、能從事者從事、然後義事成也、

【大意】此れ義は、各其事物を利くすることなるを言ふ、經篇に義利也とあり、參攷すべし、

【通釋】治徒娛と縣子碩と共に墨子の弟子なるが、師の墨子に問うて曰く、全體義をなすことは、如何なるを大なる務めとなすかと、子墨子は答へて曰く、義とは物事各其の宜きを得るやうになすことを、最も大なる務めとなす、今之を譬ふれば、牆を築くが如きなり、今牆を築くには、能く大築を操り地固めをなす者は築を操りて地固めをなし、能く畚を負うて土壤を實つる者は土壤を實つるに從事し、能く器械を以て測量する者は測量をなし、右の如くに各其の所長の事をなし、然る後ちに牆は成就するなり、今義を爲すと猶ほ是の如し、能く談辯する者は談辯をなし、能く書籍の義理を說く者は書籍の義理を說き、能く仕事をなす者は仕事をなし、各其の所長の事をなし、然る後ちに義の事は成就するなり、即ち義とは衆善を集めて各其の宜しき發達を遂ぐるを義となすと承知すべきなり、

【解義】【治徒娛】墨子の弟子縣は姓子碩は名なり、孫注に「呂氏春秋」の尊師篇に高何縣子石齊國之暴者指於鄉曲學於子墨子とあるは、即ち此の縣子碩なりと云へり、石は碩と同じ、【能築者築】築は土を擣きて固める器なり、「集韻」に杵の鑄ある者とあり、「呂氏春秋」の不屈篇に今之城者或操大築乎城上とあり、此所の能築者とは能く大築を操くる人を言ふなり、【能實壤者】壤は土の塊なき者なり、「呂氏春秋」に或負畚而赴乎城下とあり、此所の能實壤者とは、能く土壤を畚に容れて運ぶ人を言ふなり、【能欣者欣】欣は晞と同じ、晞は望なり、「ノゾム」と訓ず、「呂氏春秋」に、或は操表掇以善晞望とあり、即ち表器を操りて測量することにて、此所の能欣者欣とは、即ち能く測量する者は測量をなすことなり、

巫馬子謂子墨子曰、子兼愛天

事を載せり、此所の嶄雉も、亦此と同じきことならんと孫注は云へり、【白若之龜】白若は梁の「江淹集」の銅劔讃叙に據れば、昔夏后氏使九牧貢金鑄九鼎於荊山之下、於昆吾氏之墟白若甘撥之地とあり、土地の名なるに似たり、但未だ今の何れの地にあるを詳らかにせず、【曰鼎成四足而方】曰とは啓が益をして神龜に告げしむる辭なり、通常の鼎は三足ありて圓形なり、此の鼎は四足ありて方形なれば、四足而方と云へり、四足を舊本は多く三足に作る、王念孫は「博古圖」に載する商周の鼎四足甚だ多きを以て、「藝文類聚」「廣川書跋」「玉海」に墨子を引きて、四足に作くるを證とし、王引之も亦「左傳」に莒之二方鼎とあるを、服虔が注に鼎三足者圓四足者方と云へるを引きて、四足に作くるを以て可となせり、今之に從ふ、【不炊而自烹】炊は爨なり、「カシグ」と訓ず、以下三句は、共に鼎の神靈なることを云ふ、孫注に王充の「論衡」儒增篇に世俗傳周鼎不爨自沸不投物物自出と云へる漢時の俗語は、蓋し此より出でしならんとあり、【上鄉】上は尙と同じ、鄉は饗と同じ、即ち尙饗と同く今の祭文の末に、尙はくは饗けよと云へると同義にて祭りの詞なり、【又言兆之由】由は繇と通ず、兆は龜の甲を灼きうらに見はれたる形象を兆と云ふ、「ウラカタ」と訓ず、繇は其のうらかたの義を述ぶる辭なり、【曰饗矣】上文に尙饗と告ぐるに對して、此所には饗矣と云はれたり、【逢逢白雲】逢々は盛なる貌、【一東一西】西の字、古は駪駪征夫の駪と同音に讀みて、雲の字と同韻たりと、王引之は云へり、【九鼎既成】九鼎の鑄造は「漢書」郊祀志には禹收九牧之金鑄九鼎象九州皆嘗鬺亨上帝鬼神、其空足曰鬲、以象三德饗承天祜と見え、以て禹の時の事とせり、墨子は啓の時となせり、此れ各傳聞の異なり、【遷於三國】三國は下に見ゆ、國は北と共に一韻とす、【與其桀相】桀は傑と通ず、俊傑なる宰相なり、【豈能智數百歲】智は知と同じ、知ることなり、

治徒娛、縣子碩問於子墨子曰、爲義、孰爲大務、子墨子曰、譬若築牆然、能築者築、能實壤者實壤、能欣者欣、然後牆成也、爲義

り、其の狀は四足ありて方形なり、形狀已に此の如く常鼎と殊なれば、願くは神助に賴りて、此の新鼎は下より炊かざるも中にて自然に物を烹て、用ひ畢はれば手にて擧げざるも自然に置き場所に收り藏れ、遷し運ばざるも自然に必要の處に行かんことを、今此鼎を以て供物を具へ、上帝鬼神を昆吾の墟に於て祭る、冀くは饗けよと、已にして龜兆は其の意を繇辭に見はして曰く、上帝鬼神は其の祭を饗けたり、逢々として盛なる白雲、一は南より一は北より一は西より一は東より、即ち四方より來り聚れり、是れ其の祭りを饗けられし證なり、此の九鼎既に成れる後は、三國に轉じ遷らん、即ち現代の夏后氏之を失ひて、殷人之を受け、殷人之を失うて、周人之を受くることとならんと、其の後果して夏后氏殷周三國の相受けて傳ふること、茲に數百歲になりぬ、若し聖人をして其の良臣と其の英傑の宰相とを聚め、衆智を凝らして之を謀らしむるとも、豈に能く豫め此の如く數百歲の後に至るまでの事を知らんや、而も鬼神は獨り之を知れり、是の故に曰く鬼神が聖人より明智なることは、宛かも人の聰耳明目なる者と、聾にして耳遠く瞽にして目見えざる者との差別あるが如く、固より同日に談ずべきにあらずと、

【解義】【巫馬子】巫馬は姓なり、子は男子の通稱、其の名詳かならず、蓋し墨子の弟子なり、【夏后開】夏は夏國にして、后は君なり、開は其の名にして、一に啓に作る、禹王の子なり、もと夏后啓に作れるを、西漢の時、景帝の諱を避けて開に改め作りしなり、【使蜚廉折金於山川】蜚廉は人の名なり、殷の紂王の臣に同名の者あり、既に本書に見ゆ、此れは夏の世の者にして、殷の蜚廉とは別人なり、折金は擿金と同じ、擿は動發すること、金を山中より發掘することなり、山川とあるは、川は山に附帶して云へるに過ぎず、【而陶鑄之於昆吾】陶鑄は鑄造すること、陶の字は亦附帶して云へるのみ、昆吾は國の名にして、今の直隸省大名府開州の西南、即ち其の地なりと云ふ、【是使益斮雉】是は於と同じ、一本に若に作る、若も是の字と古代同義に用ふ、益は人の名、謂ゆる伯益即ち禹の時より仕へし大臣なり、斮は殺なり、斮雉は雉を殺すこと、「史記」の龜策傳に、宋の元王神龜を得、白雉及び驪牛を刑し、血を以て龜に壇の中央に於て灑ぎし

瞽也、昔者夏后開使蜚廉折金於山川、而陶鑄之於昆吾、是使益斮雉、已卜於白若之龜、龜曰、鼎成四足而方、不炊而自烹、不擧而自臧、不遷而自行、以祭於昆吾之墟、上鄕巳、乙又言兆之由曰、饗矣、逢逢白雲、一東一西一南一北、九鼎既成、遷於三國、夏后氏失之、殷人受之、殷人失之、周人受之、夏后殷周之相受也、數百歳矣、使聖人聚其良臣與其桀相而謀、豈能智數百歳之後哉、而鬼神智之、是故曰、鬼神之明智於聖人也、猶聰耳明目之與聾瞽也、

【大意】　鬼神は人より明智なることを言ふ、蓋し明鬼篇の餘意なり、

【通釋】　巫馬子と云へる人、子墨子に謂うて曰く、鬼神は至りて明智なりと聞きしが、全體に聖人の明智なると孰れか優れるかと、子墨子曰く、此れは同日の論にあらず、鬼神が聖人より明智なることは、譬へば聽き耳の人明らかなる目の人と、耳の遠き聾、目の見えぬ瞽と比較して、孰れか能く聽き能く視るやと云ふが如し、到底話に乘らぬことなり、昔し夏の天子にて名は開と云へる王は、其の臣の蜚廉と云へる人に命じて、金を山川の中より採取せしめて、之を昆吾と云へる地に於て鑄鎔して鼎を作らしむ、是の時又、益と云へる人をして雉を殺し、其の血を取り以て、白若と云へる地に棲める龜に灌ぎ其の吉凶をとはしめしに、其の時鬼神に告ぐる辭に曰く、今回鼎を鑄て成せ

墨子曰、我亦以子爲足責、

【大意】俊秀の士を敎訓するは有爲の材たらしめんが爲めに隨うて嚴深なるを言ふ、

【通釋】子墨子或る時、弟子の耕柱子と云へる人を怒りて責むることあり、其の時に耕柱子は自から己が拙き才能なるかを疑うて曰く、我は到底他人より愈ることなき者なる乎、然らざれば何を以て先生に斯の如く怒りを蒙れるかと、子墨子因りて之を諭して曰く、我將に大行の山路に上らんとし、驥の名馬と牛とを車に駕して引かしめんとす、若し其の時に子は將に何れの方を驅りて使はんとするや、耕柱子對へて曰く、兩者の中にて撰擇すれば、將に驥を驅り使はんとす、子墨子曰く、兩者共に動物なるに、何の故に獨り驥を驅らんとするか、耕柱子曰く、牛は遲鈍なれども驥は駿足にして、以て遠途難路を責めて行かしむるに足ればなり、子墨子曰く、其の道理を了解し居れば我が獨り子を嚴重にして怒れるは、豈に其の故を知り難からんや、我も亦子なれば以て十分なる遣り方を責めて行はしむるに足れりと爲せばこそ、前の如く仕向けしなり、若し子が凡庸の人なれば最初より彼の牛と同く駄目と覺ゆれば敢て嚴重に仕向くることはなさゞるなり、

【解義】【耕柱子】墨子の弟子、【我毋兪於人乎】兪は愈と古字相通ず、愈は勝なり、【我將上大行】大は太と同じ、音「タイ」、大行は山の名、今の河南懷慶府の城北にあり、亦羊腸坂とも名づく、【駕驥與牛】駕は馬を車轅の中に入れ取して車を行ること、「ノル」又は「アツカフ」と訓ず、驥は駿足の馬なり、俗に千里の馬と稱す、是れ驥と牛とを竝べて何れかの一方を駕せんかと擬するなり、【子將誰敺】敺は驅と同じ、古文敺に作る、【以驥足責】責は先方に向ひ任務として請求すること、是れ大行山に上ることは、驥の能力なれば其の任務とし之を求むるに堪ふるを言ふ、

巫馬子謂子墨子曰、鬼神孰與聖人明智、子墨子曰、鬼神之明智於聖人、猶聰耳明目之與聾

辯學は亦必らず論理學先聲の一大家たるを失はざる者ならん、蓋し墨子に稍ゝ後れて希臘にアリストテレース氏あり、論理學を以て著はる、然れども後世より觀れば其の法亦遺漏なきにあらず、墨子の後二千有餘年ヘルバルト氏獨逸に出で論理學大宗を以て推稱せらる、而して其の論法墨子と相似たる者頗る多し、設ひ嚮きに我が東洋に於て墨辯祖述の豪傑ありて能く其の罅漏を補苴して完成を期せしめば、世界學術史上吾未だ其の論理學に於て異彩の奕々たるを放つ者東西兩球に在りて孰か先きにして且つ大なるを知らざるなり、墨子の論理學其の自から演證して天下後世に詔ぐる者墨子書中に見はるゝこと少からずと雖へども、經經說大取の諸篇頗る見るべき者あり而して本篇に在りては後段の文あり讀者善く玩索して、其の意の存する所を發明する者あらば、亦必らず能く古今を稽徵し彼我を參驗し以て是非の分同異の處を明かにするに於て裨益することあらん、

耕柱第四十六

本篇は、墨子が弟子並に時人と問答の語を錄せし者にして、次第順序に意義あるにあらず、隨つて主旨の何れに存すると云ふこともなし、去れども墨門師弟の敎方並に其學に關する諸說の一斑を說述しあれば、亦以て墨學研究者の參考の資となすに足れり、其の耕柱を以て篇名とせしは、篇首に耕柱子の事を載せるを以てなり、「論語」に公冶長顏淵子路子張の諸篇あり、孟子に公孫丑萬章の諸篇あると同例なり、全く篇首に見はるゝ人名を取りて、題目となせしに過ぎず、

子墨子怒耕柱子、耕柱子曰、我毋俞於人乎、子墨子曰、我將上大行、駕驥與羊、子將誰敺、耕柱子曰、將敺驥也、子墨子曰、何故敺驥也、耕柱子曰、驥足以責、子

は皆黃帝の子孫也と云へるは全稱命題なり、蓋し其の主位たる凡の字は、全支那人を包擧して遺すことなし、又或人某人、此人、彼人は黃帝の子孫也と云へるは、特稱命題たり、包擧する所の者盡さゞるなり、此れ或人の外、其の餘人は黃帝の子孫たると否とは、未だ嘗て言明せざればなり、論理學に在りて此の法式は最も忽にすべからざる節目なり、其の謂はゆる假とは、豈に假言命題にあらずや、例へば假りに今日支那をして墨子あらしめば支那救ふべし（第一段）今墨子あると否と未だ知るべからず（第二段）故に支那の前途は決し難きなり（第三段）と云へるが如し、假とは現在實事を指して云ふこと能はず故に墨子は自釋して今不然と云はれしなり、謂はゆる效とは、殆んど法式の義を含むにあらざるか、即ち論理學三段論法に云へる格に相當す、苟も格に中らざるときは、其の論法は永く成立することを得ざるなり、謂ゆる辟とは、譬喩にして、豈に論理學上の立證にあらずや、謂はゆる侔とは即ち比較の義にして、是れ論理學の最要とする所なり、何となれば比較なきときは、論理學は成立する能はざればなり、謂はゆる援は其義未だ分明なること能はざれども、或は積疊式の三段論法に近からざるか、例へば「動物は有機體なり、四足獸は動物なり、馬は四足獸なり、此の物は馬なり故に此物は有機體なり」と云ふが如く、凡そ數段を積疊し段々相引援して斷案を成す者にあらざるか、謂はゆる推とは推論の謂にして、論理學は本と推論の學なれば、推を以て本學中第一要件となすは、復た言を待たざるなり、以上の說は淸の梁啓超嘗て墨子の論理學と題して說きし所（梁氏の著飮冰室讀書錄に載す）なるが、今之を仔細に點檢するときは、其の果して能く近世論理學と適合するや否やは、尙猶研究の餘地なきにあらずと雖へども、墨子が當時支那諸子中に在りて、名學辯說に心を留めしことは、既に予が序說に於て述べしが如く、後世特に墨辯の稱あるを觀るも、亦以て推知すべく、而して其の說の一轉して惠施公孫龍等の戰國詭辯派となりしは、亦既に序說に之を述べしが如し、蓋し之を要するに墨子の論理學說は學術進步せる後世の其の學の如く組織構造の完全なることを期する能はずと雖ども他日東西の學に精通する者ありて、世界學術史を編成する時は墨子の

り、而して斷案を下だす時には、恒に故てふ文辭を用ひて之を出だす、故に墨子は說以出故と云はれたり、即ち今試に一例を設けて云はんに、墨子は支那人なりと云ふが如きは、墨子と支那人とは是れ兩名詞にして謂はゆる以名擧實也、「ハ」と「ナリ」とは、是れ兩名詞を連續して一命題となせる者にして、謂はゆる以辭抒意なり論理學は三段論法あり、其の第一段を大前提と曰ひ、第二段を小前提と曰ふ、例へば「道行ありて能く人を救ふ者は聖人なり」と云ふが如きは、此れ大前提とす、之に繼ぎて墨子は道行ありて能く人を救ふ者なりと云ふが如きは、此れ小前提とす、墨子の云はゆる說とは即ち寧ろ此の前提に屬すべきか、是に於て兩名詞より一命題を構成し、兩命題を擧げて大小前提を爲すときは、次ぎの「道行ありて能く人を救ふ者は聖人なり墨子は道行ありて能く人を救ふ者なり故に墨子は聖人なり」との斷案は出づるなり、右の如くにして論理學の三段論法は始めて成るを告ぐる也是謂はゆる說以出故なり彼の以類取以類予に至りては、殆んど論理學の媒詞に近し、論理學の三段論法、凡そ三名詞を含む、其の斷案の主位名詞亦一に小詞とも云ふ、斷案の賓位名詞亦一に大詞とも云ふ、其の斷案中に見はれざる名詞を媒詞と云ふ、一に中間名詞とも云ふ、例へば凡そ支那人は皆亞洲人なり、墨子は支那人なり、故に墨子は亞洲人なりと云ふが如きは、墨子を小詞となし、亞洲人を大詞となし、中國人を媒詞となす、媒詞の大前提と小前提の間に在る者を墨子は以て取となし、小前提と斷案の間に在る者を以て予となす、乃ち其の各ゝ中間に介立して、双方の意を通達して論辯を成すを以て、取と云ひ、予と云ふ所以なるか、是に由りて之を觀れば、墨子が論理的思想の當時に於て如何に發達せしかは、蓋し今日に在りても想像するに難からざるを信ずるなり、且つ唯此のみならず、墨子又繼ぎて曰く、或也者不盡也假也者今不然也效者爲之法也所效者所以爲之法也故中效則是也不中效則非也辟也者擧他物而以明之也、侔也者比辭而俱行也、援也者子曰然、我奚獨不可以然也、推也者、以其所不取之同於其所取者予之也と今之を論理學法に對照せんに其の謂はゆる或とは豈に特稱命題にあらずや、論理學命題に全稱特稱の分あり、例へば凡そ支那人

校に據りて削る、【此乃是而不然者】舊本に然を殺に作る、今畢校蘇校等に從うて改む、【夫且讀書】夫且を舊本は且夫に作る、今孫校に依りて改む、【且鬭雞非鬭雞也】舊本に非の下の鬭の字なし今意を以て補ふ、【世相與共是之若若是且天非天也】舊本に世相與共是之の五字なし、今孫校に依りて補ふ、【此與同類】舊本に類の字なし、今畢校王校に據りて補ふ、【墨者有此而非之】舊本に而非の間罪の字あり、今蘇校に據りて訂す、【內膠而不解也】舊本に不の字なし、今王校に據りて補ふ、【不周愛因爲不愛人矣】舊本に不周の間に失の字あり、今俞校に依りて削る、【不待周乘馬】舊本に不の字なし、今王校に依りて補ふ、【而後爲不乘馬】舊本に爲の字なし今王校に依りて補ふ、馬の下に又、而後不乘馬の五字を衍す、今王校に依りて削る、【祭人之鬼】舊本に人の字なし、今王校に據りて補ふ、【之馬之眇】舊本に眇を盼に作る、今孫校に據りて改む、【非兩馬而四足也】舊本に此句の下に一馬馬也の四字あり、今王校に據りて削る、【馬或白者】舊本に白を自に作る、今畢校顧校に依りて改む、

總論

墨子が周代當時に於て論理思想に比較的豐富なりし事は、予既に本書の序說に述べしが、今本篇小取篇は其の尤も論理學的思想を具體に論說せし者なれば、聊か左に其の梗槩を解說せん、本篇は先づ起頭に於て夫辯者將以明是非之分、審治亂之紀、明同異之處、察名實之理、處利害、決嫌疑、焉摹略萬物之狀、論求羣言之比、以名舉實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予と開說して、論理學の定義をなしたり、墨子の云はゆる辯とは即ち今の論理學の謂にして、其の明是非之分より以下云云は辯即ち論理學の包含せる意義は如何なる者なるかを限定指說せし者にあらずや、而して又辯即ち論理學の功用を說きて、以名舉實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予と云はれたり、名とは論理學上の名詞、辭は命題也、說は前提なることは、別に解說を要せずして、已に較著明白なるにあらずや、而して其の謂はゆる實や意や故や是皆論理學上の斷案にあらずして何ぞや、凡そ論理學は必ず先づ名詞を指定し、兩名詞を合はして一命題を設け、兩命題を舉げて大小前提となし、然る後ちに斷案は出づる者なり、斷案は即ち墨子の云はゆる實なり意な

とはいはず、此の牛の毛が黄色なれば之を牛黄とはいへども、此の牛の毛が衆しとて之を牛が衆しとはいはず、一匹の馬も馬なれば二匹の馬も馬なり、而も馬は四足ありといふは、一匹にして四足あるなり、二匹にして四足あるにはあらず、されば一匹の馬も二匹の馬も同じく馬には相違なきも、其の足數には一匹と二匹とに大に相違あり、馬は白いのもあるといふ、或とは多くある中に於て何々もあるといふ意なれば、二匹の馬ある場合は或は白しともいひ得れども一匹の場合にありては或は白しとはいふべからず、これが一方は肯定にして一方は非定といふ者也、

【解義】【棘之實非棘也】棘の實を棗と謂ふ、故に非棘と曰ふなり、「詩經」の魏風に園有棘其實之食とあり、毛傳に棘棗也と解せり、「説文」の朿部に、棘小棗叢生者とあり、棗は「ナツメ」と訓ず、【之馬之目眇】之馬は是馬と同じ、眇は一目の小なる也、【則爲之馬眇】爲は謂と通ず、既に前に解す、下文皆謂に作る、亦其の證とすべし、【而不謂之馬大】「莊子」の天下篇の釋文に司馬彪が説を引きて狗之目眇謂之眇狗、狗之目大不曰之大狗、此乃一是一非とあるは、即ち此の文を踏襲して、馬を易へて狗と爲すと、孫注に云へり、

存異

【摹略萬物之狀】狀、舊本に然に作る、今兪校に據りて改む、【假也者效也者】舊本に俱に也の字なし、今上下の文に依りて補ふ、【援也者子曰然】舊本に子曰の二字倒す、今藤校に據りて改む、【辭侔之也】侔之を舊本に之侔に作る、今一本に據りて改む、【有所至而止】舊本に止を正に作る、今孫校に據りて改む、【其然也同】舊本に其然也の三字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、【其取之也有所以取之】舊本に所の字なし、今王校に據りて補ふ、【夫物或是而然】舊本に或の下に乃の字あり今意を以て削る、【或一是而一非也】舊本に一非の間に不是也不可常用也故言多方殊類異故則不可偏觀也非也の二十四字あり、今王校に據りて削る、【獲之親人也】舊本に親を視に作る、今王校に據りて改む、【入船非入木也】二の入の字舊本に俱に人に作る、今蘇校に依りて改む、【盜人也多盜非人也】舊本に盜人の下に人の字あり今孫校に據りて削る、【殺盜非殺人也無難矣】舊本に盜の下に人の字あり今孫校に據りて削る、難矣の間に舊本に盜無難の三字あり、今孫

人之病、非惡人也、人之鬼、非人也、兄之鬼兄也、祭人之鬼、非祭人也、祭兄之鬼、乃祭兄也、之馬之目眇、則爲之馬眇、之馬之目大、而不謂之馬大、之牛之毛黄則謂之牛黄、之牛之毛衆、不謂之牛衆、一馬馬也、二馬馬也、馬四足者、一馬而四足也、非兩馬而四足也、馬或白者、二馬而或白也、非一馬而或白、此乃一是而一非者也、

【大意】一是而一非の例を擧げて論ず、

【通釋】茲に人ありて或る國に住ひてありとせんか、之を指して國に居るといふ、住する所は實に國の一小部分のみなるに、なほ總括的に國といへり、之に似寄りたる事ながら、一軒の住宅を國の中に所有せりといふ場合には、宅は確に國の一部分をなせるものなるに、之を以て國を有せりとはいはず、桃の木に結びたる實は其の名もまた桃と稱せられ居れども、棘に結びたる實は棘とは稱せずして、棗と稱せり、桃の實と棘の實とは共に同一の關係にありながら、其の名づけられ方は大に異る、又人の病氣を見舞ふは人を見舞ふなり、此の理よりいへば人と病とは同じかるべきが如きも、人の病を惡むといふは、人を惡むといふ意にはあらず、人の死したる靈魂は人にはあらず、人といふ我等の概念と靈魂といふ概念とは決して同じからず、されど兄の精靈は設令死したりとも矢張り兄に相違なし、何となれば人の精靈を祭るは精靈を祭るものにして所謂人間を祭るには非ず、されど兄の靈を祭るは靈なりとも、猶ほ兄を祭るなり、此の馬の目が一目小さければ、之を馬が眇なりといふ、されど此の馬の目が大なりとてこれを馬が大

命篇に詳かなり、【非執有命】墨子一派は儒者の有命說を固執するを非とす、亦非命篇に詳かなり、此れ儒者の有命を說くは命にあらず、墨者の有命說を非とするも亦命にあらず、均く命にあらずとせば、畢竟儒者の說は無用無益にして信ずるに足らざることを言ふ、

愛人、待周愛人而後爲愛人、不愛人、不待周不愛人、不周愛、因爲不愛人矣、乘馬、不待周乘馬然後爲乘馬也、有乘於馬、因爲乘馬矣、逮至不乘馬、待周不乘馬、而後爲不乘馬、此一周而一不周者也、

【大意】一周而一不周の例を擧げて論ず、

【通釋】人を愛する事は、周く一切の人々を愛するを待つて、然る上にて人を愛すと爲す、一部分を愛したりとて全部を愛せざる限り、即ち愛が全部に行き渡らざる限りは人を愛すとは爲さず、されども人を愛せざる方は周く人を愛せざるを見屆くる迄待たず、苟も愛が行き渡らぬ所あれば、其の一點だけに因りて直ちに人を愛せずと爲す、是と同じく馬に乘るは悉くの馬に皆乘り終るを見屆けたる上にて馬に乘ると爲すには非ず、苟も馬に乘つたといふ事實あれば其の一事に由りて直ちに馬に乘りたりと爲す、馬に乘らずといふ方面となれば、一切の場合に於て馬に乘らざる事實を見屆けたる上にて馬に乘らずと爲す、此れは一方は周きを要し一方は周きを要せざる者なり、

【解義】【待周愛人】周愛は偏愛と云ふが如し、

居於國、則爲居國、有一宅於國、而不爲有國、桃之實桃也、棘之實非棘也、問人之病、問人也、惡

也、又試に例を更めて論ぜん、夫れ今將に書を讀まんとするは書を讀みたるにはあらず、讀まんとするは則ち未然、讀みたるは則ち既然なり、未然は既然にあらざるは論なし、されど書を讀むを好むは現に書を好むなり、將に雞を鬪はさんとするは、雞を鬪したるには非ず、されど雞を鬪はするを好むは雞を好むなり、且に人が井に入らんとするは人が井に入りたるにはあらず、人が將に井に入らむとするを止むるは井に入るを止めたるなり、將に門を出でんとするは門を出でたるにはあらず、されど將に門を出でんとするを止めたるは門を出づるを止めたるなり、此亦誠に分り切りたる問題にして世の人々は相與に共に之を肯定するなり、若し是を肯定するときは、將に夭死せんとするは夭死にはあらず、死するか愈ゆるかは未決のことなり、天壽の夭せしは夭死なり、彼の儒者の有命說を執りて、未だ知るべからざることを既に有りしが如く說くは、命にあらず、亦彼の有命說を固執するを非難することも、共に未だ知るべからざることを言ふ者なれば命にあらず、此の解決を爲すは別に難き事なきなり、然れども世には彼の問題あるときは、世間自から其の解決を否定せず、而も墨者の方に此の問題があるときは世は墨者の解決を否定す、是れは他の故あるにあらず、謂はゆる心の內は堅く固まりて心の外側は總ての口が閉ぢ塞がりて、他の道理を聽き入れる孔の無くなりたるか、若しくは心に道理を受け容るゝ空隙の餘地なくなりたるか、要するに心の內堅く凝り固まりて解けざるが爲めに、此の理を了解する能はざるなり、是れが乃ち前に云へる道理に於ては肯定すべきに有りながら而も然らざる者なり、

【解義】　【其弟美人也】美人は美容ある人なり、【無也故焉】也は他と同じ、【所謂內膠外閉與】謂一に爲に作る謂と通ず、膠は固なり、與は歟と同じ、舊本に下句に屬するは非なり、【心毋空乎】空は空隙なり、此所は心に餘地なく齷齪たることを謂ふ、一說に空は孔なり、列子の仲尼篇に文摯謂二龍叔一曰子心六孔流通一孔不レ達とありて、張注に舊說聖人心有二七孔一也とあるを引き無レ空とは即ち心無レ孔の謂にして、其の智なきを言ふなりと云へり、【夫且讀書】且は將と同じ、【有命非命也】有命を說くは、儒者の敎なること、已に非

空乎、內膠而不解也、此乃是而不然者也、

【大意】是而不然の例を擧げて論ず、

【通釋】下婢の親は人なり、されば下婢が其の親に事ふるは即ち人に事ふるなりといはるべきが如きも、人とは總合的名稱にして、親子兄弟より天地間のあらゆる人々を含めり、下婢は人の一部分たる其の親に事ふるのみ、所謂人に事ふるにはあらず、自分の弟は美人なり、されど唯天下の美人中の一人のみ、其の弟を愛するは所謂美人を愛するにはあらず、天下には愛せられざる美人なほ多し、車は其の實質より見れば誠に木なり、されど車とは既に一定の形に製作されたる者をいふ、一般的にいはゆる木とは未だ何等の製作を經ざるものをいふ、されば車に乘りたるは誠に車に乘りたるなり、木に乘りたるにはあらず、船も車と同じく其の質よりいへば正に木なり、されど船に入るは木に入るにはあらず、盜は惡を爲すと雖も亦人なり、禽獸にも蟲魚にもあらず、されど盜の多きは人の多きにあらず、盜なきは人なきにはあらず、是は怪しき事實なり、如何にして此の理を明にすべきか、例へば盜多きを惡むは人多きを惡むにはあらず、盜なきを欲するは人なきを欲するにはあらずと云ふと同じきなり、此の道理は分り切りたることにて、世間何れも相與に之を肯定せん、若し之を肯定する時は、それと同理にして、盜は成程人類の一なれども、盜を愛するは人を愛するにあらず、盜を愛せざるは人を愛せざるにあらず、盜を殺すは人を殺すにはあらず、乃ち人てふ總合名詞は、盜を包括すべきも、盜てふ名詞は、以て人類一切を包括するに足らざることは、今更に喋々を要せずして解決に難きことなし、然るに此の甲方の事と彼の乙方の事と同類の者あらんに、世に彼の乙方の事あれども、自から否定せざるに拘らず、墨者に於て、此の甲方の事あれば之を否定することがあるは、他の事故なきなり、全く謂はゆる其の心の內が閉ぢ塞がりて他の道理を聽き入れる孔がなくなりたるか、若しくは心に道理を受け入るゝ空隙の餘地なきか、要するに心の內堅く固まりて解けざるより生ずる也、此れが前に云へる道理に於ては肯定すべきに有りながら、而も然らざる者

獲之親人也、獲事其親、非事人也、其弟美人也、愛弟非愛美人也、車木也、乘車非乘木也、船木也、入船非入木也、盜人也、多盜非多人也、無盜非無人也、奚以明之、惡多盜非惡多人也、欲無盜非欲無人也、世相與共是之、若若是則雖盜人也、愛盜非愛人也不愛盜非不愛人也、殺盜非殺人也無難矣、此與彼同類世有彼而不自非也、墨者有此而非之無也故焉、所謂內膠外閉與、心毋空乎、內膠而不解也、此乃是而不然者也、夫且讀書、非讀書也、好讀書、好書也、且鬬雞非鬬雞也、好鬬雞好雞也、且入井、非入井也、止且入井、止入井也、且出門、非出門也、止且出門、止出門也、世相與共是之、若若是、且夭非夭也、壽夭、夭也、有命非命也、非執有命非命也、無難矣、此與彼同類、世有彼而不自非也、墨者有此、而衆非之、無也故焉、所謂內膠外閉與、心毋

一周而一不周、或一是而一非也、

【大意】事物の論に於て是非得失を窮はむるは、各、其の一部若くは半面のみを見て猝かに決し難きことを言ひ、以て辯辭其の法なかるべからざるを見めす、此れ其の總提とす、

【通釋】夫れ物事には、或はそれが道理にして肯定するもあり、或はそれが道理なれども肯定せざるもあり、或る者は周きを要し或る者は周きを要せぬもあり、片方は肯定にして片方は否定なるもあり、一樣には說き難し、請ふ以下例を擧げて詳說せん、

【解義】【夫物或是】上文に或也者不盡也とあり「周易」の乾文言に或之者疑之也とあり、【或一周】周は周偏の周にて「アマネシ」と訓ず、

白馬馬也、乘白馬乘馬也、驪馬馬也、乘驪馬乘馬也、獲人也、愛獲愛人也、臧人也、愛臧愛人也、此乃是而然者也、

【大意】是而然の例證を擧げて論ず、

【通釋】白き馬は白といふ限定詞はあれど、矢張り馬なり、されば白馬に乘るは馬に乘るなり、黑き馬は黑といふ限定詞はあれど、矢張り馬なり、されば黑き馬に乘るも馬に乘るなり、下婢は賤しき者なれども矢張り人なり、されば下婢を愛するは人を愛するなり、奴僕は賤者なれども矢張り人也、されば奴僕を愛するも人を愛するなり、此の如き者が乃ちそれにしてそれなる者なり、

【解義】【驪馬】眞黑の馬をいふ、「說文」に驪馬は深黑色とあり、【獲人也云云臧人也】臧獲は奴婢を賤めて呼ぶ名稱、方言に荊淮海岱雜齊之間罵奴曰臧罵婢曰獲齊之北鄙、燕之北郊、凡男而婿婢謂之臧、女而婦奴謂之獲、亡奴謂之臧、亡婢謂之獲、とあり、王逸が「楚詞」注には、臧は人の賤繫する所たり、獲は人の係得する所たる也とあり、或は臧は藏を守る者也、獲は禽を主る者なりとも云ふ、要するに古昔の奴隷賣買時代の名稱の遺れる者なり、【此乃】これがと强くいふ語、乃は其の音調重くるしきよりかく用ひらる、

其然也、有所以然也、其然也同、其所以然不必同、其取之也、有所以取之、其取之也同、其所以取之不必同、是故辟侔援推之辭、行而異、轉而危、遠而失、流而離本、則不可不審也、不可常用也、故言多方、殊類異故、則不可偏觀也、

【大意】辯論の辭に種類ありて、流弊亦多ければ、審察して濫用すべからざることを云ふ、

【通釋】子も然りとし我も然りとす、其の然りとするにつきては共に然りとする理由あり、而して其の然りとする點は共に同一なれども、其の然りとする理由は必ずしも同一ならず、又彼の之を取る上に就きても、其の之を取るには各〻之を取る理由あり、而して其の之を取る事は同樣なれども、其の之を取る理由は必ずしも同樣ならず、是の故に上に說きし辟や侔や援や推などの辭は、之を用ふる場合により、其の意味異り、其の用ひ所の移り易りによりまた異る、其の用法の本を遠ざかるにつれて原意を失ひ、流用せらるゝまゝに本義を離る、然らば其の意義は明瞭に調べ置かざるべからず、又拘りて一定の用ひ方をのみ爲すべからず、故に曰く言語は其の働き多方面にして、それ〴〵其の種類を殊にし事柄を異にして居れば、唯片側よりのみ觀てあるべからず、必ず各方面より觀察して其の全意義を闡明せざるべからず、

【解義】【轉而危】危は詭と古字通用す、「漢書」の天文志に司詭星出正西とあり、「史記」の天官書には詭を危に作る、詭は異なり、此所は上文に行而異とあり、是れ詭異を兩分して用ひしなり、【言多方】「莊子」の天下篇にも、惠施多方とあり、方は術なり、【則不可偏觀】偏は偏と通ず、又字の如く偏側の偏と解するも可なり、

夫物或是而然、或是而不然、或

學の諸法と相似たり、其の說篇末總論に載す、

【通釋】 或といふ詞は其の內の一部分を指すもので、盡く然りといふ意にあらず、假といふのは、今明に分つて居る事でないのを、假りに設けていふなり、效といふのは物の手本規則とするもの也、所效者とは手本規則とする譯といふ意、故に效に適當する者は是であり、效に中らぬものは非であるなり、辟といふは他物を持ち出して譬喩として、其の意味を明にするなり、侔といふのは同じ樣な言葉を對比して並べ行ふなり、なほ對句といはんが如し、援といふは、例へば子が既に然りといふ以上は、我がどうして獨り反對して然りとなさぬ事あらむやといふ如く、他事を例にひきて此の事を表はす也、推といふは彼一方の不必用なる者を以て、此の一方の必用なる處に轉用して、能く其の融通の功果を收むる樣になすが是れなり、是猶其の謂へるがごとしと云うて贊成するは同なり、吾豈に其の謂へるが如くならんやと云うて反對するは異なり、夫れ物事に於て或る關係を以て同じことが有りながら、而も同じからずして折り合はざる者あり、それが遂に同じきことになるは、辭を對比して之を侔くして遂に同じき處に落ち合うて止まるなり、

【解義】【或也者】或は多くの內かく／＼なるものありといふ意、「易」の文言には或之也或者疑之也といへり、【假】かりにといふ字、未だ何等明に定まりたるとなく、又行はれたる事もなきを一時假設していふ也、【效】或る物を法として之を學び眞似する意、轉じて法即手本の意となる、【辟】譬と同じ譬喩なり、【侔】「說文」には齊等なりとあり、ひとしの意、又同じものを竝べる意となる、【援】說文には引也とあり、こゝは引證するの意、【推】其の意味を推し求めて研究するなり、【其所不取】「淮南子」の「本經訓」の高注に推求也とあり、此に取とあるは彼の求とあると其の義は同じ、【夫物有以同而不】不は否と同じ、有以同に反して、有以不同を云ふなり、【率遂同】率は遂と聲の近きを以て義も通じて用ふ、率遂は二字の意義相同じ、此れ重言と云うて、文辭の氣を重厚ならしめんが爲めに、故らに同意義の字を重複して用ふること、漢文修辭の一例たり、

れ目を明にし、治と亂との由りて起る大本を審にし、同と異との所在を明にし、名前と實際とを明に見分け、而して利と害との場合を適當に始末し、紛はしく疑はしき事をきつぱりと決めやうとするものなり、是によりて萬物の有樣を多分かくあるべしと定めて行き、色々の言葉の種類異同を論じて研究し、物事の名前を以て、其の實事實物を擧げ示し、言葉を以て胸裡の意思を陳べ、談話を以て其のわけを見はし、類によりて取り類によりて捨つ、又これを我身に所有せりとて、これなき人を非難せず、これが我身に無いからとて、これを人に求むることを爲さず、これ辯のはたらきなり、

【解義】【夫辯者】辯は論辯なり、【審治亂之紀】紀は俗に云ふ「シメクヽリ」なり、【摹略萬物之狀】說文に摹は規なりとあり、略は約要なり、摹略とは、後世の模量と云ふが如し、【以說出故】經上に說所二以明一也とあり、又故所ㇾ得而後成とあり、此所は說明の辭を以て物事の理由を顯はし示すこと也、【以類取以類予】取予は取舍と同意、

或也者不ㇾ盡也、假也者今不ㇾ然也、效也者爲二之法一也、所ㇾ效者所三以爲二之法一也、故中ㇾ效則是也、不ㇾ中ㇾ效則非也、此效也、辟也者擧二他物一而明ㇾ之也、侔也者比ㇾ辭而俱行也、援也者子曰ㇾ然我奚獨不ㇾ可二以然一也、推也者、以下其所ㇾ不ㇾ取之同中於其所ㇾ取者上予ㇾ之也、是猶ㇾ謂也者同也、吾豈謂也者異也、夫物有二以同一而不二率遂同一、辭侔之也、有ㇾ所ㇾ至而止、

【大意】辯論の各法あることを說く、此れ歐洲論理

之臧也】兩の臧の字舊本倶に牆に作る、今蘇校に據りて改む、【藉臧也死而天下害】以下吾愛臧也不加厚に至るまで舊本は下文の外埶無能厚吾利者の下にあり、今孫校に據りて此に移す、【夫辭以故生】舊本に夫辭の二字なし今同上、【不明於其所生妄也】舊本に妄を忘に作る今同上、【其類在礜石】舊本に礜を礜に作る同上、【不爲己之可學也】舊本に譽を學に作る今同上、【其類在阬下之鼠】舊本に阬を院に作る今同上、【凡譽愛人】舊本に凡譽の二字なし今同上、【一愛相若】舊本に此の下に一愛相若の一句を衍す今之を削る、

小取第四十五

小取は大取に對せる語なり、前篇は主として墨子が宗旨なる兼愛の道理を他物に比譬を取りて說明せるを以て、大取と名づけ、本篇は尤も論辯の方法に就きて、各樣の方面より公例を取りて說明せるを以て小取と名づけたり、要するに小取篇は最も墨子一派の論理學を表示せし者なり、憾むらくは本講義は紙張の都合と時日の短促とによりて未だ十分に之を發揮する能はざるを、然れども篤志の士、讀過兩三番するときは、亦自ら默識心會することあらん、

夫辯者將以明是非之分、審治亂之紀、明同異之處、察名實之理、處利害、決嫌疑、焉摹略萬物之肰、論求群言之比、以名擧實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予、有諸己、不非諸人、無諸己、不求諸人、

【大意】辯に辨別辯明の兩意義あり、注意選擇を要すべきことを言ふ、

【通釋】夫れ辯といふことは、これで是と非との分

に下文の天之以非爲是也而性の句の下にあり今意を以て移す、【非因吾所爲也】舊本に非の字なし今藤校王闓運の說に據りて補ふ、【陳執之所爲】舊本に之所爲の三字なし、今意を以て補ふ、【爲天之以非爲是也而性】舊本に以非の間に人の字あり今意を以て削る、【爲天下厚禹爲禹也】舊本に禹也の下に爲天下厚愛禹乃爲禹之人愛也の十三字あり、今藤澤東畝の說に依りて削る、【有厚薄而毋倫列之】舊本に下文の體渴興利の下にあり、今意を以て移す、【厚不外己愛無厚薄譽己非賢也】舊本に下文の義利不義害の下にあり今意を以て移す、【欲人之利也惡人之害也】舊本に惡の上に非の字あり今藤校に依りて削る、【天下之利驩】舊本に此の句下文の兄之鬼兄也の下にあり今孫校に依りて移す、【有說求之無說非也】舊本に有の字なし、今孫校に據りて補ふ無は舊本に舞に作る今畢校孫校に依りて改む、【無犬之殺犬】舊本に漁大之舞大に作る今孫校に據りて改む、【愛衆世與愛寡世】舊本に衆世の間に衆の字あり兩の世の字俱に也に作る、今同上、【若今世之人】舊本に世之の二字倒す、今意を以て改む、【俔曰之言也】舊本に曰を日に作る今孫校に據りて改む、【意人之指也】舊本に意指之人也に作る、今王校に據りて改む、【智是世之有人也】舊本に是の下に之の字あり、今孫校に據りて削る人を盜に作る、亦孫校に據りて改む、【不盡惡是室也】舊本に惡の字なし、今孫校に據りて補ふ、【不盡惡是人】舊本に惡の字なし、是の下に二の字あり、今孫校に據り補削す、【盡惡其朋也】朋の字舊本に弱に作る今孫校に據りて改む、【爲人效名實】舊本に效を欲に作る、今孫校に據りて改む、【實不必名】舊本に實の上に名の字あり、今孫校に據りて改む、【取是石也】舊本に取を敗に作る、今同上、【是有使謂焉】舊本に使を便に作る今同上、【苟入於其中】舊本に入を人に作る今同上、【智與意異】舊本に異の字なし、今同上、【長人之與短人】舊本に與を異に作る今同上、此の句舊本に下文の吾愛臧也不加厚の下にあり、今孫校に據りて此に移す、【察盜止此室】舊本に察次山比に作る、今孫校に據りて改む、【因至優指復次察聲揣名因情得】舊本に因至優指復次察聲端名因請復に作る、今孫校に據りて改む、【匹夫辭惡】舊本に匹を正に作る、今孫校に據りて改む、【人有以其請】舊本に有を右に作る、今同上、【昔之知臧非今日

起らんも、世の人亦斯の俗論に惑ふ勿れ、今の天下に兼愛を實現せる人はなきも、子墨子の言は儼然として在りて、兼愛の論旨は得て詳かにすべし、今請ふ此より之を說かんとは文章上には言はざるも、意味は乃ち其の意味にて此より以下は物に同に似て不同なると不同に似て同なるとあることを、各種の方面より說き來り說き去りて、結穴は義の利たると不義の害たると志と功との辨あるとの三意に歸し、凡そ天下の事物は宜しく義不義を以て取捨先後を斷じ、其の志其の功の一致するを以て是非得失を判すべし、乃ち如何に詭辯を逞くし高尙深奧なることを衒ふと雖へども實地實行の見るべき無くんば、亦竟に無用の屬たるを免れず、而して實地實行は固より斯學の主眼要點たれども、其の之が目的を達して自から善に進むと共に人を善に導き進むることは亦寔に其の人が論辯の方法如何に在れば、論辯の必らず一貫せる主義あり主張ありて透明ならんことを務むべきことを言ひ、又其の方法として近く比喩を天地間萬物の性情に取り以て論旨を貫達すべきことを、更に各般の事物に就き列擧して、最終に兼愛相若一愛相若其類在死也の語を以て結び、兼愛の順序としては一人を愛するも、衆人を愛するも、是れ時と場所とに由ることにして、必しも一人を愛し一小部分を愛するが非たるにあらず、唯だ一人一小部分を愛するのみ以て既に已に愛を盡くせりとなして博く兼ねて愛せざるを非とすることなるを論明せり、孫貽讓は曰く此篇文多不相屬蓋皆簡札錯亂今亦無以正之と蓋し篇中錯亂して文義相屬せざる處往々無きにあらざれども仔細に尋繹して意脈を斷續起伏の間に求むれば亦條理の言ふべくして論旨の終に掩ふべからざるを見るを得べし、但後世の文章の如く尋常繩墨を以て段を分ち節を逐うて之を解すべからざるのみ、

存異

【權其輕重】舊本に其の字なし、今孫校に據りて補ふ、【亦非爲非也】舊本に亦を非に作る、今兪校に據りて改む、【求爲之非爲之也】舊本に非の下に爲之の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【利之中取大害之中取小】舊本に利之中取大の五字なし、今意を以て補ふ、【不得已而欲之非欲之也】舊本に子墨子之言猶在の下にあり今孫校に據りて此に移す、【不可正而正之】舊本

を喚び來り、次ぎに臧の其の親を愛すると、親の己が子を愛するとの事を以て愛利の事たるや時に一部に偏し又一致せざることあるを說きて、世に偏頗不合理の事多ければ、所體の中に於て其の輕重を權りて爲すべきことを言ひ、兼愛は美名なれども自から其の間に先後緩急の擇無る可らざるを論し、又、事爲の中に於ても輕重を權りて行はざるときは、折角己が力を盡し人の爲めにし世の爲めに圖る事も、反りて暴人に嗤笑非議せらるゝのみならず徒に彼が非を遂げ惡を行ふの口實を予ふるに過ぎざるを免れざれば宜く善く道理を考へて行ひ、長老親戚に厚くすると同時に竝びに卑幼他人にも薄からず、以て兼愛を上下一般に實現すべきを云ひ、又如何に聖人を厚くすべきとて、禹一人のみを厚くして滿天下の人を厚くせりと云ふ可からず、如何に盜賊を惡めばとて、盜一人の爲めに天下を盡く惡むべきにあらざると同じき道理にて、廣く天下人類の爲めに愛利を盡くしてこそ眞の愛利と云ふ可けれ、決して僅かに我が兩親の爲めとか我が家に召し使へる下部の爲めとかを以て其の愛利を二三にすべからず、若し左あるときは眞正なる聖人の道にあらざることを言ひ兼愛の主旨を說きたり、而して後ち更に一應言を改め一聲高く語經と叫破して論辯上の原則を說くに先だち、發端に彼の非白馬の論執駒の論若くは殺レ犬之無レ犬の論の如きは當時天下の論壇を騷がせる問題なるが、全體右の如き詭辯一流の論は果して大に眞面目に研究すべき性質の者なるか將た左程の者に非るか、抑も初めより研究的問題とすべき價値なきか、先づ此の三件を先決問題として決定し然る後ちに生ずべき議論なることより說き起して、凡そ議論は務めて論理の矛盾を避けて、主旨の一貫すべきことを言ひ、次ぎに大取論の主旨として義利不義害志功爲レ辨の三大義を列らね立て、衆世寡世尙世後世を愛することは今日の人を愛すると何等の等差なく他人の鬼と兄の鬼とは均く人の鬼なれども、一人の鬼を以て衆人の鬼と視做すべからず、兄は乃ち己の兄にして、衆人の兄にあらざれば、兄の鬼を以て兄となすは固より差支有るべきにあらざれども是れ亦小部分を以て全體を包括すべからず、されば、聖人は多くの人を兼ね愛すれども、偏して小部分を利することなしと云ふ說も

することと相若きて又一方を愛することも相若きて、甲乙差なきは、其の比類死蛇に在り、

【解義】【夫辭以故生】經上に故所得而後成也論敵たる彼ありて對手たる我あるを云ふ、【唯有强股肱】唯は雖と通ず强股肱とは强き手足の力あるを云ふ、【浸淫之辭】浸淫は漸々相親附する意と「文選」洞簫賦の李注に見えたり、【其類在鼓栗】蘇時學は此より以下其類云々と擧ぐる者十有三あれども語意殊に曉るべからず、疑らくは皆もと說の以て之を證明すべき有ること「韓非子」の儲說篇に云へる所の如き者ありしならん、而も今已に考ふべからずと云へり、孫注亦之を用ひて、其他諸解皆脫譌あらんと云へり、今其の中稍、意度すべき者を通釋中に解し、餘は亦仍ほ闕如することとなせり、

總論

本篇の大取と名づけしは、下篇の小取に對しての名なるべきは固より論を待たざれども、其の何が故に大小を以て之が區別を立てしかは、頗る疑案に屬す、畢沅の解に據れば篇中言利之中取大卽大取之義なりとあれども、さらば之を例して小取篇は害之中取小を言へるが故に小取と名けしなりと云はんか、今や小取篇中を點檢するに右の如き意義あるを發見せざるを奈何せん、是れ其の說は別に駁撃を要せずして不通なることは明らか也、孫詒讓は大取小取之取、與取譬之取同、小取篇に以類取以類予、卽其義なりと云へり、是れ其の取の字義を解するに於ては、然らんなれども、亦何が故に其の之を大取小取に分ちたりしかを言はず、今按ずるに大取は墨子が根本主義たる兼愛の道理を他物に譬を取り比較類例して之を明らかにせんとを務めたる者にして、小取は專ら其の學術の一部たる辯論術卽ち論理法を他物に譬を取り比較類例して明らかにせんとを務めたる者なるが如し、卽ち前者は其の根本主義を主として譬を取り論せしが故に大取と名づけ、後者は其の學術の一たる論理法を譬を取り論せしが故に小取と名づけし者也さらば大取の本篇は先づ天之愛人也薄於聖人之愛人其利人也厚於聖人之利人也大人之愛小人也薄於小人之愛大人也其利小人也厚於小人之利大人也と故らに其の言辭を双對し辭意を矛盾せる文法を以て說き起して、讀者の疑惑して思索するの念

其類在死也、

【大意】辯論は故と理と類とを明かにせざる可からざるを言ひ而して尤も類の注意に就きて說けり、

【通釋】夫れ辭は或る事故を以て生じ、道理を以て長じ、比類を以て行はるゝ者なり、辭を立つるとも、其の生ずる所を明かにせざるときは妄なり、今や人は道理に非ざれば行ふとなし、如何に强き股肱の力ありとも、道理に明かならざる時は、其の困むや立ちながら待つべきなり、夫れ辭は比類を以て行はるゝ者なり、辭を立つるとも、其の比類のことを明かにせざるときは、則ち必らず困むなり、故に今殊に比類を明かにすることを說かん、浸淫の辭と云うて、漸々に相親附する辭は、其の比類は鼓栗の如し、聖人の天下を治むることは、其の比類は追迷と云うて、能く迷惑を追正するに在り、或は長壽し或は早く卒すれども、其の天下を利するの旨は相若きて優劣なきことは其の比類礜石と云うて、或は殺鼠の器となり、或は養蠶の料となるが如し、僅々一日の間に百萬の大多數なる人を生ず、左れど愛は爲めに厚きを加へず、其の比類は一臧を愛して其の害を惡むが如し、世人は上世後世の二世を愛して厚薄あれども、吾は二世を愛すると一の若し、其の比類は蛇文と云へる義に在り、二人に對して之を愛することは相若きて優劣なきに、擇びて其の一人を殺すことあり、其の比類は阬下の鼠の如し、其の人の行は鼠の物を害するが如く天下を害するを以てなり、位の賤き小人と位の尊き大人と行ひは均く人を愛して厚きこと相若けり、其の比類は由にあり、即ち小人は大人に由りて行ふなり、凡そ利を興し害を除くは其の比類は水の漏るゝ井甃に在り、其の漏るゝことを去れば、汲水の利器たるが如く、害を去れば利となるなり、自然に親に厚くして別に其の行を務めて道に稱ふことをなさゞるも自然に孝悌の義に似寄りたる行となりて世に著はるゝは其の比類江上の井に在り、己の譽むべきことを云はざることは、其の比類獵走に在り、人を愛すれども其の人を譽るが爲めならず、其の比類は逆旅に在り、即ち此に因りて己が利を取らんと欲するなり、他人の親を愛すること、己が親を愛するが如し、其の比類官事の如し、初めより己が私にあらず、苟も廣く彼我を兼愛

王闓運共に説なし、今姑く諸葛氏の説に潰恐潰誤「廣韻」潰與汩同周語云澤汩九川注曰汩通也、按揗汩者謂教導民也、上云天利人厚於聖人とあるに依りて解す、揗は撫と同じ、【利愛生於慮】慮は自私の心を謂ふ、經說上に慮也者以其知有求也とあり、【昔之知嗇】嗇は愛なり、此の二句は、即ち上文の昔者之愛人也非今日之愛人也と云ふと同じ、

夫辭以故生、以理長、以類行者也、立辭而不明於其所生妄也、今人非道、無所行、唯有強股肱而不明於道、其困也、可立而待也、夫辭以類行者也、立辭而不明於其類、則必困矣、故浸淫之辭、其類在鼓栗、聖人也爲天下也、其類在于追迷、或壽或卒、其利天下也指若、其類在礐石、一日而百萬生、愛不加厚、其類在惡害、愛二世有厚薄、而愛二世相若、其類在蛇文、愛之相若、擇而殺其一人、其類在阬下之鼠、小人與大人行厚相若、其類在由、凡興利除害也其類在漏雍、厚親不稱行而類行、其類在江上井、不爲己之可譽也、其類在獵走、凡譽愛人、非爲譽也、其類在逆旅、愛人之親若愛其親、其類在官苟、兼愛相若、一愛相若、

即ちもと其の野心より割り出だされたる愛なれば吾が野心の考へが移り異なるに隨つて、其の愛情も移り異なるなり、婢女を愛することを以て、人を愛する事と爲せるは本と婢女の利益を得んと慮るに因りて之を愛するなり、眞實の愛にあらず、婢女の利益を得んと慮るは、婢女其人の利益を慮るにあらず、全く己が一身の利益を獲んが爲めなり、而して僕夫を愛する事が亦人を愛する事となるは、乃ち婢女を愛する事が、人を愛する事となると同じき道理なり、何んとなれば、婢僕其人は、二者にして一ならざるも、同く是れ人類の一たればなり、然しながら時と場合によりて、其の愛する一人を去りて、天下を利するに至りては、一人の愛を以て天下の衆に易へず、故に今まで愛する人と雖へども忽ち去らざること能はず、昔し吾が彼を愛するを知りしは、今日の彼を愛するを知る事情とは異なれり、たとひ吾が僕夫が死するときは、天下が害ありとすれば、もと吾は僕夫を持養すること、當さに通常の萬倍なるべきも、天下の爲めに害を去るに至りては、吾が僕夫を愛すること、決して厚きを加へず、されば臧に對する愛は、外界の接觸によりて忽ち異なれり、是れ眞の愛なるか、決して然らず、今や貴きこと天子たるとも、其の人を利すること匹夫より厚からず、即ち天子の貴きも匹夫の賤きも人を利する心は倶に同じくして、皆其の慮より生ずるなり、彼の天子が天下に對することも、前きの臧獲に對する事と同じ、然るに今茲に二人の子ありて、親に事ふるに、或は年の豐熟に遇ひ或は凶年飢饉に遇ふ、然れども其の親に事ふることは相同じくして、豐凶の爲めに厚薄あらず、此れ彼れ其の行が益、加はりしにはあらず、外物の勢は吾が親を利する心をして厚きを加へしむること能はず、故に年の豐熟に因りて親に事ふるに厚薄あらざるなり、乃ち人は皆な人に對して同一の愛を持せる者なれば、吾が親を愛するは勿論なれども、吾が親なりとて外界の接觸によりて愛が薄くなるにもあらず、亦爲めに厚くなるにもあらず、愛は依然として一なり、是の愛は乃ち仁なり、天下の志士仁人宜く此の愛を擴張してこそ、乃ち吾が謂はゆる兼愛なれ、公平の愛にして、聖人仁而無愛利とある仁なり。

【解義】【聖人之揹瀆】揹瀆未だ詳かならず、孫詒讓

指乃是一人也】是とは非の反對にて肯定すること、肯定否定は、意識上に屬して、謂はゆる非以擧量數命者なれば、是の指と認むるときは乃ち是れ其人を認むると同じきなり、【方之一面非方也】方は四方六面のこと、其の一面を擧ぐれども尙ほ其の五面を餘すことなれば、方と云ふ可からず、【方木之面方木也】方木之面は謂はゆる不與量數者なれば即ち四方六面悉く其の中に在りて、皆方木なり、

聖人之附瀆也、仁而無利愛、利愛生於慮、昔者之慮也、非今日之慮也、昔者之愛人也、非今日之愛人也、愛獲之愛人也、生於慮獲之利、非慮臧之利也、而愛臧之愛人也、乃愛獲之愛人也、去其愛而天下利、弗能去也、昔之知臧非今日之知臧也、藉臧也死、而天下害、吾持養臧也萬倍、吾愛臧也不加厚、貴爲天子其利人不厚於匹夫、二子事親、或遇孰、或遇凶、其親也相若、非彼其行益也、非加也、外埶無能厚吾利者、

【大意】聖人の仁愛は公正にして、衆人の愛利は私慮に出づるを言ひ、私を舍て公に就くべきことを諭す、

【通釋】聖人の人を治め導くや仁を以てすれども、或る一方を偏愛偏利すること無し、偏愛偏利はもと慮ることあり、即ち或る私心ありて生ず、されば昔しの慮ることは、今日の慮る事にあらず、其れと同時に昔日の人を愛するは今日の人を愛する事情に非ず

乃ち共に是として然りとする者あり、二に曰く乃ち共に是として然らずとする者あり、三に曰く昔しは是として今に遷りて然らずとなす者あり、四に曰く内情は然らざるも、強ひて外貌に是なるを粧ふ者あり、是等を觀察するに、子は益、其の深きを深きとし其の淺きを淺きとし、其の益すを益し其の減を減じ、即ち其の形相によりて推究すべし、これを譬ふるに盜の此の室内に止まるを察し、他人の指示に因りて盜の所在を突き留め、外よりして盜の音聲を察し、是の盜は某と名づくる者なることを揣り知り、因りて其の情況を推し鞫めて之を得るが如し、匹夫と雖へども、惡名を辭して受けざらんと欲するときは、匹夫なる人世に訴へて其の情實を明かにするを得、諸の拘執せられて最早や生くるを惡まんと欲する者、即ち復た當世に生くるを願はざるときは、其の人必しも世に訴へて其の情實を明かにすることを爲さず、此の如く内實の種々なる異同の糾錯する者あれば、表面の名許りにては、物事の是非眞僞を定め難きなり、是れ聖人が務めて名實の合一に力を致して、世の紛亂を防がんと欲する所以なり、

【解義】【是石也唯大】唯は雖と通ず【焉智某也】焉は乃の字と同義に用ふ、「コ、ニ」と訓ず、本書既に屢、見ゆ、【智某可也】智の上に曰の字のある氣味を以て解すべし、【重同具同連同】經說上に二名一實重同也とあり、異名同實の物が重なれるなり、具は俱と通ず、經說上に俱處於室合同也とあり二つの物が合うて同じきとなり、連は屬なり、連屬して同じきなり、一と二の如きは即ち連同なり、【丘同鮒同】丘は區と通ず、丘同とは經下篇に詳かなり、同區域に處るを謂ふ、鮒は附と通ず、附は麗なり、【指之人與首之人】之は於の字と義同じ、孫注は首之人謂以首向人也とあり、されば指之人とは指を以て人を指せる者を謂ふとあれども、是れ同一の身にて、或は指に於ける關係、又は首に於ける關繫を謂ふなるべし、故に下句に人之體非一貌者也とありて、同じく人の一體なれども、其の形貌の同一にあらざることを解せしなり、【將劒與挺劒】將は将の借字にて扶なり、挺は拔なり、【故一人指非一人也】此れ量數を以て命する者なり、指は百體の一にして、人は百體を合はせたる者、故に一指を擧ぐるとも、一人と謂ふべからず、【是一人之

は運徒の仲間に入る者は皆居住し運徒しと名づくるなり、其の中即ち其の仲間を去る者は皆居住にあらず、運徒にあらずとなるなり、諸の居住運徒を以て名づくる者とは例へば郷里若くは齊荊二國の如きが皆是れなり、即ち郷里齊荊に入るとか去るとかの類なり、諸の形貌を以て名づくる者は山邱室廟の如き、各其物の形ち有樣によりて名づくる者皆是れ也、又物を知ると物を意ふとは異れり、重(カサ)なりて同じきあり倶に同じきあり連り續きて同じきあり同類上の同と同名上の同と同根の同とあり、同丘と云うて區域の同と附麗の同肯定の同然諸の同とあり、異の方も亦否定の異と不然諸の異とあり、然しながら其の異があるは其の同あるに對して起り、其の同があるは亦其の異あるが爲めに起ることにて、畢竟同と異とは互に根となり因となる者なり、今長人と短人と同じとは、何にが同じきかと云はんに、其の人類としての形貌同じきなり、此の點より云へば長人短人も同じ、然し、同じ人の身體中にても、指が人に於ける關係と、首が人に於ける關係とは異れり、乃ち人の身體は一の貌にあらずして種々の形貌より成り立ちて居る者なるが故に、各、相異れる也、劍を持つと劍を拔くとは同じく劍に關係する名なれども、實は同じからず、劍は劍と云へる一の形貌ある物體を以て名づけし者なり、然れども持つと拔くとは其の形ち一ならず、故に此の二者は均く劍に屬することなれども名は同じからず、又一方より云へば楊(ヤナギ)の木と桃の木と木と云へる點より云へば同じ、凡て名と實との同となり異となるは其の觀察點の如何に由れること此の類なり、諸の量數を以て命名して形容するにあらざる者は、其物の中の一を取れば、何れを問はず之を取るときは盡く其物となりて、異同を問はず、即ち一人も人に相違なく百人も人に相違なければ、一人を取るも百人を取るも皆倶に人と謂ふべきが如きは此の例なり、故に前に云へるが如く、一人の指を意へるは、一人を意ふにあらず、去れども觀察上の如何によりては、是れ一人の指は乃ち一人なりと云ふも不可なきなり、方の一面を呼びて方と云へるは四方の方と云へる方にはあらず、是れ方は終に同じからずと云はんとすれば、亦方木の面は矢張り方木に相違なし、又不然之異と云ふことに就いて云はんに、一に曰く

之盡是也、故一指、非一人也、一人之指、乃是一人也、方之一面、非方也、方木之面、方木也、一曰、乃是而然、二曰乃是而不然、三曰遷、四曰強、子深其深、淺其淺、益其益、劕其劕、察盜止此室、因指得盜、察盜聲揣名因情得、匹夫辭惡者人有以其請得焉、諸所遭執而欲惡生者人不必以其請得焉、

【通釋】古しへより諸の聖人が先づ急務とすることとは、世の人の爲めに、名と實との相稱はんことに力を致せり、然れども名は人の設けし者にして、實は自然に見はるゝ者なれば、實が必しも一々其の名に稱はざることあり、苟に是の石や白しと云うて、是の石を取りて、中には白きとが必しも同一ならざるも、盡く同く白しとす即ち同じ白き色となす、是の石は大なりと云ふとも石盡くが大なる石と大さを同くせず、されど是を大なりと謂ふは、乃ち然か謂はしむること有りて大なりと謂ふなり、即ち人が斯く定めたる者にて自然にはあらず、何ぜに右の如く一は盡く白しと概定すべく一は同不同ありと云へるならば、形貌上より生ずる觀念なり、今形貌に據りて命名する者即ち物體上に關する名義は、必ず是の者は是の某と名づくる者(即ち石は大と名づくる類)なるを知るときは、乃ち成程此れが彼の某と名づくる者(即ち此が大と名づくる類)なることを知る、是れ其の物の形貌に據りて判別し得ればなり、形貌に據らずして命名する者、即ち色相上に關する名義は、たとひ是の者が某と名づくる者(即ち石は白と名づゝる類)たることを深くは知らずとも、是の者が某なることを知るとして左程の差支へなかるべし、諸の居住し若くは運徙することを名づくる者は、苟に其の中即ち居住又

亦能く獨立して其の物を意ふと云ふべきを言ふ、【治人有爲鬼焉】人の事を治むるのみならず、兼ねて鬼神に事ふること有るを言ふ、即ち祭祀の禮を行ふが如きは、鬼神に事ふることなり、

諸聖人所先、爲人效名實、實不必名、苟是石也白、取是石也盡與白同、是石也唯大、不與大同、是有使謂焉也、以形貌命者、必智是之某也、焉智某也、不可以形貌命者、唯不智是之某也、智某可也、諸以居運命者、苟入於其中者皆是也、去之因非也、諸以居運命者若鄉里齊荊者皆是、諸以形貌命者若山邱室廟者皆是也、智與意異、重同、具同、連同、同類之同、同名之同、同根之同、邱同鮒同、是之同、然之同、有非之異、有不然之異、有其異也、爲其同也、爲其同也異、長人之與短人之同、其貌同者也、故同、指之人也與首之人也異、人之體非一貌者也、故異、將劍與挺劍異、劍以形貌命者也、其形不一、故異、楊木之木與桃木之木也同、諸非以擧量數命者、取

度るは、人の全身を意ひ度るにあらずして、唯其の指を意ひ度るなり、何んとなれば人の體は獨り指のみならず、亦之とは反して、獵して禽獸を獲んと意ひ度るは、乃ち他物にあらず、禽獸其物のみを獲んと意ひ度るなり、意中の物を求むるを志と曰ひ、求めて物を得るを功と曰ふ、今志と功との相從ふ可からざること、此の如し、乃ち志の向き方は各異あり同ありて、必しも功と相伴はざるなり、唯だ此のみならず尚ほ數例あり、今や人を利するは、我が力を以て其の人の爲めにするなり、人を富ますことは我が力を以て其の人の爲めにするにあらず、富と富まざるとは、我の力を以て專ら自由にすべからず、左れども時と場合とによりて、我が力を盡くし人の爲めにするに因りて其の人を富ますこと無きにあらず、尙ほ又人を富ますに當りては、唯だ其の人の爲めに事を治め世話するのみならず、更に其の人の先祖たる鬼神の爲めに謀る場合もあり、賞譽を行ひて一人を利するは、其の利は受賞者一人に止まりて、徧く天下の人を利する譯(ワケ)には至らず、其れと同時に亦天下の人に對して、絕對的に賞譽を行ふこと無しと云ふ譯にも至らず、人の子たる者は僅かなる一利益を其の親に與へたればとて、親に對して孝たるに至らざるを知ると同時に、亦其の利益なることを知れども、己が親に利益を與ふることを爲さざるが如き冷淡極まる不孝にも至らず、是の世に人あるを知れば盡く之を兼愛するも、是の室內に盜賊あるを知ればとて是の室內の人を盡くは惡まず、其の中の一人が盜賊なるを知ればとて、是の外の人を盡くは惡まず、然しながら其の中の一人が盜賊なるを知るときは、苟も盜賊たる人が潛匿して所在を審かにすること能はざる內は、盡く其の朋黨仲間を惡むことあり、

【解義】【意楹非意木也】楹は大柱なり、木の材となるや、榱桷棟椽の類一にして足らず、故に其の中一部なる楹を意へばとて、木全體を意ふ者とは云ふべからず、下句の意人之指云云も、亦此例を以て推し解すべし、【意獲乃意禽也】百禽中の一禽を獲んと意うて、他の九十九禽を廢するとも、禽を獲んと意へるには相違なし、故に意獲乃意禽也と云へり、孫注に此與上文反正相對スと云へり、乃ち上文は一を意ふも他を概すべからず、此所は一を意へば他を意はざるも、

きとを謂へる也、乃ち異なれると云へば、成程各、異なれる也、亦同じと云へば何れも倶に至らざる者にて同じきなり、是れ半形の璧たる璜の如く、亦是れ全玉の如し、異を云へば異なれども、同とすれば亦同なり、彼の世に廣狹古今の異あれども、愛は則ち一なること亦此の如し、

【解義】【專殺臧非殺臧也】「方言」に荊淮海岱雜齊之間罵奴曰臧罵婢曰獲とあり、【是璜也是玉也】璜は半璧なり、玉は眞玉なり、異ありと雖へども、玉たることは一なり、

意楹非意木也、意是楹之木也、意人之指也、非意人也、意獲也、乃意禽也志功不可以相從也、利人也、爲其人也、富人、非爲其人也、有爲也以富人、富人也、治人有爲鬼焉、爲賞譽利一人、非爲賞譽利人也、亦不至無賞譽於人、智親之一利、未爲孝也、亦不至於智不爲己之利於親也、智是世之有人也、盡愛是世、智是室之有盜也不盡惡是室也、智其一人之盜也不盡惡是人、雖其一人之盜苟不智其所在盡惡其朋也、

【大意】此れ亦上節を承けて志功相辨ずる意を申ね說く、〇中間志功不可以相從也の句是れ主とす、即ち意楹の三句以て志功不可以相從也の句を起し、利人句以下は、皆此の志功云云の句を解するなり、

【通釋】楹を意うて木を意ふは全體の木を意ひ度るにあらず、是の楹たる木を意ひ度るなり、何んとなれば木の材たるや、獨り楹のみにあらず、人の指を意ひ

ざることあり、（此の間本文誤脱あり通釋を闕く）衆多なる世の人を愛すると寡少なる世の人を愛するとは相若きて同じ、之を兼ね愛すること又相若きて同じ、上世の人を愛すると後世の人を愛すると一に現今の人を愛するが如し、人の死して鬼神となりし者は天下の人の鬼を總括するにあらずして乃ち個人の鬼なり、自分の兄が死して鬼となれる者は矢張り我が兄の鬼にして他人の鬼に非ず是れ小部分を以て他の全體を總括し得べきにあらざる例證たり、世に聖人は愛するありて而も利するなしと云へるは全體如何なる義を言へるか、之を譬へ喩して曰く、此れ乃ち客の言が是れ也、今は天下に聖人なし幸に子墨子の言猶此の世に存在せり、其の言は乃ち聖人の言なれば聖人なきにあらず、

【解義】【衆世寡世】廣狹を以て言ふ、【尙世後世】尙は上に同じ古今を以て言ふ、【聖人有愛而無利】下文に聖人之附瀆也仁而無愛利の節を參考すべし、

專殺臧、非殺臧也、專殺盜、非殺盜也、小圜之圜與大圜之圜同、不至尺之不至也、與不至千里之不至不異、其不至同者、遠近之謂也、是璜也、是玉也、

【大意】此れ事物の同に似て而も異なるが如く、異に似て而も同なるが如きを言ひ、以て上文の愛衆と愛寡と相若くの意義を明かにす、

【通釋】人を殺すは有司ありて存せり、縱ひ罪人たりとも、尋常人民の妄に殺すを得べきにあらず、されば、今、專斷にて僕夫を殺すときは僕夫を殺せりと云うて濟むべきにあらず、專斷に盜賊を殺すときは盜賊なりと云うて濟むべきにあらず、是れ僕夫は僕夫に盜賊は盜賊に相違なきも、之を專斷にて殺すときは、國法の罪人にして平生と別問題たり、乃ちもと同じき事が時と場によりて結果の異なること此の如し、小圓形の圓さと大圓形の圓さとは、大小はあれども圓形たるは同じ、一尺に至らざることの至らざると、千里に至らざることの至らざるとは異なれり、即ち其の同きに至らざる點は、千里は遠きと一尺は近

【通釋】語經を説かん、語經とは言論の法則を談ずる者なり、其の言に曰く、近世の論者に白馬を非とし馬にあらずと爲す者と孤駒は母なきの説を執る者とあり、此の言たるや相當の説あるならんには、之を窮はめ求むべし、相當の説なき者ならんには之を窮め求むるは非なり、犬を殺して犬を殺すにあらずと言へる説は、別に論ずるまでもなく非なり、乃ち求むべき説もなし、天下の事物を觀察して論を立つるは以上の三件、即ち有說求之と無說非也と非也との三物の研究が具備して、然る後ち辯論を生ずるに足れり、乃ち此の三問題中の果して何れに屬するかを推究して、後ちに議論を爲すべし、議論豈に容易に爲すべけんや、是れ我の語經を言ふ所以なり、

【解義】【非白馬焉】即ち白馬非馬の説なり「公龍子」に白馬論あり【執駒焉】「莊子」の天下篇に孤駒未嘗有母の説あり、蓋し上の非白馬の説と共に周末の世に於て名家者流の持論たり、【殺犬之無犬】經下に狗犬也而殺犬非殺犬也の言あり、

義利、不義害、志功爲辯、有友於秦焉有有於馬也智來者之馬也（闕文）愛衆世與愛寡世相若、兼愛之有相若、愛尚世與愛後世、一若今世之人也、鬼非人也、兄之鬼兄也、聖人有愛而無利、俔日之言也、乃客之言也、天下無人、子墨之言也猶在、

【大意】義不義利害志功の六者は相對的性質の者にして、互に調和すれば、好果を擧げ、反撥すれば不好果に終はることを説く、

【通釋】物は相對を以て見はれ、相和を以て行はる、義なれば即ち利あり、不義なれば即ち害あり、是れ義と利とは時と場合によれば殆んど水火の如く兩立せざる者なれども、亦互に密接關係の離るべからざるや此の如し、而して志と功とは辨別をなして、一致せ

避けず、身體を正しくして動かず、乃ち危難に當りて惶懼狼狽の態をなさず、泰然自若たり、人の利を欲して人の害を惡めり、一人を殺して天下を存す、乃ち天下の爲めに人を殺す者なれども、聖人は人を殺して天下を利するを非なりとす、己を殺して天下を存す、乃ち己を殺して天下の爲めになるときは、聖人は己が生命を捨てゝ天下を利するを是なりとす、聖人は奴僕を蓄へども、自己の家室の爲めに之を奴僕として虐使をなさず、矢張り天下の人として之を視るなり、故に聖人の念は奴僕の身上に注ぎて、其の同情に堪へざるなり、聖人は敢て自己一家に私せず、故に其の親に事ふるも專ら子たるの道のみを盡くすことを得ず、乃ち天下の爲めには親に對する愛情を抑滅することあり、聖人の法に於て、親が死するときは、親を忘れて薄葬短喪をなす、是れ天下の爲めに其の親に薄き也、一體親に厚きは子たる者の天然の分なり、然るに已に死すれば之を忘れ、其の身體は疾かに職業に勵みて利を興す、利を興すは直切は己が爲めにして、間接には其の利は廣く及びて天下の益となりて、衆人皆歡悅するなり、

【解義】【故在於臧】聖人は臧と雖へども均く人に生れて而も最も苦役に服するを憐みて念々忘れざるを言ふ、陶淵明一力(一僕)を買ひ其の子に送りて曰く、汝輩善視之此亦人子也と、乃ち此の意を得たり、【以死亡之】以は已と通ず、亡は忘と通ず、【體渴興利】孫注に、即ち節葬下篇にある疾從事の意なりと云ふ、畢注は說文を引きて渴は盡なり渴は竭と相通用すとなせり、今按ずるに體渴は渴體の誤倒にて、體は上文の正體不動とある體と同じく、身體の事にして、身體の力を竭くすを謂ふに似たり、姑く錄して考を俟つ、〇舊本此の次ぎに語經の一文あり、近世王闓運は別に分出して一篇となせり、然れども本篇と全く別義に屬する者にもあらざれば、今仍ほ舊本に因り、本篇の下に置くこと、即ち左の如し、

語經

語經也非白馬焉、執駒焉、有說求之、無說非也、殺犬之無犬、非也、三物必具、然後足以生、

【大意】此れ先づ語經を作れる理由を說く、

して兼愛する所の範圍内に在り、自己の身が己の人を兼愛する範圍内にあれば、兼愛的の愛は自己の身に加はる也、義を以て厚くせる倫列の上に於て自己を愛するは、自己の天下の一人たるを愛するなり、奴僕が奴僕其身を愛するは奴僕其身が天下の一人たるを愛するにあらず、乃ち彼等は唯だ自己あるを知るのみ、故に愛に厚薄の差ありて、之を倫列して博く衆に及ぼすことなし、以上の如き道理なるが故に君子の義によりて厚くせる愛は、自己の身を外にせず、而して愛には厚薄の差あることなし、妄に自己を吹聽して譽むるは、眞の賢者にあらず、專ら禹王を厚くして天下に加はらざるが如き一部の愛は取るに足らず、而して眞の愛は亦自己を外にすべからず、又自己のみを知りて自から賢に誇るべからず、要するに天下と自己と一體の身の如く、自己も天下の一人なることを承知して、愛に厚薄なきを務むるが、兼愛の本旨なり、

【解義】【倫列之愛己】上文の之謂倫列德行とあるを承けて云へるなり、即ち義によりて相親むの愛は、自己の情を本位として割り出だされたる者なれば、己を愛するは亦人を愛することとなるなり、

聖人惡疾病、不惡危難、正體不動、欲人之利也、惡人之害也、殺一人以存天下、非殺人以利天下也、殺己以存天下、是殺己以利天下、聖人不爲其室臧之、故在於臧、聖人不得爲子之事、聖人之法、死亡親、爲天下也、厚親分也、以死亡之、體渴興利、興利爲己、天下之利驩、

【大意】此れ聖人の敢て自己に私せず、天下を兼愛することを言ふ、

【通釋】聖人は平生に於ては、自己の疾病を惡みて、其の身を愛す、有事の際には、人の爲めに危難を惡み

【解義】【不可正而正之】上文の權の義を說きて權正也と云へり、不可正而正之とは不可權而權之と云ふと同じ、【語天之爲是也而性】性の上下に譌脫の字あるに似たり、孫注は性を惟に作るべし、惟は唯と通ずと云へども、上下の文仍ほ通じ難しと云へり、按ずるに此れ下文の天之以非爲是也而性の語と正反相對して、其の語法大體相同じ、墨子の文過簡にして峭奧なると往往此の如し、蓋し本と疑ふべき者なきなり、【爲暴人歌天之爲非也】上の爲の上に反の字ある意味にて看るべし、歌とは頌贊の意に用ふ、今我が邦人の鼓吹をなすと云へると同じ、既に前に見ゆ、【倫列德行】倫は等なり、列は等列なり、其の德行たるや義の厚薄すべきに因りて親の厚薄をなせるを以て德行を倫列すと云へるなり、【諸陳執】陳は布列なり、執は主持なり言議を布列して主持すること、

爲天下厚禹、爲禹也、爲禹之加於天下、而厚禹、不加於天下、若惡盜之爲加於天下、而惡盜不加於天下、愛人不外己、己在所愛之中、己在所愛、愛加於己、倫列之愛己、愛人也、臧之愛己、非爲愛己之人也、有厚薄而毋倫列之、厚不外己、愛無厚薄、譽己非賢也、

【大意】偏曲の愛は取るに足らず、而して眞の兼愛は、亦自己を愛すべきことを說く、

【通釋】天下の爲めに夏の禹王を厚く取り扱ふことは、禹王一身の爲めなり、禹王の洪水を治めし功德の天下に偏く加はり居るが爲め也、然しながら禹王を厚く取り扱ひたりとて、其の厚き取扱が天下全體に加はり及ぶにはあらざるなり、それは盜賊を惡むは其の害が天下に加はり居るが爲めにして、其の惡む所の心は天下に偏く加はらざるが如し、人を兼愛するは自己の身を外にせず、自己も天下の人の一人に

んと求むることにして、義を爲すにあらず、即ち此に由りて義をなさんとするなり、此れ直ちに義たるにはあらず、今や吾が行はんとする物事に於て、權を以て正すべからざるに、而も強ひて之を正ださん乎、必らず扞格して相行はれざるべし、例へば暴人の爲めに天道は是たり而して降りて人の性たりと語るは是れ反りて彼の暴人の爲めに天道の非たることを鼓吹する者なり、凡そ諸の陳執すること、世の既に爲せる事を、我今之を陳執するときは、陳執せしより起りしことは、吾が始めて爲せし事に因るにあらず、乃ち舊來の傳説に因るなり、若し我が陳執することが世に未だ爲さゞる事を、我今之を陳執するときは、凡そ陳執せることは、皆我の責めに歸し、之を妨害なりと思へる暴人達は、事の善にまれ惡にまれ、皆我に因るとなし、必らず益、我（君子）の説の行はれざるやうに企てゝ世に吹聽し我が天道の是が乃ち人の性たることを言へるを逆さまに世に吹聽して我（君子）は天道の是なるを誣ひて非となし是が乃ち人の性たりと言へりと謂はん然るときは我の暴人の爲めに說きし者は反りて暴人の暴を助長する機となる也、去れども利の中に於て大を取るは已むを得ざるにあらず、害の中に於て小を取るは已むを得ざるなり、已むを得ざるは吾が本心の欲するにあらず、今や所レ未レ有に於て之を取るは是れ利の中に於て大を取るなり、乃ち積極的進取なり所二既有一に於て之を棄つるは、是れ害の中に於て小を取るなり、乃ち消極的退嬰なり、此の二者は倶に舍つべからず、時と場合とによりて能く之が輕重を權りて行ふ、是れ義を爲すを求むる者なり、故に義に於て厚くすべきは之を厚くし、義に於て薄くすべきは之を薄くす、之を德行を倫列すと謂ふ、君上老長親戚は、此皆義に於て厚くすべき所なり、尊長には厚くし、竝びに卑幼なるが爲めに薄くせず、親しき續き合が厚ければ親くし、親しき續き合ひが薄ければ之を薄くす、然しながら親むことは極度に至れど、薄くすることは極度に至らず、乃ち親む方は及ぶだけ其の範圍を擴大にし、薄くする方は亦及ぶだけ其の範圍を縮小にす、右の如くに義を以て親を厚くするときは、其の行を一々擧げて言はざるとも、自然に似寄りたる行となりて、兼愛の旨亦因りて達することを得べし、

於事爲之中而權其輕重、之謂求、求爲之非爲之也、利之中取大、害之中取小、求爲義、非爲義也、不可正而正之、爲暴人語天之爲是而性、爲暴人歌天之爲非也、諸陳執既有所爲而我爲之陳執、陳執之所爲、非因吾所爲也、若陳執未有所爲、而我爲之陳執、陳執之所爲、因吾所爲也、暴人爲我爲天之以非爲是也、而性利之中取大、非不得已也、害之中取小、不得已也、不得已而欲之、非欲之也、於所未有而取焉、是利之中取大也、於所既有而棄焉、是害之中取小也、義可厚厚之、義可薄薄之、之謂倫列德行、君上老長親戚、此皆所厚也、爲長厚、不爲幼薄、親厚厚、親薄薄、親至薄不至、義厚親、不稱行而類行、

【大意】 此れ物事を行はんとするに當りては、善く其の輕重を權りて義に叶はんことを求むべきことを言ふ、

【通釋】 人の行爲の事其の中に於て、其の輕重を計量するを求と謂ふ、求とは此より之を爲さんと求むることにして、今已に之を爲せるにあらず、故に利の中に於て大を取り害の中に於て小を取るは義を爲さ

生利若一、非無擇也、

【大意】形體上に就きて、輕重あることを論じ、物の取捨選擇を怠る可からざることを言ふ、

【通釋】相分かれて形體となりたる者の中に就きて其の何れが輕きか何れが重きかを計量するを權といふ、權とは故意に是を爲すにも非ず、また故意に非を爲すにもあらず、權は本來重きを重しとし、輕きを輕しとする公平正直なる者なり、人の此の世に處する一日も、此の權なかるべからず、造次にも顚沛にもよく此の權を持ち、利を取り害を舍てざるべからず、今危難に遇ひ多少の傷害は免るべからずとせんか、かゝる時人體中輕き指を斷ちて重き腕を存するは即ち利の中に於て比較的其の大なる者を取り、害の中に於て比較的其の小なる者を取りたる也、害を免るゝを得れば則ち可、苟も免るゝを得ざれば、其の害の最も小なる者にて事濟むより利なるはなし、此の際に於ける害の小なる者は、やがて利の大なる者なり、されば害の中にて其の小なる者を取りたるは、害を取りたるに非ず、實は利を取りたるなり、則ち利を取りたるなりといふと雖も、未だ之を取らざるの利なるには若かず、從つて其の取りたる所の者は害にあらずといふべからず、然れども是れは皆人の執りて免るゝ能はざる所なれば、又未だ直に之を害と爲す可らず、且つ盜人に遇ひて殺傷せられんとせし時、最も輕き指を斷ちて最も重き身命を免れたるは利なり、是れ萬人の認むる所、然れども其の盜人に遇ひたるは害なり、乃ち知る利害は必ず相伴ふ、害を離れて利存せず、故に利害の中其の大小を權して利は大に害は小に就くを要す、指を斷つと腕を斷つとは、其の利害の大小大に異なるが如きも、これを天下に於ける利益の上より大觀すれば、相若きて擇ぶ所なし、されど死生に至りては、其の利相若きて一の如き場合と雖も擇ぶ所なきに非ず、即ち必らず死を捨てゝ生を取るなり、輕重の中更に輕重あり、之を權する愼まざるべからず、

【解義】【所體之中】經上に體分於兼也とあり兼體を弁はせば兼と謂ひ、之を分てば體と謂ふ、所體とは所分と云ふが如し、【斷指以存掔】掔は腕なり、古文掔は捥に作る、

之、非利其親也、以樂爲利其子、而爲其子欲之、非愛其子也、以樂爲利其子、而爲其子求之、非利其子也、

【大意】 臧と親とを對待とし、以て間接の愛利は、愛利となしがたく、音樂と其子との關係を擧げ、以て愛利の道を得ざれば愛利の益なくて害あることを説く、

【通釋】 臧即ち奴僕が吾が親に善く事ふるが爲に吾れ因りて奴僕を愛すればとてそれが直切に吾れ其の親を愛するに非ず、奴僕が吾が親に利益を予ふるが爲に吾れ因りて奴僕に物を資給して利すればとてそれが直切に吾が親を利するに非ず、何となれば臧即ち奴僕と吾が親とは同じからざれば也、音樂が其の子に快樂の利を予ふるを爲すを以て、其の子の爲に之を欲し望むは、其の子を愛するに似て實は愛するに非ず、音樂を以て其の子を利益せんとして、其の子の爲に更に進んで音樂を求むるは、亦其の子を利するに似て實は利するに非ず、音樂を欲し求めて其の子に學ばせた結果は、唯、無用の費を要するのみならず、却つて其の子を淫靡の風に導く、此の類皆小人の愛のみ、

【解義】 【以臧爲其親而愛之】臧は奴僕のこと「方言」に臧獲奴婢賤稱也とあり、尚ほ小取篇に詳かにす、

於所體之中、而權其輕重、之謂權、權非爲是也、亦非爲非也、權正也、斷指以存擊、利之中取大、害之中取小也、害之中取小也、非取害也、取利也、其所取者、人之所執也、遇盜人、而斷指以免身利也、其遇盜人害也、斷指與斷腕、利於天下相若無擇也、死

解釋し、尙は小取篇に以レ類取、以レ類予とあるは、即ち其の義なり、篇中に凡そ臧を言ふ者、皆臧獲を指して言ふ、畢注は竝に葬親を以て釋す、故に此亦厚葬節葬の說あり、竝に謬ると云へり、今按ずるに、本篇下篇共にもと墨經の餘論にして、經の未だ盡さゞる所を說釋し、又類に觸れて言及し、以て彼此の間互に演證とすべき者尠からず、但文章殘缺、意義の明瞭を闕けるは、孫注も此篇文多不相屬蓋皆簡札錯亂今亦無以正之と云はれて解釋に苦みしが如く、錯簡誤字頗る衆し、今頗る訂正を爲せども、其の考定詳說に至りては他日を待ちて爲さん、

天之愛レ人也、薄レ於二聖人之愛一レ人也、其利レ人也、厚レ於二聖人之利一レ人也、大人之愛二小人一也、薄レ於三小人之愛二大人一也、其利二小人一也、厚レ於三小人之利二大人一也、

【大意】天と聖人とを比較し、大人と小人とを比較し、前者人を愛するは俱に薄く、後者の人を利するは俱に厚きを言ふ、一是一非、互に相擧げ、論を立つ、是れ一篇の構造概ね然りとす、

【通釋】天は自然に任かせ無爲にして、能く萬物を化育す、聖人は人力を以て政を爲し敎を施して、萬民を治む、故に之を外より觀れば天の人を愛することは、聖人の人を愛するよりも薄く見ゆ、されど無爲は至らざる所なく、政敎は及ばざる所あり、故に天の人を利するは其結果は却つて聖人の人を利するより厚し、大人は大體を治めて小事に區々せず、小人は之に反す、故に大人の小人を愛するは、小人の大人を愛するよりも薄く見ゆ、されど其の結果として大人の小人を利益するは矢張り小人の大人を利益するより厚きなり、

【解義】【大人】身分高き人なり、有德の大人にあらず、【小人】身分賤き人なり、品性惡しき人にあらず、

以二臧一爲レ利二其親一也而愛レ之、非レ愛二其親一也、以二臧一爲レ利二其親一也而利

與馬不類】舊本に牛の字なし今王校に據りて補ふ、【唱無遇無所用若稗】舊本に遇を過に作り用を周に作り稗を粺に作る、今孫校に據りて改む、【功必寡】舊本に功の字なし今同上、【智多而不教】舊本に多の字なし、今孫校によりて改む、【恩或厚或薄】舊本に恩の字なし今意を以て補ふ、【之人之言可】舊本に之人を出入に作る今同上、【必不當】舊本に當を審に作る今同上、【唯謂是寉可也】舊本に唯を惟に作る今孫校に據りて改む、下句の二の唯の字亦皆同じ、寉を霍に作る、今意を以て改む、【可盡不可盡】舊本に此の下不可盡の三字を衍す、今畢校に依りて削る、【而必人之可盡人之可盡】舊本に下の人之可盡の四字なし、今孫校に據りて補ふ、【人若不盈无窮】舊本に无を先に作る、今王校に依りて改む、【不智其數惡智民之盡之也】舊本に不智の下に二の字あり、今意を以て削る、之を文に作る、今孫校に據りて補ふ、【說在頡仵】舊本に頡仵を仵顏に作る、今孫校に據りて改む、【學之無益也】舊本に益の字なし、今孫校に據りて補ふ、【是使智不知學之無益也】舊本に不知の字なし無の字なし今意を以て補ふ、【非誹者諄】舊本に詩を諄に作る、今孫校に據りて改む、【物甚不甚】舊本に甚を箕に作る、今兪校に依りて改む、【說在不文】舊本に文を州に作る、今王闓運の說に依りて改む、

墨子卷之十一

大取第四十四

大取の名、畢注は篇中に利之中取ㇾ大を言へるは、即ち大取の義なりと解し、又聖人の厚葬は、固より其の親を利し、盛樂は其の子を利する所以なれども、節葬非樂は利尤も大なれば、墨者固より之を取ると云ひ、篇中の以ㇾ臧爲二其親一也而愛ㇾ之云々の句を解し、臧は即ち藏の字にして埋藏の義なり、葬親の事を謂ふとなし、天下の大利として節葬の說を取るべきを言ふとなせども孫注に據れば本篇と下篇とを以て、亦墨經（經經說）の餘論にして、其の本篇を大取と名づけ、下篇を小取と名づけしは、取譬の取と同じく、他の類例の義を取りて、此の本旨を譬曉する意味に

據りて改む、【故謂有智】舊本に謂の字なし、今同上、【說在以二參】舊本に參を㕘に作る今楊校張校に據りて改む、【有智吾所无擧是重】舊本に无の字是の字なし今同上、【說在眷】舊本に眷を春に作る今同上、【狗犬遺者】舊本に遺を貴に作る今同上、【所眷也其埶固不可當也】舊本に眷を春に作り埶を執に作る今同上、【所存與存者】舊本に存者の字なし今意を以て補ふ、【其說在主】舊本に駟異說に作る今張校に據りて改む、【合之成水木離土】舊本に合之成水木離木に作る今孫校に據りて改む、【人堂中在】舊本に大常中在に作る今同上、【其人其所】兩の其の字舊本に一は兵に作り、一は長に作る今同上、【某子所存者也】某を舊本に其に作る今同上、【據存者】存を舊本に在に作る、【惡所存也】舊本に所を可に作る今孫校に據りて改む、【無欲惡之無益損也】舊本に無を爲に作る今張校に據りて改む、【或欲不有能傷】舊本に或者欲不有能傷也に作る今孫校に據りて改む、【則唯恐弗治也】舊本に恐を恕に作る今同上、【且怒人】舊本に怒を恕に作る、【火不熱】舊本に必熱に作り火の字なし今同上、【說在視】舊本に視を頓に作る今同上、【以目見火】舊本に火の字なし孫校に據りて補ふ、【說在以明】舊本に明を名に作る、【輕重而髮絕】舊本に重の字なし今孫星衍の說に依りて補ふ、【任於今而處於古】舊本に任を生に作る今孫校に據りて改む、【指是霍也】霍を舊本に霍に作る今張校諸葛校に據りて改む、【使叚義說在使】舊本に叚を般に作る今諸葛校に依りて改む、【義使使義不使】舊本に兩の義を我に作り使使を使我に作る、今孫校に依りて改む、【假義亦使假不義亦使假】舊本に殿戈亦使殿不美亦使に作る、今孫校に據りて改む、【荆之有也則沈淺】舊本に有を具に作り流を沈に作る今同上、【其沈淺也說在有】舊本に流を沈に作り有を具に作る、今孫校に據りて改む、【以楹爲搏】舊本に楹を檻に作る、今同上、【可用遇仵】舊本に遇を過に作る、今孫校に據りて改む、【成繒屨遇椎】舊本に繒を繪に作り遇を過に作る今同上、【與成椎遇繒屨同遇仵也】舊本に兩の繒の字俱に繪に作り遇を過に作る今同上、【缶而可擔】舊本に擔を擔に作る今同上、【宇也者進行】舊本に宇を字に作る今同上、【行脩以久】舊本に脩を循に作る今張校に據りて改む、【牛性與馬惟異】舊本に性を狂に作る今俞校に據りて改む、【牛之

改む、【色肝肺子】舊本に色を包に作る、今孫校に據りて改む、【不以人足爲非】舊本に足を是に作り不の字なし今王闓運の說に據りて改む、【廣與脩】舊本に脩を循に作る、今兪校に據りて改む、【一在偏去之】舊本に之の字なし今孫校に據りて改む、【若假與義】舊本に不若敷與美に作る今同上、【麋與霍孰高】霍舊本に霍に作る、今張校に依りて改む、【推慮不疑】舊本に推を擢に作る今孫校に據りて改む、【柹從削非巧也】舊本に柹を沛に作る今同上、【若石羽循也】舊本に循を楯に作る今同上、【是不可智也遇也】舊本に愚に作る今同上、【以己爲然也與過也】舊本に過を愚に作る今同上、【宇或徙】舊本に徙を從に作る、今畢校に據りて改む、【說在空區】舊本に空を寡に作る今同上、【下者之人也高】下者より以下二十八字舊本は下文の景光之人煦若射の下にあり、今孫校に據りて此に移す、【臨鑑位】舊本に臨の字なし、今王校に據りて補ふ、【去亦當俱用北】舊本に亦を尒に作る今孫校に據りて改む、俱用の間一の俱の字を衍す、今意を以て削る、【鑒者之具】舊本に臭に作る、今孫校に據りて削る、下の景之具の具の字亦同じ、【位景二】舊本に位を住に作る、

今同上、【說在杝舌遠近】舊本に杝を椸に作る今同上、【景多寡貌能白黑】舊本に多の字なし今孫校に據りて補ふ、【大而必舌】舊本に大を天に作る今經說に據りて改む、【行脩以久】舊本に脩を循に作る、今張校に據りて改む、【負而不撓】舊本に負を貞に作る、今孫校に據りて改む、【故橋負衡木】橋を舊本に招に作る、今同上、【右權交繩】舊本に權を校に作る今同上、【契與收說在權】舊本に收を枝に作る權を薄に作る今同上、【繩制之也挈若不以錐刺之】舊本に繩制挈之也若以錐刺之に作る、今意を以て改む、【倚者不可止說在梯】舊本に止を正に作り梯を剃に作る、今孫校に據りて改む、【兩輪爲高】舊本に爲の字なし今孫校に據りて補ふ、【引其後】舊本に弦其前に作る今同上、【截引其前載引其軸】舊本に兩の引の字俱に弦に作り軸を軲に作る、今同上、【倚倍拒掔邪】舊本に掔邪を堅䠞に作る今同上、【則不止】舊本に止を正に作る今同上、【柱之必住】舊本に柱を推に作る今同上【未變而名易仮也】舊本に仮を收に作る今同上【說在弗必】必を舊本に心に作る、今同上、【無不讓也不可說在殆】舊本に殆を始に作る今孫校に

成せるが如くなせし者ならんか、今や魯勝の輯めし者は散佚すること久しければ、詳かにするに由なし、然れども今や經及經說を通覽するに、經の宜く說に入るべく說の宜く經に入るべきに似たる者亦尠からず、蓋し其の就附の際若くは後人の復合の時に當りて、彼此錯互して訂正に及ばざる者あるのみならず、章句の斷割せられて別文と爲れる者あらん、他章に混亂して本義を失ひし者あらん、前後複重して削るに暇あらざる者あらん、故に此篇を讀む者は宜く其の疑はしきを闕きて、其の餘を明かにすべし、必しも徒に心力を、讀み難く解し難く、誤說多き文章に勞せずして可なり、

抑も吾亦竊かに思ふに經上と經下の二篇は同じく是れ辭書的文章なるに、何が故に特に分ちて二篇となせしか、此亦古人の未だ曾て說き及ばざる所なるが、今之を經說上下に照して案ずるに、經上經下の二篇、固より同じく辭書的文章なれども、著者主意の存する所は、各相同からず、經上一篇は言ふまでもなく殆んど純然たる辭書(中に三四下篇の錯竄の疑あれども)なれども經下の篇に至りては、亦殆んど後世の隨筆的若くは講義的文體の傾きありて、必しも經上篇の如く逐一に其の文辭の定釋をなせしにもあらず、概念的に記するあり、分解的に書するあり、頗る無造作に錯雜拉し來りて隨思隨言の筆に成るに似たり、乃ち每節大抵必らず說在某の語を末に置きて自から其の大意を注釋せしが如きは經上の文體と既に同じからず、而して經說はもと經を說かんが爲の作なれば、其の經既に上下に隨うて同じからざれば、經說の上下亦自から同じからず、蓋し之を要するに、經は墨子の自著にして經說は墨學を奉ずる者の經義敷衍の爲めに作りし者なり、莊子の天下篇に相里勤之弟子、五侯之徒南方之墨者苦獲已齒鄧陵子之屬、俱誦墨經而倍譎不同相謂別墨以堅白同異之辯相訾以觭偶不仵之辭相應とあり、謂ゆる經說の作、亦安くに斯徒の手に出でざることを知らんや、世の篤學家、本篇を讀むに方りて、試に尋繹一番せば、其の義亦思ひ半ばに過ぐる者あらん、

經下篇存異

【止類以行之】舊本に之を人に作る、今孫校に據りて改む、【牛馬與】舊本に馬を鳥に作る、今孫校に據りて

て墨子の本指は固より此を以て世に著はさんと欲するにあらず、乃ち其の理に比倖附麗して、辯學の說を發揮せんと欲するなり、魯勝は又之を論じて曰く、名必有形、察形莫如別色、故有堅白之辯、名必有分明、分明莫如有無、故有無序之辯、是有不是、可有不可、是名兩可、同而有異、異而有同、是之謂辯同異、至同無不同、至異無不異、是謂辯同辯異、同異生是非、是非生吉凶、取辯於一物、而原極天下之汙隆、名之至也と、乃ち名を辯じ論を立つるは、有形無形を兼ねて、其の眞理を研窮して、是非同異を明かにせざる可からざるを以て、各〻其の事物に就いて、比倖附麗して、斯の著ありし所以を語れる者なり、嗚呼文辭の峭巉意旨の幽玄斯の如くなれば、方今の世、篤學好古の士にあらずんば、吾其れ誰と與に之を研鑽するを得ん、

經說總論

墨子の辯經吾未だ其の何の故に此篇に限り讀此書宜旁行と篇末に古人が敎ふる如く、一種の讀方を爲さゞる可からざるかを知らず、但支那の古代に於て、文章の竪讀せずして橫讀する者は、其の類亦他に絕えて無きにはあらず、漢の司馬遷の三代以下の年表を作りて史記に入るゝや其の三代世表に敘して、余讀諜記黃帝以來皆有年數(中略)於是以五帝繫諜尚書集世紀黃帝以來訖共和爲世表と云はれて、上下八欄に分ち旁行斜上の文を以て黃帝以來の世次を記せり、其の文今の史記に在り、劉知幾は桓君山の言を引きて太史公三代世表旁行斜上並効周譜と云へり、されば周代以前にありて、一種の旁行的文章ありしことは亦以て見るべし、而して未だ譜表の外何等の物に用ひしかを審かにせざる也、されど今や墨子の經上下經說上下の文を讀むに、旁行すれば稍〻文辭の尋ぬべく意義の明かにすべき者あるを覺ゆれども、然らざる時は、文義共に支離滅裂して殆んど解する能はざるなり、魯勝の墨辯序に據れば、墨辯有上下經、經各有說、凡四篇、與其書衆篇(墨子の他篇)連第、故獨存今引說就經各附其章、疑者闕之と云へり、されば是の時經上下と經說上下とは、もと各〻別に篇を成せるを經說を割きて經の各章に附して讀者に便にすると宛かも晉の杜預が春秋左氏傳を分ちて、其の經文に附して今の春秋經傳を幷載する左氏傳の書を

間の眞理は眞理として終に時世の好不好に由りて動かすべきにあらず、魯勝は曰く、名者所以別同異明是非道義之門、政化之準繩也、孔子曰必也正名名不正則事不成墨子著書作辯經以立名本惠施公孫龍祖述其學以正刑名顯於世孟子非墨子其辨言正辭則與墨同荀卿莊周等皆非毀名家而不能易其論也と、蓋し辨名の已む可からずして、墨子の最も力を此に盡くして辯經の著あるは、其の徒に詭辯を當世に弄して快愉を一時に取るの比にあらざるや、豈亦彰然較著なる者にあらずや、孫星衍は曰く經上下略似爾雅釋詁文而不解其意指又怪漢唐以來通人碩儒博貫諸子獨此數篇莫能引其字句以至于今傳寫譌誤更難鉤乙と、是れ經上下の文體は一種の辭書體に似て、而も其の意指を解すること、辭書の明瞭なるが如くならずして、古來の學者何人も之を引用するなく、今日に至りては傳寫脱誤多くして句讀すら困難なるを云へるが、洵に孫氏の言の如く、支那我朝を問はず、博識碩學の士は古今固より多けれども、其の言の墨子に及べるは鮮く、殊に經上下に至りては、皆誤脱文多く不可解の書として、黜けて顧みざるが、殆んど今日學者の常態なり、適、篤志の先輩ありて二三の注解なきにあらざれども、前きに述べしが如く、其の種一の讀方あるを知らざるよりして、折角苦心の末に成れる解釋も終に不用に屬する遺憾あるを免れざるなり、輓近に至りて墨學を言ふ者稍〻衆く、經經說の讀方の旁讀すべきを知ると共に、篇中所述の說の往往多く泰西新傳の科學と一致をなし、而も其の年代の遠く古しへに在るを以て、溫故知新の士、墨子書中殊に意を經上下に注ぐ者、將さに益〻衆からんとす、されば其の發明の出でゝ後世を裨益する者亦必らず近きにあるべきか、孫仲容は曰く經上下經說上下四篇皆名家言又有算術及光學重學之說精眇簡奥未易宣究其堅白異同之辯則與公孫龍書及莊子天下篇所述惠施之言相出入と、黃紹箕曰く、經上以下の四篇、兼及幾何算學光學重學則又今泰西之所以利民用而致富强者也（下略）と、今本書の本文に就きて、之を驗するに誠に孫黃二氏の言の如き者あり、然れども元來支那古代の學說は、泰西科學の新說に合ふ者亦頗る衆し、獨り墨子のみならず、而して墨子に幾何算學光學重學の學理に合へる說あればと

益環氏也
庫易也
動或徙也
讀此書旁行正無非 下段に移すべし

經總論

經上下經說上下の四篇は、文辭の孤峭巉奇なるや、既に讀者をして難攀躊躇の思を起さしめ、意義の深幽高玄なるや、又講者をして心を探討尋繹に勞疲せしむ、加ふるに一種旁行の讀方ありて普通文章を以て視るべからざれば設ひ墨學をして西漢以後盛大流行するを孔教の如くならしむるとも其の徒に文豪鉅子韓昌黎の輩在らしむるとも亦決して其の佶屈聱牙の文を以て彼周誥殷盤の下に置かざるべし、況んや、武帝以來の壓抑廢絶に逢うて、墨子其人の傳記すら且史乘に詳かなること能はず、(史記に墨子の傳なし已に本書序說に云へり)尙奚んぞ其書の讀不讀を世に問ふに遑あらんや、さらば晉の魯勝が墨辯を輯めて經說を以て經の各章に附比するや、亦已に其の自言の如く疑者闕之の已むを得ざるに出でしめたるは、當時墨學が如何に世主の壓迫を蒙り其書の散棄せられて復た尋ぬべからざる歟を想見するに足れり、古來支那書籍の三大厄の一に數へられたる永嘉の亂(西晉の末五胡侵略し歷世の圖書散亡殆ど盡く周秦漢傳來の書の闕佚絶滅せるは多く此時にあり)以前に在りて墨書の厄に逢ふや已に此の如くなれば、其の後の事情は復た絮說を要せずして知るべきなり、されども天地

法同則觀其同 衍
法異則觀其宜 衍
止因以別道
正無非
讀此書旁行

且言然也

君臣萌通約也

功利民也

賞上報下之功也

罪犯禁也

罰上報下之罪也

久彌異時也宇彌異所也

窮或有前不容尺也

盡莫不然也

始當時也

化徵易也

損偏去也

見體盡

合缶宜必

欲缶權利且惡缶權害

爲存亾易蕩治化

同重體合類

異二不體不合不類同異而俱（此二行は連れて讀み分けて三項とす）

于之一也同異交得知有無

聞耳之聽也

循所聞而得其意心之察也（連れて一項となすべし）

言口之利也

執所言而意得見心之辨也

諸不一利用

服執說言利巧轉則求其故大益（別ちて二項となす）

力形之所以奮也

生形與知處也

臥知無知也

夢臥而以爲然也

平知無欲惡也

利所得而喜也

害所得而惡也

治求得也

譽明美也

誹明惡也

擧擬實也

言出擧也

法所若而然也

佴所然也

說所以明也

彼不可兩不可也（此二項は連れて一項となす）

辯爭彼也辯勝當也

爲窮知而縣于欲也

爲存亡易蕩治化

已成亾

使謂故

名達類私

謂移擧加

知聞說親名實合爲（別ちて二項となす）

聞傳親

義利也
禮敬也
行爲也
實榮也
忠以爲利而强君也
孝利親也
信言合于義也
佴自作也
謂作嗛也
廉作非也
令不爲所作也
任士損己而益所爲也
勇志之所以敢也

直參也
圜一中同長也
方柱隅四雜也
倍爲二也
端體之無序而最前者也
有閒中也
閒不及旁也
纑閒虛也
盈莫不有也
堅白不相外也
攖相得也
仳有以相攖有不相攖也
次無閒而不攖攖也

損偏去也服執說巧轉則求其故大益儇䄩秪法同則觀其同庫易也法異則觀其宜動或從也止因以別道讀此書旁行缶無非

考定經上篇

先づ上段を右より左に讀みて最終に至り次に下段に移りて亦右より左に讀み行くべし、左傍に線を施せるは訂正せし符號なり、

故所得而後成也

體分于兼也

知材也

慮求也

知接也

恕明也

仁體愛也

止以久也

必不已也

平同高也

同長以缶相盡也

中同長也

（此三項は連れて一項となすべし）

厚有所大也

日中正南也

親也有閒中也信言合於意也閒不及旁也佴自作也纑閒虛也謂作嗛也盈莫不有也廉作非也堅白不相外也令不爲所作也攖相得也任士損己而益所爲也似有以相攖有不相攖也勇志之所以敢也次無閒而不攖攖也力刑之所以奮也法所若而然也生刑與知處也佴所然也臥知無知也說所以明也夢臥而以爲然也攸不可兩不可也平知無欲惡也辯爭彼也辯勝當也利所得而喜也爲窮知而縣於欲也害所得而惡也已成亡治求得也使謂故譽明美也名達類私誹明惡也謂移舉加舉擬實也知聞說親名實合爲言出舉也聞傳親且言然也見體盡君臣萌通約也合缶宜必功利民也欲缶權利且惡缶權害賞上報下之功也爲存亡易蕩治化罪犯禁也同重體合類罰上報下之罪也異二體不合不類同異而俱於之一也同異交得放有無久彌異時也守彌異所也聞耳之聰也窮或有前不容尺也循所聞而得其意心之察也盡莫不然也言口之利也始當時也執所言而意得見心之辯也化徵易也諸不一利用

は、是と云ふ事を外面に伴り文りて、眞實の是を爲さず、即ち全く虛僞的所業なるを謂ふ、【故是不文】虛僞は永久ならずして敗露することを謂ふ、【則是而不文焉】此の是は上にある今是文於是而不於是と云へる虛僞的所業の是にして、眞の正當なる道理を指したる是にはあらず、乃ち初めに文りたる是も眞の美なる文にあらざることを謂ふ、【而文與是】文と云へる名を以て、是に與へて、自から以て文ある是となすなり、此の節張注孫注共に譌脱ありて、未詳となし、注解を闕く、今王闓運の說に據り、參するに鄙見を以て之が解釋をなすこと右の如し、

經上篇原文

墨子の經、及び經說の各上下、合せて四篇の文は、既に其篇中に讀此書旁行とあるが如く、もと一種の讀方あれども、支那の書に於て、他に類例少きを以て、世或は如何になさば可ならん乎と疑惑を懷く者もあらんと思へば、今左に經上一篇の原文を揭かげ、次ぎに淸の畢沅が考定せる旁行文章を參據して、聊か之に訂正を加へし者を載せ、以て讀者の參考に資す、尙他の三篇は此を以て類推すべし、今玆には文長ければ略す、

故所得而後成也止以久也體分於兼也必不已也知材也平同高也慮
求也同長以缶相盡也知接也中同長也恕明也厚有所大也仁體愛也
日中缶南也義利也直參也禮敬也圜一中同長也行爲也方柱隅四讙
也實榮也倍爲二也忠以爲利而强低也端體之無序而最前者也孝利

卑くとも、高尚なる行爲あるときは、下なる者謂はゆる上なる者なり、乃ち經文の上下は必ずしも人爵の高下を以て言ふにあらざるなり、

是レ是與レ是同、說在レ不レ文、

【大意】此れ眞理正義は直道によりて得べくして、徒に好名的虛僞の行を以て求む可からざるを言ふ、

【通釋】凡そ事理の正當なることを是と云へるが、今夫れ物を處し事を行ふに方りて、正當なる道理を正當として從ふときは、正當なる道理の永久變せざると同じく、其の事其の名は永久的に存し傳はるを得べし、其の譯は虛僞の文飾を爲さゞるに在り、

【說】不レ是レ是、則是且レ是焉、今是文レ於レ是、而不レ於レ是、故是不レ文、是不レ文則是而不レ文焉、今是不レ文レ於レ是、而文與レ是、故文與レ不レ文同レ說也、

【大意】此れ是レ是與レ是同說在レ不レ文の義を釋す、

【通釋】凡そ事理の是にして正當なるものは、其の是たることを、他人が是として同意せざるとも、眞理正義は竟に掩ふべきにあらず、將さに自然に是なる者として永久不滅的に傳はらんとす、然るに今の謂はゆる是なる者は、是と云ふことを文り粧うて、其の實は眞の是と云ふことに心掛けず、故に其の文り粧へる是も、何時かは金箔が剝げ落ち、結局眞の是が無きが上に、又其の文をも幷せて之を失ふに至るなり、偽り文り粧へる是が、箔の落ちて文ならざるときは、初めの文れる是も亦竟に眞の文り者とはならず、されば今の謂はゆる是なる者は、是と云ふことを文り粧ふことを得ざる僻に、愚かにも、自から文飾を以て其の是に與へ、即ち元來自から爲せる事を道理らしく文るが故に、宛かも根無き草、源無き水の如く、終には亡びて、己が骨折りて文りし事と人の初めより構へなく文らず、是をなさざる事と、詰り其の沙汰を同くして、何等の紀念とすべき者なく湮滅して傳はらざるなり、豈亦氣の毒千萬の事ならずや、

【解義】【今是文於是而不於是】今時の是と云ふ者

見定めたる物にあらざれば、長きも短きも其の口に掛けざるなり、故に物の是れが甚しきとか甚しからざるとかは、畢竟人の都合によりて云へることにて、必しも物其物に甚と不甚とあるにあらず、

【解義】【莫長於是莫短於是】莫長は即ち甚長の義にして莫短は即ち甚短の義なり、【是之是也】是とは即ち莫長於是莫短於是とある是にして、其の必らず是の如くにして、後ちに甚長又は甚短と云はるゝことを謂ふ、【非莫甚於是】即ち若し是の如きにあらざれば、甚長又は甚短の物たることを得ざるを謂ふ、後世の文にて云へば非所謂莫甚於是者也と同じ、古文簡勁を尚ぶが故に、本句の如く云へるなり、

取下以求上也、說在澤、

【大意】上下の間卑高を言ふは、程度問題にして、卑必しも卑ならず、高必ずしも高ならざるを言ふ、

【通釋】下を取りて上を求む、即ち下たる者を以て上たらんと求むるは、其の義は澤の卑きに居りて、必ずしも卑きにあらざることを以て鑑となすべし、

【解義】【其說在澤】澤と山とを比較して、其の高卑を悟るべきことを言ふ「莊子」の天下篇に天與地卑山與澤平の語あり「釋文」に李云以地比天則地卑於天若宇宙之高則天地皆卑天地皆卑則山與澤平矣と云へり、乃ち天地間の物は比較的高卑ありて、絕對的高卑は有らざれば、澤と山とも比較上の高卑なり、故に山が高しと云へば、高きも、亦山より高き者あり、澤が卑しと云へば、卑くきも、亦澤より卑き者あるなり、此の義を悟るときは、下たる者が上に求むることも亦自然に程度あるなり、

【說】取高下以善不善爲度、不若山澤處下善於處上、下所謂上也、

【大意】此れ取下以求上也說在澤の義を釋す、

【通釋】高きと下きとを取るは、即ち高下を定むるは、比較上の善と不善とを以て、度となし、善なれば、高しとし、不善なれば下しとなすことにして、彼の山と澤との高卑懸絕して同じからざるが若きにあらず、今の下に處るに反りて上に居るより善し、即ち位は

【說】非誹　非己之誹也、不非誹、非可非也、不可非也、是不非誹也、

【大意】此れ非誹者誖說在弗非の義を釋す、

【通釋】經文にある非誹とは、誹者を非とすることゝにて、乃ち世の好みて人を誹る者は非なりと云へることにて、己が人を誹るにあらず、扨て何が故に經文に人を誹ることを非とせざるかならば、其の人を誹ることを非と爲す可きにあらず、其の誹ることは如何にも理の當然にして外間の人も亦如何にも誹るが至極尤もなりとして非とすべからざるなり、是れ其の人を誹ることを非とせざる所以なり、經文に說在弗非とは、乃ち是の不可非也の義を云へるに外ならず、

【解義】なし、

物甚不甚、說在若是、

【大意】此れ物の長短は人の時の都合によりて稱することを言ふ、

【通釋】物に甚しきと甚しからざるとあり、其の說は若是とて、是の通りと自分の定めたる準的によりて、甚しと甚しからざるとは決するなり、

【解義】【說在若是】若是は是の若きにて、乃ち或る物を指定せるの辭、俗に云へる「是の通り」と同じ、尙經說に詳かなり、

【說】物甚長甚短、莫長於是、莫短於是、是之是也、非是也者、非莫甚於是、

【大意】此れ物甚不甚說在若是の義を釋す、

【通釋】物の甚だ長きと甚だ短きとは、何物を標的として長しとか又短しとか云へるか、乃ち人々の自から是也と定めたる物に據りて、是より長きは莫しとか、又は是より短きは莫しとか云へるにて、畢竟是の通りにて是の物が長しとか短しとかを定むるなり、若し是の如きに非るときは、遂に是より甚しきこと莫しと云ふ可き是れと云ふ者にあらず乃ち人々が

きは、是れ敎導の本旨に於て悖れる者なり、

【解義】【以學爲無益也敎誖】敎の上に其の字を加へて看るべし、もと其於敎也誖と云ふべきを省略したるなり、

誹之可否、不以衆寡、說在可非、

【大意】此れ輿論の必しも是なるにあらず、理の當否を審にすべきことを言ふ、

【通釋】誹りの可否は、誹りの衆寡を以て曰はず、其の譯は誹る可きか然らざるかに在り、

【說】論誹　誹之可不可、以理之可誹、雖多誹其誹是也、其理不可非、少誹非也、今謂多誹者不可、是猶以長論短、

【大意】此れ誹之可否不以衆寡說在可非の義を釋す、

【通釋】論誹とて人を誹議するは、宜く其の誹る所の當否を論ずべき他、誹の可と不可とは、理に於て非とすべきと非とすべからざるとを以て決すべし、理に於て非とす可きならば、多く誹るとも是なり、其の理非とすべからざるならば、少く誹るとも非なり、然るに今や徒に一概に多く誹る者を不可と謂うて、復た理の是非を問はず、是れ猶長き物を以て尺度として短き物を論評して非難するがごとし、殊に知らず物は短長各、宜きありて、長必ずしも宜くして短必ずしも宜からざるにあらざることを、寔に愚なる沙汰ならずや、

【解義】なし、

非誹者誖、說在弗非、

【大意】此れ正義を以て人を論誹する者を非議するは、悖戾の道たることを言ふ、

【通釋】人を論誹するが故にとて、妄に非斥すべからず、誹論する者を非斥するときは、悖戾となることあり、其の譯は誹論する者が、正理にして人を誹れども非とならざるに在り、乃ち正理に據れる者を非斥するときは、非斥者が正理に悖れるなり、

れば愛利は俱に內にして一が內となり一が外たることを爲さず、所愛所利は俱に外にして亦一が內となり一が外たることを爲さず、是れ固より定まれる道理なり、然るに今や仁即ち愛は內なり義即ち利は外なりと謂ふ時は、是れ愛と利との全體上より云はずして各々の其の局部に就きて云へるなり、即ち仁の方は所愛の此方に在るを以て內と謂ふ、義の方は所利の彼方に在るを以て外と謂ふ者にして、是れ狂妄の說なれば、經に說在「顏件」と云へる所以なり、譬へば左目は出て右目は入るが如き者にして、誠に偏頗の沙汰と謂ふべきなり、左樣なる筈はなきなり、

【解義】【愛利此也】愛利の心、本來己に在るを言ふ、以て其の同く內に在ることを明かにす、【所爲所利彼也】己が愛を注ぎ利を加ふる相手たる者は他人なることを言ひ、以て其の同く外に在ることを明かにす、【其爲仁內也義外也】爲は謂と通ず、仁內義外の說は「孟子」の公孫丑篇に見ゆ、告子の語なり、又同書の告子篇に告子の孟子と辯難の言を載すること尤も詳かなり、今其の文長ければ錄せず、宜く就きて參看すべし、「管子」の戒篇にも仁從中出義由外作の語あり、

學之無益也、說在誖者、

【大意】此れ學問は終に無益にあらざることを言ふ、

【通釋】學問を譏りて無益となすは、學問の無益なるにあらず、其の說は彼の無益なりと譏れる人が悖戾者たるに在るなり、

【說】學也以爲不知學之無益也、故告之也、是使智不知學之無益也、是教也、以學爲無益也、教誖、

【大意】此れ學之無益也說在誖者の義を釋す、

【通釋】學問は學問を知らざるは益なしとして之に告げ敎ふるなり、是れ學問を知らざるの益なきことを知らしめんが爲めなり、是れ乃ち敎導の本旨なり、然るに今反りて學問を以て益なしと爲して告ぐると

亦其れに相當なる愛を施すことを得べし、

【解義】【說在喪子者】孫注に據るに、喪子とは親が亡失せる子にして、親は其の所在を知らざるとも、亦之を愛するに妨げなし、即ち其れ相當なる愛情を施すことを得べきを言ふ、「大學」に如保赤子心誠求之雖不中不遠矣未有學養子而后嫁者也とあり、親の其の子を愛するが如き至情を本體として、博く人々に接するときは、縱ひ盡くは中らずと雖ども、亦其れに幾分か近き愛を施し及ぼすべきことを言へり、又本節の意と相似たり、

【說】闕く

仁義之爲內外也非、說在頡忤、

【大意】此れ仁內義外の說の謬れるを言ふ、義は經說に詳かなり、

【通釋】仁義を分ちて仁を內と謂ひ、義を外と謂ふは非なり、何が故に非なるかと云へば、其の譯は頡忤とて大に逆らひて矛盾を極むるに在り、

【解義】【爲內外也】爲は謂と通ず、【說在頡忤】頡は大なり忤は啎と通ず、啎は逆なり「呂氏春秋」の明理篇に其民頡忤百疾とあるを高注に頡猶大也啎逆也とあり、舊本に說在忤顏に作る、其の義通せず、孫注に據りて改む、

【說】仁愛也、義利也、愛利此也、所愛所利彼也、愛利不相爲內外、所愛利亦不爲內外、其爲仁內也義外也、舉愛與所利也、是狂舉也、若左目出右目入、

【大意】此れ仁義之爲內外也非、說在頡忤の義を釋す、

【通釋】仁は物を愛するなり、義は物を利するなり、倶に自動的發作なれば、固より此方にして心の內に在り、所愛と所利とは、此方に愛せられ利せらるゝ者にして受動的地位に立つれば、身の外に在るなり、左

【解義】經說に詳かにす、

【說】不智其數、惡智愛民之盡也、或者遺乎其明也、盡明人則盡愛其所明、若不智其數而智愛之盡也、無難、

【大意】此れ不知其數而知其盡也說在明者の義を釋す、

【通釋】天下人民の數を知らざるに、惡んぞ能く吾が民を愛するの盡くして遺憾なきを知らんやと論難する者あれども、此れ或は其の已に明らかなること即ち已に之を知れることを遺して言はざればこそ、左樣の議論も起るなれ、若し我に兼愛の心ありて有らん限りの力を盡くして人を明かに知ることを務むるときは、盡く其の明らかに知る所の人を愛するなり、苟も我が世界と思へる處の人を盡く愛すれば、乃ち兼愛なり、是れ其の天下の人數を知らざるとも吾が愛を盡くして遺憾なきを知るは難きことなし、故に茫々たる世界無量の人民を兼ね愛することは、不可能と云ふこと勿れ、乃ち其の已に明かに知れる者に愛を盡くさば、是れ乃ち兼愛なり、

【解義】【或者遺乎其明也】遺は遺忘なり、明は明瞭なり、此所は或は其の已に明瞭なる者を遺忘せしかと故らに疑問を設けて、下文を喚起するなり、孫注は明の字を下句の兩の明の字と共に問の字の誤なりとせり、今は張注に據り仍ほ明の字に作る、

不知其所處、不害愛之、說在喪子者、

【大意】此れ眞に兼愛を欲するときは、行ひ難きにあらざることを言ふ、

【通釋】其の人民の居る所を知らざればとて、之を兼ね愛するに於て害あらず、其の證は子を喪ひたる親に在り、乃ち親は子の行衞不明なりとて、之を愛する心は渝らず、故に苟も人を兼愛する心だにあらば、何んぞ其の至情が吾の未だ知らざる天下の人に貫徹せざるを憂へんや、乃ち知らざれば知らざる處にて、

【通釋】 南方を窮り無しと思へる者は、南方窮り有るときは盡くす可く、窮り無きときは盡くす可らずとなす、然しながら南方の窮り有ると窮り無きと實際の處は、未だ孰れなるかを知る可らず、されば其の際限まで盡くすべきか、盡くす可らざるかは未だ知る可らず、人の世界に居る者能く其の窮極なき處まで發展して盈つるか否かは未だ知る可らず、而して必らず人の之を盡くす可きことを期す、人の之を盡くすを得べきか否かは亦未だ知る可らず、而して必らず人の盡くは愛すべからざるを論ずるは悖れり、何んとならば或る說の如く人若し能く窮極なき處まで發展して盈たざれば、縱ひ四方は至廣至大にして窮りなきにもせよ、人其物は最早既に窮まること有るなり、即ち人界は其力の及ばざる地にて窮まること有り窮まり有ることを盡くすは、左程の難きにあらず、乃ち勉强して窮むるときは何れの日にかは達し得るなり、又人若し能く窮極なき處まで發展して盈つるときは、是れ窮りなきと云ふ者は相盡きて亦悉く窮り有る世界となるなり、窮り有ることを盡くすは、固より左程の難きにあらず、此れ世界は如何に廣大にして窮り無きとて、我が兼愛主義を行ふを害せずと云ふ所以なり、

【解義】【無南者】無南は無難の義なりと、盧氏は云へども、孫氏は南は南方なり、無南とは無二南方一の意にして、南の窮り無きことを言ふなり、古しへは支那の疆域南方は南海まで至らず、又天官家は南極あることを知らざるが故に、四方の中にて、獨り南方を以て窮り無しとなせり、「莊子」の天下篇に惠施曰南方無レ窮而有レ窮とあり、蓋し古しへの名家此の論を持する者ありしなり、【而必人之不可盡愛】盡愛は即ち兼愛のことなり、

不レ知二其數一而知二其盡一也、說在二明者一、

【大意】 此れ兼愛の道は、先づ近き者より施すべきことを言ふ、

【通釋】 天下人民の數を知らず、而も以て愛の盡くすを知るなり、其の譯は其の明かなる者を之を知るに在り、

と謂ふ可しとなせばなり、而も猶之は彼の眞の鶴に非るがごとく思へども、彼の人之を鶴となせば、是れ鶴ならんと謂うて鶴と云へるなり、然しながら此れ幾分か鶴と云ふべき眞理あれば也、若し誠に鶴と謂ふ可からざる者は、如何に我が之を鶴と謂はんとするとも、人は吾の謂ふことを同意して返答せざるなり、故に彼が吾の鶴と謂ふことを同意して返答すれば、吾が謂ふことが行はるゝなり、若し彼が吾が鶴と謂ふことを不同意にて返答せざれば、吾が謂ふことは行はれざるなり、乃ち眞理正義にあらざることは、吾之を謂ふとも人之に應ぜざることを知るべし、

【解義】【唯謂是霍可】 霍は鶴の假字なり、舊本霍に作る、孫注は虎の字の誤なりとせり、可とは唯者以て鶴と謂ふべしと爲すなり、【而猶之非霍也】猶は疑辭なり、乃ち其の心中には、是れ眞の鶴ならざれば、鶴に非ざるやうにも思へることを謂ふ、

無窮不害兼說在盈否、

【大意】 兼愛は人の無窮を以て止むべきにあらざることを言ふ、

【通釋】 無窮とて窮り無きことは天下を兼愛する上に妨害なし、其の譯は人の能く無窮を盈つると無窮を盈たざるとに在りて、無窮其物の如何に由るにあらず、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 無南者、有窮則可盡、無窮則不可盡、有窮無窮未可智、則可盡、不可盡未可智、人之盈否未可知、而必人之可盡、人之可盡不可盡未可智、而必人之不可盡愛也誖、人若不盈无窮、則人有窮也、盡有窮無難、盈無窮、則無窮盡也、盡有窮無難、

【大意】 此れ無窮不害兼說在兼の義を釋す、

戻にして取るに足らずとして、黜くるは是れ亦己も悖戻たるを免れず誖たると否とは其の言の當不當を察して決すべし、

【解義】【以言爲盡誖】誖は悖と通ず、戻なり、

【說】以誖不可也、之人之言可、是不誖則是有可也、之人之言不可、以當、必不當、

【大意】此れ以言爲盡誖誖說在其言の義を釋す、

【通釋】人の言を一概に以て悖戻とすは不可なり、之人即ち言者の言が可なれば、是れ悖戻ならず、即ち是れ可として信ずべき者あるなり、之人即ち言者の言が不可なれば、以て至當となすとも、必らず當らず、故に宜く其の言の如何を察して當否を決すべし、妄に悖戻として黜くべからず、

唯吾謂、非名也、則不可、說在仮、

【大意】此れ言を吐くは正理に由るべし、不正理の言は、人の賛成なきことを言ふ、

【通釋】人は吾が謂へることを、速かに應答して唯と曰ふと雖ども、是は吾が謂ふことに正しき名義あればなり、若し正しき名義に非ざるときは、吾謂ふとあるも、彼は將に唯せず即ち相手となりて話に乘らず、故に不可なり、若し果して然るや否やを驗せんとすれば、其の應ずると應ぜざると如何を觀るべし、

【解義】【唯吾謂非名也】唯は諾なり、但諾よりは恭敬なる答なり、「禮記」の玉藻篇にも父命呼唯而不諾とあり、孔疏に唯恭於諾也と解せり、吾謂とは、吾所謂なり、吾が言を謂ふ名は正名なり、【說在仮】仮は反と同じ、孫注には反は不應なりと解せり、

【說】唯謂是霍可也、而猶之非夫霍也、謂彼是是也、不可謂者、毋唯乎其謂、則吾謂不行、彼若不唯其謂、則不行也、

【通釋】茲に或る物あり、吾假りに名けて鶴と謂へるを、人は同意して是れ鶴なりと返答するは、以て鶴

若是其色也、若白者必白、今也、智其色之若白也、故智其白也、夫名以所明、正所不智、不以所不智、疑所明、

【大意】此れ聞所不知若所知則兩知之說在告の義を釋す。

【通釋】聞所不知とは、換言すれば聞とは聽覺の感得する所にして、視覺にて見知せざる所なり、故に室中に在る者は、室外の人唯だ其の聲を聞きて、其の人あるを悟れども、如何なる物なるかは知らざる所なり、然るに他に人ありて室内に在る者の色は、矢張り是の室外に在る者の色の若しと敎ふるときは、是れ已に知れる所を以て、其の知らざる所を推量して知れる所の如くなるを得べし、譬へば白と黑との色の如し、其の初め未だ知らざる時は、果して白なるか又は黑なるか未だ定まらざるも、是の室外に在る色の若しと告ぐる者ありし以上は、若し是の室外の色が白なりせば彼の室中の色は必らず白き筈なり、然るに今や室外の色が白なることを知る、故に室中の色も亦白きことを知るなり、夫れ名とは已に明かにせる所を以て、其の知らざる所を正す者にして、知らざる所を以て明かなる所を疑はざるなり、猶ほ物の長短を知らざればとて、尺度を以て知らざる所の物の長さを度るがことし、今室外に在る色は、親く目覩して知るなり、室中に在る色は、他人の說明を聞きて後ちに知れるなり、豈に尺度を以て物の長さを度ると同じき道理ならずや、

【解義】【是所不智若所智】智は知と同じ、所不智は室中に在る者を謂ふ、所智は室外に在る者を謂ふ、

【猶白若黑也】若は與の字と同意味に看るべし、「儀禮」の燕禮にも冪用綌若錫とあり、是れ其の證とすべし、

以言爲盡誖、誖、說在其言、

【大意】此れ人言を聽くは、謹んで察し思ふべきことを言ふ、

【通釋】事の是非を論する人の言を以て、一概に悖

する者なきは、其の用ふるに足らざることは、荑稗の食ふに足らざるが如し、即ち折角の唱へなれども何等の益なき也、和に偶なし即ち和せんとすれども、對手の者なきは、人の唱へざるよりして然ら使むるなり、此れは不得已にて是非なき次第也、且唱ふれども和せざるは、是れ唱者は本と敎を爲して和者は學ぶ者なるに學ばざるなり、己の智少なきに、而も學ばざるときは功は必らず寡し、和すれども唱へざるは、是れ敎を爲すべき唱者が怠りて敎へざるなり、己の智多くとも人に敎へざるときは、功は適に熄て傳はらず、之を譬ふるに人をして他人の衣を奪はしむるは、其の罪或は輕きことあり或は重きことあり、人が折角成しつゝあるを沮むことは、即ち大小の差はあれ、皆罪なり、人をして他人に酒を予へしむるに、其の恩或は厚きことあり薄きことあり、人の成業を遂げしむるは、深淺の異あれども皆恩なり、故に唱者和者互に罪を取ることなくして、恩を施すべきやうに注意すべし、乃ち己の爲めも人の爲めも、全く其の功を爲すに心掛くると否とにあり、

【解義】【唱無遇】遇は偶と通ず、下句も同じ、相手たる者を偶と曰ふ、【無所用若稗】稗は荑稗なり、「ヒエ」と訓ず、稲に似て非なる者、

聞所不知、若所知、則兩知之、說在告、

【大意】此れ聞見を博くするは、廣く人言を聽くに在ることを言ふ、

【通釋】知らざることを聞きて知れるが若く、明かに知るは、則ち其の已に知れる事の上に又新たに之を知る譯合なれば是れ兩ながら之を知る道理となるなり、其の譯は人の告ぐるを聞きて知るに在り、

【解義】【則兩知之】既に上文に若所知とあれば、固より已に知りし事あるなり、今又知らざることを聞きて、新たに之を知ることを得るときは是れ已に知ると新たに知るとを合せて兩ながら之を知れるなり、

【說】聞在外者所不知也、或曰、在室者之色、若是其色、是所不智、若所智也、猶白若黑也、誰勝、

自から彼此の見を同く抱くよりして然るなり、乃ち其の彼此の異なれるによれり、

【解義】【彼彼止於彼云云】此れ彼此の定名ありて相犯さざることを謂ふ、【彼此亦可】是れ根本的觀察より、彼此双方を包括して彼此と云へることなり、此れは萬物一體なれば、彼も亦此にして此も亦彼なれば、彼此の名は何等の不可なきなり、孫注は上句の彼且此也に對して、本句を此亦且彼也に改むべしとなせり、亦以て一說となすべし、【則彼亦且此此也】彼亦且此此也とあれば、其の裏面に我亦且彼彼也の意味を含蓄する者と承知すべし、孫注は本句を則彼不且此此不且彼と改むべしと爲せり此れ又一說也、「公孫龍子」の名實篇亦此の經說と互に啓發すべき者あり、孫注之を引けり、文長ければ載せず、「莊子」の齊物論篇に、物無非彼、物無非是、自彼則不見、自我則知之、故曰彼出於是亦因彼とあり、又、是亦彼也彼亦是也、彼亦一是非、此亦一是非、果且有彼是乎哉、果且無彼是乎哉とあり、亦此の義と同じと、孫注に云へり、

唱和同患、說在功、

【大意】此れ唱和の事に就いて云ひ、以て物は相互に贊け贊けらるゝに、成功することを說けり、

【通釋】我唱へて人和して我唱へざるも患なり、即ち唱と和と何れも同じく患あり、其の說は功即ち働きの如何に在り、

【解義】經說に詳かにす、

【說】唱無遇、無所用、若稗、和無遇使也、不得已、唱而不和、是不學也、智少而不學、功必寡、和而不唱、是不教也、智多而不教、功適息、使人奪人衣、罪或輕或重、使人予人酒、恩或厚或薄、

【大意】此れ唱和同患說在功の義を釋す、

【通釋】唱に偶なし即ち唱すれども對手となりて和

兼ねて牛馬を擧ぐるときは、牛と已に異なり、馬と亦異なることを言ふ、即ち經にある說在兼の義なり、「荀子」の正名篇に有牛馬非馬也、此惑於用名以亂實者也とあるは、亦此の詭辯一流を排斥して云へるなり、「公孫龍子」に此の詭辯を敷衍して言へる文あり、其の通變篇に見ゆ、文長ければ、之を略す、

此此與彼此同、說在異、

【大意】 此れ本位の相異なるによりて、彼此の見亦異なれるを言ふ、

【通釋】 此方の此は、彼方の此と同じ、即ち我自身に我が方を此の方とし、本位とすると同じく、彼れ自身には彼の方を以て此の方とし、本位とす、乃ち共に自から此の方と定むるは、其の彼此の見方各〻本位に隨うて異なるに在りて然るなり、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 彼正名者彼此、彼此可、彼彼、止於彼、此此止於此、彼此不可、彼且此也、彼此亦可、彼此止於彼此、若是而彼此也、則彼亦且此此也、

【通釋】 彼とは統名的に云へば、彼と此となり、即ち既に彼とあれば、亦自から此と云ふ者を包含して云へるなり、彼此は相離るべからざる對稱なり、彼と云ひ此と云うて對擧することは可なり、彼を彼と定め此を此と定むるときは、彼と此との區別をなすことにて不可なり、若し然るときは、彼將さに此に侵入して此とならんとす、而して我亦彼に進入して彼ならんとするは數の免れざる所とす、乃ち爭亂已むなきなり、然しながら彼此を統べて彼と云ひ此と云ふときは根本的觀察にして、彼も本は此と一なれば可なり、然るに彼と此と各〻自から定めて此を此とし彼を彼となす、是の如くにして、彼此の區別立ちて、我自から此の方を此の方として、彼の方を彼の方とするときは、彼の方も亦將に自ら此の方を此の方とし彼の方を彼の方となさんとす、甚だ不可也、是れ各〻

謂ふとも其の實は矢張り牛にあらずとなすも可なり、されば或は牛に非ずと云ふとも矢張り牛と相類すれば亦牛なりとなすとも可なり、是の道理なればこそ、牛と馬とを連らね擧げて、牛馬と呼べば、馬を雜へたることにて全くの牛にあらずと曰ふは未だ可ならず、乃ち矢張り牛が其の中にあれば牛と云うて可なり、去れど又一方より云へば、牛と馬とは畢竟二物にして一物にあらざれば、牛馬を牛と云ふことは未だ可ならず、されば或は可とし或は不可とし、兩說何れにも一定せざるときは、矢張り牛馬を連らね擧げて、單に牛なりと云ふことは未だ可ならずとなすも、其の說確定したる論據あるにあらざれば、亦不可也、且つ牛は二ならず馬は二ならず、各〻一匹なり、而して牛馬を幷すときは二匹なり、則ち其の牛は全く牛に非ざるにはあらず、馬は全く馬に非ざるにはあらず、矢張り牛は牛なり馬は馬なり、而して牛馬と兼ねて擧ぐるときは、牛にあらず、馬にあらず、乃ち牛と異なり亦馬と異なるなり、此の義や分明にして、復た疑を容れざるべし、

【解義】【牛性與馬惟異】牛性は牛の體性なり、「呂氏春秋」の雍塞篇に、牛之性不若羊羊之性不若豚とあるを、高注に性猶體也と解せり、惟は「公孫龍子」には雖に作る、義通ず、【說牛之非馬也不可】牛性と馬性の異なるは、徒に牛有齒馬有尾の故のみにあらざるを言ふ、【是俱有】馬も齒あり牛も尾あるを言ふ、孫注に「大戴禮記」の易本命篇に戴角者無上齒無角者膏而無前齒とあるを引きて、蓋し牛に下齒あり馬には後齒ありと云へり、「公孫龍子」の通變篇に謂牛無尾者以其有尾而短耳非實無尾也とあり、【或不非牛而非牛也可】有齒の獸は牛と相類す、或は牛に非ずと謂ふを得ず、而も其實は牛に非ることを言ふ、「爾雅」の釋獸に牛の屬に犘牛犦牛の類あるが如き、即ち是なり、【故曰牛馬非牛也牛馬牛也未可】此れ兼名のことを說く、乃ち牛馬を兼擧するときは牛固より其の中に居れば、牛に非ずと謂ふべからず、亦牛馬を兼擧するときは、既に牛のみならず馬をも兼ね有すれば、又竟に是れ牛なりと謂ふべからざることを言ふ、【則牛不非牛云云】此れ單に牛を擧ぐるときは牛に非ずと謂ふべからず、單に馬を擧ぐるときは馬に非ずと謂ふべからざることを言ふ、【而牛馬非牛非馬】此れ若し

【說】牛性與馬惟異、以牛有齒馬有尾、說牛之非馬也不可、是俱有、不偏有、偏無有、曰牛之與馬不類、用牛有角馬無角、是類不同也、若擧牛有角馬無角、以是爲類之不同也、是狂擧也、猶牛有齒馬有尾、或不非牛而非牛也可、則或非牛而牛也可、故曰牛馬非牛也、未可、牛馬牛也未可、則或可或不可、而曰牛馬牛也未可、亦不可、且牛不二、馬不二、而牛馬二、則牛不非牛、馬不非馬、而牛馬非牛、非馬無難、

【大意】此れ狂擧不可以知異說在有不可牛馬之非牛與可之同說在兼の義を釋す、

【通釋】牛の特質は、馬の其れと惟れ異なり、されど牛には齒あり馬には尾あるを以て、牛は馬に非ざることを說くは不可也、牛と馬との異は唯だ其れのみに非ず、是れ齒と尾とは、牛馬俱に有り、但し偏くは有らざると、全く偏く有るなきとの相違はあり、乃ち牛も亦尾あり馬も亦齒あれども、獨り各〻未だ盛んに有らざるのみ、曰く牛が馬と類せざるは、牛には角あり馬に角なきを用ひて特徵となす、是れ牛と馬とは全く類せざる也、若し牛に角あり馬に角なきを擧げ說きて、是を以て類が同じとなすときは、是れ全く狂妄の沙汰也、猶牛に齒あり馬に尾あればとて、直ちに之を牛と曰ひ馬と云ふの不可なるがごとし、唯だ一方の角の有無は特徵の著るしきを顧みず僅かに一方の齒尾の偏くは有らず偏く有らざるとは、相違の微なるよりして類不類の疑ひは起るのみ、或は凡そ齒有る獸は牛と相類すれば牛に非ざるにあらず亦牛也と

【解義】【一法者之相與】一法は同法と云ふが如し、相與は相如なり、雙方情意の投合すること、【若方之相合也】方は物の方なる者を謂ふ、詳かに經說に見ゆ、

【說】一方盡類、俱有法而異、或木或石、不害其方之相合也、盡類猶方也、物俱然、

【大意】此れ一法者之相與也盡類云云の義を釋す、

【通釋】物の同一方形なる者は、盡く相類す、精密に云ふときは、俱に其の中に法ありて仍ほ異なる點あれども、要するに大體は盡く相類す、故に或は方木或は方石と云ふが如く、物は異なれども、其の方形の相合ふに於ては何等妨害なきなり、其の右の如く盡く相類する所以は、何んぞや、形の同方なるに由ればなり、獨り木と石とのみならず、他物も俱に然るなり、

【解義】【一方盡類】一方は同一方形なる物を謂ふ、經の一法者の一法は、同一の法則なる者を謂ふ、

狂擧不可以知異、說在有不可、

牛馬之非牛與可之同、說在兼、

【大意】此れ狂妄の說は論理に闕あるに由れるを言ひ又兼名は誤解の生じ易きを言ふ、此れもと別節なるに似たり、但經說一概して說けるが故に亦之を幷すこととせり、

【通釋】狂妄の說は、以て他說の異なれる點を知るべからず、其の譯は物を比較して論ずることの不可なる點が有るに存せり、即ち其の物に切當せざるが故に、其說立たざるなり、牛と馬とを幷擧して、牛馬と云ふときは、牛にあらずと爲すは、之を可として、牛と爲すと、其實同じ、其の譯は兼名にあり、

【解義】【狂擧不可以知異】狂擧は妄說なり、本書經說の通例、凡そ事の是なる者は正と曰ひ、當と曰ひ、非なる者は狂と曰ひ、亂と曰ひ、誖と曰ふ、【說在有不可】在有不可と在不可とは微く同じからず、前者は可も有り不可も有るにて、其の矛盾衝突あり、通ずべからざるとなり、後者は不可と云ひ切れる辭なり、

【說在兼】經說を見よ、

者先敷ㇾ近、後敷ㇾ遠、行者必先ㇾ近而後ㇾ遠、

【大意】此れ宇進無ㇾ近說在ㇾ敷の義を釋す、

【通釋】區宇は廣大にして偏く擧ぐ可らず、故に宇と云ふ者は、進み行くに先づ足の近き處に敷き後に遠き處に敷くことをなす、されば人の行く者も亦必らず先づ近きを先にし而して遠きを後にす、乃ち其の實は遠近定處なし、唯だ便宜上近きより始むるのみ、

【解義】【傴宇不可偏擧】傴は區と通じ、偏は徧と通ず、

行脩以ㇾ久、說在先後、

【大意】此れ人道の廣大にして、脩德の久きを期すべきことを言ふ、

【通釋】人の道は廣大にして、決して短日月に踐み盡くすべきにあらず、行爲の脩まるは、必らず久しき勉强努力を以てす、而して其の譯は先きに務むべきと、後ちに爲すべきとの次第順序によりて脩むべきが肝要たるに在り、

【解義】なし、

【說】遠近脩也、先後久也、

【大意】此れ宇宙の廣大に對して、行履の遠近觀念と人道の廣大に對して、修爲の先後觀念とを比擧して、經文の行脩以久說在先後の義を釋す、

【通釋】是れ猶前節に擧げし宇進無ㇾ前云云の義と同じ、乃ち地の相去る上に就いて云へば、遠近にして修行の順序は、此に由るべし、時の相去るに就いて云へば、先後にて、施設の次第は此に從ふべし、

【解義】なし、

一法者之相與也盡類、若方之相合也、說在ㇾ方、

【通釋】同法者の甲乙相互に對して、物事を與にするや、盡く其の類にして、猶、物の方形なる者が緊と二箇相合ふが如し、其の譯は雙方合ひ方の神妙なるに在り、

【大意】此れ可レ無也有レ之而不レ可レ去說在二嘗然一の義を釋す、

【通釋】凡そ事有るべき者と無るべき者とあり、無るべき者と雖へども、已に然る者は即ち嘗て然りし者なり、故に今は之なくとも、昔し有りたることは審かなり、されば無しと爲す可らず、是れ經の不レ可レ去は嘗然なるが故と云へる所以なり、

【解義】なし、

缶而不レ可レ擔、說在レ摶。

【大意】此れ正圓形の者は動かすべからざるを說く、

【通釋】物正しければ搖かす可らず、即ち何時も變らざる者は、其の譯は團圓の宛轉自在なるに在り、

【解義】【缶而不可擔】缶は正と同じ、擔は搖の變體文字なり、摶は圜なり、圜き者は置く所に隨うて正し、故に不レ可レ搖と曰ふ、

【說】正丸無二所レ處而不一レ中レ縣摶也、

【大意】此れ缶而不レ可レ擔說在レ摶の義を釋す、

【通釋】正圜の丸即ち立てる圓き形ちの者は、居る所として何れの場所にても、其の宙に懸れる中線は、必らず正直ならざるなし、何んとなれば摶即ち圜形なればなり、

【解義】【正丸】正圓の丸なり、【而不中縣】考工記に直者中レ縣とあり、正丸は即ち立圜なれば、轉側するに隨うて、其中綫必らず正直なり、故に無レ所レ處而不レ中レ縣と云へるなり、

宇進無レ近、說在レ敷、

【大意】此れ宇宙の廣大にして、遠近を言ふべきにあらざるを言ふ、

【通釋】宇宙は大にして、人の行き歩むには、遠近の別なきも其の近きより始めて遠きに及ぶことは、其の譯分敷の順序に在り、

【解義】【說在敷】敷は布なり、履步を分布することを謂ふ、

【說】傴宇不レ可二偏擧一、宇也進行

る時は、永久變り動かず即ち斫り盡くすこと能はず、其の仔細は端と云ふ者に、關繋を有すればなり、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 斱非半進前取也、前則中無爲半猶端也、前後取則端中也、斱必半、無與非半、不可斱也、

【大意】 此れ非半弗斱則不動說在端の義を釋す、

【通釋】 斫ること半ばに非れば、斫る每に前進し、前進するときは、前後の半たる中は其の端を取り盡されて、中たる位を失うて半となること無く、猶其の前に餘地なき端のごとし、前と後と取るときは、其端は中なり、故に斫ることは必らず半ばにす、與に相手たる者なく、即ち前後なきときは、端なきが故に、復た斫るべからざるなり、

【解義】 【非斱半進前取也】斱は斲の變體文字にして斱は斫と同じ音「チヤク」破也「キル」と訓ず、半の字の下に宜く則の字を加へて看るべし、【猶端也】端は前なり、經上に端體之無序而最前者也とあり、此所は中を取りて之を斱ると雖ども、終に必らず前んで其の端を極むることを言ふ、【無與非半】廣雅に與如也とあり、無與とは物の彼此相如く者なきこと、即ち一方の相手なければ、半と謂ふべからざるを言ふ、【不可斱也】莊子の天下篇に一尺之捶、日取其半萬世不竭とあり、「釋文」に司馬彪の說を引きて、若其可析則常有兩、若其不可析、其一常在、故曰萬世不竭と即ち此の義なり、

可無也有之、而不可去、說在嘗然、

【大意】 此れ嘗て有りし者は今無かるべきが如しと雖も容易に去るべからざるを言ふ、

【通釋】 凡そ有は、必らず無る可きなり、然るに之有りて而も去るべからざるは、其譯は今は無くとも、實に昔は嘗て有りし者なれば、去るべからざるなり、

【說】 可無也、已然則嘗然、不可無也、

【通釋】 碬椎錐の器は、倶に履を製造するに於て用ふべき器なり、緝履を成すとき椎の成るに遇ふと、椎を成すとき緝履を成さんとするに遇ふと、一は履履を作る材料たる緝と、一は履履を作る器械たる鍛椎錐とにて、乃ち材料と器械と相遇うて、履履なる者を成す上に於ては、同じき必要あり、是れ乃ち遇件と云へる者なり、遇件とは双方より相牾ふることなり、

【解義】【段椎錐】段は碬と同じ、說文に段は椎レ物也とあり、「詩經」の大雅公劉の篇に取レ礪取レ碬の語あり毛傳に碬段石也とあり、亦鍛に作る、【成緝履遇椎】緝は帛なり、緝帛を以て作れる履なり、遇椎とは椎を取りて利用すること、椎を擧げて他の段錐を包含す、【遇件也】遇は逢なり、件は牾と同じ、逆なり、「ムカフ」と訓ず、

一少レ於レ二而多レ於レ五、說在レ建、

【大意】 此れ數計の方如何によりて多少の數異りあることを言ふ、

【通釋】 一の數は二の數より少し、而も或る場合によりては、五の數より多し、其の譯は建に在り、即ち其の計へ方如何によれり、

【解義】【說在建】建は立なり、一を立て端として計るときは、一は十となるが故に、五より多きなり、尙經說を見るべし、

【說】 一五有レ一焉、一有レ五焉、十二焉、

【大意】 此れ一少レ於レ二而多レ於レ五說在レ建の義を釋す、

【通釋】 五の數、之を五に分つときは、一の數が五つあり、是れ一は二より少きなり、一を建て十となすときは、一に五の數二つあり、是れ一は五より多きなり、要するに一を建てゝ十となすと、一を累さねて二となすこととあり、是れ其の說在レ建となす所以なり、

非レ半弗レ新則不レ動、說在レ端、

【大意】 此れ物を斫るに半分の處に於て爲すべきを言ひ、以て中と端との異義を說く、

【通釋】 物を斫るに半に非れば、斫らず、若し然らざ

【說】若易五之一、以楹之摶也見之、其於意也不易、无智意相度也、若楹輕於秋、其於意也洋然、

【大意】此れ以楹爲摶於以爲無知也說在意の義を釋す、

【通釋】例へば五の數と一の數とを相易へて少きを五とし多きを一となすが如く、到底不可能の事なり、楹と摶と相易ふる事を以て之を見るに、其の意を以て度るに於ては、竟に易ふ可からざるなり、然るに意を以て相度ることを知ることなきや、此の理を悟らずして大小を辨せず、是れ其の極端を推すときは、楹の大さが極めて至小にして楸より輕しとも、彼れは意に於て洋々として、滿足するならん、意度の必要なること此の如し、

【解義】【若易五之一也】易は變易する也、之の字は與の字と同じ、「ト」と訓ず、【以楹之摶也見之】之は與と同じ上と同例なり、此れ楹は大にして摶は小なるの動かすべからざるは、猶、五を以て一に易ふるも、多少の數相當らざるが如く、常理の誣ふ可からざるを言ふ、【无智意相度也】无は無と同じ、智は知と同じ、既に上文に屢、見ゆ【若楹輕於秋】若は是と同義に用フ「コレ」と訓ず、秋は萩と通ず、萩は蕭なり、「ヨモギ」又は「クサヨモギ」と訓ず、草の名なり、【其於意也洋然】洋然は盈滿自得の貌、乃ち大小輕重を失するとも、氣附かずして、平然として滿足することなり、

意未可知、說在可用遇仵、

此れ脫文あり、諸家皆置きて講せず、但だ說在可用遇仵の句は、經說ありて攷ふべし、今左に解す、

【說】段椎錐俱事於履可用也成繪屨遇椎與成椎遇繪屨同遇仵也、

【大意】此れもと意未可知說在遇仵の義を釋せしなれども、上文脫落すれば意未可知也の義は今は釋せず、

荊之大、其沆淺也、說在有、

【大意】此れ物の一部を以て全體を概論すべからざるを言ふ、

【通釋】荊州の廣大なるや、其の地に在る沆、即ち水澤は淺狹なるとも、荊州の廣大なる點に於ては、何等の故障ともならず、其の譯は、沆は荊州の所有にして即ち荊州は固より廣大にして、沆を包容する者なればなり、

【解義】【荊之大】荊は荊州支那九州の一なり、【其沆淺也】沆は澤なり、「說文」の水部に沆大澤也とあり、又停水を東方には沆と曰ひ、湖水を齊人は沆と曰ふ、沆は莽なり、淫々莽々として際涯なきよりして、大水の聚る處を、沆と曰へるなり、

【說】荊之有也、則沆淺、非荊淺也、

【大意】此れ荊之大其沆淺也說在有の義を釋す、

【通釋】沆澤は荊州の所有なれば、沆澤淺狹なりとて、荊州は其の外を包括して荊州の淺きを云ふにあらず、即ち一部分を以て全體を輕しく批評すべからざるなり、

以楹爲摶、於以爲無知也、說在意、

【大意】此れ物事を爲すには意度を要することを說く、

【通釋】一大木にて作れる楹、即ち大柱を以て、衆小木を合せて成れる摶即ち束木と爲すときば乃ち折角の大木を削りて小材と爲すことにて、是に人は以て無智なる拙工となさん、其の譯は意を以て度ることにあり、即ち能く意を以て度るときは、右の如き失錯をなさざるなり、

【解義】【以楹爲摶】楹は大柱にて一大木を用ひて作れる者なり、摶は衆小木を合はせたる者なり、束木を謂ふ、備城門篇に疏束樹木令足以爲柴摶とあり、又按ずるに摶は欂の誤にて、欂櫨の欂にて短柱ならん、道藏本には慱に作り、吳鈔本には博に作れり、皆欂と音同じ、【於以爲無知也】於は發語の辭、別に意義なし、知は智と同じ、

むべし、而して經說此の文に咸く經語を引きて別に其の說なきは亦刪佚あるなりと云へり、今按ずるに經文は狗を主として犬に及ぼすことを言ひ、經說は犬を主として狗に及ぼして云ひ、以て彼此互に混稱すべきことを示し、若兩脾の一語を以て、二名一實にして異なるなき旨を云へるなり、必しも字句を補ひ改むるに及ばず、【若兩脾】脾は髀に通じ、「モ、」と訓ず、又或は膞の字の誤にあらざるかとも云へり、膞は肩頭なり、

使假義、說在使、

【大意】事物を妙用すると否とは、人に存することを言ふ、

【通釋】物事を行ふに眞正なると、假設なるとあり、假設の事をして眞正の事たらしむるを得べし、其の說は之を使用する仕方如何にあり、

【解義】【使假義】舊本に使殷美に作る、張注は使殿美の誤にて、殿は下なり、不美の名も亦時ありて美ならしむることありと解せり、今は諸葛注に從ひ、使假義に作る、尙經說に詳かにす、

【說】使令使也、義使使、義不使亦使使、假義亦使、假不義亦使假、

【大意】此れ使假義說在使の義を釋す、

【通釋】使とは令使也、物を指圖して我が意に從はしむることを謂ふ、故に義を以て之を使はしむることを使となし、義を以て使はしめずして禁止するとも亦使となす、是れ使の意味なり、假設の事を本義に合はしむるも亦使となし、假設の事をして本義に合はざらしむるも、亦使となす、是れ假の意味なり、

【解義】【義使使】以義使之爲使と云ふべきを、文辭を簡略して云へるなり、義は正しき筋道のことにて、眞理を謂ふ、【義不使亦使使】末の使の字は、上文を總釋せる語也、下文の假不義亦使假とある下の假の字も、亦同例たり、孫注に據れば、本文の經說と經文と、共に各脫誤あり、一は上半を存し一は下半を存し、倶に完全ならずとせり、今按ずるに洵に然り、姑く疑を存して可なり、

提示する也、是の例古書甚だ乖し、本書尤も乏しからず鶴は舊本に霍に作る、孫注は虎の字の誤也と爲せり、未だ孰れか是なるを知らず、【或以名視人】視は示と通ず、【擧友富高也】富高は富貴と同じ、友人の富高なる者を擧げて人に示す、是れ以名視人なり、高の字舊本に商に作る、今上句の鶴の字と共に諸葛氏の校に從ふ、

狗犬也、而殺狗非殺犬也、可、說在重、

【大意】此れ重名の義を說く、

【通釋】狗と犬とは同物にして異名なる者なれば、狗は即ち犬なり、而して今玆に人ありて、狗を殺すは犬を殺すに非らずと辯解す、是れ强辭に似たれども、亦右の如く辯解を爲して可なり、何んとなれば、其の說は重に在り、重とは同一の物を二つ以上重さぬるなり、即ち犬と狗とは其の實は同一物にして、其の名の異なるなり、

【解義】【狗犬也】「爾雅」の釋嘼に、犬未成豪狗とあり、犬と狗と同物にして、大小により、其の名異れり、【而殺狗非殺犬也可】「莊子」の天下篇に狗非犬の語あり、即ち此の玄英が疏に、狗之與犬一物兩名、名字既空故狗非犬也狗犬同實異名、名實合則彼謂狗此謂犬也名實離則彼謂狗異於犬也、墨子曰狗犬也然狗非犬也と云へり、【說在重】經說上に二名一實同重也とあり、乃ち重とは同じき者を重さぬることなり、

【說】狗　狗犬也、謂之殺犬可、若兩脾、

【大意】此れ狗犬也而殺狗謂非犬也可說在重の義を釋す、

【通釋】狗を殺して犬に非ずと云ひ得べくんば、狗は即ち犬なるが故に、亦之を犬を殺すと謂ふとも可なり、宛かも人の兩脾ありて、同一の物にして、左右に分かるが如く、狗と犬と本と同物にして異體なるのみ、

【解義】【謂之殺犬可】孫注は經文を以て校するに、當さに此の上に而殺狗の三字を加へ、可を不可に改

堯之義也、任於今而處於古、而異時、說在所義、

【大意】此れ古今時を異にすれば如何なる古への善法と雖も、斟酌して行ふべきことを言ふ、

【通釋】古への聖王堯帝の行義は、後世の祖述者に於て、現今の世に擧げ稱すれども、堯本人の身は古代に居れり、即ち古代の人なり、而して時勢は古今の相違あり、奈何んぞ能く盡く遺憾なきを得ん、其の譯は祖述者の義と思考すること如何に在り、乃ち祖述者の描ける堯の義によりて、時を濟ひ世を益することあり、亦之に反して時世を害することもあり、

【解義】【任於今而處於古】任は擧と其の義同じ、任於今とは今に於て堯の義を擧げ稱すること也、

【說】堯霍、或以名視人、或以實視人、擧友富高也、是以名視人也、指是霍也、是以實視人也、堯之義是聲也、任於今、所義之實、處於古、

【大意】此れ堯之義也任於今而處於古云云の義を釋す、

【通釋】經文の義を說くに先づ名實の辨を述べんに堯と鶴との比喩を以てせん、堯は古への大聖人にして善く天下を治めし名あり、鶴は形貌端美なる實あり、是れ堯を擧げ稱するは名を以て人に示し、鶴に就きては其の實物を以て人に示して言へるなり、友を擧げ稱する富貴の人を引き合せにして曰へるは、是れ名聲を以て人に示して己が誇りとなす者なり、是の現在なる鶴を指し示して其の美なることを示すは、是れ事實を以て人に示して、我が說を確むる者なり、今や帝堯の行義に就きては、是の行義上名聲は盛んに現今の祖述者に擧げ稱せられて、而も現今の祖述者が堯の行義として崇め尊ぶ事實は、古代に在り、故に善く時の古今あることを記して、其の事に從ふべき者なり、

【解義】【堯霍】是の二字下文の發端として先づ前に

去となる者なれば、宜く遠慮精思して功夫を用ふべきなり、豈に急遽妄動して大成を誤るべけんや、

【解義】【且猶是也】此れ且の字に就き引申比況して云へるなり、「詩經」の周頌の載芟篇に、匪且有且、匪今斯今とあり、毛傳に且此也と解し、孔疏に且亦今時此猶云猶是也と云へり、亦以て且に是の字の義あることを悟るべし、【且然必然】經說上に自前曰且自後曰已方然亦且とあり、此れ且然とは、即ち方然の義也、乃ち其の事尙ほ未だ然らざるも情勢の結果、必らず將さに此に至らんとする者なりと、孫注に見ゆ、

均之絶不、說在所均、

【大意】此れ物は其平均を保てば至微と雖ども、絶えざることを言ふ、

【通釋】其の懸け樣を均しくして輕重なき者が、時によりて絶ゆると、絶えざるとあり、其の譯は均くする仕方の如何にあり、

【解義】【均之絶不】不は否と同じ、【說在所均】其の懸け樣を均くすれば、將さに絶えんとして、而も絶えざることを言ふ、

【說】均髮均縣、輕重而髮絶、不均也、均、其絶也莫絶、

【大意】此れ均之絶不說在所均の義を釋す、

【通釋】說は所均に在りと、經文に云はれしが、今均の義を說かんに、例へば毛髮は至て微物なるが、毛髮が均く懸りてあり、然るに一は輕く一は重くして、髮の絶ゆることあるは、何れかに其の重さの均しからざることあればなり、若し何れも平均ならんには、其の將に絶えんとして、而も絶ゆることなく、双方の釣り合ひにて持ち堪ふる者なり、

【解義】【均髮均縣】上の均字にて句絶とす、縣は懸の古字なり、「列子」の湯問篇に、均髮均縣輕重而髮絶髮不均也、均也、其絶也莫絶とあり、殆んど墨子の本文と同じき文章なり、張湛が注に、髮甚微脆而至不絶者、至均故也、今所以絶者、猶輕重相傾有不均處也、若其均也、寧有絶理、言不絶也と解せり、亦以て參照すべし、

也得文文死也可、

此れ推慮不疑說在有無の義を釋せる說なれども、其の義未だ詳かならず、諸注或は解し或は解せず、張注孫注も未詳又は不能盡解となせり、譌脫の文今考ふるに由なし、姑く後日を俟たん、

且然不可正、而不害用工、說在宜、

【大意】此れ未必にして將然的の事は能く工夫を凝らして宜きを制すべきを言ふ、

【通釋】且然とは現今の事を謂ふにあらず、未來の事を豫度せる辭にして、乃ち將に然らんとして未だ然らざるなり、故に必らず正にすべからず、即ち是非に此の如くすべしとは定めがたし、而して、功夫を用ひて、之が目的を達するを務むるを障害とせず、其の說は宜きに在り、

【解義】【且然不可正】且然は將然と同じ、正は孟子の公孫丑篇に必有事焉而勿正とあるの正の字と同じ、朱注に正豫期也、春秋傳曰戰不正勝是也と注せるが如く、事の未來を預め必らず斯の如くなるべしと期待することなり、【而不害用工】工は功と古字相通ず、將然の事は、將に然らんとし而も未だ然らざる者なれば、預期すべからず、然れども時に因り勢に乘ずれば、必しも成らざるにあらず、故に功を用ふるを害せずと云へるなり、

【說】且然必然、且已必已、且用工而後已者、必用工而後已、

【大意】此れ且然不可正而不害用工說在宜の義を釋す、

【通釋】且とは猶ほ是と云ふが如し、されば且然は是然と同じ義と心得べし、さて且然は將來を豫度して云へることなれども、事勢の結果、必らず是に至るべき者なれば、一方より云へば必然なり、其の例を以て言へば、將さに已まんとする者は、亦必らず已む者なり、又且用工而後已とは、將さに工を用ひて後ちに已まんとする者にて、亦必らず功を用ひて後ちに已む者なり、此の如く今日の未來は、他日の現在となり過

即ち其の指し方の如何に在り、即ち有がなくとも無と稱する場合あり、

【解義】【說在所謂】所謂は所指と云ふが如し、乃ち名指の仕方如何に在るを言ふ、

【說】無　若無馬、則有之而后無、無失陷、則無之而無、

【通釋】無の解釋に兩樣あり、有を待ちて後に起れる無と云ふ辭は、彼の馬無しと曰ふが如きは、馬其の物の名があり、即ち必らず先づ馬と名くる物がありて、始めて無馬と曰ふを得べし、若し初めより馬其の物無りせば無馬と曰ふべからず、是れ有を待ちて後に起れる無なる者なり、人の失錯して惡に陷る無きことを戒むるが如きは、未だ其の惡事有らざるに先だちて、唯虛く言うて豫じめ相戒警することなれば、實は其の事無きなり、是れ必しも有を待たずして曰ふべき無なる者なり、

【解義】【則有之而后無】馬は物名たり、必らず先づ馬ありて乃ち無馬を言ふべき也と孫注に解せり、【無失陷則無之而無】人の失陷なからんことを戒むるは、虛言たり、即ち未だ此の實事あらざるに先だちて、豫め相敕戒することなれば、亦無と言ふべきなり、

摧慮不疑、說在有無、

【大意】此れ疑は大抵物事を能く觀察せざるに起ることを說く、

【通釋】物事の件々を大纒めに纒めて疑はず、其の譯は物事の有るか無きかの大數に就いて、約計して精細の目に涉りて言はざるによれり、

【解義】【摧慮不疑】摧は又榷に作る、凡そ古書に大略の計算を言ふ者、之を重言するときは、揚摧嫥榷無慮と云ふ、廣雅の釋訓にも、揚摧嫥榷無慮都凡也とあり、又之を單言するときは、榷と曰ひ慮と曰ふ、文選の左思が魏都賦に榷惟庸蜀與鴝鵒同巢とあり、荀子の議兵篇に慮率用賞慶刑罰執詐而已矣とあり、楊注に慮大凡也と解せり、今本文は又摧と慮との兩字を合はせて摧慮と曰ふ、其の義一也と孫注は云へり、

【說】摧疑無謂也臧也今而春

知其所以不知、說在以明、

【大意】此れ一面の觀察を推して、他の一面を觀察すべきことを言ふ、

【通釋】凡そ人の自から知らざる所以を知ることは、其の果して知るか知らざるかを明かに辨じて遺さざるに在り、

【解義】なし、

【說】我有若視曰智、雜所智與所不智而問之、則必曰是所智也、是所不智也、取去俱能之、是兩智之也、

【大意】此れ知其所以不知說在以明の義を釋す、

【通釋】我が接する人の中に於て、是の或る一物を視て、物事を知ると曰ふ者あらば、試みに其の知れる事と、知らざる事とを取り雜へて之を問ふべし、則ち必らず曰はん、是れは知れることとなり、是れは知らざる事と、右の如く知る者を知るとし、知らざる者を知らずとなし、一を取り一を去ると、兩つながら倶に之を能くす、是れぞ兩つながら之を知ると申すべき者なり、以上の通り、一方の知ることを以て、一方の知らざることを推し定むるは、經文にある說在以明と云へることとなり、

【解義】【我有若視曰智】此れ假設して云へる辭なり乃ち我が往來交接する間に、是の如く一物を視て、而も自から己に物を知ると曰へる人あらんにはと云へる義なり、若は「コレ」と訓ず、是と同義に用ふること、墨子に屢見ゆ、【取去俱能之】取は所智を謂ひ、去は所不智を謂ふ、【是兩智之也】此れ亦論語にある知之爲知之不知爲不知是知也と、其の義同じ、

無不必待有、說在所謂、

【大意】此れ有無は指し方の如何に由りて起れる名稱なることを言ふ、

【通釋】無とは有に對して起れる名稱なるが、然しながら必しも有てふ者を待ちて、後に無てふ者が生ずるにはあらず、其の譯を知らんとせば、謂ふ所とて

亦解せず、

【說】 智以目見而目以火見而火不見惟以五路智久不當

此れ知而不以五路說在久の義を釋せし者なれども今其の解を得ず、姑く闕疑となす、

火不熱說在視、

【大意】火の熱せざるに就き光と熱の異同を說く、

【通釋】火は熱せずと云ふことあり、奇怪に似たれども、人の目中に映ずる火は、火其物の光にして、熱にあらず、火中に熱は勿論あれども、光と熱とは同じからず、乃ち人の目で視る上に就いて、火不熱と云へるなり、

【說】以目見火、若以火見火、謂火熱也、非以火之熱、

【大意】此れ火不熱說在視の義を釋す、

【通釋】火は熱ある者なるに熱せずと謂ふは何ぞや、今、人の目にて火を見るは、恰も火の光を假りて火の燃ゆるを見るが如し、乃ち徒に火の燄々たるを見て、火は熱しと思ふなり、眞に火の熱きを見屆けて謂ふにあらず、

【解義】【以目見火云云】此れ公孫龍子の堅白論に目以火見而火不見則火與目不見而神見神不見而見離とあり、乃ち目の能く物を見るは、火の明に由りて見るなり、目の力のみにて獨り見ること能はず、火の明を假りて後ちに見ることを得るなり、然れども火は能く物を照せども、火自身が物を見るにあらざれば、是れ目と火と倶に物を見ざるなり、然らば見る者は誰ぞやと問はゞ、人に精神ありて見ることを得、而して精神の見るを得るは、必らず火と目との助けに因りて、乃ち見ることを得と論ぜし者なるが、今墨子の本文を解するに、此の義を參照すれば、自から悟る所あるべし、【謂火熱也非以火之熱也】彼の目なり火なりのみを以て、徒に火の外觀を見て、精神的觀察をなさゞる者は、火を熱しと謂へども、火の熱を知りて謂ふにあらず、徒に燄々たる光を見て、想像をなすに過ぎざるを謂ふ、

乃ち膏粱の食を言ふ、【若酒之於人】酒の力能く人を害し亦能く人を利するが如きを謂ふ、【愛也則唯恐弗治也】眞に愛酒の人は、酒德の利を取りて酒災の爲めに亂れて治まらざらんことを恐るゝを謂ふ、

損而不レ害、說在レ餘、

【大意】此れ無用の物は、損去して害なきことを言ふ、

【通釋】物を減損して害せざることあり、其の譯は物が有り餘る時に在り、乃ち有り餘るときは、之を減損して反りて宜きを得る者なり、

【解義】なし、

【說】損レ飽者去レ餘、適足不レ害、能飽害、若傷麋之無レ脾、且有レ損而益者、若瘧病之人於レ瘧也、

【大意】此れ損而不レ害說在レ餘の義を釋す、

【通釋】損而不レ害の義を說かんに、例へば飽食の者を損し、其の多くして餘れるを損し去るときは、食は適度に足りて、人を害せず、而して過度に飽くときは、人を害するなり、又傷を負へる麋の髀の無きが如し、成程髀無きときは、麋の全體上には損失したるに相違なきも、麋の肉を用ひて祭りの供へ物になすには、髀は用ひざれば、今更に髀なきとも、何等の障害なきこととなり、此れ以て損而不レ害の義を悟るべし、且此れのみならず、瘧病の病める人が、瘧病に對するが如し、乃ち其の減損し去るを以て利益とこそなせ、決して損害とは思はざるなり、

【解義】【適足不害能飽害】適足は度に適して足ること、能は而と通ず、【若傷麋之無脾】脾髀と通ず、「モモ」と訓ず、少牢饋食禮に腊用レ麋とあり、又、髀不レ升とあり、鄭注に近レ竅賤也と云へり、此所は麋は祭に供すれども髀は祭俎に登さず、故に傷麋に髀なしとも以て腊となして、祭に供するに害なきことを言ふ、【若瘧病之人】瘧は瘧の略字なり、「オコリ」と訓ず、今の間歇熱の病なり、

知而不レ以二五路一、說在レ久、

【大意】諸注倶に以て未詳となす、脫譌の文なり、今

【通釋】 麋と魚と何れも皆膳羞に供ふべき者なるが、經文に說在宜とあるは、其の麋と魚との多少を識るが如し、惟人の嗜む所を採りて、何れを必らず欲し何れを必らず惡むと云はず、此乃ち經文に說在宜と云へる所以なり、

【解義】 【麋與魚之數】麋「オホシカ」又は「ナレシカ」と訓ず、鹿の屬にて、水牛に似たる者【惟所利】唯人の嗜む所と云ふが如し、

不能而不害、說在害、

【大意】 此れ有害の事に逢ふとも、不能の者は反りて、害をなさゞることあるを謂ふ、

【通釋】 不才能の人にして事を害せずとは、有るべき筈はなきやうなれど、其の說は實際の事の害となるや否やに在り、乃ち有害に傾むくべき事柄も、不能の人之を行ふときは、害を爲すに足らざることあり、

【解義】 なし、

【說】 傷生損壽、說以少適、是誰愛也、嘗多粟、或者欲不有能傷也、若酒之於人也、且怒人利人、愛也則唯恐弗治也、

【大意】 此れ不能而不害說在害の義を釋す、

【通釋】 生を傷ひ天壽を損ずる、即ち不攝生の爲めに生命を失ふ者は、設ひ一時の快樂を爲し少しく意に適すとも、爲めに生命を亡ぼすに至りては、一體何に物を愛して斯の如きを爲すか、實に命不知の愚者也、多くの米粟の有るに任せて恣に食ひながら、能く生命を傷ふこと有らざらんと欲するは、譬へば酒と飲む人との關繫の如し、酒は將さに人を醉怒せしめ、亦將さに人に快樂の利益を予へんとす、乃ち人を怒らすも酒災なれば、亦人を喜ばすも酒德なり、故に酒を愛し嗜む者は惟酒の人を怒らしめて治まらざらんことを恐るゝなり、其れと同じき理にて、飲食を嗜む者は、餘りに多粟に飽きて、反りて疾を生じ命を縮めんことを恐るゝなり、而して不能の人は亦能く警戒注意して事を取り扱ふが故に、反りて害あらざるなり、

【解義】 【設以少適】 適は中なり、意の欲する所に中ること、【嘗多粟】嘗は食なり多粟は多き米粟なり、

ことあり、其の說は宜きに在り、

【解義】經說に詳かなり、

【說】五行合、木生火、火離然、火鑠金、火多也、金靡炭、金多也、合之成水、木離土、

【大意】此れ五行無常勝說在宜の義を釋す、

【通釋】五行の氣相合ふ、木は火を生み出だし、火は木に麗きて燃ゆ、火が金を鎔鑠ことは、火の氣が多ければなり、金が能く炭を礦にして消散せしむるは、金の氣が多ければなり、金と火とを相合はすときは、金は火の爲めに銷鑠し流れて水となる、是れ五行生尅する大略なり、

【解義】【火離木】離は麗なり、「ツク」と訓ず、「易」の離彖傳に離麗也とあり、此所は火の木に麗きて燃ゆるを言ふ、「莊子」の外物篇に木與木相靡則然とあり、亦此の義也、【火鑠金多也】火を燃して金を鑠す、金之が爲めに消鑠するは、火多きが故也、此れ乃ち火の金に勝つことを言ふなり、【金靡炭金多也】靡は礦の借字、礦は「說文」に石磑也研礦也とあり、金能く炭を礦研して消散せしむと、孫注に解せり、乃ち此所は金の木に勝つことを言ふなり、「淮南子」に木勝土土勝水水勝火火勝金金勝木と云へり、而して「左傳」の昭公三十一年に冬十二月辛卯朔日有食之史墨曰庚午之日日始有謫火勝金とあり、されば謂はゆる五行旺勝の說は、春秋時代より起りしならん、

無欲惡之無損益也、說在宜、

【大意】此れ欲惡の固執すべからざるを言ふ、

【通釋】此を欲し彼を惡むと云ふが如く、愛惜の心なき者が、損もなく益もなきことは、其の說一處に深く拘泥せずして、能く其の宜きに從ふにあり、

【解義】なし、

【說】若識麋與魚之數惟所利無欲惡、

【大意】此れ無欲惡之無損益也說在宜の義を釋す、

脱あらん、諸注皆解なし、今之を削る、【其應有深淺】深とは上文にある應之曰羸何謂也の如き者を謂ふ、淺とは徑應以弗知の如き者を謂ふ、

所存與存者於存與孰存、其說在主、

【大意】此れ主観客観の観念は一物一處に滯止せず其の本位たる者如何によりて観の主客は變ずることを言ふ、

【通釋】存在とは如何なる意義を謂へるか、與に存在する所の者と、存在の上に就いては孰か存在なるや、其の說は存在を問ふ者が、二者の中孰れを主として問ふに在り、

【解義】經說を見るべし、

【說】人堂中在、其人其、所室堂所存也、某子存者也、據存者而問室堂惡所存也、主室堂而問存者孰存也、是一主存者以問所存、一主所存以問存者、

【大意】此れ所存與存者於存孰存說在主の義を釋す、

【通釋】所存と存者とは、如何なる關繫なるかを云はんに、今茲に人が堂中に在りとせよ、其の人と其の所と是れなり、室堂は所存にして即ち其所なり、某子は存する者にして、即ち其人なり、然るに或る場合に因りて、存する者即ち其人を本位とし、室に居るか堂に居るか惡んぞ存する所ぞと問ふことあり、室堂を本位として、其の中に居る者は、何人たるかと問ふことあり、是れ一は其の存する者、即ち其人を本位として、所存即ち室堂を問ひ、一は所存即ち室堂を主として、存者即ち其人を問ふ者なり、

五行無常勝說在宜、

【大意】此れ五行相勝のことを言ふ、

【通釋】木火土金水の五行は、其の中の一行が、常久的に他の四行に勝つことはなし、乃ち遞に生尅する

と同類なればなり、然れども其の此の過ちを致せるは名を重さぬるに在り、即ち一物にして二名を重さぬるが故に過てり、若し重さねて二名となさざるときは、此の如く過たざるなり、

【解義】 なし、

通意後對說在不知其誰謂也、

【大意】此れ對說の時、先づ人意を知るべきことを言ふ、

【通釋】 人より尋問を受くるときは、必らず先づ先方問者の意指に通じ、然る後に之に對ふべし、其の譯は先方者の考へに於て、果して我の意見を知らんと欲するか否かを知らざるに在り、即ち知らざるときは、其の對ふること要領を得ざればなり、

【說】通問者曰子知䮄乎、應之曰、䮄何謂也、彼曰䮄也、則智之、若不問䮄何謂、徑應以弗智、則過、且問必應、問之時若應、其應有深淺、

【大意】 此れ通意後對說在不知其誰謂也の義を釋す、

【通釋】 經文にある通とは如何、假りに例を擧げて述べん、問ふ者曰く、子は䮄と云へる一種の馬を知れる乎と、因て其の問に應へて曰く、一體䮄とは如何なる動物を謂ふかと、彼の問者敎へて䮄は即ち䮄馬なりと云ふときは、應へし者も成程と悟りて之を知るなり、然るに若し䮄とは何を䮄と云ふかと問はず即ち問者の意指を十分に確めずして、徑ちに應ずるに䮄を知らざることを以てするときは、初め試問せし人も亦以て其の知ることを求むるに不熱心なるを見て、將に向後は何に事も告げざらんとす、然るときは終に知らずして止まん、即ち其の儘にて過ぎ終らんとす、且問へば必らず應ず、其の應ずるに深く熱心に應ずると、淺く冷淡に應ずるとあり、後者は即ち經文に不知其誰謂也とある者なり、

【解義】 【子知䮄乎】䮄は驘の略字牡の驢と牝の馬との間子を䮄と曰ふ、【問之時若應】此の句疑らくは譌

也、遺者巧弗能罔也、

【大意】此れ所知而不能指說在春の義を釋す、

【通釋】或る物を觀察する上に於て、自から春みて我意を主張し、偏見を固執することあり、此の如きは其の勢に於て、固より指ざし告ぐべからず、例へば逃亡せる臣は、自から其の潛匿すべき處を知らず、狗犬は人よりは、之を呼べる專名あれども、狗犬自から其の名の何たるを知らず、遺失者が種々なる巧智を以て遺失物を捜索すれども、必らずしも羅網を用ひて容易に得るが如くなること能はざるは、即ち是れなり、是れ皆己が偏見を固執して他を知らざるの致す所なり、

【解義】【其執固不可指】執は勢と同じ、【狗犬不智其名也】其名とは韓盧宋鵲の如く、各々其の專名あれども、本と人より名けし者にして、狗犬はもと自から己の名が何にたるを知らざるを謂ふ、【遺者巧弗能罔也】遺者は物を遺失せし人なり、罔は罔と同じ、又網に作る、「孟子」の公孫丑篇に以罔市利とあり趙注に罔羅而取之と解せり人偶々物を遺失することあれば巧智を盡くし罔羅して索取すれども必しも獲る能はざるを謂ふ、

知狗而自謂不知犬過也、說在重、

【大意】此れ狗犬の重名に就きて、名實の一にせざる可からざるを言ふ、

【通釋】狗犬はもと同類の動物、但小なるを狗と曰ひ、大なるを犬と曰ふのみ、然るに今人あり、狗を知れり、而も自から犬を知らずと謂ふは過てり、其の譯は即ち此の如きは重同即ち同物に二名を重ぬる上に在り、

【說】智智狗、重智犬、則過、不重則不過、

【大意】此れ知狗而自謂知犬過也說在重の義を釋す、

【通釋】狗を狗と呼ぶを知り而も自から犬を犬と呼ぶを知らずと謂ふは過てり、何んとなれば、狗犬はも

して、其の他を指ざさゞることは得ざるなり、以上の理に據りて、一物を指ざすときは、兼ねて二物を指ざすことは、到底其の勢逃るゝを得ざることを知るべし、

【解義】【子智是】智は知と同じ、此に一子と云ひ、下に吾と云ふは、假りに二人の詞を設けて、其の事理を論ずるなり、【有智吾所无擧是重】有は又と通ず、所无擧とは所無知と云ふが如し、是重は下文の是れ一の語と正に相對す、【兼指之以二也】孫注に謂ふ幷吾所無擧者而指之若指狗則兼指犬指一而所指二也とあり、【衡指之參直之也】衡は横と同じ、參直之とは、其の間に參りて亦一物に直るなり、乃ち上句の兼指之以二也とあると共に、經文の【說在以二三】とあるを說かれしなり、【則指者固不能獨指】此所に二物ありて、或は類を同くし、或は處を同くす、今特に此の物を指すときは、其の勢必らず兼ねて彼の物に直りて、獨り指ざすこと能はず、此れ經文にある不可逃也の義なり、孫注は「莊子」の天下篇に指不至至不絶とあるを引きて、疑らくは亦即ち此節の義ならんと云ひ、蓋し甲乙の二人同處す、甲を指さんと欲すれば勢、兼ねて乙に直らざること能はず、既に兼ねて乙に直るときは、指ざすこと專ら甲に至ると謂ふを得ず、故に不至不絶と云へりと解せり、亦以て參考とすべし、

不知而不能指、說在眷也、逃臣狗犬遺者、

【大意】此れ自から己のみを眷みて偏見を固執する弊を言ふ、

【通釋】人自から或る物を知れども終に是れ果して何物なりと指ざして、他人に告ぐること能はざることあり、其の譯は自から己を眷みて、偏見を固執するに在り、彼の逃臣狗犬遺者の如きを觀て、其の理を知るべし、

【解義】【所知而不能指】所は有と義同じ、既に經上に解せり、【說在眷】眷は眷顧の眷にて、自から反省することと也、

【說】所眷其埶固不可指也、逃臣不智其處也、狗犬不智其名

【說】子智是、有智吾所无擧是重、則子智是而不智吾所无擧也、謂有智焉有不智焉也、若智之則當指之、智告我、則我智之、兼指之以二也、衡指之、參指之也、若曰必獨指吾所擧、毋擧吾之所不擧、則指者固不能獨指、

【大意】此れ有指於二而不可逃說在以二三の義を釋す、

【通釋】茲に或る物を指ざして告ぐる者あり、子（假設の詞）是物は某物たることを知り、又吾が（亦假設の詞）何物と擧げて謂ふことなき者、即ち其の未だ知らざる者を知るときは、既に一を知り又二を知る者なれば、是れ重ねて知れるなり、若し其子、是の或る物が世に名づけて物と云へる者なるを知るとも、吾の何者と擧げて謂ふことなき物を某物と知らざるときは、是れ其の一を知りて其の二を知らざる者にして、重にあらず、是の其の一を知りて其の二を知らざる者は、即ち上節の經文にある有智焉有不智焉と謂ふ者と相同じきなり、若し之を某物たりと知れば、當さに之を指ざして某物なりと明かに告げ敎ふべし、知りて明かに他の一人に告ぐるときは、他人も亦之を知るべし、其の已に知る者と人の未だ知らざる者とを兼ねて、之を指ざし告ぐるとすれば、是れ一物を指ざして、指ざすことは二物を指ざすと同じき理なり、其の二物的性質を帶びたる物を、横側より指ざし告ぐるときは、即ち其の指ざし告ぐると云ふことが亦其の一たるに直りて、遂に初めの一物次ぎの二物とを幷せて三物となる道理なり、然るを若し指ざす人が口實を設けて必らず獨り吾が知れる者に限りて指ざし告げんも吾の知らざる者を言ふこと毋らんと曰ふときは、元來指ざすと云ふことは、多くの物が、或は種類を同じくし、或は居處を同くする中に於て、其の勢必らず此物を擧げて言ふと共に、彼物を兼ねて言はざるを得ず、即ち獨り或る一物のみを限りて指ざ

にて知ることあり、知らざることあり、故に說は其の儘に存し置きて善く研究するにあり、

【解義】經說に詳かにす、

【說】於石一也、堅白二也、而在石、故謂有智焉有不智焉可、

【大意】此れ於一有知焉有不知焉說在存の義を釋す、

【通釋】經文の義を說かんには、堅白石の說を以てすべし、今石は物體にして堅は物質なり、白は物色なり、さらば堅白石の三者は各、異なる物なれども、抱合しては堅白の石となりて一なり、但し堅と白とは、矢張り質と色とにて二なり、而して同く石の中に包含せらる故に、見る人の見方次第によりて、石中の堅を知る者も白を知らず、白を知る者も堅を知らざることあり、さらば一物の中に於て知ることあり、知らざることありと謂ふも可なり、

【解義】【而在石】堅白倶に石體の中に包含せらるゝを謂ふ、即ち經文に謂はゆる說在存なり堅白石の中に在りて之を視れば、其の白を知りて而も其の堅を知らず、之を拊すれば其の堅を知りて而も其の白を知らざること、公孫龍子の堅白篇に見ゆ、【故謂有智焉】智の字下句の智の字と、倶に、知と同じ、

有指於二而不可逃、說在以二參、

【大意】此れ物は複雜關聯して、單獨を以て名狀すべからざるを言ふ、

【通釋】既に或る一物を指ざして告げ、兼ねて又或る一物を指ざして告げ、即ち一時に二物を指ざして告ぐるに、物は逃れ匿るゝことを得ず、乃ち是非なく見はれざるを得ず、其の譯は我と人との指ざすと、又他の横合より指ざすとを以てなり、

【解義】【而無所逃】其の狀態を包み匿すことを得ざるなり、莊子の人間世篇にも、君子之義無逃乎天地之間とあり此の不可逃も、亦彼の無逃の意と同じ、【說在以二參】參は三と同じ、義は經說に詳かなり、

「莊子」の齊物論に、是若果是也則是之異レ乎不是一也亦無レ辯、然若果然也、則然之異レ乎不然一也亦無レ辯 とあり、亦此の義と同じ、

無レ不レ讓也、不可、說在レ殆、

【大意】此れ讓に讓るべきと讓るべからざるとあるを言うて、君子の行は中を執るべきを說けり、

【通釋】禮讓も時宜を酌みて行ふべきなり、今何に事も讓らざることなしとて、讓ることのみを專一とするは、反りて不可なり、其の譯は讓るが爲めに反りて危殆なる點にあり、

【說】無レ讓者酒、不レ讓殆也、不レ可レ讓也、

【大意】此れ無レ不レ讓也不可說在レ殆の義を釋す、

【通釋】凡そ何に事にても人は禮讓を貴べども、唯だ賓主飲酒の時は、其の爵を讓ることなし、全體讓らざることは殆きことにて、禮讓は爭ひを防ぐが爲めに設けられし主意を空くする嫌はあれども、實際獻酬の時は讓るべからざればなり、然るに枉げて讓ることを勉むるときは、反りて人の歡を合はせ好みを厚くする宴飲の主意に叛きて、互に相爭ふの弊を惹き起して、殆きことあり、故に讓はもと美德なれども、此れ亦其の宜きを斟酌して行ふべきなり、

【解義】【無讓者酒】孫注に謂二凡賓主獻酬之酒於一レ禮無レ讓 とあり、乃ち他事の禮は大抵皆己を謙して人に讓ることを貴べども、唯だ賓客と主人と獻酬する酒は、禮法上讓ること無きを以て禮となせり、論語に君子無レ所レ爭必也射乎 とありて、朱注に君子恭遜不レ與レ人爭、惟於レ射而後有レ爭と解せり、今此の無レ讓者酒も亦之と同一論法たり、

於レ一有レ知焉、有レ不レ知焉、說在レ存、

【大意】此れ單に己れが知と不知とを以て、物の有無、理の是非を決すべからざるを言ふ、

【通釋】同一の物に就きて、己が知ることあり、知らざるとあり、其の說は兩ながら存するに在り、人の智は、己が知り見たると否とを以て、物事を輕しく決することあるが誤れり、今一つの物に於ては、己の智

【通釋】智とは當さに言ふべきに言ひ當さに默すべきに默する者なり、然るに何に事に關せず、己が知れることも、知らざることも無く、喋々として之を論じ立つることとは、眞の智者にあらず、全く謂はゆる無以と云へる者なり、此の如き者は即ち悖れるなり、

謂辯無勝必不當、說在辯、

【大意】此れ論辯の勝たざるは其の法論理に叶はざるに由るを言ふ、

【通釋】辯とは甲乙相對して、其の是非を辯じ鬪はす者なり、故に兩者辯ずるときは、其の理に當る者は勝つなり、然るに謂へども其の論辯に於て勝つこと無しと謂ふ者は、此れ必らず其の辯が道理に當らざればなり、其の故如何と尋ねんに、辯の理法に叶ふと、叶はざるにあり、

【解義】なし、

【說】謂、所謂、非同也則異也、同則或謂之狗、其或謂之犬也、異則或謂之牛、其或謂之馬也、俱無勝、是不辯也、辯也者、或謂之是、或謂之非、當者勝也、

【大意】此れ謂辯無勝必不當說在辯の義を釋す、

【通釋】謂とは、唯己一人之を謂ふにあらず將さに人に向うて辯ぜんとするなり、辯ずると同じき者にあらざれば、異なる者なり、畢竟同と異の二者に出でず、同とは同一の動物を或は之を狗と謂ひ、或は之を犬と謂ふが如き形ちの大小上多少の相違はあれども、詰り同じき物なり、異とは不同の動物を或は之を牛と謂ひ或は之を馬と謂ふが如く、根本より相異なる者なり、今論辯をなして甲乙の是非兩ながら、同じくして相勝つと無きときは、是れ辯論の成立なり、全體辯論とは、之を是と謂ふ者あり之を非と謂ふ者ありて、互に意見を鬪はして、其の論理に當れる者が勝つことなり、然るに辯じて勝つなしとは、是れ必らず當らざればなり、

【解義】【是不辯也】辯論の成り立たざることなり、

る處は何れまでも矢張り南たるに相違なし、是れ其の說の實に在りと云へる所以なり、

【解義】【知是之非此也】非は是の反對にして否定すること、【有知是之不在此也】有は又と同じ不在は存在せざること、此れ南北彼に在り此に在りて、名實定まるなし、即ち上文にある宇或徙の義也「公孫龍子」の名實篇に夫名實謂也知此之非此也知此之不在此也則不謂也とあり又此の義と同じ、【過而以已爲然】以も已と共に「スデニ」と訓ず、古文には重言とて同義の字を二字を重複して云ふことあり、此の以已も亦重言なり、此所は身の所在の域を中心となし、儻し此を過ぎて北するときは、前日所在の域は、轉じて之を南と謂ふ、此より益〻北進する每に、其の所過の地は南方となる、其の中央を過ぎて南進するも、亦然り「莊子」の天下篇に、惠施曰我知天下之中央燕之北越之南是也とあり、「釋文」に司馬彪の說を引きて天下無方故所在爲中と云へるは、即ち是なり、

知知之否之足用也諄、說在無以也、

【大意】此れ自から以て知れりとなす者は多く失敗に歸することを言ふ、

【通釋】知とは之を知り之を知らずとす、乃ち知れる者は知れりとなし知らざる者は知らずとなす、是れ眞の知也、然るに自から以て天下の萬事悉く皆之を知りて、我こそ屹度用ふるに足るとなすときは、悖りて失敗する者なり、其の譯は自から伐り高ぶりて已むこと無きに在るなり、

【解義】【知之否之】否とは不知となすことなり、【足用也諄】諄は悖と同じ戻也、「モトル」と訓ず、此れ自から用ふるに足れりとなして伐る者は、戻れることを言ふ、「論語」の爲政篇に、知之爲知之、不知爲不知、是知也とあり、「老子」に自伐者無功とあり、皆倶に此文と相發するに足れり、【說在無以也】以は已と同じ、止なり、「孟子」の無已則王乎の朱注にも以已通用とあり、

【說】智、論之非智、無以也、

【大意】此れ知知之否之足用也諄說在無已也の義を釋す、

【通釋】本經の義を說かんには、戰爭の事を以てすべし、今夫れ軍中に在りて、未だ接戰せざるとも、其の必らず生きんことを望むべからず、去りとて已に接戰に及びしと聞くとも、其の必らず死せんことを悲むべからず、何んとなれば死生は未知數なればなり、然るに前の在軍者は懼れずして、今の聞戰者は懼るゝは、實に誤ること甚しき者と謂ふべし、

【解義】なし、

或過名也、說在實、

【大意】此れ方域は、妄に動かすべからざるを言ふ、

【通釋】域は方域なるが、此の方域と云ふ者は果して定處あるか否かと云はんに、是れ或る場處を過ぎて、或る名稱を成すなり、其の譯は、實際的に在りて方域は定處あるなり、

【解義】【或過實也】或は域と同じ、一方の區域にて、即ち南方北方東方西方の類なり、過名とは過ぎて名を成すこと、即ち其の身北に過ぎて、其の反對の方位を南と名づけ、南に過ぎて、其の反對の方位を北と名づくるが如き類なり、【說在實】實は實地のこと、乃ち方域の定處あるを言ひ、以て方名の定處なきと相對す、

【說】或知是之非此也、有知是之不在此也、然而謂此南、北過而以已爲然、始也謂此南方、故今也謂此南方、

【大意】此れ或過名也說在實の義を釋す、

【通釋】方域の名たるや、或は南方と云ひ、或は北方と云へども、是の名の此にあらざるを知る、即ち南と名づくるが果して南なるか、北と名づくるが果して北なるかは知るべからず、又南北が彼處に在りて、此處に在らざることを知る、然れども此の現に南北とせる處を南北と謂ふことは、己が身過ぎて以て已に然りとなせり、始めに過ぎて過ぎし此處を南方と名づけしが故に、今又更に過ぎて此處を南方と謂ふ、乃ち己が本身立脚の地を標準となし、南てふ名の存する處は屢、變更するとも、己を本位として、南に當

へる譯は、先づ消極的に說くときは、盡く其の賣買を欲せざる所以の者を除き去るに在るなり、即ち其の盡く賣買を欲せざる所以の者を除き去れば、之に引き換へて、其の賣買を欲する所以の者が至りて、賣買の物は正さに賣買せらるゝなり、物價の相宜しきと、亦相宜しからざるとは、正さに賣る人買ふ人の欲すると欲せざるとに由りて、價の高しとか低しとかの念慮は生じ起るなり、譬へば敗亡せる邦人は、其の處を去らんが爲めに、室を鬻ぐに急にして、他人に嫁せる女子は、子の無きを患へて子を早く得んと欲するが如し、其の欲する物品に至りては、賣人が手を放すも、買ふ者が手に入るゝも、双方共に大急に急ぐ者なり、

【解義】【若鬻子】張惠言は此の句を以て、上章の歲變糴則歲變刀の下に連屬して如子母相鬻子常權母と注して、利子と元金と互に利殖し、利子は常に元金の高を權りて增減するが如く、糴と刀とも、糴の變ずるに隨うて、刀も亦變じて貴賤昂低するなりと解せり、亦一說とすべし、【舌賈也宜不宜】舌は正と同じ、宜と不宜とは價の宜きと宜からざるとなり【舌欲不欲】買ふ者の得んと欲すると欲せざるとなり、【若敗邦鬻室嫁子無子】畢注孫注は、說なし、張注は敗邦不得有其邦鬻室不得有其室嫁子不得有其子、皆人主之と注し、乃ち物は一旦他人の有たれば、我の得て自由に爲すべきにあらずと解せり、王闓運は敗邦思去急鬻其室嫁子無子急欲得子と注し、乃ち必要に迫らるゝ時は、賣るも求むるも、共に至急を要する義と解せり、今王說を用ひて解す、

無說而懼、說在弗必、

【大意】此れ憂懼の必しも憂懼するに足らざるを言ふ、

【通釋】何等の說なくして懼るゝは、其の譯は前途の必すべからざるより悲觀の起れるなり、

【解義】經說に詳かにす、

【說】在軍不必其生、聞戰亦不必其死、前也不懼、今也懼、

【大意】此れ無說而懼說在弗必の義を釋す、

【大意】此れ買無貴說在」仮」其賈」の義を釋す、

【通釋】 其の實未だ變ぜず、而も其名の易はる者は反と云ふなり、今夫れ賈とは、貨錢と穀物と相互に貿易を爲すなり、然るに貨錢の價が輕きときは、其の穀物の價を賤くして、貨穀の均衡を維持し、貨錢の價が貴きときは、其の穀物の價を貴くし、貨穀の均衡を維持す、是れ乃ち其の價を相反する者なり、國王の鑄造せる貨錢即ち國家の通貨は品質は變ずることなし、穀物の賣買即ち時價は變ずることあり、乃ち穀物は豐凶の同じからざるよりして、每歳其の價貴賤一ならざれば、國王の鑄造せる貨錢即ち國家の通貨の價値も、亦隨うて變ぜざるを得ず、されば貨物の價値に貴賤あるにあらず、貿易の時によりて、其の高下の相場を繰り返さるゝ者なり、

【解義】 【刀糴相爲賈】刀は泉刀也と、字書にあり、古代は刀を以て通貨の一名となす、乃ち金錢のこと、糴は米を買ひ入るゝこと、「カヒヨネ」と訓ず、賈は貿易すること、【王刀無變】王刀は王者の鑄造せる泉刀のこと、貨幣なり、

賈宜則讎、說在」盡、

【大意】 此れ賣買の道は思慮を盡くして遺憾なきを期すべきことを言ふ、

【通釋】 貿易の道は、其の價の宜きと否とを議す、價が適度に宜きときは其の物を售る、其の譯は、取り計ひの適當にして、遺憾なきを期するにあり、

【解義】 【宜則讎】宜は其の價値の宜きなり、讎一に售に作る、賣なり、

【說】 若」鬻」子、賈盡也者、盡去」其所」以不」讎也、其所」以不」讎去、則讎、正賈也、宜不」宜、正欲」不」欲、若」敗邦鬻」室、嫁」子無」子、

【大意】 此れ賈宜則讎說在」盡の義を釋す、

【通釋】 此の賈宜則讎云々の道理を說けば下の如し、敗邦の鬻室嫁子の無子が如くなれば、今畧して題目を若鬻子と云 はん、偖其の賈に於て盡に在ると云

く上に驗して知るべし、

【解義】【柱之必住】柱は拄と通ず、掌なり、「サ、フル」こと、【說在廢材】廢は置なり、

【說】夾寑者柱也、方石去地尺、關石於其下、縣絲於其上、使適至方石、不下柱也、膠絲去石、挈也、絲絕、引也、

【大意】此れ柱之必住說在廢材の義を釋す、

【通釋】拄ふれば物必らず住ることを、廢材上に就いて說明せんに、今茲に寢室を夾む者は柱なり、柱の基礎として方石あり平地より高さ一尺、別に他石を取りて其の下に支へ置きて繩を其上に懸けて恰も方石に達せしむるときは繩は方石に支へられて下らず、是れ柱る力の然らしむるなり、繩を方石に固く着て其の石を懸けて去るは、上より繩を提挈すればなり、絲の絕ゆることあるは、下より引けばなり、

【解義】【夾寑者】寑は寢の別字なり、【關石於其下】關は繫なり、注なり、他石を方石の下に置くこと、【縣絲其上】縣は懸と同じ、絲は繩なり、【膠絲去石】膠は着なり、

買無貴、說在仮其賈、

【大意】此れ貿易の道は、時價に據れども、貨物に貴賤あらざるを言ふ、

【通釋】賣買の事たるや、物品と代價との交換なるが、偖て其の價はもと騰貴の理なきなり、其の譯を說かんに、其の貨の價と物の價と、輕重貴賤の相反するに就いて知るべし、

【解義】【說在仮其賈】仮は反と同じ、賈は價と同じ、意義は經說に詳かにす、

【說】未變而名易仮也、買、刀糴相爲賈、刀輕則糴不貴、刀重則糴不易、王刀無變、糴有變、歲變糴則歲變刀、

なり、決して重心の自然的性質にはあらず、梔即ち邪めにして、直からざるときは、流動して止らず、梯は邪めなれども、矢張り流動して止まらざるが如きこと無きは、幾分の邪めなる勢はあれども、亦幾分の直き勢あればなり、故に傍よりして引けば動き行くとあるとも、梯自身は妄に動き行かざるなり、今や石を平地に置くに、重くとも、下らずして必らず平正を保つ者は、其の一方に傾むきて偏重ならしむること無ければなり、夫の繩を用ひて軸を引くは、猶舟中の前にある横木を引くが如し、何れもみな傍よりして引くが故に動きて行くなり、或は相倚り相倍き或は相拒み或は相牽き、或は邪めに片倚ときは止らず、是れ自然に動力相生じて動くなり、唯石と石とを幷合し、石と石とを重累するとは、邪めにして倚ると雖へど、止まりて行かざるなり、其の外は大抵行きて止まらず、

【解義】【兩輪爲輲】輲は輇と同じ、說文に蕃車下庳輪也とあり、卑き輪なり、【是車梯也】四輪の高卑前後同じからず、故に梯形を爲す、凡そ車は兩輪にして平かなるを、此は四輪にして、前は高く後は低し、是を車梯となす、【旁弗劫】劫は疑らくは抾の借字ならん、抾は挹也と、「廣雅」の釋言にありて、引の字と意義略同じ、【洃梯者不得洃直也】上の洃は一字にて句絶とす、洃は流の古字なり、此所は梔なるときは、重勢偏し下りて、流動して止まざることを謂ふ、又梯は邪なれども、仍ほ流動せざるは、其の邪めにして而も仍ほ直勢を兼ぬるが故に、必らず旁より之を引きて後ちに行くなり、【今也廢石】廢は置なり、【無跨也】跨は倚と通ず、【繩之引軲】軲は廣雅に車也とあり、又音は「枯」にして、轂の字と音相近し、疑らくは轂の異字ならんとも云ふ、【舟中引横】横は闌木也と說文にあり、此所にては舟前横木のことと解すべし、【倚倍拒堅】倚依なり、倍は背と同じ、堅は固く引くこと、【誰絣石絫石】誰は唯と通ず、絣は幷の異字、絫は累と同じ、

杜之必住、說在廢材、

【大意】此れ物を拄ふることに就きて物力の關繫を說く、

【通釋】凡そ物に對して、之を拄ふるときは、其の物は必らず住まりて動かず、其の說明は材を平地に置

【通釋】倚りて一方に傾く者は、止むべからず、此の說明は梯を觀て知るべし、
【解義】經說に詳かなれば略す、

【說】兩輪爲高、兩輪爲輲、車梯也、重其前、引其後、載引其後、載引其軸、而縣重於其前、是梯挈且引則行、凡重、上不挈、下弗收、旁弗劫則下直、柂或害之也、汧、梯者不得汧、直也、今也廢石於平地、重不下、無踦也、若夫繩之引軲、是猶自舟中引橫也、倚倍拒掔邪倚焉則不止、誰并石絫石耳、

【大意】此れ倚者不止說在梯の義を釋す、文大概、梯の止らざる理を說き、以て倚の梯の如くならざれば止まらざることを明かにす、是れ經文の辭を用ひて其の理を釋す、
【通釋】倚者不可止說在梯の義を說かんには反對なる梯の事を以て翻說すべし、夫れ通常の車は、左右兩輪のみなれども、車梯と名づくる車は前後に各、兩輪ありて前の兩輪を高くし、後の兩輪を輊くして造れり、車梯とは梯ありて次第に高く升るが故なり、而して其の前を重くし其の後を引くべく造れり、其の次第は載ち其の後を引き、載ち其の軸を引き、而して重き物を其の前に懸くるときは、是れ車梯は能く物を挈げ且つ引くときは行くなり、即ち車梯は或る動力を利用して動く者なり、凡そ重心は、上よりして挈げず、下よりして收めず、旁よりして引くことをなさざるときは、則ち垂直線となり下に就きて正だし、若し其の邪めなる者あらば、是れ何等かの關係せる物ありて之を妨害すればなり、即ち必らず或は挈とか或は收とか或は劫とかの事が之を妨害せしよりして、邪めにして垂直線となりて正しきこと能はざる

【大意】　此れ契與收其說在權の義を釋す、

【通釋】　挈とは、上より之を擧ぐるなり、引とは下より之を引くなり、挈は力あり、引は力なし、必しも提げ挈ぐる者が正しきと、邪めなるに關係して然るにあらず、衡上の繩能く之を制して挈ぐるを以てなり、然れども繩を制するには、錐を以て繩孔を刺して、其の力を保たす可し、若し其の時に錐を以て繩孔を刺して止めざるときは、衡上の繩長きに過ぎて重き者は、將に下だりて低く過ぎて、短きに過ぎて輕き者は將に上りて昂からんとす、上がる者(衡)は愈物を得て重く、下だる者(權)は下だりて甚だ低く愈重きを亡はんとす、繩は直くして均く長短なく、權の重きこと相若きて輕重なきときは、物は正だし、即ち是の如くなれば錐を以て繩を刺さゞるとも、亦低昂の變なかるべし、收とは下より之を引くなり、上がる者即ち衡は、其の物を喪うて愈輕く、下だる者即ち權は、其の勢を得て愈重からんとす、上がりて權の重さが極まるときは、挈ぐる物を墜落するに至るなり、

【解義】　【正於梔也】於は與の字と同義に解す、梔は邪に同じ、既に上に見ゆ、【挈若不以錐刺之】挈は衡上の繩を謂ふ、繩は手を以て之を挈擧するが故に、挈と名づく、錐は刺擔の柄、衡上の繩は、錐を以て其の孔を刺し、之が低昂を制止す、若し錐を以て繩孔を刺して止めざるときは、其の繩自から上下することを得て、次句の如く、甚しき低昂を致すことなれば、是れ愼むべきを言ふ、【長重者下短輕者上】此の上下は、衡の低昂を謂ふ、【上者愈得下者愈亡】上者は衡を指し、下者は權を指す、此れ挈の長短の弊を言ふ、【收上者愈喪】收の一字にて句絶とす、上者以下は、收と挈との關係を說く、收とは下より引くことにて、此所にては前句の挈の字を以て衡の義を說くに對して、收の字を以て、權の義を說く者と承知すべし、上者とは權を指し、下者とは衡を指して云ふ、【權重盡則遂挈】權重盡とは、權の重さが極まりて、衡の標が仰ぐなり、遂は隊と通じ、隊は墜と同じ、遂挈とは其の提挈する所を墜すこと也、鄒伯奇は、此一段は升重の法なりと云ふと、孫注に見ゆ、

倚者不可止、說在梯、

【大意】　此れ轉重の法を言ふ、

傾して平らかならざるは、極となり居る衡木の重量が、能く其の重きに釣り合ひを取ること能はざればなり、衡木は重量の物を其の一傍に增加するときは、必らず錘となりて高きより低くなりて、平等の高度を呈出す、此れ權の重さが、相若きて孰れを輕しとも重しとも云ひ難く、善く平均を得ればなり、相衡して平均を得れば、本は短くして標末は長し、前後兩方に物を增加して、其の重さが對待なるときは、標末の方は、必らず次第次第に長くなりて低く下る、此れ標末が長きが故に、偏へに其の權の重さを自由にすることなり、此を以て物を負うて撓まざるは、其の任に勝ふるに在ることの道理を悟り得べし、

【解義】【故橋負衡木】橋は、鄭玄は以て井上の桔槹又は衡上の低昂となす、衡は橫と同じ、「說苑」の文質篇に爲機重其前輕其後命曰橋とあり、「淮南子」の主術訓に、今夫橋直植立而不動俛仰取制焉とあり、【極勝重也】極は棟なり、屋棟はもと橫木たるよりして、之を引申し、凡そ橫木は通じて之を極と謂ふ、此所は桔槹上の一衡木を謂ふ、【右權交繩】右旁の權に繫ぐ繩が他繩と交も絓り亂るゝを謂ふ、【必捶】捶は錘の假字、【本短標長】標は末なり、杪末と云ふが如し、

契與收、說在權、

【大意】此れ升重の法を云ふ、

【通釋】物を提挈すると、收め片付るとは、其の譯は權即ち物事を權りて能く輕重緩急を酌み別るにあり、

【解義】【契與收】契は挈の假借字なり、經說には挈に作る挈は提と意味同じ、

【說】挈有力也、引無力也、不必所挈之止於柂也、繩制之也、挈若不以錐刺之、長重者下、短輕者上、上者愈得、下者愈亡、繩直、權重相若則正矣、收、上者愈喪、下者愈得、上者權重盡則遂挈、

【說】闕く、

行脩以久、說在先後、

【大意】此れ人の行ひは先後の序あるを言ふ、

【通釋】人の行爲の脩まるは、一朝一夕の力にあらず、必らず久しきを積みて然るなり、其の道は如何にせば可なるかと云はんに、先後する所以を知りて、能く秩序的に脩め進むにあり、

【解義】【說在先後】大學にも物有本末事有終始知所先後則近道矣の語あり、參考すべし、

【說】闕く、

負而不撓、說在勝、

【大意】此れ輕重相持して、物其の平を得ることを云ふ、

【通釋】人の重き物を背負うて、而も撓まざるにあり、其の譯は力量の之に勝ふるにあり、

【解義】【負而不撓】撓は曲木なり、橈の俗字、

【說】故橋負衡木、加重焉而不撓、極勝重也、右權交繩、無加焉而撓、極不勝重也、衡加重於其一旁必捶、權重相若也、相衡則本短標長、兩加焉重相若、則標必下、標得權也、

【大意】此れ負而不撓說在勝の義を釋す、

【通釋】されば、今や橋即ち桔槹と云へる一低一昂する器械は、衡木がありて、上がり下がりを爲すが、橋に至りては即ち其の直立して動かざる柱なり、橋の衡木を引き受けて立つや、之に重き量を加へばとて、之が爲めに撓むことをなさず、即ち平かにして偏傾せず、何んとなれば其の極となり居れる横木の前の重き量が、能く之を支へ持つに勝ふればあり、然るに右邊の權となり居れる横木に繫げる繩が、他の繩と互に交も紲り紛ればとて之が爲めに格別の重きを加へ增したる事にあらざるに、而も撓み曲り即ち偏

譯は光の邪正と遠近との差より生ず、

【解義】【柂舌遠近】柂は迤の假字、舌は正の俗字、柂正は邪正と同じ、

【說】景　木柂、景短大、木正、景長小、大小於木、則景大於木、非獨小也、遠近臨鑒立、景多寡、貌能白黑、遠近柂正、異於光鑒、

【大意】此れ景之大小說在柂舌遠近の義を釋す、

【通釋】影は表木を以て量るべし、今表木を形邪めにして曲るときは、土地に近きが故に影は短くして而も大なり、表木の形正しく直きときは、土地に遠きが故に影は長くして而も小なり、此の如く大小あるは、影其の物に在らずして、表木の邪正の爲めに大小あるなり、影に於ては、時ありては木より大なるとあり、獨り木の爲めに小となるのみにあらず、即ち端と光との關繫によりて、千變萬化測るべからず、凡そ遠きも近きも鑑に臨みて立ち鑑に映射する影の多寡と貌の白黑と、鑑光の及べる遠近と、照らせる物形の邪正とは、皆悉く光線の照らし加減と、鑒の光線を受け加減とに於て異同ありて、一ならざるなり、

【解義】【木柂景短大】柂は迤の假字、道藏本には杝に作る、邪なり、木柂とは表木の斜なるを謂ふ、短大の間に而の字を加へて看るべし、下句の景長小も同例、【貌能白黑】能は態と同じ、劉岳雲云はく、此れ光に因りて色を見はすの理を論ずるなり、日光は紅黃藍綠紫橙黃靛藍の七色を具ふ、試みに三稜透光鏡を以て、即きて見るに、若し物盡く全日の光を受くるときは白色となる、若し其の入質の光線を滅するときは黑色となる、【異於光鑒】其の異なることを、光と鑒との上に於て定むることを言ふ、孫注に此似言光之所照與鑒之受光各因物而異、劉岳雲云言照物之遠近邪正惟鑒者制其光辨異之使明晰也とあり、

大而必正、說在得、

【大意】此れ正大の行は道を得るに在るを言ふ、

【通釋】大なれば必ず正し、其の譯は道を得るに在り、

とにして、光線の射照を障礙するなり、【故景庫內也】庫は障と同じ、

景迎日、說在轉、

【大意】此れ物影の日光を受け、種々の形象を現はす理由を說く、

【通釋】物影が日光を迎へて、種々の現象を爲すことあり、其の譯は光線の轉回にあり、

【解義】次ぎの經說に詳かなれば略す、

【說】景日之光、反燭人、則景在日與人之間、

【大意】此れ景迎日說在轉の義を釋す、

【通釋】景に就いて云はんに、日光が東に在るとき、西方に鏡を以て其の光を受け、而して人を照らすに、東方より照らせば、人影は西に在り、然るに鏡を以て西方より照らすときは、其の影又東方に射すれば、人影は當さに西方に在るべきに、反りて西方に在り、是れ人影は日と人との間に在ればなり、此れ以て物が影の日を迎ふるは、回轉にある道理を悟るべし、

【解義】【日之光反燭人】燭は照らすこと反燭は反射也、【景在日與人之間】上文に景二光夾一光一光者景也とあり、此れ亦其の意なり、孫注に據るに、日東を照らせば、人景西に在り、今西方より鑑鏡を以て、其の光を受け、人を反射するときは、人影は又東方に在り、此れ回轉によりて然るなり、劉岳雲云はく、此れ回光の理を釋するなり、例へば人の鑑に依りて立つとき、日光鑑上を射るに、若し人と日との間に壁あり、其の鑑を距ると日の鑑を距ると交角等なれば、人必らず影を上に成すべし、若し其の間壁なければ回光線の影を成すと極めて長くして、無量遠空界中を射照す、凡そ海と沙漠と、恒に樓臺人物の象を見るも亦此の理なり、無量遠空界中と雖へども、仍ほ景在人與日之間也の理に漏れざるなり、

景之小大、說在柂缶遠近、

【大意】此れ景の形ちは光の關係に在ることを言ふ、

【通釋】影の或は小或は大にして不同なるは、其の

影となる、影と光と人と參りて相射ることとは、日出の時、其の光が赤くして四射するが如し、是れ鏡は一つなれども、鏡中に映出する影は二つとなり現るゝ所以なり、乃ち光と光と重複するより起るなり、

【解義】【二光夾一】孫注に據れば、若し日東に在るとき、西に鏡を懸れば、鏡は日光を受け、人を反射して影を成す、是れ日光と鑒光と二となりて、人影は日と鏡の間に在り、是れ即ち二光共に之を夾むなり、光學家の說に、光に複淺深の差あり、此の二光夾一光の說即ち是なり、【景光之人煦若人】之は與と云ふが如し孫注に之猶與也言景光與人參相射也とあり、煦は說文に蒸也、一曰赤貌とあり、

景到在午、有端與景長、說在端、

【大意】此れ倒影の理由を說く、

【通釋】影の倒映するは、光線の交叉點に在り、即ち影の倒映するは、物と光と交叉するを以て也、物に於て端なきときは、影を爲すこと能はず、端あるときは景と與に長し、畢竟端の如何に在り、

【解義】【景到在午】孫注に據るに古は橫直交互を午と謂ふ、「儀禮」に度而午の注に、一縱一橫曰午とあり、即ち其形を×と爲す、×は光線の交點なり、凡そ約行線の中、物の隔つるあれば光線必ず交をなす、交を穿ちて過ぐれば倒影を成す、【有端與景長】長は線の端に對して點を爲すを謂ふ、凡そ光の交聚點を成す時に在ては、光線の行を碍することあり、故に光を穿ちて景倒するなり、鄒伯奇の「格術補」に、密室小孔の漏光、必らず倒景を成す、雲鳥東に飛び、其影は西に逝くとあり、亦以て本文の義を證すべしと、孫注に見ゆ、

【說】在遠近、有端與於光、故景庫內也、

【大意】此れ景到在午有端與景長說在端の義を釋す、

【通釋】遠きと近きとに關せず、皆物體の端ありて光線の射照を障礙するが故に、影は內に障がれて、約行線の交聚處叉點に於て物を見ざるなり、

【解義】【有端與於光】與於光とは、光に干與するこ

茲には略す、【說在改爲】改爲は改めて爲す也、影は必らず亡びて更に生じ始めて更改することあり、若し其の亡びざるときは、影常に後にあり、影前景に仍りて改易することなきを云ふ、尚經說の解を看るべし、

【說】景光至景亡、若在、盡古息、

【大意】此れ景不ㇾ徙說在二改爲一の義を釋す、

【通釋】景不徙とは、光線と影との關係よりして云へるなり、光線が來り至るときは物の影は亡きなり、物の影が有るときは、光線は蔽はれて射照せざるなり、若し其の景が常に在るとすれば、後の影は即ち前の影にして永久的常に其處に息止し、形ちは動くとも影は止まりて、改まることなきが如し、

【解義】【光至景亡】上文に足敝二下光一故成二景於上一首敝二上光一故成二景於下一とあるが如く、光線と景とは兩立せざるなり、【若在盡古息】盡古は終古と云ふが如し、永久的のことなり、息は息止なり、「トヾマル」こと也、盡古息とは永久的止まることにて、即ち經文に云へる不徙の義なり、「莊子」の天下篇に飛鳥之景未二嘗動一也とあり、「釋文」に司馬彪の說を引きて、鳥動影生、影生光亡、亡非ㇾ往、生非ㇾ來、墨子曰影不ㇾ徙也と云へり、又「列子」の仲尼篇に景不ㇾ移者說在ㇾ改也と、張湛が注に景改而更生、非二向之景一と、墨子曰景不ㇾ移說在二改爲一也と云へり、亦以て參攷とすべし、

位景二、說在ㇾ重、

【大意】此れ重影の理由を說く、

【通釋】鏡前に立ちて、形象を映すとき、影が二つあり、其の譯は光線の重複するに由れり、

【解義】【位景二】位は立と同じ、位の字もと住に作る、張注によれば、住は止なり、物止まりて二影あり鑑の重なるを以てなりと解すれど、孫注は住は位の誤にて、位は立と同じとなせり、今孫注を用ふ、

【說】景二光夾二一光一、一光者景也、景光之人、煦若ㇾ射、

【大意】此れ位景二說在ㇾ重の義を釋す、

【通釋】位景二は如何なる故ぞや、二つの光が或る一つの光を夾むときは、其の夾まれたる一つの光は

き光線を爲すなり、鑑の中心の外乃ち、鑑の斜側面に於ては鑒み照らす者中心に近きときは、鑑に照らすこと大にして、其の映り現ずる影も亦大なり、中心に遠さときは、鑑に照らすこと小にして、其の映り現ずる影も亦小なり、而して必ず邪に中心に合うて、長くして直き光線をなすなり、

【解義】【景當俱就】景は影の本字、俱就は二人の影俱に來りて鏡中に映ずるなり、【去亦當俱用北】北は背の本字、俱用北とは二人の影鏡に背きて去るなり、即ち背部を鏡に映すこと也、【而必過正】張孫の注俱に通じ難たしとなす、今按ずるに此れ影の光に映じて過ぐること正しきなり、即ち正直に鏡面に映射することを謂ふ、【鑒中之內】鑒中は鏡の中心點の處を謂ふ、鑒中之內とは鏡の正面に立ちて向へることを謂ふ、此の鑑は即ち凸面鏡を謂ふなりと、陳氏は云へり、【而必正起於中】此れ凸面鏡の周邊窪下にして、中心高きの處其面正平なるが故に、內外界の別あり、鑒中之內とは平面の內を謂ふ、光線必ず正く中心に起り、其の正きに緣りて外射し、長直線をなすなり、【而必易合於中】凸面鏡平面の外と邊と分界の處、其の映射の影近ければ大にして、遠ければ小なることとは、平面鏡と同じ、唯、面既に平ならざれば、光線邪めに射て、其の影亦邪なり、此れ其の邪なること、中に合ふと云へる所以なり、

鑑團景一、

【大意】鑑の正圓なるときは、光は一處に聚ることを言ふ、然れども闕文あらん、經說亦闕く、

【通釋】鑑鏡正く團圓なるときは、其の映射する影、即ち光線は一處に聚るなり、

【解義】【鑑團景一】團は圓なり、孫注に「夢溪筆談」を引きて陽燧日に向うて之を照らすときは、光聚りて內に向ふ、鏡を離るゝこと一二寸なれば、聚りて一點となり、物に着て火發すと、亦此の理なり、

景不ㇾ徙、說在㆓改爲㆒、

【大意】此れ日影の徙らざるを言ふ、

【通釋】日影は幾度も形ちの動くに關せず、依然として在り、其の譯は改めて爲すにあり、

【解義】【景不徙】此の義下文の經說に詳かなれば、

臨鑑立、景一小而易、一大而缶、
說在中之外內、

【大意】此れ鑑中の影に大小あり正邪あるの理を說けり、

【通釋】鑑は其前に立つに、二人の內、一は形像小にして邪めに映り、一は大にして正だしく映る、其の譯は鑑の中の外と內とにある區別に由れり、

【解義】【景小而易】易は施と通ず、施は邪なり、【一大而缶】缶は正と同じ、直なり、【中之外內】中は鑑中のこと也、

【說】景當俱就、去亦當俱用北、鑒者之具於鑒無所不鑒、景之具無數、而必過正、故同處、其體俱、然鑒分、鑒中之內、鑒者近中則所鑒大、景亦大、遠中則所鑒小、景亦小、而必正起於中、緣正而長其直也、中之外、鑒者近中則所鑒大、景亦大、遠中則所鑒小、景亦小、而必易合於中、而長其直也、

【通釋】影の鑑に映るや、二人當さに俱に近就き來るべし、去るとき亦當に俱に用て背き去るべし、鑒者が俱に鑑に映すときは、就き來るも、背き去るも、鑑其物に於ては俱に鑒み照らさざることなし、景の俱に映つることも無數にして、而も必らず光線は正しく行き過ぐるなり、故に同く居るときは、其の物體は俱に同じきも、然れども鑒に映る影は同じからず、鑒中の內即ち鑑の正面にて鑒みる者鑑の中心に近きときは鑑に照らすこと大にして其の映つり現ずる影も亦大なり、中心に遠ざかるときは鑑に照らすこと小にして、其の映り現ずる影も亦小なり、而して必らず正しき光りは中心より起り、正しき光に緣りて、長く直

如きは、此れ其理なり、算家稱して格術となす、即ち此所の景到の理なりと、【多而若少】孫注に劉岳雲の說を引きて、此れ凹面回光の鏡となす、凹面透光鏡、亦能く影をして倒射せしむるも、考工記に金錫相和謂之鑑燧之齊とあるに據れば、古代は透光鏡なし、故に此鑑は凹面回光鏡たることを知るなり、光學の理に依るに、一物を凹鏡の中心以外に置く、即ち凹鏡中心と聚光點の間に於て、物の顚倒せる形象を成す、但之を實形に較するに稍小なり、若し此物を以て凹鏡中心と聚光點の間に置くときは、即ち中心以外に在りて、亦物の顚倒せる形を成す、但之を實形に較するに稍大なり、今此所に多而若少と云ふは、彼の實形に較するに稍小なる款と合ふ、是を以て此の臨鑑立とあるは、人の必ず凹鏡中心の以外に立つことを知るなり、【說在空區】孫注によれば空區は鏡中の窪めること、空穴の如きを謂ふ、「考工記」の梟氏の鄭注に、隧在鼓中窪而生光有似夫隧と云へり、是れ古の陽隧は即ち窪鏡なりと、又同注に經說下此條の說は下文任景二說在重の後にあり、此と敘次合はず、疑らくは傳寫のとき移易せし者にして、其の舊にあらざるなりと、

【說】下者之人也高、高者之人也下、足敝下光、故成景於上、首敝上光、故成景於下、

【大意】此れ二臨鑑而立景到云云の義を釋す、

【通釋】今試みに景倒の理を說かんに二人の內下き位に立てる人は、其の影高し、高き位に立てる人は其の影下し、此れ足は下部の光線を蔽ふ故に、其の影を上部に現はし成し、首は上部の光線を蔽ふ故に影を下に現はし成せり、此れ乃ち倒影を現成する理なり、

【解義】【足敝下光】敝は蔽と同じ、陳澧は云はく、此れ窪鏡人を照らして影の倒射する故を言へるなりと、劉岳雲は云はく、即ち西洋の法に謂はゆる射光角と回光角と相等なる者交點の射景壁に入るに由り、故に景をして倒せしむるなりと、貽讓は案ずるに此即ち搭影倒垂の理なりと、孫注に見ゆ、孫注又此所に經文の多少空區に對する經說なきは、譌脫なりと云へり、

【解義】【徙而有處宇】「莊子」の庚桑楚の篇に有レ實而無レ乎レ處者宇也、有レ長而無二本剽一者宙也、とあり、「文子」の自然篇に老子の言を引きて往古來今謂二之宙一、四方上下謂二之宇一とあり、【宇南北】南北を擧げて東西を包括す、宇東西南北と云ふと同じ、【在旦有在莫】有は又と同じ、莫は暮と同じ、

二臨レ鑑而立、景到、多而若レ少、說在二空區一、

【大意】此れ鑑中倒影の理を說く、近世清國學者墨子を以て光學の祖と爲すは此れ以下數條の類を指して云ふとなり、

【通釋】二人あり、鑑に臨みて立つときは、其の鑑に映る影は倒に垂るゝことあり、多くして少きが如し、其の譯は鏡の凹面空穴の如き場處に因りて生ずるなり、

【解義】【二臨鑑而立景到】二は二人を謂ふ、人の字を略して單に二或は三と書し、以て二人若くは三人となす、此例墨子の書に多し、鑑は鏡なり、景は影の本字也、「大戴禮」の曾子天圓篇に故火日外レ景而金水內レ景とあり、蓋し凡そ發光含明、及び光の照らす所物蔽うて陰を成す、此の三者、通じて之を景と謂ふ、古は玻璃なし、凡そ鑑は皆金を以て造る、此所の鑑は即ち內景の者なり、到は倒と同じ、孫注に沈括が「夢溪筆談」を引きて、陽燧(大陽光線)物を照らすや、之に迫るときは正くして漸く遠きときは見ること無し、此を過ぐるときは倒す中間に礙なき故なり、人の艣を搖すが如し、臬之が礙を爲すときは、本末相格す算家之を格術と曰ふ、此所の倒影は即ち格術なり、鄭復光は曰く光線の濶きよりして狹となる、之を約光線と名づく、約光線愈〻引けば愈〻狹く、必ず交合して一と爲りて角を成す、之を交角線と名づく、兩物相射る、約行線此よりして彼に至るとき、若し中間に物ありて隔つれば、約行線其の隔つる物に至り止まる、設し隔處に孔あるときは射線は孔を穿ち約行し、彼物に到らざれば止まず、如し彼物甚だ遠きときは、約行必ず交す、交を穿ちて過ぐれば、此の上邊彼の下邊を反射し、此の左邊必ず彼の右邊を反射するは勢なり、能く倒影を成すこと無らんや、塔影の倒垂するが

に相當する者となす、然るに牛を牛として馬を馬とし分ちて之を數ふるときは、牛と馬とは二者にして一體にあらず、若し牛馬を併せて總合的に之を數ふるときは、倶に四足獸にして一體と視做すも不可なきなり、此れ物は分析的に觀るときは各〻別なれども總合的に觀るときは一體たるなり、譬へば人の手足の指を數ふるが如し、指は五指あり、而も是れ合せて數ふる時は一指たり、分ちて之を數ふるときは一指たる者が五となれるなり、此の道理を悟るときは萬物一體の眞理たるを悟るを得べし、

【解義】【倶倶一】經上に同異而倶於之一也とあり又經說上に倶處於室合同也とあり、此皆な合なる者は一たるを言ふ（若牛馬四足）上文にある謂四足獸與牛馬與の條を參看すべし【當牛馬】經說上にある當牛非馬と又當馬非馬の條を參看すべし、

宇或徙、說在長宇久、

【大意】此れ宇の徙るは、長久に在ることを言ふ、

【通釋】上下四方を宇と曰ふ、宇の區域即ち宇の方位は、轉じ徙りて一定せず、屢〻遷りて窮りなきなり、其の譯は長く宇となりて存すること久しきにあり、

【解義】【宇或徙】或は域と同じ、又宇の如く解して、有の義となすも通ず、

【說】長宇徙而有處宇、宇南北、在旦有在莫、宇徙久、

【大意】此れ宇或徙說在長宇久の義を釋す、

【通釋】經文を釋くには、先づ長宇の意義を說くべし、宇とは上下四方に遍く亙りて唱ふる名なるが、其の位は必しも一定せず、各〻己が身の所在を本位として、方位の名を定む、假りに己が中央に居れば、南を南と定むるとも、徙りて北に居るときは、中央を南とし、更に北に徙るときは又今までの北を南と爲すことあり、其他の方名皆此例にて推すべし、さて右の如く方位は徙り易りて同じからざるも、必らず其の場處は實在せり、是れを徙りて處ありと云ふ、即ち此が宇と云へる者なり、宇は以上の如く徙りて南北に在り、旦又は暮にも實在せり、乃ち處と時とにあり、是れ宇は徙ること長久なり、

用既に多く見ゆ、

合與一、或復否、說在拒、

【大意】此れ物の合體と否とは互に拒むことの有無に存するを言ふ、

【通釋】兩體が相合へる物、各ゝ一體に分かるゝ物と、或は元の如く合ふと、若くは合はずして離るゝとは、其の譯は相拒むにあり、拒むときは合はずして否なる者なり、

【說】闕く

物一體也、說在俱一唯是、

【大意】此れ萬物一體の理を言ひ人は協和を主とすべきを說く、

【通釋】物は各殊に分かるゝとも其の實は一體なり其の譯は、俱一と唯是とにあり、俱とは異りたる者を或る一なる者に合はす也、唯是とは呼べば答へて唯と云うて、之を是認することなり、萬物衆しと雖ども或る大合同の下に合はせて、彼此となく皆な賛同是認するときは一體となるなり、

【解義】【俱一唯是】俱は二者を一に合はすことなり經上に俱同異而俱於之一也とあり唯は應答の速なること也、物の名類相合ふときは、此の方に呼べば彼の方に應じて共に之を是することを謂ふ尙經說に詳かにす、

【說】俱　俱一、若牛馬四足、唯是當牛馬、數牛數馬、則牛馬二、數牛馬則牛馬一、若數指、指五而五一、

【大意】此れ物一體也說在俱一唯是の義を釋す、

【通釋】俱とは俱一即ち合はして一となしたる者にて例へば牛馬と曰ひ四足と曰ふが如し、即ち牛馬と云ふときは連接的普通名詞にして、四足と云へば獸類の總合的名詞なれども、牛馬と云ふも四足と云ふも俱に牛を牛と呼び馬を馬と呼び、名實一致すれば彼呼びて此應へ、以て共に之を是認し、牛なり馬なり

然也與過也、

【大意】此れ疑説在逢云々の義を釋す、

【通釋】經に疑説在逢とある疑の字と逢の字と、其の義を説くときは、逢とは其の時節に出で逢ふことにて、今埶(土釜)を爲くるには、土壤を以てすることなるが、もと土壤は至て賤き物なれども、用ひて埶となすときは、食物を烹る器にて貴きなり、是れ物は貴賤となく、唯だ其の逢ふ時によりて、便利をなす者なり、又牛を飼ひ養ふ廬を爲りて涼しきを取るとは、夏の炎天に當りて寒き氣を取りて暑さを凌がんとて爲せることとなり、此等の義を以て逢ふと云ふことが、如何なる義かを悟り知るべし、玆に物あり之を擧ぐるときは輕く、之を置くときは重きことあり、是れ擧ぐる人に力あるにあらず、木を削りて出づる柹は、削るに從て生ずるが、是れ削る人の巧みなるにあらず、鳥羽の旋りて磨石の隧に隨うて運ぐるが如きは、自然に循へるものにして、是れ經文にある循と云へる者なり、爭ひ闘ふ者の弊は、或は酒を飲みて亂醉し、或は市中の雜遝せる場所に於て口論の事よりして起るなり、是れ豫じめ此の如くあるならんとは知るべからず、乃ち風と出遇ひがしらに起ることなり、事の起りしとき、或は固より接會して之を知ることあり、或は事後に逆推して之を知ることあり、此の如きは何れも已に過ぎし事に屬すれば過と云へる者なり、謂はゆる疑ひの起るは、此逢循遇過の場合にあり、

【解義】【爲埶則土】埶は一に甃に作る土釜なり、【爲牛廬者】廬は假り小屋のこと也「説文」に廬寄也、秋冬去春夏居とあり、此の牛廬は牛馬を養ふ庌なり、「周禮」に圉師夏庌馬とあり、鄭注に庌廡也廡所以庇馬涼也と解せり、「呉子」の治兵篇に夏則涼廡とあり、蓋し牛馬を牧する者並に之あり、凡そ廬を爲るは、其の暖を欲し、而して庌は其の夏寒きを取る、此れ即ち經文逢字の義なるを云へるなり、【柹從削非巧】柹は材と同じ音「ハイ」札樸なり、木片なり「コケラ」又は「コッパ」と訓ず、【若以日中】日中は市場のこと也、「易」の繫辭に日中爲市とあり、市は日中を以て最も盛なりとす、因りて市を謂うて日中となす、猶ほ嫁娶の禮は昏時を用ひて行ふよりして、因りて昏と謂へるが如しと、孫注に説けり、【是不可智也】智は知と通

は眞物にあらず、必らず非なる物にしてこそ、始めて假てふことが起るなり、去れど眞物に非る假物は、何れまでも矢張り假物にして眞にあらず、譬へば狗の鶴を假りて其の眞似をなすも、猶人が鶴を以て其の氏となすが如し、名は鶴と呼ぶとも、眞の鶴にはあらず、

【解義】【假必非也】「說文」の人部に假非眞也とあり、小取篇に假者今不然也とあり、【猶氏霍也】霍は寉の字の誤にして、寉は即ち鶴なりと張注は云ふ、孫注は上の狗假霍の霍の字と共に、虎の字の誤なりとせり、

疑說在逢循遇過、摧慮不疑、說在無有、

【大意】此れ疑は有無の判然せざるよりして起ることを言ふ、

【通釋】疑ふと云ふことは、逢ふと循ふと遇ふと過との四者にあり、大凡そ疑はずと云ふことは、無と有との判然たるにあり、

【解義】【逢循遇過】逢と遇と共に「アフ」と訓す、但逢は過也値也と注す、その時節にあふこと也、遇は見也道路相逢也不期而會也と注す、ふと途中にてあひ、又は約束を定めずに對面すること也と、伊藤東涯の操觚字訣に見ゆ、姑く其の說を用ふ、【摧慮不疑】「廣雅釋訓」に據れば、揚摧嫴摧無慮都凡也とあり、乃ち之を單言するときは摧と曰ひ、慮と曰ふ、「文選」の左思が魏都賦に摧惟庸蜀與鵁鶄同巢とあり、荀子の用兵篇に慮率用賞慶刑罰執詐而已矣とあり、楊注に慮大凡也と解す、此所又兩字を合はせて之を言ひ、摧慮と曰ふ、其義は一なりと、孫注に云へり、

【說】疑逢爲鍪則士、爲牛廬者夏寒、逢也、擧之則輕、廢之則重、非有力也、柿從削非巧也、循也、鬭者之敝也、以飮酒、若以日中、是不可智也、遇也、智與、以已爲

種類異なれば比較にはならず、均く多しと雖ども、智慧の多きと米粟の多きと孰れが多きや、是れ多き其の種類異なれば比較にはならず、爵位の貴きと親戚の貴きと、徳行の貴きと、價値の貴きと、均く貴きと雖ども、是れ其の種類異なれば比較にはならず、麋の高さと鶴の高さと均く高しと雖ども、是れ其の種類異なれば比較にはならず、蚓の蟲と蝨と均く蟲なれども、孰れが蝨なるかと云へば、蝨の蝨たるに如かず、右の如く計量するときは、輕重多少長短貴賤の廻かに異なる者は、相比較するに足らざるを見るべし、

偏去莫㆑加㆑少、說在㆑故、

【大意】物の分離を以て變ずべきにあらざるを言ふ、

【通釋】一體を均分して二體となすを兩偏と曰ふ、其の一偏を離ち去るとも、更に少くなることなし、其の譯は故の如くにして變ぜざるにあり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】偏俱一無㆑變、

【大意】此れ偏去莫㆑加㆑少說在㆑故の義を釋す、

【通釋】偏とは一の半偏なり、之を他の半偏と合はすときは、俱に一體たり、右の如く分と合とは同じからざるも、完全なる一體と半偏なる分體と、別に增減はなくして變りなし、

【解義】【俱一無變】俱一は各、其の一あることを言ひ、無變とは故の如きを言ふと、張注には解せり、

假必誖、說在㆑不㆑然、

【大意】此れ假物は終に悖り亂るゝことを云ふ、

【通釋】假り物は必らず悖り亂るゝことあり、其の譯は不㆑然とて非道理なるにあり、

【解義】【假必誖】假は眞正の反對なり、誖は悖と同じ、亂なり、

【說】假必非也、而後假、狗假㆑霍也、猶㆑氏㆑霍也、

【大意】此れ假必誖說在不然の義を釋す、

【通釋】何を以て假必誖と云ふかならば、元來假と

と、【廣脩堅白】此の一句合同函含して離れざる道理を說きて上句の意を申明す但見不見離一二不相盈の二句は反說して、本句は正說す、亦文章の變化を見るべし、墨子本文の說は乃ち公孫龍が堅白同異の辯が墨學一派の說たるを證すべき一斑なり、今左に「公孫龍子」の堅白篇を略抄して參考となさん、但其の文中字句もと誤脫あれば、其の大意を領略して可なり、

堅白石三可乎、曰不可、曰二可乎、曰可、曰何哉、曰無堅得白其擧也二、無白得堅其擧也二、曰得其所白不可謂無白、得其所堅不可謂無堅、而之石也之於然也非三也、曰視不得其所堅而得其所白者、無堅也、拊不得其所白而得其所堅者、無白也、曰天下無白不可以視石、天下無堅不可以謂石、堅白不相外、藏三可乎、曰有以自藏也、非藏而藏也、曰其白也其堅也、而石必得以相盈、其自藏奈何、曰得其白、得其堅、見與不見離、一一不相盈、故離、離也者藏也、曰、石之白、石之堅、見與不見、二與三、若廣脩而相盈也、其非擧乎、曰循石非彼無石、非石無所取乎白石不相離者、固乎然、其無已、曰於石一也、堅白二也、而在於石故有知焉有不知焉、有見焉有不見焉、故知與不知、

相與離、見與不見相與藏、藏故孰謂之不離、

異類不吡、說在量、

【大意】此れ異類の物は同一に比視すべからざるを言ふ、

【通釋】類を異にする者は類と類とを相比して同うせず、其の譯次第は其の物の理數の異と同とを量度するに在り、

【解義】【異類不吡】吡は比と同じと、王闓運は云へり、

【說】若耳目異、木與夜孰長、智與粟孰多、爵親行賈、四者孰貴、麋與霍孰高、蛇與瑟孰瑟、

【大意】此れ異類不吡說在量の義を釋す、

【通釋】異物の比較して一とすべからざるは、恰も耳と目との一は聽を掌り一は視を掌るが如く、全く其の效用を異にする者なり、今均く長しと云へども、木の長きと夜の長きとは、孰れが長きや、是れ長さの

こと能はざるなり、是れ物の偏去すべからざるに拘はらず、遂に岐れて二となる所以なり、(其二)は一と二と即ち甲種の物質と乙種の物質とは、本來性質を殊にして相函合せず、故に一は一と二は二と云ふが如くにするときは、何に事も相離れて調和せず、若し其の或る部分を相殺し相補するときは、能く異性の函含調和を保ちて、合同の功を成すべし、然るに今や我が才力拙くして之を爲すこと能はず、是れ物の偏去すべからざるに拘らず、遂に岐れて二となる所以なり、(其三)は元來廣さと長さとは一は横と縱に就いて云ひ、一は縱に就いて云へる者なれば、二にして一ならず、然るに或る推理よりして論ずるときは、縱横相互に函含して一致たり、宛かも堅と白とが、一は色相にして一は性質にして相同じからざれども、均く一石の中に在るときは色性倶に相函含せられて一となるが如し、然るに今此の道理を悟らずして、廣は廣、縱は縱と相離して見るが故に、物の偏去すべからざるに拘らず、遂に岐れて二となる所以也、此れ皆其の實は物の眞に分るゝにあらず、我が知見の至らざるよりして、心象に印映するに於て一致をなさゞるなり、

【解義】【二與一亡】與は、相互に抱合し函含することなり、此れ一體を分ちて二となすときは、一既に化して二となる、即ち同時に一の原體は亡失することを言ふ、公孫龍子の通變篇に曰二有一乎、曰二無一とあり、即ち墨子の此義を述べしなり、【偏去之】之の字の下に、可也の二字を加へて看るべし、然れども此所の本意は偏去するを是認するにはあらず、若し偏去之を爲し得べくんば爲すも不可なし、去れど其れは爲し得べからず、故に不可爲と云ふ意なり、論語に食夫稻衣夫錦於女安乎、曰安、女安則爲之とありて、其の安んずべからざるを論じて、故らに爲之と云ひ以て、其の實は爲すべからざることを示せると、大略語法相同じ、【有文實也】文實は名實なり、經說下に擧告以文名擧彼實也とあり、【若假與義】假は他物を假借するなり、義は自己の本義なり本領なり、【無謂則執也】我謂ふべきなきに之を謂ふ、即ち假借して謂ふときは、彼亦堅く其の說を執らんとするを言ふ、經說上に執服難成也とあり參看すべし、【一二不相盈】相盈とは相互に抱合して函含するこ

長は時間を謂ふ、

【說】二與一亡、不與一在、偏去之、有文實也而後謂之、無文實也則無謂也、若假與義、謂是則是固義也、謂他則是非義也、無謂則執也、見不見離、一二不相盈、廣脩堅白、

【大意】此れ一偏去之より廣與脩に至る經文の義を釋す、

【通釋】凡此の同名の者、何を以て一偏棄之の不可なるか、例へば茲に二物あり、相互に與して一となれば、其の一は亡びて無し、與みせずして相互に分離するときは、各一物として存在するなり、各一物として存すれば、時によりて何れかの一方を偏去して可なり、故におよそ物は名と實と具に揃ひ有りて、即ち名實の二者合同して、後ち始めて之を物其の物として許すべし、若し名と實となく即ち名實の二者個別に分かるゝときは、之を物其物として許さゝるなり、假的物と義的物との如し、假とは物其物の持ち前にあらずして、他より持ち來る者なり、義とは物其物の本領發揮なり、乃ち是の物を、是の物と正直に呼び做すことは、是れ云ふ迄もなく義なり、即ち本領の發揮に就いて云へるなり、他の物を是の物と枉げて呼び做すことは、是れ義にあらざるなり、假なり、故に謂ふべき理由なくして謂ふ者は、執と名づく、執とは各〻其の自說を固執して相服せざるなり、此の如くなるときは、辯難往復して際限なし、故に其の說は因に在りて、彼れ是と云へば、我も因りて是と云ひ、彼れ非と云へば、我も因りて非と云ふべきなり、而して眞理は自から其の中に於て求むるを得べし、又何を以て經文に不可偏去而二と云ふか、其の譯は三條あり、(其一)我が見る所と見ざる所と相離れて、同一の步武を以て進むこと能はざるにあり、即ち物の進化や日夜駸々として一刻も息まざるに、我が智識は遲々として後れて、已が見たる所は未だ見ざる所に及ぶ

れば相同じきも、物は各、異なるを言ふ、

一偏棄之、謂而固是也、說在因、不可偏去而二、說在見與倶、一與二、廣與脩、

【大意】此れ衆同を能く運用するは理に順ひ勢に乘ずるに在るを說く、

【通釋】凡そ此の同名なる者今や其の一に向うて之を偏棄せんと欲すとも、則ち彼は固より是なりと謂うて偏棄すべからず、然れば強ひて其の同異を論爭せんよりは、矢張り之に因りて其の儘にして善く利用するに如かず、是れ其の方法は之に因るに在り、又之に因るの弊として、同き者必しも同じからず、往々岐して二となりて合はず、其の時之に對する方法は、我が所見を以て、之と相倶に隨ひ往くにあり、或は一を偏棄すると、或は二を二として相倶にして偏去せざるとにあり、又或は空間的の廣狹と、時間的の長短とを、能く斟酌調和して取り扱ふことにあり、此の如くなれば此の衆同を能く利用し得て反撥矛盾の患を免るべし、

【解義】【謂而固是也】而は則と通ず、固是は初めより是なること、孫注に一說を載せて固是は因是の訛ならんと云ふ、「公孫龍子」の堅白篇に離也者因是力與知不如因是とあり、「莊子」の齊物論に因是因非因非因是とあり、是れ因是とは人之を是とすれば我亦之を是とし、人之を非とすれば我亦之を非とし、俗に云へる自然の成り行きに任すの意と大概相似たる者と知るべし、按ずるに固是も因是と歸着の意は同じ、然れども因是に作るも亦可なり、【說在見與倶】說在の二字は、下の廣與脩の句に管到す、見は我が見察する所を謂ふ、倶は倶に進み倶に變じて相離れざることなり、經上に同異而倶於之一也とあり、乃ち同とは衆異を合はして一と爲すことにて、倶は即ち衆異を合して一となす工夫を謂ふ、同を得る方法を謂ふ、此所は我が見察の力にて、能く之を認識して、同を得べきやう爲すことを謂ふなり、【一與二廣與脩】一は即ち偏棄のことなり、二は即ち不可偏去のことなり、脩は長なり、廣は今人の云はゆる空間を謂ひ、

篇の同則同」之云々を參看すべし、【俱鬪不俱二】經說上に俱處於室合同也とあり、此所は二人相合へば即俱と謂ふべきも、若し俱に鬪ふときは、乃ち俱は俱なれども謂はゆる二人合同の俱にあらざるを謂ふ、「左傳」に嘉耦曰妃怨耦曰仇とあり、亦此と同義なり、【橘茅食與招也】張注に茅亦可食而巫以茅招神不與橘同食周禮司巫云旁招以茅とあり、乃ち遠方の神を祭る時、茅を束ねて、一處ならず、各處を旁ねく招きて鬼神を呼び降すことあり、其の時は茅は平生食用に爲すべき者と雖も、橘とは別にして食はず、此れ食ふも招くも、口なり手なりを以てする者にして、自動的なれども、其の目的同じからざるなり、【白馬多白視馬不多視】白馬は白き毛の馬、視馬は目を張りて見詰て居る馬なり、白馬と視馬と語例は同口調なれども、其の長短の數は同じからず、此の多の字は長久的の意なり、【爲麗不必麗】麗は曬と同じ、「サラス」と訓ず、爲麗は人が物を日に曬らし乾かすなり、不必麗は天日偶然物を曬し乾かす也、必ずしも曬らし乾かさんとして、照らすにはあらざるを言ふ、【麗與暴也】暴は曝と同じ、曝は人が專ら日に向うて照らし乾かさんことを求むるなり、【爲非不以人足】非は扉と同じ、草履を曰ふ、「ワラグツ」と訓ず、不以人とは、他人の足に合はんことを求むるが爲めならず、【若夫勇】夫は趺と同じ、趺は跗と通じて、足趾なり、「アシノカフ」と又は「アシノセ」と訓ず足脊なり、支那古代の刑に刖刑とて、罪人の足趾を斬る刑罰あり、謂はゆる五刑の一なり、此の刑に罹る者を跗者と云ひ又兀者と云ふ、勇は踊と通ず、「釋名」の釋言語にも勇は踊也とあり跗者の行くや趾なきが爲め踵(クビス又はカヽト)を以て行く、其の貌踊るが如し、故に夫勇と云ふ、「莊子」の德充符に魯有兀者叔山無趾踵見仲尼とあり、乃ち以て證とすべし、【不爲夫爲履】上の爲は「タメ」と訓じ、下の爲は「ツクル」と訓ず、跗者は足を刖られて踊り行く、故に履は無用なれば爲らざるなり、「莊子」の德充符篇に、刖者之屨无爲愛之とあり、乃ち屨は足あるが爲めに、屨の必要を感ずれども、足なければ無用の屨を愛重せざるを言ふ、亦此の本語と相似たり、【以買衣爲屨】衣冠を服するときは、屨は必要なるが故に爲り調ふるなり、【夫與屨也】夫は跗に通じ、屨と音相通ず、此れ名稱の音を以てす

麗不必麗麗與暴也爲非不以人足爲非若夫勇不爲夫爲屨以買衣爲屨夫與屨也、

【大意】此れ物盡同名二與鬬愛食與招白與視麗與暴夫與屨の義を釋す、

【通釋】此れ是の必然的の物を然りとして相容るゝときは、譬へば麋鹿の二獸あるも、共に同じく麋と名づくるが如し、名は兩なれども、實は一なり、本來倶の意義たるや此の如し、然るに今均く倶なれども、倶に爭うて鬬かふときは、是れ親密なる二人が合同したる倶と云ふ意義にあらず、各ゝ相對抗して敵視する倶なり、是れ經文に云へる二與鬬の同異なり、美色と肝肺と兒子とは吾人均く之を愛すれども、其の愛する所以は一ならず、是れ愛の同異なり、橘の菓實は食として用ふべし、茅は巫が神を祭るに靈を招く時、用ひて道具となせり、而して茅も亦以て食物として用ふ可からざるにはあらず、但神を招く時は、橘と同くして食ふべからず、是れ食と招と共に自動的發作なれども其目的を同くせざればなり、白き馬の白色は不斷的に多く白くあれども、物を視る馬の視方は多くは視ず、即ち斷續的ならざるべからず、是れ白と視の同異なり、太陽が物を曬らし乾すは必しも曝らし乾かすとは受合はれざるなり、即ち能く曝らすこともあり、亦陰り雨りの爲めに曝し乾かざることもあり、是れ曬と曝との同異なり、曝は人爲的に必らず乾かさんと欲して曝すなり、艸履を扉と曰ふ、扉を爲くるに必しも人の足に一々相合ふを待ちて、扉を爲さず、然れども爲れる扉は自然に人の用となるなり、乃ち足を刖れじ者を趹と云へるが、彼の趹者が行くに踊りて行けば、屨を着くることなき故に、其れが爲めに特別なる屨を爲らざるが如し、元來屨といふ者は、衣冠禮服を着するときに用ふる者にて、衣冠を買ひ調ふるを以て屨を爲るなり、若し衣冠を有せざれば、屨は無くとも不可なし、是れ趹と屨と其の字同音にして呼ぶとき、名は同樣に聞ゆるも、實物は相同じからざるなり、

【解義】【如麋同名】麋は鹿の類、獸の名なり、麋は二麋ありとも、倶に同く麋と名づく、上注の「荀子」正名

は四足動物の專名たり小なり、猶ほ「荀子」の正名篇に萬物を以て大共名となし、鳥獸を大別名となすが如し、然れば牛馬は復た獸類の種別たり、是又獸は四足の大名、牛馬は四足の小名たり、大小定まりなく、言ふ所に隨うて變ずるなり、

物盡同名、二與鬬、愛食與招、白與視、麗與暴、夫與履、

【大意】　此れ同意にして異辭の物あるを言ふ、

【通釋】　天下の物、凡て名を以て區別する者なるが、扨又異なりたる事物にして、同名の者あり、今例へば二人親密にして交際すると、兩人相爭うて鬬ふと、同く二人なれども、事柄は異れり、物を愛すると、食物を食ふと、鬼神を招くと、皆自動的の所作なれども、事柄は異れり、百貌などの色の白きと、目で視ることとは、共に自分に具はれる天賦の物なれども、白き色は多きこと終始依然たれども、視ることは何時までも限りなく、視るべからず、其の事柄は異れり、太陽が物を曬らすと、人が物を太陽に曝らすと同く乾かすなれども、一は自然にして、一は人爲なれば、其の事柄は異れり、夫を夫となし履を履となすも同く夫と呼ぶ内にも種類あり、履の内にも、名詞となる場合と、動詞となる場合ありて同じからず、

【解義】　【物盡同名】物盡は上文の物盡と同じく、萬物を包括してと云ふが如し、同名とは、名は形容せる情態を同じくすと云ふが如し、「荀子」の正名篇に、同(同類)則同(同名)之異(異類)則異(異名)之單(單名馬牛犬の類)足以喩之則單、單不足以喩則兼(兼名白馬黃馬の類)單與兼無所相避則共(單に馬と云へば萬馬を包括する類)雖共不爲害矣知異實者之異名也、故使異實者莫不異名不可亂也、猶使異實者莫不同名也とあり、亦此の本句と參攷して相發すべし、

【說】　此然是必然則俱、如麋同名、俱鬬不俱二、二與鬬也色肝肺子愛也、橘茅食與招也、白馬多白、視馬不多視、白與視也、爲

【通釋】類を以て推すときは、是非を定むべきが如くなれども、其の實は此れ容易にあらず、亦頗る不可能の事に屬す、四足の動物は、名けて獸と云へども、是れ總名にして、獸類の中各自から散名ありて、或は牛と云ひ馬と云ひ犬と云ふが如く、澤山の區別ありて、其の稱謂を異にせり、故に類を推して直ちに一定することは難きなり、其の理由の要點は、名義の大と小と、即ち普通的と限局的とにあり、

【解義】【四足異說】經說に解せり、【名之大小】獸は總名にして大なる名なり、牛馬の如きは、散名にして小なる名なり、尙經說に解せり、

【說】謂二四足獸一與、牛馬與、物盡與、大小也、

【大意】此れ四足異說推レ類之難說在二名之大小一の義を釋す、

【通釋】四足異說とは、均く四足の動物を獸と謂ふとも、概括的に凡そ多くの獸を指して謂へるか、抑も區別的に牛なり馬なりを指して謂へるか、有らゆる物を包盡して謂へるか、大と小との別を立てゝ謂へるか、物に就いて云ふときは、物と云へば所有一切の萬物にて、物盡と云へば、其の萬物悉く取り揃うて漏れたる者なきなり、此の點より觀るときは、物は大總名にして獸は一部類の名に過ぎず、されば犬に就いて云へば獸も亦小名たり、而して小に就いて云へば、牛馬は各、獸中の一物たれば、小名にして獸は其の大名たり、此の如く大と云ひ小と云ふも、又畢竟物と品と隨うて變じて定まることなければ、或る一物一事に據りて、他の萬物萬事を類推せんとするは、是れ容易の業にあらず、

【解義】【謂二四足獸一與】「爾雅」の釋鳥に、四足而毛謂二之獸一とあり、此所は獸は四足毛物の大名たることを謂ふ、【牛馬與】謂二牛馬獸一與とあるべきを、文勢を急にして省けるなり、此所は牛馬は、四足毛物中の種別たるを謂ふ、【物盡與】物の數を盡くして謂へる歟の意なり、孫注に「莊子」の天下篇に惠施曰大同而與二小同一異此之謂二小同異一萬物畢同畢異此之謂二大同異一とあるを援き、此所に物盡と云へるは、即ち萬物の畢く同く畢く異なるを謂ふ、蓋し物は總名たり大なり、獸

但文章闕佚あり、而して篇中に景鑒及升重轉重の諸法を論ずるや、今の泰西學說と頗る相合ふ者あり、今文義の疑しきは、姑く之を闕き、他日の考を俟ちて補訂せん、

止類以行之、說在同、

【大意】此れ是非の論を定むるには、其の標準の同じきことを指示すべきを言ふ、

【通釋】止は言論を以て相拒ぎ止むる義なるが、是れ一方の然りとなすと、然りとなさゞるとを以て、其の事の是なると非なるとを定むることにて、其の相類せる言を以て之を行ふなり、其の說の要旨は相同じき點にあり、

【解義】【類以行之】彼の然否を以て、此の是非を定むること、即ち彼以て然りとなすときは、我以て是となし、彼以て否となすときは、我以て非となすなり、要するに類を以て推し定むることを謂ふ、【說在同】說とは作者自から其の論旨を指定して云へるなり、以下皆之に倣へ、

【說】止　彼以此其然也、說是其然也、我以此其不然也、疑是其然也、

【大意】此れ止類以行之說在同の義を釋す、

【通釋】止類以行之とは、經に說在同と自釋するが如く、全く互に己が考へを以て、一辭を執るなり、乃ち彼の一方には、此の或る事體が斯の如くなりしを以て、我の一方を推して、亦其の事體が斯の如くならんと說き、我が一方には、此の或る事體が斯の如くならざりしを以て、彼の一方を推して亦其の事體が斯の如くならざらんと疑へるより、相拒ぎ止むることとなれるなり、

四足異說、推類之難、說在名之大小、

【大意】此れ推論をなすに、名の誤解を防ぐべきことを言ふ、

今同上、【義之爲宜也】舊本に義を臧に作る、今同上、【正者用而勿必】舊本に正を聖に作る今同上、【惡舌權害】惡の上に舊本には且の字あり、今孫校に據りて削る、【權者兩而勿偏】舊本に權を伎に作る今同上、【爲甲臺存也】舊本に甲を早に作る今同上、【臺買化也】臺を舊本に蠹に作る今同上、【異二不體】舊本に不の字なし今畢校に據りて補ふ、【於富家食】富を舊本に福に作り食を良に作る今孫校に據りて改む、【知有無也】知を舊本に恕に作る今同上、【它蚓還圜】舊本に免蚓還圓に作る今同上、【隺爲姓假也】舊本に隺を霍に作る今意を以て改む、【超成負正】舊本に成を城に作り負正を員止に作る、今孫校によりて改む、【是可五也】也を舊本に色に作る今同上、【正五諾若人於人有知】若を舊本に皆に作り且つ正五諾より、以下二十五字、舊本に下文の若聖人有非而不非の下にあり今同上、【若負無直無知】舊本に負を員に作り知を直に作る、今同上、【巧轉則求其故大益】舊本に此の下に法同則觀其同法異則觀其宜の十二字の經文あり、今王闓運の說に依りて上文の經說に移す、【則求執之】舊本に此句の上に長短前後輕重援の七字あり、今意を以て之を削る、

本國字解は經上並に經說上の兩篇倶に魯勝の例に倣ひ、說を以て經の各章に附したれば、存異も亦兩篇を合せて其の文の先後に隨ひ、之を揭ぐることとなせり、而して兩篇の文、中世以來旁行の讀例久しく湮晦して著はれざりしより、章節の混亂文字の譌脫殊に尤も甚し、今頗る訂正に勉めたれども、掛漏應さに尙ほ少からざるべし、予別に他日を以て考定し更に世に問はんと欲す、故に姑く仍は前輩の所定に依り、時に鄙意を以て釐革を試みしこと此の如し、下篇の存異亦此に倣ふ、

經下第四十一 附 經說下第四十三

經說下篇は經下と比校するに上篇の辭書的に定釋を下だせしとは同じからず、講義的に所見を述べて句末には說在某と云へるが如く自から說明をなせる者多し尙、篇末の總論に詳かにす、

【足將入正容】正を舊本に止に作る、今同上、【與人遇人衆循】舊本に循を惰に作る、今意を以て改む孫校は揗に作るべしと云へり、【爲是之詒彼也】舊本に爲是の下爲是の二字を複し詒を台に作る、今顧校孫校に據りて訂す、【擧重奮也】舊本に擧を與に作る、今孫校に據りて改む、【盈之生商不可必也】舊本に楹之生に作る、今吳鈔本に據りて改む、【諸口之能出名者】舊本に名を民に作る、今王校に據りて改む、【名猶畫俿也】舊本に名を民に作る、今孫校に據りて改む、【言也者猶名致也】舊本に者の字なし、名を石に作る、今孫校に據りて改む、【盡俱止動】舊本に俱を但に作る、今孫校に據りて改む、【益環氏也】舊本に益の上に大の字あり大益となし、畢注は解なし、孫注は經說なきを以て錯著となせり、環氏を儇䄠秪に作る孫注は環俱氐に作るべしと云へり、今意を以て俱の字を削る、【環俱氐也】舊本に儇昫民也に作る、孫注は環俱氐也に作るべしと云へり、今之に從ふ、也の下に舊本に法同則觀同法異則觀異の二句あり、今王闓運の說に依りて下文の法所若而然の經說に移す、【動或徙也】舊本に徙を從に作る今孫校に據りて改む、【動偏祭徙者】舊本に徙を從に作る、今孫校に據りて改む、【若人過楹】舊本に人を矢に作る、今王校に據りて改む、【楗與往之同長也】舊本に楗を揵に作り、往を狂に作る、今孫校に據りて改む、【圓規寫交也】舊本に交を支に作る、今同上、【矩見交也】交を舊本に支に作る今同上【纑間虛也者】舊本に間の字を脫す今同上、【於石莫所往而不得】舊本に石を尺に作る、今同上、【堅白異處】舊本に白の字なし、今同上、【尺與端或盡】舊本に端の字なし、今同上、【仳有以相攖】仳は舊本に似に作る、今同上、【彼不可兩不可也】彼を脯本に攸に作る、今張校に據りて改む、【爲欲斱其指】斱を舊本に雛に作る、今孫校に據りて改む、下文斱之斱脯の斱亦皆同じ、【若智之愼之】愼之を舊本に愼文に作る、今孫校に據りて改む、【欲而得騷】舊本に得の字なし、今同上、【邋之而得刀】刀を舊本に力に作る、今同上、【使令也謂不必成濕】舊本に也謂を謂也に作り不の上に謂の字あり、今意を以て改む、【鹿謂狗移也】舊本に鹿を灑に作り、移を命に作る、今孫校に據りて改む、【特者體也】舊本に特を時に作る、今同上、【合其迹反】舊本に其迹を立反に作る、今同上、【中志舌正也】舊本に舌を工に作る、

り、

【解義】【讀此書旁行】舊本に此句の下に舌無非の一句あり、解者其の後人の附記たるを悟らず、誤りて經の本文となし、牽強曲解し益、通ぜざるを致せり、清の畢沅に至りて、始めて此篇兩截分寫故云旁行可讀と云へる注解を下だし、此句の本篇讀法を示せる語なることを言明すれども、猶舌無非の語を注して、非違也从飛下狘、取其相背、言此篇當旁行讀之即正讀亦無背於文義也と解せり、去れど舌無非は、乃ち墨子の經文にして、經說の若聖人有非而不非は、正に此義を釋せし者たれば、讀此書旁行とは全く沒交渉たり、蓋し讀此書旁行の五字は、もと篇末に昔しの校者が附記せしを傳寫者誤りて正文に羼入し、又移して舌無非なる三字の上に着し、其の義遂に通ずる能はざるを致せしなりと孫注に云へり、此の說用ふべし、張皐文は案此擧例、下篇讀亦旁行と云へり、今按ずるに支那古代の文往々旁行して讀む者あり、史記の三代世表は周譜に傚うて作りしことは、作者司馬遷の自から語る所なるが、（三代世表論贊に見ゆ）唐の劉知幾は蓋譜之建名起於周氏表之所作因譜象形故桓君山有云太史公三代世表旁行斜上並效周譜此其證歟と云へり、乃ち譜表の如き類にて、人目に入り易きが爲めに作る文章は、多く旁行方法を用ひて書せしこと推知すべし、墨子の經經說、もと、文字の定釋を下だし、一家言の辭典とも稱すべき者なれば、亦故らに讀者の目に入り易きを圖りて本文の如き旁行の文體を用ひしことなるべし、且つ此の經の旁行體に書せしことは經說に於て經を解說する順序に據りても明らかなり若し之を竪讀するときは經說に解ける文の順序と終始合はざるなり、

經上篇存異

【小故不必然】不必、舊本に必不に作る今一本に據りて訂す、【無之不必然】不必、舊本に必不に作る、今諸葛校に依りて改む、然の下體也若有端の五字あり、孫校によりて削る、【有之必然無之必不然】舊本に有之必無然に作る、今孫校に據りて改む、【若目之成見】舊本に目を見に作る、孫校は改めて得に作る、今意を以て改む、【遇物而能貌之】舊本に遇を過に作る、今孫校に據りて改む、【必若金聲玉振】必を舊本に不に作る、今同上、【而强君也】君を舊本に低に作る、今同上

考へを以て、盡く然りと定むべき者にあらず、

【解義】【以有愛於人】愛於人は愛人と同じ、於の字に泥む勿れ、古文往々此の例あり、

缶無レ非、

【大意】此れ中道に由れば、自然に其の害を止むべきを言ひ、以て止の眞義を示す、

【通釋】偏する所あれば止むるとも止らざることあるは、既に前述の如くなるが、之に反して正しき道を以て、其の非を非とするときは、亦非とすること無きと同じく、何人も異議を唱ふるなく、服從して復た爭ふ者なきなり、

【解義】【缶無非】缶は正と同じ、唐の則天武氏の製する所の字なり、墨子の書多く此の字を用ひて正の字となす、孫注は經說に若聖人有レ非而不レ非とあるを證とし、正と聖とは文意合はざれば、此の缶の字はもと聖の字を、武氏の製字には𨲢に作るを以て後ち字影壞挩して僅に缶の形を存せしならんと云へり、亦一說として存すべし、

【說】若二聖人一、有レ非而不レ非、

【大意】此れ缶無レ非の義を釋す、

【通釋】唯聖人に至りては、其の人に對して非すること有るとも、元來彼に非とすべき道理あればこそ、之を非することとなれば、結句非すること無きと同じく、何人も其の非議に對して爭ふことなきなり、是れ正理正道に據りて他の不正を非議するは、彼の專ら一方の偏理に據りて、他の一方を止めんとするとは、豈其の趣大に異ならずや、

【解義】【有非而不非】而は如と通ず、

讀二此書一旁行、

【大意】此れ後人の篇末に附記して經及經說篇の讀法を示せし者なり、墨子の舊文にはあらず、

【通釋】此の墨子の經及び經說の各篇は、他書と文の書き方異なりて、上下兩段に分ちて、書きし者なるが故に、讀者も此の書を讀むには、宜く旁行即ち一行づゝ橫讀にして讀むべし、然らざるときは文意通じ難たし、此れ注意の爲めに、此處に書き置くこととせ

【説】法法取同、觀巧傳法、取此擇彼、問故觀宜、

【大意】此れ巧轉則求其故大益の義を釋す、

【通釋】法則を法則として、同く一致することを務め、巧みなる遣り口を注意して觀察し善く法を運轉活用して、此の一方を取り、彼の一方を釋て、其の事故を問ひ考がへ、其の便宜を觀て神妙に活用して窮り困むことなきを、巧と謂ふべし、

【解義】【觀巧傳法】傳は轉と古字相通ず、觀巧の巧は即ち上文にある巧轉則求其故大益と云へる巧なり、【取此擇彼】擇は釋と相通ず、

止、因以別道、

【大意】此れ止の定義を下だす、

【通釋】止とは、或る一物を以て、或る一物を差し留むることとなるが、即ち道に於て宜く止むべきと宜く止むべからざるとあり、其の事體に因りて各、別るゝなり、

【説】以人之有黑者有不黑者也、止黑人、與以有愛於人有不愛於人止愛人、是孰宜止、彼擧然者、以爲此其然也、則擧不然者而問之、

【大意】此れ止因以別道の義を釋す、

【通釋】止は禁止して爲さざることとなるが、今や人の色に黑き者あり、亦黑からざる者あるを以て、色黑き人を止むると、人を愛することあり、人を愛せざることあるを以て人を愛するを止むると、此の二者の止め方は、是れ孰れが宜く止むべきか、乃ち二者共に皆或る一方に偏して止むべからざるを止むる者にあらずや、世間の事物、咸な此の類なり、彼の己が心に於て然りと思へる者を擧げて、此方も其れ然らんと思ひ定むる者、世に之あり、左樣なる人には、此方に於ても然らずと思へる者を擧げて、試に之を問はんと欲す、乃ち天下の事物は、決して或る一方に偏せる

服、執、說、言利、

【大意】此れ言の用一ならざるを見めす、乃ち上文の諸不レ一に繼ぎて其の類を擧げて言ふ、

【通釋】諸の用一ならずして、各、宜きことあるは、既に之を說きたり、一體に言語其物は、本と必しも一定すべきにあらず、服と云うて、言語は人と相從うて、强ひて我が意を固執せず、亦時執と云うて時處位の相異によりて、言論を固く持し執して、妄に服從せず、又說と云うて服從せず、固執せずして、其の模樣都合を伺ふべきことあり、要するに服と執と說とは、言語上の其の時處位の相異なるに於て、各、利しきに從うて用ふべき者なり、

【解義】【服執說言利】服は從なり、言の相從うて執らざるを謂ふ、執は言の相持して服せざるを謂ふ、說は研計切、「ゲイ」と音す、伺なり、服せず執らずして相伺ふを謂ふ、「鬼谷子」に抵巇の語あり、此の說と義同じ、言利とは、服執說の三者は、共に言語上に於て用ふるに利しきことを謂ふ、上文に言口之利也とあり、又、諸不レ一利レ用の文氣を承けて、此の如く省略して云へるなり、乃ち本文言利の間に、之の字ある氣味にて解すべし、

【說】執服難成、言務成之九、則求執之、

【大意】此れ服執說言利の義を釋すれども義未だ詳かならず、諸注皆譌脫の文となせり、

巧、轉則求其故、大益、

【大意】此れ巧の定義を下だす、

【通釋】巧とは、拙の反對にて、物事を善く爲すことなるが、如何なるを巧と謂ふべきかなれば、平生無事の時には、格別巧と拙の別け目着き難きなれども、一朝有事の時に臨みて、其の情態趨勢に應じて、從來取り來れる行方を變轉するとき、能く其の事物の是迄の成績を求め、既往を鑑みて將來に施す者は、大に利益あり、此の如き者を巧と謂ふべきなり、

【解義】【則求其故】故は事なり、本篇の上文に故、所レ得而成也とあり、宜く參看すべし、

り、

【解義】經說に見ゆ、

【說】諾超成負正也、相從、相去、先知、是、可、五也、正五諾、若人於知有說、過五諾、若負無知無說、用五諾若自然矣、

【大意】此れ諸不一利用の義を釋す、然れども文義尤も晦澁にして通じ難き者多し、

【通釋】諾は一に止らず、種々の諾し方ありて、各、其の宜きに從うて用ふ、故に諾は一を超えて負と正との二大別を成す、彼の人謂うて我之に從ふは、相從ふなり、口には承諾して而も意之に從はざるは、人を去りて遠かることなれば、相去るなり、人より相談を受くるとき、已先づ之を知りて承諾を與ふることあり、是れ先知なり、道理の上より決定し是なりとして承諾を與ふることあり、是れ是なり、事柄の上より割り出だし、都合宜しかるべきが故に、承諾を與ふることあり、是れ可なり、以上の相從と相去と先知と是と可の五者なり、此の五者を正諾と曰ふ、此の五諾を正くして即ち正しきときは、是れ其の人之を自から知り又悅ぶことあり、此の五諾を過りて中正を失ふときは、是れ其の人之を自ら知ること無く、又悅ぶことなし、要するに五諾を善く用ひて各、其の用に利き時は、其の他人に接して應答するや、自然に出づるが如し、誠に天品天才とも謂ふべきなり、

【解義】【超成負正】超成とは一に止らずして、超出して成すなり、負は正の反對にて不正なり、孫注に九章算術方程篇に正負の語あるを引きて、負正の對語たるの證となせり、【相從相去】相從とは、彼或る論說をなせば、我之に同意贊成するを言ふ、相去とは口には承諾すれども、意には從はざること、【先知是可】先知は彼未だ言はざるに先だちて、我已に之を知れること、是は是非の是なり、道理上を以て言ふ、可は可否の可にて、事業上に就いて言ふ、【若人於知有說】若は是と同義に用ふ、既に前篇に屢、見ゆ、說は悅と同じ、於知有說とは、之を知るに就いて悅ぶことあるなり、乃ち知ることあり悅べることあるを言ふ、

言」に蚰蜒自關而東謂之螾蛩、北燕謂之蛪蚭とあり、蚭は蛩の轉聲にて、蛪蚭と螾蛩と其の實は同一動物なり、「メ、ヅ」と訓ず、還は旋と同じ、蛇螾共に蜿蟺屈曲して行く、故に下文に以て去就を釋するなりと、孫注に見ゆ、【爲梗用桐】爲は象に通ず、象は像の本字なり、梗は偶人亦人形のことなり、「戰國策」の齊策に有土偶人與桃梗相語の文あり、用桐とは桐材を用ひて象梗を作るを言ふ、「越絕書」に桐不爲器用、但爲俑（木偶人）當與人俱葬とあり、是れ像梗に桐材を用ふるは、支那古代の慣習なるを見るべし、【堅柔也】「老子」に人之生也柔弱、其死也堅强、故堅强者死之徒、柔弱者生之徒とあり、即ち此所の堅柔也の義と同じ、【處室子】處室は室に居ることにて、未嫁の女子なり、「孟子」の告子篇の趙注に處子處女也とあり、【兩絕勝】二色の相勝ることを言ふ、【中央旁也】上文の經にある有間中也間不及旁也と同義なり、【難宿成未也】義未だ詳かならず、【兄弟俱適也】適は敵に通ず、此れ相合ひ相耦するを言ふ、上文の經に兄弟一然一不然と其の義略ぼ同じ、【身處志往】上文の經にある生形與知處也と其の義略ぼ同じ、【隺爲姓叚也】隺は鶴と同じ、既に明鬼篇に見ゆ、孫注は虎の誤字也と云へり、叚は假と同じ、此れ經說下にある狗假霍也猶氏霍也と其の義略ぼ同じ、【賈宜貴賤也】此れ經下にある賈宜則讐と其の義同じ、

聞、耳之聽也、循所聞而得其意、心之察也、

【大意】　此れ聞の定義を下だす、

【通釋】　聞くとは、耳の聽覺の力なり、其の聞くことに循ひよりて、物事の意を合點するは、心の考察力なり、

【解義】　義已に明かなれば省く、

【說】　闕く

諸、不一、利用、

【大意】　此れ諸の一義に止らざるを言ふ、

【通釋】　諸は應答の緩なる辭にて、承知致したと返辭をなすこととなるが、さて此の返辭振りは、一定して同じと云ふにはあらず、各〻其の用に於て宜き所あ

【說】同異交得於富家食知有無也、比度、多少也、它蚓還圜、去就也、爲梗用桐、堅柔也、劒戈甲死生也、處室子子母長少也、兩絶勝白黑也、中央旁也、論行學實是非也、兄弟俱適也、身處志往、存亡也、霍爲姓假也、賈宜貴賤也、

【大意】此れ同異交得知有無の義を釋す、

【通釋】同異交得とは、同と異と各、相資けて、其の義を得ることとなり、例へば富家に於て食するときは、貧家の食に視て物の有無を知るなり、亦比校して物の多少を度ることを得るなり、又蛇や螾の旋り圓轉するは、相背き去ると、互に旋りて近づくとの相違なり、人形木偶に桐材を用ひて作るは、人形は生人と同じからずして、人形は知覺運動なければ、堅く強きと生人は知覺運動あれば柔かなるとの相違あり、劒や戈や甲やは、劒戈は人を殺し甲は人身を護りて死と生の相違あり、未婚の處女を處室子と云へるが、既に子と云ふときは母あるなり、子と母と對照するは、長と少との名義を生ず、兩つの色相勝るを兩絶と稱す、兩絶とは白と黑との相違なり、中央は四旁あり、乃ち四旁ありて中央生ずるなり、四旁と相對するなり、人の論說と行爲と學問と名實と此の四者は、各是非の異なるあり、兄と弟とは合體とも云ふべきなれども、亦互に比敵することなり、身は此處に居り、志は彼處に往くは、存と亡となり、即ち身の處るは存にして志の往くは亡なり、霍を以て姓となすは、眞の鶴にあらず、只之を假りて姓となすなり、亦以て眞假の同じからざるを知るべし、價が宜きに叶ふときは、其の物を售るは物の貴と賤との別なり、以上の如く、一々反對を以て對照するときは、同異交得の義を悟るべし、

【解義】【它蚓還圜】它は蛇の正字、蚓は螾と同じ、「方

體也、不同所、不合也、不有同、不類也、

【大意】此れ異二不體不合不類の義を釋す、

【通釋】異は同の反對なり、同の二名一實なるに反して、名實の二者共に、必らず異にして、較然二物たるは是れ二なり、同の不外於兼に反して、全く別物にして連屬せざるは是れ不體なり、同の俱處一室に反して、其の所を同くせざるは、是れ不合なり、同の有以同に反して、同じきを有らざるは、是れ不類なり、以上の如く同に對照して、異の性質を知るを得べし、

同異而俱於之一也、

【大意】此れ同は衆異を合はして一となすことを言ふ、

【通釋】同とは衆物の異なれるを是の或る一物の下に俱に合はすことなり、

【解義】俱於之一也の之は是と同じ、

【說】侗二人而俱見是形也、若事君、

【大意】此れ同異而俱於之一也の義を釋す、

【通釋】同とは二人にして俱に是の同一の形態なるを見るとにて譬へば衆臣民の一君に事ふるが如く、衆異を一同の下に統歸するなり、

【解義】【侗二人】侗は同と通ず【俱見是形】人は兩人なれども形體態度は相同じきを言ふ、

同異交得、知有無、

【大意】此れ同異を對照して、二者の全く相一ならざるを言ふ、蓋し上文の同異の二義を承けて、更に之を申言せしなり、

【通釋】同と異とは其の性質解釋全く相同じからざれども、今此の二者は交も得て、其の一は有と云ひ、一は無と云ふが如く、截然として一ならざるを知るなり、乃ち同を得ざれば異を知り難く、異を得ざれば同を知り易からざるなり、

爲には種々なる爲ありて、人爲的あり自然的あり、能く注意觀察して、取捨を誤らざるやうに爲すべし、

【解義】【爲甲臺存也】甲は甲冑の甲なり、「ヨロヒ」と訓ず、臺は城臺臺門なり、「詩經」の鄭風出其東門の篇の毛傳に闍城臺也とあり、「禮記」の禮器篇に、天子諸侯臺門とあり、すなはち後世我邦の矢倉矢倉門の類、【病亡也】疾を治療するを爲と曰へることあり、「左傳」の成公十年に晉侯有疾、秦伯使醫緩爲之とあり、呂氏春秋の至忠篇に、文摯治齊王疾曰請以死爲と、高注に爲治也と解せり、本句の意は、即ち上文の已爲衣成也治病亡也と同義たり、【買鬻易也】鬻は衒なり、「ヒサグ」と訓ず、【霄盡蕩也】霄は消と同じ、蕩は蕩盡なり、【鼃買化也】鼃は蛙と同じ、鶉もと買に作る、孫注以て𦎫の訛とし、𦎫は鶉の省字となす、上文の經說に化若鼃爲鶉とある解義を參看すべし、

同、重、體、合、類、

【大意】此れ同に四義あるを言ふ、

【通釋】同に重と體と合と類との四義あり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】同、二名一實、重同也、不外於兼、體同也、俱處於室、合同也、有以同、類同也、

【大意】此れ同重體合類の義を釋す、

【通釋】同に二つの名にして、一つの實なる者、即ち名は異なれども實は同じき者あり、是れ重なれる同なれば、重同なり、體は分體なるも畢竟兼體の內に統含せられあり、是れ體の同じき者なれば體同なり、物は彼我の別あれども、俱に同室に處る、是れ二者合して同じき者なれば合同なり、種類の以て相同じき者あり、是れ類同なり、

異、二、不體、不合、不類、

【大意】此れ異に四義あるを言ふ、

【通釋】異に二と不體と不合と不類との四義あり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】異　二必異二也、不連屬、不

【通釋】權とは稱錘にて物の輕重を權るなり、因りて物事を計るを權と曰ふ、正とは斷じ定むるなり、故に正を欲するとき、即ち善事を斷じ定むるには、比較的利の大なる者を權りて取り、惡事を斷じ定むるときは、比較的害の小なる者を權りて取るを道とすべし、

【解義】【欲缶權利】缶は正と通ず、正は斷じ定むること、權はもと稱錘のことにて轉移變動して物の輕重を知るの器なるよりして、事物の緩急輕重を酌み量りて宜きやうに爲すを權と曰ふ、即ち「ハカル」又は「ハカリ」と訓ず、「孟子」の梁惠王篇にも權然後知輕重の語あり、本書の大取篇にも於所體之中而權輕重之謂權權非爲是也亦非爲非也權正也斷指以存擊利之中取大害之中取小也とあり、

【說】權者兩而勿偏、

【大意】此れ欲正權利惡正權害の義を釋す、

【通釋】權とは、利と害とを兩ながら權りて、利害兩つながら能く遺すことなく計量するを權と曰ふ、乃ち利に就きても權り、害に就きても權り、表裏兩面より能く觀察して、利は比較的大なるを取り、害は比較的小なるを取るべし、

爲、存、亡、易、蕩、治、化、

【大意】此れ爲に六義あるを言ふ、

【通釋】爲に存と亡と易と蕩と治と化との六種あり

【解義】經說に見ゆ、

【說】爲甲臺存也、病亡也、買鬻易也、霄盡蕩也、順長治也、鼃買化也、

【大意】此れ爲存亡易蕩治化の義を釋す、

【通釋】爲に六種ありとは、甲を爲りて戰鬪に備へ、臺即ち城臺臺門を爲りて守禦に備ふるは、皆以て存立を求むるなり、病を治療するを爲と曰へるは、其の病の愈えて無からんことを求むるなり、或は買ひ或は賣るを爲すと曰へるは、交易なり、物を消し盡くすことを爲すは蕩盡なり、長上に順ふことを爲すは治まるなり、蛙鶉の變化を爲すは化なり、以上の如く、

とて、複雜的に盡く其の衆體即ち全部を見る者あり、
【解義】【特者體也】特は單特なり、體は上文の經に體分於兼也とある體と同義にて、一局部の如き有限的物體を謂ふ、

合、缶、宜、必、

【大意】此れ合に三義あるを言ふ、
【通釋】合に正と宜と必との三義あり、
【解義】【合缶宜必】缶は正の字と同じ、尙、經說に解せり、

【說】合 其迹反、中志缶正也、義 之爲宜也、非彼必不有必也、宜 者用而勿必、必也者可勿疑、

【大意】此れ合缶宜必の義を釋す、
【通釋】合に缶宜必の三義ありとは、其の爲せる迹方のみに就きて觀るときは、道に反するが如くなるとも、其の中心の志すこと正しくして、天地に俯仰して愧づることなきは正なり、義の判斷に據りて事を爲し行ふことは宜なり、彼れに非れば必ず此あらず、即ち是非共に其の事其の物を必要とするは必なり、宜とは用ひて爲せども、時と場所とによりて都合宜きやう取り計らひて、是非共一事一物に拘泥することなし、必とは是非共に其の事を斷行して疑ふことなきやうに爲すべし、
【解義】【其迹反中志正】「論語」の子罕篇に可與立未可與權とあるを、古注には反經合道爲權と解せり、即ち其の行迹は常道に反對なれども、其の意志は道の本旨に合するを、權道となすとの意也、此所の意も亦之と同じと、孫注は說けり、【義之爲宜也】韓退之の原道に行而宜之之謂宜とあるが如し、若し宜しきを得ざるときは、宜と謂ふべからず、【宜者用而勿必】必は期なり、理不理を省みず、是非共に遂行せんとすることなり、「論語」の里仁篇に君子之於天下也、無適也無莫也義之與比とあり、孟子に大人言不必果行不必信とあるが如き、即ち是なり、

欲缶權利、惡缶權害、

【大意】此れ權の定義を下だす、

【通釋】名に又實と合と爲との三義あり、言は實を擧げて之を口より出だすなり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】所以謂、名也、所謂、實也、名實耦、合也、志行、爲也、

【大意】此れ名實合爲の義を釋す、

【通釋】名の三義あるを說くには、先づ名てふ義を說かざるべからず、謂ふ所以は名とは、此は此と彼は彼と稱し、謂ふに用ふる者なり、名を付けて謂ふことは何にを謂ふかと云へば、有體のまゝなる實なり、名と實とが相叶ひ合ふことは合なり、彼れ此と志し行ふことは、現在に屬せる爲なり、此の三義が名てふ義の下に包括せられてあるなり、

【解義】なし、

聞、傳、親、

【大意】此れ聞に二義あるを言ふ、

【通釋】聞とは、人より傳ふる事と、身親く聞き込む事となり、

【解義】なし、

【說】聞或告之傳也、身觀焉親也、

【大意】此れ聞傳親の義を釋す、

【通釋】聞に傳親の二つあり人より之を告ぐると有るを聞くは傳なり、己の身自から之を觀るは親なり、

見、體、盡、

【大意】此れ見に二義あるを言ふ、

【通釋】見に體と盡との二義あり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】見特者體也、二者盡也、

【大意】此れ見體盡の義を釋す、

【通釋】見は見ることとなるが、扨て其の見ると云ふことに、二種あり、特者體也とて、單特的に唯だ其の一體即ち一局部を見るに止まる者あり、二者盡也

なりと曰ふときは、是れ一方の名を一方に付け替ふることとなれば移すなり、狗と犬と連ねて曰ふは、是れ其の類を擧げて言へることにて擧ぐるなり、既に犬の名あるに拘らず、又其の大小を別けて犬の名の外に狗の名を立つるは、此れ増加することにて加ふるなり、凡そ謂てふ者は、此の三義より成り立てるなり、而して用處に隨うて、其の義各、殊なれりと知るべし、

【解義】【鹿謂狗犬移也】他物の名を移して、此の物の稱謂となすを言ふ、例へば趙高の鹿を指して馬と爲すが如き也、【狗犬擧也】狗犬を狗犬と云へるは其の名を其の儘に狗と云ひ、犬と云はずして、狗犬と連ねて擧ぐる也、孫注には謂直擧物名即上文云擧告以文名擧彼實也と解せり、【叱狗加也】叱は叱訶なり、狗を叱するは之に怒意を含みて言へるとなれば加ふるなり、「漢書」の儒林傳に王式曰何狗曲也とあるを、顏注に意怒故妄發言狗者輕賤之甚也とあり、今戸崎氏の説を用ふ、「禮記」の曲禮の疏に、狗犬通名、若分而言之、則大者爲犬、小者爲狗とあり、

知、聞、說、親、

【大意】此れ知に三義あるを言ふ、

【通釋】知に聞と說と親の三義あり、

【解義】下の經說に解す、

【說】知傳受之聞也、方不庳說也、身觀焉親也、

【大意】此れ知聞說親の義を釋す、

【通釋】知とは事物を知ることとなるが、其の之を知るには三種あり、之を他より傳へて受くる上にて知ることとあり、是れ自から耳にて聞く所にして聞なり、事物の咄たるや、其の人から人へ轉展して、傳播する力は誠に偉大にして、方域の隔て位にて阻止する所にあらず、是れ人の說く所にして說なり、己の身親く之を觀て知るは、是れ親なり、

【解義】【方不庳說也】方は方域なり、庳は障の或る字なり、障は「フセグ」と訓ず、障止するなり、

名、實、合、爲、

【大意】此れ名に三義あるを言ふ、

て名づけたるなり、凡て實の事物あるときは、必ず文を以て名づけたる名を待ちて、實始めて定まる也、今馬を呼びて馬と名くるときは、凡ての馬類實の同じき者は、皆同じく馬と名づく、即ち是の實と云ふ者には、必らず之に相當したる名を以て名づくるなり、亦賤しき奴隷の人を臧と名づくるは、臧は汎く人の名詞とすべき者にあらずして、唯賤しき奴隷に限りて臧と名づくる者にして、公名にあらず、私名なり、要するに是の名は是の實に限りて唱ふるなり、乃ち臧の實あればこそ、臧と名づくるなり、以上の分解によりて、名に達類私の三義あるを悟るべし、

【解義】【名物達也】物は萬物の稱なり、達は通なり、全體に偏く通達して遺ることなきを達と曰ふ、「荀子」の正名篇にも故萬物雖衆、有時而欲偏擧之、故謂之物、物也者大共名也とあり、【有實必待文名也】此れ名は實の文たることを言ふ、上文にも擧告以文名擧彼實也とあり、【命之馬類也】馬を馬と名づくる時は、凡そ馬類是の馬の實ある者は皆同く馬と名づく、荀子の正名篇にも有時而欲偏擧之、故謂之鳥獸、鳥獸也者大別名也とあり、即ち本句の義と同じ、【命之臧私也】臧は奴なり、後の大取篇に詳解す、賤しき人に限りて臧と名づくるときは、臧とは人の通名にあらず、故に私と曰ふ、

謂、移、擧、加、

【大意】此れ謂に三義あることを示す、

【通釋】謂に、移と擧と加の三義あり、

【解義】經說に見ゆ、

【說】聲出口、俱有名、若姓字、鹿謂狗犬、移也、狗犬、擧也、叱狗、加也、

【大意】此れ謂移擧加の義を釋す、

【通釋】謂に移擧加の三義ありとは何ぞや、一體に謂とは前文名と云ふ者と大差はなきなり、今人の聲が口より出でゝ即ち言語を吐く時は、皆俱に名と云ふ者が起るなり、例へば姓なり字なりの如きが、即ち是れなり、是れ定まりたる、稱唱なり、然るに玆に鹿あり、既に鹿てふ定名あるに拘らず、之を狗なり、犬

【解義】【使謂故】謂は命令のみにて、未だ事を成さざるなり、故は事之已然曰故とありて、其の事を爲さしめしことなり、尙經說を參看すべし、

【說】令也、謂不必成濕、故也者、必待所爲之成也、

【大意】此れ使謂故の義を釋す、

【通釋】使とは令して爲さしむる義なり、此れに謂と故との二義ありとは何ぞや、謂とは命令を以て人に謂ふことにて、必しも其の事が成就すると、半途にて止むとを問はざるなり、故とは必ず其の事を成就するを待ち即ち成就したる後よりして云ふなり、

【解義】【不必成濕】成は成就なり、濕は不成就なり、「方言」に自關而西、秦晋之間、凡志而不得、欲而不獲、高而有墜、得而中亡、謂之濕とあり、即ち不成功失敗のことなり、孫注は濕を濼に作るべしとして、濼は僞又は僕に通じ敗なり欺なりと解せり、【故也者必待所爲之成也】上文の經に故の義を解して故所得而後成とあり、此所も同義なり、之の字は而の字と古文同義に用ふることあり、此所は、乃ち此方の事柄に因りて、彼方の事が成立し、必らず成就してこそ使と爲すべしとの意なり、

名、達、類、私、

【大意】此れ名に三義あることを示す、

【通釋】名とは、物事を區別する唱へなるが、扨名に達と類と私との三義あり、

【解義】【名達類私】義は次ぎの經說を看るべし、

【說】名物達也、有實必待文名也、命之馬類也、若實也者、必以是名也、命之臧私也、是名也止於是實也、

【大意】此れ名達類私の義を釋す、

【通釋】名に達ありとは、凡そ萬物の衆多なるも、特に一括して稱せんと欲するときは、之を物と云ふ、是れ物とは達にして、一物に限らず、凡ての物を通達し

て、此の如き矛盾の至り、莫迦の骨頂を爲せるなり、

【解義】【欲斲其指】斲は斫と同じ、「キル」と訓ず、指は手指を指す、【則離之】離は罹と同じ、「詩經」の王風兎爰の篇にも、逢此百罹の語あり、釋文に罹本作離とあり、乃ち離は罹の本字なり、此れ智の力にて之を愼むときは手指を斫る害に罹る筈なきに、而も猶之を斫らんと欲して止まざる者は、全く利慾に迷うて此の害に罹ることとなるを言ふ、【騒之利害】騒は臊の假字「ナマグサシ」と訓ず、利害は善惡の意義に解すべし、【廧外之利害】廧は牆と同じ、「カキ」と訓ず、【趨之而得刀】之は廧外を指す、而の字宜く則の字の義に解すべし、則は即と同義に用ふることあり、古文は而則の二字相通として、用ふる者多し、刀は泉刀なり、古代貨錢の一種、孫注に言若有人言牆外有泉刀、趨之則得、而不信者則弗趨也とあり、【斲脯而非恕也】恕は智の異字、【所爲與不】不は否と同じ、

已、成、亡、

【大意】此れ已の定義を下だす、

【通釋】已とは、事物の現在なると、過去より現在に移りつゝある者となり、乃ち物事の成就せし時と、無くなりし時となり、

【說】已爲衣成也、治病亡也、

【大意】此れ已成亡の義を釋す、

【通釋】已に成(現在)と亡(過去)の二義あり、例へば衣を爲りて衣成るが如きは成なり、病を治めて病愈えて亡きが如きは亡なり、乃ち成は現在に成就したるなり、亡は成就したることは、過去に屬するなり、

【解義】【治病亡也】亡とは病無きを言ふなり、「漢書」の郊祀志に、病良已とあり、注に孟康は已謂病愈也と解せり、

使、謂、故、

【大意】此れ使に二義あることを言ふ、

【通釋】使は人をして事を爲さしむるを使と云へるが、抑も使に二の解釋あり、一は謂なり、一は故なり、謂とは、命令を下だすことなり、故とは之を爲さしめしことなり、

之而得刀、則弗趨也、是以所疑止所欲也、觀爲窮知而縣於欲之理、斮脯而非恕也、斮指而非愚也、所爲與不所與爲相疑也、非謀也、

【大意】此れ爲窮知而縣於欲也の義を釋す、

【通釋】爲窮知而縣於欲也とは、人の常として知れば、爲さんと願ひ、爲さんとして私慾に左右せられて、終に爲すを得ずして止む者多きなり、之を喩ふるに、自から己が指を斫らんと欲し、而も己の智にて指を斫るの害を知らざるは、是れ智其物の働が乏きより起ることにて、智の罪なり、若し智の働にて之を愼むときは、其の害を防ぐに遺り手落ちはなきなり、而も猶之を斫らんと欲するは、是れ或る私欲に因りて患に罹るなり、是れ猶脯肉を食はんとするがごとし、肉の臊(ナマグサキ)き臭ひなるか、然らざるか、即ち善か惡かは未だ知る可からず、然るに其の欲する所を遂ぐるに及んでは、善き肉を得ずして惡き臊を得るに拘らず、而も猶ほ之を爲す者は、是れ其の未可知の事にて、疑はしき者の爲めに、其の得んと欲し望めることを止めざる者なり、亦之に反して牆外に在る利害損得の事は、目力の及ばざるが故に、未だ知るべからず、然るに今牆外に金錢あり、急に趨り行かば、其の金錢を獲得すべしと云ふとも、信せざる者は、趨り行かざるなり、是れ其の疑はしき事の爲めに其の欲し望める事を止むるなり、以上の如くに欲の爲めには、其の害を知らざる者あり、亦或る疑惑の爲めには、其の欲し望む事をさへも止むることあり、乃で經文に云へる爲窮知而縣於欲の理、即ち我が爲す事の利欲に牽制束縛せられて、流石の智慧も、或る時と場合とによりて窮困するを觀察するに、彼の脯肉を斫り美味を僥倖せんとするは、其の實智慧ある者にあらず、亦指を斫りて苦痛損害を受くるは何にも愚者にはあらず、我が爲す事と、爲さゞる事と、與に互に疑をなして決定をなさゞる所なり、審密周到に謀慮して爲すに暇あらず、唯だ己が利欲に牽き繋がれ

今や論辯を爲すことは之と同じ、默して言はざれば非難なし、進んで言ふときは自然是非黑白を爭はざる可からず、是に於てか論理の研究を必要とす、

【解義】【彼凡牛樞】凡とは衆多を概括する辭、即ち人の樞を說く者各、別あるを示すなり、樞は藲と通ず、「爾雅」の釋木に、藲荎あり、郭注に詩曰山有藲今之刺楡 今毛詩唐風藲作樞と云へり、即ち植物の名にして、「ヲギ」と訓ず、牛は古代草木の大なる者多く牛を以て名づく、「爾雅」に茭牛蘄終牛棘とあるが如き是れなり、此の牛樞も牛を假りて其の大を形容する者にして、眞の牛にあらず、故に下句に非牛也と曰へり、と孫注には解せり、【必或不當】兩者の辯互に非とするとき、皆が悉くは當らず、必らず何れか一方は當らざることあるなり、【不若當犬】當犬とは上文に當牛當馬と云へる如く、徒に紛らはしき牛の是非を辯じ、當あり不當あるは、眞個の狗を謂うて、犬となすの確實に當るには如かず、

爲、窮知而縣于欲也、

【大意】此れ爲の定義を下だす、

【通釋】爲とは、物をなし行ふなり、人の行や邁往直進すべくして、而も因循遲疑するは、智の上に窮し苦むことあり、是れ利欲に懸束せられて然るなり、故に爲の實能を見はさんと欲すれば、先づ利欲を抑制すべきなり、

【解義】【窮知而縣于欲】知は智と同じ、縣は懸と通ず、懸は係累なり、人の智に窮して苦むは、利慾に懸累せらるればなり、「史記」の虞卿傳にも利令智昏とあり、

【說】爲欲斮其指、智不知其害、是智之罪也、若智之愼之、無遺於其害也、而猶欲斮之、則離之、是猶食脯也、騷之利害未可知也、欲而得騷、是不以所疑止所欲也、廧外之利害未可知也、趨

【大意】此れ佴所然也の義を釋す、

【通釋】佴の然りとするは何を然りとするか、人民の法に順ふことなり、

說、所以明也彼不可兩不可也

【大意】此れ說の定義を下だす、

【通釋】說とは解說して我が意を彼に明かにする所以なり、乃ち我に可とし不可とする事あればこそ、說きて明かにするなり、然るに若し彼れ以て可となさざるときは我既に以て可となすが上に又彼の不可あり、是れ兩ながら可とせざることなれば說の說たる所以は無きなり、故に人に說くは彼をして十分に我が意を了解せしむべし、

【說】闕く

辯、爭彼也、辯勝當也、

【大意】此れ辯の定義を下だす、

【通釋】凡そ辯とは、是非眞僞を分別することにて、單に我のみならんには、固より辯を用ふるなし、乃ち辯は彼と云へる者が我に對するによりて起るなり、されば辯は彼を相手として爭ふなり、既に爭へる以上は、必らず勝負なかるべからず、我の彼に勝つにあらざれば必らず我の彼に負るなり、若し辯の勝つことあるは、是れ我の說が理に當ればなり、故に辯は當を得るを務めざるべからず、

【說】彼凡牛樞非牛兩也無以非也、辯或謂之牛、謂之非牛、是爭彼也、是不俱當、必或不當、不若當犬、

【大意】此れ辯爭彼也辯勝當也の義を釋す、

【通釋】彼の凡そ世人に於ては、牛樞と牛とは、均く牛の名あれども、牛樞は一の物名にして牛にあらず、全く兩物とすれば、夫れ迄にて以て非難することなきなり、然るに辯じて或は之を均く牛と謂ひ、或は牛にあらずと謂ふ、是れ我進んで彼と相爭ふなり、

【說】法意規員三也俱、可以爲法、法同則觀其同、法異則觀其宜、

【大意】此れ法所若而然也の義を釋す、

【通釋】法とは或る物を標準して之に效ふことなるが、標準は死法なり、善く活用するは生人にあり、故に第一が意にて、生者即ち執法者の考へなり、然し如何に意を用ふるとも、一定の據るべき物なければ、亦善く行ふこと能はず、乃ち圓形を爲くるには、規に據らざるべからずして、又徒に規に據るのみにして、又意を用ふるとも實際に役に立たざるときは、亦徒法たるを免れず、必らず意を用ひ規に據り、實際に役に立ちて、始めて法の完全となるなり、故に意規圓の三者俱に備はり、始めて法となすべし、圓とは規の畫き成せし者にて、乃ち以て法の實際的活用の事に喩へしなり、凡て法は此の如くなれば、法の同きときは、其の能く同き結果を收めしか否かを觀るべく、亦法異なるときは、其の能く異なる結果を收めしか否かを觀るべし、法は法なれども、善く法を用ふると否とは、全く人に在ることを忘るべからず、

【解義】【意規員三也俱】意は知慮なり、規は規矩の規にて、矩を言はざるは省文なり、員は圓と同じ、「孟子」に公輸子之巧不以規矩不能成方員とあり、蓋し圓の形を畫くには規を以てし、方形を畫くには矩を以てする者なるが、今獨り規と員とを擧げ、矩と方とを包含して云へるなり、孫注は「說文」を引きて、員は物數なりと解し「禮記」の少儀に工依於法游於說とあるを、鄭注に法謂規矩尺寸之數說謂鴻殺之意と釋するを援けり、此の說によるときは、員は物の員數多少を計りて、手心を加減することなり、

佴、所然也、

【通釋】佴とは何ぞや、然りとする所なり、

【解義】【佴所貳也】佴は貳なり副なり、按ずるに上文の經に佴自作也とありて經說に佴與人遇人衆循とあり、此の句恐らくは其の連屬の語錯りて此に在るならん、

【說】佴所然也者民若法也、

とて、相攖して結び着く者あり、次比とて、順序に並びて相攖せず結び着かざる者あり、

【解義】【仳有以攖】仳は比と通ず、竝なり又、及なり、

【說】仳　兩有端而后可、

【大意】此れ仳有以相攖也有不相攖也の義を釋す、

【通釋】仳は竝ぶ意にして攖の結ぶ意とは同じからず、故に相攖すると攖せざるとの兩端ありて後に比とすべし否らざれば仳にあらず、

次無間而不相攖也、

【大意】此れ次の定義を下だす、

【通釋】次とは、上に云へる有不相攖の仳の事なるが、兩物相次で並ぶときは、其の中間隙なきなり、然れども元來別箇の物なれば、相互に連合して結び着くことは、なさず、

【說】次　無厚而后可、

【大意】此れ次無間而不相攖也の義を釋す、

【通釋】次を無間と云へるは、無厚なればなり、無厚とは、物相連なれども、積み累ならざるなり、さてこそ之を次と謂ふべきなれ、若し相連なりて積み累なるときは、無厚と云ふべからずして、次の義にはあらず、

【解義】【無厚而后可】無厚は積まざるなり、經文に無間とありて、次も攖と同樣に、相合ふに嫌あれば、無厚を以て之を明かにせしなり、乃ち相連れども積まざるを次と名づけ、有間にして積むとあり積まざることあるを、比と名づく、比と次と、倶に皆攖に似たれども、攖にあらざることを明かにせり、此れ王闓運の說なるが、以て參考とすべし、

法所若而然也、

【大意】此れ法の定義を下だす、

【通釋】法とは、或る標準の順ふべき者ありて、之に順ふことを法と曰ふ、

【解義】【法所若而然也】所は有なり、既に經上首句に解せり、若は順なり、「荀子」の不苟篇に法效也と、楊注は解せり、

【通釋】 攖とは結び着くる義なるが、攖は別箇の物が、互に抱合し得るを攖と云ふなり、

【解義】 【攖相得也】攖は結なり、「莊子」の太宗師篇の釋文に、崔譔の説を引きて、攖有所繫著也とあり、相得の義は、下文の經說に解す、

【說】攖、尺與尺俱不盡、端與端俱盡、尺與端或盡或不盡、堅白之攖相盡、體攖不相盡、

【大意】 此れ攖の定義を下だす、

【通釋】 何を以て攖相得也と云ふか、今尺と尺と相攖結するも、前に尙ほ區穴と云へる餘地あるが故に、兩尺俱に盡きず、端と端と相攖結するときは、端は體之無序而最前者なるが故に、端の前には更に餘地なし、故に相攖結するときは、兩端俱に盡くるなり、又一方の尺と、一方の端と相攖結するときは、端は盡きて尺は盡きず、堅の性と白の色と殊なれども、同く石に託すれば性色相含み彌滿して間なし、故に相攖結するときは俱に相盡くるなり、凡そ物は兩體皆相攖結す、但攖結すれども各、自ら一體をなし相含むこと能はず、是れ即ち相盡きざるなり、不盡とは其れにて止まらず、相盡くとは其れにて止まることなり、故に相得を以て、攖の本義となせども、盡く相得る者と、必らずしも盡くは相得ざる者とあり、是れ亦知らざるべからず、

【解義】 【尺與尺俱不盡】此の喩は上文の尺前於區穴而後於端の言より來るなり、尺は尺度なれば、是れ物體に屬す、尺と尺と相結び着くるも、尙ほ區穴と端と前後するあり、故に俱に盡きざるなり、上文の經に窮有前不容尺也と云ひ、經說に窮或不容尺有窮莫不容無窮也と云ひ、亦經に盡莫不然也と云ひ、經說に盡俱止動と云へるを參看して、尺を以て有窮無窮を解するは、墨子の慣家法にして其の盡字を如何に解し用ふるかを悟るべし、

佌、有以相攖、有不相攖也、

【大意】 此れ佌の定義を下だす、

【通釋】 攖の相得ることは、既に此の如し、比と云うて相並ぶことがあり、此の佌には二通りありて、合比

纎間は無木の處たり、又間を以て線を生ずるなり、盈積なるが故に厚し、尺は其の一邊なり、往とは弦なり、積の數を求む、但直方乘除の圓尖斜垜を以てすれば、皆得べし、故に尺に於て得ざることなしと解せり、姑く錄して參考となす、

堅白、不相外也、

【大意】此れ堅白の定義を下だす、

【通釋】堅と白とは、同體にして相外ならざるなり、

【說】得二堅白異處不相盈、相非、是相外也、

【大意】此れ堅白不相外也の義を釋す、

【通釋】何を以て堅白不相外也と云ふか、堅と白とは、二物なれども、石に於て之を求むれば、堅を得ると共に白を得、亦白を得ると共に堅を得、是れ二者を得るなり、堅は物の質にして、白は物の色なり、故に之を分離して二となし、其の處を異にするときは、堅は何れまでも矢張り堅と云へる性質にして、白と云へる色にあらず、亦白は何れまでも白と云へる色にして、堅と云へる性質にはあらず、是れ相盈たざれば、亦即ち相外にして同體とならず、若し合せて同體とすれば、堅の內に白を含有し、白の內に堅を含有す、是れ相外ならずと爲すなり、

【解義】【得二】二とは堅白を謂ふ、公孫龍子の「堅白論篇」に無堅得白、其擧也二、無白得堅、其擧也二とあり、此に得二とあるは、即ち得白と得堅とを云へるなり、【是相外也】此の說、亦公孫龍子に見ゆ、王闓運は曰く墨子堅白不相外の說は、此れ物の同異相合する理を釋くに、時論の堅白說に即きて喩をなすなり、論語にも不曰堅乎磨而不磷、不曰白乎涅而不緇とありて、亦堅白のことを言へり、堅は物質を言ひ、白は物色を言ふ、堅と白と同處すべく、白と白と相盈つ、唯兩堅は同處すべからず、又相容受せず、其の相違ひ相外にするを以てなり、堅質已に定まる、故に必らず異處すと、

攖、相得也、

【大意】此れ攖の定義を下だす、

り、

【通釋】　欂櫨は柱上の枅なるが、櫨と櫨の間は、一木もなし、是れ即ち虛なり、

【解義】　【纑間虛也】纑は櫨の假借字なり、柱端にある、枅―を欂櫨と謂ふ、又單に櫨と謂ふ、「トガタ」又「マスガタ」と訓す、

【說】　纑間虛也者、兩木之間、謂其無木者也、

【大意】　此れ纑間虛也の義を釋す、

【通釋】　纑間虛也とは、櫨と櫨との兩木之間を、纑間と云ひ、其の間は、別に遮り間る木なきことを虛也と謂へるなり、即ち虛とは兩物の間、何等の物なきを云へるなり、

盈、莫不有也、

【大意】　此れ盈の定義を下だす、

【通釋】　盈とは、充滿して有らざる莫きなり、

【解義】　【盈莫不有也】盈は滿なり、

【說】　盈無盈無厚、於石無所往而不得、

【大意】　此れ盈莫不有也の義を釋す、

【通釋】　盈莫不有也と、何を以て莫不有の三字を用ひて、盈の義を解說するか、即ち物は其の中に盈つること無ければ、厚の體を成すことなし、盈つることありて、乃ち厚の體を成すなり、今之を石に於て驗せんに、石の堅きと白きとは、全體に彌滿して、處として堅の有らざることなく、亦白の有らざることなし、是れ豈に以て盈つるときは厚きを成し、有らざるなきを知るべきならずや、

【解義】　【於石無所往而不得】石の字舊本に尺に作る、今孫校に從うて改むれども、尺の字となすことも亦其の說なきにあらず、張注は所操約而無往不得、是無盈而無不盈、若執有以求衆者、斯不盈矣と云へり、王闓運は之を上句に連ねて一節として、纑虛線盈實積實を盈となす者は、積に據りて之を言ふなり、木は表なり、虛線兩表の外に在り、線有るときは虛ならず、虛線の間、乃ち虛たり、故に纑は兩木の間たり、

【解義】【謂夾之者也】夾は挾と同じ、

間、不及旁也、

【大意】此れ間の定義を下だし、而して有間と間との異同を辨ず、

【通釋】間とは何ぞや、即ち傍に及ばざる處即ち隙の中是れなり、

【說】間、謂夾者也、尺前於區穴、而後於端、不夾於端、與區內及、及非齊之及也、

【大意】此れ間不及旁也の義を釋す、

【通釋】間不及旁也とは何ぞや、元來間と有間とは自ら同じからず、兩物が一物を夾むことは、有間と云ひ、其の一物を夾む物自身を間と云ふ、故に間とは、夾む者を謂ふ也、之を布幅に喩へて云はんに、區穴とて前端の盡くる處に縫際あり、今や尺度を以て布幅を度るときは、前に區穴あり、後に端あり、此の端と區穴に夾まらるる者は間にあらず、間とは乃ち是れ區穴の內にして、但區內と相及ぶなり、是れ間不及旁也と云へる所以なり、而して不及とは、又亦齊等なる物同志が、相及ぶを謂ふにはあらず、但其の區穴の內に於て相及べることを謂ふなり、即ち換言すれば、間とは區穴と端の夾める中間を云ふにあらずして、區穴の內に就いての中間を云へるなり、若し前者の中間ならば、謂はゆる有間謂夾之者也と云へる者なり、是れ乃ち有間と間との區別なり、

【解義】【尺前於區穴】尺は物を度る尺度なり、區穴は空隙なり、此所は布幅裁削の縫際を云ふ、即ち我が邦俗の云はゆる耳の類なり、凡そ古の布幅は皆廣さ二尺二寸、衣を爲るときは、其の邊幅を削ること各、一寸にして、之を縫ふこと、「儀禮」の喪服篇の賈公彥が疏に見ゆ、尺前於區穴とは、尺は區穴と云ふ者を前に控ふるなり、【非齊之及也】齊は等なり、齊等とは區穴と端との如く、對等せる物を謂ふ、

纑、間虛也、

【大意】此れ虛の定義を下だす、乃ち夾者と相及ぶは、之を間と謂ひ、其の相及ばざるは虛と謂ふべきな

【通釋】端とは物の發端にて、何れも與に相次ぎ叙づることなく、而も最も一番前に在る者なり、乃ち極めて絕對に最初に在りて其の順序を他と比較し得ざる者が、是れ端なり、

【解義】【體之無序云云】陳氏は經說に端無同也とあるに據りて、端は即ち西法(西洋數學)の謂はゆる點なり、體之無序とは、即ち西洋に謂はゆる線なり、序は、東序西序の序の如く、猶ほ兩旁と云ふがごとし、幾何原本に線有長無廣とあり、無廣是れ兩旁なきなり、又線の界は是れ點にして、點は是れ線の盡くる處、是れ本文にある最前なる者なり、又直線は止だ兩端あり、兩端の間、上下更に一點なし、是れ本文の無同なる者と云へり、孫注は陳氏の點を以て端を釋せしことは甚だ精なれども、序を訓して旁となせるは、亦未だ其の義を得ずと云へり、張注も無序謂無與爲次序と解せり、今其の說を用ふ、

【說】端是無同也、

【大意】此れ端體之無序云々の義を釋す、

【通釋】端體之無序而最前者也とは何ぞや、是れ他に之と比びて同じき者無きなり、若し少しにても之と同じきことあらば、是れ無同と云ふべからず、乃ち端とは、絕對的無類なる最初なり、故に體之無序而最前者也と云ふなり、

有間、中也、

【大意】此れ有間の定義を下だす、

【通釋】物と物と相夾む、其の中を間隙と云ふ、此れ間隙あるは、二者の中なり、

【解義】有間中也、孫注に陳氏の說を擧げて、幾何原本に、直線相遇うて角を作し、直線角を爲す、又曰く多界の間に在りて、形を爲す、皆是れ有間なる者なり、即ち線と界と之を夾むなり、

【說】有間謂夾之者也、

【大意】此れ有間中也の義を釋す、

【通釋】有間中也とは何ぞや、間とは元來物と物との間を云へば、自然夾まれて中央に位せり、故に有間とは、二物が双方よりして之を挾むことあるを云へるなり、

【通釋】 方柱隅四雜也とは、何ぞや、今試みに矩「マガリカネ」を以て方形を圖畫するときは、必らず交ありて見はるゝなり、即ち矩の方形を畫くや、其の邊線は周帀りて相湊り、及び隅線相互貫して、亦皆交を得べきなり、

【解義】 【矩見交也】矩は方形を畫き成す器なり「サシガネ」又は「カネ」と訓ず、孫注に以矩寫方形其邊綫周帀相湊、及隅綫相午貫、亦皆謂之交也とあり、舊本に矩見久也に作る、王闓運は經の圓規寫交也を圓規寫支也の舊文を用ひ、又柱隅四讙を、畢本に從ひ柱隅四維となし、以柱立四隅維之成方と解し、此所を、萬物之數生於圓方故以規矩御之作規者立中心而寫其外則成圓形支者寫圓之器也用矩者必成勾股久者其弦也云久者兩端所距之處と解せり、今孫注を用ふ、此れ著者の意は蓋し規矩二者の用を並べ說き、以て方圓の二形は迹異なれども、其の理は同じきことを指示せるなり、「周髀算經」に圓出於方、趙爽注云、方周匝也「周易乾鑿度」の鄭玄が注に、方徑一而匝四也とあり、「呂覽」の論人篇に圓周復雜とありて、方圓二形の同理なるを云へることは、孫注亦既に之を引けり、

倍、爲二也、

【大意】 此れ倍の定義を下だす、

【通釋】 倍とは、一に一を加へて二と爲すことなり、故に倍とは、其物が二あることなり、

【說】倍　二尺與尺、但去一、

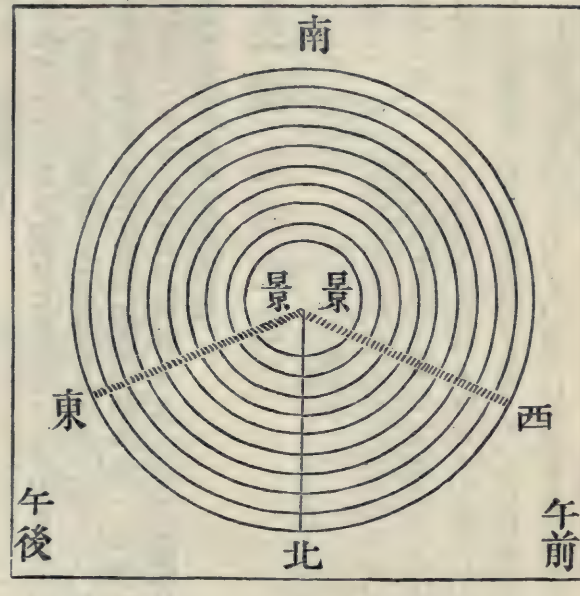
【大意】 此れ倍爲二也の義を釋す、

【通釋】 倍爲二也とは何ぞや、試に尺度の上に言はんに、二尺は一尺に一尺を加へし數なり、倍とは乃ち二尺と一尺とに就き但相去ること一尺なるを云ふ、即ち其の物と同き數が、更に一つ加はり、又加はれるを倍となすなり、

【解義】 【但去一】去は距と同義にして、比較することなり、此れ但相比較するときは一尺の差なることを云ふ、

端、體之無序而最前者也、

【大意】 此れ端の定義を下だす、



て地に注ぎて其の平を取り然る後ちに規を爲すこと數重槷(八寸の表木)を中央に樹て復た繩を以て之に垂れて其の直を取り槷端の影規に齊しき者を眡て皆之を識す、乃ち衡界午前午後の影なれば、東西正し又之を中屈して槷を指すときは南北亦正し、但し此圖は影端と外規と齊しき者に據りて爲せり、内なる數重の規も亦此を以て推すべし、

方、柱隅四雜也、

【大意】此れ方の定義を下だすなり、

【通釋】方とは方形なり、方形を解說するは、方形柱の隅角四雜するを以てすべし、四雜とは、四圍共に周帀して、廣狹の差なきなり、是れ方形の正體なり、

【解義】【柱隅四雜】隅は隅角なり、四雜舊本に四讙に作る、畢沅は四維の誤ならんと云ひ、劉岳雲亦此の說を用ひて、此れ方體四維皆、隅等面等邊等角あるを謂ふなりと解せり、孫注は四雜に作るべしとなし、「呂氏春秋」の論人篇に、圜周復雜とあるを、高注に雜猶匝也と解し、說文に帀周也とあるを始め、「淮南子」「周髀算經」等の書を援きて、雜の字に周帀の意義あることを證し、本句の方形を說明して、柱隅四雜と爲すは、方柱隅角の四出なるを謂ふなりと釋せり、

【說】方 矩見交也、

【大意】此れ經の方柱隅四雜也の義を釋す、

圓、一中同長也、

【大意】此れ圓の定義を下だす、

【通釋】圓とは何ぞや、一點を中央に立てゝ、四方八方何れに於て之を量るとも、皆其の長さを同くする者、即ち是れ圓なり、

【解義】【一中同長】孫注に鄒伯奇の說を擧げて曰く、即幾何言圜面惟一心、圜界距心皆等之意と、又、陳云幾何原本云、圜之中處爲圜心、一圜心惟一心無二心、故云一中也、同長義見前、劉岳雲云、此謂圜體自中心出徑綫至周等長也と、

【說】圓 規寫交也、

【大意】此れ圓一中同長也の義を釋す、

【通釋】圓一中同長也とは、何を以て之を知るか、今試みに規「ブンマハシ」を以て圓形を圖畫するときは、必らず交なる者ありて見はるゝなり、交とは、交互せる義なり、即ち規の圓形を畫くや、其の邊線周帀して相湊る、之を交と名づく、亦或は直線を爲し、以て圓心中に湊り、交互して十字形を成す、之を交と名づく、此の交の見はるゝに由りて、圓の一中同長たることを知るなり、

【解義】【規寫交也】規は圓形を畫く器なり、「ブンマハシ」と訓ず、今の「コンパス」の類、寫は象なり、此にては其の象を圖畫することを云ふ、「考工記」に匠人置槷(臬と同じ水平地に立て繩を垂れ直線を取り標準となせる長さ八寸の木なり)以縣眂以景、爲規識日出之景與日入之景とあり、鄭注に日出日入之景、其端則東西正也、又爲規以識之者爲其難審也、自日出而畫其景端以至日入、既則爲規測景、兩端之內、規之規之交乃審也、度兩交之間中屈之以指槷則南北正と云へり、乃ち水平地を規畫し、數重の圓形を成し、中央に槷を立て、日東方に出づれば、其の景表の西にあり、日西方に入れば、其の景表の東にあり、日景の交規の處を視て、其の端を識るせば、東西正く、又兩交相距る中間を取り、之を屈して槷を指し以て南北を量れば、南北亦正しきなり、今其の略圖を擧げんに茲に示すが如し、

古人の傳說に據るに先づ方一丈の地に於て四角に柱を立て、繩を以て之に垂れて、其の正を取り、水を以

厚、有レ所レ大也、

【大意】此れ厚の定義を下だす、

【通釋】厚とは何ぞや、形ありて始めて厚薄を言ふべし、萬物物として著はれて、一より二を積み、二より三を積み、次第に相積みて十百千萬億兆よりして無限に至り極むべからず、是れ厚とは玆に大なりとする所の物ありて生ずるなり、然らざれば薄もなく厚もなきなり、

【說】厚惟無レ所レ大、

【大意】此れ厚有レ所レ大也の義を釋す、惟無レ所レ大の語を以て、有レ所レ大也の義を解說するは、甚だ矛盾なるが如くなれども、其の實は然らず、說、解義に見ゆ、

【通釋】厚有所大也とは、有レ所レ大が故に厚しと云ふにあらず、寧ろ惟大とする所無ければなり、其の故如何と尋ねんに、物既に有形なるときは、如何に極むべからざる至多なる積量と雖へども、何日には必らず數へて窮むべし、惟無形の物に至りては、始めより形ち無きと共に、亦幾何程と推し究めて言ふこと能はず、既に厚は所レ大ありて生ずる者となすときは、是れ無形より大なることとなくして、厚も即ち此より厚きことなきなり、

【解義】【厚無所大】厚は薄の反對にして、積の大なる者なり、薄は厚の反對にして、積の小なる者なり、然れども此れ比較的の語なり、無とは有の反對にして、何等の認むべき物なきなり、故に凡そ萬物、形ちを指して皆有とし、形の外皆無とす、無形と有形と表裏を相爲すが故に、形物の厚きは、無厚を限度とす、乃ち無厚と有とは同一體の關係あり、されば其の有厚として大なる者は、無厚としても亦大なる道理なり、要するに經に有レ所レ大と云へるは、萬物は有形に始まり、既に有形たれば之を積みて、其の厚きこと極むべからざるを言うて、厚とは物の積數を表明する語なることを指示し、經說に無レ所レ大とは無は有の本たり、有は無に因りて生ずれば、無に因りて之を積むときは、其の厚きこと極りなきことを釋す、乃ち前者は形而下に就いて說き、後者は形而上に就いて說けるなり、

の同きを平と名づくと曰ひ、本句は又長度の同きに就いて、平の義を定めたるなり、【中同長也】是又同長の別例を擧げて、平の意義を擴張して言へるなり、孫注に、幾何法に圓界は中心に至りて直線の俱に等き を作すとあるは、即ち是れなりと云へり、尙ほ經說に詳かにす、

【說】平(同) 楗與柱之同長也、心中自是往相若也、

【大意】 此れ平同高也同長以缶相盡也中同長也の義を釋す、但同長の說ありて、同高の說なし、疑らくは散脫せしならん、孫注は同長即ち同高なりと云ひ、王闓運は同長の同高と異なることを示さんが爲めに、特に之を擧げしなりと云へども、俱に未だ碻ならず、

【通釋】 【平同高也】同長以缶相盡也中同長也とは、何を以て云ふか、(同高の說此所にあるべき處、今闕文なれば省く)同長とは、其の長さたゞ其の出づる處より盡くる處に至るを以て度となし、大小の差は必しも相等からず、例へば楗と柱との小大方圓同じからずして、而も同長なるが若きなり、中同長也とは、圓界の中心點は、四邊の何れよりも、其の長さは相等しきことを謂ふなり、是れ平は等齊の義なること、以て知るべきならずや、

【解義】 (平同)諸本たゞ同の字ありて、平の字なし、恐らくは脫せしならん、今他の經說を以て例し平の字を補ふ、【楗與柱之同長】楗は門戶を閉ぢ固むる橫木なり、「クワンヌキ」と訓ず、楗は柱より小にして、柱と方圓の形又同じからざるも、楗は楗の盡くる處にて楗の長さ盡き、柱は柱の盡くる處にて、柱の長さ盡く、是れ長さ一杯の度は同きなり、【心中自是往云云】「考工記」に匠人置槷の事あり、即ち是の理を擧示せり、一箇の表を中央に立て、以て日の出入の景を測り、其の端を規畫し、更に景の東西南北の端に、各一表を立て、中の一表を以て心とし、外の四表を邊とし、周匝して圓形を成すときは、圓邊より多線を爲して、中點に往き湊まる、其の長さ諸線必らず正に相等し、此れ即ち本文に云へる心中自是往相若の義なり、尙ほ下文圓寫交也の解義を參看すべし、

言執持必然者也とあり、去れど「淮南子」の假愼訓に臺簡以游太淸とありて、高注に臺猶持也とあり、「釋名」の釋宮室にも、臺持也、築土堅高能自勝持也とあれば、土を築きて臺と名づくるも、本とは持の意義より出づるに似たり、故に此所も亦必しも臺の字を改めて持に作るに及ばざるがごとしと、孫注に見えたり、【若弟兄一然云云】必とは、もと異同の論あるにより、是非に其の是とする所を貫かんと欲して執持することとありて、必と云へる名始めて起るなり、而して異はもと同より出づることは、已に上文の同重體合類云云の條に見えたり、故に此所亦兄弟を以て喩をなせり、乃ち兄弟は天然の親と雖へども、其の論各、異なるときは、相同じからざるなり、是れ異の同より出づることを見るべし、故に若弟兄一然一不然者と云へり、【必不必也云云】此れ特に必は不已の義たることを釋す、必と不必とは、即ち上句の一然者と一不然者とを分承して言ふ、是不必也とは、是の如く兩者倶に存立しては、必と云ふべからず、徹頭徹尾其の理を執持して勝たざれば、已まずして、乃ち始めて必と爲ることを得るなり、

平、同高也、同長以缶相盡也、中同長也、

【大意】　此れ平の定義を下だす。

【通釋】　平とは物の高さを同くするを、平と名づく、又物の長さを同くし、同く出でゝ同く盡くるを平と名づく、圓界の中心點も、是れ其の長さを同くする平と云ふ者なり、

【解義】　【平同高也】平は等平也と、「詩經」小雅の伐木篇の鄭箋に見ゆ、畢注には言上平也と本文を解せり、孫詒讓は陳澧が說に、此れ即ち海島算經にある兩表齊高なりと云ひ、又幾何法に兩平行線の內、兩平行方形あり、兩三角形あり、若し底齊しければ形も亦等し、とあるは、其の理、亦墨子の此所に賅すと云へるを採りて、本文を釋せり、【同長以缶相盡】缶は、畢沅は正の字と釋し、孫注には「集韻」に正唐武后作缶とあるを引きて證となせども、王闓運は今の俗書にも二山を出の字となせば、此れ即ち同く出でゝ同く盡くることを、同長と爲すと云へるなりと解せり、今其の說を用ゆ、即ち本文は上句の平同高也とあるは、高度

の用を利する所以なり、是れ止は久を以て生ずる二義なり、而して此の止は永久の進むを圖るが爲めに暫く止まることなれば、止の最も善き者なり、

【解義】【無久之不止】久は掌柱なり、「周禮」久二諸牆一以觀二其橈一とあり、灸は久と同じ、注に猶レ柱也とあり、王闓運は久の字を解して、ク は以て行に象り、乀は以て物有りて以て之を止むるに象るとなせり、【當牛非馬】當は若と義同じ、已に前に屢々見ゆ、【若人過楹】楹は大柱なり、【當馬非馬】當は若と同じ、馬を馬と呼ぶは、何人も能くするも、馬を馬にあらずと云ふことは、形迹の外に出て、其の理を求めざるときは得べからず、此れ其の事の精微の理に涉りて、容易に知りがたきことに喩ふるなり、「公孫龍子」に白馬非レ馬の論あり、文長ければ略す、宜く本書に就きて參考すべし、【若人過梁】梁は橋梁を謂ふ「ハシ」と訓ず、人の橋梁に遇うて止まるは、眞に止まるにあらず、因りて通行するなり、即ち橋詰の處に至るとき、路忽ち窮するが如くにして、忽ち復た大に通ずると同じく、止むるに似て、實は此に因りて大に行くことを得るなり、

必、不レ已也、

【大意】此れ必の定義を下だす、

【通釋】必とは、事を行うて已まざることを、必と名づく、

【説】必 謂二臺執一者也、若二弟兄一、一然者、一不レ然者、必不レ必也、是非必也、

【大意】此れ必不已也の義を釋す、

【通釋】必不已也とは、何の義ぞや、必とは臺執とて、物事を持執することを謂ふなり、例へば弟と兄とありて、其の一人は或る事物を以て然りとし、一人は以て然らずとするが若きは、是れ必らず之を必とすることと能はざる者なり、是の如きときは、眞の必にあらず即ち必と云へば、是れ絶對的に然らざることと無き者なり、

【解義】【謂臺執者也】臺は持なり、臺執は執持と其の義同じ、畢注には臺疑二握字一、「説文」云臺古文握、握執

ざるは、動く故なりと云へり、

止、以レ久也、

【大意】此れ止の定義を下だす、

【通釋】止はもと自然に止まるを謂ふにあらず、久しきを以て之を止むるなり、即ち止らざる可らざる樣に仕向けて止まらしむるなり、

【解義】【止以久也】久は掌柱なり、解は下文の經説に見ゆ、孫注は以は已と同じ、事已に久を歷るが故に止まるなりと解する説もあり、畢沅孫貽讓の説なり、張惠言は止以レ久生と云へり、今其の説を用ふ、

【説】止　無二久之不一レ止、當二牛非一レ馬、若二人過一レ楹、有二久之不一レ止、當レ謂二馬非一レ馬、若二人過一レ梁、

【大意】此れ止以久也の義を釋す、

【通釋】止以久也とは、何の義ぞや、曰く止に二樣あり、無二久之不一レ止と云うて、他よりの防止にて止まる者あり、今之を説かん、全體に久とは、もと掌柱とて物の往來通行を止むる爲めに立つる柱木を久と曰ふなり、止は物の止らざるを止むることにて、物はもと止れるにあらず、唯だ久ありて支へ止むるが故に止まれり、さればもとの止らざるに對して、止まると云へる名稱は起れり、譬へば牛と名づくるも、本は牛と云へる名を專有せしにはあらず、他に馬と云へる動物がある故に之に對して牛と名づけしが如し、又人の楹を過ぐるとき止まるが如し、今人の堂上を行くに楹の在る處を過ぐるには、必ず止りて之を避け繞りて行けり、此れ楹に遇ふが故に止まれり、若し楹なきときは止まらず、是れ止は久を以て生ずる一義なり、亦、有二久之不一レ止と云ふ者あり、成程久の柱木ありて、往來通行を遮り止むるとも、善く精察すれば、行くべからざるにあらず、尚ほ實は其の行くことを勸むる樣に成りて居るなり、乃ち其の初めは止むるに似て、終に止むるにあらず、其の義の精微にして遽に辨じがたきことは、馬を指して馬に非らずと謂ふが如し、又人が橋を過ぐるが如し、人が通行して橋に遇へば止まるも、其の實終に橋に因り渡りて行くなり、されば橋は結果通行を便にする所以にして、久は結果人

【通釋】　益とは、一物の上に一物を加ふることとなれども、環の物たるや、旋轉して端なく相互に根柢となりて止まざるが如く、物の繁く增すに隨うて甲物は乙物の根柢となり、乙物は丙物の根柢となり、丙丁戊己と互に根柢となるを益と名づく、

【說】　環倶氏也、

【大意】　此れもと益環氏也の義文を釋す、

【通釋】　環氏と云へることは環の根柢となるや相倶に根柢となりて旋轉して窮りなし、故に物其れ自身が自から生じ自から多くすることを益と曰ふ、

【解義】　【環倶氏也】僅かに倶の一字を、中間に挿みて、環氏の義を釋す、春秋左氏傳隱公元年に、經文の春王正月の義を、僅かに一字を、中間に挿みて、春王周正月と解釋せしと同一筆法とす、

庫易也、

【說】　庫區穴若斯貌常、

義未だ詳かならず、張惠言、孫貽讓、王闓運等、皆解を闕く、

動、或徙也、

【大意】　此れ動の定義を下だす、

【通釋】　動とは、人物の其の故より居れる地を去りて外所へ徙れるが如きを、動と名づく、

【說】　動偏際徙者、戶樞免瑟、

【大意】　此れ動或徙也の義を釋す、

【通釋】　動或徙也とは動くときは、偏際とて所接の地を偏く行き渡りて見落す隈なく、大に動くなり、動くことの功効は、宛も戶樞の常に運轉して蠹蝕に蝕ばみ殘はるゝことを免るゝが如く其の活動するによりて、蠹害を避け得らるゝことあり、

【解義】　【偏際徙者】　偏際徙の三字もと偏祭徙に作る未だ詳ならず諸家皆以て誤りあらんと爲せり孫註には偏際徙の訛ならんと云へり、今姑く之を用ゆ、偏は周偏なり、偏際は所接の地を周偏することと、孫氏は解せり、【戶樞免瑟】戶樞は戶の樞なり、「トボソ」又は「クル、」と訓ず、瑟は張惠言は蝨と通ず、戶樞の蠹せ

【通釋】化徵易也とは如何なる義かと云はんに、例へば蛙の化して鶉となれるが如く、從來の甲の物體が、乙の物體に全然轉じ易はることを化と名づく、

【解義】【若鼃爲鶉】鼃は蛙なり、蝦蟆の屬、「淮南子」の齊俗篇にも夫蝦蟇爲鶉生非其類唯聖人知其化とあり、荀子の正名篇に、狀變而實無別而爲異者謂之化、有化而無別、謂之一實とあり、楊注に狀雖變而實不別爲異所、則謂之化、化者改舊之名、田鼠化爲鴽之類、雖有化而無別異、故謂之一實、言其實一也と云へり、今此所の化も、亦「荀子」の云へる所と相同じ、但鼃の鶉に化することは、月令に雀入海爲蛤腐草化爲螢の類の如く、疑ふべしとなす、姑く文義に依りて解をなすこと此の如し、

損、偏去也、

【大意】此れ損の定義を下だす、

【通釋】損とは全部を去るにあらず、其偏なる半部を去ることとなり、

【解義】【損偏去也】偏は半なり、偏去とは是れ全部を二分して、其の半を去りて、半部を殘すこと、

【說】損偏去者、兼之體也、其體或去或存、謂其存者損、

【大意】此れ損偏去也の義を釋す、

【通釋】損偏去也とは何に物を偏去するかと云はんに兼之體とて、衆體を合はしたる兼の中にて、其の一體を損し去ることを、損と名づく、故に損は物の全く無きを謂ふにあらず、其の兼ね合はせる衆體中に於て或は去り或は存して其の存する者の中にて、幾部分を損することを損と謂ふ、

【解義】【兼之體也】兼之體とは即ち上文の體若二之一尺之端と云へる義にして、兼とは衆體を合はせて兼ぬること、乃ち偏去とは合せ兼ねたる衆體の中にて、其の一體を損し去ることを言ふ、【謂其存者損】損とは半部を去りて、半部を存するを言ふ、若し全部を去るときは、是れ既に損の程度を經過して無なり亡なり、損と曰ふべからず、

益、環氏也、

【大意】此れ益の定義を下だす、

莫きを盡と名づく、

【說】 盡、俱止動、

【大意】 此れ盡莫不然也の義を釋す、

【通釋】 盡莫不然也の義は行止の上に就いて看よ、今行動も亦盡き、止息も亦盡くときは、是れ經文にある莫不然の義なり、即ち盡とは事の動靜に關せず、俱に然らざることなきを云へるなり、

始、當時也、

【大意】 此れ始の定義を下だす、

【通釋】 始とは、事物の初めて起る當時を始と名づく、

【說】 始 時或有久、或無久、始當無久、

【大意】 此れ始當時也の義を釋す、

【通釋】 始當時也とは元來始と云ふことは物事の起りし本を、時已に久きを歷て後に追ひ溯りて云ふときも、始と名づく、亦物事の起りて時未だ久しきを歷ず、而も甫めて其の端を發するを始と名づく、去れども始と云へば、大概必らず物事の起りて久しきこと無き當時を云ふ、若し已に久きときは始とは云ひ難き位のことなり、

【解義】 【始時或有久】「列子」の釋文に墨子の此文を引きて夫物時或有久に作れども、孫詒讓は疑らくは誤文ならんと云へり、又、此の經說の意を久は留なり、物事稽留するときは、始にあらず、稽留することなくして進むを、始となすと解する說もあり、亦通ず、

化、徵易也、

【大意】 此れ化の定義を下だす、

【通釋】 化とは物の外に見はるゝ徵、乃ち外形の狀が、變易するを化と名づく、

【解義】 【化徵易也】徵は證徵なり、目に見て依據となす者、乃ち形狀の特徵を謂ふ、易は變易なり、

【說】 化 若鼃爲鶉、

【大意】 此れ化徵易也の義を釋す、

の同異の説を廣むと云へり、又本文の經に宇彌異所也とあるを、舊本には宇を守に作る、張惠言は據りて經説の宇東西の上に、守の字を補ひ、上の久古今旦莫を解して、古今旦暮異時にして而も久しと云ひ、守宇東西家南北を解して宇に東西あり、家に南北あり、異所にして而も各守ると云へり、此れ亦一説として存すべし、

窮、或有前不容尺也、

【大意】此れ窮の定義を下だす、

【通釋】窮とは、物の窮まる處にて、既に盡きしには非ず殆んど盡きなんとする處なり、之を布幅に譬へば或は前端あらんも、其の間寸尺だも容れざる極めて盡き易き處を窮と曰ふ、既に盡くれば無なり、盡きなんとして切迫の處是れ窮なり、

【解義】【或有前不容尺】有前とは端の有ることを言ふ蓋し布幅を以て喩となせり、不容尺とは、端より尺に至るを半とす、半にだも及ばざるを不容尺と曰ふ、是れ極めて窮り易きことを謂ふ、詳かなることは、經說に見ゆ、

【說】窮　或不容尺有窮、莫不容尺無窮也、

【大意】此れ窮或有前不容尺也の義を釋す、

【通釋】窮或有前不容尺也と經文にはあれども、抑も窮に二樣の窮あり、或不容尺とて前に尺に足らざる餘地あるときは、極めて短小とは云へど、猶窮と謂ふべき場處あれば、全く物なきにあらず、然るに莫不容尺と云ふに至りては、一尺に足らざる餘地だもなく、最早極めて短小なる窮と云べき場處もなきなり、窮に此の二樣ありて、前者は實形上の窮なり、物未だ窮せずと雖へども、窮の形あるなり、後者は虛形上の窮なり、物已に窮すと雖ども、窮の形なきなり、

【解義】【或不容尺】或不の間、經文に依れば、有前の二字あるべきを略せしなり、下の莫不の上も亦同じ、

盡、莫不然也、

【大意】此れ盡の定義を下だす、

【通釋】盡とは、窮の猶ほ餘地あるとは同じからずして、如何なる時場處も、打ち揃うて、然らざること

【大意】此れ久の定義を下だす、

【通釋】久とは、異なりたる時を偏く包括して言へるなり、

【解義】【久彌時也】彌は、偏なり、

【說】久古今旦莫、

【大意】此れ久彌異時也の義を釋す、

【通釋】久彌異時也とは何ぞや、古今は廣義に時を異にし、旦暮は狹義に時を異にせり、古今旦暮を偏く歷れば、久きなり、故に一日には一日の久きあり、歷代には歷代の久きあり、何れも皆異時を偏く歷るを久と謂ふ、

【解義】【古今旦莫】莫は暮と同じ、

宇彌異所也、

【大意】此れ宇の定義を下だす、

【通釋】宇とは偏く世界の端より端まで、即ち如何なる異地と雖へども皆宇の內に在り、

【解義】【宇彌異所】宇はもと屋檐なり、「ノキ」と訓ず、上下四方を宇と曰ふは、屋を以て天地に喩へて云へること、「呂覽」下賢篇の高注に見ゆ、此所にても、屋檐を以て云へども、亦汎く上下四方に喩へて云へり、故に偏く異所を稱すと說きしなり、

【說】宇東西家南北、

【大意】此れ宇彌異所也の義を釋す、

【通釋】宇彌異所也とは、何ぞや、何地に限らず、我が家を以て中央となし、東西南北の方名、從うて與るものにて、本來孰れか東孰れか西又孰れか南北と一定して動かざる者にはあらず、此の異れる場處を、概稱して宇と名づくるなり、

【解義】【東西家南北】家の字、顧王二氏は、以て衍文となす、孫注は家は中と云ふが如し、四方もと定名なし、家の在る所を以て中となす、故に家の字を方名の間に著して、本文の如く云へりと釋せり、今姑く之に從うて解す、王闓運は宇東西を句とし、家南北を句とし、四檐を宇とす、家に南北あるを以て、故に宇も東西に分つ、異所に因りて名を異にす、此れ上文の久古今旦莫の語と共に、時地の定まることなく、旦暮亦久と云ふ可く、東西亦宇と爲す可きことを明かし、前文

にあらず、必らずや上たる者が下たる者の功に對して物を與ふることを賞と稱するなり、苟も然らずして有功の者にあらざるに賞を與ふるは、是れ濫賞にして正賞にあらず、

【說】賞上報下之功也、

【大意】此れ賞上報下之功也の義を釋す、

罪犯禁也、

【大意】此れ罪の定義を下だす、

【通釋】罪とは上より禁止せる法則を犯し破ることを、罪と曰ふ、

【說】罪不在禁、惟害無罪、殆姑、

【大意】此れ罪犯禁也の義を釋す、

【通釋】罪犯禁也とありて、經文に罪の定義を示せども、其の實は罪とすべきは、唯だ法禁を犯す者に在るのみならず、惟れ彼の罪咎なき良人を害ふときは、たとひ法禁に觸れざるも、亦相當の罪に及ぶべし、

【解義】【罪不在禁】罪は獨り法禁を犯す者に在るのみならざるを言ふ、宜く不の下に唯の字を加へ禁の上に犯の字を加へて看るべし、【惟害無罪殆姑】孫注に、殆は隸の借字にて、隸は及なり、姑は辜と通じ、辜は罪なり、殆姑とは、罪に及び罹ること、

罰上報下之罪也、

【大意】此れ罰の定義を下だす、

【通釋】前述の如く、法禁を犯すを罪と曰へるが、罪に對しては罰あり、罰とは上より下たる者の罪に向つて相當の制裁を報い與ふることとなり、

【說】罰上報下之罪也、

【解義】【罰上報下云云】按ずるに本文前文の賞上報下之功也の語と共に、單に經文のみを掲げて、經說なし、張惠言孫詒讓王闓運の諸家、或は以て未詳となし、或は貿亂ありとして疑を闕けり、蓋し二句俱に既に意義明白にして、別に解說を要せざるを以て、之を闕けるなり、前文に臥夢の二義に對して、其義明かにし易ければ經說なきと一例なり、

久彌異時也、

ども、亦通じて稱することあり、此所は民と同義に用ゆ、【通約也】共通して約束する所なることを謂ふ、

【説】 君以若名者也、

【大意】 此れ君臣萌通約也の義を釋す、

【通釋】 君とは是の臣民に對して主權者を名づくるなり、故に臣民なきときは、是れ君の稱は必要ならざるなり、

【解義】 【君以若名也】若は此と同義なり、此とは經文の臣萌を指して言ふ、

功、利民也、

【大意】 此れ功の定義を下だす、

【通釋】 功とは、徒に君主の爲め又は己が爲めに利益を圖ることを云ふにあらず、乃ち人民に對して利益を與ふる者を、功と稱するなり、

【説】 功不待時、若衣裘、

【大意】 此れ功利民也の義を釋す、

【通釋】 經文には功利民也と簡括して示し言はるゝも、其の功を爲すには亦機會あり、即ち功を爲さんには時の至るを待ちて、後ちに爲さんとするは、已に晩く後れたり、宛かも夏の未だ來らざるに及びて必らず輕衣を準備し、冬の未だ來らざるに及びて必らず重裘を用意するが如く、時の來るを待たず、先だち民に利益を與ふることをなすべし、然る後始めて功と謂ふべきなり、

【解義】 【不待時若衣裘】是れ時を待ちて後ちに爲すことは、眞の功にあらざるを言ふ、若衣裘とは、夏葛冬裘は、暑寒至りて後ちに製するにあらず、其の未だ至らざる前に準備すべき者なり、故に以て不待時に譬ふるなり、孫注には不の字を必の字に作るべしとなし、是れ功の民を利するや、必らず時宜に合ふこと、夏は衣して冬は裘を服するが如くすべきことを言へるなりと、解せり、

賞、上報下之功也、

【大意】 此れ賞の定義を下だす、

【通釋】 功の定釋たるや、民を利するを謂ふことと前の如し、而して賞とは妄に上より下に物を與ふべき

異字とあり、【謂口之能出名者】謂の字、諸本に諸に作る、之能の二字諸本に能之に作る、注家諸說紛々皆明瞭ならず、今並に意を以て改む、下句に言也者謂言猶名致とあり、是れ本句の言也者謂口之能出名者と相對して言へるなり、【謂言猶名致】猶は由と通ず、致は推し極むること也、

且言然也、

【大意】此れ且の定義を下だす、

【通釋】且とは將に然らんとする時を言へるなり、

【說】且自前曰且、自後曰已、方然亦且、

【大意】此れ且言然也の義を釋す、

【通釋】且言然也とは、何ぞや、是れ二の意味あり、抑も且とは時間を區別せる名なるが、時間に將來過去現在の三つあり、物事の起らざる前、即ち未來の時よりして曰ふときは、之を且と曰ふ、物事起りし後よりしては、之を已と曰ふ、是れにて且の字の意味を解すべし、尙又、物事の起りつゝある時も亦且と曰ふことあり、要するに且は或は將來或は現在の二時を言ひ見はすものと承知すべし、

【解義】【自前曰且】凡そ物事を言ひ述ぶるに、事前即ち將來の時を且と曰ふ、且は將と同じ、孫注に依れば歲且更始の且の如きは將然の且なり、【自後曰已】凡そ事後即ち過去の時を述ぶるには、已と曰ふ、即ち已然の事なり、【方然亦且】方然とは、今方に然りつゝある時を云ふ、即ち現在の事なり、孫注に依れば、詩經に匪且有且とある且を、毛傳に此也と釋せるが如きは、方然の且なり、

君、臣萌通約也、

【大意】此れ君の定義を下だす、

【通釋】君とは、凡そ國には臣あり氓あり、臣は君に仕かへて祿を食み職に任ず、氓は農工商等の業に從事し、各、租稅を出だし力役に服して、官に事ふ、君は此の臣氓が通じ約して君と仰ぎ事ふる者なり、

【解義】【君臣萠】萠は氓と通ず、「タミ」と訓ず、もと民は士人を謂ひ、氓は他處より徙り來れる者を謂へ

一一實物に照し合はせて、名を付け稱ふること也、

【說】舉　告以文名、舉彼實也、

【大意】此れ舉擬實也の義を釋す、

【通釋】舉擬實とは、何ぞや、人に告ぐるに文飾せる名を以てし、因りて彼の物事の實體を稱へ著はすことを曰ふなり、

【解義】【告以文名】文名は文飾せる名稱なり、孫注に文名は、疑らくは之名の誤にて、之名は是名と云ふが如く、正に下句の舉彼實也の彼實と相對すとなせり、【舉彼實也】彼の實物に對して各〻文名を付するを言ふ、下文の經說に名物達也有實必待文名也と云へる處、宜く倶に參照すべし、

言、出舉也、

【大意】此れ言の定義を下だす、

【通釋】口より發する辭を言と謂へるが、其の本は身の外に事物ありて、身中の心に感動し舉げて之を口に出だす者なり、

【說】故言也者、謂口之能出名者也、名若畫俿也、言也者、謂言猶名致也、

【大意】此れ言出舉也の義を釋す、

【通釋】言とは口より聲を出だして、能く物名事名を辯へ定むることを謂ふなり、名は宛かも虎を畫くが如く、畫ける虎は實の虎とは相違あることあり、名は必しも實と相稱はざることあり、言とは物名事名によりて、推し尋ねて、其の實體實相を致し究むることを謂ふなり、乃ち是れ古來の言の字に對せる解釋となす、

【解義】【故言也者】故は經に故所得而後成也と定釋せるが如く、或る一事の結果より亦一事の成立することなれば、此所にては、經に言舉實也と定めたる上は、彼の口之能出名と、言猶名致との二件を以て、言の字の意義を說明す可しとの考へより、故の字を以て句首に冠せしなり、而して下句の言也者の上にも、故の字を加へて看るべし、上を以て下に蒙らせて故らに省きしなり、【名若畫俿也】畢注に俿は虎の

かへて、阿り諛ふを謂ふにあらず、今人の內に物事を治むるに、彼を爲さん乎、又は此を爲さん乎と惑うて意志未だ定らざることあらんに、傍より其の一方を譽めて、之を決行せしむ、此の如き者は、其の言は誠に忻悦すべきなり、此れを譽明美也と謂ふ、

【解義】【人有治南北】南北は或は南せんとし、或は北せんとして決せざることを謂ふ、張惠言は南北は兩岐なりと云へり、即ち彼此と云ふが如し、【其言之忻】忻は悅なり、「ヨロコブ」と訓ず、

誹、明惡也、

【大意】此れ誹の定義を下だす、

【通釋】誹は「ソシル」ことにて、人の惡きことを世に著はし示すことを、誹と名づく、

【說】使人督之、誹必其行也、其言之忻、

【大意】此れ誹明惡也の義を釋す、

【通釋】誹明惡也とは、何ぞや、徒に人の過失を訐きて、不名譽を取らしむるを謂ふにあらず、人に惡事あるを見れば其人をして自から之を正さしめ、其の惡事を誹りて其の自ら正すことを決行せしむ、此の如き者は、其の誹りも亦忻悅すべきなり、此れを誹明惡也と謂ふべし、要するに譽むるも誹るも、共に理由なくして爲すべからず、

【解義】【使人督之】督は正なり、人をして自から其の惡を正さしむるなり、孫注は上文の人有治南北とあるを人治有南北と改め、上文の吾事治矣に連屬し、吾事治則自治其身、人治則當廣求之四方、亦上文所云求得之意となし、使人督之を、上文の其言之忻と連屬し、督を篤の借字となし、人をして善行を爲すことに篤からしむと解せり、今張惠言の說に依りて、本文の如く解釋す、

擧、擬實也、

【大意】此れ擧の定義を下だす、

【通釋】擧とは、名を擧げて實に擬へ度りて、名實をして一ならしむるを、擧と名づく、

【解義】【擧擬實也】擧は稱なり、擬は比擬なり、乃ち

利也、非是也、

【大意】此れ害所得而惡也の義を釋す、

【通釋】害所得而惡也とは何ぞや、矢張り是の或る事物を、我が手に握り占めながら、是れは不可なりと忌み惡めることとは、是れ害と名づくる者なり、而して其の利と云へる者は、是の反對に出づる事柄を指して謂へるなり、

【解義】已に上文に見ゆ、別に說かず、

治、求得也、

【大意】此れ治求得也の義を釋す、

【通釋】治とは物を治むると物が治まるとの二意あり、去れども吾より治まることを得んと求めざるときは、治まらず、されば、治とは吾より先づ物を治むるを得んと求むるなり、

【解義】【治求得也】得は上文の所得而喜也所得而惡也とある得の字と同じ、求得とは或る其の事を是非に己が手に入れんとするなり、畢沅は言事既治所求得と注すれども、非なり、經說と合はず、

【說】治吾事治矣、

【大意】此れ治求得也の義を釋す、

【通釋】治とは事物の既に治まりし跡を言ふにあらず、吾自から治を得んとして治むることを、仕事として務めつゝあるなり、

【解義】【吾事治矣】事は、論語に回雖不敏請事斯語矣とある事の字と同く、本務として行ふことなり、孫注には言吾事則自治其身とあれども、從ひ難し、

譽、明美也、

【大意】此れ譽の定義を下だす、

【通釋】譽とは人の善美を世に著はし明かにすることを、譽と名づく、

【說】人有治南北、譽之必其行也、其言之忻、

【大意】此れ譽明美也の義を釋す、

【通釋】譽明美也とは何ぞや、是れ徒に人の意を迎

則知亦無所附、臥則暫無知、夢則有知而實非知、平則不用、其知三者知皆惔然也と云へり、乃ち知覺は形體に附けり、形體動かざるときは、知覺も附することなし、今臥するときは、形體動かず、暫時即ち其の動かざる間は知覺の働きは止まれり、夢みるときは知覺あれども、其の實眞の知覺にはあらず、平にして何等の欲することなく惡むことなし、知覺を働かすことを用ひず、されば此の臥夢平の三者は共に、其の知覺澹然として靜かなりと云へる義にして、其の說巧妙なれども、他の經說は皆各、一義每に說きしに、此の臥夢平の三字のみ併合して一說の下に釋するは疑ふべし、故に今取らず、參考として玆に揭ぐ、

利、所得而喜也、

【大意】此れ利の定義を下だす、

【通釋】利は實事實物の結果に就いて、我が得て喜ぶことあるを、利と名づくるなり、

【解義】【利所得而喜也】所得は有得と同じ、既に上文に解せり、

【說】利　得是而喜則是利也、其害也非是也、

【大意】此れ利所得而喜也の義を釋す、

【通釋】利所得而喜とは何ぞや、得とは是の或る事物を我が手に握り占めて是れならば大丈夫なりと嬉く感ずるは、是れ利と名くる者なり、而して其の害と云へる者は是れと反對に出づる事柄を指して謂へるなり、

【解義】【得是而喜】是とは是邦是人などと云へる是の字にして、汎く一般に或る事物を云へることにて、必しも一事一物を的確に指定して稱するにはあらず、【非是也】是とは上文の得是而喜とあるを指して是と云へるなり、

害、所得而惡也、

【大意】此れ害の定義を下だす、上文の利の定義と相對して言ふ、

【通釋】害とは我が得たる實事實物の結果に就いて、惡むことあるを害と名づくるなり、

【說】害　得是而惡則是害也、其

義を驗して知るべし、今起きて立ち働くときは、神智の物事を知覺するあれども、臥して睡るときは、神智は何に事も知覺することなきなり、是を以て觀るときは、形體ありて、始めて神智も働くことを得て、人の生存を認むべきなり、

【解義】【臥知無知也】上の知の字は神智なり、即ち智の字と通ず、下の知の字は、知覺すること、

夢、臥而以爲然也、

【大意】此れ臥知無知也の義を釋す、

【通釋】夢は寐ながら覺ることある者なり、去れども形體活動せざれば、確と知り覺りて實際に物事をなすことを得べからず、

【解義】【臥而以爲然】夢中に知り覺ることあり、以て然りとなすなり、

【說】臥、夢、

此れ臥夢の義を釋せんとするも、其の義已に明かなれば述ぶるのみにて別に、釋せざるなり、本篇此の例他にもあり、亦時に闕文の者もあり、隨處一々註明せり、

平、知無欲惡也、

【大意】此れ平の定義を下だす、但心の平不平に就いて云ふ、

【通釋】平とは何れにも偏倚せずして中正なることを平と謂ふ、故に平とは心に欲すると惡むとの念なく、即ち欲することもなく、亦惡むこともなくして、愛憎の念一方に傾かざるを平と謂ふ、

【說】平、惔然、

【大意】此れ平知無欲惡也の義を釋す、

【通釋】平とは惔然として安んずるなり、即ち一事一物に偏倚せず、凡そ欲むことも無く、惡むことも無くして、心や氣が落ち付き拂うて騷敷からず、是れを平惔然と謂ふなり、

【解義】【平惔然】惔は淡の訛にして澹と同じと諸葛氏は云へり、澹然は澹泊なると、無欲なるを謂ふ、王闓運は此の平惔然の三字を上文の臥夢の二字と連らねて、臥夢平惔然の一句となして、知附於形形不動

【大意】此れ力刑之所以奮也の義を釋す、

【通釋】力何を以て形體の奮ふ所以と謂ふ、今夫れ物の重き者は、必らず下方に就くことをなすは、自然の勢なり、然るに其の重くして下る者を擧げて高からしむるは、是れ形體の奮與にして、此の能く奮與をなす者は、力を得て爲すなり、

【解義】【重之謂下】謂は爲と通ず、是れ凡そ重き者は必らず下方に就くことを爲すを言ふ、【擧重奮也】力あるときは、能く重き者を擧げ、以て奮ふことを得るを言ふ、

生、刑與知處也、

【大意】此れ生の定義を下だす、

【通釋】生とは形體と神知と并に同く集處して成り立つ者なり、若し神知のみありて、形體なきときは、覺て存在することとなし、形體のみありて、神知なきときは、活動することとなし、

【說】生楹之生、商不可必也、

【大意】此れ生刑與知處也の義を釋す、

【通釋】生とは形智の並に同く集處して成り立つ者なり、今生の盈ちて餘りあるや、乃ち形體の十分なる發達を遂ぐる者は、亦神知の發達十分なる者なり、此の事は形體に就いて神知を推し量りて承知すべし、去れども或は餘り十分ならざる形體なれども、長壽を以て終はり、壯健元氣なる者が、反りて短命にて死し、或は案外に智なるあり、又案外に愚なるもあり、貧しきもあり、必らずしも此の者一つとは、商量して定むべからず、

【解義】【楹之生】楹は盈と通ず、一本に盈に作る、盈は餘りあること、盈之生とは生之盈と同じ、【商不可必也】商は商量なり、「ハカル」と訓ず、生既に盈ちて形體其の大を增し、知覺亦之に伴うて發達するも、之を商量して其の如何を定むることは、必しも此れとのみ限定すべからず、

臥、知無知也、

【大意】此れ臥の定義を下だす、

【通釋】生は形知の二者倶に同處して存することは、前述の如くなるが、更に臥と起とによりて、此の

【大意】此れ任士損」己而益」所」爲の義を釋す、

【通釋】任とは己が惡む所を爲して人の急とする所を爲す者にて、即ち己の自ら勞苦して世の公益を力め、一身を抛ちて社會に貢獻する者なり、

【解義】【爲身之所惡】即ち經に謂はゆる損」己なり、【以成人之所急】即ち經に謂はゆる益」所」爲なり、

勇、志之所以敢也、

【大意】此れ勇の定義を下だす、

【通釋】勇とは事に臨みて我が志の押し切りて、決行する所以にして、即ち志は勇を得て始めて能く決行を得るなり、

【解義】【志之所以敢也】敢は決なり、「賈子」の道術篇にも、持」節不」恐謂二之勇一とあり、

【說】勇　以其敢于是也命之、不以其不敢于彼也害之、

【大意】此れ勇志之所以敢也の義を釋す勇に義理より發する大勇と、血氣より作る小勇とあるを以て、大勇を取り小勇を黜くべきを言ふ、

【通釋】勇氣に亦義理より發する勇と、血氣より發する勇とあり、故に勇者に於て義理の當さに爲すべきことを敢て爲すときは、之を命じて勇者として近づくべく、義理の當さに爲すべからざることを、敢て爲すときは、之を害として排斥すべし、同く勇氣なれども、能く擇んで取捨すべきなり、

【解義】【以其敢于是也命之】其は勇者を指す、於是とは敢て爲すべき事件を言ふ、命は名なり、名づけて勇者となすなり、

力、刑之所以奮也、

【大意】此れ力の定義を下だす、

【通釋】力と勇と概見すれば、同一なるが如しと雖ども、勇は志の敢決に就いて云ひ、力は形の奮興に就いて云へり、力とは形體の奮興する所以なり、即ち力ありて始めて形體は奮興するなり、

【解義】【刑之所以奮也】刑は形と通ず、形體なり、

【說】力　重之謂、下、擧重奮也、

ることを知るを言ふと、孫注に解せり、

令、不爲所作也、

【大意】此れ令の定義を下だす、

【通釋】令とは上より下に指圖をなす者なるが、自から動き作すことをせずして、人に動き作さしむるなり、

【説】所令非身弗行、

【大意】此れ令不爲所作也の義を釋す、

令は自から行はざるときは、人も亦行はざるを以て、令の効力なきを述べ、以て經文の意と相待ちて、令の本義を完全にす、

【通釋】令とは己自から作すにあらずして、人をして作さしむる義なれども己自から身を以て率先して行はざるときは、亦行はれず、乃ち令は己自から作さざるも、亦必らず己自から能く之を作し、而して後に始めて能く人をして作さしむることを得べし、

【解義】【非身弗行】非身とは自から作し行ふを言ふ、孫注は本句の弗を經文によりて所の誤となし、言使他人作之非身所親行也と云へり、去れども本書は經文に未だ盡さゞる所の義を、經説に於て補苴し、相待ちて發明することあらしむる者少からず、本文の如きも、亦其の一なれば、必しも弗を所に改めざるも不可なきなり、

任、士損己而益所爲也、

【大意】此れ任の定義を下だす、

任は即ち任俠にして墨子の兼愛主義に於て尤も重んずる所なり、

【通釋】任は己自から任じて事に當るを謂へることにて、士たる者己の欲する所を損減して、其の爲す所の事を益し利するなり、乃ち一旦自から己に引き受けて起つ以上は、己の利益欲望を抑損して、其の爲す所の事に力を入れて成し遂ぐるを任と謂ふ、

【解義】【任】任は擔當なり、畢沅曰く任俠なり、漢の時三輔の地、財を輕んずる者を任と謂ふ、

【説】任　爲身之所惡、以爲人之所急、

【解義】【詷作嗛也】詷は狷と通ず、心狹隘にして廉潔なるを狷と曰ふ、「論語」に狷者有所不爲也とあり、嗛は慊と通ず快なり、

【說】詷爲是之詒彼也、弗爲也、

【大意】此れ詷作嗛也の義を釋す、

【通釋】狷者は己自から廉潔を守ると共に、己が一身の都合の爲めに、他人を欺くことは爲さゞるなり、乃ち己を堅く守り、又人を害せざるなり、されば進んで大に世を益せざるも、亦世を誤ることをなさず、

廉作非也、

【大意】此れ廉の定義を下だす、廉者即ち不平者の爲す所は、必しも是ならずして、往々非を爲すことあるを言ひ、以て廉の廉潔の廉にあらずして、慊の義たることを明かにす、

【通釋】廉は慊と通ず、怨恨不平の義なれば、其の所爲を以て明かにせんに、其の非理なることを作す者なり、此に依りて推せば、廉者とは如何なる者を指すか知るべきならずや、

【解義】【廉作非也】廉は嗛と通ず、嗛は慊と通ず、慊は快と解し、亦不快とも解す、「孟子」の公孫丑篇に、吾何慊乎哉とあるを、趙注に慊少也と解せり、「淮南子」の齊俗訓の高注に、慊也と云へり、怨恨不滿の樣子なり、作非とは其の所爲必しも盡く是ならずして、非なることとあるなり、

【說】廉己惟爲之、知其諰也、

【大意】此れ廉作非也の義を釋す、

【通釋】慊者として怨恨不滿の心ある人は、其の所爲に非なることあれども、極めて盡く非なるにはあらず、即ち自己に於て時によりて、非理なる事を爲すとは云へ、亦自から其の懼るべきを知れり、されば經文に稱する廉は、絕對に惡者にはあらずと知るべし、

【解義】【己惟爲之】惟は雖と通ず、【知其諰也】其は語助なり、諰は懼なり、「荀子」の彊國篇に、雖然則有其諰矣とあり、此所の其諰も亦同じ意なり又「論語」に愼而無禮則葸とある葸と、此の諰と音義共に近し、是れ本文は上より承けて、狷者は爲さゞる所あり、慊者は己或は非をなすも、心常に自から恨みて猶、懼る

信不必當、但使人視之如城、得之如金と、是れ乃ち前きの通釋中に述べし義なり、西郷隆盛維新の際に當りて、諸功臣の中に信用最も大なり、曰く、吉之助の一言は百萬の兵よりも強しと、亦本文の意義に近し、小澤泰山は視城の城を誠の字の訛なり、視誠如金とは、楚諺に得黄金百斤、不如得季布一諾と云へるが如き、是れなりと曰へり、亦一説とすべし、

佴、自作也、

【大意】 此れ佴の定義を下だす、

【通釋】 人の貳となりて、次官若くは助役たる者は、事の指揮を長官上役に仰ぐことなれども、先づ己自から其の事を計畫作爲し、而して後に長官上役の指揮によりて發表すべし、乃ち仕事は己自から爲し、成功は長官上役に歸するなり、

【解義】 【佴自作也】佴は「爾雅」の釋言に貳也とあり、又助なり、松崎慊堂曰く蓋爲人貳者不以自己決之也而此言自作者謂爲之則己成之則人、與易坤六三无成有終同義と、乃ち人の貳副たる者は、上に長たる者あれば、自己にて事を決すべからざるも、仕事は己自から爲して、長たる者をして決定して成就せしむべきを謂ふ、

【說】 佴與人遇人衆循、

【大意】 此れ佴自作也の義を釋す、

【通釋】 佴は自作を要すべきも、去りとて己自から專らに爲すべしと云ふにはあらず、我より進んで人と與に謀り、又人より來りて相遇ふを迎へ、共に心を合はせ力を協はすときは、衆人之に循うて物事成就すべきなり、

【解義】 【與人遇人衆循】與人は我往いて人を助くるなり、遇人は人來りて我を助くるなり、衆循は、衆人相循ふなり、即ち反對者なく、共同一致すること、佴自作也より以下前輩多く以て其義未詳となす、今姑く臆を以て之を解す、

謂、作嗛也、

【大意】 此れ謂即ち狷の定義を下だす、

【通釋】 狷介者は廉潔自ら守りて、己が心に快とすることを勉むるなり、

【大意】此れ孝利親也の義を釋す、

【通釋】子は親に事ふるを以て、己が本分となす、而して其の働きにて、親を利して都合宜くならしむ、去れども子は時と場合とによりて必しも專ら親を利するのみに止まるを得ざることとあり、

【解義】【以親爲芬】芬は分と通ず、本分なり、已に上に見ゆ、【而能能利親】能能は上文に解せり、【不必得】必しも親の心に中らざるなり、孫氏は「莊子」の外物篇に、人親莫不欲子之孝而孝未必愛とあるを引きて、本文の注脚となせり、

信、言合於意也、

【大意】此れ信の定義を下だす、

【通釋】信とは、己が言語能く己が意に合うて、本心を欺かざるを信と曰ふなり、

【說】信　不以其言之當也、使人視城得金、

【大意】此れ信言合於意の義を釋す、經文の義と合はざるが如くなれども經は其の常理を言ひ說は其の變通を言へることと承知すべし、

【通釋】信は言意の合一なるを本則となせども、時と場合とによりては、必しも其の言の對當するにも限らず、即ち或は言へることを履行せざることとあり、去れども此れ亦畢竟は己が本心に不當非理と思惟するより、一旦言へることと雖へども、敢て爲さずして止むなり、故に他人は吾が言を視ることの重きは、宛かも、新たに城を手に入れしが如く、吾が一諾を得れば心強く思ひて、又宛かも新たに金を得るが如く嬉く思ふこととあり、是れぞ眞正の信と謂ふべきなり、

【解義】【不以其言之當也】不以は不用なり、當は對なり、是れ眞正の信は道理に叶ひ、本心を欺かざるを主とするを以て、必しも其の曾て吐かれし言語に對して、行爲が相當せんことを期せざるなり、乃ち時に或は前言を取り消すこと無きにも限らざるを謂ふ、孟子の離婁篇に大人者言不必信、行不必果、惟義所在とあり、朱注に必猶期也、大人言行不先期於信果、但義之所在則必從之、卒未嘗不信果也と云へり、亦本文の意と同じ、【使人視城得金】張惠言曰く、

文の强君を、舊本には强低に作れり、義通せず、張惠言は低は古字になし、只、氐に作る、詩に維周之氐とあると同く、即ち後世の柢の字なりと云へり、此の說によるときは、强氐は根柢を强くすることなり、亦通ず、

【說】忠不利弱子孩、足將入正容、

【大意】此れ忠以爲利而强君也の義を釋す、

【通釋】忠を以て君に事ふる者は、其の言行の外形に就いて觀るときは、强君の事ありて不臣の如くなれども、君に事ふる禮義は、決して不敬の擧動あらず、乃ち侃侃諤諤として直言を吐き、弱子孩とて幼穉なる君主には、不都合なるかの疑ひあれども、其の足を移して宮中に入朝して入らんとするときは、必らず容態を正くして、禮義を崩すことをなさず、敬愼して怠らざるなり、

【解義】【不利弱子孩】弱は幼弱なり、子孩は孩子と同じ、穉兒なり、弱子孩は幼君を謂ふ、是れ忠臣の君に事ふるや、苟も國家の利と信ずるときは、自然君主に忤ふとも、强ひて爲さしむる者なれば、幼君に對しては、如何なる不利を仕向くるならんと疑ひあるを謂ふ、【足將入正容】謁見の時、君前に近づくに臨みて、容儀を正くし、不敬なる振舞をなさゞるなり、漢の霍光、武帝の遺詔を受けて、幼帝孝昭を輔け、忠直を以て憚からる、然れども禁闥に出入すること二十餘年、小心謹愼にして未だ嘗て過ちあらず、人と爲り沈靜詳審にして、出入の時、殿門を下る每に、進止常處あり、郎僕射竊に之を識し視るに、尺寸を失はずと、「漢書」の本傳に見えたり、即ち以て本文の證となすべし、

孝、利親也、

【大意】此れ孝の定義を下だす、

【通釋】善く親に事ふるを孝と名づく、孝とは己が親を愛し利するが、孝の實相なり、

【說】孝以親爲芬而能能利親、不必得、

實して外に見はるゝや、他人をして感化して、己と異なることなからしむ、其の實の充ち美なること外に見はる者、宛かも金聲玉服の昭著にして人の耳目に映留せざるなきが如し、是れ即ち經に謂ゆる實榮也の義なり、

【解義】【使人如己】其の中に充實せる誠意、外に見はれ、他人を感化して己と同一の行動を取らしむるなり、即ち善く他人を己に同化せしむること、孫注は待レ人以レ實與二己身一無レ異と解せり、此の說に依れば宜く「人を使ふに己が如くす」と讀むべし【必若金聲玉服】金聲は金の鳴る聲にて美聲なり、玉服とは、服は佩也と、呂氏春秋孟春紀の高注に見ゆ、春は蒼玉を服し、夏は赤玉を服し、中央は土にして、黃色を服し、秋は白玉を服し、冬は玄玉を服すること、禮記の月令に見ゆ、鄭注に凡所レ服玉謂二冠飾及所佩之衡璜一也とあり、此所は金聲玉服の美は、皆外に宣ぶる者なれば、其の中にある者充實すれば、其の名は前文に云へる求めて獲るも、其の巧や盜の如くなると同じからず、必らず外に光輝著はるゝこと、金聲玉服の其の美を掩はんと欲するも得べからざるが如くなるを謂ふ、一說に舊本に不レ若二金聲玉服一に作れるに據りて、實とは其の志氣の外に見はるや、人をして其の外に見るゝ所を見て、推して其の內に存する所を知らしむ、彼の金聲玉服の徒に外に宣揚するのみなるが如くならずと解せり、其の說通ぜざるにはあらざるも、經の實榮也の意とは合はず、

忠、以レ爲レ利、而強レ君也、

【大意】此れ忠の定義を下だす、

【通釋】忠とは、心を盡くして表裏の差別なきなり、されば苟も以て國家の利と認むるときは、縱ひ君主の意を損じ忤らふとも、押し切りて君に行はしむるが是れ忠なり、

【解義】【而強君也】強とは、其の欲せざるを無理押し付けに爲さしむるなり、孫注に荀子の臣道篇に有能比二智力一率二羣臣百吏一而相與強レ君撟レ君君雖レ不レ安不レ能レ不レ聽遂以解二國之大患一除二國之大害一成二於尊一君安レ國謂二之輔一と云へるを引きて、此所に強君とあるは、荀子の強君と義同じ、以レ爲レ利とあるは、即ち荀子の解二大患一除二大害一尊レ君安レ國の事なりと曰へり、又本

【通釋】行は、人の作爲を謂ふなり、

【解義】【行爲也】爲は爾雅の釋言に造作爲也とあり、もと爲の字は、母猴の象形にて、古文は𤔔に作る、叉爲に作る、兩母猴の相對する象形なり、猴の手を以て活動するが如く、人工を以て造作することを意味して作れる字なり、故に行爲也とは、行てふ者は、人の活動して造り出だす狀態を謂ふとの意味なり、

【說】行 所爲不善名行也、所爲善名巧也、若爲盜、

【大意】此れ行爲也の義を釋す、

【通釋】何を以て行爲也と云へるか、抑も行爲に眞あり僞あり、亦知らざるべからず、今其の爲す所の行、以て己が名譽を善くせんことを求めずして爲す者、即ち蔭日向の別なく爲す者は、是れぞ眞の行爲なり、之に反して己が名譽を善くせんが爲めに、人前を繕ひて行ふ者は、其の巧みに詐ることは、竊盜が人の不意に乘じて物を竊むが如く、寔に憎むべき者なり、

【解義】【所爲不善名】不善名は、其の名を善くせんことを求めざるなり、即ち名を釣るが爲めにあらずして、道を信じて行ふことなり、【巧也若爲盜】巧の字の上に、其の字を加へて看るべし、張惠言曰く、所爲求善其名、其巧如爲盜と、

實、榮也、

【大意】此れ實の定義を下だす、實の功用を擧げて、其の義を說く、是れ前句と比較して、乃ち其の實の中に存する者は、彼の徒に名を求むることと盜の物を竊むが如くなると異なるを言ふ、

【通釋】實とは榮なり、榮は外に著はれ聞ゆることにて、內に實あれば必らず外に著はれ聞ゆるなり、

【解義】【實榮也】榮は華なり、

【說】實 其志氣之見也、使人如己、必若金聲玉服、

【大意】此れ經の實榮也の義を釋す、

【通釋】實とは、表裏皆一にして、其の志氣の中に充

敬侵焉、等異論也、

【大意】 此れ經の禮敬也の義を釋す、

【通釋】 禮は敬を體するなりとは何を以て云へるかと云はんに、今夫れ位の貴き者は人之を尊びて公となし、賤き者は自から己が名を稱す、是れ貴賤を通じて相同じきことなれども、又同く公と尊ぶ貴者の中にも自然に敬すると慢するとの別あり、名を稱する賤者の中にも自然に敬すると慢するとの別あり、貴賤尊卑の等級倫類を異にすればなり、能く是の如く秩叙を重んじて、人を尊び己を愼むときは、高ぶり驕りて、人の怨惡を受けず、亦卑屈諂諛に流れて人の侮蔑を被らざるなり、さらば禮の本意に叶ふ者にて之を禮は敬を體して行ふと謂ふ、

【解義】 【貴者公賤者名】孫注に依れば、賤者は貴者を稱して公となし、而も己自からは名をいふと解せり、張惠言は名は民と古字通用すれば、當に民の字と爲して解すべしと云ふ、王闓運は貴者は公を以て等となす、人の同じき所なり、天子より降りて士に至るまで、往く所に隨うて異ならず、故に公と曰ふ、賤者亦自から父子兄弟甥舅の名あり、故に名と曰ふと說けり、此の說に依るときは公は公共の名義にて、天子公侯大夫士の如きは、天下一同に認むる名義なり、父子兄弟甥舅の如きは、私獨の名義にて、即ち甲某の父子兄弟甥舅は乙某の父子兄弟甥舅ならざるなりと解釋すべし、孰れも皆通ず、今仍ほ孫注を用ふ、【而俱有敬侵】侵は慢と同じ、怠惰なり、「オロソカ」と訓ず、敬の氣を附け愼むに對して、氣の弛るみ惰るなり、是れ貴賤の中、俱に其の人に對するや、先方の貴賤を見て、亦各〻相應に敬と慢との別あるを言ふなり、王闓運は禮主於敬而敬由慢生、故以差等爲禮、而分貴賤、貴賤之中又自有等と云へり、【等異論也】等は貴賤尊卑の階級なり、論は倫と同じ、貴賤尊卑各〻倫類を異にするなり、王闓運は凡此皆以等齊異論也と解せり、乃ち以上の如くなすは、皆俱に異論を等齊するを以て、其の功用となすと云へり、亦一說に備ふべし、

行、爲也、

【大意】 此れ行の定義を下だす、

利之、不必用、

【大意】此れ經の義利也の意を釋す、

【通釋】義とは其の志に於て天下を正だすを以て、己が本分となし、而して善く天下を利して、萬民をして、各、其の宜きを得せしむ、去れども之を用ふべきと、用ひざるべきとあり、乃ち時と場合とによることなれば、必しも之を用ふることとは定めがたし、

【解義】【志以天下爲芬】芬は即ち分の字なり、艸を加へて芬に作るは以て分離の分の字と別ちしなり、此所の分は、職分の分と解すべし、【而能能利之】兪曲園は能能は重複すれば其の一衍なりと、孫氏は衍にあらずとして、上の能の字は如の字の義と同じ、詩書に「柔遠能邇」とある能の字と同じ、下の能の字は漢書の百官公卿表の顔注に、能善也とある能の字と同じ、即ち能能利之とは善く之を利することを能くすと云へる意なり、と云へり、之とは天下を指す也、王闓運は「易傳」に能以美利利天下とあるを引きて、此れを解せり、【不必用】天下を利すべき事も、時と場合とによりては、必らずしも之を用ひざるとあり、或は能く用ひて天下を利し、或は罷めて用ひず、右の如く各、事物に接して其の宜きを裁成する處、是れ即ち義なり、

禮、敬也、

【大意】此れ禮の定義を下だす、以上四項に知仁義禮を比列して分説す孟子の告子篇に惻隱之心仁也、羞惡之心義也、恭敬之心禮也、是非之心智也、仁義禮智非由外鑠我也とあり、是れ仁義禮智を以て四德となす始めなり、而して老子は道廢而仁仁廢而義義廢而禮とありて、仁義禮を以て道の散となして未だ智に及ばず、今墨子は智仁義禮を比次して論列せり、亦以て當時學者の道德目の如何を見るべし、

【通釋】仁義と幷び稱する禮てふ德は、人を尊び己を愼める敬を身に體して行ふなり、

【解義】【禮敬也】敬の字の上に體の字あるべきを、上の義利也の句と同く省字法を用ひて略せしなり、禮記の樂記に禮者殊事合敬者也とあり、亦此所の義と同じ、

【說】禮貴者公賤者名、而俱有

ふるを視れば、其の愛の眞情に出でて、一點も他に野心なきことは、已に明白なり、蓋し本文は是れ仁者の眞實に人を愛するは宛かも此の衆人が己を愛すると同一なるを言ふ、乃ち張子の謂ゆる以愛己之心愛人則盡仁とは、亦以て移して本句の意を解すべし、孫注は本文を改めて、愛民者非爲用民に作るべしと云へども、其の義反りて淺薄なるを覺ゆ、故に今は取らず、【不若愛馬】馬を愛するは、馬を用ひんが爲めにして、眞實に馬を愛するにあらず、故に若し己が用とならざるときは、之を愛せざるなり、人を愛することは此の如くならず、猶ほ己が身の用と不用とを問はず、共に愛するが如く、初めより己が私利私欲の爲めにあらずして、眞實の情愛を注ぐなり、孫注に淮南子の精神訓に聖王之養民非求用也、性不能已とあるを引きて、正に此の義と同じと云へるは、以て參考とすべし、

義、利也、

【大意】此れ義の定義を下だす、

【通釋】仁に配せる義てふ德は利なり、即ち萬事萬物を調和して中正に叶ふを利と謂へるが、義とは乃ち此の利を指して言ふなり、

【解義】【義利也】義體利也と云ふべきを、上句の仁體愛也と云へるを承けて故らに省けるなり、義は「釋名」に義宜也、裁成事物使各宜也とあれば、萬事萬物を心に裁斷して、各、其の宜きに叶はしむるを義と謂ふ、利は「說文」に銛也、从刀从和省、和然後利とあり、即ち刀を以て物を割き其の節に中るよりして、刀の字と和の扁字とを合して利の字となしたるにて、六書にては、會意に屬せり、此所は義も矢張り事物を裁成して其の宜きを得るを目的となせることなれば、義利也と云へるなり、「周易」の文言傳にも、義者利之和也とあり、又利物足以和義とあり、何注に利者裁成也と云へるを、觀て、儒者の見解亦同一なるを知るべし、而して論語に君子喩於義小人喩於利と云ひ、孟子に亦有仁義而已矣何必曰利とあるは私利を指したる者にして本文及び文言に云へる義とは、字は同じけれども意は異なり、

【說】義　志以天下爲芬、而能能

若明慮若睨の言を承けて、恕の更に知慮より進みたることあるを言ふなり、蓋し慮の知に如かざることは、宛も明と睨との差の如くなるが、恕を以て知に較するときは、恕又知に勝るなり、知は但だ一事を知るも、恕は能く萬事に通ず、知は明と雖ども、目を以て物を見るの明かなるが如し、恕に至りては、物の形態自然に著はれて、宛も鏡の物を照らすが如く、我より往かざるも、彼より來るなり、

仁、體愛也、

【大意】此れ仁の定義を下だす、

【通釋】道德の最大至高なる者は仁なり、仁は人を兼愛することを、身に體して行ふなり、

【解義】【仁體愛也】體は身體に堅く結び付くることにて、是れ仁とは、人を愛することを心に呑み込みて實行するを言ふなり、體は、周易の文言に、君子體仁足以爲長とある體の字と、意義同じ、諸葛蠡及び張惠言王闓運等は、俱に仁者以愛爲體也と釋し、體を體用の體となせるは、非なり、

【說】仁　愛己者、非爲用己也、不若愛馬也、

【大意】此れ經文の仁愛也の義を釋す、

【通釋】經文に仁を說くに、體愛也の言を以てせしが、此の義に就いて辯ずべき者あり、仁は誠に愛を體し、兼ねて衆人を愛する者なれども、此れは何等の私利私欲を挾んで爲すにあらず、例へば今人自から己が身を愛し大切にすることは、何にも別に己が身を用ひんが爲めに愛し大切にするにはあらず、乃ち彼の馬を養へる者が、馬を愛することは、之を用ゐんが爲めに愛するが若き類ならず、馬を愛する者は、もと我が用に供するを目的となすが故に、馬若し我が用に立たゝざるときは、必らず愛せず、是れ馬を愛するは、愛すと雖も、仁にあらず、何んとなれば、初めより私利私欲を挾めばなり、

【解義】【愛己者非爲用己】己は自己なり、人の自己の身を愛するは、眞情より出でて、其の身體を用ひんが爲めに愛するにあらず、若し然らざれば、病氣老衰等の身は、何等の用に供するに足らざれば、愛せざるべき筈なるに反りて益〻自から愛すること厚きを加

【以其知】知は智と通ず、「以其知」とは、其の天賦の智の力を動かし用ひてと云ふ意味なり、【遇物而能貌之】遇は期せずして會ふこと、偶然物事に際會するなり、貌は形貌なり、「能貌之」とは、能く其の物の形貌を心裏に印象するなり、【若見】見は我が視線を彼の方に移し注ぎて、見屆くること、

恕、明也、

【大意】此れ恕の定義を下だす、

【通釋】己が心を推して人の心を量りて、同情を寄するを、恕と曰ふ、恕は何れより生ずるかと云へば己の智明かにして能く我を知り彼れを知るより興るなり、

【解義】【恕明也】己を推して人に及ぼすを恕と曰ふ、乃ち俗に云へる思ひ遣りの深きこと、恕の字、孫注には、顧校に依り恕に作り、恕は即ち智の古字なれば、本文を智明也に作りて、智の用を説くなりと云へども、上文の知材也、及び知接也と、殆ど重複に渉たれば、今は取らず、張惠言王闓運等の校本、亦皆恕に作る、

【説】恕　恕也者、以其知論物、而其知之也著如明、

【大意】此れ經の恕明也の義を釋す、徒に智のみを恃むべからずして、智仁幷行すべきことを言ふ、

【通釋】經に何を以て恕明也と云へるかならば、恕てふ者は、もと我が智の働きを以て、事物を推論比較するに由れり、而して其の事物の情態を知り得ることは、我より格別深く知り得ることを求めざるも、事物其の方よりして自然に來り著はれ、宛かも鏡の物を照らすが若きなり、是れぞ恕の原因なり本能なり、故に恕を行ふ者は必らず智あり苟も智者にあらざれば眞の恕は行ひ難くして宋襄の仁となるなり、

【解義】【以其知論物】知は智と同じ、論は撰なり、次なり、物事を分ち撰びて、順序立つることにて、即比較研尋の義あり「中庸」に忠恕違道不遠施諸己而不願亦勿施於人と云へるを、朱子は宋の横渠張子の以愛己之心愛人則盡仁の言を引きて、之を解せるが如きは、即ち此の義と同じ、【著如明】此れ又上の知

【通釋】慮と云うて物事を謀り考へることは或る目的物を求むることありて然るなり、

【說】慮　慮也者以其知有求也、而不必得之、若睨、

【大意】此れ慮求也の義を釋す、

【通釋】經文に慮求也と說きしは、もと慮てふことは、其の智の力を以て或る事物を求め尋ぬることあり、而も其の求め得ると否とは、必すべからず、宛も物を流し目に見るが若くにして、時場合によりて、見ることもあり、見ざることもあり、去れども全く見ざるにはあらず、即ち慮るときは、完全に求め得ざるも、亦幾分か求め得らるゝなり、

【解義】【以其知有求也】知は、智と同じ、【若睨】睨は斜視なり、「ナガシメ」と訓ず、蓋し知と慮と互に相待ちて功を成し遂ぐるなり、去れども本と知るときは、必しも慮るを要せず、たとひ慮るとも、我が智の知り得る範圍を出でず、故に慮らざるとも、亦已に慮れると同一の明かなることあり、但凡そ事物に對し慮るときは、完全に知り得べからざるも、亦幾分かの知り得ることあれば、宛も彼の人が物を斜視するときは、正見にはあらざれども、必らず已に其の幾分を見得ることあるが如く、穴勝ちに廢すべきにあらず、要するに知ると慮るとは、兩者相扶けて進む者と知るべし、

知、接也、

【大意】此れ知の定義を下だす、

【通釋】知覺の動くは、外物に接するを以てなり、

【說】知　知也者、以其知遇物、而能貌之若見、

【大意】此れ經文の知接也の義を釋す、

【通釋】經文にある知るてふ義に就いて說かんに、知るてふ者は、其の人の智が物事に出で遇ひ、而して能く其の物事の有樣を心に印象すること、宛も目にて之を見るが若し、故に知接也と曰ふ、

【解義】【知也者】知は知覺の知なり「シル」と訓ず、

の二は、一を兼ねて、二を成せば、乃ち一は二の一體にして、布帛の幅は、端を兼ぬるを尺となせば、乃ち端は尺の一體なり、是れ經に體分於兼也と云へる所以なり、

【解義】【尺之端也】端は物の際末にて、「キハ」又は「サキ」と訓ず、尺之端とは、尺幅の中にて、之を中分したる前の部を端となすを言ふ、即ち一尺の前半部なり、「小爾雅」に倍丈謂之端との文ありて、二丈を端となせども、此所の義とは異れり、本書の經上に、端體之無序而最前者也とあり、經說の後文に、尺前於區穴而後於端とあるは、皆此の本文の端と意義同じ、

知、材也、

【大意】此れ智の定義を下だす、

【通釋】物事を知る智は、人の天性の材として有する所なり、即ち何人として無きはなし、

【解義】【知材也】知は智と同じ、材は才と同じ、

【說】知 知材也者、所以知也、而必知若明、

【大意】此れ經の知材也の義を釋す、乃ち謂ゆる知とは、智慧の智にして、天賦の力あることを言ふ、

【通釋】經文に知てふ義を說きて、知は材なりと云はれしことは、人の能く物事を認め知る所以を說かれたるにて、即ち人には靈妙なる天才あればこそ、能く物事を知り得るなり、此の天才を名けて智と曰ふなり、而して此の天才の智は、必らず物事を知りて漏らさず、其の狀は日月の光り明らかなるが若く、尤も審らかに卓れたる者なり、

【解義】【知知材也者】兩の知の字、倶に智と同じ、而して上の知は、下文の題目を揭げしなり、知材也者は經文に知材也と云へる義を承けて、之を釋すれば云云と、下の語を喚起する辭なり、以下此例し一一解せず、【而必知若明】必知とは、知らざること無きを言ふなり、若明とは、其の見る所尤も審確なるを言ふ、

慮、求也、

【大意】此れ慮の定義を下だす、

を成就し、又此の方に之なければ、必らず彼の方に於て之を成就せざるなり、乃ち互に相待ちて事を成すは宛も人の目なければ何物も見えず、目ありて始めて物を見るが如し、極めて密切なる關係を有するなり、之を大故と曰ふ、されば均しく故の字を用ふるも、小故の意なるときは、輕くして、大故の意なるときは、重き者と知るべし、

【解義】【若目之成見】人の物を見るに、必らず目を要するが如く、即ち其の事必らず之を待ちて成るを、大故と曰ふなり、孫貽讓は本文を若得之成是也と改め、彼を得て此を成すを謂ふと解せども、本語の次ぎ二三處若明若睨若見の類、皆目を以て喩をなせば、此所も亦、目を以て比喩せしこと妥當なるに似たり、但舊本は若見之成見也に作れり、今意を以て改む、按ずるに「國語」周語の王鑄大鍾章に目所不及不可以爲目也の語あり、韋注に目之精明所不能見亦不可施以目也と云へり、此れ亦移して此所の語を解すべし、

體、分於兼也、

【大意】此れは體の定義を下だす、蓋し是非の見解は、物の彼此相分れて對立するより起る者にして、大本に就いて云へば、皆倶に同一に歸着するを言ふ、是れ墨子の兼を以ちて愛を說き、兼愛を主とする所以なり、

【通釋】物事は各種各樣に分れて、衆體を形成し、甲是乙非互に相紛々たれども、其の衆體はもと兼ね幷せたる一大身より、局部の衆小體を形成せる者なり、

【解義】【體分於兼也】體は猶分也と、「周禮」の天官敘官の鄭注に見ゆ、「孟子」の公孫丑篇にも、子夏子游子張皆有聖人之一體冉牛閔子顏淵則具體而微とあり、もと手足を體と曰ふ、即ち四肢なれば、全身上の或る局部なり、兼は即ち全身なり、物に彼此の區別あるは、宛かも全身より四體に分かれ、而も大體より云へば皆同じく一身體なるが如し、

【說】體、若二之一、尺之端也、

【大意】此れ體分於兼也の義を釋す、

【通釋】何をか體分於兼也と謂ふ、一を二倍したるを兼と曰ひ、二を二分したるを體と曰ふ、例へば數

比附の例に倣ひ、經篇に經說を附し幷解せり、通人の所見、大抵暗合をなせる者歟、但未だ惜らくは哲夫の解は、旁讀の義を知らず、而して經篇に至りては誤解尤も甚しく殆んど意義を成さず、
今予の此の解亦魯勝の例に倣ひ、而して旁讀の法に依り、解釋を施すこと左の如し、然れども此亦一家の管見を聞ふる者なれば、其の誤謬あらば讀者幸に指教を垂れよ、

故、所得而後成也、

【大意】此れは、故の字の意義に就いて說明を爲せり、即ち故の字の定義を下だせしなり、蓋し天下の事物は、特生せず、偶發せず、必らず對手ありて立ち、動機ありて著はる、而して故の字は、即ち其の意義を含有するを以て、今諸字の字義を解するに當りて、先づ之が說明より始めしならん、

【通釋】故とは何ぞや、凡そ天下の萬物萬事、彼の一方を得ることあるに因りて、亦同じく此の一方を成就する者なり、此の意義を言語文字に表明して、之を故と曰ふ、

【解義】【故所得而後成也】故は普通には事物の已に然りし迹方と解し、「ワケ」又は「ユヱ」と訓ず、所の字は有の字と同義にして、所得は猶ほ有得と云ふが如し、又字の如く解するも可なり、

【說】故　小故有之不必然、無之不必然、大故有之必然、無之必不然、若見之成見也、

【大意】此れは經の故の義を說きしを、更に細釋せしなり、以下皆之に倣ふ、

【通釋】均く故なれども、故の內に、小大の別あり、隨うて輕重の差なきこと能はず、小故は、若し此の方に於て、其の事物が有ればとて、必しも彼の方に於て此れが爲めに事物が成就すと定まれる譯にはあらず、又此の方に於て之が無ければとて、必しも彼の方に於て、此れが爲めに成就せざる者と定まれる譯にもあらず、乃ち然るべきこともあり、亦然らざるべきこともあるなり、大故に至りては、若し此の方に於て其の事物があれば、必らず彼の方に於て此れが爲めに事物

有る所以也、〇本篇は古來墨子書中にありて、最も難讀の文と稱し、大抵舍きて講讀をなさず、適〻苦心穿鑿して解釋をなす者あれども、本篇に讀此書者宜旁讀と、其の特殊なる讀方を記して、通常漢文の竪讀すると異なり、宜く橫讀して意義を領解すべき者なる注意せしを悟らず、牽强の曲解をなせしより、其の說益〻紛淆を來たし、遂に全く解すべからざるに至れり、淸の畢沅が經訓堂本墨子の出づるに及んで、世人始めて本篇に、特殊の讀方あることを知れども、仍ほ篇中に正無非の句あるを、即正讀亦無背于文義也と謬解して、未だ全く牽强曲解の弊を絕つ能はず、然れども本篇は、彼の莊子が墨學一派を評して、誦讀墨經以堅白同異之辯相訾、以觭偶不仵之辭相應(天下篇)と云へるは、正く之を指したる者にして、乃ち前述の如く墨學を硏鑽する士にありては、固より必讀の篇たり、蓋し姬周既に衰へ、諸子紛起し、競うて自家の創見を發表し、衆論と是非を鬪はすに方りては、亦隨うて其の論戰上、防守の設備を怠るべからず、故に荀子は其の著書中に、正名篇を載せ、以て自家の使用せる常語に就き親く定釋を下だして、豫じめ他人の穿鑿曲解するを防ぎしとあり、今墨子が此篇著述の用意を觀るに、亦之と同じきなり、而して時代を以て推すときは、荀子は乃ち墨子に鑑みて作爲せし者の如し、但、荀子は正名篇に心慮而能爲之動、謂之僞、慮積焉能習焉而後成、謂之僞と、自から說明ありしに賴りて、其の人性を論じ、人之性惡其爲善者僞也(性惡篇)と云へるも其の謂はゆる僞は、後世の謂はゆる詐僞にあらずして、人爲の力を指すこと明瞭たるが如き功效あれども、墨子に至りては、異端の書と云ふを以て、世人の顧みるなく、遂に前述の如き紛淆して解すべからざるを致せり、晉書の魯勝傳に、勝注墨辯、引說就經各附其章とあり、今は其の書泯滅して傳はらざるも、是れ本書の經說を以て、經篇に附麗幷觀して解釋せしことを云へるなり、後世淸の張皐文孫貽讓王闓運の徒、皆此の法を用ひて、本篇を說けり、我が朝戶埼哲夫の墨子考は、魯勝の事あるを知らざれども、春秋經傳

りて、下の易の字なし、今王校に據りて改む、【非仁之類也】舊本に非仁義之也、畢注に脫字ありとなす、王闓運は非仁之義也に作る、亦妥當ならず、今意を以て改む、或は疑ふ上句の非義之類也の類と複すと、去れど本文既に言聽於君必利人、敎行於下必利人と云ひ、是以言明而易知也、行明而易從也の如き、皆利の字明の字易の字を重複すれば、何ぞ獨り本句を怪まんや、【博學不可使議】舊本に博を儒に作る、今畢校に據りて改む、【其道不可以示世】舊本に示を期に作る、今兪校に據りて改む、【孔某乃恚】舊本に某の字なし、今一本に據りて補ふ、恚を志に作る、今盧校に依りて改む、【今君欲封之以移齊俗】舊本に欲の字なし、移を利に作る、今晏子春秋史記に據りて補ひ且つ改む、【聞齊將伐魯】聞の字舊本に閒に作る、今蘇校に依りて改む、【伏尸以意術數】舊本に意を言に作る、今孫校に依りて改む、【褫人衣以酤酒】褫の字、舊本に號に作る、今畢校に據りて改む、【其非人也邪】舊本に其非を、非其に作る、今孫校に據りて改む、【舍亓家室而託寓】亓の字、舊本亦に作る、今孫校に依りて改む、

墨子卷之十

經上第四十　附　經說上第四十二

晉の魯勝は本篇及下篇を辯經と稱せり辯論學の經たればなり、經は法なり義なり、經はもと織機に縱(タテ)にかゝれる絲にて、「タテイト」と訓ず、縱にかゝれる絲は、不動の者なれば、因りて常久不變の義として用ひ、法又は義の意味に使ふこととなれり、此篇は墨子の著書が、自から使用せる辭義に就いて、一派特殊の見解を附し、後來學者をして、先づ其の文字の意義を解すると共に、其の學術の要旨を悟らしめんが爲めに作りしとなれば、墨學にありては、常久不變の法義となすべき者なるよりして、特に經と名け、又上下に分ちて、本篇を經上となせり、但經の文章過簡にして、奧義を知るに苦む者少からざるを以て、其の派の巨子碩學、又經說二篇を述べて、經文の義を明かにせり、是れ經の上下二篇の後に、經說二篇の

して論ずるに足らざるは知るべしと推斷し、以て儒者の深く非斥すべきを曰ひ、其の局を結ぶ、但他の每篇は多く是故子墨子曰云々の語を用ひて結ぶを通例となせるに、此の篇は之を闕けり、或は疑ふ此れ全文にあらず、必らず終局の語を脫せしならんと、姑く一說として錄存す、

存異

【喪父母三年】舊本に年の下に其の字あり、畢注讀んで期とす、今孫校に據りて削る、【而視伯父宗兄】舊本に視を親に作る、今孫校に據りて改む【列尸弗斂】舊本に斂の字なし、今王校に据りて補ふ、【袪襦爲僕】舊本に袪を祇に作る、今王校に據りて改む、【父母下則妻子】舊本に父母の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【儒者曰迎妻】舊本に儒を傳に作り、曰の字なし、今俱に畢校に據りて改補す、【吏不治則亂】舊本に吏の字なし、今王校に據りて補ふ、【倍政之本】舊本に倍の字なし、今孫校に依りて補ふ、【是賊天下之人】舊本に賊を賤に作る、今王校蘇校に依りて改む、王闓運曰く、殘に作るべしと、亦通ず、【繁飾禮樂】舊本に樂の字なし、今一本に據りて補ふ、【是若乞人】舊本に乞人を人氣に作る、今孫校に依りて改易す、【因人之家以爲翠】舊本に以爲の二字翠の下にあり、畢注疑うて脫文ありとす、今茅本に據りて訂す、【君子必古服古言】古服の古は舊本になし、今孫校に依りて補ふ、【而古人服之言之】舊本に言之の二字なし、【所謂古之言服者】舊本に言服の二字なし、今王引之の說に依りて補ふ、【則非君子也】舊本に非の字なし、今藤校孫校に依りて補ふ、【然則服必非君子之服】舊本に則服の服誤りて法に作る、今改訂す、【何故相與】舊本に與の字なし、今王校に據りて補ふ、【而深賊世也】賊を舊本に賤に作る、今茅本に據りて改む、【事親務孝得善則美】舊本に務を得に作り、得を務に作る、今俞校に據りて改む、【事兄不弟友】友の字舊本に交に作る、今孫校に依りて改む、【物見利便己】便の字舊本に使に作る、今蘇校に依りて改む、【遠施周徧】舊本に周を用に作る、今王校に據りて改む、【近以脩身】脩の字、諸本俱に循に作る、按ずるに脩と循と古文相似たり、故に互に誤る、墨子の書尤も此の誤多し、今意を以て改む、【敎行於下必利人】舊本に於の字なし、利の字を於に作る、今俞校に據りて改む【行明而易從也】舊本に明を易に作

時の學弊を論議し、而して韓非は又儒墨を併せて攻擊し、人を惑はし國を亂れば用ゆべからずとなせり、論旨の是非得失は姑く之を置き、墨子の本篇と互に參觀すれば、亦以て戰國時代學問の風潮、其の果して如何なる情態にありしかを知る可きなり、

文評

親親有術尊賢有等とし、親疏尊卑の異あるを以て敎を立て政を爲すは、儒敎の宗旨なるに對して、妻子の喪に厚くし、父母と同等となすは、既に逆理なるを云ひ、又其の親を喪するに戇愚なる擧をなし、虛僞の大なるを云ひ、婚禮親迎の妻に對して過恭なるは、亦父母に事ふると同等にして、尊卑の禮なく、其の親を侮辱するものにして、孝行にあらざるを云ひ、又口を共に宗廟を守り祭祀を承くるに藉りて、妻子を偏愛するの理由なきを云ひ、以て其の大姦なることを論じ、其の一家の内に於けるや、言行互に矛盾せるを譏る、是を第一段となす、而して其の中又三小段に分つ、次ぎに有命の說に據りて、吏職民業に怠れるが上に、禮文を飾り僞行を粧ひ、外に對して傲慢なるに拘らず、游惰貧窮にして、他人の憐を乞ひ、僅に衣食の計を立つるを得るが如き腑甲斐なき者なると、徒に古人を崇拜して後人の自から勉むべきを知らず、戰爭勝敗の決に臨みては、徒に博愛を說きて敵を縱し機を誤り、反りて天下の亂人暴徒を助けて、善良の民を苦しめ、竟に己が父母を賊害する愚擧に陷るとを云ふ、是れを第二段となす、君子若鍾の一喩より說き來りて、儒者の事を知り禍を慮るも、君主若しくは相臣等より問はざれば、敢て言はざるは、一理あるに似たれども、其の一たび己が利害に關繫するとあらば、俄に態度一變して、唯だ言論の人後に落ちんことを恐れ、事物の己に痛痒を感ぜざるに逢へば、君主の問あるも、一切未だ嘗て學ばざるに託して遠く遺棄して顧みざるを云ひ、以て儒者の國家に於けるや、無事有事の日を通じて、無益有害の徒たることを譏る、是れを第三段となす、道術學業仁義の行は、大は天下を治め、小は一身を修むるは君子の道なるに拘らず、孔子の行は之と反謬することを說き、景公晏子の問答の語と、孔子が齊魯二國に於ける公私の事を以て之を立證し、以て宗師たる人にして、既に已に此の如くなれば、況や門流末輩の徒が、君子の道に反謬

し、以て其の常に標榜宣言せる親親尊賢の宗旨に齟齬矛盾せることを云へり、次ぎに又彼の有命論を以て儒者の唱道となし、其の天命を過信し人事を輕忽にするより、天下國家をして偸惰貧窮得て救ふべからざる患を釀生する大罪を詰責し、己僅に他人の餘食を乞匄して生活を營みつゝありながら自から高く浩居して、世人を卑視するの憎むべく憐れむべきことを說き、徒に古を尊び今を鄙み、進取發展の氣象に乏しくして、唯だ保守退嬰のみ是れ務むる陋習の笑ふべきを云ひ、戰陣に臨みて煦々の小仁を悅び、攻守の大計を誤り、反りて暴亂の人を助けて父母を殘害する愚擧を演ずるに至るを說き、又其の常に口を君子若は「鍾擊之則鳴、弗擊不鳴」の言に藉りて、人の臣子となりては「得善則美、有過則諫」は當然の道なるに、知を隱くし力を惜みて、彼れ問はざれば對へず、君父の大難あるも、袖手傍觀して一言の救をなさず、而して一旦僅に己が身上に關する事に至りては、區々の小利害も、先を爭うて論議し、唯だ他人に後れんことを恐れ、一たび何等損益の己に關係なき者に至りては、惟「其末之學也」の一語を以て、冷淡顧みざる醜態を捕捉し來りて、儒者の攻擊をなせしは、亦頗る善く千古俗學小儒の心膽を照破し、人をして拍案呼快の感あらしむると共に、又其の秦鏡明靈の異なるに驚かしむ、而して昔しの道術學業仁義の德は、人を治め官に任じ、遠きは周徧に施し、近きは一身を修め、以て君子の道となす者なるに、今や傳聞の說を信ならしむれば、孔子の行は、本と此と相反謬することとて、齊の景公晏子君臣の孔子觀を擧げ、又孔子が田常に叛亂を勸め權臣季孫に阿黨し、苟義僞行を飾りて、其の君を欺き、古しへの聖人を詆毀するを觀れば、其の所行の邪にして心術の正しからざるや掩ふべからず、而して弟子後生は、必らず其の師先輩の言行を模範儀表として未だ及ばざる者なれば、開祖宗師として仰景する孔子にして、既に然りとすれば、況や其の末輩門派たる他の諸儒の取るに足らずして、世の害たることは亦推して知るべきことを以て、一篇を繳結し、深く非儒の主旨を段分節析して論述せり、蓋し之を莊子の盜跖篇に比するに其の攻むる者已に戰ふに足りて、守る者亦防御の力を費すの價あるを覺ゆるなり、「荀子」に非十二子篇あり、「韓非」に顯學篇あり、共に當

事は詳かならず、恐らく亦一時の謾語ならん、【陽貨亂乎齊】陽貨は人の姓名にして、魯の大夫なり、「論語」の陽貨篇に陽貨欲」見孔子」の章あり、去れども孔子の弟子にはあらず、辯は「孔叢子」の詰墨篇に見ゆ、【佛肸以中牟叛】佛肸は晉の大夫趙簡子の邑宰なり、中牟は地の名、「論語」の陽貨篇に、佛肸召子欲」往子路曰佛肸以」中牟」畔子之往也如」之何」とあり、去れども此亦孔子の弟子にはあらず、【泰雕刑】泰は漆の正字なり、漆雕は姓にして、名は詳かならず、「論語」の公冶長篇に子使」漆雕開仕」の章あり、「史記」仲尼弟子列傳に、漆雕開の外に、漆雕哆、漆雕徒父の二人あり、此所の漆雕は未だ何人なるを審にせざれども、論語の所載を以て推すときは、蓋し漆雕開にはあらざるべし、【殘莫大焉】殘は賊なり、「ソコナフ」と訓ず、畢注は「孔叢子」に漆雕開形殘とあるを引きて、上句の泰雕刑を殘と連らねて、泰雕刑殘の四字を一句になし、本句の莫の字の上に脱字ありとなせども、王闓運は泰雕刑を句とし、殘を下句に屬せり、按ずるに孔叢子もと後人の僞託なれば、未だ深く據るに足らず、今王說を用ゆ、【夫爲弟子後生】後生は後世の後輩と云ふが如し、亦弟子のこと、本書の耕柱篇にも亦後生の字面あり、

總評

古來儒を詬る者、多く莊子の盜跖篇を言ふ、其の說跖が孔子の道德を談じ、文辯を飾り矯言僞行して、天下の人主を迷惑し、富貴を求めんと欲するを叱罵するに假り、以て世儒の外は君子を粧うて內は小人の行たるを攻撃するに外ならず、其の言淺薄にして別に論議を勞するに及ばず、後世或は疑うて假託の作となす者亦少からず、今墨子の非儒篇を觀るに、自から彼篇と其の撰を異にする者あるを覺ゆる也、乃ち其の梗槩を說かんに、先づ親親有」術尊賢有」等の二語を擧げて、儒者の根本宗旨を標出し、而して後に他の尊屬戚親を舍き、獨り其の妻のみ子のみに厚くし、父母と同視して、三年の喪を服するは、是れ倫理を顚倒して悖逆の甚しき者なるを云ひ、次ぎに其の親死すれば虛情僞哀を扮して、兒戲に等しき所業をなすの詐僞たると、婚禮親迎の過恭なるは、反りて其の妻を上侵せしめて父母に抗禮せしむる所以なるを論じ、爲」欲」厚」所」至私」輕」所」至重」と云うて、貶すに大姦を以て

となすが、師弟間の常態なり、然るに今や孔某の所行が上に叙づるが如くなるときは、其の弟子後輩たる儒士の言行の如何は、以て疑ふべし、誠に如何敷次第にて、何ぞ以て一世の風教を維持し、人の模範たるべき者ならんや、

【解義】【夫舜見瞽叟就然】瞽叟は舜の父なり、瞽は無目なり、「メシヒ」と訓ず、叟は長老のこと、舜の父目はあれども、頑冥にして好惡を分別する能はざるより、時人呼びて瞽叟と曰へり、就然一に蹴然に作り、又蹙然に作る、恐縮して自から安んぜざる樣子なり、是れ孟子の萬章篇に咸丘蒙の問を載せて、舜南面而立堯帥諸侯北面而朝之瞽瞍亦北面而朝之舜見瞽叟其容有蹙と云へるが如く、舜天子たれども、其の父瞽叟が臣位に就けるを見て、自然に恐縮不安の模樣あるを言へる也、【此時天下圾乎】圾は危なり、一に岌に作る同じ、孟子に又咸丘蒙の問を載せて、孔子曰於斯時也天下殆哉岌岌乎とあり、乃ち臣を以て君を臣とし、子を以て父を臣とすれば、人倫乖亂して天下將に危からんとするを言ふなり、去れども此の言は、咸丘蒙が不識此語誠然乎哉と質せしに、孟子は否認して曰否、此非君子之言齊東野人之語と曰へるが如く、もと誣妄の言取るに足らず、說は孟子に見ゆ、【周公旦其非人乎】旦は周公の名なり、人は仁と通ず、【何爲舍亓家室】亓は其の古字なり、周公攝政の時、管仲蔡叔の讒を蒙り、嫌疑を避けて、東方商奄の地に居れり、故に孔子其の一身を潔くせんが爲めに、家室を舍てゝ妻子の憂を顧みざりしは、不仁なる所行なりと譏れりと、墨子は云へるなり、孫注に本書の耕柱篇に、周公旦辭三公東處於商奄とあるは、即ち此の舍其家室而託寓の時なりと云へり、去れども此れ又戰國流傳の語にして孔子の眞實なる語にはあらず、【子貢季路】子貢已に上に見ゆ、季路は仲由のこと、字は子路一に季路と云ふ、孔子の弟子なり、【輔孔悝】孔悝は衞の大夫なり、衞の太子蒯聵、其の父靈公の夫人南子の淫亂なるを憤り之を殺さんとす、事敗れて出奔す、靈公卒し、國人蒯聵の子輒を立つ、蒯聵衞に歸る、輒之を禦ぐ、孔悝の母は蒯聵の姉なるを以て、悝を刧かして之を助けしむ、季路時に悝の邑宰たり、悝を救はんとして、蒯聵の黨の爲めに殺さる、事は「左傳」並に「史記」の仲尼弟子列傳に見ゆ、子貢の

と同じ、

孔某與其門弟子間坐、曰、夫舜見瞽叟就然、此時天下圾乎、周公旦其非人也邪、何爲亦舍亓家室、而託寓也、孔某所行、心術所至也、其徒屬弟子、皆效孔某、子貢季路輔孔悝、亂乎衞、陽虎亂乎齊、佛肸以中牟叛、桼雕刑、殘莫大焉、夫爲弟子後生、其師必脩其言、法其行、力不足、知弗及而後已、今孔某之行如此、儒士則可以疑矣、

【通釈】 孔某又嘗て其の門弟子と間坐せしとき曰し舜帝は父の瞽叟を見て、其の容ちは蹴然として縮み恐るゝ模様あり、此の時舜は子なれども君たり、瞽叟は父なれども臣たり、子を以て父を臣とし、倫理の紊れ國家の政と自然に衝突矛盾の觀あれば、岌々乎として不安の情態なりと曰ひ、又昔しの周公名は旦と曰へる聖人を、其れ仁者にあらざるか、仁者は人を愛すべき筈なるに、何んすれぞ己が都合勝手のみを計りて、其の家室妻子を舍てゝ、遠き東土に託り寓りしかと曰うて、舜及び周人の事を譏りて批評せり、孔某の所行や心術の至る所は、其の一派徒屬弟子皆同く其の師孔某に效へり、孔某の弟子子貢季路の二人は、衞の臣孔悝を輔けて衞國に亂をなし、陽貨は齊國を亂だし、魯の佛肸は中牟の地を以て、其の君に叛き、漆雕は刑罰に處せられたり、孔某の人を殘ひ世を迷はすや、天下此れより大なることなし、夫れ人の弟子後輩と爲れば、其の師たる者に對しては、必らず師の言論を學び修め、其の行爲を法とし行ひ、己が力量足らず、知慧及ばずして、後ちに始めて已むものにして、先づ力や知を有らん限りを盡して、言行を修め法

ときは、僞りて行を堅くし、以て自から外觀を飾り繕ひて、世の虚名を博せんとす、其の人格の汚穢姦邪にして、行ひの詐僞なること、世間何に物か此の孔某より甚だしからんや、

【解義】【爲魯司寇】司寇は刑罰を掌る官なり、孔子魯の大司寇と爲りしこと、「史記」の孔子世家に見ゆ、【季孫相魯君而走】他の經史何れにも此の事見えず、詳かならず、【與邑人爭門關】關は門をとざし持つ横木なり「クワンヌキ」と訓ず、【決植】決の上疑ふらくは脱誤あらんと孫注に云へり、左もあらん、今但舊來の説によりて解すれば、決は決の本字なれども、此所にては抉と通じ、抉は撅と通じて、「ウガツ」又は「ホル」と訓ず、植は木を立てゝ、戸の鏁を維持する者、「タテクワンヌキ」と訓ず、是れ季孫出でんとして、邑人と門關を爭へるを、孔子來りて門植を掘り拔きて、季孫を縱ち去らしむるを云ふに似たり、孔子の父叔梁紇多力にして、偪陽の戰に、城の縣門發して兵士の出づる能はざりしに、門を抉して救ひ出だせし事、「左傳」の襄公十年に見ゆ、去れば、此の事訛傳して孔子の事となりしならんと、孫注は云へり、「淮南子」の道應訓にも孔子勁杓國門之關とあり、主術訓にも孔子力招城關とあり、【藜羹不糂】糂は米を羹に和したる者、即ち米と獸肉とを合はせて、餌となして煎たる者なり、「コナガキ」と訓ず、是れ食物乏しくして、羹の實は藜菜のみにて糂を用ひざるを言ふ、【子路爲享豚】享は烹の本字なり、【褫人衣】褫は衣を奪ふなり、【以酤酒】酤は沽と同じ、「カフ」と訓ず買なり、【席不端弗坐】席の周く正しからざる時は、之に坐せざるなり、論語にも席不正不坐とあり、【割不正弗食】論語にも割不正不食とあり皇疏に古人割肉必方正、若不方正割之故不食也と云へり【曩吾與女爲苟生】苟は苟且なり、苟生とは、苟も以て生を得れば止むなり、王念孫は苟は茍と字形既に同じからず、即ち音「キヨク」にて、亟と同じ、亟は急なり、是れ曩時は生を得るを以て急となすを言ふと解せり、今仍ほ前説を用ふ、【今與女爲苟義】爲苟義とは、苟も以て義を得べければ止むなり、王念孫は是れ今時は義を得るを以て急となすを言ふと解せり、【羸飽則僞行】羸は盈なり、盈飽の字は左傳の僖公二十八年にも見ゆ、此所にては、上句の飢約と對して言へるなり、【汙邪詐僞】汙は汚

端弗坐、割不正弗食、子路進請曰、何其與陳蔡反也、孔某曰、來、吾語女、曩與女爲苟生、今與女爲苟義、夫飢約則不辭妄取以活身、贏飽則僞行以自飾、汙邪詐僞、孰大於此、

【大意】已に前に述ぶ、

【通釋】孔某魯國の司寇の官となりて刑罰を掌りし時、魯の公室の事を捨て置きて、專ら權勢家の季孫氏に忠義立てをなせり、季孫の主人魯君に相となりて、他國に出奔せし時、邑人と門の關木を爭うて、開らく開らかぬと論判に及びしに、孔某は父の叔梁紇より遺傳せる腕力を奮ひ、季孫が爲めに決植と申して、門の旁柱を抉りて季孫をして逃れしめたり、是れ孔某は己が恩人の爲めには、其の官職を顧みずして、國法を破るも敢て辭せざるなり、孔某又嘗て諸國を游歷して、蔡陳二國の間に困窮せしことあり、時に食物竭きて藜羮の中に米粒を入るゝことをも能はざりしこと十日の久しきに及べり、門人の子路は氣の毒に思ひて、爲めに豚を烹て進めしに、孔某は其の肉の來歷が正しき者なるか否かを問はずして直ちに之を食へり、子路又他人の衣を剝ぎ奪ひ、之を代價に當てゝ酒を買うて進めしに、孔子は其の酒の來歷が正しきか否かを問はずして之を飲めり、其の後魯の哀公が、孔某を迎へて魯國に還せしとき、孔某は坐するに席が正しからざれば坐せず、肉の切目が四角に正しからざれば食はざりしかば、子路進みて孔某に其の疑惑を敎へ露さんことを請うて曰く、夫子の今日は、何ぞ其れ前日陳蔡に困み玉ひし時と相違せるやと、孔某曰く汝來り進めよ、吾れは汝に語らん、曩に彼の陳蔡の間にありしときは、生命甚だ危かりければ、吾れは汝と與に苟生と申して、何には兎もあれ生き延びんことをなせり、今日魯國に歸りて甚だ安穩なれば、苟義と申して何には兎もあれ義理堅きことをなすなりと、夫れ飢ゑて不自由なるときは、妄に物を取ることを辭せずして、一身の命を活き延ばし、盈ちて十分する

に其の學を卒ふると能はざるを云ふ、【以營世君】營は營と同じ、惑なり、【以淫遇民】遇は愚と通ず、「晏子春秋」には以淫愚其民に作る、されども本句は上句の繁飾邪術以營世君と對文なれば、愚民と倣して看るべし、【以利齊俗】利は宜くすること、「晏子春秋」「史記」には移に作る、【乃樹鴟夷子皮】樹は樹立なり「方言」七に燕之外郊、凡言置立者謂之樹とあり、鴟夷子皮を、田常の家に入れて用ひしむるを言ふ、鴟夷子皮は即ち越の范蠡が越を去りし後ちの改名なり、「史記」の貨殖傳に、范蠡變名易姓適齊爲鴟夷子皮とあれば、是れならんとの説あれども、范蠡が越王勾踐を輔けて呉を亡ぼせしは、孔子の歿後六年景公の卒後十七年にあれば、固より合はず、但「韓非子」及び「淮南子」の氾論訓、「說苑」の指武篇に鴟夷子皮の田常の黨たることを載せり、而して孔子と關係なきは固より論を俟たず、【南郭惠子】未だ何人のとなるを詳かにせず、「荀子」の法行篇にも南郭惠子問於子貢の文あり、楊注に未詳其姓名蓋居南郭因以爲號と云へり、【告子貢曰】子貢は孔子の弟子姓は端木名は賜と曰ふ、子貢は其の字なり、【以敎高國鮑晏】高氏國氏鮑氏晏氏は、皆齊の貴族大臣なり、孫注に「史記」の仲尼弟子列傳に、田常欲作亂於齊憚高國鮑晏故移其兵欲以伐魯、孔子聞之使子貢至齊說田常伐呉、又說呉救魯伐齊與齊人戰於艾陵大破齊師、越王聞之襲破呉の事を載せるを引けり、【伏尸以意術數】意は億の省字なり、術は率と通ず、是れ伏尸の多きことは、億の率を以て數ふるを言ふ、戰死者の極めて多數なること、

孔某爲魯司寇、舍公家而奉季孫、季孫相魯君而走、季孫與邑人爭門關、決植、孔某窮於蔡陳之閒、藜羹不糂、十日子路爲享豚、孔某不問肉之所由來而食、褫人衣以酤酒、孔某不問酒之所由來而飲、哀公迎孔某、席不

り、乃ち鴟夷子皮と云へる人を、田常と云へる齊國の大臣にて謀叛を蓄へる人の家に周旋して入れて、田常が相談役たらしめ、又一方には齊の不平黨なる南郭惠子と云ふ人を尋ね、之に己が或る事件を目論見居ることを告げ、互に打ち合せをなして自分は、魯國に歸り平氣を粧うて、時機の到來を待ちけるに、頃らくありて齊が魯國を伐たんとするを聞き、孔某は門人なる子貢に告げて曰く、賜(子貢の名)よ兼て目論見居る大事を擧げんには、今の時に於てすべきなりと、乃ち子貢を遣はし齊に赴き、南郭惠子に因みて、其の紹介を以て田常に見え、田常に說き勸めて故らに當時最も强大なる吳國を伐たしめ以て吳國の兵を挑發して、齊國を擊たしむ、又齊の大臣貴族に鮑氏晏氏の二人あり、此等の者に敎へて田常が亂をなすことを妨害することなからしむ、而して又一方に子貢をして越に勸め、吳が齊國に伐ち入れる空虛に乘じて、吳を伐たしめ、以て吳の師さを齊國を亂だすに足る範圍內に制限せり、されども之が爲めに三箇年の內に、齊は吳に亂され、吳は越に伐たれて共に破れ、國家の難に、兩國の戰死者は非常なることにて伏し仆れたる死骸は何億と云へる率を以て數ふるの多きに達せり、此の慘烈極まる禍は、孔某が自己一人の私忿を漏らさんが爲めより起りし者なれば、實に孔某の責めなり、嗚呼是れが乃ち儒者の開祖なり、

【解義】【封之以尼谿】尼谿は地名、未だ今の何地なるを詳かにせず、【浩居而自順】浩居は、簡略不恭の意なり、已に前に見ゆ、【宗喪循哀】宗は崇と通ず、「孔叢子」「史記」並に崇に作る、崇は厚なり、原喪は喪禮を厚くすること、循は遂なり、王注に循は遂の轉聲となせり、遂哀は哀みて止まざること、「三年問」に三年之喪二十五月而畢若駟之過隙然而遂之則是無窮也とあり、【機服勉容】機は危と通ず、危は高なり、服はもと衣冠の總稱なれば、危服は危冠と云ふが如し、勉は俛と通じて、俛は俯なり、是れ其の冠りは高くして、容ちは前に俯するを言ふなり、【脩飾以蠱世】脩は修と通ず、蠱は惑なり、【弦歌鼓舞】弦は絃と同じ、琴のこと、【趨翔之節】趨は疾走なり、翔は「禮記」の曲禮に、室中不翔とあり、注に行而張拱曰翔と云へり、乃ち臂を張り伸ばして行くこと、【絫壽不能盡其學】絫は累と同じ、是れ幾歲の壽命を累さぬるとも、容易

を唱へて曰く、不可なり、夫れ儒者は浩居と申して人を疎略に取り扱ひ、不謹愼にして而も自から許して道に順へる者となせり、以て下たる者を敎ふべからず、音樂を爲し遊ぶことを好みて、人の心を淫し蕩らせば、以て親く人民を治めしむ可からず、天命の説を立て、物事の成否は、凡て天命にて定り居る者となして、人の盡くすべき事を怠る者なれば、職務を守らしむべからず、喪事を崇び大切にして哀みを久しくする者なれば、一たび親戚の不幸に逢ふ時は、萬事を放棄するが故に、民を慈愛して保んぜしむべからず、機服勉容と申して高き冠りを頭に戴き、容ちは俯し目勝ちにて動作進退に敏ならざるが故に、衆人に先だちて導きをなさしむべからず、右は儒者の常弊なるが、今や孔某は容ちを盛に繕ろひ、外觀を修め飾りて世間を惑ひ迷はし、琴を彈き歌を唱ひ皷舞して學徒を招き聚め、堂上堂下を登降する禮式を繁雜にして儀則の正しき樣子を示し、進翔の節と申して、小走り大走りに行進む加減を骨折りて、己こそ作法の心得ある者ぞと衆人に觀して、君子物識りなりとの虚譽を博することを務め、博く學びて居れども、只物識りと云ふまでにして、實用には立たざれば、世の政を議せしむべからず、心思を勞して物事を考ふれども、迂濶にして人民を補ひ益すべからず、壽命を累ねて長生をなすも、學問複雜涯りなければ、學び盡くすこと能はず、壯年にして身體元氣共に健康活潑なるとも、餘り事の繁雜面倒なれば、其の定めたる禮儀を實行する能はず、財貨を積み累ぬるも、餘り費用嵩まれば、其の欲する音樂を十分に滿足ならしむる能はず、邪術を繁く手間を懸け飾り粧ひて、世上の國君を惑はし、盛んに音樂を囃し立てゝ愚昧なる人民を蕩らし込み、其の道は以て世上に示して模範となすべからず、其の學は以て衆人の師となり敎へ導くべからず、右の如くなる者を、今や吾が君は之を大祿の地に封じ以て齊國の風俗を宜き方に移し易へんと欲し玉ふとは、人君として國民を導き衆人に先だち模範を示して敎へを施し玉ふ所以にあらざる也と、景公曰く善しと、是に於て表面は孔某の禮遇を厚くし、其の尼谿に封ずる事を中止し、面會の時敬つて見え、而も其の道を問はず、乃ち外は敬禮を示せども、内は之を疎外せり、孔某乃ち心に恚り景公と晏子とに對して怒

盡世、弦歌鼓舞以聚徒、繁登降之禮以示儀、務趨翔之節以勸衆、博學不可使議世、勞思不可以補民、絫壽不能盡其學、當年不能行其禮、積財不能贍其樂、繁飾邪術、以營世君、盛爲聲樂、以淫遇民、其道不可以示世、其學不可以導衆、今君欲封之以移齊俗、非所以導國先衆、公曰、善、於是厚其禮、留其封、敬見而不問其道、孔某乃恚怒於景公與晏子、乃樹鴟夷子皮於田常之門、告南郭惠子以所欲爲、歸於魯、有頃、聞齊將伐魯、告子貢曰、賜乎、擧大事於今之時矣、乃遣子貢之齊、因南郭惠子以見田常、勸之伐吳、以教高國鮑晏、使毋得害田常之亂、勸越伐吳、三年之內、齊吳破國之難、伏尸以意術數、孔某之誅也、

【大意】既に前節に述べたり、但孔子の行事を攻撃するに多少の異同あるに過ぎず、王闓運は此の文より以下は、記述する者傳聞の異あるに由れりと云へり、

【通釋】尙ほ又一事あり、孔某齊國に之きて景公に見ゆ、時に景公は孔某を悅び、封ずるに尼谿と云へる地を以てせんと欲し、晏子に相談せしが、晏子は異議

の下問に接しながら對へざる所以なりと、景公之を聞き晏子に深く謝して曰く、嗚呼夫子は寡人に益を予へ玉ふこと澤山なりき、夫子にあらずんば吾は終身の間孔某の白公と同じき姦邪の人たることを知らずして止むなりと、

【解義】　【孔某之荊】荊は楚國の別號なり、孔子之荊は「史記」に據れば魯の哀公六年にあり、【知白公之謀】白公は楚の太子建の子なり名を勝と曰ふ、建は讒を蒙りて死す、勝奔りて吳に在り、後ち楚人召還して白邑(楚の地)に居らしめ、白公と謂ふ、白公は父の讒死を憤り、遂に兵を擧げて亂を作す、軍敗れて縊死す、是れ本文に謂はゆる白公之謀なり、事は「左傳」の哀公十六年に詳かなり、【而奉之以石乞】奉は助勢として與ふるを謂ふ、石乞は人の姓名なり、「左傳」に據るに、石乞は白公の徒にして、尤も謀計に長ぜり、去れども孔子が石乞を白公に取り持たらし事は信ずべからず、孫貽讓は「列子」の說符篇「呂氏春秋」の精通篇「淮南子」の道應篇に、並に白公が孔子と問答をなせしを載せあれば、或は因りて誤傳せしならんと云へり、【君身幾滅而白公僇】君身は楚の惠王(太子建の弟なる昭王の子)の一身を謂ふ、「左傳」に據るに、白公の兵王宮に逼り、惠王僅に昭夫人(昭王の夫人)の宮に逃れて免かるゝことを獲たり、去れども白公の亂は、魯の哀公の十六年秋七月にありて、孔子は是夏四月已に卒去せしかば、白公の亂固より孔子の知る所にあらず、且姑く墨子の言を取るべしとなすも、白公の亂は景公卒後十二年にありて、晏子の卒は更に景公の前にあれば、固より預め白公の亂時の事を知りて論議する筈なければ、殊に辯誣の要もなきなり、

孔某之齊、見景公、景公說、欲封之以尼谿、以告晏子、晏子曰、不可、夫儒浩居而自順者也、不可以教下、好樂而淫人、不可使親治、立命而怠事、不可使守職、宗喪循哀、不可使慈民、機服勉容、不可使導衆、孔某盛容脩飾以

る君あり、其の賢臣の晏子と云へる人に問うて曰く、孔某の人と爲りは何如と、晏子默然として對へをなさゞりしかば、景公又復た問ひしに亦對へず、景公悅びずして曰く、曩に孔某の事を以て寡人に語る人は衆多なり、倶に以爲らく孔某は賢人なりと、然るに今や寡人之を問ひしに、子(晏子)に於て對へざるは何ぞやと、是に於て晏子對へて云へらく、臣嬰は不肖にして賢人を知るに足らず、去りながら嬰は曾て聞きしとあり、謂はゆる賢人とは、他人の國に入る時は、必らず己が德を以て感化し、務めて其の國の君臣の親みを合せて、益、篤からしめ、其の國上下の怨みを止めて、益、和らぎ睦まじからしむる者なりと、然るに彼の孔某は荊國に之きし時、其の臣白公の謀反を知りて、白公に奉げ與ふるに石乞と云へる人を以てして、其の勢を助け、爲めに楚の國君は幾んど滅びんとして、僅かに免かれ、白公は失敗して誅戮せられたり、臣嬰は之を聞けり、賢人は上たる者の信任を得れば、虛しからずして必らず實效あり、下たる者の心服を得る時は、安くして必らず危殆ならず、其の言君に聽き用ひらるれば、必らず善政行はれて人民を利し、其の敎下に行はるれば、必らず良風成りて、上を利す、されば賢人たる者は、言は明白にして何人が聽くも知り易く、行は明白にして何人も亦從ひ易し、行義は國民に明かに知らしむ可く、謀慮は公平なれば君臣に共通して倶に聽かしめ用ひしむべし、然るに今や孔某は深く慮り周く謀りて、陰に人知れず手拔りなくして、賊臣を助け、思ひを勞し智を盡くして邪計を行ひ、臣下に勸めて君上を犯し亂だし、臣たる白公に敎へて、君たる楚王を弑せしむ、是れ全く臣が曾て聞きし所に異なれば、賢人の行にあらず、他人の國に入りて他人の賊臣に與するは、義ある仲間にあらず、人の君に叛くは、不忠なることを知りながら、之を促がし勸め亂を爲さしむるは、仁ある仲間にあらず、事を爲すに公然ならずして、人を逃れて後ちに謀り、物を議するに曖昧にして人を避けて後ちに言ひ、行義は私曲多ければ廣く人民に明かに示すべからず、謀慮は公平ならざれば、一味徒黨を除く外は君臣に共通しては言ふべからず、右の如き邪術姦計ある孔某なれば、臣嬰は彼の孔某が、果して謀反人の巨魁たる白公に異なることあるを知らず、是れ臣が曩に吾が君

對、何也、晏子對曰、嬰不肖不足以知賢人、雖然嬰聞、所謂賢人者、入人之國、必務合其君臣之親、而弭其上下之怨、孔某之荊、知白公之謀、而奉之以石乞、君身幾滅、而白公僇、嬰聞、賢人得上不虛、得下不危、言聽於君、必利人、教行於下必利上、是以言明而易知也、行明而易從也、行義可明乎民、謀慮可通乎君臣、今孔某深慮同謀以奉賊、勞思盡知以行邪、勸下亂上、教臣殺君、非賢人之行也、入人之國、而與人之賊、非義之類也、知人不忠、趣之爲亂、非仁之類也、逃人而後謀、避人而后言、行義不可明於民、謀慮不可通於君臣、嬰不知孔某之有異於白公也、是以不對、景公曰、嗚乎貺寡人者衆矣、非夫子、則吾終身不知孔某之與白公同也、

【大意】　前文を承け、孔子の行爲が君子の道と相反謬するを擧げ、以て儒敎の信ずるに足らざることを示す、以下三節大意皆同じ、復た一一說かず、

【通釋】　いでや此より孔子の行爲が君子の道に非ざることを說かん、昔し孔子と同時代に齊の景公と云へ

人の位置境遇の然らしむる所と雖へども、畢竟は義理の正しきを踐み行ひ、天下の爲めに利を興し、凡ての事倶に利きに叶ふことは、君子の務むべき道なるに、儒者の開祖たる孔子の行は、之と相反するを云ふ、

【通釋】　儒者の非議すべきは以上のことに止らず、夫れ同一なる道德若くは學業若くは仁義の行なれども、其の身の位置境遇によりて、各、必ずしも盡くは相同じからず、乃ち大は以て上に立ちて人を治め、小は以て上に仕へて官職を引き受け勤め、遠きは恩德を周徧に推し施し、近きは己が一身の行ひを修む、此の如く各、同じからざれども、畢竟義ならざれば處らず、理にあらざれば行はず、務めて天下の利益を興し、曲直周旋共に其の利きに叶ふを以て目的となし、其の目的に達すれば止りて他に遷り易らざるは、此れ君子の道なり、然るを今や予が聞きし孔子の行ひを以て之と比較するに、もとより此の君子の道と相反き違うて謬れり、彼の儒教は右の如く開祖の根本に於て已に謬れることなれば、他の末流枝葉の徒が道に畔き理に悖る者あるは、復た何ぞ怪むに足らんや、

【解義】●【小以任官】任は堪なり當なり、任官とは、官職を我が仕事となして引き受くるなり、【遠施周徧】周も徧なり、是れ恩德を遠く四方に施して遺漏なきを云ふ、【近以脩身】脩諸本に循に作る、墨子の書脩循の二字互に誤る者尤も衆し、今改めて脩に作る、【曲直周旋】或は婉曲委細を盡くし、或は正直明白に行ひ、或は彼れ此れと周旋取り繕ふこと、【利則止】止とは、止りて遷り易はらざること、是れ曲直周旋共に利に叶ふを以て目的として進み既に進み達すれば、堅く守りて失はざるを務むるなり、【孔某之行】孔某は孔子なり、墨子の書もと孔丘(丘は孔子の名)之行と書せしを、後世の儒者、孔子の名を諱みて、孔某と改めしなり、

齊景公問晏子曰、孔子爲人何如、晏子不對、公又復問、不對、景公曰、以孔某語寡人者衆矣、倶以賢人也、今寡人問之、而子不

なり、「禮記」の學記にも善待問者如撞鐘叩之以小者則小鳴、叩之以大者則大鳴とあり、蓋し是れ儒家相傳の語にして、墨子聞きて之を非せしなり、【隱知豫力】隱知は智の及ぶ所を隱くして示さざるなり、豫は「爾雅」の釋詁に、射厭也とあり、「アキイトフ」こと、易の雜卦に謙輕而豫怠也とあり、豫力とは力を怠りて出ださゞるなり、兪曲園は豫は儲なり、其の力を儲畜するなりと解せり、【恬漠待問】恬は靜安なること、漠は淸なり靜なり、【若機辟將發】辟は檗の借字なり、爾雅に檗謂之罿、罿罬也、罬謂之罦、罦覆車也とあり、郭璞の說に今之翻車也、有兩轅中施罥以捕鳥と云へり、即ち鳥を捕ふる一種の機械なり、莊子の逍遙篇にも中於機辟死於罔罟の語あり、【夫執後不言之朝】拘執して人の後に居り、先づ進んで意見を朝廷に吐露せざるなりと、孫注に云へり、松崎慊堂は執後は猶ほ執雌の如し、此の句平常に就いて言ふ、執の字の上に、雖の字を加へて看るべしと云へり、執雌とは、物事を控目にすること、【物見利便己雖恐後言】物は事なり、雖は唯と通ず、是れ事物の中、苟も己が身に利便なるを見るときは、唯だ人の言に後れんことを恐れて、速かに意見を吐くなり、慊堂は上句の平常に就いて言ふに對し、此の句は有事の日に就いて言ふと說けり、【高拱下視】拱は斂手なり、高拱は高く超然として手を出ださゞること、【會噎爲深】會は噲と同じ、噲噎は咽喉蔽塞のこと、是れ口を杜ぎ聲を呑んで、何等の意見も吐かざるなり、正に上句に云へる唯恐後言と反對なり、【用雖急遺行遠矣】遺は遺棄なり、君たる者己を用ふることは急なりと雖ども君を遺棄して遠く去るを云ふ、是れ墨子儒者を譏る語なり、

夫一道術學業仁義也、皆大以治人、小以任官、遠施周偏、近以脩身、不義不處、非理不行、務興天下之利、曲直周旋、利則止、此君子之道也、以所聞孔某之行、則本與此相反謬也、

【大意】道術學業仁義の行に、大小の異あるは、其の

く、君子と云ふ者は、譬へば鐘の如し、鐘は之を他より撃つときは、聲を發して鳴り、撃たざるときは聲なくして鳴らず、君子も他人より問ふことあらば、之に答へ、問はざれば答へずと、作者予は之に應へて曰く、夫れ仁人と云ふ者は、其の上に事へて、忠誠を竭くし、其の親に事へて、孝行を務め、君親たる者が善を得れば、之を頌美し、過ちあれば之を諫止す、此れ人の臣たる者の道なり、然るに今や儒者の言の如く、宛かも鐘の撃之則鳴弗撃弗鳴と云ふ樣なることにて、己が智の氣附きたることを隱くし、力の出來得ることを見合して爲さず、冷靜無頓着にして、彼れより問へるを待ちて、後に始めて口を開きて對へ、たとひ君親の大なる利益ありとも、彼れより問はざるときは、我より口を開きて言はず、此所に大寇亂盜の將に起らんとして其の切迫なるや、宛かも彼の鳥獸を掩取する具の機關が將に發動せんとすると同一なる場合、乃ち危機一髮の際に當りて、而も他人は其の事を知らず、自己のみ獨り之を知ることあり、乃ち己の言ふと言はざることに由りて、非常なる利害得失の關係あるに拘はらず、己が親く事ふる君親と雖ども、亦他の人と共に皆不問不言の中に置きて、何に事も相談なきときは、氣附くとも言はず、是れぞ彼れは大亂の賊臣なり、是の如き心得を以て、人の臣となれば必らず忠ならず、子となれば必らず孝ならず、兄上に事ふれば悌友ならず、汎く他人に接遇すれば必らず貞良ならざるなり、夫れ兎角に拘り執りて後邊にのみ居て、敢て意見を朝廷稠衆の前に言はず、さらば終に沈默謙遜なるかと云はんに、亦左にもあらず、乃ち物事の中にて、苟も自己の身上に利便勝手なることを見るときは、唯だ己が辭の他人に後れんことを恐れ、先を爭うて論辯を務むるなり、去れど君主が若し言うて、而も未だ自己の身に利便なること有らざれば、高く手を斂め見下して相携さはらざる粧ひをなし、殆んど喉口まで出づる辭を呑み込みて、奧深き模樣を示し、諸問に對しては唯だ其れ未だ之學びずと云ひ、君は之を用ふること甚だ急切なりと雖も、己は君を遺棄して行き去ること遠し、乃ち遠く振り棄て去りて復た顧みざるなり、

【解義】【君子若鍾】鍾は後世の鐘の字なり、【撃之則鳴】此亦本書の公孟篇に見ゆ公孟子墨子に告げし語

ときは、我は之が胥車を助け敢て奪掠せずして、爲めに力を協はせ之を挽くなりと云へり、孫注は文に脱誤あるならんと疑へり、【若皆仁人也】若は此と同じ、此皆仁人也と云へると同じ、【則無説而相與】説は言説なり、而は以と同じ、與は如なり相與は相如にて互に對敵する意味なり、是れ則無説以相與とある文と同義にて、言説として相互に敵し爭ふとなしと云へるなり、乃ち相敵し爭ふべき價値ある言説なきことなり、【意暴殘之國】意は抑と同じ、

又曰、君子若鍾、擊之則鳴、弗擊不鳴、應之曰、夫仁人事上竭忠、事親務孝、得善則美、有過則諫、此爲人臣之道也、今擊之則鳴、弗擊不鳴、隱知豫力、恬漠待問而後對、雖有君親之大利、弗問不言、若將有大寇亂盜賊將作、若機辟將發也、他人不知、己獨知之、雖其君親皆在、不問不言、是夫大亂之賊也、以是爲人臣不忠、爲子不孝、事兄不弟、遇人不貞良、夫執後不言之朝、物見利便己、雖恐後言、君若言而未有利焉、則高拱下視、會噎爲深曰、惟其未之學也、用誰急、遺行遠矣、

【大意】儒者の沈默寡言を粧うて、其の實は利欲の心深く、國家の危難に際し、君父の困苦を見るも、忠愛の心乏しく、唯だ己が身に利と不利との關係によりて、言默進退を爲すことを排斥す、

【通釋】儒者は又人に對し衆に接する道を說きて曰

さず、敵の敗軍に同情して物を施す者あるときは、我は其の輜重を助け、敢て奪掠をなさずと、作者予は之に應答して曰く、本來戰ひてふ者は、互に爭ひをなすより起るなり、若し彼我共に皆仁人ならんには、最初よりして議論をして相互に取り組みて爭ふことなし、何んとなれば、仁人は其の取るべく舍つべく、又は此は是にして彼は非なりと云ふ道理を以て、相互に告げ諭して、何等の故(ワケ)なき者は故(ワケ)ある者に從ひ、其の事を知らざる者は知れる者に從へばなり、又已に爭ふべき辭(コトバ)なきときは、必らず服從し現在の行ひ方より、更に善きことを見るときは、必らず速かに其の方に遷りて決して我意を貫かんとせず、又執著をなさず、されば何の故にか人と相互に取り組みて爭ふことを爲さんや、故に既に仁人と仁人の間なるときは、初めより戰爭などは爲さゞるなり、若し又彼我共に兩つながら亂暴なる者が交も爭ふときは、其の勝てる者は不レ逐レ奔揜レ函弗レ射强則助レ之胥レ車を欲し、我が所能の有らん限りを盡くすとも、其の事は元來暴人の柄(ガラ)になきことなれば、猶ほ且つ儒者の云へるが如き君子となるを得ざらんとするなり、抑も殘暴なる國に對して、聖人は將に世の爲めに害を除かんとして、師さを興し誅罰をなし勝つときに當りて、將に因りて儒術を用ひて士卒に號令して毋レ逐レ奔揜レ函勿レ射强則助レ之胥レ車と曰はゞ、暴亂の人は之が爲めに活くることを得て、天下の害は永久に除かざるなり、是れぞ乃ち多勢の人が羣りて、父母を殘ひて深く世人を賊(ソコナ)ふことを爲す道理なり、天下の不義は多くあれども、此より大なる不義はなし、

【解義】【君子勝不逐奔】穀梁傳の隱五年に、伐不レ踰レ時奔不レ逐レ奔とあり、【揜函弗射】揜は掩なり、函は甲なり、甲を免して之を掩藏する者は之を射らざるなりと、諸葛蠡は云ひ、戸埼松崎の二氏は揜函を被甲と釋し、被甲者は之を射ざるなりと云へり、又孫注には函は亟の訛にして猝なり、揜は困迫の義なれば、是れ敵が困急なるときは、君子之を射るに忍びざることなりと云へり、【强則助之胥車】强は降の訛にして胥は視なり、敵軍降りたれば之を殺さずして、車中に於て相見るなりと、諸葛氏は云へり、畢沅は强は施の訛なりと云ひ、松崎慊堂は胥は儲胥のことにて、畜積を載する車なり、是れ敵の敗を患へて之に施す者ある

造りし者にして、車は既に黄帝時代の作たり、孫注も之を取れり、【巧垂作舟】巧垂一に工倕に作る、堯の時の人、共工（工部）の官たり、【鮑函車匠】鮑は鞄と通ず、柔革工曰鞄と說文に見ゆ、函は甲なり、「ヨロヒ」と訓ず、鎧師なり、孟子にも函人の名稱あり、【皆小人道也】也は邪と同じ、詰問の語なり、

又曰、君子勝不逐奔、揜函弗射、強則助之胥車、應之曰、若皆仁人也、則無說而相與、仁人以其取舍是非之理相告、無故從、有故也、弗知從、有知也、無辭必服、見善必遷、何故相與、若兩暴交爭、其勝者欲不逐奔、揜函弗射、強則助之胥車、雖盡能猶且不得爲君子也、意暴殘之國也、聖人將爲世除害、興師誅罰、勝將因用儒術令士卒曰、毋逐奔、揜函勿射、強則助之胥車、暴亂之人也得活、天下害不除、是爲羣殘父母而深賊世也、不義莫大焉、

【大意】儒者の戰に臨みて妄殺を誡むるは、仁道に似たるも、其の說は實際戰爭に行はれずして之が爲めに反りて暴亂の人を討ち漏らし、世を賊害する不義の道に陷るに至るを云ふ、

【通釋】儒者は又戰爭に就いて曰く、有德の君子は仁愛を以て本と爲せば我が軍勝ちたりとて、敵兵の敗れて奔る者を逐ふことをなさず、敵兵が鎧を脫ぎて仕舞ひ置くときは、弓矢を以て之を射ることをな

くなる者はあらず、故に儒者の謂はゆる古言古服も、多年を歷る內に、自然に古言古服と爲りし者にて、もと皆嘗て新しき者なり、而して古の人は其の新しき言を言ひ新しき服を服したれば、古人は君子にあらざるか、若し然るときは必らず服は君子の服にあらず、言は君子の言にあらずして、後ちに始めて仁となすべきか、洵に儒者の言の如くんば、豈に矛盾の論ならずや、儒者又曰く君子は古人の爲せしことを繼述して、自ら創作せずと、作者予は之に應答して曰く、古へは羿と云へる人は、弓を創作し、伃と云へる人は甲冑を創作し、奚仲は車を創作し、巧垂は舟を創作せり、右の如くなるときは、今時の革細工人や鎧匠車匠は盡く唯だ古人の爲せしことを繼述せる者なれば、皆揃うて君子なり而して古への立派なる發明者たる羿伃奚仲巧垂は、亦盡く己が力にて物を創作せし者ならずや、且つ其の上に現今儒者が繼述せる事柄は、其の初めは矢張り人が必らず之を作ることありて始まりしなり、然るに儒者の言の如く、循而不作を以て君子の道となすときは、古しへの創作せし人は、即ち小人となれば、今儒者自身が述ぶる事柄は、皆小人の道を述ぶる道理なり、是れ己が他を攻撃しつゝ、亦竟に被攻撃の中に入るものにて、眞に大矛盾の甚しき者ならずや、

【解義】【君子必古服古言然後仁】仁とは、道德ある人と云ふ意味なり、孝經に孔子の卿大夫の孝を論ずる言を載せて、非先王之法服不敢服、非先王之法言不敢言、非先王之德行不敢行とあり、墨子の訾議する所は、蓋し此の類を謂へるか、【君子循而不作】循は述也と廣雅の釋言に見ゆ、論語に述而不作とあり、述は舊きを傳ふるのみ、作は創始なりと朱注に見ゆ、【古者羿作弓】羿は人の名、古しへの射師にて、始めて弓を作れり、「呂氏春秋」の勿躬篇にも、夷羿作弓とあり、此と同人なり、【伃作甲】伃一に杼に作る、即ち夏の禹王の後裔にて、帝杼と云へる天子なり、甲は甲冑なり、「史記」索隱にも系本を引きて、季杼作甲者也と云へり、【奚仲作車】奚仲は夏の時代の人なり「後漢書」輿服志の劉注に、「古史考」を引きて、黄帝作車引重致遠、其後少昊(黄帝の子)時、駕牛禹時奚仲駕馬とあり、此の說によれば、奚仲は始めて馬車を

散は宂なり、無用なること、散人とは無用なる人なり、是れ儒者より君子を詬りて云へるなり、良儒は儒者自から謂ふ、【夫夏乞麥禾】夏は田植の季節なり、是れ儒者は多く貧なるを以て、田植ゑの季節に至るときは、麥禾の種を他人に乞うて僅に植付けをなすを得ることを云ふ、【大喪是隨】當時田家の喪、專ら儒禮を用ふれば、往て爲めに其の世話をなすなり、【足以至矣】至は致と同じ、又字の如く解して、一年の終に至ることを云ふと說く人もあり、【因人之家以爲翠】翠は膵と同じ、肥肉なり、腹一杯に肉を食ふこと、【恃人之野以爲尊】尊は罇と通じ、上句の爲膵に對して、酒を蓄ふることにて、膵は食を云ひ、尊は飲を云ふとの說もあり、王闓運等は此の說を取れり、亦以て一說とすべし、【此衣食之端也】端は緖なり始なり、是れ衣食に有り着く始めなるを云ふ、

儒者曰、君子必古服古言、然後仁、應之曰、所謂古之言服者、皆嘗新矣、而古人服之、言之則非君子也、然則必服非君子之服、言非君子之言、而後仁乎、又曰、君子循而不作、應之曰、古者羿作弓、伃作甲、奚仲作車、巧垂作舟、然則今之鮑函車匠、皆君子也、而羿伃奚仲巧垂、皆小人邪、且其所循、人必或作之、然則其所循、皆小人道也、

【大意】儒者の徒に古代を尊ぶことは、反りて古人の眞意に畔きて小人の道なることを云ふ、

【通釋】儒者は又何に事も凡て古代を崇拜して曰く、君子は必らず古人の衣服を服し、古人の言辭を言ひ、然る後に始めて仁者と云ふべしと、作者予は之に應答して曰く、時代は新しきを經過して、後に古くなる者なり、何に事に限らず、皆最初より一足飛びに古

内に納れ藏むるが如く、一生懸命になりて、其の目付きや態度は牴觸を好める牡羊の目付きの如く、去勢をなせる豬が起つが如く、強見を示すとも格別威あらず、怒り起つとも、特に張り氣なし、君子之を笑へば、彼れ儒者は怒りて曰く、汝ぢ如き無用の人物、何ぞ吾が輩の良儒を知らんや と、右の如く外は虚勢を示すも、實は甚だ卑屈たり、いざ吾は一つ彼れの假面を剝ぎ呉れん、一體彼れ儒者は夏季の間は麥禾の餘り物を他人に乞うて僅かに餬口をなし、秋に及びて五穀熟して收穫を畢へ、乞ふべき食物なきに至りては、他人の不幸喪禮を世話して、其の報酬に食物をもらひ、自己一人のみならず、子や孫も皆之に從ひて十分に飲み食らひをなす、されば今茲に數箇處の喪禮ありて、世話をなして畢ふるときは、以て一先づ己が欲望を致し極むるに足れり、右の如く全く他人の家に因みて肥ることをなし、又他人の田野を當てにして尊く威張ることをし、人の不幸を以て反りて己の幸とし、富人に喪事あるときは、乃ち大に悦喜して此れ衣食を得る端緒なりと云へり、嗚呼此の醜態、何ぞ彼の乞人が鼸鼠の如く藏して、羝羊の如く視、賁彘の起つが如く、唯だ食物を漁り貪りて、適に虚勢を示すも、何等の實力の畏るべき威なき者と異ならんや、

【解義】【有強執有命】有は又と通ず、【幸否有極】否は不幸なり、極は中也、偏倚せずして相當の道理あることを云ふ、【繁飾禮樂】繁く盛んに禮樂を立派に組み立つること、【久喪僞哀以謾親】謾は欺なり、【而高浩居】浩居は、畢沅は傲倨と同じとなす、孫注は浩裾と同じくして、晏子外篇には浩裾に作り、孔子家語の三恕篇に浩裾則不親とあるを、王注に浩裾は簡略にして不恭なる貌と釋せりと云へり、兩説俱に通ず、【無以違之】違は避なり、【是若乞人鼸鼠藏】乞人は乞匃なり、「コツジキ」と訓ず、鼸鼠は田鼠なり、「ウグロモチ」と訓ず、儒者の食物を得れば、之を口に頰張ること、田鼠の食物を己が頰内に裹藏する狀に似たるを云ふ、【而羝羊視賁彘起】羝羊は牡羊なり、賁彘は豶豕と同じ、牡豕を豭と曰ふ、其の特を攻めて之を去るを豶と曰ふ、是れ人に乞ふとは鼸鼠の貪り藏むるが如く、而も一旦小利害に逢へば、忽ち怒視憤起すること、羝羊豶豕の如くなるを云ふ、下文に云へる散人焉知良儒の語は即ち是れなり、【散人焉知良儒】散人は

儒、夫夏乞麥禾、五穀既收、大喪是隨、子姓皆從、得厭飲食、畢治數喪、足以至矣、因人之家以爲翠、恃人之野、以爲尊、富人有喪、乃大說喜曰、此衣食之端也、

【大意】儒者の天命を執りて人事を力めず、繁文虚禮を以て人を惑はし、親を慢り、怠傲遊惰にして、職事を務めず、徒に他人に依賴して、僅かに衣食することを逃べ、以て其の國家に益なくして世に害あるを云ふ、

【通釋】唯だ以上の事のみならず、又强ひて有命の說を執りて說き議して曰く、人の壽夭貧富、國の安危治亂は、もとより天命ありて一定すれば、或は損じ、或は益して、勝手次第に變易すべからず、身の窮困し或は上達して高貴の位に列り、賞譽を受け又は刑罰を被り、幸福あり不幸福あることは皆動かすべからざる前定の理ありて、通常人の智力にて如何ともなすこと能はずと、さて右の如き說を多數の官吏が之を信ずるときは、勤惰によりて賞罰あることなしと思へば、己が職事を分擔して行ふことを怠り、庶人が之を信ずれば仕事をなすを怠らん、官吏が政事を治めざれば國家は亂れ、農民の仕事が緩慢になりて爲さゞるときは、國家は貧しからん、國家が貧く且つ亂るゝときは、政事の根本に背き違ふなり、而も儒者は此れを以て道なり敎なりと爲せり、是れ天下人民を賊ふものなり、且つ夫れ儒者は禮樂を繁く飾りて、外貌を粧ひ、面白き音曲を囃し立て、以て人の心を蕩し、又心にもなきに悲みを粧ひ久く喪を勤め、僞りて哀れを催ほし、以て己が父母を欺き、天命を立てゝ、何に事も自然の約束なりとて懶惰にして奮發心なく、貧しきを左程に頓着せずして、早く氣樂にならんとも思はず、而も自から高く止りて、傲慢なる振舞をなし、政事の本に背き、職事を擲ち棄てゝ、怠傲に安んじ、飮食を貪りて、仕事を作すことを惰り、其の結果身は益困窮して、飢寒に陷り、凍餒の爲めに危きも、其の難義を避くる途なし、是れ其の醜態を形容すれば、宛も乞食の人が飮食を蓄ふることは、鼴鼠が食物を賴

祀】之は則の字と同義に用ふ、是れは妻則奉祭祀とあると同じ、左傳の僖九年に、東略之不知西則否矣とあり、晉語に華則榮矣實之不知とあるが如き、皆、則と之と互文に用ひしこと、王引之が經典釋詞に云へり、孫注に禮記の哀公問篇に、公曰冕而親迎、不已重乎、孔子對曰、合二姓之好、以繼先聖之後、以爲天地宗廟社稷之主、君何謂已重乎とあり、墨子の非とする所は、哀公の問ふ所と相類すと云へり、【子將守宗廟故重之】同書に孔子曰妻也者親之主也、敢不敬與、子也者親之後也、敢不敬與とあり、【奉其先之祭祀弗散】散は散帶なり、散帶は喪服の時に用ふ、故に喪服を着けざるを、弗散と云ふ、【夫憂妻子以大負絫】憂は優の本字にて、厚くすること、以は已と同じ、絫は累と同じ、偏に妻子に厚くするは、已に大に愆累を負ふことなるを云ふ、【有曰所以重親也】有は又と同じ、

有強執有命以說議曰、壽夭貧富、安危治亂、固有天命、不可損益、窮達賞罰幸否有極、人之知力、不能爲焉、羣吏信之、則怠於分職、庶人信之、則怠於從事、吏不治則亂、農事緩則貧、貧且亂、倍政之本、而儒者以爲道教、是賊天下之人者也、且夫繁飾禮樂以淫人、久喪僞哀以謾親、立命緩貧而高浩居、倍本棄事而安怠傲、貪於飲酒、惰於作務、陷於飢寒、危於凍餒、無以違之、是若乞人、鼸鼠藏而羝羊視、賁彘起、君子笑之、怒曰、散人焉知良

母に悖り逆らひ、父母を取扱ふことは卑下して妻子と同等にし、妻子を待遇することは上釣して兩親に事ふる道の範圍を侵し入り、父母と同等なるが如し、此の如き行爲は、之を親に孝なりと謂ふべき乎、儒者は之を辯護して曰く、夫が親く妻を迎へに赴くことは、己が妻なるが故に特に尊敬すと云ふにはあらず、妻は己と共に一家を相續して、祖先の祭祀を奉げ行ひ、妻が生みたる子は、將に己の後を繼ぎて祖先の宗廟を守り保たんとする者なるが故に、乃ち祖先に對して、之を尊重して右の如く爲すなりと、予作者は此の辯論に對して曰く、此れ全く道理を誣ふる言なり、若し果して祖先の祭祀を奉げ行ふが故とならば、今其の宗兄は、其の祖先の宗廟を守ること數十年の久しきにも關せず、死するとき、之が爲めに喪を勤むること僅に一箇年の期の喪なり、兄弟の妻は其の夫に連れ添うて、其の祖先の祀を奉げ行ふ者なるに、僅かに散帶のみを着けて、喪をば行はず、左すれば妻子に限りて、兩親同樣に三年の喪を行ふことは、必らず祖先の祭祀を守り奉ずるを以ての故にあらざらん、夫れ私愛私情に溺れて妻子を優遇することは、已に大に罪累を負へる者なるに、又其の辭を文飾して祖先祭祀の事に託して曰く、此れ其の親を尊重する所以なりと、右の如くにして、己が至りて私する所の妻子を厚くせんが爲めに、至て重んずる所の父母を輕んずることをなすは、豈に大なる姦人にあらずして何ぞや。

【解義】【取妻身迎】取は娶と同じ、身迎は婿親から妻を其の家に迎ふるなり、「昏義」に父親醮子而命之迎、男先於女也、子承命以迎とあり、【袨端爲僕】袨は玄と同じ、袨端は即ち玄端にて、黑色の禮服也、玉篇に袨は黑衣也とあり、鄭玄曰く、端取其正也と、服虔は禮衣端正無殺故曰端と、「左傳」の昭元年に注せり、「淮南子」の齊俗篇にも、尸祝袀袨大夫端冕とあり、高注に袀純服袨黑齋衣也、即周官所云齋服即玄端也と云へり、亦以て袨端の玄端たることを知るべし、【秉轡授綏】轡は馬の手綱なり、綏は「トリテ」と訓ず、車上に立ち、又は車に上るに把るもの、士昏禮に壻御婦車授綏とあり、【父母下則妻子】則は法なり、尊屬たる父母が卑屬たる妻子と同樣になる故に、下則妻子と云ふなり、猶ほ下准妻子と云ふが如し、【妻之奉祭

ること、

取妻、身迎祗褍爲僕、秉轡授綏、如仰嚴親、昏禮威儀、如承祭祀、顚覆上下、悖逆父母、父母下則妻子、妻子上侵父母、事親若此、可謂孝乎、儒者曰、迎妻、妻之奉祭祀、子將守宗廟、故重之、應之曰、此誣言也、其宗兄守其先宗廟數十年、死喪之其、兄弟之妻、奉其先之祭祀、弗服、則喪妻子三年、必非以守奉祭祀也、夫憂妻子、以大負絫、有曰所以重親也、爲欲厚所至私、輕所至重、豈非大姦也哉、

【大意】婚禮親迎の儀に就きて、夫の妻を過遇すること、父母に敬事すると同きは、親を卑待する所以なるを云ひ、以て儒敎の孝道を說くは、自から矛盾するの非なるを論ず、孟子嘗て墨者夷之の其の親を厚葬するを譏りて、天之生物也使之一本而夷子二本と云へり、今墨者をして言はしめば或は曰はん、儒の妻子に厚くして其親に同うするは、果して其れ本を一にする乎、

【通釋】儒者の定めたる婚禮に就いて云はんに、妻を娶るときは、夫たるべき者は、自身親く妻たるべき者の家に迎へに赴きて、恭しく玄端とて黑色にして端正なる禮服を着け、馬車の御者となりて、轡を乘り妻たる女が車に上る時は、引きて車に上る綏を授けて、御者の役目を勤め、態度萬端の恭しきことは、宛かも子が嚴かなる親に對して御者の役を承け玉はるが如し、又婚禮の威儀の敬虔なることは、祖先の祭祀を勤るが如し、此の如く上下の秩序を顚倒反覆し、父

就いて云ひ、尊卑は尊賢有等に就いて、公卿大夫等の如く爵位各差あることを云へる者なれども、墨子は專ら其の兼愛主義よりして、儒者の親親有殺の說を破りて、其の持論たる節葬論を佐けんが爲めに、親疏の方に就いて云へりと承知すべし、【妻後子三年】後子は嫡長の子なり、已に節葬篇に見ゆ、【弟兄庶子其】其は期と同じ、十二箇月の喪なり、【戚族人五月】喪服を分ちて斬衰齊衰大功小功緦麻の五等とし、父には斬衰三年、母には齊衰三年の喪を服し、大功は九月小功は五月緦麻は三月の喪とし、上は高祖曾祖祖より下は孫曾孫玄孫に至り、及び旁系の諸親族まで、各〻親疏尊卑の等殺によりて、喪の長短あり、最短を三月となす、今戚族人五月と云へるは、大概を擧ぐるのみ、戚は外族也、【親伯父宗兄而卑子也】叔父を云はざるは、伯父の中に包該せるなり、宗兄は本宗の嫡長なり、曾子問に見ゆ、而は如と通ず、卑子は即ち庶子なり、【其親死列尸弗斂】列は陳なり、尸は死體なり、斂は納棺のこと、禮に死二日而後斂とあれば、死後二日間は、猶未だ斂せず、故に列尸弗斂と曰ふ、一說に舊本に斂の字なければ、列は茢の訛にして、茢は萑苕なり、不祥を掃ふべし、左傳の襄二十九年に、乃使巫以桃茢先祓殯とあるが如く、是れ尸に向ひ茢を以て不祥を祓ふことにて、弗は即ち祓と同字なりと解すれども、禮記の檀弓に、君臨臣喪以巫祝桃茢執戈惡之也とありて、茢を以て祓ふことは、尊者が卑者の喪に臨むときの式にして、此所には適當ならず、又喪禮に祓尸の事なし、故に今は取らず、【登屋窺井挑鼠穴探滌器】登屋は死者あるときは、屋上に登り北面し、衣を以て招きて、皋某復せよと云ふこと、士喪禮及び禮記の禮運に見ゆ、窺井以下の事は、禮經に見えず、挑は誘致すること、滌器は洗器なり、蓋し其の親死すれども、信せず、屋に登りて招き呼び、又井中を窺ひ、鼠穴滌器、皆幽深の者なれば、或は其の中に在らんことを疑ひ、之を挑探するなりと、戶埼允明、松崎慊堂は說けり、孫貽讓は窺井以下並喪禮所無蓋謏語也と云へり、按ずるに禮記の問喪篇に求而無所得之(死者)也、入門而弗見也、上堂又不見也、入室又弗見也、亡矣喪矣不可復見已矣、故哭泣辟踊盡哀而止矣とあり、本文の語疑ふらくは此類を極端的に言へるならん、【蠢愚甚矣】蠢も愚なり、蠢愚とは莫迦正直な

の説を聞かざりしを、

【通釋】　儒者は曰く、親き血筋の者を親むには、各、續き柄によりて、其の加減あり、賢く徳ある者を尊ぶには、亦各〻人柄によりて等差あり、是れ續き柄に對しての親疎、人柄に對しての尊卑に因りて、取り扱ひ方同じからざることを言へるなり、儒者の定めし禮に曰く、人死すれば、喪を服して哀悼の意を表するは禮なり、喪の禮は父母の死亡したるときは、三年の喪を勤め、妻や嫡嗣の死亡したるときは、亦三年の喪を勤め、伯父叔父弟又は兄及び己が庶子には、期とて一箇年の喪を勤め、戚族の人には五箇月の喪を勤むと、右の如く儒者の禮には定めたり、去れど若し單に續き柄の親きと、疎きとを標準として、喪を服する歲月の長きと短きとの數を定むることならば、自然に親き者は歲月が多くして疎き者は歲月が少かるべき筈なり、然るに今此の如く同く三年の喪となすときは、是れ己が妻や嫡嗣は最も親き父と同き者となるなり、亦若し人柄の尊卑を標準として、喪を服する歲月の長きと短きとの數を定むることならば、右の如く爲すときは、是れ己が妻や子を尊ぶことは、最も尊き父母と同等にして、而も己が尊屬親たる伯父若くは本家の相續たる兄を取り扱ふことは、己が卑き子即ち庶子の如くに見下ることとなり、道理に逆ふこと孰れか此れより大ならん、尙ほ喪禮に付いて云へば、其の親が死するときは、當分遺體を陳らねたる儘にして、棺中に斂めず、高き屋根に登り、又は深き井戸を窺ひ、家屋の內外を驅け廻りて、鼠の穴や、洗濯器に至るまで、手を突き込みて見たり、探りて見たりして、亡き人が若しや居らざるかと求むることをなせり、是れ實に笑ふべく惡むべき虛禮なり、若し以て亡き人が實に在りと思へるならば、其の戇愚なること甚だし、豈に笑ふべき者ならずや、如し其の人が眞に亡き者なるに、必らず之を求むることならば、其の到底探り當らざることを知りながら、斯の如く哀慕の外觀を粧ふことにて、詐僞も亦大なり、豈に惡むべき者ならずや、

【解義】　【親親有術】術は音「スヰ」殺は音「サイ」にて音近くして其の意義も通ずと、王引之は云ひ、又中庸に云へる親親之殺、尊賢之等は、即ち此所の二句と同意味となせり、【言親疎尊卑之異】親疎は親親有殺に

固より深く怪むに足らず、亦未だ必しも此れを以て孔子の敎を輕重するに足らず、然るに本篇は此を以て孔子を非斥したるは、元來儒墨の敎相同じからざるよりして、遂に歷詆して及べる者なるか、但其の事の孔子時代と相合はざる者亦尠からざるは、當時傳聞の異同あるに由ると雖も、吾終に墨子の爲めに誣妄の責を諱むこと能はざるを憾むるなり、本文に據れば、此の篇は上篇を闕き、但下篇を存するのみ、而して中篇は初めより無きが如し、他篇の必らず三篇あると異なり、王闓運は此無中篇、蓋三墨皆無此篇、後弟子附入而託言先有此と、其の說頗る鑿に近し、姑く錄して一說となす、

儒者曰、親親有術、尊賢有等、言親疏尊卑之異也、其禮曰、喪、父母三年、其妻後子三年、伯父叔父弟兄庶子其、戚族人五月、若以親疏爲歲月之數、則親者多而疏者少矣、是妻後子與父同也、若以尊卑爲歲月數、則是尊其妻子、與父母同、而親伯父宗兄而卑子也、逆孰大焉、其親死、列尸弗斂、登屋窺井、挑鼠穴、探滌器、而求其人焉、以爲實在、則戇愚甚矣、如其亡也、必求焉、僞亦大矣、

【大意】儒者の喪葬の禮に就いて、其の悖逆と詐僞との罪を非斥す、孟子は墨子の敎を駁して、墨子兼愛是無父也と云へり、今墨子は反りて儒者の喪禮を以て、妻後子を尊んで父と同じくなす者と攻擊せり、憾むらくは當時の墨者此を以て孟子に質して其

墨子國字解下

藻洲　牧野謙次郎　講述

墨子卷之九（承前）

非儒上第三十八（闕）

非儒下第三十九

非儒は儒者を非斥するなり儒は柔也、術士之稱と、説文にあるが如く、もと寛柔にして人を敎へて道に納るゝを以て務めとなせり、班固の「藝文志」に儒家者流蓋出於司徒之官、助人君順陰陽明敎化者也、游文於六經之中、留意於仁義之際、祖述堯舜、憲章文武、宗師仲尼、以重其言」と云へるは、蓋し儒敎の梗槩を説明せる者にして、乃ち其の初めは周禮に載する如く師儒の職ありて、敎學を掌りしを、周道の衰ふると共に、其の道稍く人民に降り、孔子聖人の德を以て其の位を得ず、退きて羣弟子を敎授するに及んで、儒者の名自然に之に歸し、遂に以て其の敎の名となすに至れり、去れども其後ち世愈〻遠く道愈〻分れ、孔子の時、已に子貢を誡めて賜也女爲君子儒、無爲小人儒（論語）と云はれしが、荀子に及んでは、俗儒の陋弊を論じて、逢衣淺帶、解果其冠、略法先王而足亂世術、繆學雜擧不知法後王而一制度、不知隆禮義而殺詩書、其衣冠行僞、已同於世俗矣、然而不知惡者、其言議談論已無以異於墨子矣、然而明不能分別、呼先王以欺愚者而求衣食焉、得委積足以揜其口、則揚揚如也、隨其長子、事其便辟、事其上客、億然若終身之虜、而不敢有他志、是俗儒者也と云へり、此等の言を推して、當時の儒者を考ふるときは、假令孔子をして再び生ぜしむるも、決して其の非行を不問に付すること能はざるべし、されば當時墨子が非儒の論ありたればとて、

(了)

墨子國字解下目次

第二十一巻

墨子 下

牧野藻洲講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書